14.4
14.4-478
78
1200501206610

始

資本金壹億五千萬圓
積立金六千九百萬圓

支店全國　百貳拾七箇所

株式會社
安田銀行
東京市麹町區大手町

資本金壹千萬圓
諸積立金壹千六百拾四萬餘圓
總保險契約高　五拾七億七千萬餘圓

火災保險の開祖

東京火災保險株式會社

取締役社長　南　莞　爾

本店　東京市麹町區大手町一丁目
支店　大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、仙臺、福岡、京城
代理店　内地、滿鮮、支那、印度及歐米主要地五千九百餘ヶ所

火災保險
海上保險
運送保險
傷害保險
信用保險
盗難保險
自動車保險
硝子保險
森林保險

共立汽船株式會社

電話丸ノ内一七一三

◎本店　東京市麴町區丸ノ内一丁目
電話丸ノ内三四一ヨリ三四五マデ

◎賣炭所　小樽、室蘭、函館、札幌、旭川

北海道炭礦汽船株式會社

◎支店　北海道夕張郡夕張町

◎炭山　夕張、新夕張、角田、萬字、登川、眞谷地、空知、幌内、幾春別

取締役會長　磯村豐太郎

夕張鐵道株式會社

室蘭電燈株式會社

コーキヨーシリカセメント

特異性能

耐火—攝氏八〇〇度以上の赤熱から冷水に投じて龜裂せず

防水—地上室、地下道等に使用して防水効果絶對顯著なり

耐鹹—岸壁「**ケイソン**」等海水工事に侵蝕なく強力增加す

低熱—堰堤其他「**マッスコンクリート**」に使用して發熱せず

耐蝕—硫酸等の酸類及鹽類溶液中にても蝕損せず安全なり

鏝展—壁面に塗つて普通**セメント**に比し五割の鏝展(コテノ)びあり

大阪窯業セメント株式会社

昭和十二年版

時事年鑑

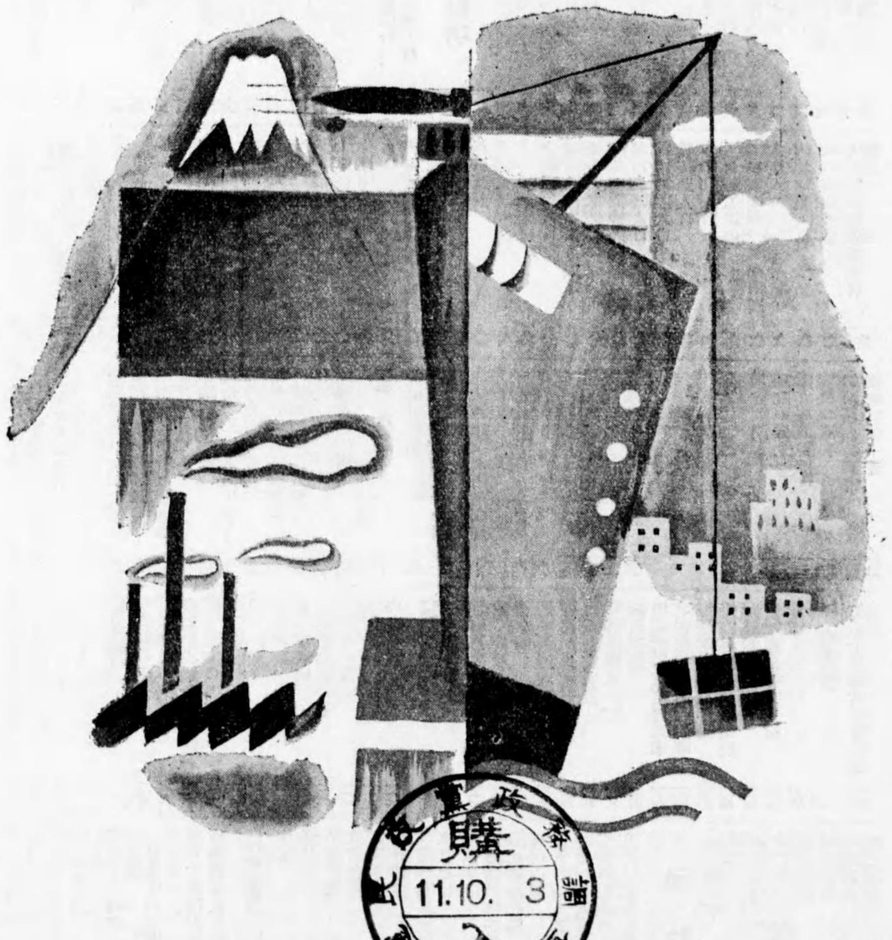

購入
11.10. 3

時事新報社編纂

理想の生命保險

確實
低廉
親切

會社は相互にして
加入者の共有なり
本年も亦最高率の
利益配當（最高十二割六分）
を爲せり

（案内書贈呈）

東京市京橋區

第一生命保險相互會社

電話京橋（56）
（二一八一・二一八二・二一八三・二一八四
二一八五・二一八六・二一八七・二五五六）
振替口座東京一三一番

14.4
478.1
44.10.28

目次

（卷末に五十音引詳細なる索引あり）

憲法

憲法發布勅語 五一
帝國憲法 五一
皇室典範 五三
皇室典範增補 五四
公式令 五五

皇室

天皇 五六
皇后 五六
皇太后 五六
皇子 五六
皇族一覽 五六
皇族御官職 五六
皇族御公職 五六
御學業中の皇族 五六
皇族御服裝 五六
宮廷錄事 五六
歷代天皇 五九
攝政、關白 六三
將軍 六三
宮中席次 六三
皇居 六四
京都皇居 六四
青山御所 六四
離宮、御苑 六四
御用邸 六四
宮內官府 六五
樞密院 六五
宮內官 六五
祇候 六六
宮中主要職員 六六
歷代內大臣 六六
歷代宮內大臣 六六
歷代樞密院議長 六六
前官禮遇者 六六
帝室技藝員 六六
國葬 六六
歌會始御題 六七
御料地面積 六七
世傳御料 六七
御獵場 六七
宮內官吏人員俸給 六七
宮內官吏部局別人員 六七

爵位勳功

華族令要旨 七三
位階令要旨 七三
勳章規定 七三
記章種類 七三
褒賞規定 七五
有爵者一覽 七三
舊大名 七三
高級有位者 七三
高級帶勳者 七四
華族戶數 七五
有位者人員 七五
勳章記章佩用人員 七五
勳章年金受有者 七五
勳章贈與外國人 七五
外國勳章佩用人員 七五
勳章褫奪人員 七五
褒章受領者數 七五

土地人口

邦土位置 七六
主要地經緯度 七六
全版圖面積 七六
道府縣別面積 七六
民有地 七六
大河 七七
大湖沼 七七
大原野 七七
主要山嶽 七七
火山 七七
火山破裂回數 七七
地震帶 七七
居住の限界 七八
行政區劃 七八
帝國人口概觀 七八
人口增加趨勢 七八
全國世帶人口 七八
德川時代の人口 七八
地方別世帶人口 七八
府縣別世帶人口 七九
都市世帶人口 七九
都市村落人口 七九
職業別人口 七九
年齡別人口 七九
人口每五歲別 七九
人口有配偶、無配偶別 七九
本籍人口 七九
內地本籍人口 七九
身分別出生數 七九
夫婦關係繼續期間別離婚 七九
婚姻離婚出生死產死亡種類別婚姻離婚數 九二
昭和九年中婚姻離婚出生死產死亡 九二
年齡別婚姻數 九二
父母の年齡と出生割合 九二
海外在留本邦人 八〇
海外在留邦人職業別 八〇
外國旅券交付人員 八一
移民 八一
本邦在留外國人 八一

氣象

各地霜雪期 八三
各地氣溫風速降水量 八三
溫度記錄 八四
六大都市及北海道朝鮮臺灣樺太平均晴雨日數 八四
昭和十年全國氣象摘要 八五
地震 八六
著名地震 八七
關東地震被害記錄 八七
天氣豫報 八七
暴風警報及地方特報 八八

政治

【帝國議會】

議會開閉 九〇
議院の成立 九〇
議事規則要旨 九一
議員の權利 九一
初期以來の議會 九一
議會解散一覽 九二

【貴族院】

貴族院の組織 九五
三爵議員の選擧 九五
多額納稅議員の互選 九五
學士院議員の互選 九五
歷代議長 九五
議員一覽 九六
議員異動 九六
議員會派別 九七
多額納稅者一覽 九七
選出別議員數 九七
多額納稅者納額 九七
各派役員 九七

【衆議院】

衆議院の組織 九八
選擧法要旨 九八
兼ね能はざる官職 九八
選擧區 九八
選擧區別人口 九八
歷代議長 九八
假議事堂取毀 九八
新選出議員一覽 九八
議員異動 九八
每回選擧有權者比率 九八
總選擧投票者、棄權者 九八
每回選出議員年齡 九八
每回選出議員職業別 九八
最近選擧各派成績 九八
政黨 九八

【政界展望】

第六十八議會前後の政局 一〇七
第六十八議會の解散と總選擧 一〇七
二月事件から廣田內閣成立まで 一〇七
第六十九特別議會 一〇七
特別議會後の政情 一〇七

【行政官廳】

內閣 一〇八
各省通則 一〇八
各省組織 一〇八
文官任用 一〇八
官吏懲戒 一〇八
高等試驗 一〇八
文官俸給 一〇八
文官恩給 一〇八
官廳雜俎 一〇八
各官廳首腦部一覽 一〇八
各廳審議機關 一〇八
歷代內閣 一〇八
文官雇傭人員俸給 一〇八
恩給受領人員金額 一〇八
文官恩給種別 一〇八
在外公館及官吏 一〇八

國防

陸海軍沿革 一〇九
兵役 一〇九
武官實役停年 一〇九
武官現役定限年齡 一〇九
武官俸給 一〇九
軍人恩給 一〇九
特別賜金 一〇九
死亡賜金 一〇九
軍費趨勢 一〇九
武官人員俸給 一〇九
軍人恩給受領人員金額 一〇九
國軍近情 一〇九

【海軍】

艦艇數 一〇九
艦艇一覽表 一〇九
海軍區（軍港、要港） 一〇九
志願兵徵募區 一〇九
海軍募兵人員 一〇九
軍港要港職員 一〇九
艦隊司令長官 一〇九
大公使館附武官 一〇九
歷代大將 一〇九

【陸軍】

衞戍地 一〇九
陸軍常備團隊 一〇九
東京警備司令部 一〇九
防衞司令部 一〇九
航空兵團司令部 一〇九
師團司令部 一〇九
旅團司令部 一〇九
各司令部主腦一覽 一〇九
大公使館附武官 一〇九
現有兵力 一〇九
徵兵成績 一〇九
壯丁教育程度 一〇九
徵兵忌避者教育別 一〇九
現役志願兵 一〇九
歷代大將 一〇九
特別大演習 一〇九

外交

帝國の外交方策 一〇九
倫敦會議脫退 一〇九
南洋委任統治問題 一〇九
海峽條約改訂と日本 一〇九
日支關係 一〇九
日滿案件 一〇九
日露交涉 一〇九
國境問題の紛糾 一〇九
逆境を行く通商外交 一〇九
受難の海外邦人 一〇九
新條約 一〇九
雜件 一〇九
日本と主要國間の條約締結年月 一〇九
主要條約要旨 一〇九
外交官、領事官 一〇九
在外公館所在地 一〇九
列國大公使館、大公使列國領事館所在地 一〇九

財政

財政一斑 一〇九
歲入、歲出 一〇九
歲入歲出豫算純計 一〇九
一般會計豫算費目 一〇九
一般會計歲入出 一〇九
特別會計歲入出 一〇九
一般會計所屬繼續費 一〇九
特別會計所屬繼續費 一〇九
官吏賞與支給額 一〇九
機密費 一〇九
臨時軍事費及事件費 一〇九
特別資金資本 一〇九
貸付金 一〇九
米穀需給調節費 一〇九
剩餘金 一〇九
大藏省預金部資金及其運用額 一〇九
國債發行一覽 一〇九
國債負擔會計別 一〇九
國債現在額 一〇九
內國債現在高 一〇九
國債一人負擔額 一〇九
國債所有者別 一〇九
借入金 一〇九
國有財產 一〇九
國富 一〇九
國富對國民所得 一〇九

【租稅】

國稅總覽 一〇九
所得稅賦課額 一〇九
第三種所得類別 一〇九
地租賦課額 一〇九
地租納額別人員 一〇九
無租地 一〇九
土地賃貸價格最高最低表 一〇九
營業收益稅賦課額 一〇〇
個人營業收益 一〇〇
營業收益稅納額別人員 一〇〇
資本利子稅賦課額 一〇〇
相續稅賦課額 一〇〇
相續稅納額別人員 一〇〇
鑛業稅賦課額 一〇〇
兌換券發行稅 一〇〇
取引所稅賦課額 一〇〇
酒造稅賦課額 一〇〇
清凉飲料稅額 一〇〇
砂糖消費稅額 一〇〇
織物消費稅賦課額 一〇〇
印紙稅額 一〇〇
登錄稅賦課額 一〇〇
骨牌稅額 一〇〇
狩獵免許稅額 一〇〇
租稅未收額 一〇〇
租稅負擔額 一〇〇

【專賣】

煙草耕作高 一〇〇
葉煙草收納高 一〇〇
外國葉煙草購買高 一〇〇
內國製造煙草賣拂高 一〇〇
外國製造煙草賣渡高 一〇〇
外國製造煙草購買高 一〇〇
鹽收納高 一〇〇
鹽製造許可現在高 一〇〇
輸移入鹽購買高 一〇〇
鹽消費高 一〇〇
粗製樟腦樟腦油製造高 一〇〇
樟腦及樟腦油賣渡高 一〇〇
樟腦、樟腦油收納高及補償金 一〇〇

財界一斑

財界の大勢 一〇四
二・二六事件と財界 一〇四
貿易の趨勢 一〇四
景氣の移動 一〇四
進職時狀態へ移行 一〇四
原料國策の登場 一〇四
金融の狀勢 一〇四
低金利の强化 一〇四
財界ニュース 一〇四

金融

銀行諸勘定 一〇六
手形交換所社員銀行 一〇六
勘定 一〇六
日銀預金貸出最高最低 一〇六
預金貸出種別 一〇六
各種金融機關有價證券所有高 一〇九
銀行地方別 一〇九
全國主要銀行 一〇九
東京主要銀行 一〇九
外國銀行 一一〇
外國銀行營業概況 一一一
日本銀行金利 一一一
東京、大阪市中金利 一一一
主要銀行協定利率 一一一
貯蓄銀行協定利率 一一一
不動產抵當貸付金利 一一一
產業組合中央金庫貸出利率最高步合 一一一

【郵便貯金】

郵便貯金現在高 一一一
郵便貯金職業別 一一一
郵便貯金地方別 一一一
郵便貯金受拂高 一一一
據置貯金現在高 一一一
郵便貯金增加の大勢 一一一
郵便貯金利率 一一一
郵便貯金元利積算表 一一一
振替貯金現在高 一一一
振替貯金受拂高 一一一
郵便爲替受拂高 一一一
外國郵便爲替受拂高 一一一
外國郵便爲替相手國別 一一一
列國郵便貯金 一一一
主要信託會社擔保附社債信託會社 一一六
無盡業 一一六
有價證券割賦販賣業 一一六
產業組合中央金庫勘定 一一七
市街地信用組合勘定 一一七
信用組合聯合會勘定 一一七
日本銀行金利 一一七
東京、大阪市中金利 一一七
主要銀行協定利率 一一七
貯蓄銀行協定利率 一一七
不動產抵當貸付金利 一一七
產業組合中央金庫貸出利率最高步合 一一七

商業

會社數 一一七
地方別會社數 一一七
拂込金一千萬圓以上の會社 一一七
會社營業成績 一一七

807003

取引所總覽　二三一
重要物件清算取引出來高　二三一
東西株式取引高　二三一
米清算取引高　二三一
綿絲清算取引高　二三一
生絲清算取引高　二三一
東京主要株式相場　二三二
株價指數　二三二
公債相場　二三二
有價證券時價總額　二三二
株式時價總額　二三二
各種債券利廻　二三三
歐米市場公債相場　二三三
紐育株式相場　二三三
期米先物相場　二三三
綿絲先物相場　二三三
生絲先物相場　二三三
生絲現物相場　二三三
人絹先物相場　二三三
外國爲替相場　二三四
銀塊相場　二三四
東京正米標準相場　二三四
東京正米相場最高最低　二三四
東京白米小賣相場　二三四
全國卸賣物價指數　二三五
內外物價指數　二三五
東京卸賣物價指數　二三六
東京市卸賣物價　二三七
景氣指標　二三七
倉庫在庫高　二三八
商工會議所一覽　二三八

【保險】

保險會社資金、契約高　二三九
生命保險會社最近保險成績　二三九
外國保險契約高　二三九
生保資金運用　二三九
郵便年金契約高　二三九
郵便年金積立金運用　二三九
貸付高　二三九
簡易生命保險契約高　二三九
簡易生命保險積立金運用貸付高　二三九
簡易保險發達過程　二三九

貿易

通商ニュース　二四一
輸出入貿易額　二四二
產地別輸出入品　二四二
輸出入品種類別　二四二
輸出入國別　二四二
輸出入貿易對手主要國　二四四
重要貿易品　二四五
米輸出入高　二四七
米輸出入國別　二四七
繭蠶詰食料品輸出國別　二四七
麥酒輸出國別　二四七
生絲、屑物輸出額　二四七
生絲輸出國別　二四七
實綿及繰綿輸入國別　二四七
綿織物輸出國別　二四八
絹織物輸出國別　二四八
人造絹絲輸出國別　二四八
毛織物輸入國別　二四九
毛織物輸出國別　二四九
羊毛輸入國別　二四九
メリヤス製品輸出國別　二五〇
鐵類輸出入額　二五〇
鐵類輸入國別　二五〇
石炭輸出國別　二五〇
パルプ輸入國別　二五〇
輸出入金銀貨地金　二五〇
輸出入貨物港別　二五一
貿易出入船舶　二五一

產業

生產總額　二五二
產業ニュース　二五三

【農業】

土地利用面積　二五八
耕地面積　二五八
耕地整理　二五九
耕地移動　二五九
開墾助成數　二五九
一毛作及二毛作以上田地　二五九
農家戶數　二五九
地主戶數　二五九
耕作用牛馬　二五九
自作農創設維持　二五九
田畑實買價格及小作料　二六〇
田畑收益利廻　二六〇
米生產費　二六〇
公定米價　二六〇
米穀需給調節米　二六〇
米收穫高　二六一
米需給額　二六一
米用途別消費額　二六一
麥收穫高　二六二
麥需給額　二六二
主要農產物作付段別　二六三
主要農產物收穫高　二六三
主要農產物一段歩當收穫高　二六四
管區別耕地段當生產額　二六四
各府縣農產物價額　二六四
食用農產物主產地　二六五
果實收穫高、蔬菜主產地　二六五
工藝用農產物產額　二六六
肥料製造高　二六六
肥料輸出入高　二六六
蠶業戶數、產額　二六六
主要蠶業地　二六六
繭生產費　二六七
繭相場　二六七
製茶產額　二六七
製茶輸出額　二六七
主要茶產地　二六七
家畜數　二六七
家畜市場賣買高　二六七
家畜傳染病數　二六七
家畜保險　二六七
牛生產及斃死數　二六七
畜牛結核病　二六七
種牡牛種別　二六七
乳牛　二六七
乳肉製品製造高　二六八
牛主產地　二六八
馬生產及斃死數　二六八
種牡馬　二六八
馬匹去勢頭數　二六八
馬主產地　二六八
豚生產及斃死數　二六八
羊生產及斃死數　二六八
家畜屠殺頭數　二六八
畜肉消費高　二六八
家禽數　二六八

【林業】

林野面積　二六九
保安林　二六九
部分林　二六九
天然造林　二六九
立木地、無立木地　二六九
森林栽植　二六九
公有林野官行造林　二六九
木竹伐採高　二六九
用材伐採高　二七〇
林野產物　二七〇
國有林野開墾　二七〇
公有林野整理　二七〇
用材需給　二七〇
森林蓄積　二七〇
林野被害　二七〇
木炭需給　二七〇

【水產業】

漁業　二七一
水產物價額　二七一
主要漁獲物　二七一
各種漁獲物主產地　二七一
主要養殖物　二七一
主要水產製造物　二七一
主要水產輸出物　二七一
遠洋漁業　二七一
母船式蟹漁業　二七一
遭難漁船　二七一
汽船捕鯨業　二七一

【鑛業】

鑛業出願件數　二七二
試掘及採掘鑛區數　二七二
砂鑛區數　二七二
石油製出額　二七二
石油消費高　二七二
石炭需給　二七三
鑛產額　二七三
主要金屬鑛山　二七三
主要石油鑛山　二七四
主要炭山　二七四

【工業】

工場數　二七七
工場生產額　二七七
種類別工場生產額　二七八
官公營工場　二七九
府縣別工場生產額　二七九
紡績業　二七九
製絲業　二七〇
撚絲業　二七〇
人造絹絲　二七〇
機織業　二七〇
織物　二七〇
織物主產地　二七〇
砂糖　二七〇
酒、醬油　二七〇
鐵鋼產額　二七〇
製紙　二七〇
木材パルプ　二七〇
セメント　二七〇
工業藥品及染料　二七〇
各種工產物　二七〇
原料及材料使用額　二七〇
燃料及動力消費高　二七〇
工業生產量指數　二七〇
工業品生產對輸出割合　二七〇
主要事業生產制限率　二七〇
工場在庫高　二七〇
特許新案意匠及商標　二七〇
發明奬勵費交付額　二七〇
產業組合　二七〇
重要物產同業組合　二七〇
工業組合及輸出組合　二七〇
カルテル一覽　二七〇
電氣事業　二七〇
電氣事故　二七〇
發電量　二七〇
發電水力　二七〇

瓦斯事業　二七〇
主要瓦斯需要地　二七〇

運輸、交通

交通ニュース　二七三
鐵道　二七三
通信　二七四
水運　二七四
ラヂオ・テレヴイ　二七六

【道路橋梁】

道路延長　二七九
橋梁　二七九
東京より道府縣に至る料程　二七九
諸車　二七九
自動車　二七九
交通事故　二七九

【鐵道】

國鐵運貨及料金　二八〇
國有鐵道線路　二八〇
國鐵豫定線路　二八〇
鐵道資本及營業益金　二八〇
國鐵建設改良割當　二八〇
鐵道線路延長　二八〇
國有鐵道列車走行粁　二八〇
國鐵機關車　二八〇
國鐵客車　二八〇
國鐵貨車　二八〇
國鐵旅客運輸　二八〇
國鐵貨物運輸　二八〇
國鐵自動車及航路　二八〇
國鐵運輸收入　二八〇
國鐵特殊切符發賣高　二八〇
國鐵運轉事故　二八〇
國有鐵道用地　二八〇
國鐵建造物　二八〇
國鐵著大鐵橋　二八〇
國鐵著大隧道　二八〇
國鐵停車場數　二八〇
地方鐵道現況　二八〇
地方鐵道免許數　二八〇
地方鐵道列車走行粁　二八〇
地方鐵道車輛並從業員　二八〇
地方鐵道旅客運輸　二八〇
地方鐵道貨物運輸　二八〇
地方鐵道營業收支　二八〇
軌道現況　二八〇
軌道車輛、從業員　二八〇
軌道車輛走行粁　二八〇
軌道旅客運輸　二八〇
軌道貨物運輸　二八〇
軌道營業收支　二八〇
軌道特許數　二八〇
地方鐵道補助費　二八〇

【水運】

運河　二八一
港灣　二八一
內外航路浬程　二八一
主要港間航路相互浬程　二八一
命令航路　二八一
外國航路就航船　二八一
航路標識　二八一
主要燈臺　二八一
開港入港船舶　二八一
船舶數　二八一
登簿船積量別　二八一
在籍別汽船噸數　二八一
船齡別汽船數　二八一
速力別汽船數　二八一
進水船　二八一
登簿船消長　二八一
建造中の船舶　二八一
小船　二八一
配船及繫船　二八一
近海傭船料　二八一
海運々賃　二八一
外國航路旅客最低運賃　二八一
船員手帖受有者　二八一
海技免狀受有者　二八一
水先免狀受有者　二八一
海難者　二八一
海員審判　二八一
遭難船　二八一
造船所、船渠　二八一
主要造船所　二八一
三萬噸以上所有船主　二八一
外國渡來旅客　二八一

【通信】

內外郵便、電信料金　二八二
電話料金　二八二
內外郵便爲替及振替貯金料金　二八二
郵便、電信、電話局所　二八二
郵便切手、收入印紙賣捌所及郵便函　二八二
通信職員　二八二
內地郵便線路　二八二
內地電信線　二八二
水底電線　二八二
電話線路及線條　二八二
主要都市郵便到達日取　二八二
通常郵便物　二八二
小包郵便物　二八二
特殊扱郵便物引受數　二八二
第三種郵便物現在數　二八二
約束郵便現在數　二八二
外國通常郵便物數　二八二
外國小包郵便物　二八二
電報發著通數　二八二
無線電報發著數　二八二
外國電報國別　二八二
電話加入者　二八二
電話通話數　二八二
放送局　二八二
ラヂオ聽取者數　二八二
各國ラヂオ聽取者數　二八二

【航空】

發達史要　二八五
航空ニュース　二八五
海外近況　二八六
本邦航空記錄　二八六
飛行場　二八六
飛行練習所　二八六
定期航空路　二八六
航空氣象觀測所　二八六
日本航空輸送會社旅客運賃　二八六
滿洲空輸料金　二八六
航空標識　二八六
航空標識燈　二八六
民間航空機數　二八六
航空機乘員數　二八六
飛行回數、時間、距離　二八六
定期航空輸送　二八六
航空事故　二八六
航空殉難者　二八六
航空機乘員　二八六
世界航空發達狀況　二八六
世界航空記錄　二八六
世界長距離飛行記錄　二八七
太平洋横斷飛行　二八七
北極探險飛行　二八七
大西洋横斷遭難記錄　二八七
世界著名航空船遭難記錄　二八七
列國民間航空狀況　二八七
世界商業用大飛行機比較　二八九
世界大航空船比較　二八九
各國飛行場　二八九
各國著名飛行場　二八九
世界主要航空路　二八九

勞働

勞働運動　二九一
國際勞働會議　二九三
勞働者總數　二九五
勞働實地調査集計　二九六
業種別工場職工數　二九七
工場勞務者學歷　二九七
職工貯蓄金　二九七
解雇勞働者歸趨　二九七
勞働者異動數　二九七
失業者數　二九七
勞働團體　二九八
農業團體　二九八
職工災害　二九八
鑛夫災害　二九八
職工扶助　二九八
鑛夫扶助　二九八
勞働人員及賃銀指數　二九八
東京大阪勞働賃銀　二九八
勞働賃銀指數　二九八
農業諸傭賃銀　二九八
勞働爭議　二九八
勞働爭議原因結果　二九八
繼續日數別勞働爭議　二九八
勞働爭議調停件數　二九八
小作爭議　二九八
小作爭議調停件數　二九八
主要勞働團體　二九八
主要勞働爭議　二九八

社寺、教育

【社寺】

教界近事　二九七
官社祭神、祭日　二九八
神宮　二九八
官國幣社　二九八
別格官幣社　二九八
神社數　二九八
神道、佛道、基督教各派代表者、事務所、教師、信徒　二九八
神官及神職數　二九八
神官及神職府縣別各教信徒數　二九八

【教育】

近狀一斑　二九八
教職員待遇　二九八
學校教員生徒總數　二九八
諸學校志願者入學者　二九八
外國教員、學生生徒　二九八
教科用圖書檢定數　二九八
小學校教科書發行高　二九八
政府準則外の學校　二九八
小學校教員　二九八
小學校兒童數　二九八
學齡兒童中盲聾唖者　二九八
小學校代用教員數　二九八
小學校教員檢定合格數　二九八
小學校教員月俸平均額　二九八
學齡兒童數　二九八
幼稚園保姆幼兒數　二九八
盲聾唖學校教員、生徒　二九八
中學校教員、生徒　二九八
高等女學校教員、生徒　二九八
公私立中等學校數　二九八

高等師範學校、教員養成所、教員、生徒卒業者 三七〇
師範學校教員、生徒 三七〇
中等教員檢定合格者 三七〇
中等學校教員平均俸給 三七〇
實業學校教員、生徒 三七〇
實業補習學校教員生徒 三七〇
學科別實業學校教員、生徒 三七一
實業教員養成所 三七一
實業補習教員養成所 三七一
青年訓練所 三七二
學校衛生職員 三七二
諸學校卒業生就職狀況 三七四
學校別累年就職狀況 三七六
學士數 三七七
海外留學生 三七七
博士數 三八〇
公學費 三七八

【高等專門學校】

官公立專門學校 三七一
官立高等學校 三七三
公私立高等學校 三七三
高等學校入學成績 三七三
高等師範學校 三七三
私立專門學校 三七四
高等學校教員、生徒 三七四
專門學校教員、生徒 三七四
專門學校入學者試驗檢定 三七四
帝大教員、學生數 三七七
文部省所管外諸學校 三七七

【大學】

帝國大學 三七九
官立大學 三七九
公私立大學 三七九
帝國大學官立大學現況 三七九
帝大教員、學生數 三七九
公私立大學現況 三八〇
帝國大學資金 三八〇
官立大學普通資金 三八〇

【學術界】

學界消息 三八一
新博士 三八三
主要學術團體 三八六

【出版】

出版圖書 三八八
出版圖書種類別 三八八
新聞紙及雜誌 三八八
新聞紙現在數 三八九
官報發行部數 三八九
雜誌現在數 三八九
圖書館數 三九〇
主要圖書館 三九〇
主要日刊新聞紙 三九一

裁判、警察

通常裁判所 三九四
特別裁判所 三九四
裁判所長官 三九四
訟廷記錄 三九五
判例いろ〳〵 三九六
裁判所及職員 三九六
裁判事件總數 三九六
民事事件 三九六
民事訴訟種類 三九六
民事訴訟物價額 三九六
督促事件 三九九
和解事件 三九九
和議事件 三九九
強制執行處分數 三九九
破產事件 三九九
借地借家調停 三九九
商事調停 三九九
非訟事件 三九九
供託事件 三九九
公證人事務 三九九
執達吏事務 三九九
民事新訴人口比例 三九九
登記件數 三九九
登記種類別 三九九
國籍取得、回復、離脫 三九九
相續、贈與、賣買に依る土地建物登記件數 三九九
外國人に對する民事訴訟 三九九
訴訟審理期間 三九九
刑事事件 三〇〇
刑事被告人處分數 三〇〇
刑法犯有罪人員 三〇〇
刑法犯罪名別 三〇〇
刑法犯被告犯罪原因 三〇〇
特別法犯有罪人員 三〇〇
外國人有罪人員 三〇〇
刑事上訴事件 三〇〇
執行刑 三〇〇
執行猶豫 三〇〇
起訴、執行猶豫者再犯狀況 三〇〇
起訴、執行猶豫者保護 三〇〇
者有無別 三〇〇
證人、鑑定、通事費用 三〇〇
少年審判所及職員 三〇〇
少年審判所取扱人員 三〇〇
特殊犯罪人比例 三〇〇

【日常法規】

無能力者 三〇〇
時效 三〇〇
利息制限 三〇〇
借地、借家 三〇〇
親等表 三〇〇
刑罰 三〇〇
爆發物取締 三〇〇
不穩文書臨時取締法 三〇〇
戸籍に關する屆出 三〇〇
寄留に關する屆出 三〇〇

【行刑】

刑務所及刑務所費 三〇六
刑務所職員 三〇六
在監人員 三〇六
在監受刑者罪名 三〇六
受刑者刑期別 三〇六
受刑者國籍別 三〇六
新受刑者種別 三〇六
免囚保護人員 三〇六
新受刑者職業別 三〇六

【警察】

警察の職務 三〇七
治安警察 三〇七
行政執行 三〇七
暴力行爲取締 三〇七
近狀一束 三〇八
警察官署、職員 三〇九
檢擧件數 三〇九
違警罪即決處分件數 三〇九
行政執行處分 三〇九
未成年者禁煙禁酒違反 三〇九
自殺者 三〇九
被殺害者 三〇九
變死 三〇九
棄兒 三〇九
警察取締營業者 三一〇
遊廓、料理店、其他 三一〇
遺失物及拾得物 三一〇
火災 三一〇
消防署及消防組 三一〇
主要消防機械器具 三一〇

社會事業

近狀一斑 三一一
主要社會事業團體 三一二
社會事業一覽 三一二
社會事業機關 三一三
社會事業奬勵助成 三一三
地方社會事業費 三一三
糧災救助基金支出高 三一三
社會事業融資額 三一三
兒童保護 三一三
經濟保護 三一三
公益質屋 三一三
失業救濟及防止 三一三
救護 三一三
軍事救護 三一三
醫療保護 三一三
虛弱兒童保護 三一三
隣保事業其他 三一三
要救護者 三一三
カード階級者 三一三
健康保險 三一三
共濟組合 三一三
消費組合 三一三
住宅組合 三一三
職業紹介所 三一四
一般職業紹介 三一四
少年職業紹介 三一四
知識階級職業紹介 三一四
船員職業紹介 三一四
營利職業紹介 三一四
日傭勞働紹介 三一四
勞働手帳交付數 三一四
知識階級求職者及其教育程度 三一六
失業應急事業使用勞働者 三一六
失業統計 三一六
家計費調査 三一七
生計費指數 三一八

【婦人界】

婦人界消息 三一九

衛生

健康體 三二五
ヴイタミン 三二五
食物の榮養價 三二五
カロリー要求量 三二七
藥になる野菜、果物 三二八
酒類酒精含有量 三二八
煙草ニコチン含有量 三二八
乳兒に與へる牛乳 三二九
保健ニュース 三三〇
醫師及藥劑師 三三〇
產婆及看護婦 三三〇
藥局、藥業者 三三〇
鍼灸按摩業者 三三〇
病院 三三〇
病院患者數 三三〇
生產死產 三三〇
生產死產比例 三三〇
死亡率 三三一
主要死亡原因 三三一
死亡者年齡別 三三一
主要死因年齡別 三三一
乳兒死亡 三三一
市町村別乳兒死亡比較 三三一
都市乳兒死亡主要原因 三三二
傳染病患者、死亡者及死亡率 三三二
結核死亡者 三三三
肺核死亡者 三三三
肺結核死亡者年齡別 三三三
肺結核死亡割合 三三三
中毒者 三三三
精神病者數 三三三
癩療養所患者 三三三
種痘人員 三三三
娼妓健康診斷 三三三
失明者原因 三三三
乳兒失明者 三三三
學生生徒近視眼比率 三三三
幼稚園幼兒平均體格 三三四
學生、生徒及兒童身長體重、胸圍 三三四
學生、生徒及兒童發育標準 三三四
乳兒平均體格增加表 三三五
壯丁體格 三三五
學齡別壯丁體格 三三五
壯丁花柳病 三三五
農村民體格 三三五
婦人發育狀況 三三五
東西婦人體格 三三五
在內外邦人兒童體格 三三五
比較 三三五
上水道 三三五
下水道 三三五

家庭諸知識

太陽系 三三六
恒星 三三六
地球に關する恒數 三三六
時差 三三六
海陸面積 三三七
人種學的時代 三三七
雲の種類 三三七
風の種類 三三七
地震の種類 三三七
內外度量衡比較 三三八
度量衡換算表 三四〇
理化學的諸單位 三四〇
活字稱呼 三四〇
書籍寸法 三四一
內外國貨幣換算額 三四一
各國貨幣純分比價換算 三四一
時計寸法 三四二
帽子寸法 三四二
カラット 三四二
各種裝身具寸法 三四二
各種の噸 三四三
各種の斤 三四三
織物の單位 三四三
木材寸法 三四三
石材寸法 三四三
雜單位 三四三
重要商品相場單位 三四三
洋裝指針 三四三
各種賃料金 三四五
瓦斯に關する注意 三四七
電氣に關する注意 三四七
家庭電化 三四七
ラヂオ知識 三四八
各種燃料比較 三四九
家具食器手入法 三四九
しみぬき法 三四九
常用漢字 三五〇

藝術

【文藝美術】

文壇近事 三五三
美術界近事 三五三
帝院問題其後の經過 三五六
美術展覽會 三五六
骨董入札 三五八
國寶 三五八
重要美術品 三五八
博物館、美術館 三五八
現代文士 三五八
現代美術家 三五八

【演藝】

藝界日誌 三五九
主要劇場出し物 三五九
封切映畫 三五九
俳優一覽 三五九
映畫俳優 三五九
少女歌劇 三五九
洋樂及舞踊家 三五九
能舞臺 三五九
能謠家 三五九
邦樂及舞踊家 三五九
落語、講談、浪曲及漫談家 三五九
劇場及活動常設館 三五九
六大都市演劇、映畫、演藝 三六〇
寄席及觀覽場 三六〇
フイルム檢閱數 三六〇
著名劇場 三六〇
著名映畫館 三六〇

【圍碁將棋】

圍碁 三六三
現代碁客 三六三
將棋 三六四
現代棋客 三六四
聯珠 三六四

運動競技

オリンピツク大會招致の成功 三六八
最近一ケ年間の行事 三六八
第十一回國際オリンピツク大會 三七一
第十一回オリンピツク大會競技成績一覽表 三七一
第四回冬季オリンピツク競技成績一覽 三七二
野球 三七八
全國中等學校野球大會優勝記錄 三七八
海外主要野球戰 三七八
庭球 三七八
海外庭球界 三七八
陸上競技 三七八
マラソン 三七八
日本記錄 三七八
世界記錄 三七八
オリンピツク記錄 三七八
極東記錄 三七八
水泳 三七八
日本記錄 三七八
世界記錄 三七八
オリンピツク記錄 三七八
極東記錄 三七八
ラグビー 三七八
蹴球 三七八
ホツケー 三七八
籠球 三七八
排球 三七八
漕艇 三七八
ヨツト 三七八
海外近況 三七八
モーターボート 三七八
ゴルフ 三七八
卓球 三七八
スキー 三七八
スケート 三七八
拳闘 三七八
レスリング 三七八
射擊 三七九
體操 三七九
柔道 三七九
劍道 三七九
柔劍道師範 三七九
弓道 三七九
相撲 三七九
學生相撲 三七九
競馬 三七九
海外主要競馬 三七九
馬術競技 三七九
登山 三七九

地方 六大都市

東西ニュース 三七九
地方高官及議長一覽 三七九
市長及市會議長一覽 三八二
地方費及地方稅膨脹趨勢 三八三
地方費歲入出 三八三
道府縣歲入出 三八三
市歲入出 三八三
地方稅制限外課稅額 三八三
雜種稅 三八三
都市農村負擔 三八三
地方債 三八三
地方債道府縣別 三八三
市債現在額 三八三
市町村數 三八三
人口別市町村數 三八三
人口二萬以上の町村、府縣會議員、有權者 三八三
道府縣會選擧成績 三八三
府縣會選擧違犯數 三八三
市町村會議員、有權者 三八三
地方議會解散一覽 三八三
地方吏人員俸給 三八三
六大都市直接稅 三八三
六大都市市營事業 三八三
六大都市社會事業費 三八三
六大都市都市計畫 三八三
水害、潮害、暴風雨被害數 三八三

【東京市】

沿革 三八四
土地、人口 三八四
氣象 三八四
市政機關 三八四
財政 三八四
產業 三八四
運輸交通 三八七
社寺、教育 三八七
警察 三八七
社會事業 三八七
衞生 三八七
遊藝娛樂 三八八

【橫濱市】

土地、人口 三八八
財政 三八八
商工業 三八八
外國貿易 三八八
運輸交通 三八八
社寺、教育 三八八
警察、衞生 三八八
社會事業 三八八

【京都市】

土地、人口 三八八
財政 三八八
商工業 三八八
外國貿易 三八八
運輸交通 三八八
社寺、教育 三八八
警察、衞生 三八八
社會事業 三八八

【大阪市】
土地、人口 五八八
財政 五八八
商工業 五八八
外國貿易 五八八
運輸交通 五八八
社寺、教育 五八九
警察、衛生 五八九
社會事業 五八九
【神戸市】
土地、人口 五九〇
財政 五九〇
商工業 五九〇
外國貿易 五九〇
運輸交通 五九一
社寺、教育 五九一
警察、衛生 五九一
社會事業 五九一
【名古屋市】
土地、人口 五九二
財政 五九二
商工業 五九二
外國貿易 五九二
運輸交通 五九二
社寺、教育 五九三
警察、衛生 五九三
社會事業 五九三

屬領

植民地概觀 五九九
現勢一覽 五九九
【朝鮮】
王公族 六〇〇
貴族 六〇〇
高級有位帶勳者 六〇〇
土地、人口 六〇一
統治機關 六〇一
財政 六〇一
貿易 六〇一
商業 六〇一
產業 六〇一
運輸交通 六〇二
社寺、教育 六〇二
裁判、警察 六〇二
衛生 六〇五
地方行政 六〇五
【臺灣】
土地、人口 六〇六
統治機關 六〇六
財政 六〇六
貿易 六〇七
商業 六〇七
產業 六〇七
運輸交通 六〇八
社寺、教育 六〇八
裁判、警察 六〇八
衛生 六〇九
地方行政 六〇九
【樺太】
土地、人口 六一〇
統治機關 六一〇
財政 六一〇
貿易 六一〇
商業 六一〇
產業 六一〇
運輸交通 六一〇
社寺、教育 六一一
裁判、警察 六一一
衛生 六一一
【關東州】
土地、人口 六一一
統治機關 六一一
財政 六一一
貿易 六一一
商業 六一三
產業 六一三
運輸交通 六一四
社寺、教育 六一四
裁判、警察 六一四
衛生 六一五
地方行政 六一五
【南洋群島】
土地、人口 六一六
統治機關 六一六
財政 六一六
貿易 六一六
商業 六一六
產業 六一七
運輸交通 六一七
社寺、教育 六一七
裁判、警察 六一七
衛生 六一七
【外地特殊會社】
南滿洲鐵道株式會社 六一八
東洋拓殖株式會社 六一九
滿洲電信電話株式會社 六二〇
鮮滿拓殖株式會社 六二一
臺灣拓殖株式會社 六二一
南洋拓殖株式會社 六二一
滿洲拓殖株式會社 六二一

世界一斑

噴火山上の歐洲政局 六二二
米大陸の近狀 六二一
極東の諸問題 六二一
經濟問題 六二六
國際諸會議 六二八
國際聯盟 六二九
常設國際司法裁判所 六二一
ヘーグ仲裁裁判所 六二二
國際常設機關 六二二
名士の逝亡 六二三
【土地人口】
各大陸面積、人口 六二三
各大陸本土極點 六二三
世界各國極點 六二四
極地探險 六二四
世界の主なる島嶼 六二四
世界主要半島 六二四
各大陸の最高と最低地 六二四
世界の高山 六二五
世界の火山 六二五
世界の氷河 六二五
世界の大瀑布 六二五
世界の大河 六二五
各海洋面積、深さ 六二六
世界主要海溝 六二六
世界主要海峽 六二六
世界の大湖 六二六
世界主要都市公園 六二六
世界主要都市溫度、降雨量 六二七
世界の人種、人口 六二八
南亞米利加の諸人種 六二八
異民族包有國一覽表 六二八
世界猶太人散在表 六二八
世界言語別人口 六二九
距細亞に於ける各國領土 六二九
世界各國面積人口 六二九
世界各國人口趨勢 六二九
列國の婚姻率 六三〇
列國平均婚姻年齡 六三一
世界人口增殖率 六三一
世界肺結核死亡率 六三一
世界各國乳兒死亡率 六三一
世界各國死因別死亡率 六三一
各國移民數 六三一
世界大都市 六三二
【政治】
世界各國建國年代 六三二
世界各國統治者 六三二
主要列國內閣一覽 六三三
列國內閣詔命 六三四
列國大統領及閣僚年俸 六三四
各國議員歲費 六三四
主要國々會黨派別 六三四
議員選擧有權者 六三四
世界各國無產者代表議員 六三五
婦人參政權 六三五
地方議會議員選擧被選擧者年齡 六三五
世界の政治的暗殺 六三五
【軍事】
列國海軍勢力概要 六三六
列國主力艦一覽 六三六
列國補助艦艇比較 六三七
列國最新潛水艦要目 六三八
艦艇別列國艦艇隻數比較 六三八
列國海軍砲力比較 六三八
列國艦艇建造費 六三八
太平洋に於ける列國海軍力一覽 六三九
世界各國陸軍一覽 六三九
主要國陸軍兵制 六三九
主要國新兵器裝備 六三九
【財政經濟】
世界各國歲入出一覽 六三九
主要國歲入比較 六三九
主要國歲出比較 六三九
世界各國皇室費 六三九
各國國債額及償還額 六三九
世界各國々富 六三九
列國々民所得 六三九
世界各國貯金高 六三九
世界各國銀行預金高 六三九
主要國手形交換高 六三九
世界各國金準備保有高 六三九
世界各國紙幣流通高 六三九
世界主要國國際貸借 六三九
外國爲替相場一覽表 六三九
主要國中央銀行割引率 六三九
世界各國貿易額 六三九
世界各國貿易歩合 六三九
世界各國數量別貿易 六三九
主要國種類別貿易 六三九
各國財界趨勢 六三九
世界主要資材生產一覽 六三九
列國土地利用率 六三九
世界小麥產額 六三九
世界大麥產額 六三九
世界ライ麥產額 六三九
世界玉蜀黍產額 六三九
世界蕎麥產額 六三九
世界米產額 六三九
世界馬鈴薯產額 六三九
世界砂糖產額 六三九
世界砂糖消費高 六三九
砂糖一人當消費高 六三九
世界大豆產額 六三九
世界葡萄酒產額 六三九
世界煙草產額 六三九
世界護謨產額 六三九

世界護謨消費額 六三九
世界各國紡績錘數 六三九
世界棉花生產消費額 六三九
世界生糸產額 六三九
世界人造絹絲產額 六三九
世界羊毛產額 六三九
世界肉用家畜數 六三九
世界の漁場 六三九
世界漁獲物 六三九
捕鯨及鯨油產額 六三九
世界漁船數 六三九
世界金產額 六三九
世界白金產額 六三九
世界銀產額 六三九
世界銅產額 六三九
世界銑鐵及鋼產額 六三九
世界錫鑛產額 六四〇
世界ボークサイト產額 六四〇
世界アルミニユーム產額 六四〇
世界鹽產額 六四〇
世界ダイヤモンド產額 六四〇
世界石炭產額 六四〇
世界石炭包藏額 六四〇
世界原油產額 六四〇
世界石油埋藏量 六四〇
世界各國發電量 六四一
各國生產指數 六四一
各國勞働組合員失業數 六四一
各國勞働爭議件數及參加人員 六四一
各國勞働爭議損失日數 六四一
世界各國鐵道 六四一
世界各國自動車數 六四一
世界各國道路 六四一
世界電信 六四一
世界無線電信局數 六四一
世界電話比較 六四一
世界大都市電話數 六四一
世界各國通常郵便物發送數 六四一
世界船舶消長 六四三
世界各國船舶總噸數 六四三
世界各國出入船舶 六四三
巴奈馬運河通航船舶數 六四三
スエズ運河通航船舶數 六四三
世界の巨船 六四三
世界造船高 六四三
各國喪失船數 六四三
亞細亞諸港間距離 六四四
南米諸港相互距離 六四四
歐洲都市相互距離 六四四
世界各國航路標識數 六四四
世界各國海岸線 六四四
世界大運河 六四四
世界大トンネル 六四五
世界の長橋 六四五
世界著名水道 六四五
世界大燈臺 六四五
世界の高樓、高塔 六四五
【宗教教育】
世界の諸宗教 六四六
世界初等教育 六四六
世界義務教育年限 六四六
各國高等教育狀況 六四六
世界各國無筆者 六四七
世界著名大學 六四七
世界大圖書館 六四七
世界の出版物 六四七
世界共產黨員 六四七
世界著名新聞 六四七
萬國共通語 六四八
ノーベル賞金 六四八

列國

アフガニスタン 六四九
アメリカ合衆國 六四九—六五五
屬領 六四九
ハワイ 六四九
比律賓群島 六五五
アラビヤ 六五六
アルゼンチン 六五六
アルバニヤ 六五六
アンドラ公國 六五六
イギリス 六五七—六五五
北アイルランド 六五一
屬領 六五一
アイルランド自由國 六五二
インド 六五三
海峽植民地 六五四
濠洲聯邦 六五五
カナダ 六五六—六五八
イタリー 六五八
屬領 六五八
イラク 六五八
イラン 六五八
ウルグアイ 六五八
ヴァチカン 六五八
ヴェネズエラ 六五八
エクアードル 六五九
エヂプト 六五九
エストニヤ 六五九
エチオピヤ 六五九
オーストラリー 六五九
オランダ 六七〇
屬領 六七一
蘭領東印度 六七一
キユーバ 六七一
ギリシヤ 六七二
コロンビヤ 六七二
シヤム 六七三
サン・マリノ共和國 六七三
スイス 六七三
スエーデン 六七四
スペイン 六七五
屬領 六七五
ソヴエト・ロシア 六七五—六七九
ダンチヒ自由市 六七九
チエコスロヴアキヤ 六七九
チリー 六七九
中華民國 六七九—六七八
新疆 六七七
外蒙古 六七八
中米諸國 六七八
デンマーク 六七八
トルコ 六七九
ドイツ 六七九—六八三
ドミニカ共和國 六八三
ネパール 六八三
ノルウエー 六八三
ハイチ共和國 六八三
ハンガリー 六八三
パラグアイ 六八三
フインランド 六八三
フランス 六八三—六八六
屬領 六八六
佛領印度支那 六八六
ブータン 六八六
ブラジル 六八六
ブルガリヤ 六八七
ベルギー 六八七
ペルー 六八七
ポリヴイヤ 六八七
ポーランド 六八七
ポルトガル 六八七
屬領 六八七
滿洲國 六八七—六八九
メキシコ 六八九
モナコ公國 六八九
モロツコ 六八九
ユーゴスラヴイヤ 六八九
ラトヴイヤ 六八九
リスアニヤ 六八九
リヒテンスタイン公國 六八九
リベリヤ共和國 六八九
ルクセンブルグ大公國 六八九
ルーマニヤ 六八九

新法律

國稅徵收法中改正 一八六
一般會計公債發行限度擴張の件 一八六
特別會計資金繰入の件 一八六
滿洲事件費公債限度擴張の件 一八六
滿洲事變交付公債發行法中改正 一八六
對支文化特別會計法中改正 一八六
鐵道買收公債發行の件 一八六
私鐵補償公債發行の件 一八六
朝鮮事業公債法中改正 一八六
土地賃貸價格改訂法 一八六
關稅定率法中改正 一八六
貿易調節及通商擁護法 一八六
延長の件 一八六
日銀特融補償期間延長の件 一八六
商工組合中央金庫法 一八七
重要輸出品取締法 一八七
輸出組合法中改正 一八七
貯蓄銀行法中改正 一八七
蠶繭處理統制法 一八七
蠶絲組合法中改正 一八七
蠶絲業法中改正 一八七
農村負債整理組合法中改正 一八七
米穀自治管理法 一八七
米穀統制法中改正 一八七
籾共同貯藏助成法 一八七
重要產業統制法中改正 一八七
重要肥料統制法 一八七
製鐵業獎勵法中改正 一八七
自動車製造事業法 一八七
（其他索引に讓る）

便覽

國勢一覽 一四
昭和十二年略曆 一八
陰陽曆對照 一八
歷世年號 六九
日支洋曆對照 一八
利子早見 一八
年利日步換算表 一八
日步年利換算表 一八
元金倍增期日 一八
公債株式市價利廻表 一八
滿韓早見表 一八
各種會國 一八
哀悼錄 一八
昭和十、十一年日誌 一八
索引（五十音引） 一八
廣告案內 一八

附錄

二・二六事件特輯 一八一—一八七
事變の發生 一八一
戒嚴令公布 一八一
兩軍對峙の四日間 一八一
叛軍歸順 一八一
善後處置 一八一
肅軍工作 一八一
斷罪 一八一
犯人の閥歷 一八一
事件の影響 一八一
戒嚴解除 一八一
事件美談 一八一

時事新報社略史

由來—亂世英雄を生む。社會の混亂は時事新報の發生を促す。明治の初期、社會各方面の物情騷然、人心は適歸に迷ひ、燈臺の明光を仰望すること轉た切なり。其明光を與ふるの確信を以て福澤先生は時事新報を創刊す。依て本紙の編輯上の特徴は(イ)進歩的なる然も健實中庸なる思想を以てすること、(ロ)個人の名譽を尊重し且つ擁護すること、(ハ)有益と興味とを兼ねるも常に品位を守ること等を主たるものとし、五十年一貫して之を枉げず。

創刊—明治十五年三月一日。主義は『獨立自尊』、而して此主義を個人より擴充して更に國家に及ぼさんとす。

社長—創立より明治二十年四月まで中上川彦次郎氏、同二十九年一月まで伊藤欽亮氏(代理)、大正十五年六月十日まで福澤捨次郎氏、昭和三年一月二十日まで小山完吾氏、其後門野幾之進氏取締役會長に就任、昭和六年三月十三日名取和作氏社長に就任、昭和七年五月五日武藤山治氏經營擔當者となり、其死後昭和十年十一月十五日まで山本昌一氏代表取締役に就任、其後松岡正男氏取締役會長に、前田久吉氏專務取締役となる。

住所—創立當時芝區三田、明治十六年十一月日本橋通三丁目へ、同十九年十二月京橋區南鍋町へ、大正十五年十二月十一日麴町區丸ノ内二丁目十八番地(當時の八重洲町一丁目一番地)へ移轉(但し大正十年火災後、一時京橋區南鍋町交詢社へ、大正十二年震災後一時芝區三田慶應義塾内及び帝國ホテル内へ假寓す)。

組織—當初個人經營、明治三十七年五月合名會社に、大正九年五月株式會社に變更、現在資本金五百二十五萬圓。

紙面—臨時增頁は別として、創立當時四頁、明治二十年六頁に、同二十二年八頁に、同二十九年十二頁に(大正七年六月より朝刊八頁、夕刊四頁)、大正十三年十一月朝刊を十頁に增して十四頁に、昭和四年五月十三段制實施と共に十二頁、同六年五月一日更に二頁を增して十四頁(夕刊四頁)、昭和七年七月八日更に二頁を增して十六頁(夕刊四頁)、昭和十一年一月十五日東京市江東方面讀者の爲め更に江東版二頁を、次で同年二月一日東京全市に及ぼし中央、山手、下町、城北、城南の五版各二頁を夕刊に增頁す。

紙數—創刊には一千五百部、明治十八年に三千部、同二十九年に一萬三千部、同三十九年に五萬部、それより大正二年まで累計一萬三千部、同三十九年以來、毎年三萬乃至五萬の增紙を遂げつゝ今日に至る。

停止—明治十八年八月十四日より二十日迄、政府攻擊の筆を緩めざりし爲めに發行を停止さる。同二十八年四月二十五日より二十七日迄同斷。

災害—發行停止以外に火災二回(大正十年九月二十八日編輯局全燒、同十二年九月一日大震火災に社屋全燒)更に大なる筆禍は昭和九年三月九日本社經營擔當者武藤山治氏が出社の途北鎌倉驛附近で一兇漢の爲に拳銃で狙撃され一命をおとしたことである。

事業—新聞發行以外の事業は、義勇表奬(本社の發起及び監理)、慈善、運動奬勵等頗る多岐に亘る。主なるものは別項に特記す。

入學指導夏期講習

昭和六年創立、夏期休暇を利用して本社講堂に於て高等專門學校入學志望者の爲に講習會を開催、年々優秀な結果を收めつゝあり、昭和十一年第五回夏期講習の講師及擔任科目は左の通りであつた。

講師及擔任科目

英語第一部	東京商科大學豫科教授	牧　一
英語第二部	東京外國語學校教授	大橋榮三
英語第三部	慶應義塾大學教授	堀　英四郎
數學第一部	前第六高等學校教授 慶應義塾大學豫科教授	岩切晴二
數學第二部	明治大學豫科講師	佐久間謙
數學第三部	早稻田高等學院教授	高見豐

時事新報運動賞牌

體育奬勵の趣旨に基き小學校以上の運動會に優勝メダルを寄贈する。最近の寄贈數左の如し。

年次	赤銅牌	銀牌	銅牌	年次	赤銅牌	銀牌	銅牌
大正二	一四九	一、三二〇	一、二八〇	昭和六	—	七、三〇〇	—
同　四	一八〇	一、四三五	一、一九〇	同　七	—	八、三〇〇	—
昭和元	一八七	一、五四三	一、三二六	同　八	—	八、九八〇	—
同　二	二一四	二、三四五	一、八三九	同　九	—	八、六二三	—
同　三	一〇三	一、四八〇	一、五一五	同　一〇	—	三、八四九	—
同　四	八四	二、一一六	二、二三五	同　一一	—	六、七三四	—
昭和五	六五	一、四〇五	一、四三五				

昭和六年度より赤銅牌、銀牌の種別を廢し銀牌のみとした。十一年度は八月未迄。

大相撲全勝額

國技奬勵の目的を以て東京大相撲の春夏兩場所毎に最優勝力士に大宮眞額及大銀盃を贈呈する。全勝額は國技館の天井に掲揚され、唯一の優勝者表奬法として既に一般の公認する所、創始以來の受賞力士左の如し。

力士	受賞年月	力士	受賞年月	力士	受賞年月
高見山	明治三一・五	栃木山	大正八・一	常陸の花	昭和二・五
常陸山	三・六	同　錦	九・一	玉の錦	三・五
同　刀山	三・一	常ケ濱	一〇・五	同　國	四・五
同　大ノ海	四・五	同　花	一一・五	常陸の花	五・一
同　大ノ海	四・六	鶴ケ錦	一二・五	豐國	五・五
同　大ノ海	四・一	大木山	二・五	常陸の花	六・五
同　大ノ海	四・五	栃木山	三・五	玉の錦	七・五
同　大ノ海	五・五	栃木山	三・一	玉の花	八・五
同　大ノ海	六・五	栃木山	三・五	常陸の花	九・五
同　大ノ海	七・五	栃木山	四・五	玉の錦	一〇・五
同　鳳山	大正一・五	同　鳳山	四・一	玉山錦	一一・五
同　兩國	二・五	同　鳳山	五・五	武藏川	一二・五
同　國	三・五	同　鳳山	六・五	清水川	昭和元・五
同　栃木山	六・五	同　鳳山	七・五	玉ノ錦	二・五
同　栃木山	七・五	同　鳳山	八・五	玉ノ錦	三・五
		同　鳳山	九・五	男女川	四・五
		同　鳳山	一〇・五	玉ノ錦	五・五
		同　鳳山	一一・五	清水川	六・五
		同　鳳山	一二・五	同　雙葉山	七・五

時事新報運動名譽賞牌

日本に於て競技せる國際的優秀なる運動家の名譽を表奬する爲め、大正十三年『時事新報運動名譽賞牌』の制を設く。今日までの受賞者次の通り。

氏名	競技名	受賞年月
チアンニ・ミイラ	投擲	大正一三・一一
チヤクソン・ショルツ	跳躍	同　一四・一
W・R・スペアロウ	十種競技	同　一四・一
エマーソン・ノルトン		
熊谷一彌	庭球	大正一四・四
ロバート・キンゼー	同	同　一四・四
ハワード・キンゼー	同	同　一四・四
ハヴエー・スノツドグラス	同	同　一四・四
チヤーレス・バドツク	短距離	同　一四・四
ローレン・マーチソン	同	同　一四・四
鶴田義行	水泳	大正一四・四
高石勝男	短距離	昭和三・一〇
アルネ・ボルグ	同	同　三・一〇
ラーデマツヘル	同	同　三・一〇
ワイズミユラー	同	同　三・一〇
入江稔夫	同	同　三・一〇
オツトウ・ペルツアー	長距離	昭和四・一〇
エミル・ヒルシユフエルト	砲丸投	同　四・一〇
織田幹雄	三段跳	同　四・一〇
アンリー・コツシエ	庭球	同　四・一〇
ジヤツク・ブルニヨン	同	同　四・一〇
清水善造	同	同　四・一〇
ジョージ・シンプソン	短距離	昭和六・四
ハロー・ロザート	投擲	同　六・四
南部忠平	三段跳	昭和七・九
西田修平	棒高跳	同　七・九
吉岡隆徳	百米	同　七・九
眞崎保子	槍投	同　七・九
宮崎正康	走幅跳	同　七・九
眞田正二	水泳	同　七・九
宮崎憲二郎	同	同　七・九
河野吾一	同	同　七・九
清水勉	同	同　七・九
小川正三	同	同　七・九
牧野藏	同	同　七・九
北村久雄	同	同　七・九
大横田壽	同	同　七・九
河石達吾	同	同　七・九
宮崎憲二郎	同	同　七・九

時事新報名譽賞牌

運動競技以外の藝術家、技能者にして最も優れたる演技又は功績を我國民に與へたる者に贈呈する。大正五年四月制定以來今日迄之を贈つたものは左の諸氏である。

回次	氏名	競技名	受賞年月
一	アート・スミス	水泳	大正一・一
二	カザリン・スチンソン	同	同　一・一
三	ミツシヤ・エルマン	同	同　一・一
四	シユマン・ハインク	同	同　一・一
五	エフレム・ヂムバリスト	馬術	同　一・一
六	アンナ・パヴロワ		
七	レオポルド・ゴトウスキー		
八	フリツツ・クライスラー		
九	ヨセフ・ハイフエツツ		
一〇	ミエチラフ・ミユンツ		
一一	ローエル・エチ・スミス		
一二	エリク・エチ・ネルソン		
一三	ライ・ウエード		
一四	レスリー・ビー・アーノルド		
一五	ジョン・ハーヂング		
一六	ヘンリー・エチ・オクデン		
一七	ジー・ビー・ドワージ		
一八	エー・モジユヒン		
一九	梅蘭芳		
二〇	ジョン・マツコマツク		
二一	ロワルド・アムンゼン		
二二	ペンノ・モイセウイツチ		
二三	ジヤツク・テイボウ		
二四	セシリア・ハンセン		
二五	アメリタ・ガリクルチ		
二六	トテイ・ダルモンテ		
二七	レオニード・クロイツア		
二八	ヨセフ・シゲツテイ	提琴家	昭和七・三
二九	アレキサンダー・タンスマン	作曲家	同　八・四
三〇	ウイルヘルム・ケムプ	洋琴家	同　二・四
三一	エマヌエル・フオイアマン	チエリスト	同　二・四
三二	フエオドール・シヤリアピン	聲樂家	同　二・五

時事新報藝術名譽賞

昭和四年十月制定、藝術の發達を助成する目的を以て左記該當者に藝術名譽章を贈與するのである。

一、優秀なる藝術家

一、我國藝術の進歩發達に貢獻し人格功績共に一世の師表たるもの

一、藝術を以て社會公共の爲に盡し功績顯著なるもの

表彰者—今日までの分左の如し。

氏名	本領	贈與年月
中村歌右衛門	俳優	昭和七・九
片岡仁左衛門	同	同
尾上梅幸	同	同
尾上菊五郎	同	同
市村羽左衛門	同	同
芳村伊十郎	長唄	同
吉住小三郎	同	同
清元延壽太夫	清元	同
常磐津松尾太夫	常磐津	同
喜多六平太	能樂	同
竹本津太夫	義太夫	同
吉田文五郎	文樂	同
市川中車	俳優	昭和七・九
中村鴈治郎	同	同
松本幸四郎	同	同
市川左團次	同	同
中村吉右衛門	同	同
松永和風	長唄	同
稀音家六四郎	同	同
清元梅吉	清元	同
今井慶松	箏曲	同
寶生新	能樂	同
竹本土佐太夫	義太夫	同
竹本津太夫	義太夫	同
イダナツ・フリードマン	洋琴	同

燈臺看守優遇基金

昭和三年七月燈臺守看守の孤獨生活を慰め、併せて其功勞を表彰する爲め寄附金を募集し、寄附金總額四萬二千圓四錢を得、之が處分方法を左の如く決定す。

(一)燈臺看守優遇基金寄附金の内二萬圓を燈臺看守優遇基金とし、子弟奬學基金及び良書頒布基金に分つ。

(二)勤續者表彰　寄附金の内年限に應じて(イ)三十年以上勤續者に金賞牌、(ロ)二十年以上同銀賞牌、(ハ)十年以上同銅賞牌を贈呈す。

（三）書籍寄贈　燈臺看守の慰安として時々適當な書籍を送る。

【燈臺看守優遇基金維持增殖】時々寄附興行を試みる外機會を見て一般に寄附を募り、その增殖を計る。

音樂コンクール

昭和七年創設、規定及役員左の如し。

略規—毎年一回東京に於て開催、その種目は第一部演奏—聲樂（獨唱）、器樂（ヴアイオリン、チエロ、ピアノ各獨奏）、第二部作曲の二種とす。

賞—（一）「コンクール」に入賞したるものには奬勵金として第一位參百圓、第二位壹百圓を、曾て受賞したる順位と同位にて受賞せる者には「名譽賞」を贈る。（二）「コンクール」入賞者中最も優秀なりと認めたるものある場合はこれを大賞者として賞金一千圓を贈呈す。

役員—『音樂コンクール』に顧問、審査委員及び常任委員を置く、但顧問、委員及び常任委員は審査委員を兼ねることを得。

【常任委員】野村光一、牛山充、小松耕輔、田村虎藏、堀内敬三、伊庭孝、大塚淳、鹽入龜輔、大田黑元雄、山根銀二、增澤健美

第四回音樂コンクール—第四回音樂コンクールは十年九月七日、二十九日、三十日に豫選を行ひ嚴選を見事通過した樂人はピアノ七名、聲樂九名、作曲四名の二十名でヴアイオリンの入選者は一名もなく、十一月十六日、十七日日比谷公會堂に於ける演奏會に於て左記の七氏がミユーズの寵兒として晴れの榮冠を得た。

★第一位福井順（ピアノ）、熊澤墓蕚子（聲樂）、松浦和雄（作曲）★第二位太田節子（ピアノ）永田紘次郎（聲樂名譽賞）服部正（作曲）

時事新報發起

義勇表奬會

明治四十四年七月二十日、時事新報一萬號發刊記念事業として金一萬圓を提供し義勇表奬會を發起し、世間篤志家の賛助を經て義勇資金を設く。

義勇表奬會規則—日本國民中義勇行爲をなしたる者に對し賞金及び賞牌を贈與して其行爲を表奬するを目的とし表奬すべき行爲は、（一）自己の危害を顧みず一身を賭して他人の生命財產を救護したるもの、（二）前項の目的を達せんとして自己の生命を失ひ又は負傷罹病したるもの、（三）其他經世上並に人道上特に顯著なる行爲であつて、表奬すべき本人が生命を失ひたる場合には其遺族に賞金を贈與し、職責上當然の行爲日つ公私に於て賞與救恤の設けあるものに就ては特に其顯著なる行爲に限り表奬する。現在役員（評議員）左の如し。

門野幾之進　男爵森村市左衛門

事業成績—昭和十一年八月現在、其事業成績は、（一）表奬回數六十二回、（二）賞金贈與金四萬八千五百五十圓、（三）表奬人員百四十人に及ぶ。又大正十二年九月一日帝都大震災に當りては、罹災民救助の爲め、特に本會より金二萬圓を支出し、罹災兒童にメリヤスシヤツを配給した。又大正十三年一月二十六日皇太子殿下御成婚に際し全國青年團、處女會を表奬せんが爲め金六千圓を支出し皇太子、同妃殿下御肖像『メタリコン』を作製し、全國八十個團體に寄贈した。

【表奬】第一回以來本會の表奬したる人名左の如し。（×印は生命を失へる者）

氏名	表奬年月
木村榮	明治四十四年七月
秦佐八郎	同
山本勘五郎	同
富永右平一	同
佐伯光留郎	同
鳥潟都一	同
青木美郎	同
河野敬次郎	同
太田三郎	同
新橋利助	同
橋本仙太郎	同
小柳吉郎	同
原田助郎	同
北村吉郎	同
横山善一	同
島政郎	同
若松英四郎	同
小野寺次郎	同
中村太郎	同
赤野右八郎	同
×平田吉藏	明治四十四年七月
鹽見茂三郎	同
伊藤竹次郎	同
高野仁三郎	同
磯部三郎	同
長谷川榮一郎	大正元年十一月
宮田由五郎	同
杉本彥一	同
鈴木磯吉	同
長谷川ダ子	同
鈴木政吉郎	同
宮田金四郎	同
杉山由郎	同
德村藏	同
武藏一郎	同
梅田清次	同
×小林浩	同
宇野勝	同
鈴木鉄	同
重元甚次郎	同
小西安太郎	同
齋藤濱八郎	同
俊次郎松磯翠	同

氏名	表奬年月
熊丸好松	大正元年十一月
木村榮三郎	同
高橋次平	同
谷田常三郎	同
狩谷榮	同
大橋繁	同
安達東三郎	同
武部鷹繁	同
柳瀨久之丞	同
野口英四郎	同
稻垣卓治郎	同
青木基治郎	同
頓宮新世	同
阿部嘉承郎	同
樋口新種	同
八木虎治郎	同
山村メ	同
井上豐	同
龜ト	同
澤田義秀	同
杉野治メ	同
石井清太郎	同
玉田榮	同
白元守	同
坂本晉吉	同
上野喜一郎	同
牛澤勝	同
菊野輪義	同
東田勇雄	同
倉吉	同
池次郎	同
中山喜一	同
古井ふ子	同
關庄作	同
松本虎雄	同
住井作	同
小林ふ子	同
武藤助	同
小里義	同
野田勇	同
藤川雄	同
見傳一	同
吉萬次郎	同
本庄虎雄	同
綠ふ子	同
五榮作	同
由郎	同
宮田彥一郎	大正元年十一月
鈴木吉	同
川田一	同
谷由	同
杉山政一郎	同
長谷川金四郎	同
鈴木政一郎	同
宮田由郎	同
高橋藏	同
磯藏	同
伊藤次郎	同
野藤三郎	同
高仁次郎	同
磯部三郎	同
長谷川榮一郎	大正元年十一月
宮田由五郎	同
杉本彥一	同
鈴木磯吉	同
長谷川ダ子	同
鈴木政吉郎	同
宮田金四郎	同
杉山由郎	同
德村藏	同
武藏一郎	同
梅田清次	同
田田石	同
村田山	同
鈴金四郎	同
木野政一郎	同
西甚藏	同
安勝	同
鉄浩	同
木野次郎	同
元太郎	同
濱八郎	同
松藏	同
磯翠	同

昭和十、十一年事業

スキー・スポーツの夕—十年十月廿九日、シーズンのトツプを飾る催しとして九段軍人會館に開催、茂木愼雄、菅沼達太郎、宮川恒雄氏等の講演、映畫等を行ひ滿員の盛況であつた。

スキーの夕—十一月九日、本社講堂に於て擧行、坂部護郎、長田進氏等の講演があつた。

藏王スキーツーア—十二月三十日から一月六日迄、既に定評ある第三回スキーツーアを山形縣藏王高湯溫泉を中心として行ひ、參加者百五十名（中卅名婦人）粉雪と樹氷の美を滿喫し絕讚を博した。

職業ボーク・ライン選手權大會—第十二回全日本プロフエツショナル・ボーク・ライン選手權大會は十一月廿廿一、廿三の三日間本社講堂に擧行され奧村傳一氏が選手權を得た。

入學まつり—四月一日から學窓生活の第一歩を踏み出す一年生諸君を祝つて三月十九日一時から本社講堂で入學まつりを開催、誠之小學校長前田捨松、醫學博士岡田道一氏等の講話、村岡花子氏の童話其他童謠踊、映畫等を行つた。

物故社員慰靈祭—三月廿日十時から物故した本社々長及社員の業績を追想しその靈を慰める祭典を催した。

躍進日本工業大博覽會—躍進日本の原動力たる工業界を總動員し日本工業新聞社と共同主催に三月廿五日から上野公園不忍池畔に畏くも伏見宮博恭王殿下を總裁に奉戴して躍進日本工業大博覽會を開催、工業界の各部門に亘る製品、製造工程及び各種の出品展示に依り本邦工業界の現狀を一目に收め得る劃期的な博覽會として開會當日から專門家は勿論一般大衆の絕讚を博し遂に豫定より十日の日延を行ひ五月廿五日無事閉會した。入場人員約七十萬人。主なる役員及陳列館左の如し。

總裁　伏見宮博恭王殿下

副總裁　商工大臣　海軍大將男爵　陸軍大將　小川郷太郎氏　安保清種氏　鈴木孝雄氏

會長　東京工業大學教授工學博士　關口八重吉氏

同　工學博士　青柳榮司氏

同　京都帝國大學教授工學博士　松岡正男氏

同　取締役　時事新報社　前田久吉氏

理事長　取締役　時事新報社　日本工業新聞社長　惠藤取締役　松岡正男氏

陳列館

機械工業館　金屬工業館　電氣工業館

土木建築館　化學工業館　自動車工業館

染織工業館　水產工業館　農村工業館

國防館　地方特產物館　滿洲館

參考館　卷煙草製造實演　其他實驗操作數種

副會長　猛獸王國電氣動物園

同　餘興館　チヤーチルタイト　アトラクションス

同　野外演藝場

豐島園の催し—煤烟に喘ぐ都會人に理想的な健康を提供する目的を以て、本年から面目を一新した豐島園を後援する事になり、四月廿九日から各種の催しを行つてゐるが、石井小浪、高田せい子の舞踊、軍用犬水中訓練大會等他の遊園地と全く趣を異にした行き方が六百萬市民の絕讚を博してゐる。

時事水泳場—例年の通り左記の水泳場を後援し本紙愛讀者を初め廣く一般市民にオアシスを提供してゐる。

豐島園プール、月島海水浴場、津田沼海水浴場、出洲海水浴場、片瀨シーサイド・キヤムプ

ガソリン經濟競爭—本社後援の東京、大阪間ガソリン經濟競爭は新シボレー六豪を以て四月十三日から三日間に亘つて强行、一等は東京建石宇兵君で東京、大阪間三六二哩のコースを九・三八八ガロンで走破し、賞金一千圓を獲得した。

伏見宮樣へ記念品獻上—別記の如く本社は伏見元帥宮殿下を總裁に奉戴して「躍進日本工業大博覽會」を催し、豫期以上の成績を以て其業を終始するを得たので、代表出品者と共に左の通り記念品を獻上する事となり、七月五日前田理事長が宮家に伺候してその手續を終つた。

絹絨緞（時事新報社）△電氣鎔接製鐵花瓶一個（佐藤四郎）△白金鋼製八華鏡一個（川崎造船所）△水牛細工品二點（林豐二）

音樂講演と名曲レコード新譜鑑賞會—以上の外毎月十五日本社と東京音樂協會の共同主催にて名曲レコード新譜鑑賞會を行ひ東京音樂協會より斯界の權威者を招いて音樂講演を催す。

カメラ・ハイキング—新興のスポーツ・ハイキングとカメラ趣味とを結びつけた催しとして、權威ある指導員と快適なコースとを選擇しカメラ・ハイキングを擧行する事となり、第一回を好評裡に左の通り行つた。

期日　八月八日、九日△場所　奧日光湯本溫泉△參加者　二百名△指導員　森芳太郎氏、成田隈吉氏

東日本素人圍碁大會—關東、東北、北海一道十六縣の素人棋士を總動員する本圍碁大會は、その第四回を左の通り行つた。

地方豫選　七月中旬—九月中旬△決選十月十日、十一日、十二日　於日本棋院△參加者千葉、茨城、埼玉、群馬、神奈川、靜岡、山梨、長野、新潟、山形、宮城、秋田、岩手、青森、栃木、福島、北海道

皇太子殿下行啓記念優勝盃

關東中等學校野球大會—皇太子殿下行啓記念優勝盃を奉戴し全關東一府六縣の中等學校の爭覇戰（關東中等學校野球聯盟主催、本社後援）第四回大會は神宮球場に於て左の如く行はれた。

期日　八月廿二日—廿七日今シーズン出場校△東京代表　早稻田實業、日大中學、豐島師範△神奈川代表　横濱商業、商工實習　小田原中學△千葉代表　關東中學、千葉中學△茨城代表　水戸中學、茨城工業△埼玉代表　川越中學、豐岡實業△群馬代表　桐生中學、高崎中學、足利工業、下野中學△優勝校　千葉中學

東京濱縱斷ヨツト・レース—日本のハーム・ウオース・トロフイー・レースとして凡そ海に關心を持つ總ての人達の注目裡に吉例の本社主催吾國唯一の長距離レースは左の通り行はれた。

日時　九月十三日午前九時—午後四時△航路　横濱本牧十二天—東京品川埋立地△種目　特A級七米以上（乘組員三名以上）、A級七米迄（乘組員三名以上）、B級六米迄（乘組員三名以上）、C級四米以上（乘組員二名以上）△資格　日本ヨツト協會アマター規則に抵觸せざるもの、但艇長は滿十八歲以上たること。

國勢一覽

（明治元年以來日本の過程）

區別	明治元	明治一〇	明治二〇	明治三〇	明治四〇	大正元	大正一四	最近
面積（方里）	二四、七四四・三六	二四、七四四・三六	二四、七四四・三六	二七、二三六・八四六	二九、三三六・八四六	四三、四五八・三六	四三、七四四・七二	六七五、八五五
人口（人）	三三、一一〇、七六六	三四、六六八、三六八	三七、四五九、三五〇	四三、三三六、九四三	五一、八四〇、七四二	七一、一一〇、〇〇〇	九一、三五〇、〇〇〇	一一、三三一、〇七六
小學校數（校）			二、七七七、八三	六、八四一、〇五八	一二、五五八、〇六六	二二、四三四、五八七	二七、〇〇〇、〇〇〇	二七、〇〇〇、〇〇〇
就學兒童數（人）		（一一年）二、一七七、二七七	六五、〇〇〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一二九、八〇〇	一、一二九、八〇〇
陸軍常備兵員（人）			四、一五八	三、〇四九、一五八	五、〇〇〇、〇〇〇	七、七八八、八七七	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
軍艦噸數（排水量）（英噸）			二六、五九九、一八一	三五、〇四九、一八一	一三八、〇四一、一八一	二七、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇
米產額（石）			九二、四三一	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
金產額（匁）			二、九四五、四一七	九、一四八、〇七八	一三、〇四八、〇七八	二七、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇、〇〇〇
銅產額（斤）			九、一四八、〇七八	一八、〇四八、〇七八	二七、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
會社拂込資本金（圓）								
正米相場（東京標準相場米）（圓）	五・九八	五・五五	五・〇〇	一一・〇〇	一九・〇〇	二〇・〇〇	三四・〇〇	二〇・〇〇
東京卸賣物價指數（日銀調査）（明治三年基準）			一一八、〇〇〇	一二八、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
生命保險契約額（圓）			五、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
輸出額（圓）	一五、五五六、四四五	二三、四八三、五三三	二七、〇四〇、八〇五	一八、〇三〇、一三五	四四、〇五〇、四八〇	五二、〇〇〇、〇〇〇	七九、〇〇〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇、〇〇〇
輸入額（圓）	一〇、六九六、四三三	九、六三六、九六六	一八、〇三〇、一三五	三五、〇四〇、四八〇	五五、〇四〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
生絲高（圓）	三三、〇八、三三〇	四八、四三八、一三五	五二、三三八、一三五	一一八、〇八八、六二七	二七、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
歲入額（圓）	三〇、五〇五、〇〇六	四八、四三八、一三五	七九、〇〇〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
歲出額（圓）								
所得稅額（圓）								
海關稅額（圓）	七、〇〇〇、〇〇〇	二、三五八、六五四	四、一五八、六五三	一、一五八、六五三	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
國債現在高（圓）		二六、〇五六、〇八六	三三、六八、六五四	三、三八、六五三	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇
全國銀行預金（圓）								
普通銀行拂込資本金（圓）								
全國銀行預金（圓）								
手形交換高（圓）								
郵便貯金預高（圓）		（三五年）四八、四八七、〇〇〇	一一八、一四〇、〇〇〇	一一八、一四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇、〇〇〇
紙幣銀行券流通高（圓）		（三月）四一、八四〇、〇〇〇	一一八、一四〇、〇〇〇	一一八、一四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇、〇〇〇
紙幣及兌換券發行高（圓）			三八、〇六〇	三、〇六〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇	一、〇六〇、〇〇〇
內國通常郵便物引受數（千）			一一八、六五五	一一八、六五五	一一八、六五五	一一八、六五五	一一八、六五五	一一八、六五五
電信架空線條延長（里）			六四、〇〇〇	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇	六四、〇〇〇
官私鐵道線路哩（哩）			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
汽船登簿噸數（噸）								

最近欄括弧內は年月、△印は粁、×印は方粁、●印は瓩、○印は瓦。

昭和十二年（丁丑）略曆

明治七十年—大正二十六年

新

大	一	三	五	七	八	十	十二
小	二	四	六	九	十一		

舊

大	丁	正	四	七	九	十	十一
小	丙子	十二	丁丑 二	三	五	六	八

日祭

四方拜	一月一日
元始祭	一月三日
新年宴會	一月五日
紀元節	二月十一日
地久節	三月六日
春季皇靈祭	三月廿一日
神武天皇祭	四月三日
天長節	四月廿九日
秋季皇靈祭	九月廿三日
神嘗祭	十月十七日
明治節	十一月三日
新嘗祭	十一月廿三日
大正天皇祭	十二月廿五日

日曜

一月	三 一〇 一七 二四 三一
二月	七 一四 二一 二八
三月	七 一四 二一 二八
四月	四 一一 一八 二五
五月	二 九 一六 二三 三〇
六月	六 一三 二〇 二七
七月	四 一一 一八 二五
八月	一 八 一五 二二 二九
九月	五 一二 一九 二六
十月	三 一〇 一七 二四 三一
十一月	七 一四 二一 二八
十二月	五 一二 一九 二六

中年行事

隆盛元旦	二月十一日
憲法記念日	二月十二日
初午	二月十二日
饗祭	三月三日
陸軍記念日	三月十日
端午節句	四月八日
海軍記念日	五月五日
時の記念日	五月廿七日
七夕祭	七月七日
土川丑の日	七月廿五日
盂蘭盆	八月六日
靈祭記念日	九月一日
仲秋明月	九月十五日
狩猟解禁	十月二十五日
十三夜	十月十五日
七五三祝	十一月十五日
基督降誕祭	十二月廿五日

日曜

三月廿六日	隆盛冬春
七月廿四日	節氣の分る、日立春の前日。
九月廿二日	八十八夜 五月二日 立春より
十一月廿一日	八十八日。
二月廿六日	六月十一日 梅雨期
四月廿七日	入に入る日。太陽の黃經八十度に
六月廿五日	中 夏至 七月二日 蘇草生夏
八月廿五日	經百度に達せる日。
十月廿五日	土用 〔一月十七日 四月十七日
十月廿四日	五行の中、木火金水春夏秋
十二月廿三日	冬に配し、其終期各十八日
十二月廿二日	土用 〔一月十七日 四月十七日
十月廿三日	七月廿七日 十月廿七日
十月廿二日	冬に配し、其終期各十八日
十月廿一日	土用 〔一月十七日 四月十七日
十月十日	七月廿七日 十月廿七日
十月九日	冬に配し、其終期各十八日
十月八日	土用 〔一月十七日 四月十七日
十月六日	七月廿七日 十月廿七日
十月三日	冬に配し、其終期各十八日
十月二日	土用 〔一月十七日 四月十七日
十月廿九日	七月廿七日 十月廿七日
十月廿八日	冬に配し、其終期各十八日
十月廿七日	土用 〔一月十七日 四月十七日
十月廿六日	七月廿七日 十月廿七日
十月廿五日	冬に配し、其終期各十八日
十月廿四

廣告

鐘紡 ワイシヤツ と ネクタイ

ワイシヤツ

この秋は實りを表す色の豐かな軟い感じの丁度パステルで畫いた樣な線の交錯です。

秋の**鐘紡ワイシヤツ生地**では野生的な色のセピア、ペールブリューの縞物、格子縞、變り織がデビューしました。

縞ブロードワイシヤツ— ¥3.30ヨリ
白ブロードワイシヤツ— ¥2.00ヨリ
オツクスフオードワイシヤツ— ¥3.30ヨリ
ハイキングワイシヤツ— ¥4.00ヨリ

ネクタイ

今秋は大柄のチエツク、タイ織の複雜なクラブ、タイが目立つて來ます。

¥1.80ヨリ

カネボウサービスステーション 所在地

東京サービス・ステーション
東京市京橋區銀座三丁目
電（京—56）7181, 7182

神戸サービス・ステーション
神戸市林田區吉田町
電（兵庫）1607

鐘紡サービス株式會社
神戸市林田區吉田町一丁目
電（兵庫）2511—2513

大阪サービス・ステーション
大阪市心齋橋筋 電（南）2458, 2459

京城サービス・ステーション
朝鮮京城府本町一丁目 電（本京區）4525

香港サービス・ステーション
No. 18, Quein's Road Central, Hongkong

天津サービス・ステーション
天津日本租界朝日街 電 23713

スラバヤ・サービス・ステーション
Toendjoengan No.11, Soeravaja, Java

モンバサ・サービス・ステーション
East Street, Mombasa, Kenyacolony, British East Africa

アレクサンドリヤ・サービス・ステーション
27, Bld, Saad Zaghloul, Alexandria, Egypt

陰陽暦日對照表

年號	一月一日	二月一日	三月一日	四月一日	五月一日	六月一日	七月一日	八月一日	九月一日	十月一日	十一月一日	十二月一日
文政一	△	△△△△	正正正正	△△△	△△	△△	△△	△△	△△△	△△△	△△△	△△△
天保二	二一	二二	二一	二四	三四	三五	四六	四七	五八	六九	七〇	八一
天保三	△△△	△△	△△△△△△△	△△△△	△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
天保四	二二	二三	二二	二三	三四	三五	四六	四七	五八	六九	七〇	八一
天保五	△△	△△△△	正正正正	△△△△	△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
天保六	二三	二四	二三	二四	三五	三六	四七	四八	五九	六〇	七一	八二
天保七	△	△△△△	正正正正	△△△△	△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
天保八	二四	二五	二四	二五	三六	三七	四八	四九	五〇	六一	七二	八三
天保九	△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
天保十	二五	二六	二五	二六	三七	三八	四九	五〇	六一	七二	八三	九四
天保十一	△	△△△△	正正正正	△△△△	△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
天保十二	二六	二七	二六	二七	三八	三九	四〇	五一	六二	七三	八四	九五
天保十三	△△△△	△△	△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
天保十四	二七	二八	二七	二八	三九	四〇	五一	六二	七三	八四	九五	一〇六
天保十五	△△△	△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
弘化一	二八	二九	二八	二九	三〇	三一	四二	五三	六四	七五	八六	九七
弘化二	△△△△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
弘化三	二九	三〇	二九	三〇	三一	四二	五三	六四	七五	八六	九七	一〇八
弘化四	△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
嘉永一	三〇	三一	三〇	三一	四二	五三	六四	七五	八六	九七	一〇八	一一九
嘉永二	△△△	△△	△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
嘉永三	三一	三二	三一	三二	四三	五四	六五	七六	八七	九八	一〇九	一一〇
嘉永四	△△△△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
嘉永五	三二	三三	三二	三三	四四	五五	六六	七七	八八	九九	一〇〇	一一一
嘉永六	△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
嘉永七	三三	三四	三三	三四	四五	五六	六七	七八	八九	九一〇	一〇一	一一二
安政一	△△△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
安政二	三四	三五	三四	三五	四六	五七	六八	七九	八一〇	九一一	一〇一二	一一一三
安政三	△△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
安政四	三五	三六	三五	三六	四七	五八	六九	七一〇	八一一	九一二	一〇一三	一一一四
安政五	△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
安政六	三六	三七	三六	三七	四八	五九	六一〇	七一一	八一二	九一三	一〇一四	一一一五
萬延一	△△△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
文久一	三七	三八	三七	三八	四九	五一〇	六一一	七一二	八一三	九一四	一〇一五	一一一六
文久二	△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
文久三	三八	三九	三八	三九	四一〇	五一一	六一二	七一三	八一四	九一五	一〇一六	一一一七
元治一	△△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
元治二	三九	四〇	三九	四〇	四一	五一二	六一三	七一四	八一五	九一六	一〇一七	一一一八
慶應一	△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
慶應二	四〇	四一	四〇	四一	四二	五一三	六一四	七一五	八一六	九一七	一〇一八	一一一九
慶應三	△△△	△△△△△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△	△△△△△△
明治一	四一	四二	四一	四二	四三	五一四	六一五	七一六	八一七	九一八	一〇一九	一一二〇

本表は明治五年の改暦前、文政十二年に至る大陰暦日の陽暦に於ける相當月日を探るよすがとして、陽暦毎月一日に相當する陰暦の日を表示したものである。表中一月又は二月一日に相當する舊暦の十一月、若しくは十二月の日付は前年のもの、△印は其舊暦の月の小なることを示す。同一の舊暦の月數連月に亙るものは後者は閏月である。尙ほ暦年の央に改元された年は省いてあるから、斯の如き年の月日は新元年の相當月に據つて承知されたい。例へば元治二年正月元日は新暦の何年何月幾日に當るやを知らうとするには、同年は其年中に改元されたのだから、慶應元年の欄で正月六日が新暦二月一日なるを知り、之より五日前即ち一月二十七日の正月元日がそれだといふ風に見るのである。

資本金　五千七百五拾萬圓（拂込濟）
法定準備金　五千七百五拾萬圓
別途準備金　壹千參百萬圓

東京市麹町區丸ノ内一丁目一番地

株式會社 第一銀行

支店所在地

東京、横濱、豐橋、名古屋、四日市、京都、大阪
神戸、廣島、下關、門司、小倉、福岡、久留米
熊本、函館、小樽、札幌、宇都宮、足利、栃木
桐生、館林、京城、釜山

登錄臺數
（グラフ參照）

第一位

良く賣れるものには
それ丈の理由がある
乘用車もトラツクも
そしてタクシーにも
到る處で壓倒的人氣

主要都市に
販賣店あり
御照會乞ふ

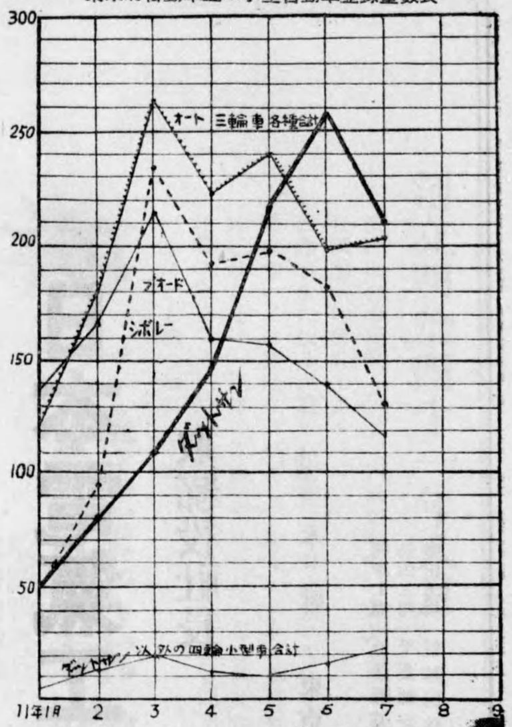

國産の誇り　優良自動車

ダツトサン

特長
無試驗運轉免許
車庫の設備不要
稅金及經費僅少

横濱市　日産自動車株式會社　新子安

資本金壹千貳百萬圓

日本電氣工業株式會社

取締役社長　森　驫　昶

本　社　東京市京橋區寶町一丁目七番地

興津工場　千葉縣夷隅郡興津町　鹽尻工場　中央線鹽尻驛前
館山工場　千葉縣安房郡館山町　大町工場　長野縣北安曇郡大町
廣田工場　盤越西線廣田驛前　横濱工場　横濱市神奈川區惠比壽村

創立明治四十一年八月

汽罐爆發の保險と併せて汽罐の檢査、鑑定製作の監督を致す
我國唯一の會社であります。
内務省令に依る汽罐更新檢査は、當會社の保險を附したる汽罐については省略せられます。檢査の日取は御都合の宜しき時に致します。汽罐の取扱法、焚火法、煤煙防止法及燃料、經費の節約其他汽罐設備に關する種々なる御質問や御相談は何時にても御通知により御伺ひ致します。

第一機罐保險株式會社

取締役會長　門野幾之進
專務取締役　芳賀惣治郎
兼技師長
取締役　稲延利兵衛
監査役　男爵　基連
監査役　工學博士　横河民輔

本　社　東京市日本橋區江戸橋一丁目十一番地貳
電話日本橋　三五〇四番
二四三五番

大阪出張所　大阪市東區今橋二丁目十九番地五
電話本局　二二一二一番

名古屋出張所　名古屋市中區南大津町一丁目九番地
電話中局　二三六八番

運搬車
合資會社
日下製作所
品川區西品川二丁目一、一〇九
工場 高輪(44)一二五五 三九六八五番

胃腸
タカヂアスターゼ
消化を催進し、食慾を増し、榮養を佳良ならしむ
タカヂアスターゼは、比類なき消化酵素にして、一般ヂアスターゼと全く其撰を異にす。
(1) 澱粉、脂肪、蛋白質其他二十餘種の消化酵素を含有す。
(2) 效力一定、永久不變。(3) 胃腸内に於ける抵抗力強く よくその消化力を發揮す。(4) 茶、コーヒー等の飲用により效力阻害せられず。(5) 食鹽、醤油等により其の消化力は反て增强せらる。
三 SANKYO 共
說明書進呈 粉末、錠劑の各種あり
三共の藥品の効能と簡單なる解說とを載せたる册子「三共の藥品」あり御入用の方は此廣告名御記入御申越下さい贈呈致します
東京・銀座 三共株式會社

資本金　貳億壹千萬圓

日本電力株式會社

本社　大阪市北區宗是町壹番地
營業所　東京、平塚、名古屋、神戸、富山

社長　池尾芳藏
副社長　内藤熊喜
專務取締役　深野憲一
專務取締役　岸田幸雄

資本金五千參百五拾五萬圓

片倉製絲紡績株式會社

本社　東京市京橋區京橋三丁目二番地

取締役社長　今井五介
常務取締役　片倉武雄

工場所在地

長野縣諏訪郡川岸村	同
同平野村	同
同	同
同	同
同

業目

一、各種工業、鐵道、電氣、瓦斯抵當貸付
二、地方債、社債ノ應募引受
三、擔保附社債信託
四、有價證券擔保貸付
五、諸預リ金
六、手形割引
七、內外爲替
八、船舶又ハ製造中ノ船舶抵當貸
九、造船材料及船舶屬具ノ擔保貸
十、株式ノ應募又ハ引受業務

資本金五千萬圓

株式會社 日本興業銀行

東京市麹町區丸ノ內壹丁目

電話代表 丸ノ內 二五〇番 二二五一番 二二六一番

支店

東京市日本橋區通貳丁目 日本橋支店 電話日本橋三二九一・三二九二・三二九三
大阪市東區高麗橋 大阪支店 電話北濱四〇二一・四〇二四・長四〇二五
神戸市神戸區西町 神戸支店 電話三ノ宮六四・六五・八三・二九三
名古屋市中區廣小路通り 名古屋支店 電話本局一一三一・一一三二・一一三三
福岡市天神町 福岡支店 電話靜岡一〇八〇・六〇一〇
福島市大字福島字大町 東北支店 電話一一八一・一一八二・一一八三
富山市總曲輪 富山支店 電話三一二五・三一二六・三一二七

資本金 五千萬圓
本社 東京市日本橋區本町二丁目

富士瓦斯紡績株式會社

會長 日比谷平左衛門
專務取締役 鹿村美久

日清紡績株式會社

社長 宮島清次郎

御來店には…

省線…東京驛八重洲口
市電…日本橋又は通三丁目
バス…日本橋高島屋前
地下鐵…日本橋高島屋口

よろづ
御買物は
皆樣の高島屋へ

東京・日本橋
高島屋

基礎鞏固　經營眞摯

創立明治四拾四年

コドモの保險　日本徵兵

入營・嫁入準備　出世・教育資金

子を持つ親心

可愛い子供の爲に何程かづゝの貯金をしてやらうと考へるのは親としての至情で、男子なら適齡女子なら嫁入迄と誰しも心掛ける所ですがさて實行はなかなか困難です

最良の實行方法

徵兵保險、生存保險のコドモ保險は此需要を充たす最後の施設で一度御加入になれば知らず識らずの内に愛兒の出世資金を必ず積立てることが出來る眞に定評ある保險です

日本徵兵保險株式會社

本社　東京市麴町區内山下町一ノ一

陶然たり…この香味！
溯然たり…この活力！
これぞ世評にたがはぬ覇者の貫祿！

特製 エビスビール サッポロビール アサヒビール ユニオンビール

新發賣
アサヒスタウト

大日本麥酒株式會社釀造

朝の爽快味は
此一品で滿喫する

そして就寢前もおわすれなく

資生堂齒磨

／磨齒ムーリクの一唯・許特賣專
は果効の白清菌殺と感用使な快爽
んせまりあはで比の磨齒狀糊の他

30セン・20セン・12セン

東京 資生堂 銀座

瓦斯湯沸器

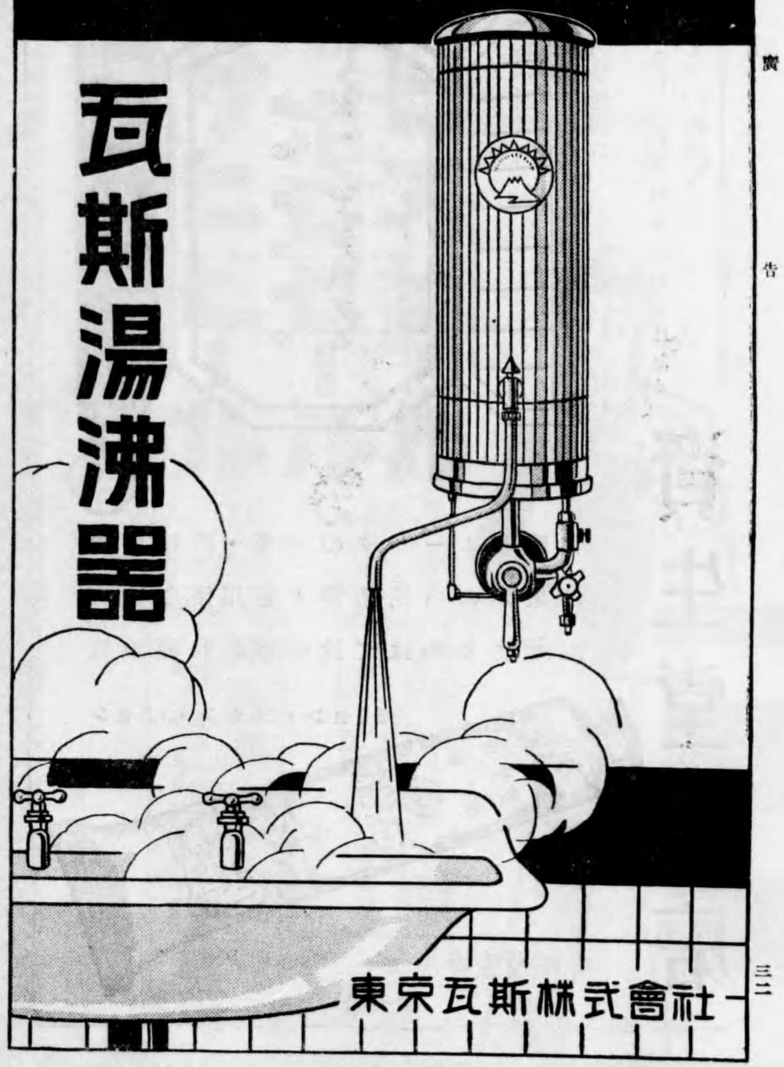

東京瓦斯株式會社

明治製糖株式會社

東京市麹町區内山下町一丁目一番地

株式會社 内國貯金銀行

頭取 室田義文

『保險は帝海へ』

帝海の特色

基礎の堅固
取扱の親切
手續の簡易
支拂の迅速

創立明治二十六年
資本金壹千萬圓
諸積立金壹千貳拾六萬圓

帝國海上火災保險株式會社

東京市麹町區大手町一丁目六番地

社長 阿部季壽
副社長 林準
常務取締役 戸倉彦
同 菊地惣文太郎吾

大阪支店 大阪市東區北濱四ノ三八
神戸支店 神戸市神戸區榮町通三ノ一三
横濱支店 横濱市中區本町四ノ三四
名古屋支店 名古屋市中區南大津町一ノ九
京都支店 京都市下京區四條通烏丸東入長刀鉾町二〇〇
福岡支店 福岡市下西町五
代理店 (内地及歐米、滿、支等樞要ノ地ニアリ)

=營業種目=

海上保險
運送保險
火災保險
自動車保險
傷害保險
信用保險

=目種業營=

富士

日本一

姉妹品

王用
寶ケホスポ
霸ドン
ポーソ
ケトツ
ホスポ
スポ
鬼ポ
新ポ
日ポ
愛日

號號號號號號號號號

カタログ進呈

自轉車

製造 大日本自轉車株式會社
發賣 株式會社日米商店

昭和ビル貸室案内

一、本館の貸室共用場所の設備は悉く斬新と善美を兼たものでありますから各階備付けの湯沸場、洗面所、雨便所などは誠に氣持よく出來て居ります、乘客用**エレベーター**、蒸氣煖房、其の外**メールシュート**、電氣等の設備は御便宜に出來て居ります。又一階には賣店もあり地下室には食堂や理髪店貸倉庫もありまして貸室に附隨する諸便宜を計つてあります。

一、貸室の大きさは左の通りであります。尤も御使用になる御方の御希望により大小適宜に仕切ることも出來ます。

事務室（各階）八坪より五十二坪まで
賣店（一階）十坪
倉庫（地下室）十三坪より三十九坪迄

一、貸室料の低廉なることは本館の特色であります。
一、御必要に依り貸電話の準備もあります。
一、電燈、煖房、給湯、各室窓硝子の拭淨及び共同場所の掃除は無料にていたします。

東京市麴町區丸の内二丁目十八番地
内外ビルデング株式會社
電話丸ノ内(23)〇五九五番(4)

資本金　壹千貳百參拾參萬圓
拂込金　壹千拾參萬四千圓
積立金　六百萬圓
小麥粉日產額　九萬袋

東京市日本橋區小網町壹丁目貳番地

日清製粉株式會社

支店及出張所　名古屋　神戸　小樽　横濱　門司
工場　館林　宇都宮　水戸　高崎　佐野　鶴見　名古屋　神戸　岡山　坂出　鳥栖

營業品目
小麥粉（旭印　月印　鶴印　雪印　にはとり印）
麩（ミリング印　バイオレット印　銀杏印　カメリヤ印　鶉印　黃蟬印　フラワー印）

資本金 壹億八千六百萬圓

大同電力株式會社

本店 東京市麴町區丸ノ内一丁目六ノ一
支店 大阪市東區高麗橋三丁目一
名古屋市東區七間町一丁目一

生命保險と信託契約

一、生命保險は掛金の安い、配當のいゝ安心の出來る安田生命へ。

一、生命保險の信託は信用の厚い、親切な安田信託に限る。

一、生命保險を信託し置けば保險金の受取り、其後の管理利殖竝に支拂等に關する一切のことに、少しの心配もありません。

東京市日本橋區小網町

安田生命保險株式會社

社長 男爵 四條隆英
常務取締役 丹治經三
支配人 田中直通

東京市日本橋區吳服橋際

安田信託株式會社

社長 安田善次郎
專務取締役 戸澤芳樹
常務取締役 石毛竹治郎

大同生命保險株式會社

本社　大阪市西區土佐堀一丁目一番地
東京支社　東京市日本橋區通二丁目一番地

TRADE MARK

東洋リノリューム株式會社

營業目品

リノタイル
リノリューム

海軍省
鐵道省
指定工場

營業所　大阪市東區瓦町二丁目三和ビル
電話北濱二〇六〇番・三九一〇番
工場　兵庫縣川邊郡伊丹町
電話伊丹五三六四番・一番・六九番
支店　東京市銀座四丁目三和ビル
電話京橋二五六四番

高速度超特急列車

あじあ

全車輛流線型——空氣冷温裝置

大連哈爾賓間一十三時間半

汽車賃割引

單獨	二割引
團體 十人以上	三割引
團體 二十人以上	五割引

內地ヨリ往復及廻遊

滿鮮案內所

東京 驛前ビル
大阪 堺筋丸ビル
門司 税關前
下關 驛前

南滿洲鐵道株式會社

本社 大連市　支社 東京赤坂葵町

株式會社

三井銀行

東京市日本橋區室町貳丁目壹番地壹

電話日本橋(24)代表一、一二一

日本橋支店(東京)　丸之內支店(東京)　小樽支店
横濱支店　名古屋支店　名古屋上前津支店
京都支店　大阪支店　大阪堂島支店
大阪西支店　大阪川口支店　大阪船場支店

神戸支店　廣島支店　門司支店
若松支店　福岡支店　上海支店
大連出張所　スラバヤ支店　孟買支店
倫敦支店　紐育支店

資本金壹千萬圓

諸積立金參百七拾餘萬圓

火災、海上、運送各保險

東京市京橋區京橋二丁目二番地

千代田火災保險株式會社

電話京橋(56)五一三一番・五一三二番・五一三三番・五一三四番・五一三五番・五一三六番

取締役社長　門野幾之進
取締役伯爵　樺山愛輔
取締役　松原重榮
取締役男爵　益田太郎
取締役　成瀨正行
取締役　近權內

取締役　角利一
取締役男爵　岩倉道俱
監査役　赤星鐵馬
監査役　福澤大四郎
監査役　山名次郎

▼支店▲

大阪　今橋二ノ一九　東區　電話本局五九五〇番
京都　中京區烏丸通六角下ル　電話本局七七八番
横濱　中區辨天通六ノ八一　電話本局一三二一番
神戸　神戸區榮町通二ノ四　電話三宮一七六九番
名古屋　中區南大津町一ノ一　電話中五〇二番

仙臺　大町二ノ一四八　電話七九八番
福岡　橋口町四六　電話一三三五番
札幌　大通西六ノ一　電話一三五二番
京城　南大門通二ノ一〇　電話一三二九番

代理店内外國三千餘

フェルト業元祖

東京市京橋區槙町三丁目三番地

長澤フェルト合資會社

電話京橋(56)五七三三番

フェルト各種

特毛

布毛及ヤシラ用刷印

玉突台用紗羅

自動車内張用紗羅一式

日毛メリヤス類及布毛

日本毛織株式會社特約代理店

新聞輪轉機用

オフセット及石版印刷

ブランケット

機械と電機

株式會社 日立製作所 特約販賣店

產森製鋼所 關東總代理店

東洋製鋼株式會社 關東總代理店

富士電機製造株式會社 特約販賣店

日本皮革株式會社 製品販賣店

横濱ゴム製造株式會社 特約販賣店

東京市京橋區銀座西四丁目三番地

塚本商事株式會社

電話京橋(56)四五六一番 四五六二番 四五六三番

振替口座東京二一〇八一番

製作部 東京市品川區東大崎五丁目三四二

電話高輪(44)一〇〇一番

電氣實驗室用

無線電機用

トーキー用

各種電氣計器

測定器及器具機械製作

株式會社

塚本電機製作所

東京市京橋區銀座西四丁目三番地

電話京橋(56)四五六一番 四五六二番 四五六三番

工場 東京市品川區東大崎五丁目三四二

電話高輪(44)五五〇九番

水彩用
圖案用
製圖用
油繪用
各種

合名會社
三星繪具製造所
東京市豐島區高田南町三丁目
電話牛込六〇〇〇・六〇〇六・六〇〇六・七〇〇六・八〇〇六

星名刺本舗
合名會社
楊井大郎商店
東京市日本橋區馬喰町

◆敷物はお室に品格を具へます◆

◆窓掛・壁紙はお室の氣分を作ります◆

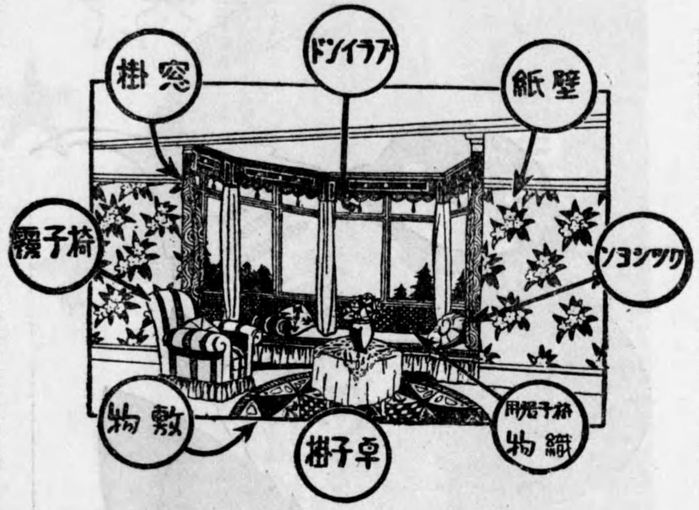

上圖は西洋室内に必要な品物を示したものです

銀座の睦屋は此等の品々を豐富に取揃へて御座います

勿論日本座敷向きのものも澤山御座います

◆見本カタログ御入要の節は御申越次第進呈致します

新築、改築、御設計の際は何卒お呼出を願ひます

銀ぶらのお序てにお立寄り下さいませ

東京・銀座一丁目

敷物・窓掛
卓掛・壁紙

睦屋商店

電話京橋(56)(四九九)(二九七七)(二六三)番

◆お電話を頂きますれば早速參上仕ります◆

時事年鑑

帝國憲法

時事新報社編纂

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民は卽ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其康福を增進し其懿德良能を發達せしめんことを願ひ又其禍殃に依り與に倶に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月二十日の詔命を履踐し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及び臣民及び臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及び朕が子孫は將來此憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らざるべし

朕は我が臣民の權利及び財産の安全を貴重し及び之を保護し此憲法及び法律の範圍内に於て其享有を完全ならしむべきことを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此憲法をして有效ならしむるの期とすべし

將來若し此憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らば朕及び朕が繼統の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕が子孫及び臣民は敢て之が紛更を試みることを得ざるべし

朕が在廷の大臣は朕が爲に此憲法を施行するの責に任ずべく朕が現在及び將來の臣民は此憲法に對し永遠に從順の義務を負ふべし

御名御璽

明治二十二年二月十一日

第一章　天皇

第一條　大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す

第二條　皇位は皇室典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す

第三條　天皇は神聖にして侵すべからず

第四條　天皇は國の元首にして統治權を總攬し此憲法の條規に依り之を行ふ

第五條　天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ふ

第六條　天皇は法律を裁可し其公布及び執行を命ず

第七條　天皇は帝國議會を召集し其開會閉會停會及び衆議院の解散を命ず

第八條　天皇は公共の安全を保持し又は其災厄を避くる爲め緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發す

此勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すべし若し議會に於て承諾せざるときは政府は將來に向つて其效力を失ふことを公布すべし

第九條　天皇は法律を執行する爲に又は公共の安寧秩序を保持し及び臣民の幸福を增進する爲に必要なる命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず

第十條　天皇は行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免す但し此憲法又は他の法律に特例を揭げたるものは各其條項に依る

第十一條　天皇は陸海軍を統帥す

第十二條　天皇は陸海軍の編制及常備兵額を定む

第十三條　天皇は戰を宣し和を講じ及び諸般の條約を締結す

第十四條　天皇は戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及び效力は法律を以て之を定む

第十五條　天皇は爵位勳章及び其他の榮典を授與す

第十六條　天皇は大赦特赦減刑及び復權を命ず

第十七條　攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

第二章　臣民權利義務

第十八條　日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る

第十九條　日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均しく文武官に任ぜられ及び其他の公務に就くことを得

第二十條　日本臣民は法律の定むる所に從ひ兵役の義務を有す

第二十一條　日本臣民は法律の定むる所に從ひ納稅の義務を有す

第二十二條　日本臣民は法律の範圍内に於て居住及び移轉の自由を有す

第二十三條　日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし

第二十四條　日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるゝことなし

第二十五條　日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せらるゝことなし

第二十六條　日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の祕密を侵さるゝことなし

第二十七條　日本臣民は其所有權を侵さるゝことなし

公益の爲め必要なる處分は法律の定むる所に依る

第二十八條　日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す

第二十九條　日本臣民は法律の範圍内に於て言論著作印行集會及び結社の自由を有す

第三十條　日本臣民は相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に從ひ請願を爲すことを得

第三十一條　本章に掲げたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨ぐることなし

第三十二條　本章に掲げたる條規は陸海軍の法令又は紀律に牴觸せざるものに限り軍人に準行す

第三章　帝國議會

第三十三條　帝國議會は貴族院衆議院の兩院を以て成立す

第三十四條　貴族院は貴族院令の定むる所に依り皇族華族及び勅任せられたる議員を以て組織す

第三十五條　衆議院は選擧法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組織す

第三十六條　何人も同時に兩議院の議員たることを得ず

第三十七條　凡て法律は帝國議會の協賛を經るを要す

第三十八條　兩議院は政府の提出する法律案を議決し及び各法律案を提出することを得

第三十九條　兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中に於て再び提出することを得ず

第四十條　兩議院は法律又は其他の事件につき各其意見を政府に建議することを得但し其採納を得ざるものは同會期中に於て再び建議することを得ず

第四十一條　帝國議會は毎年之を召集す

第四十二條　帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合に於ては勅命を以て之を延長することあるべし

第四十三條　臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すべし

臨時會の會期を定むるは勅命に依る

第四十四條　帝國議會の開會閉會會期の延長及び停會は兩院同時に之を行ふべし

衆議院解散を命ぜられたるときは貴族院は同時に停會せらるべし

第四十五條　衆議院解散を命ぜられたるときは勅命を以て新に議員を選擧せしめ解散の日より五箇月以内に之を召集すべし

第四十六條　兩議院は各其總議員三分の一以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

第四十七條　兩議院の議事は過半數を以て決す可否同數なるときは議長の決するところに依る

第四十八條　兩議院の會議は公開す但し政府の要求又は其院の決議に依り秘密會と爲すことを得

第四十九條　兩議院は各天皇に上奏することを得

第五十條　兩議院は臣民より呈出する請願書を受くることを得

第五十一條　兩議院は此憲法及び議院法に掲くるものゝ外内部の整理に必要なる諸規則を定むることを得

第五十二條　兩議院の議員は議院に於て發言したる意見及び表決に付き院外に於て責を負ふことなし但し議員自ら其言論を演說刊行筆記又は其他の方法を以て公布したるときは一般の法律に依り處分せらるべし

第五十三條　兩議院の議員は現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外會期中其院の許諾なくして逮捕せらるゝことなし

第五十四條　國務大臣及び政府委員は何時たりとも各議院に出席し及び發言することを得

第四章　國務大臣及樞密顧問

第五十五條　國務各大臣は天皇を輔弼し其責に任ず

凡て法律勅令其他國務に關る詔勅は國務大臣の副署を要す

第五十六條　樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應へ重要の國務を審議す

第五章　司法

第五十七條　司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ

裁判所の構成は法律を以て之を定む

第五十八條　裁判官は法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任ず

裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免ぜらるゝことなし

懲戒の條規は法律を以て之を定む

第五十九條　裁判の對審判決は之を公開す但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

第六十條　特別裁判所の管轄に屬すべきものは別に法律を以て之を定む

第六十一條　行政官廳の違法處分に由り權利を傷害せられたりとするの訴訟にして別に法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理するの限にあらず

第六章　會計

第六十二條　新に租稅を課し及び稅率を變更するは法律を以て之を定むべし

但し報償に屬する行政上の手數料及び其他の收納金は前項の限にあらず

國債を起し及び豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるべき契約を爲すは帝國議會の協賛を經べし

第六十三條　現行の租稅は更に法律を以て之を改めざる限は舊に依り之を徵收す

第六十四條　國家の歲出歲入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經べし

豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときは後日帝國議會の承諾を求むるを要す

第六十五條　豫算は前に衆議院に提出すべし

第六十六條　皇室經費は現在の定額に依り毎年國庫より之を支出し將來增額を要する場合を除く外帝國議會の協賛を要せず

第六十七條　憲法上の大權に基ける既定の歲出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歲出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又は削減することを得ず

第六十八條　特別の須要に因り政府は豫め年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求むることを得

第六十九條　避くべからざる豫算の不足を補ふ爲めに又は豫算の外に生じたる必要の費用に充つる爲に豫備費を設くべし

第七十條　公共の安全を保持する緊急の需用ある場合に於て内外の情形に因り政府は帝國議會を召集することを能はざる時は勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得

前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會に提出し

其承諾を求むるを要す

第七十一條　帝國議會に於て豫算を議定せず又は豫算成立に至らざるときは政府は前年度の豫算を施行すべし

第七十二條　國家の歲出歲入の決算は會計檢査院之を檢査確定し政府は其檢査報告と倶に之を帝國議會に提出すべし

會計檢査院の組織及び職權は法律を以て之を定む

第七章　補則

第七十三條　將來此憲法の條項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝國議會の議に附すべし

此場合に於て兩議院は各其總員三分の二以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず

出席議員三分の二以上の多數を得るに非ざれば改正の議決を爲すことを得ず

第七十四條　皇室典範の改正は帝國議會の議を經るを要せず

皇室典範を以て此憲法の條規を變更することを得ず

第七十五條　憲法及び皇室典範は攝政を置くの間之を變更することを得ず

第七十六條　法律規則命令又は何等の名稱を用ひたるに拘はらず此憲法に矛盾せざる現行の法令は總て遵由の效力を有す

歲出上政府の義務に係る現在の契約又は命令は總て第六十七條の例に依る

皇室典範

（明治二十二年二月十一日）

天佑を享有したる我が日本帝國の寶祚は萬世一系歷代繼承し以て朕が躬に至る惟ふに祖宗肇國の初大憲一たび定まり昭なること日星の如し今の時に當り宜しく遺訓を明徵にし皇家の成典を創立し以て丕基を永遠に鞏固にすべし茲に樞密顧問の諮詢を經皇室典範を裁定し朕が後嗣及び子孫をして遵守する所あらしむ

第一章　皇位繼承

第一條　大日本國皇位は祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す

第二條　皇位は皇長子に傳ふ

第三條　皇長子在らざるときは皇長孫に傳ふ皇長子及び其子孫皆在らざるときは皇次子及び其子孫に傳ふ以下皆之に例す

第四條　皇子孫の皇位を繼承するは嫡出を先にす皇庶子孫の皇位を繼承するは皇嫡子孫皆在らざるときに限る

第五條　皇子孫皆在らざるときは皇兄弟及び其子孫に傳ふ

第六條　皇兄弟及び其子孫皆在らざるときは皇伯叔父及び其子孫に傳ふ

第七條　皇伯叔父及び其子孫皆在らざるときは其以上に於て最近親の皇族に傳ふ

第八條　皇兄弟以上は同等内に於て嫡を先にし庶を後にし長を先にし幼を後にす

第九條　皇嗣精神若しくは身體の不治の重患あり又は重大の事故あるときは皇族會議及び樞密顧問に諮詢し前數條に依り繼承の順序を換ふることを得

第二章　踐祚即位

第十條　天皇崩ずるときは皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く

即位の禮及び大嘗祭は京都に於て之を行ふ

第十一條　踐祚の後元號を建て一世の間に再び改めざること明治元年の定制に從ふ

第三章　成年、立后、立太子

第十二條　天皇及び皇太子皇太孫は滿十八年を以て成年とす

第十三條　前條の外の皇族は滿二十年を以て成年とす

第十四條　儲嗣たる皇子を皇太子とす皇太子在らざるときは儲嗣たる皇孫を皇太孫とす

第十五條　皇后皇太子皇太孫を立つるときは詔書を以て之を公布す

第四章　敬稱

第十六條　天皇太皇太后皇太后皇后の敬稱は陛下とす

第十七條　皇子皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王の敬稱は殿下とす

第十八條　皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王を謂ふ

第五章　攝政

第十九條　天皇未だ成年に達せざるときは攝政を置く

天皇久しきに亙るの故障に由り大政を親らすること能はざるときは皇族會議及び樞密顧問の議を經て攝政を置く

第二十條　攝政は成年に達したる皇太子又は皇太孫之に任ず

第二十一條　皇太子皇太孫在らざるか又は未だ成年に達せざるときは左の順序に依り攝政に任ず

第一　親王及王　第二　皇后　第三　皇太后

第四　太皇太后　第五　内親王及女王

第二十二條　皇族男子の攝政に任ずるは皇位繼承の順序に從ふ其女子に於けるも亦之に準ず

第二十三條　皇族女子の攝政に任ずるは其配偶あらざる者に限る

第二十四條　最近親の皇族未だ成年に達せざるか又は其他の事故に由り他の皇族攝政に任じたるときは後來最近親の皇族成年に達し又は其事故既に除くと雖も皇太子及び皇太孫に對するの外其任を讓ることなし

第二十五條　攝政又は攝政たるべき者精神若しくは身體の重患あり又は重大の事故あるときは皇族會議及び樞密顧問の議を經て其順序を換ふることを得

第六章　太傅

第二十六條　天皇未だ成年に達せざるときは太傅を置き保育を掌らしむ

第二十七條　先帝遺命を以て太傅を任ぜざりしときは攝政より皇族會議及び樞密顧問に諮詢し之を選任す

第二十八條　太傅は攝政及び其子孫之に任ずることを得ず

第二十九條　攝政は皇族會議及び樞密顧問に諮詢したる後に非ざれば太傅を退職せしむることを得ず

第七章　皇族

第三十條　皇族と稱ふるは太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王を謂ふ

第三十一條　皇子より皇玄孫に至るまでは男を親王女を内親王とし五世以下は男を王女を女王とす

第三十二條　天皇支系より入りて大統を承くるときは皇兄弟姉妹の王女王たる者に特に親王内親王の號を宣賜す

第三十三條　皇族の誕生命名婚嫁薨去は宮内大臣之を公告す

第三十四條　皇統譜及び前條に關る記錄は圖書寮に於て尙藏す

第三十五條　皇族は天皇之を監督す

第三十六條　攝政在任の時は前條の事を攝行す

第三十七條　皇族男女幼年にして父なき者は宮內の官僚に命じ保育を掌らしむ事宜に依り天皇は其父母の選擧せる後見人を認可し又は之を勅選すべし

第三十八條　皇族の後見人は成年以上の皇族に限る

第三十九條　皇族の婚嫁は同族又は勅旨に由り特に認許せられたる華族に限る

第四十條　皇族の婚嫁は勅許に由る

第四十一條　皇族の婚嫁を許可するの勅書は宮內大臣之に副署す

第四十二條　皇族は養子を爲すことを得ず

第四十三條　皇族國籍の外に旅行せむとするときは勅許を請ふべし

第四十四條　皇族女子の臣籍に嫁したる者は皇族の列に在らず但し特旨に依り仍ほ內親王女王の稱を有せしむることあるべし

第八章　世傳御料

第四十五條　土地物件の世傳御料と定めたるものは分割讓與することを得ず

第四十六條　世傳御料に編入する土地物件は樞密顧問に諮詢し勅書を以て之を定め宮內大臣之を公告す

第九章　皇室經費

第四十七條　皇室經費の豫算決算檢査及び其他の規則は支出せしむ

第四十八條　皇室經費の豫算決算檢査及び其他の規則は皇室會計法の定むる所に依る

第十章　皇族訴訟及懲戒

第四十九條　皇族相互の民事の訴訟は勅旨に依り宮內省に於て裁判員を命じ裁判せしめ勅裁を經て之を執行す

第五十條　人民より皇族に對する民事の訴訟は東京控訴院に於て之を裁判す但し皇族は代人を以て訴訟に當らしめ自ら訟廷に出づるを要せず

第五十一條　皇族は勅許を得るに非ざれば勾引し又は裁判所に召喚することを得ず

第五十二條　皇族其品位を辱しむるの所行あり又は皇室に對し忠順を缺くときは勅旨を以て之を懲戒し其の重き者は皇族特權の一部又は全部を停止し若しくは剝奪すべし

第五十三條　皇族蕩產の所行あるときは勅旨を以て治產の禁を宣告し其管財者を任ずべし

第五十四條　前二條は皇族會議に諮詢したる後之を勅裁す

第十一章　皇族會議

第五十五條　皇族會議は成年以上の皇族男子を以て組織し內大臣樞密院議長宮內大臣司法大臣大審院長を以て參列せしむ

第五十六條　天皇は皇族會議に親臨し又は皇族中の一員に命じて議長たらしむ

第十二章　補　則

第五十七條　現在の皇族五世以下親王の號を宣賜したる者は舊に依る

第五十八條　皇位繼承の順序は總て實系に依る現在皇養子皇猶子又は他の繼嗣たるの故を以て之を混ずることなし

第五十九條　親王內親王王女王の品位は之を廢す

第六十條　親王の家格及び其他此典範に牴觸する例規は總て之を廢す

第六十一條　皇族の財產費及諸規則は別に之を定むべし

第六十二條　將來此典範の條項を改正し又は增補すべきの必要あるに當つては皇族會議及び樞密顧問に諮詢して之を勅定すべし

皇室典範增補

（明治四十年二月一日）（第一次）

天佑を享有したる我が日本帝國皇家の成典は祖宗の洪範を紹述して敢て違ふことあるなし而して人文の發展は寰宇の進運に隨ひ制度の變備は條章の增廣を必とす是時に當り朕は祖宗の丕基を永遠に鞏固にする所以の良圖を惟ひ且つ憲章に由つて以て皇族の分義を昭にせむことを欲し玆に皇族會議及び樞密顧問の諮詢を經て皇室典範增補を裁定し朕が子孫及び臣民をして之に率由して愆ることなきを期せしむ

第一條　王は勅旨又は情願に依り家名を賜ひ華族に列せしむることあるべし

第二條　王は勅許に依り華族の家督相續人となり又は家督相續の目的を以て華族の養子となることを得

第三條　前二條に依り臣籍に入りたる者の妻直系卑屬及び其妻は其家に入る但し他の皇族に嫁したる女子及び其直系卑屬は此限に在らず

第四條　特權を剝奪せられたる皇族は勅旨に由り臣籍に降すことあるべし

前項に依り臣籍に降されたる者の妻は其家に入る

第五條　第一條第二條第四條の場合に於ては皇族會議及び樞密顧問の諮詢を經べし

第六條　皇族の臣籍に入りたるものは皇族に復することを得ず

第七條　皇族の身位其他の禮義に關する規程は此典範に定めたるものの外別に之を定む

皇族と人民とに涉る事項にして各々適用すべき法規を異にするときは前項の規程に依る

第八條　法律命令中皇族に適用すべきものとしたる規定は此典範又は之に基き發する規則に別段の條規なきときに限り之を適用す

皇室典範增補

（大正七年十一月二十八日）（第二次）

朕惟ふに祖宗の遺範を紹述し時に隨ひ宜しきを制し以て國運の進展に順應するは皇考の宏謨にして朕の率循する所なり今や皇家の成典を增廣するの要を認め皇族會議及び樞密顧問の諮詢を經て皇室典範增補を裁定し玆に之を公布せしむ

皇族女子は王族又は公族に嫁することを得

公式令

（明治四十年二月一日）

第一條　皇室の大事を宣詔し及び大權の施行に關する勅旨を宣詔するは別段の形式に依るものを除くの外詔書を以てす

詔書には親署の後御璽を鈐し其皇室の大事に關するものには宮內大臣年月日を記入し內閣總理大臣と俱に之に副署す其大權の施行に關するものには內閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務各大臣と俱に之に副署す

第二條　文書に依り發する勅旨にして宣詔せざるものは別段の形式に依るものを除くの外勅書を以てす

勅書には親署の後御璽を鈐し其皇室の事務に關するものには宮內大臣年月日を記入し之に副署す其國務大臣の職務に關するものには內閣總理大臣年月日を記入し之に副署す

第三條　帝國憲法の改正は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には樞密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三條に依る帝國議會の議決を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し他の國務各大臣と俱に之に副署す

第四條　皇室典範の改正は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には皇族會議及樞密顧問の諮詢を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し宮內大臣年月日を記入し國務各大臣と俱に之に副署す

第五條　皇室典範に基く諸規則宮內官制其他皇室の事務に關し勅定を經たる規程にして發表を要するものは皇室令とし上諭を附して之を公布す

前項の上諭には親署の後御璽を鈐し宮內大臣年月日を記入し之に副署す國務大臣の職務に關連する皇室令の上諭には內閣總理大臣又は內閣總理大臣及び主任の國務大臣と俱に之に副署す

皇族會議及樞密顧問又は其一方の諮詢を經たる皇室令の上諭には其旨を記載す

第六條　法律は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には帝國議會の協贊を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し之に副書し又は他の國務各大臣若しくは主任の國務大臣と俱に之に副署す

樞密顧問の諮詢を經たる法律の上諭には其旨を記載す

第七條　勅令は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務各大臣若しくは主任の國務大臣と俱に之に副署す

樞密顧問の諮詢を經たる勅令及び貴族院の諮詢又は議決を經たる勅令の上諭には其旨を記載し帝國憲法第八條第一項又は第七十條第一項に依り發する勅令の上諭には其旨を記載す

帝國議會に於て帝國憲法第八條第一項の勅令を承諾せざる場合に於て其效力を失ふことを公布する勅令の上諭には同條第二項に依る旨を記載す

第八條　國際條約を發表する時は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には樞密顧問の諮詢を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と俱に之に副署す

第九條　豫算及び豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には帝國議會の協贊を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と俱に之に副署す

第十條　閣令には內閣總理大臣年月日を記入し之に署名す

省令には各省大臣年月日を記入し之に署名す

宮內省令には宮內大臣年月日を記入し之に署名す

第十一條　皇室令勅令閣令及び省令は別段の施行時期ある場合の外公布の日より起算し滿二十日を經て之を施行す

第十二條　前數條の公文を公布するは官報を以てす

第十三條　國書其他外交上の親書條約批准書全權委任狀外國派遣官吏委任狀名譽領事委任狀及び外國領事認可狀には親署の後國璽を鈐し主任の國務大臣之に副署す外務大臣に授くる全權委任狀には內閣總理大臣之に副署す

第十四條　親任式を以て任ずる官の官記には親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し之に副署す宮內官に付ては宮內大臣年月日を記入し之に副署す

內閣總理大臣を任ずるの官記には他の國務大臣又は內大臣、宮內大臣を任ずるの官記には內大臣年月日を記入し之に副署す

前二項に依るものゝ外勅任官の官記には御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮內官に付ては宮內大臣年月日を記入し之に奉ず

第一條　王は勅旨又は情願に依り家名を賜ひ華族に列せしむることあるべし

第二條　王は勅許に依り華族の家督相續人となり又は家督相續の目的を以て華族の養子となることを得

第三條　前二條に依り臣籍に入りたる者の妻直系卑屬及び其妻は其家に入る但し他の皇族に嫁したる女子及び其直系卑屬は此限に在らず

第四條　特權を剝奪せられたる皇族は勅旨に由り臣籍に降すことあるべし

前項に依り臣籍に降されたる者の妻は其家に入る

第五條　第一條第二條第四條の場合に於ては皇族會議及び樞密顧問の諮詢を經べし

第六條　皇族の臣籍に入りたるものは皇族に復することを得ず

第七條　皇族の身位其他の禮義に關する規程は此典範に定めたるものの外別に之を定む

皇族と人民とに涉る事項にして各々適用すべき法規を異にするときは前項の規程に依る

第八條　法律命令中皇族に適用すべきものとしたる規定は此典範又は之に基き發する規則に別段の條規なきときに限り之を適用す

皇室典範增補

（大正七年十一月二十八日）（第二次）

朕惟ふに祖宗の遺範を紹述し時に隨ひ宜しきを制し以て國運の進展に順應するは皇考の宏謨にして朕の率循する所なり今や皇家の成典を增廣するの要を認め皇族會議及び樞密顧問の諮詢を經て皇室典範增補を裁定し玆に之を公布せしむ

皇族女子は王族又は公族に嫁することを得

公式令

（明治四十年二月一日）

第一條　皇室の大事を宣詔し及び大權の施行に關する勅旨を宣詔するは別段の形式に依るものを除くの外詔書を以てす

詔書には親署の後御璽を鈐し其皇室の大事に關するものには宮內大臣年月日を記入し內閣總理大臣と俱に之に副署す其大權の施行に關するものには內閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務各大臣と俱に之に副署す

第二條　文書に依り發する勅旨にして宣詔せざるものは別段の形式に依るものを除くの外勅書を以てす

勅書には親署の後御璽を鈐し其皇室の事務に關するものには宮內大臣年月日を記入し之に副署す其國務大臣の職務に關するものには內閣總理大臣年月日を記入し之に副署す

第三條　帝國憲法の改正は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には樞密顧問の諮詢及び帝國憲法第七十三條に依る帝國議會の議決を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し他の國務各大臣と俱に之に副署す

第四條　皇室典範の改正は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には皇族會議及樞密顧問の諮詢を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し宮內大臣年月日を記入し國務各大臣と俱に之に副署す

第五條　皇室典範に基く諸規則宮內官制其他皇室の事務に關し勅定を經たる規程にして發表を要するものは皇室令とし上諭を附して之を公布す

前項の上諭には親署の後御璽を鈐し宮內大臣年月日を記入し之に副署す國務大臣の職務に關連する皇室令の上諭には內閣總理大臣及び主任の國務大臣と俱に之に副署す

皇族會議及樞密顧問又は其一方の諮詢を經たる皇室令の上諭には其旨を記載す

第六條　法律は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には帝國議會の協贊を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し之に副書し又は他の國務各大臣若しくは主任の國務大臣と俱に之に副署す

樞密顧問の諮詢を經たる法律の上諭には其旨を記載す

第七條　勅令は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し之に副署し又は他の國務各大臣若しくは主任の國務大臣と俱に之に副署す

樞密顧問の諮詢を經たる勅令及び貴族院の諮詢又は議決を經たる勅令の上諭には其旨を記載し帝國憲法第八條第一項又は第七十條第一項に依り發する勅令の上諭には其旨を記載す

帝國議會に於て帝國憲法第八條第一項の勅令を承諾せざる場合に於て其效力を失ふことを公布する勅令の上諭には同條第二項に依る旨を記載す

第八條　國際條約を發表する時は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には樞密顧問の諮詢を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と俱に之に副署す

第九條　豫算及び豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すの件は上諭を附して之を公布す

前項の上諭には帝國議會の協贊を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と俱に之に副署す

第十條　閣令には內閣總理大臣年月日を記入し之に署名す

省令には各省大臣年月日を記入し之に署名す

宮內省令には宮內大臣年月日を記入し之に署名す

第十一條　皇室令勅令閣令及び省令は別段の施行時期ある場合の外公布の日より起算し滿二十日を經て之を施行す

第十二條　前數條の公文を公布するは官報を以てす

第十三條　國書其他外交上の親書條約批准書全權委任狀外國派遣官吏委任狀名譽領事委任狀及び外國領事認可狀には親署の後國璽を鈐し主任の國務大臣之に副署す外務大臣に授くる全權委任狀には內閣總理大臣之に副署す

第十四條　親任式を以て任ずる官の官記には親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し之に副署す宮內官に付ては宮內大臣年月日を記入し之に副署す

內閣總理大臣を任ずるの官記には他の國務大臣又は內大臣、宮內大臣を任ずるの官記には內大臣年月日を記入し之に副署す

前二項に依るものゝ外勅任官の官記には御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮內官に付ては宮內大臣年月日を記入し之を奉ず

前項の上諭には樞密顧問の諮詢を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と俱に之に副署す

第十一條　皇室令勅令閣令及び省令は別段の施行時期ある場合の外公布の日より起算し滿二十日を經て之を施行す

第十二條　前數條の公文を公布するは官報を以てす

第十三條　國書其他外交上の親書條約批准書全權委任狀外國派遣官吏委任狀名譽領事委任狀及び外國領事認可狀には親署の後國璽を鈐し內閣總理大臣之に副署す外務大臣に授くる全權委任狀には內閣總理大臣之に副署す

第十四條　親任式を以て任ずる官の官記には親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し之に副署す宮內官に付ては宮內大臣年月日を記入し之に副署す

內閣總理大臣を任ずるの官記には他の國務大臣又は內大臣、宮內大臣を任ずるの官記には內大臣年月日を記入し之に副署す

前二項に依るものゝ外勅任官の官記には御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮內官に付ては宮內大臣年月日を記入し之を奉ず

前項の上諭には樞密顧問の諮詢を經たる旨を記載し親署の後御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し主任の國務大臣と俱に之に副署す

第十五條　親任式を以て任じたる官を免ずるの辭令書には御璽を鈐し內閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮內官に付ては宮內大臣年月日を記入し之を奉ず

內閣總理大臣を免ずるの辭令書には他の國務大臣又は內大臣、宮內大臣を免ずるの辭令書には內大臣年月日を記入し之を奉ず

前二項に依るものの外勅任官を免ずるの辭令書には內閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮內官に付ては宮內大臣年月日を記入し之を奉ず

奏任官を免ずるの辭令書には內閣總理大臣年月日を記入し之を奉ず宮內官に付ては宮內大臣年月日を記入し之を宣ず

第十六條　督記には親署の後御璽を鈐し宮內大臣年月日を記入し之に副署す

第十七條　一位の位記には親署の後御璽を鈐し宮內大臣年月日を記入し之に副署す

二位以下四位以上の位記には御璽を鈐し宮內大臣年月日を記入し之を奉ず五位以下の位記には宮內省の印を鈐し宮內大臣年月日を記入し之を宣ず

第十八條　督位の返上を命じ又は允許するの辭令書には宮內大臣年月日を記入し之を奉ず

第十九條　勳二等功三級以上の勳記には親署の後國璽を鈐し勳三等功四級以下の勳記には國璽を鈐し內閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し之に署名せしむ

勳記には勳章の種別に從ひ號數を附し簿冊に記入する旨を附記し賞勳局の印を鈐し賞勳局書記官之に署名す

第二十條　記章の證狀並に外國勳章及び記章の佩用免許の證狀には內閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し賞勳局の印を鈐し之に署名せしむ

證狀には其種別に從ひ號數を附し簿冊に記入する旨を附記し賞勳局の印を鈐し賞勳局書記官之に署名す

第二十一條　勳章及記章並に外國勳章及び記章の佩用免許の證狀を褫奪するの辭令書には內閣總理大臣旨を奉じ賞勳局總裁をして年月日を記入し之に署名せしむ

皇室

天皇

御名裕仁—神武天皇より百二十四代の天皇。大正天皇第一皇子、明治三十四年四月二十九日御誕生。同五月五日御命名、迪宮と稱せらる。明治四十一年四月十一日學習院御入學。大正元年九月九日陸海軍少尉に御任官、大勲位に敍せらる。大正三年四月二日學習院初等科御卒業。爾後東宮御所内東宮御學問所に於て御修學。同三年十月三十一日中尉に、同五年十月三十一日大尉に御陞進。同年十一月三日立太子禮。同八年五月七日御成年式。同九年十月三十一日陸海軍少佐に御陞進。同十年三月三日海外御巡遊、九月三日横濱著御歸朝。同年十一月二十五日攝政御就任。同十二年十月三十一日陸海軍中佐に御陞進。同十三年一月二十六日故久邇宮邦彥王第一女良子女王と御結婚。同十四年十月三十一日陸海軍大佐に御陞進。同十五年十二月二十五日御踐祚。昭和三年十一月十日御即位式。同十四、五日大嘗祭御執行。

皇后

御名節子—故從一位大勲位公爵九條道孝第四女、明治十七年六月二十五日御誕生。同二十一年二月五日女子高等師範校附屬幼稚園に御入園、同二十三年九月十日華族女學校小學部に御入學、同二十九年九月十一日中學部に御進級、同三十二年八月二十九日同校御退學。同三十三年五月十日御入輿、皇太子妃宣下。大正元年七月三十日皇后宣下。昭和元年十二月二十五日皇太后宣下。

皇太后

御名貞子—故久邇宮邦彥王第一女、明治三十六年三月六日御誕生。同四十二年四月十一日學習院女學部初等科御入學、大正四年四月中等科へ御進級、同七年四月御退學。同十一年九月勳一等。同十三年一月二十六日御入輿、皇太子妃宣下。昭和元年十二月二十五日皇后宣下。

皇太子

皇太子—明仁親王、昭和八年十二月二十三日御誕生。御稱號繼宮。

第二皇子—正仁親王、昭和十年十一月二十八日御誕生。御稱號義宮。

第一皇女—成子内親王、大正十四年十二月六日御誕生。御稱號照宮。

第三皇女—和子内親王、昭和四年九月三十日御誕生。御稱號孝宮。

第四皇女—厚子内親王、昭和六年三月七日御誕生。御稱號順宮。

皇族

（數字は當主に冠し奉つた洋數字は數代數）

秩父宮（赤坂區一番ノ一）—元淳宮、大正十一年六月二十五日御一家御創立。

1 雍仁親王 大正天皇第二皇子 明治三十六・六・二五誕生 昭和三・九・二八御結婚
妃 勢津子 〃 子松平保男姪 〃 四・二・九・九〃

高松宮（芝區高輪西藤町二）—（元光宮、大正二年七月六日御一家御創立、嘗て栖川宮家の御祭祀を司らせらる。

1 宣仁親王 大正天皇第三皇子 明治三六・一・三誕生 昭和三・二・四御結婚
妃 喜久子 〃 公德川慶久二女 〃 四四・二・二六〃

三笠宮（赤坂區青山鄉所内）—元澄宮、昭和十年十二月二日御一家御創立。

1 崇仁親王 大正天皇第四皇子 大正四・二・二誕生。

閑院宮（麴町區永田町一丁目二〇）—東山天皇の皇子直仁親王より出で、享保三年閑院宮を稱せらる。

6 載仁親王 慶應元・九・三誕生 明治二四・三・二九御結婚
妃 智恵子 公三條實美二女 明治二六・四・二六〃
春仁王 〃 〃 三六・八・三〃 大正二六・七・二四御結婚
妃 直子 〃 公一條實輝四女 〃 四二・二・七〃
載仁親王第二子 〃 三六・八・三〃

東伏見宮（麴町區紀尾井町四）—（伏見宮邦家親王第十七子、依仁親王初め仁和寺宮を稱し、後小松宮彰仁親王の嗣となり、明治三十六年二月東伏見宮家御創立。

依仁親王妃 周子 公岩倉具定一女 明治九・八・元誕生 明治三一・二・一〇御入輿
崇光天皇第一皇子榮仁親王を祖とす。親王初め有栖川宮を稱せられ、後貞行親王伏見宮を稱し給ふ。

23 博恭王 〃 貞愛親王第一子 明治八・一〇・一六誕生 明治三〇・一・九御結婚
妃 經子 〃 德川慶喜九女 〃 一五・九・三〃
博恭王第一子 〃 博恭王第一子 〃 三〇・二・一八〃
妃 朝子 〃 公一條實輝三女 〃 三五・六・一〇〃 大正八・三・三御結婚
博義王第一子 〃 博義王第一子 〃 昭和七・一・一六〃
博光 〃 〃 四・七・二六〃
博義王第一女 〃 博義王第二女 〃 八・二・二四〃
令子 〃 〃 九・二・二一〃
章子 〃 博義王第三女 〃 九・二・二一〃

山階宮（麴町區富士見町一丁目五ノ一）—（伏見宮邦家親王第一子晃親王を祖とす。親王初め勸修寺宮を稱せられ、元治元年御復飾山階宮家を創立し給ふ。

3 武彥王 〃 菊麿王第一子 明治三・二・三誕生（大正二・七・九佐紀子女王と御結婚
妃 常子 〃 公島津忠義三女 〃 七・二・七〃 明治三五・二・二六御入輿

賀陽宮（麴町區三番町二五）—（初め久邇宮朝彥王賀陽宮を稱し、明治八年久邇宮と改稱、依て第一子邦憲王明治二十五年十一月賀陽宮を復させらる。

2 恒憲王 〃 邦憲王第一子 明治三・一・七誕生 大正一〇・五・三御結婚
妃 敏子 〃 公九條道實五女 〃 五六・五・六〃
邦憲王妃 好子 〃 侯爵蜂須賀茂韶一女 慶應元・一〇・一〇〃 明治二五・二・二六御入輿
邦憲王第一子 〃 恒憲王第一子 〃 大正二・四・二〃
治憲王 〃 〃 第二子 〃 一五・七・三〃
章憲王 〃 〃 第三子 〃 昭和四・八・七〃
文憲王 〃 〃 第四子 〃 六・七・三〃
宗憲王 〃 〃 第五子 〃 一〇・二・二四〃
美智子女王 〃 〃 第一女 〃 大正三・七・二〇〃

久邇宮（麻布區宮村町一番地）—（伏見宮邦家親王第四子朝彥親王を祖とす。親王初め青蓮院門跡を承繼、後伏見宮家へ御復歸、明治八年五月久邇宮家を創立し給ふ。

3 朝彥王 〃 邦彥王第一子 明治三・二・二誕生 明治四三・二・二九誕生 昭和一〇・四・二六御結婚
妃 知子女王 〃 伏見宮博恭王第三女 〃 四〇・五・八〃
妃 祥子 〃 男德川義恕二女 大正五・八・二六〃
久邇王 〃 成久王第一子 明治三・一・六〃 明治四三・四・二九御入輿
多惠子女王 〃 成久王第三女 大正九・四・二〇〃 明治三三・二・三御入輿

竹田宮（芝區高輪南町一七）—（北白川宮能久親王第一子恒久王を祖とす。明治三十九年三月三十一日御一家御創立。

2 恒久王 〃 恒久王第一子 明治四三・三・四誕生 昭和九・五・三御結婚
妃 光子 〃 公三條公輝二女 大正四・二・六〃
恒久王妃昌子内親王 明治天皇第六皇女 明治三・九・三〇〃 明治四一・四・三〇御入輿

臣籍に降下せられたる皇族—御現存の方々左の如し。

御降下年月	爵	家名	御名	御降下年月	爵	家名	御名	御父
明治四三・七	侯	小松	輝久	昭和四・二	侯	能久親王	菊麿王	御父
大正九・七	侯	山階	芳麿	〃 六・四	伯	東伏見邦英	葛城茂麿	菊麿王
〃 二・三	侯	華頂	博信	〃 二・四	伯	伏見	博英	邦彥王
昭和三・七	侯	筑波	藤麿	〃 二・四	侯	晉羽	正彥	博恭王

王族、華族に降嫁せられたる皇族—御現存の方々左の如し。

御降嫁年月	御名	御父	御配偶
明治二三・三・九	絢子女王	故久邇宮朝彦親王	故竹内惟忠女
〃二三・三・一六	榮子女王	故伏見宮貞愛親王	故山階宮晴子女王
〃二六・一・一二	貞子女王	故北白川宮能久親王	故有馬頼寧伯爵令嬢
〃二七・一・一四	滿子女王	故北白川宮能久親王	故東園基愛侯爵令嬢
〃二九・一・一二	武子女王	故久邇宮朝彦親王	故中山忠能侯爵令嬢
〃三〇・一・一四	鳩彦女王	故北白川宮能久親王	故佐野常羽伯爵令嬢
大正三・一・一一	茂子女王	故閑院宮載仁親王	故東園基文伯爵令嬢
〃四・一・一七	擴子女王	故北白川宮能久親王	故立花種恭伯爵令嬢
〃四・一・一九	恭子女王	故閑院宮載仁親王	故鍋島直映侯爵令嬢
〃九・一・一三	信子女王	故久邇宮朝彦親王	故大谷光瑞伯爵令嬢
〃九・一・一三	智子女王	故久邇宮邦彦王	故九條道孝公爵令嬢
〃九・一・一三	安子女王	故久邇宮邦彦王	故一條實孝公爵令嬢
〃九・一・一四	方子女王	故久邇宮邦彦王	故鷹司平通公爵令嬢
昭和八・一・一五	紀久子女王	故久邇宮邦彦王	故伯爵清棲家教令嬢
〃八・一・一五	美年子女王	故久邇宮邦彦王	故伯爵廣橋胤保令嬢
〃九・一・一三	禮子女王	故久邇宮邦彦王	故侯爵幸小路實昌令嬢
〃一〇・一・一三	佐和子女王	故久邇宮邦彦王	故侯爵清閑寺保信令嬢

× 方子女王は御降嫁後も尚ほ女王の稱號を有せらる。

皇族御官職

（十一年九月十日現在）

陸軍歩兵少佐 海軍少佐 元帥、陸軍大將 元帥、海軍大將 元帥、陸軍大將 神宮祭主 陸軍中將 海軍中將 陸軍中佐 海軍中佐 陸軍騎兵大尉 陸軍騎兵大尉 陸軍砲兵中尉 陸軍歩兵中尉

歩兵第三十一聯隊大隊長（海軍大學校甲種學生）高松宮宣仁親王
參謀總長、議定官 閑院宮載仁親王
軍令部總長、海軍將官會議々員、議定官 伏見宮博恭王
軍事參議官 梨本宮守正王
軍事參議官 久邇宮多嘉王
軍事參議官 朝香宮鳩彦王
東久邇宮稔彦王
嚴島鑑長 伏見宮博恭王
騎兵第十聯隊長 賀陽宮恒憲王
軍令部出仕兼部員 久邇宮朝融王
陸軍大學校研究部員 閑院宮春仁王
騎兵第一聯隊附 竹田宮恒德王
近衛野砲兵聯隊附 北白川宮永久王
陸軍歩兵學校教導聯隊附 朝香宮孚彦王

御學業中の皇族

（十一年九月十日現在）

女子學習院中等科第一學年 照宮成子內親王
女子學習院前期第一學年 孝宮和子內親王
見習士官（騎兵一五聯隊附） 三笠宮崇仁親王
京都陸軍幼年學校 賀陽宮恒憲王
姫路師範學校附屬小學校四年 治憲王
軍醫學校初等科第一學年 章憲王
女子學習院中等科第三學年 美智子女王
女子學習院初等科第二學年 邦昭王
女子學習院前期第四學年 久邇宮朝香王
女子學習院中期第三學年 正子女王
京都府立京都第一中學校第五學年 朝子女王
京都府立京都第一高等女學校第二學年 恭子女王
京都府立京都第一高等女學校第五學年 德子女王
女子學習院後期第三學年 彰子女王
陸軍士官學校本科生 常厚王
海軍兵學校第四學年 盛厚王
東久邇宮 俊彦王
北白川宮 多嘉子女王

皇族御服喪

（十一年九月十日現在）

父、母、夫 一年
祖父母、夫の父母、妻 百五十日
曾祖父母、母方祖父母、父の兄弟姉妹 九十日
高祖父母、嫡母、繼母、夫の祖父母、異母の兄弟姉妹、父の異父兄弟姉妹 三十日
男系の孫、父の兄弟の子、母の異父兄弟姉妹、兄弟の子、夫の嫡母、繼母、妻の父母 七日
母方曾祖父母、母方曾孫、父の姉妹の子、母の姉妹の子、異父兄弟姉妹の子、母の兄弟姉妹の孫、女系の孫 五日

（七歳未滿の殤には喪を服せられず。）

皇族御公職

（十一年九月十日現在）

日本赤十字社 英國皇太子 日本瑞典協會總裁、日本暹羅協會總裁、日本墨西哥協會名譽總裁、日本伯爾尼協會總裁、日本國際法學會總裁、日本美術協會總裁、日本文化振興會總裁、日本赤十字社總裁、日本聾啞教育會總裁、日本盲人會總裁、日本癩予防協會總裁、日本結核予防會總裁、日本學生救濟會總裁、日本海員掖濟會總裁、日本海外同胞救濟會總裁、日本海外婦人會總裁、日本帝國水產會總裁、日本國際連盟協會總裁、日本赤十字社總裁、日本聾啞教育會總裁、日本盲人會總裁、日本癩予防協會總裁、日本結核予防會總裁、日本學生救濟會總裁、日本海員掖

大阪府　山脇　充夫上

わたつみの波の果より出つる日に雲の動きも見えそめにけり　三重縣　坂倉　廣生上

ゆけと／＼同しとほさに見ゆるかな舟路のすけゑにかゝるしらくも　愛知縣　大八木義雄上

くろしほの流にかけやうつるむ志摩の渡切の沖のうき雲　岩手縣　新沼　三郎上

大海はみなとにはれぬひとむらの雲をなみちの末にのこして　石川縣　谷口　セツ上

沖遠くわかるゝ雲の見ゆるかなしらみ初めたる舟のまとより

安閑天皇千四百年祭—一月二十七日宮中皇靈殿に於て人皇第二十七代安閑天皇の千四百年式年祭とり行はれ、天皇陛下を始め奉り御在京各皇族方が御參拜遊ばされた。

重臣へ錦旗お召し—天皇陛下には御踐祚以來の多難なる國政に粉骨碎身せる元老、重臣等の功勞を永久に傳へんとの畏き思召から色紙、短冊等彼等が筆跡をと御意遊ばされ、御沈沙は一月下旬鈴木侍從長を經て傳達されたが、この光榮に浴した功臣は西園寺老公を初めとして清浦伯、牧野伯、齋藤子、若槻男、一木男、岡田啓介、高橋是清、湯淺倉平、本庄繁等文武十餘の人々と承る。惜い哉、この中齋藤、高橋兩臣は構想半ばにして二月の事變に仆るゝに至つた。

賢邦皇帝から御贈勳—滿洲國皇帝陛下には二月五日わが皇太后陛下に大勳位蘭花大綬章を御贈進遊ばされ、更に秩父宮、高松宮、閑院宮、伏見宮の各殿下には大勳位蘭花頸飾、伏見宮博義王、山階宮、賀陽宮、久邇宮朝融王、同多嘉王、梨本宮、朝香宮、同若宮、東久邇宮、北白川宮、竹田宮、閑院宮春仁王、李王垠、李鍵公、李堈公、李堈公の各殿下には大勳位蘭花大綬章を御贈進の旨同國政府から發表された。

紀元節恒例賜金—二月十一日紀元節に際し社會事業奬勵の御思召に依る恒例賜金の御沈沙あり、當年の入選團體は總計七百九十八、内拓務省管内のもの百廿一であつた。

皇太后宮の御仁慈—二月十五日皇太后陛下には東京府下公私養老院に收容中の六十歳以上の高齢者千六百名に對し、養老の思召を以て晋綿下賜の御沈沙を賜つた。

北支警備部隊御慰問—畏き邊りでは北支警備についてゐる皇軍御慰勞の思召を以て中島侍從武官御差遣の旨御沈沙あらせられ、同武官は三月七日東京驛發、約三週間にわたり北支の各部隊を歷訪、聖慮並に御下賜品を傳達した。

宮相、内府更迭—齋藤内大臣の薨去に伴ひ三月六日左の如く更迭が行はれた。

任宮内大臣　特命全權大使　松平　恒雄

任内大臣　宮内大臣　湯淺　倉平

樞府議長更迭—三月十三日左の如く發令された。

任樞密院議長　樞密院副議長　平沼騏一郎

任樞密院副議長　樞密顧問官　荒井賢太郎

依願免本官　樞密院議長　一木喜德郎

教育塔に御内帑下賜—天皇陛下には昭和九年の關西風水害に遭難した學童教職員慰靈のため、帝國教育會の手で大阪城公園内廣場に教育塔建設の計畫あるを聽召され、思召をもつて御内帑金下賜の御沈沙あり、同會會長永田秀次郎氏は三月十二日宮内省に出頭、宮相から拜受した。

皇后陛下繃帶下賜—皇后陛下には滿洲事變關係傷痍者に對し繃帶三百個下賜の御沈沙あり、小泉陸軍省醫務局長は三月十八日皇后宮職に出頭、廣幡大夫より拜受した。

北白川宮大妃薨去—故能久親王妃富子殿下には三月十九日葉山御別邸に於て突如御發病、侍醫の御手當も其甲斐なく、翌二十日午前十一時四十分遂に薨去遊ばされた。御歳七十五、御遺骸は小石川豐島ケ岡に斂葬された。

侍從武官長更迭—三月廿三日左の通り發令された。

任侍從武官長　陸軍中將　宇佐美興屋

待命被仰付　侍從武官長　本庄　繁

兩宮殿下臣籍御降下—伏見宮博英王、朝香宮正彦王兩殿下には四月一日海軍少尉に御任官、同時に博英王は伏見、正彦仁は菅羽の御家名を賜ひ、華族に列せられた。

授侯爵、叙從四位　勳一等　伏見　博英

授伯爵、叙從四位　勳一等　菅羽　正彦

東宮傳育官設置—四月九日皇室令を以て東宮傳育職員官制公布、即日施行となつたが、右は皇太子明仁親王殿下の御成育に伴ひ、東宮職設置（立太子式後）までの暫定機關として特設されたもので、傳育官は專任五人（勅任又は奏任で、内二人までを勅任と爲す者得）とし、勅裁を經て增員するを得る事となつて居り、首席傳育官には高松宮別當石川岩吉氏が簡拔任命された。

國號及御稱呼改訂—從來親書を初め諸外國に發せられる對外關係文書に御記載の御稱呼は「皇帝」と記し奉つたが、爾後この御稱呼は「天皇」と稱し奉ることに御治定あらせられた旨四月中旬宮内省から發表、次いで國内關係の勅記の書式に於ても從來の「日本國皇帝」を「大日本帝國天皇」に、又「東京帝宮」を「宮城」に改め、六月一日から御施行の旨發表された。

興櫻御會御取止—十一年の觀櫻御會は御都合に依り御取止めとなつたが、お召考及び拜觀資格者に對しては四月廿日より三日間御苑拜觀差許しの御沈沙を下された。

三笠宮御渡滿—三笠宮殿下には陸軍士官學校學生の御資格を以て御學友四百餘名と共に四月廿一日東京御出發、前後三週間に亘つて滿鮮地方を御見學遊ばされ、五月十二日御歸京あらせられたが、新京では親しく滿洲國皇帝陛下と御對面、陛下より御晩餐のおもてなしありて種々御懇情を交はされたと承はる。

天長節觀兵式御取止—四月廿九日天長節の觀兵式は御都合に依り御取止めとなつたが、内外使臣に對する宮中賜餐のみは平年通りとり行はれた。

日枝神社修營賜金—天皇陛下には修營工事中の官幣大社日枝神社（東京）の事情を聞召され、四月中旬思召を以て金一封を同神社奉讚會に下賜あらせられた。

東宮御所御造營—宮内省では赤坂離宮内に皇太子殿下の假御所を御造營中上げる事となり、五月起工、十一年末完成の豫定であるが、御質素にとの思召に依り御造營費は五十萬圓に滿たぬ由に承はる。

宮内次官等更迭—五月六日左の通り。

任皇太后宮大夫　宮内次官　大谷　正男

任宮内次官　内藏頭　白根　松介

盛厚王御成年式—東久邇宮第一王子盛厚王殿下には五月六日滿二十歳に達せられたので、同日御冠を賜はり、翌七日宮中賢所大前に於て芽出度く成年式を行はせられた。

後一條天皇九百年祭—五月廿一日宮中皇靈殿に於て人皇第六十八代後一條天皇の九百年式年祭とり行はれ、天皇陛下親しく御拜あり、京都の御陵には勅使御差遣、山陵祭の儀が行はれた。

事變行賞一段落—滿洲事變に對する第一次論功行賞は大體昭和九年三月末現在に依り銓衡されたもので、之は五月八日發表を以て一段落を告げ、昭和九年四月一日以後の分は一部發表のものを除き第二次行賞として改めて標準を決定銓衡される事となつてゐるが、右第一次行賞に浴したものは總計約三十萬人、交付賜金六千四百四十九萬六千圓に上ると。尚ほ本書十一版採錄以降發表の行賞次第は左の如くである。（圓部の數字は月日）

一二・三	陸軍補元帥秦少佐以下	一二七名
一二・三〇	内地勤務陸軍軍屬	四二三名
一二・三三	〃〃〃 海軍軍屬	四二三六名
三・二	文武官兩院議員等	三一六名
三・二〇	判任官	九九六名
四・二六	滿鐵關係者其他	九二三〇名
四・二六	陸軍戰死者	一九六名
四・二六	外務省、海軍關係及市町村長等	四六〇名
五・二五	陸軍軍人軍屬	三三〇〇〇名
五・二九	日本銀行總裁以下	一九名

議員及部外者行賞—其後の事變論功行賞は前記の通りであるが、その中貴衆兩院議員及び部外者の主なものを擧げると、先づ時の貴族院議長（近衛文麿）及び衆議院議長（秋田清）は各勳一等（瑞寶章）に叙せられ、其他の議員中勳一等受有者は金盃一個を賜はり、勳二等以下は全部勳等を陞叙され、無勳者は勳四等瑞寶章を賜はり、次に當時の滿鐵總裁（林博太郎）、同副總裁（八田嘉明）は各勳一等瑞寶章、時の日銀總裁（土方久徴）、同副總裁（深井英五）は何れも勳二章旭日章を賜はつた。尚ほ八月七日軍屬の一部及び部外者等一萬二千六百名の行賞發表があつたが、其中新聞記者への行賞が六百餘名（德富猪一郎勳二等旭日章以下）あり、之は今回が最初のことゝて注目を惹いた。

軍人後援會に賜金—畏き邊りでは社團法人帝國軍人後援會の創立四十周年に際し、事業御奬勵の思召を以て六月二日金一封下賜の御沈沙あらせられた。

興手派遣費御補助—天皇陛下には別記伯林開催の第十一回オリンピック大會に我國より多數選手派遣の趣聞召され、右派遣費補助の思召を以て六月五日金一封下賜の御沈沙を賜はつた。

女子會館に賜金—畏き邊りでは大日本聯合婦人會、大日本女子青年團の女子會館建設の趣を聽召され、事業御奬勵の思召を以て六月八日金一封下賜の御沈沙を賜はつた。右會館建設に就ては先づ久邇宮家より御殿の一部を賜はつたことは別記の通りである。

帝王學「群書治要」頒布—宮内省では御歷代天皇が天皇學の一端として親しく繙かせられてゐた「群書治要」五十卷の中、四十七軸（三軸不存）を七年計畫、六萬五千圓の豫算でコロタイプ版に寫し、原本そのまゝの卷物に裝幀して八十部を限定、大學、圖書館等に配布することに決定、六月中旬その旨發表した。同卷物は唐時代頒學秘書監魏徵が太宗の命により、五經三史以下古書六十七種より政治に資すべき條項を摘錄、帝王學として編修したもので、わが奈良朝の遺唐使歸國に際し皇室に齎らされたものである。

皇太后多摩陵行啓—皇太后陛下には六月十八日多摩陵に行啓、御參拜あらせられた。

伏見縫長宮御快翔—伏見軍令部總長宮殿下には六月廿五日木更津海軍航空隊を御視察遊ばされたが、御歸路は横須賀航空隊三原大尉操縱のフォッカー横鎖一號機に御搭乘、同午後一時四十分木更津飛行場を御出發、夏晴れの大空高く御快翔の上、同五十分羽田飛行場に御安着、御機嫌殊の外うるはしく拜された。

三笠宮陸士御卒業—三笠宮殿下には六月廿九日御優等の御成績を以て陸軍學校本科を御卒業、同時に見習士官として騎兵第十五聯隊に御勤務遊ばされる事となつた。

聖上北海道行幸御沙汰—天皇陛下には十一年秋季陸軍特別大演習御統裁の爲め北海道に行幸遊ばされる事となり、七月六日宮内省から行幸御所の發表があつた。それに依ると、演習御統裁と共に御巡道約二週間、その中地方行幸は演習の前後二回に亘つて九日間で、行在所は札幌、旭川、帶廣、釧路の四ケ所に置かせられる御豫定と承はる。尚ほ北海道行幸は明治十四年明治天皇行幸以來五十六年目の御盛事で、陛下には大正十一年東宮の御砌り、同道御巡啓の事があらせられた。

三殿に時局平定御親告—申すも畏き事ながら、天皇陛下には二・二六事件以來痛く宸襟を惱ませ給ひ、日夜政務御多端の間にも只管時局の安定を御祈念あらせられたと承るが、七月十七日に至り事件一段落と共に戒嚴令も解止せられたので、陛下には皇室祭祀令第十九條第一項に依り、七月廿二日御親告遊ばされ、同時に伊勢神宮、神武天皇山陵、大正天皇山陵、明治天皇山陵には勅使を以て奉告の儀を行はせられた。右皇室祭祀令第十九條第一項に依る「皇室又は國家の大事」としてこの三殿並に神宮、御三陵に親告の儀を行はせられたのは、最近では虎の門事件及び關東大震災があるのみである。

恒德王御進級—竹田宮恒德王殿下には八月一日付陸軍騎兵大尉に御進級遊ばされた。

春仁王御轉職—八月一日付陸軍定期異動に於て閑院宮春仁王殿下は陸軍大學校研究部員に御轉補遊ばされた。

千島へ侍從御差遣—天皇陛下には十一年秋北海道の陸軍特別大演習御統裁、並に地方行幸の砌、全道各方面に亘り親しく侍從を御差遣、地方情況、民情を視察せしめられるが、特に行幸に先立ち水產界の寶庫千島全島に久松侍從を御差遣、水產情況、民情の吾が國體と帝室の尊嚴、連綿たる皇統の神聖さをより深く明徵することになつた。

聖上北海道行幸御沙汰—天皇陛下には十一年秋季陸軍特別大演習御統裁の爲め北海道に行幸遊ばされる事となり、七月六日宮内省から行幸御所の發表があつた。それに依

歴代天皇（・印女帝）

代	御諡號	即位の年 紀元	即位の年 西暦
一	神武	一	前六六〇
二	綏靖	一三	前五八一
三	安寧	一八	前五四九
四	懿徳	一五	前五一〇
五	孝昭	二一	前四七五
六	孝安	二六	前四二七
七	孝靈	三一	前三九二
八	孝元	四七	前二〇四
九	開化	五八	前一五七
一〇	崇神	六八	前九七
一一	垂仁	七一	前二九
一二	景行	一〇〇	一三一
一三	成務	一二〇	一四三
一四	哀靖	一四四	一四四
一五	仲哀	一五二	一五二
一六	應神	一五五	一五五
一七	仁德	一二七	一二七
一八	履中	一三二	一三二
一九	反正	一四一	一四一
二〇	允恭	一四二	一四二
二一	安康	一四五	一四五
二二	雄略	一四七	一四七
二三	清寧	一五六	一五六
二四	顯宗	一六〇	一六〇
二五	仁賢	一六四	一六四
二六	武烈	一六八	一六八
二七	繼體	一九四	一九四
二八	宣化	二〇七	二〇七
二九	欽明	二二〇	二二〇
三〇	敏達	二五二	二五二
三一	用明	二五五	二五五
三二	崇峻	二五八	二五八
三三	推古・皇極・舒明	二五九	二五九
三四	皇極・孝徳・齊明	六四二	六四二
三五	皇極・孝徳・齊明	六四五	六四五
三六	皇極・孝徳・齊明	六四六	六四六
三七	皇極・孝徳・齊明	六五五	六五五
三八	天智	六六一	六六一
三九	弘文	六七二	六七二
四〇	天武	六七三	六七三
四一	持統・・	六八七	六八七
四二	文武・・	六九七	六九七
四三	元明・・	七〇七	七〇七
四四	元正・・	七一五	七一五
四五	聖武・・	七二四	七二四
四六	孝謙・・・稱・・	七四九	七四九
四七	淳仁・・・稱・・	七五八	七五八
四八	孝謙・・・稱・・	七六四	七六四
四九	光仁・・・・・	七七〇	七七〇
五〇	桓武・・・・・	七八一	七八一
五一	平城・・・・・	八〇六	八〇六
五二	嵯峨・・・・・	八〇九	八〇九
五三	淳和・・・・・	八二三	八二三
五四	仁明・・・・・	八三四	八三四
五五	文徳・・・・・	八五〇	八五〇
五六	清和・・・・・	八五八	八五八
五七	陽成・・・・・	八七六	八七六
五八	光孝・・・・・	八八四	八八四
五九	宇多・・・・・	八八七	八八七
六〇	醍醐・・・・・	八九七	八九七
六一	朱雀・・・・・	九三〇	九三〇
六二	村上・・・・・	九四六	九四六
六三	冷泉・・・・・	九六七	九六七
六四	圓融・・・・・	九六九	九六九
六五	花山・・・・・	九八四	九八四
六六	一條・・・・・	九八六	九八六
六七	三條・・・・・	一〇一一	一〇一一
六八	後一條・・・・	一〇一六	一〇一六
六九	後朱雀・・・・	一〇三六	一〇三六
七〇	後冷泉・・・・	一〇四五	一〇四五
七一	後三條・・・・	一〇六八	一〇六八
七二	白河・・・・・	一〇七二	一〇七二
七三	堀河・・・・・	一〇八七	一〇八七
七四	鳥羽・・・・・	一〇九六	一〇九六
七五	崇德・・・・・	一一一一	一一一一
七六	後白河・・・・	一一五六	一一五六
七七	後白河・・・・	一一五八	一一五八
七八	後冷泉・・・・	一一六五	一一六五
七九	後三條・・・・	一一六八	一一六八
八〇	後白河・・・・	一一七〇	一一七〇
八一	後鳥羽・・・・	一一八三	一一八三
八二	後鳥羽・・・・	一一八五	一一八五
八三	後鳥羽・・・・	一一九八	一一九八
八四	後鳥羽・・・・	一二〇〇	一二〇〇
八五	後鳥羽・・・・	一二〇二	一二〇二
八六	後鳥羽・・・・	一二〇四	一二〇四
八七	後鳥羽・・・・	一二〇六	一二〇六
八八	後鳥羽・・・・	一二〇八	一二〇八
八九	後鳥羽・・・・	一二〇九	一二〇九
九〇	後鳥羽・・・・	一二一一	一二一一
九一	後鳥羽・・・・	一二一二	一二一二
九二	後鳥羽・・・・	一二一四	一二一四
九三	後鳥羽・・・・	一二一六	一二一六
九四	後鳥羽・・・・	一二一八	一二一八
九五	後鳥羽・・・・	一二二〇	一二二〇
九六	後鳥羽・・・・	一二二二	一二二二
九七	後鳥羽・・・・	一二二四	一二二四
九八	後鳥羽・・・・	一二二六	一二二六
九九	後鳥羽・・・・	一二二八	一二二八
一〇〇	後鳥羽・・・・	一二二九	一二二九
一〇一	後鳥羽・・・・	一二三一	一二三一
一〇二	後鳥羽・・・・	一二三二	一二三二
一〇三	後鳥羽・・・・	一二三四	一二三四
一〇四	後鳥羽・・・・	一二三六	一二三六
一〇五	後鳥羽・・・・	一二三八	一二三八
一〇六	後鳥羽・・・・	一二三九	一二三九
一〇七	後鳥羽・・・・	一二四一	一二四一
一〇八	後鳥羽・・・・	一二四二	一二四二
一〇九	後鳥羽・・・・	一二四四	一二四四
一一〇	後鳥羽・・・・	一二四六	一二四六
一一一	後鳥羽・・・・	一二四八	一二四八
一一二	後鳥羽・・・・	一二四九	一二四九
一一三	後鳥羽・・・・	一二五一	一二五一
一一四	後鳥羽・・・・	一二五二	一二五二
一一五	後鳥羽・・・・	一二五四	一二五四
一一六	後鳥羽・・・・	一二五六	一二五六
一一七	後鳥羽・・・・	一二五七	一二五七
一一八	後鳥羽・・・・	一二五八	一二五八
一一九	後鳥羽・・・・	一二五九	一二五九
一二〇	後鳥羽・・・・	一二六〇	一二六〇

摂政、關白

上古には天皇未だ幼冲に在す時、母后または皇太子が攝政となられる御慣はしであつたが、天安二年十一月、清和天皇九歳にして即位し給ひ、外祖太政大臣藤原良房を攝政となされた。これが人臣攝政の始めである。御成年の後は攝政を罷めて關白と呼んだ。而してこれに任ぜらるゝは外戚たる藤原氏に限られ、攝錄または攝家と稱したが、院政後攝政は全く一の職名となつた。歴代攝關左の如し。（内覽は專ら攝關を置かざる場合に存せられたもの）

天皇職稱氏名	在職期間	年數
清和	天安二—貞觀八	一四七
陽成	同八—仁和三	一三
光孝	同三—寛平三	四
宇多	同	一
醍醐	昌泰元—延喜九	一三
朱雀	延長八—天慶四	一三
村上	天慶四—天曆三	九
冷泉	安和二	二
圓融	天禄元—同三	三
花山	同二—寛和二	二
一條	正暦元—長保五	一七
三條	寛弘八—長和五	一一
後一條	寛仁元—治暦四	一七
後朱雀	長暦元—寛徳二	八
後冷泉	寛徳二—永承六	四
後三條	延久元—同四	四
白河	承保元—寛治八	一八
堀河	嘉保元—嘉承二	一一
鳥羽	天仁元—同三	二
崇德	天永元—保安四	一四
後白河	保元元—同三	三
二條	永暦元—長寛二	二
後白河	仁安元—同三	三
後鳥羽	文治元—建久九	一九
後鳥羽	正治元—建仁三	三
後鳥羽	元久元—承久三	一六
後鳥羽	貞應元—嘉祿二	三
後鳥羽	嘉祿二—寛喜二	三
後鳥羽	寛喜二—貞永元	三
後鳥羽	天福元—文暦二	三
後鳥羽	嘉禎元—延應二	三
後鳥羽	仁治元—寛元四	四
後鳥羽	寛元四—寶治二	四
後鳥羽	建長元—康元二	二
後鳥羽	正嘉元—正元二	二
後鳥羽	文永元—同十一	一一
後鳥羽	弘安元—正應二	二
後鳥羽	永仁元—正安三	三
後鳥羽	乾元元—嘉元三	三
後鳥羽	徳治元—延慶二	二
後鳥羽	応長元—正和五	五
後鳥羽	文保元—元応二	二
後鳥羽	元亨元—嘉暦四	四
後鳥羽	元徳元—元弘三	三
後鳥羽	正慶元—建武四	四
後鳥羽	延元元—同四	四
後鳥羽	興國元—正平二十三	二三
後鳥羽	正平二十三—文中三	一〇
後鳥羽	天授元—弘和三	三
後鳥羽	元中元—明徳五	五
後鳥羽	応永元—同三十二	三二
後鳥羽	正長元—同三十二	二
後鳥羽	永享元—嘉吉三	三
後鳥羽	文安元—宝徳二	二
後鳥羽	享徳元—寛正六	六
後鳥羽	文正元—応仁二	二
後鳥羽	文明元—延徳二	一七
後鳥羽	明応元—文亀二	二
後鳥羽	永正元—大永元	一八
後鳥羽	享禄元—天文十五	一四
後鳥羽	天文十六—永禄二	一〇
後鳥羽	永禄二—天正十	一一
後鳥羽	天正十—慶長五	一六
後鳥羽	慶長五—慶應三	三
後鳥羽	慶應三—明治元	一
後鳥羽	明治元—大正十五	一五
後鳥羽	大正十五—昭和二十	二〇
後鳥羽	昭和二十—現在	一九

將軍

平清盛に端を發した我國の武家政治は、源氏に至つて其基礎確立し、北條時代には將軍の名を避け、上に有名無實の將軍を推戴して、執權の名の下に政令を行つた。夫より足利氏を經て遂に德川氏に及び、明治維新の際に至るまで武家政治は七百年の久しきに亙つた。其間後醍醐天皇の所謂建武中興なるものがあつたけれども、長くは續かなかつた。歴代將軍名及び其在職期間左の如し。（北條氏は將軍を稱せざりしも、事實將軍の事を行へるを以て同氏の時代には將軍の名を擧げず、執權を擧ぐ。）

氏名	在職期間	年數
鎌倉將軍		
源頼朝	建久三—正治元	八
同頼家	正治元—建仁三	五
源實朝	建仁三—承久元	一六
鎌倉執權		
北條時政	建仁三—元久二	二
同義時	元久二—元仁元	一七
同泰時	元仁元—仁治三	一九
同經時	仁治三—寛元四	一五
同時頼	寛元四—康元元	一一
同長時	康元元—文永元	九
同政村	文永元—文永五	五
同時宗	文永五—弘安七	一七
北條貞時	弘安七—正安三	一一
同師時	正安三—應長元	一一
同宗宣	應長元—正和元	一一
同熙時	正和元—正和四	四
同基時	正和四—同五	二
同高時	正和五—嘉暦元	一一
金澤貞顕	嘉暦元—元弘三	一八
赤橋守時	嘉暦元—元弘三	一一
室町將軍		
足利尊氏	延元三—正平一三	一一
同義詮	正平一三—同二二	一〇
同義滿	正平二三—應永元	二七
同義持	應永元—同三〇	三〇
同義量	應永三〇—同三二	三
同義持（執權）	同—正長元	四
同義教	永享元—嘉吉元	一三
同義勝	嘉吉二—嘉吉三	二
同義政	嘉吉三—文明五	三一
足利義尚	文明五—延德元	一七
同義植	延德二—文亀元	一二
同義澄	明應三—永正八	一八
同義晴（義植）	永正五—大永元	一四
同義輝	大永元—天文五	一〇
同義榮	天文一一—永禄八	二〇
同義昭	永禄一一—天正元	一一
江戸將軍		
德川家康	慶長八—慶長一〇	三
同秀忠	慶長一〇—元和九	一九
同家光	元和九—慶安四	一四
同家綱	慶安四—延寶八	四
德川綱吉	天和元—寶永六	二九
同家宣	寶永六—正徳二	四
同家繼	正徳二—享保元	三
同吉宗	享保元—延享二	三〇
同家重	延享二—寶暦一一	一七
同家治	寶暦一一—天明六	二六
同家齊	天明七—天保八	五一
同家慶	天保八—嘉永六	一七
德川家定	嘉永六—安政五	六
同家茂	安政五—慶應二	九
同慶喜	慶應二—同三	二

宮中席次

第一階—第一　大勳位（一、菊花章頸飾　二、菊花大綬章）○第二　内閣總理大臣○第三　樞密院議長○第四　元勳優遇の爲め大臣の禮遇を賜はりたる者○第五　元帥、國務大臣、宮内大臣、内大臣○第六　朝鮮總督○第七　内閣總理大臣又は樞密院議長たる前官の禮遇を賜はりたる者○第八　國務大臣、宮内大臣又は内大臣たる前官の禮遇を賜はりたる者○第九　樞密院副議長○第十　陸軍大將、海軍大將、樞密顧問官○第十一　親任官○第十二　貴族院議長、衆議院議長○第十三　勳一等旭日桐花大綬章○第十四　功一級○第十五　親任官の待遇を賜はりたる者○第十六　公爵○第十七　從一位○第十八　勳一等（一、旭日大綬章　二、寶冠章　三、瑞寶章）○第十九　高等官一等○第二十　貴族院副議長、衆議院副議長○第二十一　麝香間祗候○第二十二　侯爵○第二十三　正二位○第二十四　高等官二等○第二十五　功二級○第二十六　錦鶏間祗候○第二十七　勅任待遇○第二十八　伯爵○第二十九　從二位○第三十　勳二等（一、旭日重光章　二、寶冠章　三、瑞寶章）○第三十一　子爵○第三十二　正三位○第三十三　從三位○第三十四　功三級○第三十五　勳三等（一、旭日中綬章　二、寶冠章　三、瑞寶章）○第三十六　男爵○第三十七　正四位○第三十八　從四位○第三十九　貴族院議員、衆議院議員○第四十　高等官三等○第四十一　高等官三等の待遇を享くる者○第四十二　功四級○第四十三　勳四等（一、旭日小綬章　二、寶冠章　三、瑞寶章）○第四十四　正五位○第四十五　從五位○第四十六　高等官四等○第四十七　高等官四等の待遇を享くる者○第四十八　功五級○第四十九　勳五等（一、雙光旭日章　二、寶冠章　三、瑞寶章）○第五十　正六位○第五十一　高等官五等○第五十二　高等官五等の待遇を享くる者○第五十三　從六位○第五十四　勳六等（一、單光旭日章　二、寶冠章　三、瑞寶章）○第五十五　高等官六等○第五十六　高等官六等の待遇を享くる者○第五十七　正七位○第五十八　高等官七等○第五十九　高等官七等の待遇を享くる者○第六十　從七位○第六十一　功六級　高等官八等○第六十二　高等官八等の待遇を享くる者○第六十三　第九階—第六十四　高等官九等○第六十五　奏任待遇○第六十六　正八位○第六十七　第十階—第六十八　勳七等（一、青色桐葉章　二、寶冠章　三、瑞寶章）○第六十九　從八位○第七十　勳八等（一、白色桐葉章　二、寶冠章　三、瑞寶章）

皇居

東京市麴町區、霞德川氏の江戸城。本城十萬五千三百九十三坪餘、西城八萬千二百八十七坪餘、吹上御苑十萬三千八百六十九坪餘。城内の殿舍はしば〳〵火災に遇ひ、本城は文久三年（紀元二五二三）十一月の火災後遂に再建を見ず、西城は同年六月の火災後建築されたものが、明治の御代まで殘つて居たが、明治元年（紀元二五二八）皇居と定められた後、同六年五月五日これも焼に歸した。今日の宮城は明治十七年七月御起工、同二十一年十月完成を告げたもので、兩陛下が御住ひ遊ばされたのは同二十二年一月十一日、それまでは赤坂離宮を以て假皇居に充てさせられた。御殿は總御建坪約一萬三千坪、表御殿、奥御殿（賢所）、皇靈殿、神殿、神嘉殿、振天府、懐遠府、建安府、惇明府、顯忠府等より成り、表奥兩殿は舊西城の地に、賢所、其他は凡て吹上御苑内に設けられてある。

表御殿—正殿（諸式典を行はせらるゝ御所）、豐明殿（御饗宴所）、鳳凰の間（御謁見所）、御座所（政務を御覽ぜらるゝ所）及び千種の間、竹の間、牡丹の間、葡萄の間、東溜の間、西溜の間、南溜の間、北溜の間等より成る。總御建坪二千二百十坪九六五。

奥御殿—兩陛下の御常御殿であつて、奥御座所と皇后宮御座所とに分たれ、別に皇太后御成りの節に入らせらるゝ大宮御殿及び皇后宮御專用の御内謁見所あり、其他供進所、女官控所等數々の御建物がある。

賢所—天照大御神の御靈代として三種神器中の一たる神鏡を奉安せらるゝ所。昔は内侍をして守護せしめ給うた處から、内侍所とも稱へた。三種の神器は皇孫瓊瓊杵尊御降臨の際、大御神の親しく授け給へる八咫鏡、草薙の劍、八坂瓊曲玉であるが、皇の御時神威を畏ませ給ひて別に鏡を造り、殿内に留めさせらるゝに至れると史の傳ふる所にして、元の御鏡は伊勢大神宮に、御劍は熱田神宮に奉齋せられてある。

皇靈殿—御歴〻の天皇、皇后、皇妃、皇親の御靈を鎮祭し給ふところ。

神殿—以前は八神殿と稱へて、神皇産靈神外七柱の御靈を祀らせ給うたが、今は天神地祇、八百萬神を齋きまつる。

神嘉殿—新嘗祭の節御親祭ませ給ふ所。

振天府—明治二十七八年役及び臺灣役の戰利品、記念品を御收藏あらせらるゝ所、併せて戰死者の姓名、寫眞等を保存せらる。

懐遠府—明治三十三年北清事件に關する前同樣の意義に成れる御造營物。

建安府—明治三十七八年役に關し、前同樣の意義に基き御造營あらせられたもの。

惇明府—大正三年日獨戰役に關する前同樣の記念物を藏せらるゝ所。

顯忠府—昭和六七年の滿洲事變及上海事變に關し、前同樣の記念物を藏せらるゝ所。

御正門—通常二重橋と申上ぐ。御正門外より望む御門内の鐵橋は水面高く架せられ、舊時は之に橋脚を立つる能はず、下方に先づ橋を架し、之に橋脚を立て、高く其橋を支へた處から此名が生じた。北方に坂下御門あり、一般臣下の出入に充てらる。西北には乾御門、西南角には吹上御門あり、此外舊本城には内櫻田門、大手門、平河門、北桔梗門等がある。櫻密院、内閣文庫等は大手門、内櫻田門内に設けらる。臨時恒例の宮中祭儀、宴會等に召され、又は參拜、拜謁を許されたものは、開門される場合に限り、二重橋御正門の通過を許される。

京都皇居

京都市上京區にあり、地積三萬三千坪餘。現在の宮殿は安政三年（紀元二五一六）の御造營に係る。即位の大禮、大嘗會は必ず此皇宮に行はせられる。紫宸殿、清涼殿、常御殿、小御所及び新興殿等の宮殿あり、新興殿は大正四年御大典の際御增築あらせらたものので、賢所を移御し奉る所である。

青山御所

東京市赤坂區青山、もと青山氏の邸地及び紀州侯邸の一部を併せたもので、御所内に大宮御所（皇太后御在所）及び三笠宮御殿である青山東御殿（舊東御所）がある。

離宮、御苑

赤坂離宮—東京市赤坂區、もと紀州侯の邸で、青山御所と地續きになつてゐる。明治五年徵されて離宮となり、明治六年皇居炎上の後、同二十二年御造營成るに至るまで明治天皇の假皇居となつてゐた。離宮内に鞏ゆる洋館は、明治四十一年東宮御所に充てる御豫定の下に起工されたのであるが、大正十一年英國皇太子の御旅館に充てらるるまでは御使用がなかつた。同十三年一月今上御成婚の際更めて東宮假御所と定められ、御即位後も一年餘り此所に御座あらせられた。昭和二年構内西南の地に秩父宮御殿が造營された。

濱離宮—東京市京橋區、もと德川將軍鷹獵の地。家宣（紀元二三六九—二三七二）の頃より御用屋敷となり、後濱御殿と稱せられた。明治二年軍務官、外務官の所管となり、一時延遼館と稱し、外國貴賓場に充てられたが、同三年收められて離宮となる。

霞關離宮—東京市麴町區、舊黑田侯（福岡）の邸であつたが、後副島伯の邸となり、明治八年有栖川邸に收められ、明治三十七年更に離宮となる。

二條離宮—京都市上京區、舊二條城。慶長七年（紀元二二六二）禁裡の鎮營として德川家康が築いたもので、將軍上洛の際には常に之を其駐泊所に充てた。十五代將軍慶喜大政返上の表も此城中に草せられた。

桂離宮—京都府葛野郡、舊桂宮御邸第。書院、林泉、凡て天正年間（紀元二二三三—二二五一）豐臣秀吉が小堀遠州に命じて造らせたもので、天下無比の名苑と稱せられる。明治十六年離宮となる。

修學院離宮—京都府愛宕郡、明正天皇（紀元二二九〇—二三〇三）の頃德川氏の築いたもの。

函根離宮—神奈川縣箱根麓の湖畔塔ケ島にある所から、一名塔ケ島離宮と稱へられたが、大正九年の大震災に大破を來し、其後御取毀ちとなつたまゝ現在に及んでゐる。

伊勢離宮—三重縣度會郡にあり、大廟御參拜に備ふる爲昭和四年に造營されたもの。

武庫離宮—神戸市須磨區字月見山にあり、もと西本願寺法主大谷伯の別墅。

吹上御苑—宮城内禁苑の稱。德川氏の頃、寶永年間（紀元二三六四—二三七〇）迄は此地に尙ほ諸侯の邸宅があつたが、後悉く移轉せしめて園地とし、明治元年本城と共に皇室の御有に歸した。御苑内には霜錦亭、寒香亭、望嶽臺、駐春閣、觀瀑亭、吹上御茶屋等の亭榭がある。

新宿御苑—東京市四谷區、舊内藤氏邸。春の觀櫻御會、秋の觀菊御會皆こゝに催さる。

御用邸

葉山、沼津、日光、同田舟澤、伊香保、鹽原、那須の各地にある。

宮内官府

内大臣府—御璽、國璽を尙藏し及び詔書、勅書、其他内廷の文書に關する事務を掌る。内大臣は常侍輔弼に任じ、内大臣府を統轄する。

宮内省—宮内大臣は皇室一切の事務につき輔弼の責に任じ、華族及び朝鮮貴族を監督する。省内部局及び其職制大要左の通り。

【侍從職】側近の事を掌る。

【式部職】典式、交際、翻譯、狩獵及び雅樂の事を掌る。（本職に掌典部樂部を置く）

【宗秩寮】皇族、王族、公族、華族、朝鮮貴族及び有位者に關する事項を掌る。（本寮に審議會を置く）

【諸陵寮】陵寮の管理及び調査に關する事務を掌る。

【圖書寮】皇統譜、實錄編修、各種文書の編纂及び保管に關する事項を掌る。

【侍醫寮】診候、進藥及び調劑に關する事務を掌る。

【内藏寮】各會計、金庫に關する事務を掌る。

【内匠寮】宮殿、其他建築物の保管、建築、庭苑、園藝、電氣、寫眞に關する事務を掌る。

【主馬寮】馬車、馬匹、自動車、牧場及び驛逓に關する事務を掌る。

【皇后宮職】皇后宮に關する事務を掌る。

【皇太后宮職】皇太后宮に關する事務を掌る。

【東宮傅育職】東宮の傅育を掌る。

【帝室林野局】土地、林野の管理經營並に其附帶事業を掌る。

【御歌所】御製、御歌及び歌御會に關する事務を掌る。

【帝室博物館】古今の技藝品を蒐集し公衆の觀覽に供する。

樞密院

樞密院は天皇親臨して重要の國務を諮詢し給ふ所であつて、議長、副議長各一人、顧問官二十四人、書記官長一人、書記官を以て組織し、會議は顧問官十名以上の出席を以て開かれる。各大臣は其の職權上本院に於て顧問官たるの地位を有し、議席に列し表決一權を有する。院議に附せらるべき事項は（一）皇室典範に於て其の權限に屬せしめられた事項、（二）憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及び疑義、（三）憲法第十四條及嚴の宣告、同第八條及び第七十條の勅令及び其他罰則の規定ある勅令、（四）列國交渉の條約及び約束、（五）樞密院の官制及び事務規程の改正に關する事項、（六）其他臨時の御諮詢事項等で、本院は行政及び立法の事に關し、天皇の至高の顧問たるも、施政には干與せず。

宮内官

官等區分、任用資格、初叙制限等大體一般文官に準ぜらるる。

自由任用—親任式を以て任ぜらるゝ宮内官

宮内大臣秘書官、侍從長、式部長官、掌典長、宮中顧問官、内大臣秘書官長、同秘書官、皇后宮大夫、皇太后宮大夫、李王職長官及び無資格で任用される。

發御任用—（一）侍醫頭、皇宮警視、同警部、侍從次長、侍從職に分屬する宮内事務官、式部次長、掌典次長、陵墓監、陵墓守長、皇后宮事務官、皇太后宮事務官、別當、皇族に分屬する宮内事務官及宮内屬、御歌所長、同主事、同錄事、學習院長、學習院事務官、女子學習院長、帝室博物館總長、李王職次官、同事務官、同屬は任用資格を要せざるも、其任用には宮内官考査委員の銓衡を要する。（二）主膳監、主膳、侍從、内舍人、式部官、主殿、馬場監守長、鷹師、掌典、内掌典、掌典補、樂部長、樂長、樂師、諸陵寮考査官、同考査官補、圖書寮編修官、同編修官補、侍醫、侍醫寮醫員、同藥劑員、東宮傅育官、帝室博物館鑑査官、同鑑査官補、學習院教授、同助教授、女子學習院教授、同助教授、李王職典祀、同典祀補、同典醫、同典醫補、同通譯官、同技師及技手等は宮内官考査委員の銓衡を經て任用される。（三）宮内判任官にして五ケ年以上在職し、三級俸給を受ける者は、宮内官考査委員の銓衡を經て、帝室會計審査官補又は帝室林野管理局事務官補に任用さるゝを得。

俸給—高等官は其官職に從ひ左の如く特定の俸給を受け、判任官は級俸十一に分ち月額卅五圓より百四十五圓までを給される。

【親、勅任官】

宮内大臣	一級	六、八〇〇円
宮内大官	一級	五、八〇〇
宮内次官	一級	六、二〇〇 五、八〇〇
侍從長	一級	五、八〇〇 一、〇〇〇
宗秩寮總裁	一級	五、八〇〇 一、〇〇〇
皇太后宮大夫	一級	五、八〇〇 一、〇〇〇
皇后宮大夫	一級	五、八〇〇 一、〇〇〇
侍醫長	一級	五、八〇〇 一、〇〇〇
李王職長官	一級	五、八〇〇 一、〇〇〇
宮内大臣秘書官長	一級	四、六五〇
宮内次官秘書官長	一級	四、四八〇
宮内事務官	一級	四、六五〇 四、四八〇
侍從	一級	四、六五〇 四、四八〇
帝室林野局事務官	一級	四、六五〇 四、四八〇
式部次官	一級	四、六五〇 四、四八〇
李王職典祀	一級	四、六五〇 四、四八〇
學習院教授	一級	四、六五〇 四、四八〇
女子學習院教授	一級	四、六五〇 四、四八〇
李王職典祀	一級	四、六五〇 四、四八〇
宮内技師	一級	五、一〇〇 四、六五〇 四、四八〇
東宮傅育官	一級	五、一〇〇 四、六五〇 四、四八〇
帝室林野局技師	一級	五、一〇〇 四、六五〇 四、四八〇
宮内事務官	一級	五、一〇〇 四、六五〇 四、四八〇
侍醫	一級	五、一〇〇 四、六五〇 四、四八〇
帝室林野局事務官	一級	五、一〇〇 四、六五〇 四、四八〇
式部次官	一級	五、一〇〇 四、六五〇 四、四八〇
李王職事務官	一級	五、一〇〇 四、六五〇 四、四八〇
學習院教授	一級	四、六五〇 四、四八〇
女子學習院教授	一級	四、六五〇 四、四八〇
李王職典祀	一級	四、六五〇 四、四八〇
宮内技師	一級	四、六五〇 四、四八〇
東宮傅育官	一級	四、六五〇 四、四八〇
帝室林野局技師	一級	四、六五〇 四、四八〇
宮内事務官	一級	四、六五〇 四、四八〇
侍從	一級	四、六五〇 四、四八〇
帝室林野局事務官	一級	四、六五〇 四、四八〇
式部次官	一級	四、六五〇 四、四八〇
李王職事務官	一級	四、六五〇 四、四八〇
學習院教授	一級	四、六五〇 四、四八〇
女子學習院教授	一級	四、六五〇 四、四八〇
李王職典祀	一級	四、六五〇 四、四八〇
宮内技師	一級	四、六五〇 四、四八〇
東宮傅育官	一級	四、六五〇 四、四八〇
帝室林野局技師	一級	四、六五〇 四、四八〇
宮内事務官	一級	四、六五〇 四、四八〇
侍醫	一級	四、六五〇 四、四八〇
帝室林野局事務官	一級	四、六五〇 四、四八〇
式部次官	一級	四、六五〇 四、四八〇
李王職事務官	一級	四、六五〇 四、四八〇
學習院教授	一級	四、六五〇 四、四八〇
女子學習院教授	一級	四、六五〇 四、四八〇
李王職典祀	一級	四、六五〇 四、四八〇
宮内技師	一級	四、六五〇 四、四八〇
東宮傅育官	一級	四、六五〇 四、四八〇
帝室林野局技師	一級	四、六五〇 四、四八〇
宮内事務官	一級	四、六五〇 四、四八〇
侍從

宮中主要職員

（昭和十一年九月一日現在）

内大臣府—
内大臣　湯浅倉平
秘書官長　侯　松平康昌

宮内省—
大臣　松平恒雄
次官　男　白根松介
侍従長　海軍大將　鈴木貫太郎
侍従次官（兼）　侯　廣幡忠隆
侍従武官長　陸軍中將　宇佐美興屋
式部長官　子　松平慶民
式部次官　鹿兒島虎雄
掌典長　公　三條公輝
掌典次長　醍醐忠直
樂部長（兼）　侯　坊城俊良
宗秩寮總裁　木戸幸一
諸陵頭（兼）　渡部信
圖書頭　佐藤恒丸
侍醫頭　三浦篤
内蔵頭　木下道雄
内匠頭　杉村愛仁
主馬頭　侯　廣幡忠隆
皇后宮大夫　大谷正男
東宮傅育官　石川岩吉
帝室會計審査局長官　河井彌八
帝室林野局長官　三矢宮松
御歌所長事務取扱　公　杉榮三郎
東京帝室博物館總長　山口鋹
奈良帝室博物館長　犬塚太郎
皇族附職員—
秩父宮別當　渡邊勝三郎
高松宮別當　厚東篤太郎
三笠宮別當　稲垣三郎
閑院宮別當　高橋皐
東伏見宮別當　伏見宮別當　四寵孝輔
山階宮別當　大石正吉
賀陽宮別當　山田良之助
久邇宮別當　宇川濟
梨本宮別當　三雲敬一郎
朝香宮別當　東乙彦
東久邇宮別當　松本幸之介
北白川宮別當　石川漣平
竹田宮別當　石原健三

侍從

侍從次官

侍從武官長

宮内省

宮内省

**宮内省

歴世年號

年號	年數	干支	紀元	西暦
大化	五	乙巳	六四五	
白雉	五	庚戌	六五〇	
白鳳	一四	壬申	六七二	
朱鳥	一	丙戌	六八六	
大寶	三	辛丑	七〇一	
慶雲	四	甲辰	七〇四	
和銅	七	戊申	七一五	
靈亀	二	乙卯	七一六	
養老	七	丁巳	七二七	
神亀	五	甲子	七二四	
天平	一〇	己巳	七三九	
天平感寶	一	己丑	七四九	
天平勝寶	八	丁酉	七五七	
天平寶守	八	己丑	七四九	
天平神護	二	乙巳	七六五	
神護景雲	三	丁未	七六七	
寶亀	一一	庚戌	七七〇	
宝亀	一一	辛酉	七七一	
天應	一	壬戌	七八一	
延暦	二四	丙戌	七八六	
大同	四	庚寅	八〇六	
弘仁	一〇	甲辰	八一四	
天長	一四	甲寅	八二四	
承和	一四	戊辰	八三四	
嘉祥	三	辛未	八五一	
仁寿	三	甲戌	八五四	
斉衡	三	丙子	八五六	
天安	二	己卯	八五九	
貞観	一八	己巳	八七七	
元慶	八	丁酉	八八五	
仁和	四	己巳	八八九	
寛平	九	己酉	八九七	
昌泰	三	戊午	九〇一	
延喜	一三	辛酉	九〇一	
延長	八	癸未	九二三	
承平	七	辛卯	九三一	
天慶	九	戊戌	九三八	
天暦	一〇	丁未	九四七	
天徳	四	庚申	九五七	
応和	三	辛酉	九六一	
康保	四	甲子	九六四	
安和	二	戊辰	九六八	
天禄	三	癸酉	九七〇	
天延	二	丙子	九七四	
貞元	二	丁丑	九七七	
天元	五	戊寅	九七八	
永観	二	癸未	九八三	
寛和	二	丙子	九八六	
永延	二	丁丑	九八七	
永祚	一	己卯	九八八	
正暦	五	庚戌	九九〇	
長徳	四	乙酉	九九五	
長保	三	己未	一〇〇三	
寛弘	八	甲申	一〇〇四	
長和	五	己酉	一〇一七	
寛仁	四	己丑	一〇一七	
治安	三	癸酉	一〇二三	
万寿	二	甲子	一〇二四	
長元	一〇	己卯	一〇二八	
長暦	四	丁巳	一〇三七	
長久	二	庚申	一〇四〇	
寛徳	二	甲子	一〇四四	
永承	六	己巳	一〇四九	
天喜	五	癸酉	一〇五三	
康平	七	戊寅	一〇五八	
治暦	四	乙巳	一〇六五	
延久	四	己酉	一〇六九	
承保	二	甲寅	一〇七四	
承暦	四	庚辰	一〇八〇	
永保	一	辛巳	一〇八一	
応徳	三	甲申	一〇八四	
寛治	七	己酉	一〇八九	
嘉保	二	甲子	一〇九四	
永長	一	丙寅	一〇九六	
承徳	二	丁酉	一〇九七	
康和	五	己丑	一〇九九	
長治	二	甲辰	一一〇四	
嘉承	二	丙午	一一〇六	
天仁	二	戊申	一一〇八	
天永	二	己酉	一一〇九	
永久	五	癸巳	一一一三	
元永	二	戊寅	一一一八	
保安	四	甲子	一一二四	
天治	二	己卯	一一二九	
大治	五	乙巳	一一三〇	
天承	二	己未	一一三五	
長承	二	壬申	一一三二	
保延	七	乙酉	一一三五	
永治	一	辛丑	一一四一	
康治	二	壬寅	一一四二	
天養	一	甲申	一一四四	
久安	六	乙酉	一一四五	
仁平	三	辛丑	一一五一	
久寿	二	甲辰	一一五四	
保元	一	己酉	一一五九	
平治	一	己丑	一一五九	
永暦	一	庚申	一一六〇	
応保	二	辛酉	一一六一	
長寛	二	癸亥	一一六三	
永万	一	乙丑	一一六五	
仁安	三	丙寅	一一六六	
嘉応	二	己巳	一一六九	
承安	五	癸酉	一一七三	
安元	二	乙卯	一一七五	
治承	四	丁巳	一一七七	
養和	一	辛丑	一一八一	
寿永	二	壬寅	一一八二	
元暦	二	甲辰	一一八四	
文治	五	乙巳	一一八五	
建久	九	庚戌	一一九〇	
正治	二	己未	一一九九	
建仁	三	辛酉	一二〇一	
元久	二	甲子	一二〇四	
建永	一	丙寅	一二〇六	
承元	四	丁卯	一二〇七	
建暦	二	辛未	一二一一	
建保	七	癸酉	一二一三	
承久	三	己卯	一二一九	
貞応	二	壬午	一二二二	
元仁	一	甲申	一二二四	
嘉禄	三	乙酉	一二二五	
寛喜	三	己丑	一二二九	
貞永	一	甲辰	一二三四	
天福	一	癸酉	一二三三	
文暦	二	甲午	一二三四	
天文	一	壬子	一二四二	
寛元	一〇	癸酉	一二四三	
宝治	三	丁卯	一二四七	
建長	八	己巳	一二四九	
康元	二	丙午	一二五六	
正嘉	二	丁酉	一二五七	
正元	一	己亥	一二五九	
文応	一	庚子	一二六〇	
弘長	三	辛酉	一二六一	
文永	一一	甲子	一二六四	
建治	三	乙丑	一二七五	
弘安	一〇	戊午	一二七八	

年號	年數	干支	紀元	西暦
正安	四	甲申	一二九九	
乾元	二	壬子	一三〇二	
嘉元	三	癸酉	一三〇三	
徳治	二	己卯	一三〇六	
延慶	四	戊申	一三〇八	
応長	一	辛亥	一三一一	
正和	五	壬子	一三一二	
文保	二	丙寅	一三一六	
元応	二	己巳	一三一九	
元亨	四	辛酉	一三二一	
正中	二	甲子	一三二四	
嘉暦	四	己巳	一三二九	
元徳	三	己酉	一三二九	
元弘	一	辛亥	一三三一	
建武	二	甲寅	一三三四	
延元	六	丙子	一三三六	
興国	六	庚寅	一三四〇	
暦応	四	戊寅	一三三八	
康永	三	壬辰	一三四二	
貞和	五	己酉	一三四五	
観応	二	癸丑	一三五〇	
文和	六	乙未	一三五三	
延文	一一	甲子	一三五六	
康安	一	辛酉	一三六一	
貞治	六	壬戌	一三六二	
応安	七	甲子	一三六四	
永和	四	己卯	一三七八	
康暦	二	己巳	一三七九	
永徳	二	辛酉	一三八一	
至徳	三	甲子	一三八四	
嘉慶	二	丁卯	一三八七	
康応	一	己巳	一三八九	
明徳	四	庚午	一三九〇	
応永	三五	戊寅	一三九八	
正長	一	己酉	一四二八	
永享	一二	己丑	一四二九	
嘉吉	三	辛酉	一四四一	
文安	五	甲子	一四四四	
宝徳	三	己巳	一四四九	
享徳	三	壬申	一四五二	
康正	二	乙亥	一四五五	
長禄	三	丁丑	一四五七	
寛正	六	庚辰	一四六〇	
文正	一	丙戌	一四六六	
応仁	二	己卯	一四六七	
文明	一八	己丑	一四八九	
長享	二	丁未	一四八七	
延徳	三	己酉	一四八九	
明応	九	壬子	一四九二	
文亀	三	辛酉	一五〇一	
永正	七	甲子	一五〇四	
大永	六	丙午	一五二六	
享禄	四	戊子	一五二八	
天文	二二	壬辰	一五三二	
弘治	三	乙卯	一五五五	
永禄	一二	戊午	一五五八	
元亀	三	庚申	一五七〇	
天正	一元	癸酉	一五七三	
文禄	四	壬辰	一五九二	
慶長	一元	丙申	一五九六	
元和	九	乙卯	一六一五	
寛永	一〇	甲子	一六二四	

年號	年數	干支	紀元	西暦	支那
正保	四	甲申	一六四四		
慶安	四	戊子	一六四八		
承応	三	壬辰	一六五三		
明暦	三	乙未	一六五五		
万治	三	戊戌	一六六〇		
寛文	一三	辛丑	一六六一		
延宝	八	癸丑	一六七三		
天和	三	辛酉	一六八一		
貞享	四	甲子	一六八四		
元禄	一六	戊辰	一六八八		
宝永	七	甲申	一七〇四		
正徳	四	甲寅	一七一四		
享保	二一	乙丑	一七二五		
元文	五	庚申	一七四〇		
寛保	三	辛酉	一七四一		
延享	四	甲子	一七四四		
寛延	三	戊辰	一七四八		
宝暦	一〇	庚午	一七六〇		
明和	八	辛丑	一七七一		
安永	九	壬辰	一七七二		
天明	八	辛未	一七八一		
寛政	一三	己酉	一七八九		
享和	三	辛酉	一八〇一		
文化	一四	甲子	一八〇四		
文政	一二	庚寅	一八一九		
天保	一一	庚子	一八三〇		
弘化	四	甲辰	一八四四		
嘉永	六	戊申	一八四八		
安政	一	庚申	一八五〇		
萬延	一	辛酉	一八六〇		
文久	三	辛酉	一八六一		
元治	一	甲子	一八六四		
慶応	四	戊辰	一八六八		
明治	一四	丙寅	一八七六		
大正	一五	壬子	一九一二		
昭和	二〇	乙卯	一九二六		

。印は北鮮の年號なり。

年號	年數	干支	紀元	西暦	支那
大化	五	己丑	六四五		
白雉	五	庚寅	六五〇		
白鳳	一四	辛卯	六五一		
朱鳥	一	丙辰	六八六		
大寶	三	辛酉	七〇一		
慶雲	四	甲子	七〇四		
和銅	七	戊辰	七一五		
霊亀	二	乙卯	七一六		
養老	七	丁巳	七二七		
神亀	五	甲子	七二四		
天平	一〇	己巳	七三九		
天平感寶	一	己丑	七四九		
天平勝寶	八	丁酉	七五七		
天平寶守	八	己丑	七四九		
天平神護	二	乙巳	七六五		
神護景雲	三	丁未	七六七		
寶亀	一一	庚戌	七七〇		
宝亀	一一	辛酉	七七一		
天應	一	壬戌	七八一		
延暦	二四	丙戌	七八六		
大同	四	庚寅	八〇六		
弘仁	一〇	甲辰	八一四		
天長	一四	甲寅	八二四		
承和	一四	戊辰	八三四		
嘉祥	三	辛未	八五一		
仁寿	三	甲戌	八五四		
斉衡	三	丙子	八五六		
天安	二	己卯	八五九		
貞観	一八	己巳	八七七		
元慶	八	丁酉	八八五		
仁和	四	己巳	八八九		
寛平	九	己酉	八九七		
昌泰	三	戊午	九〇一		
延喜	一三	辛酉	九〇一		
延長	八	癸未	九二三		
承平	七	辛卯	九三一		
天慶	九	戊戌	九三八		
天暦	一〇	丁未	九四七		
天徳	四	庚申	九五七		
応和	三	辛酉	九六一		
康保	四	甲子	九六四		
安和	二	戊辰	九六八		
天禄	三	癸酉	九七〇		
天延	二	丙子	九七四		
貞元	二	丁丑	九七七		
天元	五	戊寅	九七八		
永観	二	癸未	九八三		
寛和	二	丙子	九八六		
永延	二	丁丑	九八七		
永祚	一	己卯	九八八		
正暦	五	庚戌	九九〇		
長徳	四	乙酉	九九五		
長保	三	己未	一〇〇三		
寛弘	八	甲申	一〇〇四		
長和	五	己酉	一〇一七		
寛仁	四	己丑	一〇一七		
治安	三	癸酉	一〇二三		
万寿	二	甲子	一〇二四		
長元	一〇	己卯	一〇二八		
長暦	四	丁巳	一〇三七		
長久	二	庚申	一〇四〇		
寛徳	二	甲子	一〇四四		
永承	六	己巳	一〇四九		
天喜	五	癸酉	一〇五三		
康平	七	戊寅	一〇五八		
治暦	四	乙巳	一〇六五		
延久	四	己酉	一〇六九		
承保	二	甲寅	一〇七四		
承暦	四	庚辰	一〇八〇		
永保	一	辛巳	一〇八一		
応徳	三	甲申	一〇八四		
寛治	七	己酉	一〇八九		
嘉保	二	甲子	一〇九四		
永長	一	丙寅	一〇九六		
承徳	二	丁酉	一〇九七		
康和	五	己丑	一〇九九		
長治	二	甲辰	一一〇四		
嘉承	二	丙午	一一〇六		
天仁	二	戊申	一一〇八		
天永	二	己酉	一一〇九		
永久	五	癸巳	一一一三		
元永	二	戊寅	一一一八		
保安	四	甲子	一一二四		
天治	二	己卯	一一二九		
大治	五	乙巳	一一三〇		
天承	二	己未	一一三五		
長承	二	壬申	一一三二		
保延	七	乙酉	一一三五		
永治	一	辛丑	一一四一		
康治	二	壬寅	一一四二		
天養	一	甲申	一一四四		
久安	六	乙酉	一一四五		
仁平	三	辛丑	一一五一		
久寿	二	甲辰	一一五四		
保元	一	己酉	一一五九		
平治	一	己丑	一一五九		
永暦	一	庚申	一一六〇		
応保	二	辛酉	一一六一		
長寛	二	癸亥	一一六三		
永万	一	乙丑	一一六五		
仁安	三	丙寅	一一六六		
嘉応	二	己巳	一一六九		
承安	五	癸酉	一一七三		
安元	二	乙卯	一一七五		
治承	四	丁巳	一一七七		
養和	一	辛丑	一一八一		
寿永	二	壬寅	一一八二		
元暦	二	甲辰	一一八四		
文治	五	乙巳	一一八五		
建久	九	庚戌	一一九〇		
正治	二	己未	一一九九		
建仁	三	辛酉	一二〇一		
元久	二	甲子	一二〇四		
建永	一	丙寅	一二〇六		
承元	四	丁卯	一二〇七		
建暦	二	辛未	一二一一		
建保	七	癸酉	一二一三		
承久	三	己卯	一二一九		
貞応	二	壬午	一二二二		
元仁	一	甲申	一二二四		
嘉禄	三	乙酉	一二二五		
寛喜	三	己丑	一二二九		
貞永	一	甲辰	一二三四		
天福	一	癸酉	一二三三		
文暦	二	甲午	一二三四		
天文	一	壬子	一二四二		
寛元	一〇	癸酉	一二四三		
宝治	三	丁卯	一二四七		
建長	八	己巳	一二四九		
康元	二	丙午	一二五六		
正嘉	二	丁酉	一二五七		
正元	一	己亥	一二五九		
文応	一	庚子	一二六〇		
弘長	三	辛酉	一二六一		
文永	一一	甲子	一二六四		
建治	三	乙丑	一二七五		
弘安	一〇	戊午	一二七八		

年號	年數	干支	紀元	西暦	支那
正安	四	甲申	一二九九		
乾元	二	壬子	一三〇二		
嘉元	三	癸酉	一三〇三		
徳治	二	己卯	一三〇六		
延慶	四	戊申	一三〇八		
応長	一	辛亥	一三一一		
正和	五	壬子	一三一二		
文保	二	丙寅	一三一六		
元応	二	己巳	一三一九		
元亨	四	辛酉	一三二一		
正中	二	甲子	一三二四		
嘉暦	四	己巳	一三二九		
元徳	三	己酉	一三二九		
元弘	一	辛亥	一三三一		
建武	二	甲寅	一三三四		
延元	六	丙子	一三三六		
興国	六	庚寅	一三四〇		
暦応	四	戊寅	一三三八		
康永	三	壬辰	一三四二		
貞和	五	己酉	一三四五		
観応	二	癸丑	一三五〇		
文和	六	乙未	一三五三		
延文	一一	甲子	一三五六		
康安	一	辛酉	一三六一		
貞治	六	壬戌	一三六二		
応安	七	甲子	一三六四		
永和	四	己卯	一三七八		
康暦	二	己巳	一三七九		
永徳	二	辛酉	一三八一		
至徳	三	甲子	一三八四		
嘉慶	二	丁卯	一三八七		
康応	一	己巳	一三八九		
明徳	四	庚午	一三九〇		
応永	三五	戊寅	一三九八		
正長	一	己酉	一四二八		
永享	一二	己丑	一四二九		
嘉吉	三	辛酉	一四四一		
文安	五	甲子	一四四四		
宝徳	三	己巳	一四四九		
享徳	三	壬申	一四五二		
康正	二	乙亥	一四五五		
長禄	三	丁丑	一四五七		
寛正	六	庚辰	一四六〇		
文正	一	丙戌	一四六六		
応仁	二	己卯	一四六七		
文明	一八	己丑	一四八九		
長享	二	丁未	一四八七		
延徳	三	己酉	一四八九		
明応	九	壬子	一四九二		
文亀	三	辛酉	一五〇一		
永正	七	甲子	一五〇四		
大永	六	丙午	一五二六		
享禄	四	戊子	一五二八		
天文	二二	壬辰	一五三二		
弘治	三	乙卯	一五五五		
永禄	一二	戊午	一五五八		
元亀	三	庚申	一五七〇		
天正	一元	癸酉	一五七三		
文禄	四	壬辰	一五九二		
慶長	一元	丙申	一五九六		
元和	九	乙卯	一六一五		
寛永	一〇	甲子	一六二四		

年號	年數	干支	紀元	西暦	支那
天保	元	庚寅	一六三〇		
×寛永	二	辛卯	一六三一		
三	壬辰	一六三二			
四	癸巳	一六三三			
五	甲午	一六三四			
六	乙未	一六三五			
七	丙申	一六三六			
八	丁酉	一六三七			
九	戊戌	一六三八			
十	己亥	一六三九			
×十一	庚子	一六四〇			
十二	辛丑	一六四一			
十三	壬寅	一六四二			
十四	癸卯	一六四三			
×弘化	元	甲辰	一六四四		
二	乙巳	一六四五			
三	丙午	一六四六			
四	丁未	一六四七			
×嘉永	元	戊申	一六四八		
二	己酉	一六四九			
三	庚戌	一六五〇			
四	辛亥	一六五一			
五	壬子	一六五二			
六	癸丑	一六五三			
×安政	元	甲寅	一六五四		
二	乙卯	一六五五			
三	丙辰	一六五六			
四	丁巳	一六五七			
五	戊午	一六五八			
六	己未	一六五九			
×萬延	元	庚申	一六六〇		
文久	元	辛酉	一六六一		
二	壬戌	一六六二			
三	癸亥	一六六三			
×元治	元	甲子	一六六四		
二	乙丑	一六六五			
×慶応	元	丙寅	一六六六		
二	丁卯	一六六七			
三	戊辰	一六六八			
×明治	元	己巳	一六六九		
二	庚午	一六七〇			
三	辛未	一六七一			
四	壬申	一六七二			
五	癸酉	一六七三			
六	甲戌	一六七四			
七	乙亥	一六七五			
八	丙子	一六七六			
九	丁丑	一六七七			
十	戊寅	一六七八			
十一	己卯	一六七九			
十二	庚辰	一六八〇			
十三	辛巳	一六八一			
十四	壬午	一六八二			
十五	癸未	一六八三			
十六	甲申	一六八四			
十七	乙酉	一六八五			
十八	丙戌	一六八六			
十九	丁亥	一六八七			
二十	戊子	一六八八			
二十一	己丑	一六八九			
二十二	庚寅	一六九〇			
二十三	辛卯	一六九一			
二十四	壬辰	一六九二			
二十五	癸巳	一六九三			
二十六	甲午	一六九四			
二十七	乙未	一六九五			
二十八	丙申	一六九六			
二十九	丁酉	一六九七			
三十	戊戌	一六九八			
三十一	己亥	一六九九			
三十二	庚子	一七〇〇			
三十三	辛丑	一七〇一			
三十四	壬寅	一七〇二			
三十五	癸卯	一七〇三			
三十六	甲辰	一七〇四			
三十七	乙巳	一七〇五			
三十八	丙午	一七〇六			
三十九	丁未	一七〇七			
四十	戊申	一七〇八			
四十一	己酉	一七〇九			
四十二	庚戌	一七一〇			
四十三	辛亥	一七一一			
四十四	壬子	一七一二			
×大正	元	癸丑	一七一二		
二	甲寅	一七一三			
三	乙卯	一七一四			
四	丙辰	一七一五			
五	丁巳	一七一六			
六	戊午	一七一七			
七	己未	一七一八			
八	庚申	一七一九			
九	辛酉	一七二〇			
十	壬戌	一七二一			
十一	癸亥	一七二二			
十二	甲子	一七二三			
十三	乙丑	一七二四			
十四	丙寅	一七二五			
十五	丁卯	一七二六			
×昭和	元	戊辰	一七二七		
二	己巳	一七二八			
三	庚午	一七二九			
四	辛未	一七三〇			
五	壬申	一七三一			
六	癸酉	一七三二			
七	甲戌	一七三三			
八	乙亥	一七三四			
九	丙子	一七三五			
十	丁丑	一七三六			
十一	戊寅	一七三七			
十二	己卯	一七三八			
十三	庚辰	一七三九			
十四	辛巳	一七四〇			
十五	壬午	一七四一			
×朝治	元	癸未	一七四三		
二	甲申	一七四四			
三	乙酉	一七四五			
四	丙戌	一七四六			
五	丁亥	一七四七			
六	戊子	一七四八			
七	己丑	一七四九			
八	庚寅	一七五〇			
九	辛卯	一七五一			
十	壬辰	一七五二			
十一	癸巳	一七五三			
十二	甲午	一七五四			
十三	乙未	一七五五			
十四	丙申	一七五六			
十五	丁酉	一七五七			
×光格	元	戊戌	一七五八		
二	己亥	一七五九			
三	庚子	一七六〇			
四	辛丑	一七六一			
五	壬寅	一七六二			
六	癸卯	一七六三			
七	甲辰	一七六四			
八	乙巳	一七六五			
九	丙午	一七六六			
十	丁未	一七六七			
十一	戊申	一七六八			
十二	己酉	一七六九			
十三	庚戌	一七七〇			
十四	辛亥	一七七一			
十五	壬子	一七七二			
十六	癸丑	一七七三			
十七	甲寅	一七七四			
十八	乙卯	一七七五			
十九	丙辰	一七七六			
二十	丁巳	一七七七			
二十一	戊午	一七七八			
二十二	己未	一七七九			
二十三	庚申	一七八〇			
二十四	辛酉	一七八一			
二十五	壬戌	一七八二			
二十六	癸亥	一七八三			
二十七	甲子	一七八四			
二十八	乙丑	一七八五			
二十九	丙寅	一七八六			
三十	丁卯	一七八七			
三十一	戊辰	一七八八			
三十二	己巳	一七八九			

爵位功勳

華族

華族の稱は明治二年公卿、諸侯の稱を廢して之に代へられたのが叛まりで、昔は久我、三條、西園寺、德大寺、花山院、大炊御門、今出川、廣幡、醍醐の九家を五摂家、近衛、九條、二條、一條、鷹司）に次いで清華又は華族と稱へた。その後明治十七年公、侯、伯、子、男の爵設けられ、從て有爵者を華族とする事に定められた。授爵は勅旨に出で、國に大勞あるものに授けられ、宮内大臣之を奉行する。有爵者の歸は其夫の爵に相當する禮遇、名稱を享け、有爵者の家族にして曾祖父、祖父、父、推定家督相續人、其嫡長男子（嫡長男子なきときは庶長男子）戸主たりし者及び夫等の配偶者は華族の禮遇を享ける。爵は男子の家督相續人之を襲ぐのであるが、有爵者及び其家督相續人は（一）養父又は被相續人の男系の六親等内の血族（但し他家より入りたるものゝ實方の親族を除く、（二）本家又は同家の家族若しくは分家の戸主又は家族、（三）華族の族稱を享くるものゝ中から養子することができる。

位階

舊來用ひられた大寶令の位階は、親王四階（一品、二品、三品、四品）諸王、諸臣三十階（正從一位、正從二位、正從三位、正從四位各上下、正從五位各上下、正從六位各上下、正從七位各上下、正從八位各上下、大少初位各上下）であつたが、明治二十年新に叙位條例制定せられ、正一位より從八位に至る十六階となされた。大正十五年位階令制定され、同時に叙位條例は廢止となつたけれども、大體には異りはない。位は（一）國家に勳功あり又は表彰すべき功績ある者、（二）有爵者及び爵を襲ぐことを得べき相續人、（三）在官者及び在職者之に叙せられ、一位は親授、二位以下四位以上は勅授、五位以下は奏授である。有位者は其位に相當する禮遇を享ける。

勳章

勳章は勳績及び功勞ある者を賞する爲め、明治八年初めて設定されたもので、一等より八等に至り、當初は今日云ふ所の旭日章及び桐葉章）一種丈けであつたが、翌年大勳位菊花章（大勳位菊花章追定せられ、越えて同二十一年勳一等旭日大綬章の上に勳一等旭日桐花大綬章追加せらるゝと共に、勳一等より勳八等に至る瑞寶章、同じく寶冠章（婦人の勳勞あるものに賞賜せらる）制定せられ、且つ大勳位に叙せられたるものに特賜せらるゝ大勳位菊花章頸飾が制定された。同二十三年には更に神武天皇登極紀元二千五百五十年に到達せるの故を以て、將來武功拔群なるものに授與し、永く同帝の威烈を光にし、且つ忠勇を奬勵せんとの趣旨を以て金瑪勳章が創設された。本章は功一級より功七級に至り、將官の初叙は三級、佐官は四級、尉官は五級、准士官、下士官は六級であつて、武功を累ぬるに從ひ、佐官は遂次二級に至り、尉官は三級、准士官、下士官は五級、兵は六級まで陞される。尚ほ大正八年五月に至り瑞寶章の授與範圍擴張され、婦人にも及ぼさるゝ事となつた。勳四等、功四級以下の勳章は男子の叙付羽織、女子の白襟紋服にも佩用を許さる。

年金—旭日章には年金を加賜さるゝ場合あり、金瑪勳章には終身必ず左の定額の年金伴ひ、死後仍ほ一年間は遺族に之を賜はる。其受領期間通じて五年に滿たざる場合は滿了まで賜與される。

功級	年金額	功級	年金額
一級	一、五〇〇圓	五級	三五〇圓
二級	一、〇〇〇	六級	二五〇
三級	七〇〇	七級	一五〇
四級	五〇〇		

記章

憲法發布、戰役其他を記念する爲に設けられたもので、現存種類左の如し。

名稱	制定年月
大婚二十五年祝典之章	明治二三・八
〃 二十七年從軍記章	〃 二七・三
明治三十年從軍記章	〃 二七・二
〃 三十七八年從軍記章	〃 三七・四
〃 三十七八年從軍記章	〃 三七・三
〃 四十二年	〃 四二・三
韓國併合記念章	〃 四三・三
大禮記念章	大正 四・八
大正三年乃至九年從軍記章	〃 四・一二
第一回國勢調査記念章	〃 九・九
戰捷記章	〃 一〇・六・六
軍人傷痍記章	〃 一三・八・八
大禮記念章	昭和 三・七・八
帝都復興記念章	〃 五・八・八
軍人遺族記章	〃 六・八・八
朝鮮國勢調査記念章	〃 七・七・七
昭和五年國勢調査記念章	〃 九・九・七
昭和六年乃至九年事變從軍記章	

褒章

紅綬、綠綬及藍綬は明治十四年の制定、紺綬は大正七年九月の追加に係り、黃綬は明治二十年の臨時制定に係る。

紅綬褒章—は自己の危險を顧みず人命を救助したるものに、

綠綬褒章—は孝子、順孫、節婦、義僕の類にして德行卓絕なるもの、又は實業に精勵し、衆民の模範たるべきものに、

藍綬褒章—は學術技藝上の發明、改良、著述、教育、衛生、慈善、防疫の事業、學校病院の建設、道路、河渠、堤防、橋梁の修築、田野の墾闢、森林の栽培、水産の繁殖、農商工業の發達に關し公衆の利益を興し、成績著明なるもの、又は公同の事務に關し勞功顯著なるものに、

紺綬褒章—は公益の爲め私財を寄附し、功績顯著なるものに賜與せられ、

黃綬褒章—は當時海防の急に際し、資を獻じて其事業を贊助したものに臨時に賜與せられたものである。

紺版—已に褒章を賜りたるもの、再度以上同樣の實行ある時は其都度飾版一箇を賜與し、其綬に附加せしめらる。

褒狀—表彰せらるべきもの團體なる時は褒狀を賜ほり、表彰せらるべきもの死亡したる時は遺族に賜はるか又は追賞さるゝことあり、又褒章に準ずべき奇特の行爲にも褒狀を授けらる。

賜杯賜金—場合に依り褒狀に代へ、又は褒賞と併せて金銀木杯又は金員を賜はることあり。

有爵者

（昭和十一年九月一日現在）

當主中括弧内は前代死亡若くは隱居後未襲爵の者、▲印は禮遇不享、△印は同停止中の者、又受爵年アラビア數字は昭和年代、一五以下の數字は大正、他は明治とす。

爵	當主	當代數	受爵年
公爵—			
伊藤博精	三四		
一條實孝	二七		
岩倉具榮	三七		
大山柏	二四		
桂太郎	二四		
九條道秀	三七		
近衛文麿	二七		
西園寺公望	一九		
三條公輝	四七		
島津忠重	二七		
島津忠承	三七		
鷹司信輔	二七		
德川家達	一七		
德川圀順	4		
德川慶光	三五		
德大寺公弘	二四		
二條弼基	三七		
毛利元昭	二七		
山縣有道	二四		
侯爵—			
淺野長勳	一七		
井上三郎	三元		
池田宜政	四七		
池田仲博	二七		
大炊御門經輝	二七		
大久保利武	二五		
大隈信常	二五		
晉羽正彥	一11		
木戸幸一	二七		
菊亭公長	二七		

爵	當主	當代數	受爵年
久邇實榮	二三		
花山院親忠	三七		
飛鳥井雅信	一五		
華頂博信	一五		
黑田長成	一七		
小松輝久	一四		
小村捷治	三四		
久我常通	二七		
佐々木行忠	二四		
佐竹義春	三七		
三條公勝	一三		
西園寺公望	一九		
西郷吉之助	三五		
西郷從德	二六		
四條隆愛	二七		
倚達裕	四六		
大木喜福	三七		
大給左近	二七		
大谷光瑞	三七		
大谷光照	三七		
大原重明	二四		
大村純毅	二四		
大山巖	二四		
小笠原忠眞	二九		
小笠原忠春	三七		
小笠原長幹	二七		
小笠原長生	一七		
小笠原長定	三七		
小笠原長行	二五		
小笠原長谷川猪三郎	二五		
小笠原長泰	二七		
小笠原光泰	二七		
小笠原忠幸	三七		
小笠原忠眞	二七		
小笠原忠惠	一六		
小倉義季	三七		
小川成秀	二四		
小川武次	二四		
小笠原光泰	二七		
小笠原長生	一七		
小笠原長定	三七		
小笠原長行	二七		
小笠原長谷川猪三郎	二五		
小笠原長泰	二七		
小笠原光泰	二七		
小笠原忠幸	三七		
小笠原忠眞	二七

當	主	數代	年爵受
大關増敏	二	七	二
大田原錂清	二	七	二
大宮公孝	二	七	二
大村泰敏	二	七	二
太田資業	二	七	二
岡崎泰光	二	四	四
岡澤精一	二	七	二
岡部長景	二	七	二
奥田直紹	二	七	二
奥田直元	二	七	二
押小路公知	二	七	四
愛宕通基	二	七	二
加藤克明	二	七	二
加藤泰通	二	七	二
加藤泰成	二	七	二
加藤隆義	二	七	三
加納久朗	二	七	三
加藤由紀子	二	七	二
海江田幸吉	二	七	二
勘解由小路資澤	二	七	二
風早公武	二	七	二
片桐貞央	二	七	二
交野政知	二	七	二
唐橋在敏	二	七	四
川村景	二	七	二
河瀬眞	二	七	二
河鰭實英	二	七	二
木下利謙	二	七	二
木下俊熙	二	七	二
北小路三郎	二	七	二
北小路資武	二	七	二
清川元光	二	七	二
清岡長言	二	七	二
清岡長龍	二	七	二

當	主	數代	年爵受
京極高修	二	七	二
京極高光	二	七	二
京極高量	二	七	二
京極錂五	二	七	二
九鬼隆輝	二	七	二
久世廣武	二	七	二
久世通章	二	七	二
久留島健三郎	二	七	二
櫛笥隆督	二	七	二
朽木綱博	二	七	二
栗野慎一郎	二	七	四
黑田文紀	三	七	二
黑田長敬	二	七	二
黑田廣志	二	七	二
小出英延	二	七	二
五條爲正	二	七	二
五島盛輝	二	七	二
近衛秀麿	二	七	三
佐竹義勝	二	七	二
米田國臣	二	七	二
齋藤所	二	七	二
稅滿	二	七	四
酒井忠康	二	七	二
酒井忠英	二	七	二
酒井忠一	二	七	二
相賴綱	二	七	二
實原純	二	七	二
櫻井義功	二	七	二
櫻井忠養	二	七	二
櫻原政春	二	七	四
櫻原吉良	二	七	二
櫻井明哲	二	七	二
櫻井明謙	二	七	二
櫻井明院	二	七	二
慈光寺宍戸	二	七	二
七條光功	二	七	二
光明男	二	七	二

當	主	數代	年爵受
高修	二	七	二
高光	二	七	二
高量	二	七	二
極錂	二	七	二
京極	二	七	二
隆輝	二	七	二
治廣	二	七	二
武廣	二	七	二
章一	二	七	二
通章	二	七	二
訪忠	二	七	二
諏訪忠元	二	七	二
末松春彥	二	七	四
杉七郎	二	七	四
關博	四	七	二
仙石久英	二	七	二
曾禰昌孝	二	七	二
相馬胤惠	二	七	二
園池公致	二	七	二
田尻喜通	二	七	四
田中阿歌麿	二	七	二
伊達宗丕	一	七	二
高丘季昭	三	七	二
富小路隆直	二	七	二
德川武定	一	七	二
遠藤山堂	二	七	二
東高寬胤	二	七	二
藤堂建彥	三	七	二
鳥居忠一	二	七	二
鳥尾敬光	二	七	二
鳥尾信利	二	七	二
內藤政憲	二	七	二
內藤正陽	二	七	二
內藤政道	二	七	二
內藤政光	二	七	八
內藤惟賦	二	七	二
內藤宏光	二	七	二
內藤是賢	二	七	四
內藤春公	二	七	二
內藤武鷹	二	七	二
內藤友則	二	七	二
高倉永正	二	七	二
高木得豐	二	七	二
高丘季昭	三	七	二
伊達宗丕	一	七	二
田中阿歌麿	二	七	二
田尻喜通	二	七	四
園池公致	二	七	二
相馬胤惠	二	七	二
曾禰昌孝	二	七	二
仙石久英	二	七	二
關我邦	二	七	二
杉七郎	二	七	二
末松春彥	二	七	四
諏訪忠元	二	七	二
新庄直知	二	七	二
白川資長	二	七	二
澁澤敬三	二	九	二
芝山孝豐	二	七	二
品川清太郎	三	七	二

當	主	數代	年爵受
土御門熙光	三	七	二
土屋正直	二	七	二
堤雄長	二	七	二
土井利章	四	七	二
土井利孝	三	七	二
土岐利章	三	七	二
土井利美	二	七	二
土井正己	二	七	二
戶澤氏次	二	七	二
戶田忠雄	二	七	二
戶田忠庸	二	七	二
戶田忠恭	二	七	二
戶田康保	二	七	二
戶田忠肅	二	七	二
戶田氏己	二	七	二
外山英資	三	七	二
東園崇通	二	七	二
藤堂高嵐	二	七	二
藤堂高寬	二	七	二
藤堂建彥	三	七	二
柳澤光治	二	七	二
柳澤德鄰	二	七	二
柳生俊久	二	七	二
森川可久	二	七	二
森俊成	二	七	二
森清	二	七	二
本野盛一	二	七	四
毛利元秀	二	七	二
毛利元恒	二	七	二
毛利元雄	二	七	二
毛利高範	二	七	二
毛利敬	二	七	二
毛利元昭	二	七	二
毛利元己	二	七	二
毛利元敬	二	七	二
毛利元周	二	七	二
毛利元靖	二	七	二
毛利元清	二	七	二
毛利元直	二	七	二
毛利元忠	二	七	二
毛利元美	二	七	二
毛利元章	四	七	二
毛利孝	二	七	二
毛利元雄	二	七	二
毛利元恒	二	七	二
毛利元直	二	七	二
毛利元敬	二	七	二
毛利元己	二	七	二
毛利元秀	二	七	二
毛利元周	二	七	二
毛利元靖	二	七	二
毛利元清	二	七	二
毛利元直	二	七	二
毛利元忠

國名、城地	石高	氏名爵	當主	當主代數	受爵年
福島四郎▲					
深尾隆太郎	10,000	内田正學	子爵	二	元
東三條公博	四八,000	久世廣業	子爵	二	元
平久世秀雄	八,000	土井利興	子爵	二	元
平山洋三郎	三,000	久松孝	子爵	二	元
平野長克	三,000	水野勝行	子爵	二	元
平沼騏一郎	三,000	水野勝寛	子爵	二	元
佐春弼	10,000	井上正順	子爵	二	元
日高莊輔	10,000	井上恒	子爵	二	元
林忠一	三四,000	高岡鑑	子爵	二	元
原田熊雄	一,000	森實	子爵	二	元
西口一郎	三,000	川村正二郎	子爵	二	元
華園眞淳	三,000	野村素一	子爵	二	元
橋元正輝	三,000	結城正二郎	子爵	二	元
野村龜喜	三,000	多賀田喜六	子爵	二	元
野崎貞義	三,000	古河潤	子爵	二	元
若王寺文健	三,000	華園實	子爵	二	元
新田義美	三,000	常陸水戸	子爵	二	元
西村敬三	三,000	土浦	子爵	二	元
西高辻信惟	三,000	笠間	子爵	二	元
西島助繼	三,000	牧野貞寧	子爵	二	元
西五辻光仲	三,000	土屋寅直	子爵	二	元
西竹一	三,000	浦戸	子爵	二	元
西乙	三,000	三宮	子爵	二	元
二條豐基	三,000	生駒	子爵	二	元
日實	一,000	高岡	子爵	二	元
南部光春	三,000	井上	子爵	二	元
今歸仁朝英	二,000	水野勝邦	子爵	二	元
鍋島陸郎	一,000	山口	子爵	二	元
鍋島直明	一,000	久松定謨	子爵	二	元
鍋島綱廣	三,000	古河	子爵	二	元
鍋島直貞	三,000	多賀	子爵	二	元

當主	受爵年	當主	受爵年	當主	受爵年	當主	受爵年
福原邦樹	二三	松井明之	二三	毛利忠男	三三	國名、城地	石高
福原俊丸△	一三	松尾義夫	二四	毛利重雄	二三	陸奥三春	五〇,000
福原基彥	三三	松岡均平	六	餅原誠	三四	一ノ關	三七,000
藤井慶三	二四	松木宣彥	二七	竹彥	三三	田村崇顯	三七,000
藤枝修	二七	松園信淳	二七	元田森	二四	信濃上田	五〇,000
藤太路親美	二元	松田正之	二七	森岡銈一郎	三三	郡宿	八,000
藤田平太郎	一四	松平外與鷹	二三	森村市左衛門	二四	上田	一二,000
藤田（義朗）	二元	松平齊光	二三	矢吹省三	二四	高井	一二,000
船越光之丞	二元	松平正雄	二三	安川（敬一郎）	一九	野沢	一二,000
古市六三	二八	松前靖廣	二三	安場保健	三元	苗木	一,000
古河虎之助	一四	松村道生	二三	五郎造	三元	今村	一,000
日置遠	二元	松本鼎一	二四	山内豐靜	一元	尾崎	一,000
穗積重遠	二四	松本本松	二元	山内豐政	二三	高須	三,000
穗積俊玄	二七	松井高精	二元	山内長世	二四	永井	三,000
坊城俊賢	二七	三井高公	一元	山内志郎	一二	戸田	三,000
細川孝典	二七	三井寿太郎	二元	山内縣有	二四	氏良	三,000
細川一之助	二三	三浦英太郎	二四	山川洵	二四	氏秋	三,000
細川忠督	二六	三須精一	二四	山崎治敏	一七	友綠	三,000
本庄繁	10	三好頼介	二四	山澤靜彥	三六	建次	三,000
本田春義	二四	壬生泰正	二七	山下（東三郎）	二元	彥	三,000
本田副恭	二七	箕作祥一	四三	山名義路	二七	田村	三,000
本多政樹	二七	水谷川忠麿	二七	山中秀二郎	二七	木藤	三,000
眞木堂親雄	二七	南部隆春	二七	山根成一	三六	宮崎	三,000
眞鍋平一郎	二四	南岩倉具武	二七	山根健男	二四	高崎	三,000
十藏	二七	宮成公勳△	三七	山本達雄	一九	館林	六,000
萬里小路元秀	二七	向山旭	二七	山田隆良	二四	上野伊勢崎	一,000
前島勘一郎	二三	山口均	二四	横山良祐	二四	龍岡	一,000
前田勇	二四	前田直行	三七	若槻禮次郎	六	岩村田	一,000
前田利孝	二四	前田（雄吾）	三〇	渡邊修	二三	須坂	一,000
前田利功	二三	益田太郎	二八	渡邊汀	二〇	飯田	一,000
前田利同	二三	益田忠禮	二三	毛利元良	二三	松代	一,000
前田利鬯	二四	松平忠正	二三	有**爵者異動**—本書前年版刊行以後の分下の通り。（括弧内は公示年月）		本松	一,000

國名、城地	石高	氏名爵	當主	當主代數	受爵年
信濃高島	三,000	諏訪忠禮	子爵	元	陸奥三春
高遠	三,000	内藤頼直	子爵	二	一ノ關
松本	六,000	戸田康則	子爵	二	田村崇顯
戸田光則	二,000	光熙	子爵	二	信濃上田
清崎	一,000	直靜	子爵	二	郡宿
黑川	一,000	光邦	子爵	二	上田
椎谷	一,000	治美	子爵	二	高井
牧野	一,000	牧野忠毅	子爵	二	野沢
柳澤	一,000	忠寧	子爵	二	苗木
堀	一,000	直明	子爵	二	今村
丹羽	一,000	長裕	子爵	二	尾崎
井伊直安	子爵	勝			高須
牧野	一,000	忠毅	子爵	二	永井
柳澤	一,000	忠寧	子爵	二	戸田
德川	一,000	慶勝	侯爵	二	氏良
成瀨	一,000	正肥	子爵	二	氏秋
本多	一,000	忠直	子爵	二	友綠
大河内	一,000	信古	子爵	二	建次
松平	一,000	乘秩	子爵	二	彥
三尾	一,000	康保	子爵	二	田村
三宅	一,000	忠強	子爵	二	木藤
土井	一,000	利教	子爵	二	宮崎
利美	一,000	文成	子爵	二	高岡
内藤	一,000	政光	子爵	二	野沢
大藤	一,000	忠鵬	子爵	二	苗木
本多	一,000	忠敬	子爵	二	今村
忠鵬	一,000	長辰	子爵	二	尾崎
西端	一,000	大岡	子爵	二	高須
西大平	一,000	信發	子爵	二	永井
牛原	一,000	信明	子爵	二	戸田
安部	一,000	勝朝	子爵	二	氏良
板倉	一,000	大澤基壽（除名）		二	氏秋
重原	一,000	德川家達	公爵	二	友綠
遠江	一,000	駿河靜岡	侯爵	二	建次
駿河靜	一,000	甲斐小田原	子爵	二	彥
甲斐小田原	一,000	大久保忠良	子爵	二	田村
荻野山中	一,000	大久保教義	子爵	二	木藤
武藏岩槻	一,000	大岡貞尚	子爵	二	宮崎
川越	一,000	松井康敬	子爵	二	高岡
忍	一,000	松平忠敬	子爵	二	野沢
六浦	一,000	昌言	子爵	二	苗木
安房加知山	一,000	酒井忠美	子爵（返上）		今村
館	一,000	稻葉正善	子爵	二	尾崎
花房	一,000	忠寛	子爵	二	高須
長尾	一,000	正訥	子爵	二	永井
上總大多喜	一,000	渡邊倫	子爵	二	戸田
佐貫	一,000	大河内正質	子爵	二	氏良
久留里	一,000	阿部正恆	子爵	二	氏秋
佐野	一,000	黑田直養	子爵	二	友綠
鶴	一,000	保科正益	子爵	二	建次
一關	一,000	稻葉正昭	子爵	二	彥
舞	一,000	鷲尾隆良	子爵	二	田村
請西	一,000	横山隆祐	子爵	二	木藤
牧野	一,000	山田伊勢	子爵	二	宮崎
水野忠順	一,000	山本達雄	子爵	二	高岡
林忠崇	一,000	山崎闇齋	子爵	二	野沢
加納久宜	一,000	山澤清	子爵	二	苗木
久留里朗	一,000	山下知彥	子爵	二	今村
鶴舞	一,000	山川健	子爵	二	尾崎
井上正直	一,000	山口正男	子爵	二	高須
酒井賓	一,000	山崎敏	子爵	二	永井
太田資業	一,000	山內豐信	侯爵	二	戸田
水野忠敬	一,000	山內豐景	子爵	二	氏良
忠泰	一,000	山內豐範	子爵	二	氏秋
忠崇	一,000	山內豐福	子爵	二	友綠
陽	一,000	山內豐熙	侯爵	二	建次
忠一	一,000	山內豐景	子爵	二	彥
大和郡山	一,000	柳澤保申	伯爵	承	田村
高取	一,000	柳澤保承	伯爵	承	木藤
小泉	一,000	片桐貞篤	子爵	二	宮崎
柳本	一,000	織田信及	子爵	二	高岡
柳生	一,000	柳生俊益	子爵	二	野沢
芝村	一,000	織田長易	子爵	二	苗木
櫛羅	一,000	永井直哉	子爵	二	今村
田原本	一,000	平野長裕	男爵	二	尾崎
丹南	一,000	北條正泰	子爵	二	高須
和泉岸和田	一,000	高木正坦	子爵	二	永井
伯太	一,000	岡部長職	子爵	二	戸田
攝津尼崎	四,000	松平忠興	子爵（櫻井忠善）		氏良
三田	三,000	九鬼隆義	子爵	二	氏秋
高槻	一,000	永井直諒	子爵	二	友綠
青木	一,000	青木信光	子爵	二	建次
麻田	一,000	藤堂高猷	伯爵	二	彥
津	三二,000	藤堂高紹	伯爵	二	田村
伊勢	一,000	本多忠貫	子爵	二	木藤
神戸	一,000	增山雄志	子爵	二	宮崎
長嶋	一,000	土方定教	子爵	二	高岡
柳生	一,000	石川成之	子爵	二	野沢
桑山	一,000	成秀	子爵	二	苗木
織田	一,000	信及	子爵	二	今村
柳本	一,000	織田信休	子爵	二	尾崎
小泉	一,000	片桐貞昌	子爵	二	高須
高取	一,000	植村家壹	子爵	二	永井
山	一,000	家治	子爵	二	戸田
柳澤保申	伯爵	保承		二	氏良
柳澤保承	伯爵	承		二	氏秋
九鬼隆義	子爵	二			友綠
直諒	子爵	二			建次
永井直邦	子爵	二			彥
青木重義	子爵	二			田村
信光	伯爵	二			木藤
高猷	伯爵	二			宮崎
紹	伯爵	二			高岡
本多忠貫	子爵	二			野沢
高猷	伯爵	二			苗木
紹	伯爵	二			今村
恒	伯爵	二			尾崎
彥	子爵	二			高須
田村	二				永井
木藤	二				戸田
宮崎	二				氏良
高岡	二				氏秋
野沢	二				友綠
苗木	二				建次
今村	二				彥
尾崎	二				田村
高須	二				木藤
永井	二				宮崎
戸田	二				高岡
氏良	二				野沢
氏秋	二				苗木
友綠	二				今村
建次	二				尾崎
彥	二				高須
田村	二				永井
木藤	二				戸田
宮崎	二				氏良
高岡	二				氏秋
野沢	二				友綠
苗木	二				建次
今村	二				彥
尾崎	二				田村
高須	二				木藤
永井	二				宮崎
戸田	二				高岡
氏良	二				野沢
氏秋	二				苗木
友綠	二				今村
建次	二				尾崎
彥	二				高須

【授爵】大角岑生、本庄繁、荒木貞夫（以上十二月二十六日男爵）、伏見博英（四月一日伯爵）、香淳正彥（四月一日侯爵）

【復權】閑部詮信子は破産の爲め禮遇不享の處一月廿七日復權、禮遇回復。

【失爵】村上藍吉男死後女子相續に付失爵

【破産】福原俊丸男は六月十八日破産の宣告を受け、從つて禮遇停止となる。

舊大名

（石高は明治二年版藩籍奉還時の表高）

國名、城地	石高	氏名爵	當主	當主代數	受爵年
山城淀	一,000	稻葉正邦	子爵	正	凱
大和郡山	一,000	柳澤保申	伯爵	保	承
柳澤保承	伯爵	承			
高取	一,000	植村家壹	子爵	家	治
小泉	一,000	片桐貞篤	子爵	貞	央
柳本	一,000	織田信及	子爵	長	利
柳生	一,000	柳生俊益	子爵	俊	久
芝村	一,000	織田長易	子爵	長	範
櫛羅	一,000	永井直哉	子爵	通	景
田原本	一,000	平野長裕	男爵	長	克
丹南	一,000	北條正泰	子爵	傷	八
和泉岸和田	一,000	高木正坦	子爵	得	正
伯太	一,000	岡部長職	子爵	長	景
攝津尼崎	四,000	松平忠興	子爵（櫻井忠善）		
三田	三,000	九鬼隆義	子爵	隆	輝
高槻	一,000	永井直諒	子爵	直	邦
青木	一,000	青木重義	子爵	信	光
麻田	一,000	藤堂高猷	伯爵	高	紹
津	三二,000	藤堂高紹	伯爵	高	猷
伊勢	一,000	本多忠貫	子爵	忠	彥
神戸	一,000	增山雄志	子爵	正	恒
長嶋	一,000	土方定教	子爵	雄	興
柳生	一,000	石川成之	子爵	成	武
桑山	一,000	成秀	子爵	秀	貞
織田	一,000	信及	子爵	長	央
柳本	一,000	織田信休	子爵	信	長
小泉	一,000	片桐貞昌	子爵	貞	央
高取	一,000	植村家壹	子爵	家	治
山	一,000	家治	子爵	二	
柳澤保申	伯爵	保承		二	
九鬼隆義	子爵	二			
直諒	子爵	二			
永井直邦	子爵	二			
青木重義	子爵	二			
信光	伯爵	二			
高猷	伯爵	二			
紹	伯爵	二			
本多忠貫	子爵	二			
高猷	伯爵	二			
紹	伯爵	二			
恒	伯爵	二			
彥	子爵	二			
田村	二				
木藤	二				
宮崎	二				
高岡	二				
野沢	二				
苗木	二				
今村	二				
尾崎	二				
高須	二				
永井	二				
戸田	二				
氏良	二				
氏秋	二				
友綠	二				
建次	二				
彥	二				
田村	二				
木藤	二				
宮崎	二				
高岡	二				
野沢	二				
苗木	二				
今村	二				
尾崎	二				
高須	二				
永井	二				
戸田	二				
氏良	二				
氏秋	二				
友綠	二				
建次	二				
彥	二				
田村	二				
木藤	二				
宮崎	二				
高岡	二				
野沢	二				
苗木	二				
今村	二				
尾崎	二				
高須	二				
永井	二				
戸田	二				
氏良	二				
氏秋	二				
友綠	二				
建次	二				
彥	二				

國名、城地	石高	氏名	爵當主
播磨福本	10,000石	池田	德潤（返上）
美作津山	100,000石	松平	慶倫
〃眞島	30,000石	三浦	顯次
〃鶴田	6,000石	松平	武聰
備前岡山	32,000石	池田	章政
〃生坂	10,000石	池田	政倫
〃鴨方	12,000石	池田	政保
備中庭瀬	10,000石	板倉	勝弘
〃成羽	3,000石	山崎	治祇
〃足守	2,000石	木下	利恭
〃高梁	10,000石	板倉	勝弱
〃岡田	10,000石	伊東	長救
〃新見	10,000石	關	長博
〃浅尾	1,000石	蒔田	廣孝
備後福山	10,000石	阿部	正桓
安藝廣島	42,000石	浅野	長勲
〃同分地	30,000石	浅野	長厚（縣藩者）
周防德山	40,000石	毛利	元蕃（公爵）
〃山口	37,000石	毛利	元德（侯爵）
〃岩國	6,000石	吉川	經健
長門豐浦	6,000石	毛利	元敏
〃清末	10,010石	毛利	元純
紀伊和歌山	55,000石	德川	茂承（侯爵）
〃田邊	3,000石	安藤	直裕（男爵）
〃新宮	3,000石	水野	忠幹（男爵）
阿波德島	25,200石	蜂須賀	茂韶（侯爵）
讃岐高松	10,000石	松平	頼聰（伯爵）
〃丸亀	1,3,3石	京極	朗徹（子爵）
〃多度津	10,000石	京極	高典（伯爵）
伊豫松山	15,000石	松平	勝成（伯爵）
〃大洲	20,000石	加藤	泰秋（子爵）
〃今治	3,000石	久松	定法（子爵）
〃宇和島	10,000石	伊達	宗德（侯爵）
〃吉田	20,000石	松平	賴英（子爵）
〃西條	30,000石	賴貴	宗敬（侯爵）
〃黑田	6,000石	黑田	長知（侯爵）
〃秋月	10,000石	黑田	長德（子爵）
筑後久留米	21,000石	有馬	鑑寛（侯爵）
〃柳川	10,000石	立花	種恭（子爵）
〃三池	10,000石	小笠原	忠忱（伯爵）
〃小倉	15,000石	奥平	昌邁（伯爵）
〃中津	10,000石	小笠原	貞正（子爵）
〃千束	1,000石	稲葉	久通（子爵）
豐後臼杵	5,000石	稲葉	順（子爵）
〃佐伯	10,000石	毛利	高謙（侯爵）
〃森	11,000石	久留島	通靖（子爵）
〃府内	3,100石	大給	近說（子爵）
〃杵筑	3,000石	松平	親貫（子爵）
〃岡	20,000石	中川	久昭（伯爵）
〃鍋島	35,000石	小笠原	長國（子爵）
肥前唐津	6,000石	鍋島	直大（侯爵）
〃佐賀	35,700石	鍋島	直映（侯爵）
〃平戸	6,300石	松浦	詮（伯爵）
〃大村	2,800石	大村	純熙（伯爵）
〃福江	11,000石	五島	盛德（子爵）
〃小城	7,000石	鍋島	直彬（子爵）
〃鹿島	3,000石	鍋島	直虎（子爵）
〃島原	7,000石	松平	忠和（子爵）
〃蓮池	3,000石	鍋島	直紀（子爵）
〃平戸新田	10,000石	松浦	詮（伯爵）
肥後熊本	25,000石	細川	韶邦（侯爵）
〃人吉	3,000石	相良	頼基（子爵）
〃瀬	3,000石	細川	利永（子爵）
〃宇土	3,000石	細川	行眞（子爵）
日向飫肥	5,000石	伊東	祐帰（子爵）
〃延岡	7,000石	内藤	政擧（子爵）
〃高鍋	7,000石	秋月	種殷（伯爵）
〃佐土原	7,000石	島津	忠寛（伯爵）
〃鹿兒島	77,800石	島津	忠義（公爵）
薩摩鹿兒島	3,1,,,石	島津	義達（伯爵）
對馬嚴原	3,000石	宗	武志

國名、城地	石高	氏名	爵當主
土佐高知	20,000石	山内	豐範（侯爵）
〃高知新田	14,000石	山内	豐誠（子爵）
筑前福岡	50,000石	黑田	長成（侯爵）
〃秋月	10,000石	黑田	長敬（子爵）
筑後久留米	21,000石	有馬	頼成（伯爵）
〃柳川	11,200石	立花	鑑寛（伯爵）
〃三池	10,000石	小笠原	種恭（子爵）
〃小倉	15,000石	奥平	忠愛（伯爵）
〃中津	10,000石	小笠原	昌邁（伯爵）
〃千束	1,000石	稲葉	正善（子爵）
豐後臼杵	5,000石	稲葉	通泰（子爵）
〃佐伯	10,000石	毛利	高謙（侯爵）
〃森	11,000石	久留島	通靖（子爵）
〃府内	3,100石	大給	近說（子爵）
〃杵筑	3,000石	松平	親貫（子爵）
〃岡	20,000石	中川	久昭（伯爵）
〃鍋島	35,000石	小笠原	長國（子爵）
肥前唐津	6,000石	鍋島	直大（侯爵）
〃佐賀	35,700石	鍋島	直映（侯爵）
〃平戸	6,300石	松浦	詮（伯爵）
〃大村	2,800石	大村	純熙（伯爵）
〃福江	11,000石	五島	盛德（子爵）
〃小城	7,000石	鍋島	直彬（子爵）
〃鹿島	3,000石	鍋島	直虎（子爵）
〃島原	7,000石	松平	忠和（子爵）
〃蓮池	3,000石	鍋島	直紀（子爵）
〃平戸新田	10,000石	松浦	詮（伯爵）
肥後熊本	25,000石	細川	韶邦（侯爵）
〃人吉	3,000石	相良	頼基（子爵）
〃瀬	3,000石	細川	利永（子爵）
〃宇土	3,000石	細川	行眞（子爵）
日向飫肥	5,000石	伊東	祐帰（子爵）
〃延岡	7,000石	内藤	政擧（子爵）
〃高鍋	7,000石	秋月	種殷（伯爵）
〃佐土原	7,000石	島津	忠寛（伯爵）
〃鹿兒島	77,800石	島津	忠義（公爵）
薩摩鹿兒島	3,1,,,石	島津	義達（伯爵）
對馬嚴原	3,000石	宗	武志

高級有位者

（昭和十一年九月一日現在）

從一位

浅野長勲

正二位

石井菊次郎
一木喜德郎
内山小二郎
大久保利和
金子堅太郎
清浦奎吾
久世通章
倉富勇三郎
栗野慎一郎
黑田長成
嵯峨公勝
西園寺公望
清水谷實英
清閑寺經房
田中光顯
德川家達
德川達孝
松平頼安
牧野伸顯
平沼騏一郎
柳原愛子
毛利元昭

從二位

青木信光
荒井賢太郎
荒木寅三郎
安保清種
池田仲博
岡田啓介
大迫尚道
幣原喜重郎
大久保利武
給左
大久保立
櫻井錠二
坂本俊篤
四條隆愛
鍋島直映
奈良武次
名和長憲
德川達孝
財部彪
松平恒雄
松平直亮
松平頼和
松平基義
壬生基義
陸奥廣吉
毛利高範
柳原義光
山内豐景
山崎彼治
山本達雄
湯浅倉平
冷泉爲勇

高級帶勳者

（昭和十一年九月一日現在）

大勳位菊花賞頸飾

載仁親王　博恭王　西園寺公望

大勳位菊花大綬章

雍仁親王　宣仁親王　守正王　多嘉王　稔彦王　恒憲王　鳩彦王　博義王　朝融王

國名、城地	石高	氏名	爵當主
武蔵忍	10,000石	大島	健一
〃川越	7,000石	岡田	啓介
〃岩槻	2,000石	永井	直亨
〃佐倉	11,000石	堀田	正睦
〃古河	3,000石	有馬	頼寧
〃關宿	6,000石	久世	廣周
〃小見川	1,000石	井上	正直
〃佐倉	11,000石	堀田	正倫
〃高岡	1,000石	井上	正巳
〃生實	1,000石	淺野	長勲
〃鶴牧	1,000石	水野	忠誠
〃佐倉	11,000石	堀田	正倫

華族戸數（各年末現在）

年次	公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵	計	朝鮮貴族 侯爵	伯爵	子爵	男爵	計
昭和六	九	九	一〇	三九	四〇九	九六六	七	三	八	三三	六一
七	九	九	一〇	三九	四〇七	九六七	七	三	八	三三	六一
八	九	九	一〇	三九	四一	九六七	七	三	八	三三	六一
九	九	九	一〇	三九	四八	九六三	七	三	七	三三	五九
一〇	九	九	一〇	三七	四一	九五五	七	三	七	三	五九

有位者人員（各年末現在）

年次	從一位	正二位	從二位	正三位	從三位	正四位	從四位	正五位
昭和八	一	六六	三六	三六八	七七九	一、七三五	三、三四七	八〇九一
九	一	六六	四〇五	四〇五	七七九	一、八〇一	三、八一五	八、六六三
一〇	一	六六	四三六	四三六	八〇三	一、九一〇	四、〇九五	九、二三三

勳章記章佩用個數及人員（昭和九年末）

等級	大勳位 人員	大勳位 個數	旭日章 人員	旭日章 個數	瑞寶章 人員	瑞寶章 個數	寶冠章 人員	寶冠章 個數	計 人員	計 個數
菊花章頸飾	二	二								
菊花大綬章	一	一								
桐花大綬章	一	一								
一			一	一					一	一
二			一	一					一	一
三			一	一					一	一
五			一	一					一	一
六			一	一					一	一
七			一	一					一	一
八			一	一					一	一
計	一七	一七	七五九、一八九	七七〇、四六〇	六六九、九三三	六七九、八三三	七七、九三三	一〇〇、一三〇	八六〇、一三八	一〇二、九六〇

勳一等中には桐花大綬章一名を含む。

勳章年金受領者及年金（各年末現在）

年次	旭日勳章 人員	旭日勳章 金額	金鵄勳章 人員	金鵄勳章 金額
昭和七	三、三五一	一、〇〇一、一八〇	五九、六四〇	一〇、六四〇、三五〇
八	三、一六六	一、九三、四四〇	五六、八五九	一〇、四六、八四五〇
九	二、九五一	一、七二、三一〇	六一、四二四	一〇、九六七、五五〇

勳章贈與外國人（毎年贈與數）

年次	大勳位	勳一等	二	三	四	五	六	七	八	計
昭和七	—	八	五	三	六	—	—	—	一	六三
八	—	七	五	三	九	五	一	—	—	三五
九	二	七	二	五	九	—	—	—	—	四八

外國勳章記章佩用者（毎年九月末）

年次	勳章 文官	勳章 武官	勳章 其他	勳章 計	記章 文官	記章 武官	記章 其他	記章 計
昭和七	三五	三	三	三八	—	—	—	—
八	三六	二	四	六一	—	—	—	—
九	四五	四七	三	一〇四	—	—	—	—

勳章褫奪人員

年次	勳章 四等以上	五等	六等	七等	八等	計	金鵄勳章 四級以上	五級	六級	七級	計
昭和七	一	一	二	四九	二一七	二八〇	—	—	—	二五	二五
八	一	—	三	六三	二六六	三三一	—	—	三	二七	二七
九	四	二	二四	三五	二三一	二〇五	—	—	二	三	二五

褒章受領者數（地方廳分を含まず）

年次	紅綬	綠綬	藍綬	紫綬	計	實業	德行	公益	公務	計	寄附	人命	德行	計
昭和七	—	—	—	二三	二三	—	—	—	—	—	六二	—	—	六二
八	—	—	三	八	九一	—	—	—	—	—	七〇	—	—	七〇
九	—	—	—	二七	二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—

褒章受領者數（地方廳分を含まず）

年次	賞杯	褒狀	金員	計
昭和七	—	—	—	—
八	—	—	—	—
九	—	—	—	—

位置

本邦の極地は左記の通りであつて、即ち本邦は南北三十度三分、東西三十七度十二分の間に在り、本州、四國、九州、北海道、朝鮮、臺灣、樺太の七大島及び之に附屬せる二千三百二十有餘の島嶼から成つてゐる。

方位	地名	經緯度
極東	根室支廳占守郡占守島東端	東經一五六、二分
極西	澎湖廳湖西郡花嶼西端	同北緯一九、二八
極南	根室支廳小笠原島南端	同北緯一〇、二五
極北	根室支廳占守郡阿沖ノ鼎島最北端	同北緯一〇、二五
全國	極東 根室支廳占守郡占守島東端	東經一五六、二分
極西	澎湖廳湖西郡花嶼西端	同北緯一九、二八
極南	根室支廳小笠原島南端	同北緯一〇、二五
極北	根室支廳占守郡阿沖ノ鼎島最北端	同北緯一〇、二五
本州	極東 京都府小豐浦原郡東端	東經一四〇、二五
極西	山口縣豐浦郡西端	同北緯一〇、二五
極南	東京府小笠原島南端	同北緯一〇、二五
極北	青森縣下北郡大奥村北端	同北緯一四、三
四國	極東 德島縣那賀郡椿村伊島東端	東經一四四、二九
極西	愛媛縣西宇和郡三崎村黃金埼	同北緯一三、一〇
極南	高知縣幡多郡ノ鼻ヶ崎	同北緯一三、一〇
極北	香川縣小豆郡福田村小豆島藤崎	同北緯一四、三
九州	極東 大分縣南海部郡水ノ子島東端	東經一四五、一〇
極西	長崎縣南松浦郡大瀬ノ子島南端	同北緯一二、〇六
極南	鹿兒島縣大島郡與論村岩礁	同北緯一二、〇六
極北	長崎縣壱岐郡北瀨千々崎	同北緯一四、三
琉球	極東 沖繩縣八重山郡波照間島東端	東經一二四、二五
極西	沖繩縣宮古郡伊良部島西端	同北緯一七、二
極南	沖繩縣八重山郡波照間島南端	同北緯一四、三
極北	沖繩縣宮古郡伊良部島北端	同北緯一七、二
北海道	極東 根室支廳花咲郡歯舞村納沙布崎	東經一四五、九
極西	渡島支廳松前郡小大島西端	同北緯一九、二
極南	渡島支廳松前郡南端	同北緯一四、三
極北	根室支廳占守郡占守島北端	同北緯一四、三
千島	極東 根室支廳占守郡占守島東端	東經一五六、二〇
極西	根室支廳國後郡ハツチヤスヤ崎	同北緯一四、三
極南	根室支廳秩父郡勇留島南端	同北緯一三、二〇
極北	根室支廳占守郡阿頼度島最北崎	同北緯一五、二〇
朝鮮	極東 慶尚北道鬱陵郡竹島	東經一三〇、二六
極西	全羅南道龍川郡薪島	同北緯一三、〇六
極南	全羅南道濟州島靜面	同北緯一三、〇六
極北	咸鏡北道穩城郡柔浦面馬羅島	同北緯一四、三

主要地經緯度

地名	府縣	北緯	東經	地名	府縣	北緯	東經
臺灣本島	臺北州基隆市	二五度〇分	一二一度〇分	澎湖島	澎湖廳湖西庄	二三度〇分	一一九度〇分
極東	臺北州基隆市棉花嶼東端	二五・〇一	一二一・〇六	極東	澎湖廳湖西庄查母嶼東端	二三・〇一	一一九・〇一
極西	臺南州北門郡北西方小嶼	二三・〇一	一一九・〇一	極西	澎湖廳湖西庄大倉嶼西端	二三・〇一	一一九・〇一
極南	臺南州恒春郡恒春庄七星岩南端	二一・五四	一二〇・〇四	極南	澎湖廳湖西庄目斗嶼南端	二三・〇一	一一九・〇一
極北	臺北州基隆市港口嶼北端	二五・〇一	一二一・〇六	極北	澎湖廳湖西庄沙港嶼北端	二三・〇一	一一九・〇一
樺太	極東 東海岸北知床岬	四四度〇分	一四五度〇分	極東	臺北州基隆市棉花嶼東端	二五度〇分	一二一度〇分
極西	西海岸馬島	四四・一一	一四一・一一	極西	臺北州基隆市棉花嶼西端	二五・〇一	一二一・〇一
極南	能登呂島	四四・〇一	一四五・〇一	極南	臺北州基隆市棉花嶼南端	二五・〇一	一二一・〇一
極北	國境釣鐘岬	四五・〇一	一四五・〇一	極北	臺北州基隆市棉花嶼北端	二五・〇一	一二一・〇一

地名	府縣	北緯	東經	地名	府縣	北緯	東經
東京	東京	三五度四一分	一三九度〇分	新潟	新潟	三七度五五分	一三八度〇分
八丈島	同	三五・〇一	一三九・〇一	相川	同	三八・〇一	一三八・〇一
父島	同	二七・〇五	一四二・一一	高田	同	三七・〇六	一三八・〇一
京都	京都	三五・〇一	一三五・四四	熊谷	埼玉	三六・〇九	一三九・〇三
宮津	同	三五・〇三	一三五・〇一	所澤	同	三五・〇九	一三九・〇八
大阪	大阪	三四・五六	一三五・〇一	前橋	馬	三六・〇四	一三九・〇四
横濱	神奈川	三五・二七	一三九・〇一	銚子	千葉	三五・〇四	一四〇・〇一
神戸	兵庫	三四・四一	一三五・〇一	館野	茨城	三六・〇三	一四〇・〇六
長崎	長崎	三二・四四	一三九・〇三	水戸	同	三六・〇三	一四〇・〇六
嚴原	同	三四・一一	一三九・一七	筑波山	同	三六・〇三	一四〇・〇六
宇都宮	栃木	三六・〇三	一三九・〇五	佐賀	佐賀	三三・一二	一三〇・〇八
八木奈良	同	三四・〇三	一三五・四八	熊本	熊本	三二・四九	一三〇・四一
津三重	同	三四・四四	一三六・〇三	宮崎	宮崎	三一・〇六	一三一・〇六
名古屋	愛知	三五・一〇	一三六・〇六	鹿兒島	鹿兒島	三一・〇三	一三〇・〇三
濱松	靜岡	三四・四三	一三七・〇八	那覇	沖繩	二六・〇三	一二七・〇四
甲府	山梨	三五・〇六	一三八・〇三	大分	大分	三三・一四	一三一・〇三
彦根	滋賀	三五・〇六	一三六・〇二	札幌	北海道	四三・〇四	一四一・〇二

地名	府縣	北緯	東經	地名	府縣	北緯	東經
岐阜	岐阜	三五度四六分	一三六度四七分	函館	北海道	四二度〇分	一四〇度五五分
長野	長野	三六・〇四	一三八・〇一	旭川	同	四三・四七	一四二・〇三
松本	同	三六・一四	一三七・五九	室蘭	同	四二・〇〇	一四〇・五七
石卷	宮城	三八・二六	一四一・一九	網走	同	四四・〇一	一四四・一七
福島	福島	三七・四五	一四〇・二四	大泊	樺太	四六・三九	一四一・四六
會津	同	三七・二四	一四〇・〇七	眞岡	同	四七・〇三	一四一・〇二
水澤	岩手	三九・〇八	一四一・〇八	敷香	同	四九・一四	一四五・〇〇
盛岡	同	三九・四三	一四一・〇九	釜山	朝鮮	三五・〇六	一二九・〇一
秋田	秋田	三九・四一	一四〇・〇六	仁川	同	三七・九	一二六・〇七
山形	山形	三八・一五	一四〇・〇二	京城	同	三七・三四	一二六・〇一
青森	青森	四〇・五〇	一四〇・五五	平壤	同	三九・〇一	一二五・四一
福井	福井	三六・〇三	一三六・一六	元山	同	三九・一一	一二七・一六
金澤	石川	三六・三五	一三六・九	雄基	同	四二・三〇	一三〇・〇四
敦賀	福井	三五・五八	一三六・〇三	中江鎭	同	四一・四七	一二六・五三
伏木富山	同	三六・四七	一三七・〇三	龍巖浦	同	三九・五六	一二四・三三
境	鳥取	三五・〇三	一三三・一四	臺北	臺灣	二五・〇二	一二一・〇三
岡山	岡山	三四・四〇	一三三・一四	臺中	同	二四・〇九	一二〇・〇一
廣島	廣島	三四・二四	一三二・〇七	臺南	同	二三・〇〇	一二〇・〇三
下關	山口	三三・五七	一三〇・五六	花蓮港	同	二三・五六	一二一・〇六
和歌山	和歌山	三四・一四	一三五・〇九	大連	滿洲	三八・五四	一二一・〇六
德島	德島	三四・〇四	一三四・三三	營口	同	四〇・四〇	一二二・〇四
多度津	香川	三四・一七	一三三・四六	奉天	同	四一・四八	一二三・〇三
松山	愛媛	三三・五〇	一三二・〇八	新京	同	四三・五五	一二六・〇八
高知	高知	三三・三三	一三三・〇三	旅順	パラオ南洋	三八・四七	一二一・〇六
福岡	福岡	三三・三五	一三〇・〇二			七・二〇	一三四・〇二

本表の經緯度は各測候所所在地の度數である。

全版圖

本邦全版圖の面積は六十七萬五千三百八十五方粁、此中内地の面積は三十八萬二千五百四十五方粁で、總面積の五割六分餘を占めてゐる。本邦領土發展の狀勢を辿るに明治二十七年までは、内地の面積あるに過ぎなかつたが、二十八年臺灣及び澎湖島を領有して三萬五千九百七十三方粁を增し、三十九年樺太を得て又二萬六千九十方粁を增し、更に四十三年韓國を併合して二十二萬七百七十六方粁を加へた。今明治二十七年現在の面積を百として指數を求むれば、臺灣領有後は百九、樺太領有後は百十九、韓國併合後は百七十六餘に當る。（表中周圍欄は海軍水路部の調査、面積欄の内地は參謀本部陸地測量部昭和十年三月末日の調査、臺灣は九年末、其他は八年末現在當該各廳の調査に依る。）

地方	屬島數	周圍（粁） 本地	周圍（粁） 屬島	周圍（粁） 計	面積（方粁） 本地	面積（方粁） 屬島	面積（方粁） 合計
本州	一、四〇九	八、一〇〇・三	三、八〇二・七	一一、九〇四・〇	……	……	二一〇、三二一・三
四國	四七一	一、七九七・三	一、四九二・六	二、九四六・五	……	……	八、七一一・八
九州	一、四一九	三、〇八〇・八	五、八二一・四	八、九〇二・〇	……	……	四二、〇四八・九
北海道	二七七	二、四二七・三	三、〇三五・一〇	五、四六二・五	……	……	八、七三五・〇
琉球	四三二	一、六〇八・〇	一、六〇八・〇	三、二一六・〇	……	……	二、三八二・三
内地計	四、〇六九	一八、二八五・六	一八、二八五・七	三〇、五七一・四	……	……	三八二、四五五・四
佐渡	一	……	二〇八・〇	二〇八・〇	……	……	八七七・三
淡路	一	……	一六一・〇	一六一・〇	……	……	九五一・九
再 壱岐	三三	……	一七六・三〇	一七六・三〇	……	……	三四八・〇
再 小笠原	四五	……	八二・九四	八二・九四	……	……	一〇二・九
再 壱岐	三三	……	一七七・三	一七七・三	……	……	三六・五
再 対馬	一三二	……	九四五・三六	九四五・三六	……	……	四〇一・九
朝鮮	三四七九	八、六六六・四七	九、六六九・三六	二、七四〇・四五	……	……	二、七一〇・七
臺灣（本地）	三〇一	一、二五六・八	一、二五六・八	三、五四〇・三	……	……	三、五四〇・三
臺灣（澎湖島）	九七	……	三一七・七	三一七・七	……	……	一、五三四・〇
樺太	一	一、五三三・〇〇	……	一、五三三・〇〇	……	……	一、五三四・〇
總計	七、八四九	二六、七六〇・三三	二五、四四一・四五	五二、二〇二・七八	……	……	三五、八二〇・七

道府縣別面積

道府縣	伊能忠敬の實測（方粁）	昭和十年三月末日參謀本部調（方粁）
北海道	九、三六〇・三一	八、七六六・〇四
青森	一、〇〇八・〇三	九、六九〇・九二
岩手	八、七四六・〇四	一、〇三一・〇一
宮城	二、〇三〇・〇〇	二、〇六二・〇一
秋田	一、六二六・〇九	一、六二六・〇一
山形	九、三六〇・一一	九、三六〇・一一
福島	一、五三五・〇一	一、五三五・〇一
茨城	三、〇四七・〇〇	三、〇四七・〇〇
栃木	六、三三一・〇〇	六、三三一・〇〇
群馬	六、三五〇・七三	六、三五〇・七三
埼玉	四、〇九四・〇〇	四、〇九四・〇〇
千葉	五、〇三〇・〇一	五、〇三〇・〇一
東京	一、九四八・〇四	一、九四八・〇四
神奈川	二、四〇〇・八〇	二、四〇〇・八〇
新潟	三、七七〇・六五	三、七七〇・六五
富山	四、一〇八・八四	四、一〇八・八四
石川	二、〇〇一・六〇	二、〇〇一・六〇
福井	四、一〇〇・〇三	四、一〇〇・〇三
山梨	二、一七〇・〇〇	二、一七〇・〇〇
長野	三、一七〇・〇〇	三、一七〇・〇〇
岐阜	八、七三〇・〇一	八、七三〇・〇一
静岡	七、七四〇・四一	七、七四〇・四一
愛知	四、八一四・〇〇	四、八一四・〇〇
三重	五、八五五・〇七	五、八五五・〇七
滋賀	三、九八五・九二	三、九八五・九二
京都	四、五三七・六	四、五三七・六
大阪	一、七四四・七四	一、七四四・七四
兵庫	八、七八五・六七	八、七八五・六七
奈良	三、一〇六・三〇	三、一〇六・三〇
和歌山	四、一〇〇・四九	四、一〇〇・四九
鳥取	三、四五九・一一	三、四五九・一一
島根	六、二一〇・六六	六、二一〇・六六
岡山	八、〇三一・九八	八、〇三一・九八
廣島	五、四七五・八一	五、四七五・八一
山口	四、一八三・九一	四、一八三・九一
德島	一、八〇〇・四一	一、八〇〇・四一
香川	一、四〇一・六六	一、四〇一・六六
愛媛	三、五四〇・三五	三、五四〇・三五
高知	七、七四〇・四一	七、七四〇・四一
福岡	四、八一四・〇〇	四、八一四・〇〇
佐賀	一、八五五・三七	一、八五五・三七
長崎	三、六二六・七一	三、六二六・七一
熊本	七、一四七・九〇	七、一四七・九〇
大分	六、三三一・〇〇	六、三三一・〇〇
宮崎	七、七六〇・三五	七、七六〇・三五
鹿兒島	九、一〇六・〇一	九、一〇六・〇一
沖繩	二、三八〇・〇一	二、三八〇・〇一
計	二八二、四五五・四一	三八二、四五五・四一

民有地（昭和十年首）

種別	地積（町）	有租地 貸付價格（千円）	有租地 免租年期地々積（町）
田	二、九七七・九〇	八、八六一・七三五	一四九、七二〇・九五
畑	二、八五五・六四	一〇、九四九・四六	三三二、一六五・九〇
宅地	四五九・三六	六三七・一八五	一〇五、〇三三・三一
山林	八、九六六・九三	四〇、一二八	一四一、七九四・四八
原野	一、七三二・七三	一四、四四五	一〇五、四三五・七
其他	二四一、四九一	六、九八一	七、四〇五・〇〇五
計	一七、二四四・一八二	一七、三一一・一〇〇三	七二八、七四三・三八
昭和九年	一七、一八四・〇一六	一七、三一一・一〇〇三	七二八、七四三・三八
八	一七、一二二・三三五	一七、二六六・三三五	七二六、一〇〇八・八四

無租地（昭和十年首）

種別	地積（町）	種別	地積（町）
學校敷地	一八、八三五	鐵道用地	一〇、三六一
府縣郷村社地	一、七四	道路及水道用地	一四、二六四
墳墓地	二四、九七六	保安林	九三〇、一〇五
用惡水路	一五、九三一	模範林	三三九、六六八
溜池	五三、〇九四	其他	三一、七八〇
堤塘	四、三三五	計	一、四三六、一二〇
井溝	四、三四五	昭和九八	一、四三九、〇一八

大河（國勢一斑に依る）

名稱	流末地方	舟路（粁）
利根川	茨城・千葉	六、二一二・九
信濃川	新潟	三五、〇九
木曾川	三重	四五、八五
石狩川	北海道	三六、四一
北上川	宮城	三六〇・四三
揖斐川	三重	三五、二四
淀川	大阪	三五、〇三
阿賀野川	新潟	二四七・七八
最上川	山形	二四四・八三
天龍川	静岡	二六三・三四
荒川	東京	二四五・七八
吉野川	德島	二三七・一六
雄物川	秋田	三六・八七
郷川	島根	一九八・七六
米代川	秋田	一九八・五四
筑後川	福岡・佐賀	一八七・〇九
天鹽川	北海道	一八一・七四
九頭龍川	福井	八一・〇九
遠賀川	福岡	一七・〇五
高梁川	岡山	一〇〇・一四
太田川	廣島	一六六・四三
大井川	静岡	一六一・六六
斐伊川	島根	一四五・八五
小矢部川	富山	一四四・一〇
新宮川	和歌山	一四四・一〇
阿武隈川	宮城	三九・三六
渡井川	高知	二一・七四
吉井川	岡山	二一〇・六四
五ケ瀬川	宮崎	一九・一一
球磨川	熊本	一八・八〇
那珂川	茨城	一〇八・〇四
釧路川	北海道	一〇六・〇三
紀ノ川	和歌山	一〇六・七〇

大湖沼（理科年表に依る）

名稱	所在	面積（方粁）
琵琶湖	滋賀	六六四・八〇
八郎潟	秋田	二三三・九
霞ケ浦	茨城	一八九・一七
多來加湖	樺太	一八〇・〇六
富内湖	同	一六八・一八
猿澗湖	北海道	一六〇・五三
猪苗代湖	福島	一〇四・八五
中海	島根	一〇一・六〇
宍道湖	同	七九・八九
屈斜路湖	北海道	七二・七四
支笏湖	同	七六・一八
濱名湖	静岡	七二・〇四
洞爺湖	北海道	六九・六〇
小川原沼	青森	六二・六六
十和田湖	秋田	五六・〇四
能取湖	北海道	五三・三
風蓮湖	同	五三・三
遠淵湖	樺太	四〇・四三
來知志湖	茨城	三九・八五
和愛湖	同	三四・七七
網走湖	北海道	三四・〇四
厚岸湖	同	三一・九九
印幡沼	千葉	二五・九五
田澤湖	秋田	二五・〇三
幽仙湖	千島	二四・三五
河北潟	石川	二三・一〇
十三湖	青森	二〇・八三
廳周湖	北海道	一九・七七
伊庭内湖	滋賀	一五・〇〇
武鳳頓灣	千島	一五・三三
諏訪湖	長野	一四・四五
頓別湖	北海道	一四・〇四
廣浦	朝鮮	三〇・六（方粁）
阿寒湖	北海道	三〇・五
涸沼	茨城	三〇・〇
手賀沼	千葉	一八・八
幸ノ湖（中禪寺湖）	栃木	一一・九
檜原湖	福島	一〇・〇
濤沸湖	北海道	一〇・九
腰橋湖	朝鮮	一〇・七
恩洞湖	樺太	一〇・〇
長淵湖	朝鮮	七・六三
湖山池	鳥取	七・四三
東沸湖	千島	七・一四
久美濱湖	京都	七・〇八
伊豆沼	岩手	六・九四
晩浦	朝鮮	六・九一
蘆ノ湖	神奈川	六・八九
外浪逆浦	茨城	六・四五（方粁）
山中湖	山梨	六・四六
塘路湖	北海道	六・三三
河口湖	山梨	六・〇三
萬石浦	岩手	六・〇三
鷹架沼	青森	六・〇二
得茂別湖	千島	五・九四
興謝内海	京都	五・八六
福島潟	新潟	五・一五
柴山潟	石川	五・一〇
大沼	北海道	五・一三
蓬萊沼	北海道	五・〇六
溫根沼	北海道	五・〇六
松川浦	福島	五・〇五
俱多樂湖	北海道	五・〇四
水月湖	福井	五・〇一

大原野（國勢一斑に依る）

名稱	所在	面積（クタール）
夕張	北海道	三、二六八
石狩	〃	三五一、二六八
藻琴	〃	三、二〇〇
安別	〃	一〇、〇〇〇
琴春	〃	一、九六〇
上別	〃	一、九六〇
標津	〃	一、九一〇
中春	〃	一〇、〇〇〇
太田	高原	一〇、〇〇〇
兵村	〃	四、八六
牧ノ原	静岡	一、〇〇〇
臺東野	平野	三、三〇〇
臺灣	〃	三、三一〇
弟子屈	北海道	三、六九
春別	〃	三、〇〇〇
幌延	〃	二、九四四
卯原内	〃	鶴見原
勇拂	北海道	平野
三方ケ原	静岡	〃
標津	北海道	〃
美留和	〃	〃
西別	〃	〃
上春別	〃	大分
西別	〃	北海道
春別	〃	〃
津別	〃	〃
磐田原	静岡	〃
上風蓮	北海道	〃
富士裾野	静岡	〃
八ツ嶽平原	山梨	〃
牛定	北海道	〃
鳳蓮	〃	〃
上標津	北海道	平野
統内	〃	〃
ヤウシュベツ	〃	〃
瀧上	〃	〃
御牧原	長野	〃
大野原	静岡	〃
宇津ノ	北海道	〃
メマンベツ	〃	〃
都尾原	大分	〃
佐登	北海道	〃
地藏原	平野	〃
日出生原	大分	〃
門蘇野	臺灣	〃
臺灣	〃	〃
阿蘇野	大分	〃
久住野	〃	〃
遠笠野	静岡	高原
中原	長野	平野
牛	北海道	〃
熊	高原	〃
陸軍用地	〃	〃
大野岱	秋田	平野
彌陀ケ原	富山	高原
由井ケ原	福島	〃
波野原	熊本	〃
和訓邊	北海道	〃
オヌプナイ	〃	平野
二又平	青森	〃
通	北海道	〃
出生	群馬	〃
田代牧場	高原	〃
上ノ臺	大分	〃
糸	北海道	〃
平	〃	〃

名稱	所在	高低	面積
那須野原	栃木県山口	平野	一、〇〇〇、〇〇〇
秋吉原	栃木県山口	高原	一、〇〇〇、〇〇〇
大サロマベツ原	北海道	高原	一、〇〇〇、〇〇〇
オシラネプ原	北海道	高原	一、〇〇〇、〇〇〇
茶志骨原	北海道	平野	一、〇〇〇、〇〇〇
サクール	北海道	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
湧別川口	北海道	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
十勝頃	〃	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
二ケ村野	秋田	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
有峰高原	富山	高原	一、〇〇〇、〇〇〇
湖口演習場	豪灣	平野	一、〇〇〇、〇〇〇
忠類	北海道	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
渚滑	〃	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
若柳村	岩手	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
上鹿越	北海道	高原	一、〇〇〇、〇〇〇
鴨ブ原	〃	平野	一、〇〇〇、〇〇〇
鉾シ野	大分	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
迎塔原	青森	高原	一、〇〇〇、〇〇〇
池上原	福岡	平野	一、〇〇〇、〇〇〇
寄勝カルスト	豪灣	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
大輪地原	栃木	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
千田町谷	青森	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
内無地	〃	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
カス山	〃	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
八色ケ原	新潟	高原	一、〇〇〇、〇〇〇
白河布引平	〃	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
荒川演習地	青森	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
關山	新潟	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
ムカ	北海道	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
根布原	砂原	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
三瓶原	石川	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
別保原	北海道	平野	一、〇〇〇、〇〇〇
野邊山	高原	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
高雄武	北海道	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
鹽ノ原	福岡	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
葉谷野	栃木	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
浅間牧場	岩手	〃	一、〇〇〇、〇〇〇
背原々野	豪灣	〃	一、〇〇〇、〇〇〇

主要山嶽（國勢一覽に依る）

名稱	所在	海拔	名稱	所在	海拔
六道原	長野	平野	能高山	豪中、花蓮港	三、〇〇〇米
鉢伏原	〃	高原	南峰	〃	三、〇〇〇米
眞狩	北海道	〃	早南主山	豪東、高雄	三、〇〇〇米
間寒別	〃	〃	千萬山	豪中	三、〇〇〇米
王城寺原	〃	〃	卓郡大	〃	三、〇〇〇米
宮城	〃	〃	社大山	〃	三、〇〇〇米
新高	豪中、豪南、高雄	三、九〇〇米	大魯閣主山	豪中	三、〇〇〇米
能高	〃	三、八〇〇米	東郡大山	〃	三、〇〇〇米
小關山	〃	三、八〇〇米	卓社大山	豪中、花蓮港	三、〇〇〇米
高前山	〃	三、八〇〇米	小關山	豪東、高雄	三、〇〇〇米
尖山	豪南	三、八〇〇米	能高山	豪中、花蓮港	三、〇〇〇米
新高前山	〃	三、八〇〇米	高前山	豪中	三、〇〇〇米
屏風山	花蓮港	三、八〇〇米	尖山	豪南	三、〇〇〇米
大石山	高雄	三、八〇〇米	新高前山	花蓮港	三、〇〇〇米
白石山	豪中、花蓮港	三、八〇〇米	屏風山	高雄	三、〇〇〇米
武山	〃	三、八〇〇米	大石山	豪中、花蓮港	三、〇〇〇米
カシバナン山	〃	三、八〇〇米	白石山	〃	三、〇〇〇米
北ノ岳	〃	三、七九〇米	武山	〃	三、〇〇〇米
鎗ケ岳	豪中、花蓮港	三、七九〇米	風山	高雄	三、〇〇〇米
聞山	豪中	三、七九〇米	北ノ岳	豪中、花蓮港	三、〇〇〇米
鎗ケ岳	豪中、花蓮港	三、七九〇米	カシバナン山	〃	三、〇〇〇米
北山	〃	三、七九〇米	大石山	〃	三、〇〇〇米
穂高	〃	三、六九〇米	屏風山	花蓮港	三、〇〇〇米
赤石山	豪中、花蓮港	三、六九〇米	前尖山	豪南	三、〇〇〇米
ウワノシン山	〃	三、六九〇米	新高前山	高雄	三、〇〇〇米
マビーサン山	豪北、花蓮港	三、六九〇米	能高山	豪中	三、〇〇〇米
ヘイノトーナン山	豪東、高雄	三、六九〇米	小關山	豪中、花蓮港	三、〇〇〇米
高岳	長野、岐阜	三、六九〇米	高關山	豪東、高雄	三、〇〇〇米
穂俣	長野、静岡	三、六九〇米	卓社大山	豪中、花蓮港	三、〇〇〇米
白根山	長野、山梨、静岡	三、六一〇米	大魯閣主山	豪中	三、〇〇〇米
東郡山	豪中	三、六〇〇米	郡大山	豪中	三、〇〇〇米
安川山	豪中	三、六〇〇米	東郡山	豪中	三、〇〇〇米
荒山	静岡	三、六〇〇米	安川山	豪中	三、〇〇〇米
御岳山	豪中	三、五四〇米	荒山	静岡	三、〇〇〇米
西穂山	豪中、長野	三、五四〇米	御岳山	豪中	三、〇〇〇米
關門山	豪中	三、五四〇米	西穂山	豪中、長野	三、〇〇〇米
大石山	花蓮港	三、五二〇米	關門山	豪中	三、〇〇〇米
公見山	静岡、長野	三、五二〇米	大石山	豪中、岐阜	三、〇〇〇米
鹽見岳	豪中	三、五二〇米	公見山	豪中	三、〇〇〇米
小仙丈山	豪中、長野	三、五二〇米	鹽見岳	長野、静岡	三、〇〇〇米
北穂高岳	岐阜、長野	三、五二〇米	小仙丈山	豪中	三、〇〇〇米
翠農鳥岳	静岡、山梨	三、五二〇米	北穂高岳	岐阜、長野	三、〇〇〇米
乘鞍岳	岐阜、長野	三、五二〇米	翠農鳥岳	静岡、山梨	三、〇〇〇米
ブラクサン山	豪東、花蓮港	三、五二〇米	乘鞍岳	岐阜、長野	三、〇〇〇米
南面山	高雄	三、五二〇米	ブラクサン山	豪東、高雄	三、〇〇〇米
聖岳	静岡、長野	三、〇一一米	南面山	高雄	三、〇〇〇米
雲水山	豪東、高雄	三、〇〇〇米	聖岳	静岡、長野	三、〇〇〇米
劍岳	富山	三、〇〇〇米	雲水山	豪東、高雄	三、〇〇〇米
立山	富山	三、〇〇〇米	劍岳	富山	三、〇〇〇米
サビキ山	豪東	三、〇〇〇米	立山	富山	三、〇〇〇米
駒ケ岳	山梨、長野	三、〇〇〇米	サビキ山	豪東	三、〇〇〇米
摩利支天岳	岐阜、長野	三、〇〇〇米	駒ケ岳	山梨、長野	三、〇〇〇米
ロンブタン山	花蓮港	三、〇〇〇米	摩利支天岳	岐阜、長野	三、〇〇〇米
茶臼山	長野	三、〇〇〇米	ロンブタン山	花蓮港	三、〇〇〇米
前馬山	富山、長野	三、〇〇〇米	茶臼山	長野	三、〇〇〇米
白馬山	富山、長野	三、〇〇〇米	前馬山	富山、長野	三、〇〇〇米
寶劍山	富山	三、〇〇〇米	白馬山	富山、長野	三、〇〇〇米
五葉山	富山	三、〇〇〇米	寶劍山	富山	三、〇〇〇米
師ケ岳	長野	三、〇〇〇米	五葉山	富山	三、〇〇〇米
郎ケ岳	富山、長野	三、〇〇〇米	師ケ岳	長野	三、〇〇〇米
大天井岳	長野	三、〇〇〇米	郎ケ岳	富山、長野	三、〇〇〇米
治郎岳	岐阜、長野	三、〇〇〇米	大天井岳	長野	三、〇〇〇米
穂高岳	長野、富山	三、〇〇〇米	治郎岳	岐阜、長野	三、〇〇〇米
鎗ケ岳	長野、山梨	三、〇〇〇米	穂高岳	長野、富山	三、〇〇〇米
赤岳	岐阜	三、〇〇〇米	鎗ケ岳	長野、山梨	三、〇〇〇米
笠ケ岳	富山	三、〇〇〇米	赤岳	岐阜	三、〇〇〇米
河内岳	山梨、静岡	三、〇〇〇米	笠ケ岳	富山	三、〇〇〇米
廣鹿島槍ケ岳	富山、長野	三、〇〇〇米	河内岳	山梨、静岡	三、〇〇〇米
別山	富山	三、〇〇〇米	廣鹿島槍ケ岳	富山、長野	三、〇〇〇米
鹿島槍ケ岳	長野	三、〇〇〇米	別山	富山	三、〇〇〇米
平岳	高雄	三、〇〇〇米	平岳	長野	三、〇〇〇米
浮石山	豪中	三、〇〇〇米	浮石山	高雄	三、〇〇〇米
鹿島槍ケ岳	富山	三、〇〇〇米	鹿島槍ケ岳	富山	三、〇〇〇米
鑓ノ岳	岐阜、長野	三、〇〇〇米	鑓ノ岳	長野	三、〇〇〇米
毋子岳	富山	三、〇〇〇米	毋子岳	富山	三、〇〇〇米
蝙蝠岳	静岡	三、〇〇〇米	蝙蝠岳	豪中、豪南	三、〇〇〇米
林岳	豪中、長野	三、〇〇〇米	林岳	岐阜、長野	三、〇〇〇米
牛首岳	長野、岐阜	三、〇〇〇米	牛首岳	長野	三、〇〇〇米
蝙蝠岳	長野、岐阜	三、〇〇〇米	蝙蝠岳	長野、岐阜	三、〇〇〇米
赤岳	富山	三、〇〇〇米	赤岳	富山	三、〇〇〇米
鹿島槍ケ岳	長野	三、〇〇〇米	鹿島槍ケ岳	長野	三、〇〇〇米
別山	富山	三、〇〇〇米	別山	富山	三、〇〇〇米
鑓ノ岳	長野	三、〇〇〇米	鑓ノ岳	長野	三、〇〇〇米
毋子岳	富山	三、〇〇〇米	毋子岳	富山	三、〇〇〇米
蝙蝠岳	長野	三、〇〇〇米	蝙蝠岳	長野	三、〇〇〇米
鹿島槍ケ岳	富山	三、〇〇〇米	鹿島槍ケ岳	富山

名稱	所在	高さ
立山	越中	三〇〇〇米
硫黄ケ岳	信濃・飛彈	二四〇六
乘鞍嶽	〃	三〇〇六
御嶽	〃	三〇〇三
霧ケ峯	信濃	一、九二〇
蓼科山	〃	一、九二〇
八ケ嶽	信濃・甲斐	二、八九九
茅ケ嶽	甲斐	一、七〇四
富士山	甲斐・駿河	三、七七六
愛鷹山	駿河	一、八〇四
箱根山	相模・駿河・伊豆	一、四九九
天城山	伊豆	一、八〇五
【本州西南部方面】		
氷山	但馬・播磨	一、三一〇
大山	但耆	一、七一三
三瓶山	出雲・石見	一、一三六
【九州流球方面】		
鶴見嶽	豐後	一、三五〇
由布嶽	〃	一、五六四
花牟禮山	〃	一、一三二
九重山	〃	一、五四一
九住山	〃	一、六八〇
阿蘇山	肥後	一、五六一
溫泉岳	肥前	一、三五〇
多良岳	〃	一、〇四六
霧島山	日向・大隅	一、三九〇
櫻島	薩摩	一、〇六〇
口之永良部島	大隅	一、〇四三
口之島	〃	一、〇四三
中之島	〃	一、〇三三
大屯山	臺北	一、〇四五
【朝鮮方面】		
漢拏山	全南	一、九五〇

火山破裂回數

本邦火山の破裂にして記錄に存するものは天武天皇十二年（西暦六百八十四年）十月十四日、伊豆島の西北二面自然に三百餘丈を堆隆し、更に一島をなせりとあると、又堅十三年三月、信濃の國に灰降り、草木皆枯るとあるを最舊とし、爾後大正十二年迄千二百三十八年間に噴火せる火山數五十二個（豆南海中とのみありて位置の不明の分は除く）噴火回數七百九回に及んでゐる。往時にありては本州中部及び北部北海道千島の火山、並に豆南遠洋の諸島及び海底の破裂に關する記錄が乏しいので、實際の破裂回數は少くもこの數倍に達するであらうといはれてゐる。

最近の火山活動—昭和元年以後昭和十年末迄に於て噴火活動をなせる火山名及び其の年月を示せば左の如し。（左表の内後間山及び阿蘇山は常に小活動の絶ゆる時なき狀態であるが、此處には著るしき噴火活動をなし大年月のみを示す）

名稱	所在	最初	最近
千島	千島	一、七四〇	×一、九三三
贈振	〃	一、八六六	×一、九一〇
樽前山	〃	一、八七七	×一、九二七
渡島	〃	一、八四〇	×一、九二九
駒ケ嶽	陸前・羽前・磐城	一、八四四	一、九三三
藏王山	〃	一、九〇七	×一、九七七
淺間山	信濃	一、八四四	×一、九七八
三原山	伊豆	一、八六三	×一、九八八
阿蘇山	日向・大隅	一、四三一	一、九一四
霧島山	薩摩	一、四三一	一、九一四
櫻島	〃	一、八四一	×一、九三三
口之永良部島	〃	一、四三一	×一、九三三
諏訪之瀨島	〃	一、四三一	一、九二五
鳥島	〃	一、七九六	一、九四四
北硫黄岳（千島）	〃	二年九月	
芙蓉山（〃）	〃	三年二月	
松輪島（〃）	〃	五年二月	
十勝岳	〃	元年五月、九月、十二月—	
樽前山	〃	二年四月	
雌阿寒岳	〃	元年十月、三年一月、六年十月	
駒ケ嶽（北海道）	〃	二年四月—五月	
駒ケ嶽（羽後）	〃	四年六月	
淺間山	〃	七年七月	
硫黄岳（燒岳）	〃	二年十月、十二月、三年二月、六月—七月、四年九月	
白根山（草津）	〃	五年四月、六月—十月、六年三月、十二月、七年二月—九月、十月、九月—十月、九年一月、十年九月、四月—五月、七月—十一月	
阿蘇山	〃	前年より續き元年一月、二年四月、六年六月、七年二月、七年十月—十一月	
霧島山新燃岳	〃	三年一月、九月、十月、五年九月、七年六月、八年二月、九年十二月	
口永良部島新岳（大隅）	〃	九年七月、六年四月、七年七月、八年十二月	
硫黄島（〃）	〃	九年九月	
櫻島（〃）	〃	九年五月	
櫻島（薩摩）	〃	十年九月	

地震帶

外側地震帶—我が太平洋沿岸を走り、北は千島を經てアリューシヤン群島に傳はり、之よりアメリカ大陸の脊梁に當るロッキー大山脈に連絡して南米アンデスに連る。我國に於て最も著名な地震帶はこれである。

內側地震帶—之に次いで著名なのは日本海側の內側地震帶である。北の方北海道利尻島邊から起つて南し、有珠、樽前、駒ケ嶽等の火山地方を縫つて青森、弘前地方を横ぎり、それより日本海側に出で、略ぼ海岸に沿つて位置をとり、佐渡、能登を過ぎて山陰道の沿岸を走り、九州北部に達する。

其他の地震帶—以上の外、此二大地震帶の間に介在する支脈中の著名なものに霧島火山地震帶、阿蘇火山地震帶、豐後水道地震帶、淀川地震帶、大和伊賀伊勢地震帶、信濃川地震帶等があり、又東京附近のものとしては東京灣、利根川地震帶の外に富士、箱根、七島を連ねる火山性地震帶がある。

居住の限界

名稱	所在地	高さ
牧場小屋		
地ノ平牧場小屋	信濃（蓼科山）	×一、六二〇
湯ノ丸〃	上野（上田）	×一、六四〇
上高地〃	信濃（上高地）	×一、四七〇
海ノ口〃	〃（八ケ嶽）	一、四〇〇
平〃	甲斐（金峯山）	一、四四〇
松子〃	信濃（蓼科山）	一、四四〇
溫泉		
夏澤溫泉	〃（八ケ嶽）	一、一〇〇
赤岳鑛泉	〃（〃）	一、一一〇
本澤溫泉	〃（蓼科山）	一、〇八〇
白馬溫泉	〃（白馬嶽）	×一、〇六〇
唐澤湯	〃（蓼科山）	一、二一〇
蓋ノ湯	〃（〃）	一、八四〇
嶽ノ湯（蓼川溫泉）	飛驒（御嶽山）	×一、二〇〇
萬座溫泉	上野（草津）	一、七二〇
熊ノ湯	信濃（中野）	一、七二〇
發哺	〃（岩菅山）	一、四三〇
鹿澤	上野（上田）	一、四三〇
鹿澤	信濃（槍ケ嶽）	×一、四三〇
溫泉		
湯股溫泉	〃（上高地）	一、四一〇
上高地溫泉	〃（蓼科山）	一、四一〇
明治湯	〃（〃）	一、四一〇
稻子湯	〃（槍ケ嶽）	一、四一〇
中房溫泉	〃（〃）	一、四一〇
湯元	下野（男體山）	一、四八〇
三年小屋溫泉	〃（那須山）	一、四八〇

名稱	所在地	高さ
峠茶屋		
池ノ茶屋	甲斐（鰍澤）	一、六五〇
神坂峠茶屋	信濃（中津川）	一、六五一
櫃兵衛峠茶屋	〃（伊那）	一、四二〇
分杭峠茶屋	〃（市之瀨）	一、四二〇
出頂ノ茶屋	甲斐（鰍澤）	一、四二〇
峰ノ茶屋	信濃（輕井澤）	一、四〇〇
四季樂園	甲斐（谷村）	一、七二五
見晴茶屋	〃（〃）	一、四〇〇
神ノ田圃小屋	信濃（白馬嶽）	一、六一五
長藏小屋	上野（燒岳）	一、四〇〇
七ツ石小屋	武藏（丹波）	一、六四〇
蓼科番小屋	信濃（蓼科山）	一、五六〇
霧ケ峰ヒュッテ	〃（諏訪）	一、五六〇
西俣監視小屋	〃（金峯山）	一、五六〇
德澤小屋	〃（上高地）	一、四四〇
燒ケ入小屋	甲斐（富士山）	一、五三〇
鈴蘭小屋	信濃（乘鞍嶽）	一、五三〇
水晶小屋	阿波（劍山）	一、五二〇
社寺		
身延敬愼院	甲斐（身延）	一、六九九
大臺教會	大和（大台ヶ原山）	一、五八〇
其他		
上高地養魚場	信濃（上高地）	一、四四〇
大臺ヶ原氣象觀測所	大和（大臺ヶ原山）	一、五八〇
西澤鑛山	下野（燈岳）	一、四三〇

×印は常住ならざるもの。

行政區劃

北海道　渡島、後志、石狩、天鹽、北見、膽振、日高、十勝、釧路、根室、千島。【市】札幌、旭川、函館、小樽、室蘭、釧路、帶廣

青森縣　陸奥の大部。【市】弘前、青森、八戸

岩手縣　陸中の大部、陸前の一部、陸奥の一部。【市】盛岡

宮城縣　陸前の大部、磐城の一部。【市】仙臺、石卷

秋田縣　羽後の大部、陸中の一部。【市】秋田

山形縣　羽前、羽後の一部。【市】山形、米澤、鶴岡、酒田

福島縣　岩代、磐城の大部。【市】若松、福島　郡山

茨城縣　常陸、下總の一部。【市】水戸

栃木縣　下野。【市】宇都宮、足利

群馬縣　上野。【市】前橋、高崎、桐生

埼玉縣　武藏の一部。【市】川越　川口、熊谷、浦和

千葉縣　安房、上總、下總の大部　【市】千葉、銚子　市川

東京府　武藏の一部、伊豆七島、小笠原群島【市】東京、八王子

神奈川縣　武藏の一部　相模、【市】横濱、川崎、横須賀、平塚

新潟縣　越後、佐渡。【市】新潟、長岡、高田、三條

富山縣　越中。【市】富山、高岡

石川縣　加賀、能登。【市】金澤

福井縣　若狹、越前。【市】福井

山梨縣　甲斐。【市】甲府

長野縣　信濃。【市】長野、松本、上田

岐阜縣　美濃、飛驒。【市】岐阜　大垣

靜岡縣　伊豆の大部、駿河、遠江。【市】靜岡、清水、沼津、濱松

愛知縣　尾張、三河。【市】名古屋、一宮、瀨戸、豐橋、岡崎

三重縣　伊賀、伊勢、志摩、紀伊の一部。【市】津

滋賀縣　四日市、宇治山田、松阪

近江。【市】大津

京都府　山城、丹波の大部、丹後。【市】京都

大阪府　攝津の大部、河內、和泉。【市】大阪、堺

岸和田

兵庫縣　攝津の一部、播磨、但馬、丹波の一部、淡路。【市】神戸、尼崎、西宮、姬路、明石

奈良縣　大和。【市】奈良

和歌山縣　紀伊の大部。【市】和歌山、新宮、海南

鳥取縣　因幡、伯耆。【市】鳥取、米子

島根縣　出雲、石見、隱岐。【市】松江

岡山縣　備前、備中、美作。【市】岡山、倉敷、津山

廣島縣　安藝、備後。【市】廣島、吳、尾道、福山

山口縣　長門、周防。【市】下關、宇部、山口、萩

德島縣　阿波。【市】德島

香川縣　讃岐。【市】高松、丸龜

愛媛縣　伊豫。【市】松山、今治、宇和島、八幡濱

高知縣　土佐。【市】高知

福岡縣　筑前、筑後、豐前の一部。【市】福岡、若松、八幡、戸畑、直方、飯塚、久留米、大牟田、門司、小倉

佐賀縣　肥前の一部。【市】佐賀、唐津

長崎縣　肥前の一部　壹岐、對馬。【市】長崎、佐世保

熊本縣　肥後。【市】熊本

大分縣　豐後、豐前の一部。【市】大分、別府、中津

宮崎縣　日向。【市】宮崎、都城、延岡

鹿兒島縣　薩摩、大隅。【市】鹿兒島

沖繩縣　琉球。【市】那覇、首里

帝國人口概觀

（昭和十年國勢調査速報に依る）

昭和十年國勢調査に依る內地現在總人口は六千九百二十五萬一千人で、之を昭和五年の六千四百四十五萬人に比すれば人員に於て四百八十萬一千人、割合に於て七%四の增加を示し、一年平均の增加は人員に於て九十六萬人、割合に於て一四・四七に當る。尙ほ之を大正十四年の五千九百七十三萬六千人に比すれば既往十年間に九百五十一萬四千人、其割合一五%九の增加となり、大正九年の五千五百九十六萬三千人に比すれば既往十五年間に千三百二十八萬八千人、其割合二三%七の增加となる。

列國との比較—今之を諸外國最近の國勢調査と比較すれば、我國より人口の多いのは印度の三億五千二百八十萬人（一九三一年）ソ聯邦の一億四千七百一萬人（一九二六年）北米合衆國の一億二千二百七十七萬人（一九三〇年）あるのみで、他は何れも我國より少く、獨逸は六千五百二十一萬人（一九三三年）、英吉利は四千四百七十九萬人（一九三一年）、佛蘭西は四千百八十三萬人（一九三一年）、伊太利は四千百十七萬人（一九三一年）となつて居る。而して歐米主要國の最近二回の調査期の一年平均人口增加率を見ると、北米合衆國の人口千に付一四・七一は我國より僅に大なるも、伊太利の八・六七、獨逸の五・五二佛蘭西の五・三〇、英吉利の四・六四は何れも我國に及ばざること遠しである。

府縣分布—次に人口の府縣分布を見れば、各府縣の人口中東京の六百三十六萬九千人を首位として大阪の四百二十九萬七千人之に亞ぎ、以下北海道、兵庫、愛知、福岡の二百萬以上更に之に亞ぎ、其他百五十萬以上は新潟、靜岡、神奈川、廣島、長野、京都、鹿兒島、福島、茨城、千葉、埼玉の十一府縣、百萬以上は熊本、岡山、長崎、群馬、宮城、岐阜、栃木、山口、三重、愛媛、山形、岩手、秋田の十三縣、七十萬以上は大分、青森、和歌山、宮崎、富山、石川、香川、島根、德島、高知、滋賀の十一縣、五十萬以上は佐賀、福井、山梨、奈良、沖繩の五縣であつて、鳥取の四十九萬人が最少である。

人口密度—人口密度は一方粁に付百八十一人（一方里に付二千七百九十二人）に當り地方別では關東の四百七十四人（一方里七千三百九人）最も高く、近畿の四百八人（一方里六千二百人）之に亞ぎ、以下東海、沖繩、九州の二百人以上、四國、中國、北陸、東山、東北の百人以上順次相亞ぎ、北海道の三十五人（一方里五百三十三人）が密度の最も低いものである。而して之を諸外國に比すれば、我國よりも密度の高いのは白耳義の二百六十五人（一方里四千九十一人）、和蘭の二百四十四人（一方里三千七百五十八人）、英吉利の百九十七人（一方里三千三十七人）がある丈けで、獨逸の百三十九人（一方里二千百四十六人）、伊太利の百三十三人（一方里二千四百十七人）は我國に亞いで比較的高い方である。

市郡人口—內地總人口を市部と郡部とに分けると、市部二千二百六十六萬五千人に對し郡部は四千六百五十八萬五千人で、前者は總人口の三二%七、後者は六七%三に當るが、之を前三回の調査に比べると市部人口の割合は著しい增加を示してゐる。之は市の地域が各調査毎に擴大されてゐる關係もあるが、今既住調査の人口を今回調査當時の地域に組替へて計算して見ても、左表の如く市部增加の割合は郡部に比して遙に大きくなつてゐる。所謂人口の自然增加率に於ては市部よりも郡部が高くなつてゐる

體性別—總人口中男三千四百七十三萬一千人、女三千四百五十一萬九千人、女百人に對する男の割合は一〇〇・六二で、之を地方別に見れば北海道の女百に付男一〇八・〇九を男超過の最も著しきものとし、近畿の一〇三・三四、關東の一〇三・二三六に亞ぎ、中國は一〇〇・〇八で略ぼ相匹敵し其他の地方は何れも女の超過であつて、沖繩の女百に付男九〇・三九最も著しく、北陸の九五・六九、東山の九七・七〇、東海の九七・八九六に亞ぎ、四國の九八・五五、東北の九八・九五、九洲の九九・〇六は男女ほゞ相匹敵したものである。尙ほ之を市郡に分けて見ると、市部男千百六十三萬五千人、女千百三萬人で、女百に付男一〇五・四九に當り、郡部は男二千三百九萬六千人、女二千三百四十八萬九千人で、女百に付男九八・三三に當る。市部の中人口十萬以上の市にあつては女百に付男一〇八・一〇で、市部總人口に於けるよりも男の割合が更に大きくなつてゐる。

全版圖の人口—內地と同時に國勢調査を施行した外地の人口は朝鮮二千二百八十九萬八千人、臺灣五百二十一萬二千人、樺太三十三萬一千人で、之に內地の六千九百萬人を加へれば、帝國全版圖の人口は九千七百六十九萬四千人となり、昭和五年に比して七百二十九萬八千人、割合にして八%一の增加に當る。尙ほ各地域に於ける最近五年間の人口增加を見ると、內地の四百八十萬に亞いで朝鮮の百八十四萬を最大とし、臺灣は六十二萬、樺太は三萬の增加であるが增加の割合に於ては臺灣の一三%五を最大とし、樺太の一二%五之に亞ぎ、朝鮮は八%七で、內地の七%四に比べれば何れも高く、人口密度では內地の一方粁當り一八一人に亞いで臺灣は一四五人、朝鮮は一〇四人、樺太は九人となつてゐる。尙ほ以上全版圖の人口に更に關東州及び南滿鐵道附屬地の人口百六十五萬六千人、南洋群島の十萬二千人（何れも十年十月同時調査）を合算した總人口は九千九百四十五萬三千人と、正に一億に近いのである。

人口增加趨勢（內地）

年次	西暦	人口（千人）	毎年增加數 實數	毎年增加數 人口千に付
明治五年	一八七二	三三、一一〇	—	—
一〇	一八八〇	三四、八六八	七、七五八	二・二一
二〇	一八九〇	三七、〇九八	一、八二〇	〇・五二
三〇	一八九九	四三、三八八	六、二九〇	一・七〇
四〇	一九一〇	四七、八一五	四、四二七	一・〇〇
大正九	一九二〇	五六、〇七二	八、二五七	一・七二
一〇	一九二一	五六、七六六	六九四	〇・一二
一一	一九二二	五七、四七〇	七〇四	〇・一二
一二	一九二三	五七、九七〇	五〇〇	〇・〇八
一三	一九二四	五八、四七〇	五〇〇	〇・〇八
一四	一九二五	五八、九七〇	五〇〇	〇・〇八
昭和元	一九二六	五九、四七〇	五〇〇	〇・〇八
二	一九二七	五九、九七〇	五〇〇	〇・〇八
三	一九二八	六〇、四七〇	五〇〇	〇・〇八
四	一九二九	六〇、九七〇	五〇〇	〇・〇八
五	一九三〇	六一、四七〇	五〇〇	〇・〇八
六	一九三一	六一、九七〇	五〇〇	〇・〇八
七	一九三二	六二、四七〇	五〇〇	〇・〇八
八	一九三三	六二、九七〇	五〇〇	〇・〇八
九	一九三四	六三、四七〇	五〇〇	〇・〇八
一〇	一九三五	六三、九七〇	五〇〇	〇・〇八
一一	一九三六	六四、四七〇	五〇〇	〇・〇八
一二	一九三七	六四、九七〇	五〇〇	〇・〇八
一三	一九三八	六五、四七〇	五〇〇	〇・〇八
一四	一九三九	六五、九七〇	五〇〇	〇・〇八
一五	一九四〇	六六、四七〇	五〇〇	〇・〇八
一六	一九四一	六六、八七〇	四〇〇	〇・〇六
一七	一九四二	六七、二七〇	四〇〇	〇・〇六
一八	一九四三	六七、六七〇	四〇〇	〇・〇六
一九	一九四四	六七、八七〇	二〇〇	〇・〇三

明治五年は一月二十九日現在、其他は各年末現在數。

全國世帶人口（國勢調査）

地方	世帶 大正九年	世帶 昭和五年	世帶 大正九年	人口 昭和五年	人口 大正九年	人口 昭和五年 男	人口 昭和五年 女	女百に付男	一方粁人口
內地	一、三二一、九九九 千	一、三七四、七〇五 千	五、六七〇、八一八 千	六、二五五、九一一 千	三、三三四、二九九 千	三、一四四、三二一 千	三、〇九六、一八三 千	一〇四・九六	一八一・二五
朝鮮	三、二七〇、七一八	三、九七〇、八〇九	一七、二九九、二二一	一九、五四二、三三二	一〇、二九二、四二九	一〇、二七二、四二九	一〇、二七二、四二九	一〇〇・〇〇	一〇四
臺灣	六九〇、七二八	八〇九、五九九	三、〇五六、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、七一七、〇〇〇	一、七一七、〇〇〇	一、七一七、〇〇〇	一〇〇・〇〇	九
樺太	三三、三三二	一〇五、五九九	一〇五、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	六六、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇
計	一、三三一、三三一	一、六四四、九九九	一七、七九六、〇六一	一九、七四七、三三二	一、一三二、一三二	一、一三二、一三二	一、一三二、一三二	一〇〇・〇〇	一〇四
關東州	—	—	三三一	一、二七七	一、二七七	一、二七七	一、二七七	一〇〇・〇〇	一〇四
內地	—	—	一、五五五	一、八五五	一、八五五	一、八五五	一、八五五	一〇〇・〇〇	一〇四
朝鮮	—	—	六九〇	八〇九	四、二九九	四、二九九	四、二九九	一〇〇・〇〇	九
臺灣	—	—	一四	一三	一〇五	一〇五	一〇五	一〇〇・〇〇	一〇四
樺太	—	—	六五	六五	六五	六五	六五	一〇〇・〇〇	一〇四
計	—	—	一、五五一	一、八七一	四、七七六	四、七七六	四、七七六	一〇〇・〇〇	一〇四
南洋計	一六、三三一	一七、九八一	一九、〇六一	二四、五六五	九、二一七	九、二一七	九、二一七	一〇〇・〇〇	一〇四
合計	一、三四二、三三二	一、六六四、四八九	一七、七九八、〇六一	一九、七八〇、〇〇〇	一、一三二、一三二	一、一三二、一三二	一、一三二、一三二	一〇〇・〇〇	一〇四

（一）內地人口括弧內の數字は現在總人口中部隊艦船及び監獄內に在る人員、（二）九年の朝鮮に關する數字は公簿調査。

地方別世帶及人口（昭和十年國勢調査）

地方別	面積	世帶	人口 男	人口 女	人口 計	女百に付男	一方粁人口
北海道	八八、七五五	三、四五五、三六〇	一、四七四、四六四	一、四三三、〇〇六	二、九〇七、四七〇	一〇八・〇九	三五
東北	六六、九二一	一、一八〇、一八	三、四七三、六三二	三、四〇〇、三二八	六、八七四、九六〇	一〇〇・三九	一〇〇
關東	三三、三三五	二、九三八、四五四	七、七五七、〇六四	七、五五七、〇六四	一、五一四、一二八	一〇二・〇三	四七四
北陸	二五、二九一	一、〇五一、三六六	二、〇五二、三三〇	二、〇〇八、五六〇	四、〇六〇、八九〇	九五・六九	一六六
東山	二六、五六六	七〇一、五六六	一、七四一、三四四	一、七〇一、〇四〇	三、四四二、三八四	九七・七〇	三三
東海	一八、八六六	一、一五七、六八七	二、九六六、六九六	二、九五六、〇四〇	五、九二二、七三六	九八・五五	一〇四
近畿	二七、二二〇	二、三三二、一三六	五、六〇〇、〇四四	五、四六六、〇四四	一〇、〇六六、〇八八	一〇三・三四	四〇八
中國	三二、九九五	一、一五五、〇八一	二、九五三、九四三	二、九八一、七四四	五、九三五、六八七	一〇〇・〇八	一二九
四國	三二、七九五	一、一五五、〇八一	二、九五三、九四三	二、九八一、七四四	五、九三五、六八七	一〇〇・〇八	一二九
九州	四二、〇九八	二、九六六、〇四四	一、八六一、〇四四	一、六九〇、八八八	三、五五一、七三二	一〇三・三四	一〇八
沖繩	二、三六六	三六二、四四五	三六一、四三一	三六一、四三一	七二二、八六二	一〇〇・〇〇	一九二
計	三八二、四四五	一、四九九、四四五	三四、一四八、〇九〇	三四、〇五一、九一九	六六、一九二、一〇九	九八・五九	一七四
市部	—	八、八六六、七四八	一一、〇三〇、一九一	一一、〇三〇、一九一	二二、〇六〇、三八二	一〇〇・〇〇	一八一
郡部	—	九、四八二、五六六	二四、四九八、七九八	二四、〇八八、七四八	四八、五八七、五四六	九八・五六	一六六
市部	—	三、三三三、三六〇	七、九八一、一四八	七、四五二、〇四一	一五、四三四、一八九	九八・三三	一四八
郡部	—	二、七八八、〇〇四	六、六五六、七二六	六、三二一、二三七	一二、九七七、九六三	九八・〇四	一〇五
大正一四年（市部）	—	九、三二一、六〇五	二四、四〇八、九〇七	二四、〇〇五、九〇七	四八、四一三、八一四	九九・八〇	一〇五
大正一四年（郡部）	—	三、三三、三六〇	三、三三、三六〇	三、三三、三六〇	六、六六六、七二〇	一〇〇・〇〇	一八一

府縣別世帶及人口（昭和十年國勢調査）

道府縣	世帶	人口	女百に付男	一方粁人口	昭和五年人口	五年間增加人員	割合
北海道	三四五、三六〇	一、八六二、一八二	一〇八・〇九	三五	二、八二二、三三五	二五五、九一八	九・一
青森	二六一、八三一	一、二九七、一二一	一〇〇・三九	一〇〇	九七五、七一一	九二、四一〇	九・五
岩手	二九五、一二五	一、〇四六、一一一	九八・六四	六九	一、一四一、七八九	一〇五、三二二	一〇・〇
宮城	三〇〇、三〇九	一、一三四、七九五	一〇一・九四	一七四	九九七、七〇八	一三七、〇八七	一三・八
秋田	二九五、三六一	一、〇四二、七四四	九六・六九	一〇〇	九七〇、〇四四	七二、七〇〇	七・四
山形	二八四、九一	一、一二六、八二三	九九・〇〇	一一〇	一、〇一一、三四四	一一五、四七九	一一・四
福島	三一四、三三	一、五七、六七三	九九・〇〇	一二五	一、一一一、一八八	一〇五、四九九	一〇・五
宮城	二七七、三三〇	一、二四八、〇四七	九七・四四	一八八	一、一四一、七八九	一〇〇、〇八	一〇・〇
栃木	三三五、三三五	一、一九五、〇四七	九七・四四	一八八	一、一八〇、〇八〇	一二九	一二・九
群馬	三三五、三三五	一、一四二、八四五	九七・四四	一八八	一、一四一、七八九	一〇〇・〇八	一〇・〇
埼玉	三七七、九四一	一、五四六、八四五	九七・四四	二〇四	一、四五九、一四四	九五・九九	一〇・五
千葉	三七七、九四一	一、五四六、八四五	九七・四四	二〇四	一、四五九、一四四	九五・九九	一〇・五
東京	一、八二一、七〇五	六、三六九、九一九	一〇四・四九	二、九二〇	六、九二一、一三六	一〇〇・四九	二〇・五
神奈川	三三八、三六〇	一、八四〇、〇〇五	一〇四・四九	二、九二〇	六、八二一、一三六	一〇〇・四九	二〇・五
新潟	三三五、七三一	一、八六一、一三七	九六・六六	一、一二一	一、八九六、八五〇	九八・三〇	九・八
富山	一、五六一、九一七	一、八六一、一三七	九六・六六	一、一二一	一、八九六、八五〇	九八・三〇	九・八
石川	一、三三、一三五	一、三三、一三五	九六・六六	一、一二一	一、二六一、一三一	一〇五・九九	一〇・三
福井	一、三三、一三五	一、三三、一三五	九六・六六	一、一二一	一、二六一、一三一	一〇五・九九	一〇・三

德川時代の人口

年代	西暦	人口（千人）
享保六年	一七二一年	三、〇六五
寛延三年	一七五〇年	三、〇五九
安永九年	一七八〇年	三、〇一〇
文化三年	一八〇六年	三、〇五九
弘化九年	一八四六年	三、〇七〇

當時の人口統計には公家武家及び其從屬職多非人など稱へたものを除外し、且十五歳以下の取扱區々なりし爲め、實數は右表に二百萬乃至三百萬を加算すべきであると稱へられてゐる。

道府縣	世帶	人口	女百に付一方粁人口	昭和五年人口	五年間増加人員	五年間増加率%
山梨	二二四,〇九九	六四六,七一七	九一・九	一四五	六八〇	二・二
長野	三三二,七二六	一,七一四,〇〇〇	九〇・二	二二六	一,七一七,一八	(一)三・六二
岐阜	二二四,三六一	一,二二五,七九九	九〇・六	一一七	一,一八七,四五二	(一)四・七四
静岡	三三八,一二四	二,四五六,八八〇	九〇・三	二八〇	一,九七八,八五二	一四二,〇二六
愛知	三六五,七一七	二,八三二,四〇一	九〇・七	三五三	二,四六三,二八〇	二九五・二八〇
三重	三三九,八四六	一,一四四,三六五	九〇・〇四	二〇四	一,一四四,四〇七	七・一八五
滋賀	二四一,一三二	七一二,四三六	九〇・〇四	一六六	六九一,六三一	一四九,六六九
京都	三三三,三四〇	一,四〇二,三〇八	一〇八・〇九	三六八	一,三三三,八三一	二七七,一四九
大阪	八九四,七八九	四,一九七,一四四	一〇八・〇六	二,三六九	三,四〇〇,〇一四	七六七,八一〇
兵庫	六一〇,九六八	二,三三二,二四九	一〇〇・四四	三三一	二,六四六,八〇一	二四一,二六六
奈良	一一三,九一四	六一〇,四七一	九〇・三一	一六八	五六九,三三五	二四一,二六六
和歌山	一八四,七四三	八六四,〇八七	九〇・四三	一八三	八三〇,一四八	三三,三四〇
鳥取	九五,〇四九	四九〇,四六一	九〇・六	一四一	四八九,一六六	一,一九一	七,六〇八
島根	一四七,六四〇	七四七,一一九	九〇・八五	一三三	七九八,四〇四	一,三六五,八三一	一四九,六〇八
岡山	二六一,七六九	一,三三二,六四七	九〇・四六	一八九	一,二五三,八三一	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
廣島	三六二,二三三	一,八〇四,九一六	一〇一・〇四	二二四	一,二四四,六三七	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
山口	二三六,一三一	一,二九〇,四四二	一〇一・〇四	一九六	一,一三四,六三七	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
徳島	一四五,八四四	七二八,七四八	九〇・四一	一六六	七一六,四四四	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
香川	一四三,一一七	七四八,六六六	九〇・四七	四〇三	七四三,八一六	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
愛媛	二四三,二二一	一,二六四,八八八	九〇・四五	二〇六	一,一四一,二二一	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
高知	一八六,三六四	七一四,九八〇	九〇・四五	一〇一	七一八,八四一	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
福岡	三三三,三九一	二,七三三,八〇四	一〇一・一六	三三七	二,三三七,一一九	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
佐賀	二二七,七一三	六八六,一一七	九〇・八	二八〇	六八一,三六三	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
長崎	二三三,〇一一	一,二九六,八八三	一〇四・三一	三一八	一,二四三,三六一	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
熊本	二六一,三七一	一,三八七,〇四四	九〇・八六	一八六	一,三三三,九三三	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
大分	一九三,二九一	九八〇,四三六	九〇・四三	一三三	九四四,七一一	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
宮崎	一六八,四三三	八二四,四三一	一〇一・八八	一〇七	七一〇,四七七	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
鹿児島	三三二,六三三	一,二六九,一四六	九〇・四六	一三三	一,二三三,六六〇	一,六五三,一一六	一四九,六〇八
沖縄	二六,四三三	五九〇,四九一	九〇・九	二四八	五四〇,六六〇	一四,九六三	二六・六
計	三,四九九,四八三	六九,二三四,一四八	一〇〇・六二	一八一	六四四,三六〇,〇〇三	四,八〇一,二六〇	一四・四

都市世帶、人口（昭和十年調勢調査）

市	世帶	人口 男	人口 女	人口 計	女百に付男人	昭和五年人口	五年間増加數
東京	一,九一一,九二九	三,〇四六,二一四	二,七九九,一一四	五,八四五,三二八	一〇九・八九	四,九〇八,九九四	九四〇,三三四
大阪	一,三三三,三六〇	二,三九九,八二七	一,七四七,一一八	四,一四六,九四五	一三七・六四	三,四三三,三四四	七〇三,六〇一
名古屋	二二九,一二七	三四四,六三五	二九五,一二〇	六四〇,一四四	一一六・九九	二九五,一二〇	一一七,八八一
京都	一,一八,〇四八	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
神戸	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
横濱	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
廣島	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
福岡	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
長崎	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
熊本	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
大分	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
宮崎	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
鹿児島	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
函館	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
札幌	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
靜岡	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
館山	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
長崎	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
仙臺	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
豊橋	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
岡崎	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
澤山	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
樽	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
横須賀	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
鹿兒島	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
和歌山	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
佐世保	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
堺	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
濱松	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
豐橋	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
下關	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
岐阜	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
小門司	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
大牟田	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
高久留米	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
青森	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
德島	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七
知多	一,一四八,〇四四	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七	二,二八八,二九四	一〇〇・〇〇	一,一四四,一四七	一,一四四,一四七

市	世帶	人口 男	人口 女	人口 計	女百に付男人	昭和五年人口	五年間増加數
姫路	一八,二一〇	四四,二一三	四七,一四〇	九一,三五三	九八・九九	九七,九九九	六,三五四
西川	一八,一四一	四四,八九九	四三,一四〇	八八,〇三九	一〇二・八九	八七,一八八	一,一四一
旭川	一六,九九三	四四,〇四〇	四四,一八〇	八八,二二〇	九九・七	八七,一二〇	一,一〇〇
前橋	一七,三五五	四三,二七	四三,二八〇	八七,二二七	九八・九	八七,一二七	一,一〇〇
宇都宮	一七,二〇八	四三,一二九	四三,一八〇	八六,三〇九	九八・六	八六,一〇九	一,二〇〇
高崎	一七,〇〇八	四〇,九六六	四〇,九六六	八一,九三二	九八・六	八一,九三二	一,〇〇〇
富山	一八,三四四	四〇,八六六	四〇,八六六	八一,七三二	九八・六	八一,七三二	一,〇〇〇
松本	一八,四八五	四〇,〇一九	四〇,〇一九	八〇,〇三八	九八・六	八〇,〇三八	一,〇〇〇
長野	一八,〇四八	四〇,四〇八	四〇,四〇八	八〇,八一六	九八・六	八〇,八一六	一,〇〇〇
福井	一六,四四八	三九,九六六	三九,九六六	七九,九三二	九八・六	七九,九三二	一,〇〇〇
桐生	一三,八六一	三六,〇一三	三六,〇一三	七二,〇二六	九八・六	七二,〇二六	一,〇〇〇
若松	一四,八四一	三六,〇一四	三六,〇一四	七二,〇二八	九八・六	七二,〇二八	一,〇〇〇
盛岡	一二,八四七	三三,九六六	三三,九六六	六七,九三二	九八・六	六七,九三二	一,〇〇〇
山形	一四,二四七	三三,〇一八	三三,〇一八	六六,〇三六	九八・六	六六,〇三六	一,〇〇〇
大津	一二,六八七	三二,〇一一	三二,〇一一	六四,〇二二	九八・六	六四,〇二二	一,〇〇〇
尼崎	一四,二四七	三二,〇一一	三二,〇一一	六四,〇二二	九八・六	六四,〇二二	一,〇〇〇
松本	一四,八四一	三六,〇一四	三六,〇一四	七二,〇二八	九八・六	七二,〇二八	一,〇〇〇
盛岡	一二,八四七	三三,九六六	三三,九六六	六七,九三二	九八・六	六七,九三二	一,〇〇〇
那覇	一二,二四二	三二,〇〇六	三二,〇〇六	六四,〇〇九	九八・六	六四,〇〇九	一,〇〇〇
宮崎	一二,九二二	三二,〇一〇	三二,〇一〇	六四,〇二〇	九八・六	六四,〇二〇	一,〇〇〇
高崎	一二,九八六	三二,〇一四	三二,〇一四	六四,〇二八	九八・六	六四,〇二八	一,〇〇〇
水戸	一二,八八〇	三一,七六六	三一,七六六	六三,五三二	九八・六	六三,五三二	一,〇〇〇
高千穂	一二,三六一	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
四日市	一二,三六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
八王子	一二,三六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
秋田	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
清水	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
大分	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
長崎	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
八戸	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
高岡	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
千葉	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
山形	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
市川	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
上田	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
松阪	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
倉敷	一二,九六八	三一,〇一〇	三一,〇一〇	六二,〇二〇	九八・六	六二,〇二〇	一,〇〇〇
延岡	一〇,八九九	三〇,八九八	三〇,八九八	六一,七九七	九八・六	六一,七九七	一,〇〇〇
郡山	一〇,三三七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
奈良	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
釧路	一〇,〇九九	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
一川	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
宇治山田	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
宮崎	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
松江	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
今治	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
宇和島	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
米澤	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
佐賀	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
足利	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
大垣	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
沼津	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
福井	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
銚子	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
瀬戸	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
市川	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
浦和	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
直方	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
弘前	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
若松	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
市川	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
銚子	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
平和	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
岸和田	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
塚口	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
明石	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
飯田	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
米沢	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
都城	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
津	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
鶴岡	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
米子	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
城山	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
廣田	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
阪口	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
越敷	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇
倉山	一〇,二四七	三〇,〇一四	三〇,〇一四	六〇,〇二八	九八・六	六〇,〇二八	一,〇〇〇

市世帯

市	世帯	人口 男	人口 女	人口 計	女百に付男	昭和五年人口	五年間増加數
三卷	六、三一一	一七、〇四九	一七、一六六	三四、二一五	一〇二・九	三二、二六六	三、〇四九
石條	五、七一六	一七、二三五	一六、二五五	三三、四九〇	一〇六・〇	三一、一〇六	二、八八四
萩	七、一六〇	一七、七〇二	一六、八五二	三四、五五八	一〇五・〇	三二、〇五五	二、五〇三
宮	七、四五八	一五、五五八	一六、四五七	三二、〇一五	九四・三	二八、五七七	三、四八八
酒田	六、三四四	一五、一五四	一六、七一六	三二、八七〇	九〇・六	二九、一四九	三、一二一
高田	五、七六八	一五、六三一	一六、〇八一	三一、二八八	九〇・〇	二九、〇四四	二、二四四
唐津	六、一一〇	一五、〇〇一	一六、〇八八	三一、〇七六	九〇・五	二九、〇四四	二、〇三二
尾道	六、九〇〇	一五、三五一	一五、四二五	三〇、七七六	九〇・五	二九、〇四四	二、〇三二
八幡	六、四〇一	一四、七九一	一五、七三一	三〇、五二一	九〇・三	二八、九〇〇	二、〇三一
中津	六、六〇五	一四、一三六	一六、〇八一	三〇、二二七	八八・三	二八、六六六	二、〇三一
海濱	六、三五六	一四、八一二	一五、九二七	三〇、七四〇	八八・〇	二八、六六六	二、〇三一
丸亀	六、三〇八	一四、八四三	一五、六二一	三〇、四六四	八八・〇	二八、八五七	二、〇三一
首里	四、五七一	九、〇九一	一〇、二三五	一九、三二六	八九・〇	二〇、二一九	△八三

昭和五年の人口は昭和十年國勢調査當時に於ける區域に依つたものである。

都市村落人口（國勢調査）

人口	大正一四 市町村數	大正一四 人口	大正一四 人口千人中	昭和五 市町村數	昭和五 人口	昭和五 人口千人中
一—	四九九	八二	一六、一〇二	四九九	八〇	二一、七六六
五〇〇—	九九九	二六五	二二二、八六五	一、〇〇〇	二六八	一〇四、〇二二
一、〇〇〇—	一、九九九	二、一七七	三、六五五、四二五	一、〇〇〇	二、〇五二	三、五六六、六六六
二、〇〇〇—	四、九九九	三、〇四二	三、四五五、八〇四	一、〇〇〇	三、一一〇	三、一一〇、一三六
五、〇〇〇—	九、九九九	一、九四四	二、四七五、一〇〇	一、〇〇〇	一、八六七	二、四四九、〇二四
一〇、〇〇〇—	一九、九九九	五九二	一、二五九、二六一	一、〇〇〇	一、〇〇二	一、二〇九、八八八
二〇、〇〇〇—	三九、九九九	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
五〇、〇〇〇—	四九、九九九	三六	一、七四九、四四〇	一、〇〇〇	一、〇九一	一、〇九一、七四〇
一〇〇、〇〇〇—	九九、九九九	三一	一、二四八、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇—	四九、九九九	三一	三、四四四、九一六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇〇〇、〇〇〇以上	九九、九九九	二二	八、七四二、一二七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計		三一〇、一九	三五、九六六、八二二		二、八六五	六四、四六〇、〇〇五

犯罪年齢（一四歲以上）

年齢	男	女	計
一四	一、一四一	一、一四一	二、二八二
一五	一、一四一	一、一四一	二、二八二
一六	一、一四一	一、一四一	二、二八二
一七	一、一四一	一、一四一	二、二八二
一八	一、一四一	一、一四一	二、二八二
一九	一、一四一	一、一四一	二、二八二
二〇	一、一四一	一、一四一	二、二八二
二一	一、一四一	一、一四一	二、二八二
二二	一、一四一	一、一四一	二、二八二
二三	一、一四一	一、一四一	二、二八二
二四	一、一四一	一、一四一	二、二八二
二五	一、一四一	一、一四一	二、二八二
二六	一、一四一	一、一四一	二、二八二
二七	一、一四一	一、一四一	二、二八二
二八	一、一四一	一、一四一	二、二八二
二九	一、一四一	一、一四一	二、二八二
三〇	一、一四一	一、一四一	二、二八二
三一	一、一四一	一、一四一	二、二八二
三二	一、一四一	一、一四一	二、二八二
三三	一、一四一	一、一四一	二、二八二
三四	一、一四一	一、一四一	二、二八二
三五	一、一四一	一、一四一	二、二八二
三六	一、一四一	一、一四一	二、二八二
三七	一、一四一	一、一四一	二、二八二
三八	一、一四一	一、一四一	二、二八二
三九	一、一四一	一、一四一	二、二八二
四〇	一、一四一	一、一四一	二、二八二
四一	一、一四一	一、一四一	二、二八二
四二	一、一四一	一、一四一	二、二八二
四三	一、一四一	一、一四一	二、二八二
四四	一、一四一	一、一四一	二、二八二
四五	一、一四一	一、一四一	二、二八二
四六	一、一四一	一、一四一	二、二八二
四七	一、一四一	一、一四一	二、二八二
四八	一、一四一	一、一四一	二、二八二
四九	一、一四一	一、一四一	二、二八二
五〇	一、一四一	一、一四一	二、二八二
五一	一、一四一	一、一四一	二、二八二
五二	一、一四一	一、一四一	二、二八二
五三	一、一四一	一、一四一	二、二八二
五四	一、一四一	一、一四一	二、二八二
五五	一、一四一	一、一四一	二、二八二
五六	一、一四一	一、一四一	二、二八二
五七	一、一四一	一、一四一	二、二八二
五八	一、一四一	一、一四一	二、二八二
五九	一、一四一	一、一四一	二、二八二
六〇	一、一四一	一、一四一	二、二八二
六一	一、一四一	一、一四一	二、二八二
六二	一、一四一	一、一四一	二、二八二
六三	一、一四一	一、一四一	二、二八二
六四	一、一四一	一、一四一	二、二八二
六五	一、一四一	一、一四一	二、二八二
六六	一、一四一	一、一四一	二、二八二
六七	一、一四一	一、一四一	二、二八二
六八	一、一四一	一、一四一	二、二八二
六九	一、一四一	一、一四一	二、二八二
七〇	一、一四一	一、一四一	二、二八二
七一	一、一四一	一、一四一	二、二八二
七二	一、一四一	一、一四一	二、二八二
七三	一、一四一	一、一四一	二、二八二
七四	一、一四一	一、一四一	二、二八二
七五	一、一四一	一、一四一	二、二八二
七六	一、一四一	一、一四一	二、二八二
七七	一、一四一	一、一四一	二、二八二
七八	一、一四一	一、一四一	二、二八二
七九	一、一四一	一、一四一	二、二八二
八〇以上	一、一四一	一、一四一	二、二八二
計	三二、四四〇	三二、四四〇	六四、八八〇

大正九年第一回國勢調査の結果未だ分明せざる爲め同年の數字を缺く。

人口毎五歲別（昭和五年國勢調査）

年齢	男	女	計	人口千人中
四〇	一、四四三、六三二	一、四四三、六三二	二、八八六、二六四	一〇二
三五	一、九二四、二二一	一、九二四、二二一	三、八四八、四四二	一〇一
三〇	二、一二〇、一〇九	二、一二〇、一〇九	四、二四〇、二一八	一〇一
二五	二、〇六六、六六六	二、〇六六、六六六	四、一三三、三三二	一〇一
二〇	二、一一〇、一三六	二、一一〇、一三六	四、二二〇、二七二	一〇一
一五	二、四四九、〇二四	二、四四九、〇二四	四、八九八、〇四八	一〇一
一〇	二、二〇九、八八八	二、二〇九、八八八	四、四一九、七七六	一〇一
五	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	一〇一
〇	一、〇九一、七四〇	一、〇九一、七四〇	二、一八二、一八〇	一〇一

年齢別人口（各年末、十四年、昭和五年は國勢調査）

年齢	明治三一 男	明治三一 女	明治三一 計	大正七 男	大正七 女	大正七 計	一四 男	一四 女	一四 計	昭和五 男	昭和五 女	昭和五 計
計	三、六四三、八二四	三、六四三、八二四	七、二八七、六四八	四、三五六、六六六	四、三五六、六六六	八、七一二、一三二	六、〇六六、〇〇一	六、〇六六、〇〇一	一二、一二二、〇〇二	六、三五九、〇四二	六、三五九、〇四二	一二、七一八、〇八四
女子	四、一四五、九四〇	四、一四五、九四〇	八、二九一、八八〇	五、一四四、八四〇	五、一四四、八四〇	一〇、二八九、六八〇	六、四〇九、〇〇一	六、四〇九、〇〇一	一二、八一八、〇〇二	六、六〇九、〇〇一	六、六〇九、〇〇一	一二、二一八、〇〇二
男子	七、七五三、七四四	七、七五三、七四四	一五、五〇七、四八八	九、五〇〇、八八〇	九、五〇〇、八八〇	一八、〇〇八、七六〇	一二、〇八一、〇〇二	一二、〇八一、〇〇二	二四、一六二、〇〇四	一二、九五八、〇八四	一二、九五八、〇八四	二五、九一六、一六八
一—	四九九	四九九	九九九	八二	八二	一六、一〇二	一〇四	一〇四	二〇八	八〇	八〇	一六〇
五〇〇—	九九九	二六五	二二二、八六五	二六八	二六八	五三六、一三〇	二六八	二六八	五三六、二六〇	二六八	二六八	五三六、二六〇
一、〇〇〇—	一、九九九	二、一七七	三、六五五、四二五	二、〇五二	二、〇五二	七、〇九二、〇〇四	二、〇五二	二、〇五二	七、〇九二、〇〇四	二、〇五二	二、〇五二	七、〇九二、〇〇四
二、〇〇〇—	四、九九九	三、〇四二	三、四五五、八〇四	三、一一〇	三、一一〇	六、二二〇、一三六	三、一一〇	三、一一〇	六、二二〇、一三六	三、一一〇	三、一一〇	六、二二〇、一三六
五、〇〇〇—	九、九九九	一、九四四	二、四七五、一〇〇	一、八六七	一、八六七	三、七三四、二〇〇	一、八六七	一、八六七	三、七三四、二〇〇	一、八六七	一、八六七	三、七三四、二〇〇
一〇、〇〇〇—	一九、九九九	五九二	一、二五九、二六一	四二六	四二六	一、七一八、〇八二	四二六	四二六	一、七一八、〇八二	四二六	四二六	一、七一八、〇八二
二〇、〇〇〇—	三九、九九九	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九五〇	九五〇	二、〇〇〇、〇〇〇	九五〇	九五〇	二、〇〇〇、〇〇〇	九五〇	九五〇	二、〇〇〇、〇〇〇
五〇、〇〇〇—	四九、九九九	三六	一、七四九、四四〇	三六八	三六八	一、一一七、八〇八	三六八	三六八	一、一一七、八〇八	三六八	三六八	一、一一七、八〇八
一〇〇、〇〇〇—	九九、九九九	三一	一、二四八、一〇〇	一、〇一〇	一、〇一〇	二、二五八、一〇〇	一、〇一〇	一、〇一〇	二、二五八、一〇〇	一、〇一〇	一、〇一〇	二、二五八、一〇〇
五〇〇、〇〇〇—	四九、九九九	三一	三、四四四、九一六	一、七四〇	一、七四〇	五、一八四、八五六	一、七四〇	一、七四〇	五、一八四、八五六	一、七四〇	一、七四〇	五、一八四、八五六
一〇〇〇、〇〇〇以上	九九、九九九	二二	八、七四二、一二七	一、〇九一	一、〇九一	三、四八四、二二七	一、〇九一	一、〇九一	三、四八四、二二七	一、〇九一	一、〇九一	三、四八四、二二七
合計		三一〇、一九	三五、九六六、八二二		二、八六五	六四、四六〇、〇〇五		二、八六五	六四、四六〇、〇〇五		二、八六五	六四、四六〇、〇〇五

職業別人口（昭和五年國勢調査）

業種別	市部 男	市部 女	郡部 男	郡部 女	全國 男	全國 女	全國 計
農業	一〇、二一〇	九、二一二	一四、三四四	七、三〇六	七、七四二	六、三九〇	一四、〇三二
水産業	一六、〇〇九	一、四一二	一九、四六二	四、七一六	三〇、〇六八	一〇、一〇五	四〇、一七三
鑛業	一、八一三	四六一	二、二四六	二、四六六	一、九六九	一、〇一四	二、九八三
工業	一、一四九、六一六	三五四、一〇四	一、五〇四、七二〇	一、〇一四、〇四〇	二、五五九、七六〇	一、三八八、一五四	三、九四七、九一四
商業	四四五、四九〇	一〇、一〇五	四五五、五九五	九一、〇八八	五六、一三三	四一、八七七	九八、〇一〇
交通業	七三六、七五四	一五、一二一	七五二、八七五	一、〇五八、五九五	一、四九、〇七〇	一、〇八一、八〇四	二、一三〇、八七四
公務自由業	二八、一二一	五五、九七六	八四、一〇二	一八、八一二	八四、一〇二	六九、一一六	一五四、二一八
家事使用人	二一〇、九三五	三一、三五一	二四二、二八六	三六八、一二一	二四二、二八六	三九九、一一六	六四一、四〇二
其他有業者	四、九五四、三六八	一、三五二、二六一	一四、〇五六、八八八	八、九七七、〇三一	一九、〇三〇、九二三	一〇、三五九、二二九	二九、三九〇、一五二
計	七、九八一、一四八	七、四六三、〇四二	一四、四四四、一九〇	八、九四八、二四四	一三、三五九、一三四	一〇、八三〇、二六六	二四、一八九、四〇〇
無職業	三、〇〇八、八九五	八、〇五五、六七一	一〇、〇六三、五六六	一、二五九、七六六	一三、三〇五、二三一	九、三二九、四三七	二二、六三四、六六八
合計	七、九八一、一四八	七、四六三、〇四二	一四、四四四、一九〇	八、九四八、二四四	一三、三五九、一三四	一〇、八三〇、二六六	二四、一八九、四〇〇

年齢別人口（各年末、十四年、昭和五年は國勢調査）

年齢	明治三一 男	明治三一 女	明治三一 計	大正七 男	大正七 女	大正七 計	一四 男	一四 女	一四 計	昭和五 男	昭和五 女	昭和五 計
計	三、六四三、八二四	三、六四三、八二四	七、二八七、六四八	四、三五六、六六六	四、三五六、六六六	八、七一二、一三二	六、〇六六、〇〇一	六、〇六六、〇〇一	一二、一二二、〇〇二	六、三五九、〇四二	六、三五九、〇四二	一二、七一八、〇八四
女子	四、一四五、九四〇	四、一四五、九四〇	八、二九一、八八〇	五、一四四、八四〇	五、一四四、八四〇	一〇、二八九、六八〇	六、四〇九、〇〇一	六、四〇九、〇〇一	一二、八一八、〇〇二	六、六〇九、〇〇一	六、六〇九、〇〇一	一二、二一八、〇〇二
男子	七、七五三、七四四	七、七五三、七四四	一五、五〇七、四八八	九、五〇〇、八八〇	九、五〇〇、八八〇	一八、〇〇八、七六〇	一二、〇八一、〇〇二	一二、〇八一、〇〇二	二四、一六二、〇〇四	一二、九五八、〇八四	一二、九五八、〇八四	二五、九一六、一六八
一—	四九九	四九九	九九九	八二	八二	一六、一〇二	一〇四	一〇四	二〇八	八〇	八〇	一六〇
五〇〇—	九九九	二六五	二二二、八六五	二六八	二六八	五三六、一三〇	二六八	二六八	五三六、二六〇	二六八	二六八	五三六、二六〇
一、〇〇〇—	一、九九九	二、一七七	三、六五五、四二五	二、〇五二	二、〇五二	七、〇九二、〇〇四	二、〇五二	二、〇五二	七、〇九二、〇〇四	二、〇五二	二、〇五二	七、〇九二、〇〇四
二、〇〇〇—	四、九九九	三、〇四二	三、四五五、八〇四	三、一一〇	三、一一〇	六、二二〇、一三六	三、一一〇	三、一一〇	六、二二〇、一三六	三、一一〇	三、一一〇	六、二二〇、一三六
五、〇〇〇—	九、九九九	一、九四四	二、四七五、一〇〇	一、八六七	一、八六七	三、七三四、二〇〇	一、八六七	一、八六七	三、七三四、二〇〇	一、八六七	一、八六七	三、七三四、二〇〇
一〇、〇〇〇—	一九、九九九	五九二	一、二五九、二六一	四二六	四二六	一、七一八、〇八二	四二六	四二六	一、七一八、〇八二	四二六	四二六	一、七一八、〇八二
二〇、〇〇〇—	三九、九九九	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九五〇	九五〇	二、〇〇〇、〇〇〇	九五〇	九五〇	二、〇〇〇、〇〇〇	九五〇	九五〇	二、〇〇〇、〇〇〇
五〇、〇〇〇—	四九、九九九	三六	一、七四九、四四〇	三六八	三六八	一、一一七、八〇八	三六八	三六八	一、一一七、八〇八	三六八	三六八	一、一一七、八〇八
一〇〇、〇〇〇—	九九、九九九	三一	一、二四八、一〇〇	一、〇一〇	一、〇一〇	二、二五八、一〇〇	一、〇一〇	一、〇一〇	二、二五八、一〇〇	一、〇一〇	一、〇一〇	二、二五八、一〇〇
五〇〇、〇〇〇—	四九、九九九	三一	三、四四四、九一六	一、七四〇	一、七四〇	五、一八四、八五六	一、七四〇	一、七四〇	五、一八四、八五六	一、七四〇	一、七四〇	五、一八四、八五六
一〇〇〇、〇〇〇以上	九九、九九九	二二	八、七四二、一二七	一、〇九一	一、〇九一	三、四八四、二二七	一、〇九一	一、〇九一	三、四八四、二二七	一、〇九一	一、〇九一	三、四八四、二二七
合計		三一〇、一九	三五、九六六、八二二		二、八六五	六四、四六〇、〇〇五		二、八六五	六四、四六〇、〇〇五		二、八六五	六四、四六〇、〇〇五

人口毎五歲別（昭和五年國勢調査）

年齢	男	女	計	人口千人中
四〇	一、四四三、六三二	一、四四三、六三二	二、八八六、二六四	一〇二
三五	一、九二四、二二一	一、九二四、二二一	三、八四八、四四二	一〇一
三〇	二、一二〇、一〇九	二、一二〇、一〇九	四、二四〇、二一八	一〇一
二五	二、〇六六、六六六	二、〇六六、六六六	四、一三三、三三二	一〇一
二〇	二、一一〇、一三六	二、一一〇、一三六	四、二二〇、二七二	一〇一
一五	二、四四九、〇二四	二、四四九、〇二四	四、八九八、〇四八	一〇一
一〇	二、二〇九、八八八	二、二〇九、八八八	四、四一九、七七六	一〇一
五	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	一〇一
〇	一、〇九一、七四〇	一、〇九一、七四〇	二、一八二、一八〇	一〇一

年齢別人口（明治三一、大正九、昭和五年國勢調査）

年齢	明治三一 男	明治三一 女	明治三一 計	大正九 男	大正九 女	大正九 計	昭和五 男	昭和五 女	昭和五 計
計	三、六四三、八二四	三、六四三、八二四	七、二八七、六四八	四、三五六、六六六	四、三五六、六六六	八、七一二、一三二	六、〇六六、〇〇一	六、〇六六、〇〇一	一二、一二二、〇〇二
女子	四、一四五、九四〇	四、一四五、九四〇	八、二九一、八八〇	五、一四四、八四〇	五、一四四、八四〇	一〇、二八九、六八〇	六、四〇九、〇〇一	六、四〇九、〇〇一	一二、八一八、〇〇二
男子	七、七五三、七四四	七、七五三、七四四	一五、五〇七、四八八	九、五〇〇、八八〇	九、五〇〇、八八〇	一八、〇〇八、七六〇	一二、〇八一、〇〇二	一二、〇八一、〇〇二	二四、一六二、〇〇四
一—	四九九	四九九	九九九	八二	八二	一六、一〇二	一〇四	一〇四	二〇八
五〇〇—	九九九	二六五	二二二、八六五	二六八	二六八	五三六、一三〇	二六八	二六八	五三六、二六〇
一、〇〇〇—	一、九九九	二、一七七	三、六五五、四二五	二、〇五二	二、〇五二	七、〇九二、〇〇四	二、〇五二	二、〇五二	七、〇九二、〇〇四
二、〇〇〇—	四、九九九	三、〇四二	三、四五五、八〇四	三、一一〇	三、一一〇	六、二二〇、一三六	三、一一〇	三、一一〇	六、二二〇、一三六
五、〇〇〇—	九、九九九	一、九四四	二、四七五、一〇〇	一、八六七	一、八六七	三、七三四、二〇〇	一、八六七	一、八六七	三、七三四、二〇〇
一〇、〇〇〇—	一九、九九九	五九二	一、二五九、二六一	四二六	四二六	一、七一八、〇八二	四二六	四二六	一、七一八、〇八二
二〇、〇〇〇—	三九、九九九	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九五〇	九五〇	二、〇〇〇、〇〇〇	九五〇	九五〇	二、〇〇〇、〇〇〇
五〇、〇〇〇—	四九、九九九	三六	一、七四九、四四〇	三六八	三六八	一、一一七、八〇八	三六八	三六八	一、一一七、八〇八
一〇〇、〇〇〇—	九九、九九九	三一	一、二四八、一〇〇	一、〇一〇	一、〇一〇	二、二五八、一〇〇	一、〇一〇	一、〇一〇	二、二五八、一〇〇
五〇〇、〇〇〇—	四九、九九九	三一	三、四四四、九一六	一、七四〇	一、七四〇	五、一八四、八五六	一、七四〇	一、七四〇	五、一八四、八五六
一〇〇〇、〇〇〇以上	九九、九九九	二二	八、七四二、一二七	一、〇九一	一、〇九一	三、四八四、二二七	一、〇九一	一、〇九一	三、四八四、二二七
合計		三一〇、一九	三五、九六六、八二二		二、八六五	六四、四六〇、〇〇五		二、八六五	六四、四六〇、〇〇五

人口有配偶、無配偶別（昭和五年國勢調査）

年齢	有配偶者 男	有配偶者 女	無配偶者 未婚 男	無配偶者 未婚 女	無配偶者 死別及離別 男	無配偶者 死別及離別 女
〇	—	—	四、四四七、六五三	四、四四七、六五三	—	—
五	—	—	三、八五二、二九九	三、八五二、二九九	—	—
一〇	二、二	三、一四四、七八六	三、四三六、三三四	三、四三六、三三四	一、八三	一、八三
一五	八、八七	三、八六六、三三四	二、八四一、八九〇	二、八四一、八九〇	一、〇一〇	一、〇一〇
二〇	一、一四一、五九九	一、一四一、五九九	一、一四一、五九九	一、一四一、五九九	一、一四一、五九九	一、一四一、五九九
二五	一、九二二、五九九	一、八四九、四九九	一、七三一、七七六	一、七三一、七七六	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八
三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇
三五	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八
四〇	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三
四五	一、九二二、五九九	一、八四九、四九九	一、七三一、七七六	一、七三一、七七六	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八
五〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇
五五	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八
六〇	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三
六五	一、九二二、五九九	一、八四九、四九九	一、七三一、七七六	一、七三一、七七六	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八
七〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇
七五	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八
八〇以上	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇
計	三二、四四〇、一五六	三二、四四〇、一五六	三二、三五九、一三四	三二、三五九、一三四	一〇、八三〇、二六六	一〇、八三〇、二六六

內地本籍人口

年齢	男	女	計
計	三二、四四〇、一五六	三二、四四〇、一五六	六四、八八〇、三〇二
〇	四、四四七、六五三	四、四四七、六五三	八、八八五、三〇六
五	三、八五二、二九九	三、八五二、二九九	七、七〇四、五九八
一〇	三、四三六、三三四	三、四三六、三三四	六、八七二、六六八
一五	二、八四一、八九〇	二、八四一、八九〇	五、六八二、七八〇
二〇	一、一四一、五九九	一、一四一、五九九	二、二八二、一九八
二五	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	二、〇二〇、三三六
三〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	二、二八二、二六〇
三五	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	二、〇二〇、三三六
四〇	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三	二、八八五、三〇六
四五	一、九二二、五九九	一、八四九、四九九	二、七七二、一四八
五〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	二、二八二、二六〇
五五	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	二、〇二〇、三三六
六〇	一、四四七、六五三	一、四四七、六五三	二、八八五、三〇六
六五	一、九二二、五九九	一、八四九、四九九	二、七七二、一四八
七〇	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	二、二八二、二六〇
七五	一、〇一〇、一六八	一、〇一〇、一六八	二、〇二〇、三三六
八〇以上	一、一四一、一三〇	一、一四一、一三〇	二、二八二、二六〇
計	三二、四四〇、一五六	三二、四四〇、一五六	六四、八八〇、三〇二

明治五年は一月二十九日現在男女不詳を含むに因る。

身分別出生數（×印には男女不詳を含む）

身分	昭和五	六	七	八	九
公生 男	一、〇〇一、四四一	一、〇四〇、一六五	一、〇四〇、一六五	九九二、一四〇	九八二、一七〇
公生 女	九四二、五〇一	九九二、〇一六	九九二、〇一六	九四〇、〇一四	九二〇、〇四〇
私生 男	六八、一一〇	六七、九七九	六七、九七九	六六、八七九	六六、一一一
私生 女	六六、一一一	六五、一四一	六五、一四一	六四、一四一	六四、一四一
計	×二〇、〇六五、一〇一	×二〇、〇四〇、一六五	×二〇、〇四〇、一六五	×二〇、〇一四、一四一	×二〇、〇一四、一四一

明治五年は一月二十九日現在男女不詳を含むに因る。

男女の和の計に算當せざるものあるは男女不詳を含むに因る。屬領の分は現住者。

其後は年末計。男女の和の計に算當せざるものあるは

夫婦關係繼續期間別離婚

年次	一年未滿	一—二	二—三	三—四	四—五	計
昭和七 (實數)	四〇六六	七三三	四四二	三六四	二六〇	二六〇三六
昭和七 (比率)	二三・三	一四・七	八・六・八	四・〇・五	〇・五	五四・二
八 (實數)	六三六・八	一三二・七	四四四・五	三五・五	二・一	二七〇・九・一
八 (比率)	一三・三	一四・九	八・〇・八	七・二・五	〇・五	五四・五・八
九 (實數)	六四八・五	一三二・四	四三二・四	三五・五	二・一	二六・九・四
九 (比率)	一三・六	一四・九	八・八・八	七・二・五	〇・五	五四・九・九
年次	一—二	二—三	三—四	四—五	計	
昭和七 (實數)	一二一〇	一二九・一	一〇七・七	一〇八・三	一〇〇〇・〇	
昭和七 (比率)	一二・一	一二・六	一〇・七	一〇・八	一〇〇〇・〇	
八 (實數)	一〇七九・七	一二一・七	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇〇〇・〇	
八 (比率)	一〇・七	一二・一	一〇・二	一〇・二	一〇〇〇・〇	
九 (實數)	一〇八三・九	一二〇・〇	一〇二・〇	一〇二・〇	一〇〇〇・〇	
九 (比率)	一〇・八	一二・〇	一〇・二	一〇・二	一〇〇〇・〇	

一〇年以上年數不詳

婚姻、離婚、出生、死産、死亡

年次	婚姻 (實數)	婚姻 (比率)	離婚 (實數)	離婚 (比率)	出生 (實數)	出生 (比率)	死産 (實數)	死産 (比率)	死亡 (實數)	死亡 (比率)
明治七—一六平均	一〇〇四・四〇九	七・九三	一一二・二四九	一・一二	一二二二・二九一	一二・二一	六六四・一二九	六・六四	一二〇八・九四五	死亡に對し出生の增加
一七—二三	一〇四〇・九	七・九	一一二・二九一	一・一二	一二二二・二九一	一二・二一	六六四・一二九	六・六四	一二〇八・九四五	六・六
二三—二六	一一二・八五〇	七・七三	一一二・六五〇	一・一二	一二一・七五〇	一二・一	六四・一二九	六・四	一二〇八・九四五	六・六
二七—三一	一一二・八五〇	九・七七	一一二・六五〇	一・一二	一二一・七五〇	一二・一	六四・一二九	六・四	一二〇八・九四五	六・六
三二—三六	一一二・八五〇	九・七七	一一二・六五〇	一・一二	一二一・七五〇	一二・一	六四・一二九	六・四	一二〇八・九四五	六・六
三七—四一	一一二・八五〇	九・七七	一一二・六五〇	一・一二	一二一・七五〇	一二・一	六四・一二九	六・四	一二〇八・九四五	六・六
四二—大正二	一一二・八五〇	九・七七	一一二・六五〇	一・一二	一二一・七五〇	一二・一	六四・一二九	六・四	一二〇八・九四五	六・六
三—七	一〇四〇・九	八・〇	一一〇・二九一	一・一	一一〇・二九一	一一・一	六四・一二九	六・四	一二〇八・九四五	六・六
八—一三	一〇四〇・九	八・〇	一一〇・二九一	一・一	一一〇・二九一	一一・一	六四・一二九	六・四	一二〇八・九四五	六・六
一三—昭和三	一〇四〇・九	八・〇	一一〇・二九一	一・一	一一〇・二九一	一一・一	六四・一二九	六・四	一二〇八・九四五	六・六

九年中婚姻、離婚、出生、死産、死亡（現在地別）

道府縣	婚姻	離婚	出生 男	出生 女	死産 男	死産 女	死産 不詳	死亡 男	死亡 女
北海道	一〇八八八	五二一・〇四一	一一〇・八八八	一一〇・八八八	一一・一四四	一〇・一四一	一・一	一〇・一四一	一〇・一四一
青森	八九四	一九・九三一	八・八三〇	八・八三〇	一・一一六	一・一一六	一・一	一・一一六	一・一一六
岩手	一一〇・一一一	一一・一一一	一一・一一一	一一・一一一	一・一一一	一・一一一	一・一	一・一一一	一・一一一
宮城	九九一	一一・一一一	一一・一一一	一一・一一一	一・一一一	一・一一一	一・一	一・一一一	一・一一一
秋田	一一〇・八八八	一一・一一一	一一・一一一	一一・一一一	一・一一一	一・一一一	一・一	一・一一一	一・一一一
山形	一一〇・八八八	一一・一一一	一一・一一一	一一・一一一	一・一一一	一・一一一	一・一	一・一一一	一・一一一
福島	一一〇・八八八	一一・一一一	一一・一一一	一一・一一一	一・一一一	一・一一一	一・一	一・一一一	一・一一一
茨城	一一〇・八八八	一一・一一一	一一・一一一	一一・一一一	一・一一一	一・一一一	一・一	一・一一一	一・一一一
栃木	一一〇・八八八	一一・一一一	一一・一一一	一一・一一一	一・一一一	一・一一一	一・一	一・一一一	一・一一一
群馬	一一〇・八八八	一一・一一一	一一・一一一	一一・一一一	一・一一一	一・一一一	一・一	一・一一一	一・一一一
埼玉	一一〇・八八八	一一・一一一	一一・一一一	一一・一一一	一・一一一	一・一一一	一・一	一・一一一	一・一一一
千葉	一一〇・八八八	一一・一一一	一一・一一一	一一・一一一	一・一一一	一・一一一	一・一	一・一一一	一・一一一

種類別婚姻離婚數（右實數、左千分比）

	婚姻	離婚
普通婚	婚姻入夫	妻が夫の家を去る
婚姻婚	婚姻婿養子	夫が妻の家を去る
婚姻婚	婚姻 計	雙方婚家に留る
計		計

年次	婚姻 (實數)	婚姻 (比率)	離婚 (實數)	離婚 (比率)	出生 (實數)	出生 (比率)	死産 (實數)	死産 (比率)	死亡 (實數)	死亡 (比率)	死亡に對し出生の增加
昭和四—八年	一〇〇〇三九七	七・七七	一一三・八八一	一・一三	二二〇・六八五	二・二〇	一二〇八・四六三	一二・〇八	九五四・三八	九・五四
七年	一〇〇一・四四七	七・七七	一一二・八二一・四四一	一・一二	二二九・七九九	二・二九	一二・七四・三四四	一二・七四	一〇〇四・三九	一〇・〇四
八年	一〇四〇・九六一	七・七三	一一二・二三二	一・一二	二二一・九七七	二・二一	一二・九七・九	一二・九七	九二〇・一三九	九・二〇
九年	一〇四〇・九六一	七・七三	一一〇・八一〇	一・一一	二二〇・四八八	二・二〇	一二・〇四・八八	一二・〇四	八〇八・〇九九	八・〇八
年次	一—二	二—三	三—四	四—五	計					
昭和四—八年	一〇〇・七九一	二二・八六八	一二・九八五	一二〇八・四六三	一〇〇〇・〇					
七年	一〇〇・七九一	二二・八六八	一二・九八五	一二〇八・四六三	一〇〇〇・〇					
八年	一〇四・九六一	二二・一三一	一二・九七九	一二〇八・四六三	一〇〇〇・〇					
九年	一〇八・〇四一	二二・一三一	一二・九七九	一二〇八・四六三	一〇〇〇・〇					

明治七年乃至三十一年の婚姻離婚出生死産死亡は內地外に於ける計數を包含するも明治三十二年以後は內地のみの計數である。（比率は人口千に付）

年齡別婚姻數（左側數字は千分比例）

年次	夫								妻							
	昭和七		八		九				昭和七		八		九			
年齡	一四歲以下	一五—一九	二〇—二四	二五—二九	三〇—三四	三五—三九	四〇—四四	四五—四九	一四歲以下	一五—一九	二〇—二四	二五—二九	三〇—三四	三五—三九	四〇—四四	四五—四九
計	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一
五〇歲未滿	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一
五〇—五五	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一
五五—六〇	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一
六〇—六五	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一
六五—七〇	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一
七〇歲以上	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一
不詳	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一
計	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一	一四・七	一〇七・三	一四四・九八六	一四二・四一一	一〇〇・一一一	七四・一一一	四八・一一一	三一・一一一

父母の年齡と出生割合（昭和五年）

年齡	父 嫡出 男	父 嫡出 女	父 庶子 男	父 庶子 女	母 嫡出 男	母 嫡出 女	母 庶子 男	母 庶子 女
一五歲未滿	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一
一五—一九	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一
二〇—二四	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一
二五—二九	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一
三〇—三四	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一
三五—三九	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一
四〇—四四	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一
四五—四九	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一
五〇歲以上	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一
不詳	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一
計	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一	一〇〇・一一一

庶子の欄、母方にあつては私生兒を示す。

海外在留邦人

（各十月一日現在領事館届出による）

洲別	昭和七 男	昭和七 女	昭和七 計	昭和八 男	昭和八 女	昭和八 計	昭和九 男	昭和九 女	昭和九 計
亜細亜洲	三八、一〇三	四四六、一四九	三五二、二五二	三八、九二一	四四九、一四九	三五二、二五二	三八、一一一	四四九、一四九	三五二、二五二
歐羅巴洲	三、七七八	三、八八九	二、九六四	三、七七八	三、八八九	二、九六四	三、七七八	三、八八九	二、九六四
北亜米利加洲	一一、四九九	一〇、三六七	一四、一三〇	一一、四九九	一〇、三六七	一四、一三〇	一一、四九九	一〇、三六七	一四、一三〇
南亜米利加洲	一八〇、三八七	一八、五〇三	一〇一、七四〇	一八〇、三八七	一八、五〇三	一〇一、七四〇	一八〇、三八七	一八、五〇三	一〇一、七四〇
阿弗利加洲	一四二	一五五	二九七	一四二	一五五	二九七	一四二	一五五	二九七
太洋洲	一八〇、三一一	一五、一八四	一九五、六八四	一八〇、三一一	一五、一八四	一九五、六八四	一八〇、三一一	一五、一八四	一九五、六八四
計	八五六、一〇〇	九一八、一七七	一、〇八八、三一一	八五六、一〇〇	九一八、一七七	一、〇八八、三一一	八五六、一〇〇	九一八、一七七	一、〇八八、三一一

國別及男女別—（昭和九年十月一日現在）

在留地	男	女	計
【亜細亜】			
關東州	七六、一七六	六九、四五五	一四五、六三一
南洋群島	二二、九六八	一五、八一七	三九、八八五
滿洲國	二九、四一三	一九、九二	二四、九二一
中華民國	一〇、四四五	一四、八六五	二五、三一〇
英領香港及葡領澳門	一五、四一三	一〇、六六四	二五、九七四
暹羅	七四三	一五五	八九八
佛領印度支那	三六八	一一一	四七九
英領印度錫蘭	一一九	一一六	二三五
英領馬來	八二〇	五六六	一、三八六
英領北ボルネオ及サラワク	三、四五九	一、四四七	四、九〇六
英領ボルネオ及サラワク	二、三八八	八二三	三、二一一
イラン	二五七	二五	二八二
シリヤ	三二	九	四一
關領東印度	四、七六一	一、七七七	六、五三八
蘭領東印度	一四、五七七	六、二六一	二〇、八三八
英領西班牙	三四	一六	五〇
和蘭	三、七	一、三五	五、〇八二
瑞西	四八	三三	八一
計	一〇、八〇八	二、六八一	一三、四八九
歐羅巴【】			
英吉利	九六四	四六九	一四二三
獨逸	四六二	六六	五二八
佛蘭西	三七一	一三六	五〇七
白耳義	三四	三三	六七
西班牙	七	三	一〇
和蘭	一三	一五	二八
瑞西	四八	三三	八一
計	一〇、八〇八	二、六八一	一三、四八九
在留地	男	女	計
伊太利	四五	三三	七八
埃地利	三三	一四	四七
羅馬尼亞	五	二	七
希臘	四	三	七
瑞典	八	四	一二
蘇聯邦	四五	五五	一〇一
波蘭	四	五	九
其他	三四	二九五	六二九
計	二〇九	八五六	二九五
【北亜米利加】			
北米合衆國	八四、九三五	六一、七八五	一四六、七二〇
加奈陀	二二、二四六	八、八三七	二一、〇八三
墨西哥	二二、二四六	二、一二四	二四、三七〇
巴馬	一五一	七六一	二二七
奈馬	四四八	二三五	六八三
玖馬	一	一	二
計	一〇一、一九八	七二、〇三一	一七二、二二九
【南亜米利加】			
伯剌西爾	九六、七四七	六、七四三	一〇三、四九〇
伯爾然丁	四、一一〇	一、三八一	五、四九一
玖拉圭	二九	一五	四四
秘露	一三	一一	二四
芭剌西爾	五五	一一	六六
烏拉圭	一三、九一五	七、二一一	二〇、一二六
波利維亞	五五四	二三五	七八九
智利	四二、三四	二、三四	四四、六八
哥倫比亞	九九	一一	一〇
委内瑞拉	八	一	九
計	一五六、八六二	二〇、一七〇	一七六、〇三二
【阿弗利加】			
埃及	四〇	一四	五四
南阿聯邦	三三	一九	五二
其他	四七	三三	八〇
計	一二六、八	三、四七	一二九、五五
【太洋洲】			
濠洲新西蘭	二一六、八	三四	二五〇、一四〇
大洋洲諸島	六、一〇九	一、三七	七、四六
布哇	八〇、五七七	一五、〇九七	九五、六七四
計	二八六、八	三、四七	二八九、五五
總計	一、〇八八、三一一	一五、一八四	一、一〇四、四九五

在外本邦内地人職業別

（昭和九年十月一日現在但し同東州及南洋群島を含まず）

職業別	滿洲國	中華民國	極東露領	南亜細亜及其他	濠洲、新西蘭	布哇	北米合衆國	加奈陀	南米	歐洲及阿弗利加	計
農耕、畜産	一、五六七	一七	—	三、七一三	三、三八一	一、四四〇	二、四九一	一、四八六	三七	四四、三〇七	一五五、九九九
同勞働者	三三、三	六	—	二、四〇一	一、三七	一八	三七	一	—	三、七七二	三五、六九一
林業	六	三	—	一八	一九	一一	九三九	八	—	九三九	一、三四〇
同勞働者	三四	一〇	一一	二二	一一三	一〇八	一四五	一〇	一	一、二四六	一、三四〇
漁業、製鹽	三四	四〇	—	二、六九四	一、三四	九七〇	一、二四	八	一	一、二四六	一、三四〇
同勞働者	一	四〇	—	二、六九四	一、三四	九七〇	一、二四	八	一	一、二四六	一、三四〇
鑛業	二、二四四	四一	一	一、三四	一、八四四	九一	四六一	一一	一	一、八六〇	二、六〇一
同勞働者	一〇三	二	—	一四、五〇	九四	九九	三八	八	一	三、八〇七	一八、三七一
金屬、機械工業	一四、五〇	一一五	—	七一六	一〇七	一〇九	八八五	一〇一	一	一、〇一九	一、一〇一
化學、纖維、染色工業	一、六一一	五六九	—	一〇七	四四〇	九六	四八七	四六	一	一、四八七	一、四八七
飲食料、工業	六、九三五	一一一	一	一、〇一五	一一一	一一一	一一一	一一	一	一一一	一、一一一
被服品物造工業	二二九三	一一一	—	一一一	一一一	一一一	一一一	一一	一	一一一	一、一一一
土木建築業	一四三、八六五	一四、九二一	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
其他の工業	五六、〇四九	一四、七八	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
工場勞働者	一、九〇九	三八九	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
物品販賣業	一四、五一八	三、三三	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
會社、銀行、商	一四、五六五	一一七	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
店員	七、六二五	三三六	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
旅宿、料理、貸座敷業	三、一一七	一一六	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
藝妓、娼妓、酌婦其他	九、三三〇	二、八一六	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
其他の商業	三、八三一	一、八一六	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
通信、運輸、交通從業者	一七、七七一	三、〇一六	三九	五六八	一、一一九	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
官公吏、教育家、醫師、其他	六、二六一	一、三三四	一三	四四一	一、九	一、四七	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
著述家、藝術家、其他自由業者	一〇、八六一	三、九九	八四八	一、四四	一、一四	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
其他有業者	五〇一〇	一四六	二六	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
其他勞働者	三、七四〇	三、三八	六	六六四	四、四七	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
家事被傭人	一、五六三	一、三六八	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
學生練習生	一、五六〇	三三	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
其他無業者	一一、一〇六	三、三八	一	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
計	一〇、八〇八	二、六八一	一三、四八九	三、五六九	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
從屬者	一四三、八六八	五六、〇四九	二、一四九	三七、七九九	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六
合計	一三五、一五一	一〇、八一六	一五、六八四	一、一四六	一、一六六	一、一六六	一、一六六	一一一	一	一、一六六	一、一六六

外國旅券交附人員

目的	昭和七 男	昭和七 女	昭和七 計	昭和八 男	昭和八 女	昭和八 計	昭和九 男	昭和九 女	昭和九 計
公用	一、四一一	一八二	一、五九三	一、四一一	一八二	一、五九三	一、四一一	一八二	一、五九三
修學	二、八六	二、三八	一、一二四	二、八六	二、三八	一、一二四	二、八六	二、三八	一、一二四
農業	九四〇八	二九	九四〇八	一三、七一七	一〇、九六四	一三、七一七	一〇、八六九	一〇、九六四	一三、七一七
商業	三、九五三	一四二八	五、〇九九	一〇、八六九	一四二八	一〇、八六九	一〇、八六九	一四二八	一〇、八六九
漁業	四八七	二八	四八七	一三四七	一九八	一三四七	一三四七	一九八	一三四七
視察	二、三〇八	七八三	二、一九一	二、九五五	七八三	二、九五五	二、九五五	七八三	二、九五五
其他	三、〇一四	一、一〇三	三、一二七	三、四九四	一、一〇三	三、五九七	三、三四〇	一、一〇三	三、四四三
計	一、九六四、一	一六六、七七三	二、一三〇、八三四	一、九六四、一	一六六、七七三	二、一三〇、八三四	一、九六六、七七	一六六、二八八	二、一三二、八八六
女	一〇、八一六	四二四、四八一	四二四、四八一	一〇、八一六	四二四、四八一	四二四、四八一	一〇、八一六	四二四、四八一	四二四、四八一
計	一、九七四、一	一、一〇、二九七	三、一〇四、三九八	一、九七四、一	一、一〇、二九七	三、一〇四、三九八	一、九七六、七七	一、一〇、二八八	三、一〇六、六六五

渡航地別—（昭和八年）

渡航地	男	女	計
蘇聯邦	一、三一四	九九	一、四一三
支那	六、四四一	二、三五二	八、七九三
滿洲國	一四八	八	一五六
佛領印度支那	七九〇	八八	九八三
暹羅	四〇	一五	五五
英領馬來	三九四	五六	四五〇
英領印度	一六七	八〇	二四七
錫蘭	四	一	五
蘭領東印度	二	二	四
土耳其	一	一	二
比律賓群島及グアム島	九九一	一五八	一、一四九
サラワック王國	一四	一	一五
蘭領東印度	八九二	一〇	一、〇〇二
英領北ボルネオ	三六	一一三	一、一三七
亜細亜諸國	二六	一七	四三
合計	一、三四四、八一一	二、七七七、一九九	四、一二二、〇一〇
昭和七年計	二、七一二、五五一	一、九九四、一	四、七〇七、五四二

移民（右男、左女）

年次	移民取扱人によるもの	移民取扱人によらざるもの	計	歸國	在外邦人送金
昭和七	一、九三七	一、六六九	三、六〇六	一、四四二	一〇、〇〇三
八	一、三〇四	一、〇三三	二、三三七	一、八三一	一〇、〇〇三
九	一、八〇一	一、一二三	二、九二四	一、九三一	一〇、〇〇三
一〇	一、四四五	一、一二三	二、五六八	一、九三一	一〇、〇〇三

國別移民數—（昭和九年）

國別	男	女	計
伯剌西爾	三、三四	一、四四八	四、七八二
比律賓群島	一、〇四〇	一、〇一一	二、〇五一
蘇聯邦	一、一一一	一、一一一	二、二二二
英領北ボルネオ及サラワク	一、一一一	一、一一一	二、二二二
英領香港及葡領澳門	一、一一一	一、一一一	二、二二二
英領印度錫蘭	一、一一一	一、一一一	二、二二二
蘭領東印度	一、一一一	一、一一一	二、二二二
佛領印度支那	一、一一一	一、一一一	二、二二二
英領馬來	一、一一一	一、一一一	二、二二二
英領印度	一、一一一	一、一一一	二、二二二
英領ニューギニア	一、一一一	一、一一一	二、二二二
佛領ニューカレドニア	一、一一一	一、一一一	二、二二二
佛領タヒチ	一、一一一	一、一一一	二、二二二
濠洲及新西蘭	一、一一一	一、一一一	二、二二二
太洋洲諸島及埃	一、一一一	一、一一一	二、二二二
エチオピア	一、一一一	一、一一一	二、二二二
東阿及南阿	一、一一一	一、一一一	二、二二二
歐洲諸國	一、一一一	一、一一一	二、二二二
英領加奈陀	一、一一一	一、一一一	二、二二二
北米合衆國	一、一一一	一、一一一	二、二二二
米領布哇	一、一一一	一、一一一	二、二二二
北米諸國	一、一一一	一、一一一	二、二二二
墨西哥	一、一一一	一、一一一	二、二二二
グワテマラ	一、一一一	一、一一一	二、二二二
巴奈馬	一、一一一	一、一一一	二、二二二
玖馬	一、一一一	一、一一一	二、二二二
中米諸國	一、一一一	一、一一一	二、二二二
秘露	一、一一一	一、一一一	二、二二二
暮哥倫比亞	一、一一一	一、一一一	二、二二二
伯爾然丁	一、一一一	一、一一一	二、二二二
智利	一、一一一	一、一一一	二、二二二
亜細亜諸國	一、一一一	一、一一一	二、二二二
南洋諸國	一、一一一	一、一一一	二、二二二
歐米諸國	一、一一一	一、一一一	二、二二二
合計	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二
昭和七年計	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二

本邦在留外國人（昭和十年末）

國別	男	女	計
中華民國	一、一一一	一、一一一	二、二二二
米利加合衆國	一、一一一	一、一一一	二、二二二
亜細亜諸國	一、一一一	一、一一一	二、二二二
英領印度	一、一一一	一、一一一	二、二二二
獨逸	一、一一一	一、一一一	二、二二二
佛蘭西	一、一一一	一、一一一	二、二二二
印度	一、一一一	一、一一一	二、二二二
英領印度支那	一、一一一	一、一一一	二、二二二
蘭領印度	一、一一一	一、一一一	二、二二二
暹羅	一、一一一	一、一一一	二、二二二
佛領印度支那	一、一一一	一、一一一	二、二二二
ポルトガル	一、一一一	一、一一一	二、二二二
ユーリヤ	一、一一一	一、一一一	二、二二二
チキ	一、一一一	一、一一一	二、二二二
其他	一、一一一	一、一一一	二、二二二
計	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二

渡航地別—（昭和八年）

渡航地	男	女	計
加奈陀	一、一一一	一、一一一	二、二二二
ソヴエート聯邦	一、一一一	一、一一一	二、二二二
和蘭	一、一一一	一、一一一	二、二二二
瑞西	一、一一一	一、一一一	二、二二二
葡萄牙	一、一一一	一、一一一	二、二二二
太利	一、一一一	一、一一一	二、二二二
伊律賓	一、一一一	一、一一一	二、二二二
瑞典	一、一一一	一、一一一	二、二二二
比利時	一、一一一	一、一一一	二、二二二
西班牙	一、一一一	一、一一一	二、二二二
暹羅	一、一一一	一、一一一	二、二二二
丁抹	一、一一一	一、一一一	二、二二二
波蘭	一、一一一	一、一一一	二、二二二
白耳義	一、一一一	一、一一一	二、二二二
濠洲	一、一一一	一、一一一	二、二二二
伊太利	一、一一一	一、一一一	二、二二二
羅馬尼亞	一、一一一	一、一一一	二、二二二
墨西哥	一、一一一	一、一一一	二、二二二
秘露	一、一一一	一、一一一	二、二二二
玖馬	一、一一一	一、一一一	二、二二二
伯剌西爾	一、一一一	一、一一一	二、二二二
智利	一、一一一	一、一一一	二、二二二
馬露	一、一一一	一、一一一	二、二二二
蘭領印度	一、一一一	一、一一一	二、二二二
阿富汗	一、一一一	一、一一一	二、二二二
斯坦	一、一一一	一、一一一	二、二二二
印度	一、一一一	一、一一一	二、二二二
阿剌伯	一、一一一	一、一一一	二、二二二
亜爾然丁	一、一一一	一、一一一	二、二二二
其他	一、一一一	一、一一一	二、二二二
計	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二
昭和九年	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	二、二二二、二二二

氣象

各地霜雪期

地名	初雪 平均	初雪 最早	終雪 平均	終雪 最晩	初霜 平均	初霜 最早	終霜 平均	終霜 最晩
	月日	年月日	月日	年月日	月日	年月日	月日	年月日
札幌	一・五	明三四・一・四	三・二四	昭七・三・三九	一・四	大一一・一・一〇	三・二四	明三九・三・七
青森	一・一四	大三・一・九	三・一四	明三三・四・六	一・一三	明一八・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
新潟	一・一八	大元・一〇・三	三・一七	昭四・四・四	一・一三	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
敦賀	一・一七	明三四・一〇・一七	三・一七	昭三・四・三	一・一三	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
境	一・一七	明三三・一〇・一九	三・一七	昭六・四・八	一・一三	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
山形	一・一八	大七・一〇・三五	三・一八	昭七・一・七	一・一三	昭六・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
筑波山	一・二二	明三八・一・一五	三・一四	明三五・五・二	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
松本	一・二四	大六・一・六	四・八	明三五・五・三	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
京都	一・二四	大七・一・六	四・八	明三五・五・三	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
宮古	一・二〇	大七・一〇・三五	三・二四	明三五・四・一一	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
銚子	一・一〇	明三七・一・六	三・二四	明三五・四・一一	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
東京	一・一三	明三〇・一・二一	三・九	大一四・四・六	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
名古屋	一・二四	明三七・一・一七	三・一四	明三五・四・一一	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
高知	一・一七	明三七・一・一九	三・一四	明三五・四・一一	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
大阪	一・一四	大一・一・一八	三・一七	昭七・三・二九	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
廣島	一・一四	明三四・一・一四	三・一四	明三五・四・一二	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
下關	一・一七	明三七・一・一七	三・一四	明三五・四・一一	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
長崎	一・九	大三・一・九	三・一四	明三五・四・一一	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
鹿兒島	一・五	明三四・一・四	三・一四	昭七・三・三六	一・一七	明三九・一・一四	三・一四	明四三・四・一八
臺北	一・五	明三四・一・四	三・一四	×大一五・三・二六	一・一三	×昭八・一・一三	三・一四	明四三・四・一八
恒春	一・四	大二・一・一四	一・一四	大一〇・一〇・一〇	一・一四	大一一・一・一七	一・一三	明四九・一・一七
那覇	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
鹿兒島	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
長崎	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
下關	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
廣島	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
大阪	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
高知	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
名古屋	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
東京	一・一〇	明三〇・一・二一	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
父島	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
銚子	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
宮古	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
京都	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
松本	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
筑波山	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
境	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
敦賀	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
新潟	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
青森	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
札幌	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
旭川	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
根室	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
大泊	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
釜山	一・一四	明三四・一・一四	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
京城	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
元山	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
大連	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
營口	一・一七	明三七・一・一七	一・一三	明三五・一・一四	一・一三	明三九・一・一四	一・一三	明四五・一・一四
奉天	一・一八	大元・一〇・一五	一・一三	明四五・一・一八	一・一三	明四五・一・一八	一・一三	明四五・一・一八

各地氣溫、風速度、降水量、濕度記錄

地名	最高氣溫(攝氏) 年月日	最低氣溫(攝氏) 年月日	最大風速(一秒時) 年月日	最大降水量(日量) 年月日	最小濕度 年月日
恒春	三五・五 昭五・五・四	九・五 大一四・一・二二	三九・八 明四三・八・九	四〇・八 昭四・七・九	三・六 大元・九・一七
臺北	三八・六 大一〇・七・三一	△〇・二 明四四・二・一三	三・六 大元・九・一七	三五・八 昭四・七・九	三・六 大元・九・一七
那覇	三五・五 昭五・七・三	四・九 大七・二・二〇	四五・六 昭五・七・二六	四二・〇 明三九・一・一三	三四・〇 昭四・七・九
鹿兒島	三六・五 明三六・七・三六	△六・七 大一二・二・二八	四九・六 明三九・八・一三	四五・〇 昭四・七・大	六・六 明三三・二・一五
長崎	三六・七 明三六・八・九	△五・六 大七・一・一四	四四・五 大三・八・一五	三八・五 昭四・七・一四	六・六 明三三・二・一五
下關	三八・九 明三七・八・三一	△六・五 大一・一・一四	四四・五 大三・八・一五	三六・五 昭四・七・一四	六・六 明三三・二・一五
廣島	三八・一 大一八・八・三	△六・五 大一・一・一四	四六・五 昭三・八・一四	三六・五 昭四・七・一四	六・六 明三三・二・一五
大阪	三八・六 大一八・八・六	△六・六 大一・一・一四	三九・八 昭三・八・一四	三九・八 昭四・七・一四	六・六 明三三・二・一五
高知	三七・一 明四四・一・一	△七・一 明四四・一・一五	三七・五 明三三・八・一四	三九・八 昭四・七・一四	六・六 明三三・二・一五
名古屋	三八・一 昭七・七・一九	△七〇・六 昭六・一・一四	三二・五 明三五・九・七	三四・〇 昭六・一・一四	六・六 明三三・二・一五
東京	三六・六 明一九・七・一四	△八・六 昭二・一・一四	三二・七 昭三・九・七	三六・〇 昭二・一・一四	六・六 明三三・二・一五
父島	三四・九 大七・七・一六	△七・〇 大七・一・一四	三六・五 昭二・一・一四	三六・〇 昭二・一・一四	六・六 明三三・二・一五
銚子	三四・二 大一四・八・六	△七・六 昭三・一・一四	三四・九 明三五・九・二六	三四・〇 大一〇・八・三	三五・五 昭四・一・二
宮古	三七・一 昭八・七・三〇	△一・七 昭四一・一・一四	三一・四 大元・九・三一	三六・四 明三三・一〇・二五	三五・五 昭四・一・二
京都	三七・六 昭七・七・三〇	△一・九 明二四・一・一四	三六・〇 昭九・九・二一	三五・四 明三三・一〇・二五	三五・五 昭四・一・二
松本	三五・三 明三一・八・一九	△二四・八 明三三・一・一六	三六・〇 昭九・九・二一	三五・四 明三三・一〇・二五	三五・五 昭四・一・二
筑波山	三〇・九 昭八・七・五	△二二・八 昭六・一・一一	三七・一 明三九・九・二六	三四・四 昭四・一・二五	三五・五 昭四・一・二
山形	四〇・八 昭八・七・五	△二二・〇 明二四・一・一六	三八・六 大元・九・二六	三二・七 大七・一・二	三五・五 昭四・一・二
境	三七・八 明三六・八・四	△九・七 明三七・一・一七	三五・〇 明三六・一〇・二四	三〇・二 明三七・一・二	三五・五 昭四・一・二
敦賀	三七・六 × 大七・八・三	△一〇・九 明三六・一・一七	三四・〇 大七・九・二四	三六・八 昭四・一・二	三五・五 昭四・一・二
新潟	三九・一 明二四・八・六	△六・六 大四・一・一四	三四・〇 昭四・一・二五	三七・八 昭四・一・二	三五・五 昭四・一・二
青森	三六・〇 大四・八・六	△二四・七 昭四・一・一	三六・八 昭四・一・二五	三八・一 明三九・一・二	三五・五 昭四・一・二
札幌	三五・五 大一三・八・一	△六・六 昭五・一・一	三六・八 大七・九・二五	三六・一 明三九・一・二	三五・五 昭四・一・二
旭川	三五・五 昭三・八・九	△四一・〇 明三五・一・一	三六・一 明四三・九・二	三六・〇 大一〇・九・二	三五・五 昭四・一・二
根室	三二・一 昭四・七・三一	△三二・九 昭六・一・一	三七・一 大一四・一・二二	三五・二 大一二・一・二	三五・五 昭四・一・二
大泊	三〇・四 昭三・八・九	△三二・七 明四三・一・一	三四・二 大四・一・二五	三五・二 大一三・一・二	三五・五 昭四・一・二
釜山	三五・四 昭五・七・九	△二四・〇 大四・一・一	三八・〇 明三八・一・六	三五・〇 大九・一・二	三五・五 昭四・一・二
京城	三五・五 昭八・一・一	△三三・一 昭二・一・二	三七・七 昭八・一・六	三五・〇 昭八・一・二	三五・五 昭四・一・二
元山	三九・四 昭三・九・一	△二六・〇 昭五・一・一	三五・〇 昭五・七・四	三四・〇 明三八・一・二	三五・五 昭四・一・二
大連	三五・七 大八・八・一	△一九・九 明四・一・一	三四・〇 昭一・一・六	三〇・九 大九・一・二	三五・五 昭四・一・二
營口	三六・九 大八・八・五	△三一・〇 大九・一・一〇	三五・五 明四〇・一・一	三四・〇 昭五・一・二	三五・五 昭四・一・二
奉天	三九・五 大九・六・三〇	△三二・九 明四一・一・二二	三三・五 昭五・五・七	二四八・七 明四四・八・二	二四・〇 昭四・一・二

本表は昭和九年を最終とする記錄で△は氷點下を示し、×印は極點起日二個以上あるものゝ内、最近のものを擧げたのである。以下二表亦同じ。

六大都市及北海道、臺灣、樺太累年平均晴雨日數

地名	快晴日數 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
東京	一〇・六	一三・八	一三・二	五・四	二・九	〇・九	〇・七	〇・七	〇・四	〇・三	一・三	五・七	五五・七
大阪	七・四	一一・九	一二・四	五・三	二・九	〇・六	〇・六	〇・六	〇・四	〇・三	一・四	五・五	五六・三
名古屋	一三・八	一一・八	一一・三	五・五	二・四	〇・六	〇・七	〇・六	〇・四	〇・三	一・四	五・五	五六・三
横濱	五・五	一一・八	一一・三	五・五	二・四	〇・六	〇・七	〇・六	〇・四	〇・三	一・四	五・五	五六・三
神戸	九・九	一一・九	一一・三	五・五	二・四	〇・六	〇・七	〇・六	〇・四	〇・三	一・四	五・五	五六・三

地名	降水日數 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
東京	七・〇	八・一	一三・一	一四・一	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七
大阪	八・六	九・六	一三・一	一四・一	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九	一四・九
名古屋	六・九	八・七	一三・一	一四・一	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七
横濱	九・九	一一・九	一三・一	一四・一	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七
神戸	七・九	八・八	一三・一	一四・一	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七	一四・七

地名	氣壓(海面)(桙氏) 平均	氣溫 平均	氣溫 平年との差	氣溫 最高	氣溫 月日	氣溫 最低	氣溫 月日	濕度 平均	降水 總量	降水 平年との差	降水 最大日量	風 平均風速	風 最多方向	風 最大速度	風 時	日照	天氣日數 快晴	天氣日數 曇天	天氣日數 降水	天氣日數 平年との差	天氣日數 暴風
	氣壓	溫																			
	耗	度	度	度	月日	度	月日	%	耗		耗	秒米		秒米		%					
恒春	七五・八	二四・六	△〇・二	三三・一	六・九	二一・〇	一・八	七九	三九九四・六	▲一四一・九	▲五五・六	三・二	北東	一八・六	北西	二九	一六五	一五一	▲六一	▲七	▲七
臺北	七五・九	二三・六	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四六・四	▲一四〇・八	三・五	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
那覇	七五・一	二三・〇	△〇・一	三三・六	七・二	一七・〇	一・一	七九	三五九四・六	▲五五・六	▲一四〇・八	三・二	北西	一八・六	北西	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
鹿兒島	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
長崎	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
下關	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
廣島	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
大阪	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
高知	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
名古屋	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
東京	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
父島	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
銚子	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
宮古	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
京都	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
松本	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
筑波山	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
山形	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
境	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
敦賀	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
新潟	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
青森	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
札幌	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
旭川	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
根室	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
大泊	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
釜山	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
京城	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
元山	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
大連	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
營口	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三
奉天	七五・九	二三・〇	△〇・一	三三・一	七・二	一七・〇	一・一	七九	三三〇・三	▲一四〇・四	▲一四〇・八	三・二	北東	一七・三	北東	一一	一九九	一五四	▲一八	▲一一	▲一三

昭和十年全國氣象摘要表

地名	平均氣壓（海面）耗	平均氣溫 平均 度	平年との差 度	最高 度	月日	最低 度	月日	溫度平均 度	降水 總量 耗	平年との差 耗	最大日量 耗	風 平均風速 秒米	最多方向	最大速度 秒米	日照時 %	天氣日數 快晴	曇天	降水	暴風
宮古	七六〇・一	一一・四	▲一・〇	二七・〇	七・二三	一・一九	一・一九	一二・八	一二八・八	▲一二・二	一二四・七	一・八	南西	四・九	四九・六	三〇	一七	▲一	五七
京都	七六〇・七	一〇・三	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・六	一三一・一	▲六・〇	一六六・六	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
松本	七六〇・九	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	北西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
熊谷	七六〇・九	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三一・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
山形	七六〇・二	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
境	七六〇・四	一〇・三	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
新潟	七六〇・一	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
敦賀	七六〇・二	一〇・三	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
釜山	七六〇・九	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
大帶	七五九・八	一〇・三	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
旭川	七五八・八	一〇・三	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
廣	七五九・八	一〇・三	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
青	七六〇・一	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
森	七六〇・一	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
幌	七五九・八	一〇・三	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
帶	七五九・八	一〇・三	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
釜	七六〇・一	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
敷	七六〇・一	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
京	七六〇・一	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
元	七六〇・一	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
大	七六〇・一	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
奉	七六〇・一	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七
營	七六〇・一	一〇・四	▲一・〇	二七・〇	七・二一	一・一八	一・一八	一二・七	一三〇・一	▲八・四	一六四・四	一・〇	南西	四・〇	四五・五	三〇	一七	▲一	五七

氣象豪の地震觀測は明治八年六月開始以來、伊國パルミエリー氏の地震計に依つたものであるが、十六年八月クレー・ミルン氏地震計に改め、十七年十一月地震觀測法・地震報告式を公布し、全國の郡區役所に囑して其報告を徵し、十八年一月より全國調査を開始し、其後屢々更改を經て現在に至つたものである。而して開始以後今日迄の地震記錄は明治四十一年までは有感覺面積一萬方里以上を採つたが、同年以後は五萬方里以上に止め、大正十一年六月よりは單位の變更に依り七十七萬一千百七十四方粁（即ち五萬方里）以上とし、更に昭和六年よりは面積を區域に改めた。今氣象臺開始以來の強大地震を擧れば左の通りである。

地震

年月日	午前時分	震央地	有感覺震域	地總面積
明治三四・一〇・六	前六・四〇	濃尾地方	一五、七五〇	方里
三七・三・二五	同四・一六	津輕海峽	一一、四四〇	
三七・三・三	後七・三	北海道東南海岸	一三、九〇〇	
三七・六・一〇	同二・四	武藏平原	一一、九〇〇	
三七・一〇・三	同五・三五	羽前羽後海岸	一一、四五〇	
三八・一・一八	同一〇・四八	霞浦近傍	一一、八〇〇	
三九・一・九	同一〇・一七	鹿島洋近海	一〇、八一〇	
明治三九・八・三一	後五・六	陸中羽後海岸	一二、四一〇	方里
三〇・二・一〇	前五・三〇	仙臺地方	一三、四一〇	
三〇・八・五	同九・一〇	陸前地方	一一、九〇〇	
三〇・八・一六	後四・五〇	陸中地方	一〇、三五〇	
三〇・一〇・二	同九・四五	陸前地方	一〇、三五〇	
三一・四・三	同三・四八	長門見島近海	一二、三〇〇	
三一・四・三三	前八・三七	陸中近海	一〇、一〇〇	
三二・三・七	同九・五五	大和紀伊地方	一四、四〇〇	
三二・三・二四	後一・五	日向南部	一三、一〇〇	
三二・五・八	同〇・二九	北海道東岸	一三、〇〇〇	

年月日	午前時分	震央地	有感覺震域	地總面積
明治四〇・七・六	前〇・四五	根室沖	一三、五〇〇	方里
四〇・八・六	後一〇・五五	陸奥東方沖	一一、三〇〇	
四〇・一二・二	同一〇・五三	陸奥東方沖	一〇、八五〇	
四一・一・一五	同九・四八	磐城沖	一二、四〇〇	
四一・三・一六	前〇・三六	國後東方沖	一一、二〇〇	
四一・五・一三	同五・三三	伊豆南方沖	一一、〇〇〇	
四一・五・一三	同五・三六	磐城沖	一〇、九〇〇	
四一・一〇・一	同一〇・四八	擇捉南方沖	一一、六〇〇	
四一・一一・一	後一〇・一六	擇捉南方沖	一一、八〇〇	
四一・一二・一	同四・一〇	八丈島西方沖	一一、五〇〇	
四一・一二・一	前〇・三七	陸奥東方沖	一一、〇〇〇	
四一・一二・一	同八・三四	八丈島東方沖	一〇、五〇〇	
四一・一二・一	後四・一一	房總南東沖	一一、〇〇〇	
四一・一二・一	同五・九・一四	陸奥東方沖	一〇、七〇〇	
四一・一二・一	同四・二	陸奥東方沖	一〇、六〇〇	
四一・一二・一	同〇・一〇・六	陸奥東方沖	一〇、七〇〇	
四一・一二・一	前九・五二	支那汕頭附近	一一、九〇〇	
四一・一二・一	後六・一四	沖繩島南方沖	一〇、六〇〇	
四一・一二・一	同六・七・四	三陸東方沖	一〇、七〇〇	
四一・一二・一	同九・四〇	沖繩島南方沖	一〇、六〇〇	
四一・一二・一	後〇・二〇	三陸東方沖	一〇、七〇〇	
四一・一二・一	同三・八	支那汕頭附近	一一、九〇〇	
四一・一二・一	前七・三一	北海道南東遙沖	一一、四五〇	
四一・一二・一	同五・三〇	得撫島沖	一〇、七〇〇	
四一・一二・一	前八・一一	北海道南東沖	一〇、五〇〇	
四一・一二・一	後一・三	北海道南東沖	一〇、五〇〇	
四一・一二・一	同九・三〇	三陸沖	一〇、五〇〇	
四一・一二・一	前二・三	北海道東部沖	一〇、九〇〇	
四一・一二・一	同六・四五	伊豆大島	一〇、五九〇	
四一・一二・一	後一・二	花蓮港沖	一〇、〇〇〇	
四一・一二・一	同九・六・五	擇捉南方	一〇、〇〇〇	
四一・一二・一	後二・一四	擇捉南方	一〇、〇〇〇	
四一・一二・一	同〇・二	磐城東部	一〇、〇〇〇	
四一・一二・一	同九・三一	龍ケ崎附近	一〇、〇〇〇	
四一・一二・一	前七・三三	陸奥沖	一〇、〇〇〇	
四一・一二・一	同五・五五	鹿島洋	一〇、〇〇〇	
四一・一二・一	前四・四五	樺裳岬南西部	一〇、一七〇	
大正四・一〇・九	前〇・四五	根室沖	一三、五〇〇	方里
四・一・一五	同八・五五	出雲東部	一一、三〇〇	
四・一・一五	同五・五五	陸奥東方沖	一〇、八五〇	
四・一・一五	同五・五六	磐城沖	一二、四〇〇	
四・一・一五	同〇・五四	國後東方沖	一一、二〇〇	
四・一・一五	前〇・三五	伊豆南方沖	一一、〇〇〇	
四・一・一五	同五・五六	磐城沖	一〇、九〇〇	
四・一・一五	同五・五六	擇捉南方沖	一一、六〇〇	
四・一・一五	同五・五六	擇捉南方沖	一一、八〇〇	
四・一・一五	同四・一〇・九	八丈島西方沖	一一、五〇〇	
四・一・一五	前四・一一	三陸沖	一一、〇〇〇	
四・一・一五	同八・三四	八丈島東方沖	一〇、五〇〇	
四・一・一五	同五・九・一四	房總南東沖	一一、〇〇〇	
四・一・一五	同四・二	陸奥東方沖	一〇、七〇〇	
四・一・一五	同〇・一〇・六	陸奥東方沖	一〇、六〇〇	
四・一・一五	前九・五二	支那漢口北方	一一、九〇〇	
四・一・一五	後六・一四	沖繩島南方沖	一〇、六〇〇	
四・一・一五	同七・七・四	三陸沖	一〇、七〇〇	
四・一・一五	同九・四〇	沖繩島南方沖	一〇、六〇〇	
四・一・一五	後〇・二〇	三陸東方沖	一〇、七〇〇	
四・一・一五	同三・八	支那汕頭附近	一一、九〇〇	
四・一・一五	前七・三一	北海道南東遙沖	一一、四五〇	
四・一・一五	同五・三〇	得撫島沖	一〇、七〇〇	
四・一・一五	前八・一一	北海道南東沖	一〇、五〇〇	
四・一・一五	後一・三	北海道南東沖	一〇、五〇〇	
四・一・一五	同九・三〇	三陸沖	一〇、五〇〇	
四・一・一五	前二・三	北海道東部沖	一〇、九〇〇	
四・一・一五	同六・四五	伊豆大島	一〇、五九〇	
四・一・一五	後一・二	花蓮港沖	一〇、〇〇〇	
四・一・一五	同九・六・五	擇捉南方	一〇、〇〇〇	
四・一・一五	後二・一四	擇捉南方	一〇、〇〇〇	
四・一・一五	同〇・二	磐城東部	一〇、〇〇〇	
四・一・一五	同九・三一	龍ケ崎附近	一〇、〇〇〇	
四・一・一五	前七・三三	陸奥沖	一〇、〇〇〇	
四・一・一五	同五・五五	鹿島洋	一〇、〇〇〇	
四・一・一五	前四・四五	樺裳岬南西部	一〇、一七〇	

年月日	午前時分	震央地	有感覺震域	地總面積
大正四・六・五	前〇・〇七	樺裳岬南方沖	三、〇〇〇、〇〇〇	方粁
四・六・五	後三・一〇	日向灘北部	三、一四〇、〇〇〇	
四・六・七	前三・一九	樺裳岬南東沖合	一、五八〇、〇〇〇	
四・六・一五	同八・三三	金華山南々東方	一、五八〇、〇〇〇	
四・七・七	同三・五五	熊野灘南方沖	一、五二五、〇〇〇	
四・七・一五	同三・三六	丹後福田川流域	九五五、〇〇〇	
四・七・一五	後六・三〇	阿武隈川河口沖	九四三、〇〇〇	
四・八・六	前六・五〇	宮古北東沖	九一〇、〇〇〇	
四・八・一六	前六・三九	伊勢灘口附近	一、六〇〇、〇〇〇	
四・一〇・九	後一二・四九	馬淵川河口東方沖合	八八〇、〇〇〇	
四・一一・一	前一一・一〇	埼玉縣仙元山	八五〇、〇〇〇	
四・一一・一	後六・〇三	日向灘	九一〇、〇〇〇	
四・一二・一	同一・二四	新冠川河口	一、五〇〇、〇〇〇	
四・一二・一	同八・三一	三陸沖	一、五二〇、〇〇〇	
四・一二・一	前二・三一	能登半島七尾附近	一、五〇〇、〇〇〇	
四・一二・一	後〇・一四			
四・一二・一	前八・一〇	新潟縣中部	一、四五〇、〇〇〇	
昭和二・三・七	後九・八・一八	岐阜縣八幡町附近	一、五〇〇、〇〇〇	
二・三・一四	前一〇・四二	臺灣新竹、臺中兩州	一、五〇〇、〇〇〇	
二・七・一一	後五・三五	臺灣新竹州南部	一、五〇〇、〇〇〇	
二・七・一七	前一〇・一九	臺灣の大部分	一、五〇〇、〇〇〇	
二・一一・二三	前一〇・〇六	河內大和國境	一、五〇〇、〇〇〇	

關東大震災以來の地震統計—左の如し。

（表は人體に感ずる程度のもののみを記錄したものである）

年次	回數	一日當り回數	東京	年次	回數	一日當り回數	東京
大正一二	二、七六六	七・五	一、七〇〇	昭和五	一、七四〇	四・八	一、五六六
一三	一、〇〇〇	二・七	一、〇〇〇	六	一、二四五	三・四	一、〇〇〇
一四	一、八六六	五・一	一、三〇〇	七	一、一〇〇	三・〇	一、〇〇〇
昭和元	二、三一三	六・三	一、五五〇	八	一、五一〇	四・一	一、三〇〇
二	二、〇六九	五・七	一、三五〇	九	一、三〇〇	三・六	一、〇〇〇
三	二、二四四	六・二	一、四五〇	一〇	一、二六一	三・四	一、〇〇〇
四	二、〇〇三	五・五	一、四〇〇	一一	一、二五六	三・四	一、〇〇〇

著名地震

（理科年表に依る）

地震起日	被害地	家屋倒潰及焼失數	死者數	備考
慶長元・七・一三（西暦一五九六・九・四）	豐後國	—	七〇八人	
〃・九・一五（一六〇五・一一・二）	京都、伏見	—	一、一七三	伏見城壞る
〃・一二・一六（一六〇六・一・二）	東南、西海諸道	—	八、八〇〇	大津浪あり
〃・一一・一七（一六一一・九・一七）	會津	人家倒潰多し	三、七〇〇	猪苗代湖生ず
〃・一一・二（一六一四・一一・二六）	蝦夷及三陸	—	四、七八三	大津浪あり
寛永一〇・一・二一（一六三三・三・一）	越後高田	—	死者多し	津浪あり
慶安二・六・一〇（一六四九・七・一九）	小田原及關東	—	一五〇	小田原城崩壞
萬治元・二・二四（一六五九・四・二一）	江戸	倒潰多し	死者多し	江戸城破損
寛文二・一・一（一六六二・六・六）	下野、岩代	四〇九	三九	
〃・九・一九（一六六六・一一・一七）	畿内、東海、東山	八〇〇	八〇〇	各地諸城破壞
〃・一一・一七（一六六六・一一・一）	日向大隅	二、五七〇	三、八〇〇	津浪あり
延寶四・六・二（一六七六・七・二三）	越後高田	潰屋多し	死者多し	城破損
元祿七・五・一七（一六九四・六・一九）	石見	一三三	一、五〇〇	城崩る
〃・一六・一一・二三（一七〇五・一二・三一）	羽後西北部	二、七二〇	七	
寶永元・四・二四（一七〇四・五・三七）	江戸及東海道	二〇、一六二	三九四	能代出火
〃・一〇・四（一七〇七・一〇・六）	羽後能代以北	一、一九四	五六人	江戸、小田原出火
正德元・二・一（一七一一・三・一九）	東海道及畿内	二九、〇〇〇	四、九〇〇	陷沒隱岐あり
享保元・四・七・七（一七二九・八・一）	美作、因幡、伯耆	五〇〇	四	
寶曆元・四・二五（一七五一・五・一〇）	能登、佐渡	七九一	五	山崩れあり
明和八・三・一・八（一七六六・三・八）	越後高田	六、〇八八	二、〇〇〇	城破損
〃・三・一〇（一七七三・四・二四）	津輕弘前	七、一九二	一、三五五	
寬政四・四・一（一七九二・五・二四）	琉球	一三、〇〇〇	一五、一〇〇	津浪あり
享和二・一・一五（一八〇二・三・九）	溫泉岳附近	一、一五〇	九、四八八	溫泉岳噴火
文化元・六・四（一八〇四・七・一〇）	佐渡	五五、〇〇〇	三三	震前鼓鳴隆起
文政一・一・二三（一八一〇・九・五）	出羽象潟	一、一三九	五九	津浪あり
天保元・七・二（一八三〇・八・一九）	羽後男鹿半島	一、〇一二	—	
四・一〇・二六（一八三三・一一・七）	京都及隣國	一、〇一二	二八〇	傷一、三〇〇人
弘化四・三・二四（一八四七・五・八）	佐渡、羽前	一、〇一二	四二	津浪あり
嘉永六・三・一（一八五三・三・一一）	信濃、越後	三四、〇〇〇	一三、〇〇〇	善光寺大地震
安政元・六・一五（一八五四・七・九）	相模及其以東	三、三〇〇	死者多し	小田原出火
〃・二・一・四（一八五四・一二・二三）	伊賀、伊勢、奈良	五、〇〇〇	一、〇五七	
〃・二・一・五（一八五四・一二・二四）	東海、東山、北陸、四國	八、三〇〇	一、〇〇〇	津浪あり 富士川大洪水
	右の外九州東北部ニ及ブ	七、〇〇〇	三、〇〇〇	大津浪あり

關東地震被害記錄

（內務省調査）

被害世帶

府縣	震災當時の世帶數	全燒	半燒	全潰	半潰	流失	破損	被害數	比例
東京	八、六六、二〇〇	三二、九六六	六、六八四	三〇、一三三	—	四七、八五五	一、九七七	五八、八〇〇	五、七
神奈川	二、七四、三〇〇	六六、二四四	一七六	五五、七七九	八五九	六八、八五五	三七、三五八	二三、七〇〇	二、七
千葉	二六、二、三〇〇	一四六	一、八九四	四、五六二	八八	七、六九六	二、五六六	二、二〇〇	二、二
埼玉	二四、九〇〇	四七、八	—	四、三四八	—	六、四五一	一、五一一	二、〇〇〇	二、〇
茨城	二八、一〇〇	—	一六	二、二四一	一、二六	八八一	四、五八一	一、九	一、九
山梨	一七、〇〇〇	—	五	五六二	五七七	一、一三三	四、〇四一	〇、六	〇、一
靜岡	二六六、〇〇〇	—	—	二、二七	二、二七	—	二、九四〇	〇、一	〇、一
神奈川計	三、八四四、一〇〇	五七一	九三、八一九	九一、二三三	一、三六九	一、三六、五五二	四〇、〇四一	一〇〇、〇〇〇	一、〇

被害人口

府縣	震災當時現在人口	死者	重傷	輕傷	行方不明	其他 燒潰流失	其他 破損	被害者計
東京	四〇三五、九〇〇	八、七三三	二〇、一九九	一〇、九〇四	—	一、五五、七八九	一、九〇一	一、七五、〇九〇
神奈川	一、三七九、〇〇〇	六、一八七	一、三三六	一、二四五	—	九、八六四	一、三四一	一、〇七七、〇〇〇
千葉	一、三五五、八〇〇	九四二	二六〇	一、一一一	—	三、三六〇	三、三七六	三、三〇〇
埼玉	一、六三四、三〇〇	一、〇七〇	五〇七	三四	—	三、三六	四、四四四	四、〇〇〇
茨城	二、二四九、一〇〇	九一、一四四	二、四八	四、四八	一	一、五四八	一、七七八	三、七六七
山梨	二、二四、〇〇〇	一、一四	二七	二七	一	一、三四四	六、八七八	八、七六九
靜岡	二、二四、一〇〇	九一、一四四	二、五五	二、五五	一	一、三五、五五〇	七、〇、一一五	三、〇〇〇
神奈川計	九、一、三四、〇〇〇	一、六五、五五〇	一、三九	一、三五	一	一、五四八、〇八二	七、〇、一一五	三、〇〇〇

（◆は紅、■は綠）

天氣豫報

中央氣象臺では全國測候所の大勢により毎日午前十時以前に全國氣象區の各區に於ける晴、曇、風、雨、雪、霧及び氣溫の變につき翌日の天氣大勢の豫告を發する。これを全般天氣豫報と云ふが、別に地方測候所に於て其所屬する氣象區管內の當日及び翌日の天氣を毎日一回午前十一時以前或は同八時以前に「今晩」及「明日」或は「今日」及「今晩」に分ち之を發するが、夜間に追報する場合もあり、この際は「明日」及「明晩」に分けて發す。

氣象區—全國を左の氣象區に分つ。

△第一區南西諸島△第二區九州南部及南海道南部△第三區瀨戸內△第四區中國△第五區山陰道△第六區東山道△第七區北陸道及東海道西部△第八區東海道東部及千島南部△第九區北海道西部△第十區北海道北部

天氣信號標—天氣豫報は左の信號方式で表示される。これは地方天氣豫報信號標で、中央氣象臺の信號はない。

北ノ風　東ノ風　南ノ風　西ノ風

北東ノ風　北西ノ風　南東ノ風　南西ノ風

晴　曇　雨　雪

晴時々曇　晴時々雨　晴時々雪　曇時々晴

曇時々雨　曇時々雪　雨カ雪　晴時々雨カ雪

曇時々雨カ雪　霧　暑クナル　暖クナル　寒クナル　涼クナル

暴風警報及地方特報

中央氣象臺が全國氣象區の何れかに對し、風雨、風雪、大雨、大雪其他特に注意を要する氣象とその豫報を發する時、その起らんとする氣象上の異常現象の起るものを全般的に豫告を發するのが、特報である。同じく暴風雨又は暴風雪來襲し來襲し被害を與ふる時は同様に警報を發し、特報隨時に警報を發する場合には、分けて小氣象區に單つ位乃至四つ位の區に分けてこれを發する。地方氣象特報及び地方暴風警報とする。

氣象特報信號標—地方測候所の發した氣象特報は、基き、其日は晴れ、風は靜かにして夜間は色燈を用ふ。信號は晝間は吹流しにて夜間は色燈を用ふ。

地方暴風警報信號標—晝間信號標には赤圓筒を夜間には紅燈二個を用ふ。

暴風雨標式—暴風雨の中心の位置、並に其進行方向等を示すもので、晝間は球、圓錐圓筒、圓菱、菱形等（土地の狀況に依り圓筒圓錐を缺く）を揭げ、夜間は白、紅、綠三燈を揭げ、其各色に依て種々の信號を傳へ、警告を與へる。

【晝間標式讀法】筒柱横架の端に懸垂した三筒の標は中心位置標と稱し、暴風雨の中心位置を示し、他の一端に懸垂した二筒の標は進行方向標で中心の進行方向を示す。又此二筒の標は其間隔に依つて進行の遲速を示す。尙ほ柱頭に揭げらる一筒の標は中心を定めた時刻及び其の强弱を示すのである。

即ち中心位置標の組合せ如何は、詳細に定めらたる經緯の位置を示し、進行方向標は左の如き意義を示すのである。

▲▲北　▲◆北北東　▲▬北東　▲●北東
◆▲東北東　◆◆東　◆▬東南東　◆●東南東
▬▲南東　▬◆南南東　▬▬南　▬●南南西
▼▲南西　▼◆南西　▼▬西南西　▼●西
▲▲北西　▲◆北北西　▲▬西北西　▲●北西
●▲衰弱しつゝあり　●◆衰弱しつゝあり　●▬衰生しつゝあり　●●不明
▼▲轉向しつゝあり　▼◆轉向しつゝあり　▼▬停滯又は遲緩　▼●停滯又は不明

▼▲▬▲共に本日正午
◆▬共に昨日午後六時

なるを示し何れも前者は强烈なるを示す。後者は其强烈なるを示す。即ち前圖(一)は『今朝六時、猛烈なる颱風北緯二十四度乃至二十六度、東經百二十度乃至百二十二度（臺灣北部）にあり、北西に進行す。』との意義を示したもの。(二)は『昨夕六時、颱風北緯三十四度乃至三十六度、東經百四十度乃至百四十二度（本州南東海岸）にあり、北東に進行す、其速度一時間十乃至二十哩、强颱明かならず。』との意義を示したもの。

【夜間信號讀法】夜間は右の標に代へて白、紅、綠三樣の燈が用ゐられる。即ち

（●は紅、●は綠）

三連續燈は中心位置區域燈で、各共色の組合せに依り經緯を示す。二連續燈は進行方向燈と稱し、次の如き暴風雨の進行方向を示す。

柱頭の一燈は即ち小區分燈で、中心位置區域燈で示した區域中の小區分たる象限を左の如く示す。

●○第一小區分　●●第二小區分
●○第三小區分　●●第四小區分

前圖を說明すれば、(二)は『低氣壓北緯三十五度乃至四十五度、東經百四十度乃至百五十度の第二小區分にあり。更に東方に進行す』(四)は『颱風北緯三十五度乃至四十五度東經百二十度乃至百三十度の第四小區分にあり、北東に進行す』を示す。

帝國議會

議會開閉

貴族院、衆議院より成り、明治二十三年十一月二十五日初めて第一回議會開會さる。

召集—召集の勅諭は四十日前に發布され、解散後の議會は五箇月以内に召集さる。

開院式—兩議院成立後、勅令を以て期日を定め、貴族院に於て行はる。

會期—三箇月を通則とし、必要の場合には勅令を以て延長さる。臨時議會の會期は其都度勅令を以て定めらる。

停會—十五日以内の期間を以て政府は何時にても停會を命ずるを得。

閉院式—勅令に由り兩院合會を以て行ふ。

議院の成立

議長、副議長勅任せられ、議員の議席及び部屬が定まれば、茲に議院は成立する。

議長、副議長—貴族院にありては議員中より勅任され、衆議院にありては議院の選擧せる候補者各三名につき勅任さる。其の任期は前者にありては七年（被選議員にして此任を受けたる時は議員の任期に依る。任期滿了するも後任者の勅任されるる迄は仍ほ其職務を繼續する。衆議院に於ける議長、副議長の選擧は通記無記名にして、投票の過半數を得たる者なき時、又は過半數を得たる者三人に滿たざる時は最多數を得たる者につき選擧すべき定員の倍數を取り、決選投票を行ふ。

議席—貴族院にありては皇族を首席とし、爵位を有する議員を次席とする。其席次は皇族は宮中の列次に依り、有爵位者は爵位の次第、其他の議員は年齢順。衆議院にありては毎會期始めに議長之を定め、臨時會に於ては前會の議席を繼續する。

部屬—兩院共抽籤に依り、總議員を九部に配分し、各部に號數を附する。均分する能はざる時は、第一部より以下每部に一員を加へる（議長、副議長は部員の内に入らず）。部屬は每會期之を定め、臨時會に於ては前會の部屬を繼續する。

部長、理事—各部に於て無名投票を以て部員中より部長一名、理事一名を互選する。

議事

會議は委員會及び本會議に分かれ、委員會は議案審査の爲めにし、凡ての案件は本會議の議決を以て確定する。本會議は總議員の三分一以上の出席かなければ議事を開くことができない。一方の議院に於て他の議院から送付した議案に修正を加へたとき、他の議院が之に同意しなければ兩院協議會に付議される。

全院委員會—議員の全員を以て組織し、議長又は議員十人以上の發議に由り、討論を用ひずして、開會を決議する。即時に開會せざる時は議長開會の期日を定める。議員三分一以上出席するに非ざれば、議事を開くことができない。全院委員會を開くときは議長其席を退き、委員長は書記官長の席を用ゐる。全院委員會に於ける動議は一人以上の贊成者を以て議題とされる。全院委員長故障あるときは、第一部長其職を行ひ第一部長亦故障あるときは、第二部長以下順次之に代る。

全院委員長—每會期開會の始めに之を選擧する。選擧の方法は無記名投票を以て、貴族院にありては最多數を得たる者、衆議院にありては過半數を得たる者なきときは最多數の投票を得たる者二人につき、決選投票を行ふ。

常任委員—貴族院にありては（一）資格審査委員九人、（二）豫算委員六十三人、（三）懲罰委員九人、（四）請願委員四十五人、（五）決算委員四十五人、其他議院の必要と認むる常任委員を、衆議院にありては、（一）豫算委員六十三人、（二）決算委員四十五人、（三）懲罰委員二十七人、（四）請願委員四十五人、其他議院の必要と認むる常任委員を每會期の始めに各部に於て無記名投票を以て、總議員中より選擧する。

特別委員—一事件を審査する爲めに之を設く。其定員は九名であるが、議院の決議を以て增加することができる。選擧は連記、無名投票を原則とするも、議長又は各部に委任する場合もある。

委員會—常任委員會及び特別委員會は、各無名投票を以て、委員長一名（外に貴族院は副委員長一名、衆議院は理事一名又は數名）を互選する。委員會は議院の許可を得たる場合の外、議院の會議時間中に開くことができない。又委員半數以上出席するに非ざれば議事を開くことができない。委員會審査を終る時は、報告書を作り（口述報告する)を得）委員長より之を議長に提出する。委員會の少數意見は出席委員三分一以上の希望があれば委員會の報告と共に提出することができる。

繼續委員—政府の要求に依り、又は其同意を經て、各議院は議會の閉會中、委員をして議案の審査を繼續せしめることができる。此場合委員は一日五圓より多かざる手當を受ける。

常任委員分科—常任委員（衆議院にありては豫算委員、決算委員及請願委員に限る）は其事務の捷速を計る爲に、之を數科に分けることがある。此場合は各科で主査を互選する。主査は議院に於て、委員長の報告を補助することができる。

資格審査—議員が他の議員の資格に對して異議を申立てたときは、議長は之を審査委員の審査に附する。委員其審査報告を提出したるときは、議長は之を各議員に配付した後院議に附する。被告議員は自ら議院に辯明し、又は他の議員をして代つて辯明せしめることができる。

開議—貴族院は通常午前十時、衆議院は通常午後一時。

延會—議事未だ終らざるも、定刻（貴族院は午後四時、衆議院は午後六時）に至るときは、議長は延會を宣告することができる（但し緊急の議事は此限りに非ず）。相當の時間を隔て、二回計算して、仍ほ出席議員定足數を充たざるときは議長は延會を宣告する。

議事日程—政府提出案を先にするのが通則で、緊急事件につき日程變更の動議が起つた場合、議長其緊急を認むる時は、討論を用ひず院議を以て變更することができる。

議決—法律案の議決は三讀會を經なければならぬ。但し政府の要求若しくは議員十人以上の要求に由り、出席議員三分二以上の贊成があれば、讀會を省略することができる。政府案は政府の要求に由るものゝ外は、委員の審査を經ずして議決することができない。

動議—動議は通常一人以上の贊成者を待つて議題と爲さるゝも、議案を發議し、又は修正する動議は、二十人以上の贊成があれば議題に上される。上奏、建議又は豫算案の修正動議には三十人以上の贊成が要る。

第一讀會—議案が各議員に配付された後少くも二日を經て開かれる。緊急事件は此限りでない。政府又は他院の提出議案は之を委員に附託し、委員の報告を待て、大體につき討論したる後、第二讀會の開否を決する。自院議員の提出議案は、委員附託の動議があつて、可決された場合の外、右の委員附託を須ひず、直に大體議を加へ、第二讀會の開否を議員に諮る。

第二讀會—第一讀會を終つた後、少くも二日を隔てゝ開かれる。但し議長は議院に諮うて、第一讀會と同日に開くことを得。第二讀會に於ては、議案に對して逐條審議を行ふのである。議長は審議の順序を變更し又は數條を連ね、又は一條を分割して討論に附する事を得るも、議員に異議ありて之に贊成者ある時は討論を用ひずして議院に諮うて決する。議案に對する修正の動議は第二讀會にこれを提出する。委員の報告に係る修正は、贊成を待たずして議題に供する。場合に依り第二讀會の終りに於て、議院は議案を委員に附託し修正決議の條項及び字句を整理せしめることもできる。

第三讀會—第二讀會の後、少くも二日を隔てゝ開かれる。但し議長は議院に諮うて、第二讀會と同時に開くことができる。第三讀會に於ては、議案全體の可否を議決し、文字を更正する以外に、修正の動議を發することができない。但し議案中互に抵觸する事項、又は現行法律と抵觸する事項あるを發見した場合は此限りでない。

發言—極めて簡單な發言、及び特に議長の許しを得た場合の外は、凡て演壇に於てする。議題に對する發言に就ては、會議の開始前豫め其氏名及び反對又は贊成の旨を書記官に通告するのが例で、議長は其通告順に依り、反對者贊成者を交互に指名して發言せしめる。通告を爲さざる議員の發言は通告者の發言が終つた後に許可される。議員は同一の議題について二回發言することはできない。但し質疑、應答、注意の喚起は此限にあらず。また委員長及び報告者は其報告の趣旨を辯明する爲に、又資格につき異議を申立てられた議員、懲罰事犯を以て告發された議員は辯明の爲に、數回發言することができ、國務大臣及び政府委員は何時たりとも發言することができる。

議長討論—議長自ら討論に與らんとするときは豫め之を通告し、議席に著く。この場合は副議長が議長席に著く。議長討論に與るときは、其問題の表決に至るまで、議長席に復することができない。

討論終局—議長の宣告する所で、發言者盡きざる時と雖も、討論終局の動議が出て、二十人以上の贊成あるときは、議長は議院に諮ひ、討論を用ひずして之を決する。

修正案—議員の提出した修正案は、委員會提出の修正案よりも先に採決される。同一議題につき數箇の修正案あるときは、原案に最も遠いものから採決し、其順序は議長が定めるのであるが、議員に異議あり、贊成者あるときは、討論を用ひずして之を決定する。既に成立したる修正の動議は、議院の許可を經なければ撤回することができない。但し政府は何時でも提出議案を修正し、又撤回することができる。衆議院に於ては修正案、原案、共に過半數の贊成を得ざる場合でも、議院これを廢棄すべからずと議決するときは、特に委員をして其案を起さしめ、之を會議に付することができる。

指名點呼—表決に際しては、議長、先づ問題を可とする者を起立せしめ、其多少を認定して可否の結果を宣告する。其結果疑はしと認むるとき、または宣告に對して議員に異議あり、定規の議員（貴族院は十人以上、衆議院は二十人以上）之に贊成するときは、書記官に議員の氏名若しくは番號を點呼せしめ、議員は起立して可否を表せしめる。點呼の結果につき仍ほ異議あり、定規（貴族院は二十人以上、衆議院は三十人以上）の贊成あるときは、記名投票に依りて表決せしめる。議長必要と認むるとき、又は議員二十人以上の要求あるときは、起立の方法を用ひずして、記名又は無記名投票を以て表決せしめる。

記名投票—可とする議員は白色票、否とする議員は青色票に各々其氏名を記して、投票函に入れる。

無名投票—可とする議員は白球、否とする議員は黑球を特に設けられた函に投入し、同時に其名刺を名刺函に投入する。

豫算會議—豫算案を數部に分割したる時は每部の議事を終りたるときは、總額について確定の議決を爲す。豫算の會議に於て、更に審査を必要とする事項を發見したるときは、其事項に限り、再び豫算委員に附託し審査せしめる。豫算委員は、豫算案を受取つた日から二十一日以内（已むを得ざる場合は五日間延長するを得）に審査を終へて之を議員に報告しなくてはならぬ。

秘密會議—議長又は議員十人以上の發議に依り、議院之を可決（討論を用ひず）したるとき、若しくは政府の要求を受けたるときは、會議の公開は停められる。

質問—議員が、政府に對して質問をしようとするときは、三十人以上の贊成者を得て質問書に連署しなくてはならぬ。その質問につき、國務大臣の答辯要領を得ざるときは、議場に出席を求め、更に精細の質問を爲すことが出來る。質問に對する答辯、若しくは答辯を爲さゞる理由につき動議を提出するものあり、三十人以上之に贊成する時は議題となさる。

上奏—議院上奏せんとするときは、文書を奉呈し、又は議長を以て總代とし、謁見を請ひ、之を奉呈する。

建議—文書を以て政府に提出する。

請願—凡て議員の紹介に依るのであつて、請願は法人の外、總代の名義を以てするを得ず、又其請願書は哀願の樣式を具へなくてはならぬ。請願は提出の順序に依つて請願委員が之を審査する。議員より一の請願に對し至急の審査を請求するときは、議長は討論を用ひずして議院の決を採り、時日を限つて請願委員に附託する。請願委員は審査の結果に從ひ、議院の會議に付すべきものと、付するを要せざるものとに區分し之を議院に報告する。付するを要せずと報告した者に對して、一週間内に議員三十人以上より、會議に付するの要求が出なければ委員の決議は確定する。

辭職—伯子男爵議員及び勅任議員辭職の場合は、議長を經由して奏請しなければならぬ。衆議院にあつては議長辭表を朗讀せしめ、討論を用ひずして其許否を議決する。閉會中に在つては、議長之を處分し、次會期の始に議院に報告する。

服裝—羽織袴、フロックコート又はモーニングコートに限らるゝも、衆議院では特に無地又は之に準ずべき折襟脊廣でよいことになつてゐる。

請暇—一週間を超えざる議員の請暇は議長之を許可し、一週間を超えるものは議院が許可する、無期限のものは許可されない。

懲罰—議員に懲罰事犯あるときは、議長之を委員に付し院議を經て宣告する。議員は二十人以上の贊成を以て、事犯三日以内に

懲罰の動議を提出することが出來る。此場合議長は討論を用ひずして議院の決を採り懲罰委員に付し、院議を經て其結果を宣告する。懲罰の方法は(一)公開したる議場に於て謹責す、(二)公開したる議場に於て適當の謝辭を爲さしむ、(三)一定の時間出席を停止すること、及び(四)除名である。懲罰事犯の議事は秘密會議を以てなされる。

【出席停止】(一)議院の命令に抵抗し、又は議長を侮辱したるもの、(二)議院の體面を汚し、又は議員の體面を汚す所行あり、其情重きもの、及び(三)同會期中謹責せらること三回にして、更に謹責に當る事犯ある議員に課せられるもので、出席停止の期間は貴族院一ヶ月以内、衆議院は二週間以内である。

【除名】議院の體面を汚し、又は議院の體面を汚す所行あり、其情重き者に課せられるもので、衆議院にありては正當の理由なくして期日後一週間内に召集に應ぜず、會議又は委員會に出席せず、又は請暇の期限を過ぎ議長の招狀を受けて、仍ほ故なく一週間内に出席せざるとき亦此の處分を受ける(貴族院議員同樣の場合は、出席を停止し、上奏して勅裁を仰ぐ)。衆議院の除名分は、出席議員三分二以上の多數を以て決せられる。

議員の權利

歲費—議長は七千五百圓、副議長は四千五百圓、一般議員は(皇族、公侯爵及び官吏議員を除く)は三千圓を歲費として受ける。

保護—議員に對し其公務上の言論行爲につき公然誹毀、侮辱し、又は暴行を加へ、或は暴行、脅迫を以て其言論行爲を妨害し、又は辭職を強要し、又は其言論行爲を妨害する目的を以て議員を脅迫し、又は恐喝した者は刑罰を加へらる。

其他—發言、表決の自由、身體の自由等。別記「帝國憲法(第五二—五三條)」參照。

初期以來の議會

回次	開院式	閉院式	解散	會期
一	明三・一・一・元	明三・三・八		一九
二	三・一・一・六	三・三・一・五		三
三	三・五・一・六	三・五・一・一		四
四	三・一・一・元	三・一・一・一		四
五	三・一・一・八	三・一・一・一		四
六	三・一・一・五	三・一・一・一		四
×七	三・一・一・一	三・一・一・一		四
八	三・一・一・四	三・一・一・一		四
九	三・一・一・三	三・一・一・一		四
一〇	三・一・一・三	三・一・一・一		四
一一	三・一・一・四	三・一・一・一		四
一二	三・一・一・五	三・一・一・一		四
一三	三・一・一・一〇	三・一・一・一		四
一四	三・一・一・一一	三・一・一・一		四
一五	三・一・一・一二	三・一・一・一		四
一六	三・一・一・一四	三・一・一・一		四
一七	三・一・一・一五	三・一・一・一		四
一八	三・一・一・一六	三・一・一・一		四
一九	三・一・一・一七	三・一・一・一		四
二〇	三・一・一・一八	三・一・一・一		四
二一	三・一・一・一九	三・一・一・一		四
二二	三・一・一・二〇	三・一・一・一		四
二三	三・一・一・二一	三・一・一・一		四
二四	三・一・一・二二	三・一・一・一		四
二五	三・一・一・二三	三・一・一・一		四
二六	三・一・一・二四	三・一・一・一		四
二七	三・一・一・二五	三・一・一・一		四
二八	三・一・一・二六	三・一・一・一		四
二九	三・一・一・二七	三・一・一・一		四
三〇	三・一・一・二八	三・一・一・一		四
三一	三・一・一・二九	三・一・一・一		四
三二	三・一・一・三〇	三・一・一・一		四
三三	三・一・一・三一	三・一・一・一		四
三四	三・一・一・三二	三・一・一・一		四
三五	三・一・一・三三	三・一・一・一		四
三六	三・一・一・三四	三・一・一・一		四
三七	三・一・一・三五	三・一・一・一		四
三八	三・一・一・三六	三・一・一・一		四
三九	三・一・一・三七	三・一・一・一		四
四〇	三・一・一・三八	三・一・一・一		四
四一	三・一・一・三九	三・一・一・一		四
四二	三・一・一・四〇	三・一・一・一		四
四三	三・一・一・四一	三・一・一・一		四
四四	三・一・一・四二	三・一・一・一		四
四五	三・一・一・四三	三・一・一・一		四
四六	三・一・一・四四	三・一・一・一		四
四七	三・一・一・四五	三・一・一・一		四
四八	三・一・一・四六	三・一・一・一		四
四九	三・一・一・四七	三・一・一・一		四
五〇	三・一・一・四八	三・一・一・一		四
五一	三・一・一・四九	三・一・一・一		四
五二	三・一・一・五〇	三・一・一・一		四
五三	三・一・一・五一	三・一・一・一		四
五四	三・一・一・五二	三・一・一・一		四
五五	三・一・一・五三	三・一・一・一		四
五六	三・一・一・五四	三・一・一・一		四
五七	三・一・一・五五	三・一・一・一		四
五八	三・一・一・五六	三・一・一・一		四
五九	三・一・一・五七	三・一・一・一		四
六〇	三・一・一・五八	三・一・一・一		四
六一	三・一・一・五九	三・一・一・一		四
六二	三・一・一・六〇	三・一・一・一		四
六三	三・一・一・六一	三・一・一・一		四
六四	三・一・一・六二	三・一・一・一		四
六五	三・一・一・六三	三・一・一・一		四
六六	三・一・一・六四	三・一・一・一		四
六七	三・一・一・六五	三・一・一・一		四
六八	三・一・一・六六	三・一・一・一		四
六九	三・一・一・六七	三・一・一・一		四
七〇	三・一・一・六八	三・一・一・一		四
七一	三・一・一・六九	三・一・一・一		四
七二	三・一・一・七〇	三・一・一・一		四
七三	三・一・一・七一	三・一・一・一		四
七四	三・一・一・七二	三・一・一・一		四
七五	三・一・一・七三	三・一・一・一		四
七六	三・一・一・七四	三・一・一・一		四
七七	三・一・一・七五	三・一・一・一		四
七八	三・一・一・七六	三・一・一・一		四
七九	三・一・一・七七	三・一・一・一		四
八〇	三・一・一・七八	三・一・一・一		四
八一	三・一・一・七九	三・一・一・一		四
八二	三・一・一・八〇	三・一・一・一		四
八三	三・一・一・八一	三・一・一・一		四
八四	三・一・一・八二	三・一・一・一		四
八五	三・一・一・八三	三・一・一・一		四
八六	三・一・一・八四	三・一・一・一		四
八七	三・一・一・八五	三・一・一・一		四
八八	三・一・一・八六	三・一・一・一		四
八九	三・一・一・八七	三・一・一・一		四
九〇	三・一・一・八八	三・一・一・一		四
九一	三・一・一・八九	三・一・一・一		四
九二	三・一・一・九〇	三・一・一・一		四
九三	三・一・一・九一	三・一・一・一		四
九四	三・一・一・九二	三・一・一・一		四
九五	三・一・一・九三	三・一・一・一		四
九六	三・一・一・九四	三・一・一・一		四
九七	三・一・一・九五	三・一・一・一		四
九八	三・一・一・九六	三・一・一・一		四
九九	三・一・一・九七	三・一・一・一		四
一〇〇	三・一・一・九八	三・一・一・一		四
一〇一	三・一・一・九九	三・一・一・一		四
一〇二	三・一・一・一〇〇	三・一・一・一		四
一〇三	三・一・一・一〇一	三・一・一・一		四
一〇四	三・一・一・一〇二	三・一・一・一		四
一〇五	三・一・一・一〇三	三・一・一・一		四
一〇六	三・一・一・一〇四	三・一・一・一		四
一〇七	三・一・一・一〇五	三・一・一・一		四
一〇八	三・一・一・一〇六	三・一・一・一		四
一〇九	三・一・一・一〇七	三・一・一・一		四
一一〇	三・一・一・一〇八	三・一・一・一		四
一一一	三・一・一・一〇九	三・一・一・一		四
一一二	三・一・一・一一〇	三・一・一・一		四
一一三	三・一・一・一一一	三・一・一・一		四
一一四	三・一・一・一一二	三・一・一・一		四
一一五	三・一・一・一一三	三・一・一・一		四
一一六	三・一・一・一一四	三・一・一・一		四
一一七	三・一・一・一一五	三・一・一・一		四
一一八	三・一・一・一一六	三・一・一・一		四
一一九	三・一・一・一一七	三・一・一・一		四
一二〇	三・一・一・一一八	三・一・一・一		四
一二一	三・一・一・一一九	三・一・一・一		四
一二二	三・一・一・一二〇	三・一・一・一		四
一二三	三・一・一・一二一	三・一・一・一		四
一二四	三・一・一・一二二	三・一・一・一		四
一二五	三・一・一・一二三	三・一・一・一		四
一二六	三・一・一・一二四	三・一・一・一		四
一二七	三・一・一・一二五	三・一・一・一		四
一二八	三・一・一・一二六	三・一・一・一		四
一二九	三・一・一・一二七	三・一・一・一		四
一三〇	三・一・一・一二八	三・一・一・一		四
一三一	三・一・一・一二九	三・一・一・一		四
一三二	三・一・一・一三〇	三・一・一・一		四
一三三	三・一・一・一三一	三・一・一・一		四
一三四	三・一・一・一三二	三・一・一・一		四
一三五	三・一・一・一三三	三・一・一・一		四
一三六	三・一・一・一三四	三・一・一・一		四
一三七	三・一・一・一三五	三・一・一・一		四
一三八	三・一・一・一三六	三・一・一・一		四
一三九	三・一・一・一三七	三・一・一・一		四
一四〇	三・一・一・一三八	三・一・一・一		四
一四一	三・一・一・一三九	三・一・一・一		四
一四二	三・一・一・一四〇	三・一・一・一		四
一四三	三・一・一・一四一	三・一・一・一		四
一四四	三・一・一・一四二	三・一・一・一		四
一四五	三・一・一・一四三	三・一・一・一		四
一四六	三・一・一・一四四	三・一・一・一		四
一四七	三・一・一・一四五	三・一・一・一		四
一四八	三・一・一・一四六	三・一・一・一		四
一四九	三・一・一・一四七	三・一・一・一		四
一五〇	三・一・一・一四八	三・一・一・一		四
一五一	三・一・一・一四九	三・一・一・一		四
一五二	三・一・一・一五〇	三・一・一・一		四
一五三	三・一・一・一五一	三・一・一・一		四
一五四	三・一・一・一五二	三・一・一・一		四
一五五	三・一・一・一五三	三・一・一・一		四
一五六	三・一・一・一五四	三・一・一・一		四
一五七	三・一・一・一五五	三・一・一・一		四
一五八	三・一・一・一五六	三・一・一・一		四
一五九	三・一・一・一五七	三・一・一・一		四
一六〇	三・一・一・一五八	三・一・一・一		四
一六一	三・一・一・一五九	三・一・一・一		四
一六二	三・一・一・一六〇	三・一・一・一		四
一六三	三・一・一・一六一	三・一・一・一		四
一六四	三・一・一・一六二	三・一・一・一		四
一六五	三・一・一・一六三	三・一・一・一		四
一六六	三・一・一・一六四	三・一・一・一		四
一六七	三・一・一・一六五	三・一・一・一		四
一六八	三・一・一・一六六	三・一・一・一		四
一六九	三・一・一・一六七	三・一・一・一		四
一七〇	三・一・一・一六八	三・一・一・一		四
一七一	三・一・一・一六九	三・一・一・一		四
一七二	三・一・一・一七〇	三・一・一・一		四
一七三	三・一・一・一七一	三・一・一・一		四
一七四	三・一・一・一七二	三・一・一・一		四
一七五	三・一・一・一七三	三・一・一・一		四
一七六	三・一・一・一七四	三・一・一・一		四
一七七	三・一・一・一七五	三・一・一・一		四
一七八	三・一・一・一七六	三・一・一・一		四
一七九	三・一・一・一七七	三・一・一・一		四
一八〇	三・一・一・一七八	三・一・一・一		四
一八一	三・一・一・一七九	三・一・一・一		四
一八二	三・一・一・一八〇	三・一・一・一		四
一八三	三・一・一・一八一	三・一・一・一		四
一八四	三・一・一・一八二	三・一・一・一		四
一八五	三・一・一・一八三	三・一・一・一		四
一八六	三・一・一・一八四	三・一・一・一		四
一八七	三・一・一・一八五	三・一・一・一		四
一八八	三・一・一・一八六	三・一・一・一		四
一八九	三・一・一・一八七	三・一・一・一		四
一九〇	三・一・一・一八八	三・一・一・一		四
一九一	三・一・一・一八九	三・一・一・一		四
一九二	三・一・一・一九〇	三・一・一・一		四
一九三	三・一・一・一九一	三・一・一・一		四
一九四	三・一・一・一九二	三・一・一・一		四
一九五	三・一・一・一九三	三・一・一・一		四
一九六	三・一・一・一九四	三・一・一・一		四
一九七	三・一・一・一九五	三・一・一・一		四
一九八	三・一・一・一九六	三・一・一・一		四
一九九	三・一・一・一九七	三・一・一・一		四
二〇〇	三・一・一・一九八	三・一・一・一		四
二〇一	三・一・一・一九九	三・一・一・一		四
二〇二	三・一・一・二〇〇	三・一・一・一		四
二〇三	三・一・一・二〇一	三・一・一・一		四
二〇四	三・一・一・二〇二	三・一・一・一		四
二〇五	三・一・一・二〇三	三・一・一・一		四
二〇六	三・一・一・二〇四	三・一・一・一		四
二〇七	三・一・一・二〇五	三・一・一・一		四
二〇八	三・一・一・二〇六	三・一・一・一		四
二〇九	三・一・一・二〇七	三・一・一・一		四
二一〇	三・一・一・二〇八	三・一・一・一		四
二一一	三・一・一・二〇九	三・一・一・一		四
二一二	三・一・一・二一〇	三・一・一・一		四
二一三	三・一・一・二一一	三・一・一・一		四

「註」會期は開院式當日より會期終了日即ち閉院式前日までとす。尙ほ×印は臨時議會にして【第七議會】は廣島に召集、日清戰爭費を附議、【第二十議會】は日露戰爭の軍事費を議決、【第二十九議會】は明治天皇の御大喪に中り召集、【第三十二議會】は昭憲皇太后の御大葬費支出の爲め、【第三十四議會】は日獨戰費支出の爲め【第三十四十三議會】は海軍費支出の爲め【第四十七議會】は震災に因る帝都復興の爲め、【第五十三議會】は財界救濟の爲め、【第六十一議會】は滿洲事件費追加支出の爲め、【第六十二議會】は昭和七年度豫算追加の爲め、【第六十三議會】は不況に因る農村及中小商工業救濟の爲め【第六十六議會】は地方災害救濟の爲め召集されたものである。

議會解散一覽

解散年月日	内閣	解散事由
明二四・一二・二五	松方内閣	建艦費其他否決
三六・一二・二〇	伊藤内閣	對外硬 官紀振肅
三七・六・一二	伊藤内閣	失政上奏案
三〇・一二・二五	大隈内閣	内閣不信任案
三一・六・一〇	伊藤内閣	增稅案否決
三五・一二・二八	桂内閣	海軍擴張資源否決
三六・一二・一	桂内閣	對露外交彈劾奉答文
大三・一二・二五	大隈内閣	朝鮮增師案否決
六・一・二五	大隈内閣	内閣不信任案
九・二・二六	寺内内閣	普通選擧法案
一三・一・二	原内閣	内閣不信任案
昭二・一・二	清浦内閣	内閣不信任案
三・一・二	田中内閣	内閣不信任案
五・一・二	濱口内閣	與黨少數
九・一・一八	犬養内閣	與黨少數
一〇・一・二一	岡田内閣	國政運用不圓滑

貴族院

貴族院の組織

(一)皇族、(二)公侯爵、(三)伯子男互選者(四)國家に勳勞あり又は學識ある者の中より勅任せられたる者、(五)帝國學士院の互選に由り勅任せられたる者、(六)道府縣に於て土地或は商工業に付き、多額の直接國稅を納むる者の中より、一人又は二人を互選して勅任せられたるもの等によつて組織される。皇族の男子は御成年(滿二十歲)を以て議席に列せられ、公侯爵を有するものは滿三十歲に達すれば、議員の資格を得る公侯爵議員は勅許を得て議員を辭することを得、又議員を辭したるものは勅許に依り再び議員となることを得。國家に勳勞あり、學識ある者の勅任議員は終身なるも、身體又は精神の衰弱に因り職務に堪へざるに至つた場合は、貴族院に於て其旨を議決し上奏して勅裁を請ふ。議員の定數は伯爵十八人、子爵六十六人、男爵六十六人、帝國學士院會員百二十五名以内、帝國學士院議員百二十五名以内、勅選議員百二十五名以内。貴族院は(一)天皇の諮詢に應へ、華族の特權に關する條規を議決し、(二)議員の資格及び選擧に關する爭訟を判決し、(三)院令を改正し、又は增補する權能を有する。

三爵議員の選擧

選擧權—伯子男爵を有する滿三十歲以上の者は、皆その同爵議員を選擧するを得。

被選擧權—神官、諸宗の僧侶、教師の職にあるものゝ外皆之を有す。

失權者—(一)瘋癲白痴の者、(二)身代限り破産宣告者及準禁治産者、(三)六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者、(四)刑法第二編第一章、第三章、第九章、第十六章乃至第二十一章、第二十五章又は第三十六章乃至第三十九章に掲ぐる罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ其執行を終り、又は執行を受くることなきに至りたる後、其刑期の二倍に相當する期間を經過するに至る迄の者、但し其の期間五年より短きときは五年、(五)六年未滿の禁錮刑に處せられ、又は前號に掲ぐる罪以外の罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ、其の執行を終り、又は執行を受くることなきに至る迄の者、(六)陸海軍々人にして現役中の者(未だ入營せざる者及歸休下士官兵を除く)及戰時者くは事變に際し召集中の者は互選人たることを得ず。兵籍に編入せられたる學生生徒及志願により國民軍に編入せられたる者亦同じ。但し陸軍各部依託學生生徒、海軍軍醫學生、藥劑學生、主計學生、造船學生、造機學生、造兵學生並に海軍豫備生徒及び海軍豫備練習生は此限にあらず。

互選人名簿—地方長官は選擧を行ふ年の六月一日現在により、北海道又は各府縣に於て互選資格を有する者の名簿を調製する。互選人名簿には互選人の氏名、職業、本籍住居、生年月日、土地或は工業商業に付納むる直接國稅の細別及び總額並に納稅地等を記載する。名簿は七月二十日より十五日間北海道廳又は各府縣に於て縱覽に供し、八月三十一日を以て確定する。

選擧期日—九月十日。

選擧方法—投票は一人一票に限る。

選擧場—選擧會は北海道廳又は各府縣廳に之を開く。特別の事情ある場合は選擧分會を設くるを得。

互選資格—滿三十歲以上の男子にして、互選人名簿調製の期日迄引續き一年以上北海道、又は各府縣に於て本籍を定め住居し、多額の直接國稅を納め、仍ほ引續き住居し及び納稅する者。家督相續に依り財産を取得したる者に付ては、其財産に付被相續人の爲したる納稅を以て其者の爲したる納稅と看做さる。

互選人名簿—選擧期日三十日前より其の日迄引續き帝國學士院會員たる者。

選擧期日—九月二十日東京に於て行ふ。

選擧管理者—帝國學士院長。

投票—一人一票。互選人は選擧會場に於て選擧管理者の交付したる用紙に、其選擧に於ける議員定數以下の被選擧人の氏名を自己記載投函する。東京府の外に居住するに因り、又は公務若くは疾病傷痍に因り選擧の當日選擧會場に到る能はざる時は、郵便に依り投票を爲すことを得。

補缺選擧—勅命を以て行はる。

議員の任期—前任者の殘任期間に依る。

議員の任期—七箇年。補缺議員は其前任者の殘任期間に依る。

罰則—衆議院議員選擧法罰則準用。

當選無效—當選人その選擧に關して罪を犯し、刑に處せられたるときはその當選無效となる。

學士院議員の互選

互選資格—選擧期日三十日前より其の日迄引續き帝國學士院會員たる者。

選擧期日—九月二十日東京に於て行ふ。

選擧管理者—帝國學士院長。

投票—一人一票。互選人は選擧會場に於て選擧管理者の交付したる用紙に、其選擧に於ける議員定數以下の被選擧人の氏名を自己記載投函する。東京府の外に居住するに因り、又は公務若くは疾病傷痍に因り選擧の當日選擧會場に到る能はざる時は、郵便に依り投票を爲すことを得。

補缺選擧—勅命を以て行はる。

議員の任期—七箇年。補缺議員は前任者の殘任期間に依る。

歷代議長

(氏名下の數字は就任年月)

議長—

伯 伊藤 博文 明二三・一〇
侯爵 近衛 篤麿 二九・一〇
公爵 近衛 文麿 昭八・六

副議長—

伯 東久世通禧 明二三・一〇
侯爵 西園寺公望 二六・一二
侯爵 蜂須賀正韶 大二・一
伯 松平 頼壽 昭八・六

【現任書記官長】 長 世吉

議員一覽

（昭和十一年九月五日現在）

皇族—

雍仁親王	宣仁親王	
崇仁親王	載仁親王	
博恭王	博義王	
武彥王	恒憲王	
朝融王	守正王	
多嘉王	鳩彥王	
孚彥王	稔彥王	
盛厚王	永久王	
恒德王	春仁王	

公侯爵—

伊藤 博精	公爵	火
一條 實孝	公爵	火
岩倉 具榮	公爵	火
大山 柏	公爵	火
九條 道秀	公爵	火
近衛 文麿	公爵	火
西園寺公望	公爵	無
三條 公輝	公爵	火
島津 忠承	公爵	火
島津 忠重	公爵	火
鷹司 信輔	公爵	火
德川 家達	公爵	火
德川 圓順	公爵	火
德大寺公弘	公爵	無
毛利 文昭	公爵	火
山縣 有道	公爵	火

× 淺野 長勳 侯爵 無

大隈 信常	侯爵	火	
華頂 博信	侯爵	無	
木戸 幸一	侯爵	火	
菊亭	侯爵	火	
黑田 長成	侯爵	研	
小松 輝久	侯爵	無	
小村 捷治	侯爵	火	
久我 常通	侯爵	火	
佐佐木行忠	侯爵	火	
佐竹 義春	侯爵	無	
蜂須賀正氏	侯爵	火	
西郷吉之助	侯爵	無	
西郷 從德	侯爵	火	
西條 隆愛	侯爵	火	
伊達 宗彰	侯爵	火	
醍醐 忠重	侯爵	無	
筑波 藤麿	侯爵	火	
東郷 彪	侯爵	火	
德川 義親	侯爵	火	
德川 賴貞	侯爵	火	
中御門經恭	侯爵	火	
鍋島 直映	侯爵	火	
野津鎮之助	侯爵	火	
廣幡 忠隆	侯爵	火	
細川 護立	侯爵	火	
松平 康昌	侯爵	火	
前田 利爲	侯爵	火	
山內 豐景	侯爵	火	
山階 芳麿	侯爵	火	

互選及勅選—

有馬 賴寧	伯爵	研	
樺山 愛輔	伯爵	研	
川村鐵太郎	伯爵	研	
黑木 三次	伯爵	研	
兒玉 秀雄	伯爵	研	

後藤 一藏	伯爵	研	
酒井 忠克	伯爵	研	
副島 道正	伯爵	無	
橋本 實斐	伯爵	研	
林 博太郎	伯爵	研	
二荒 芳德	伯爵	研	
堀田 正恒	伯爵	研	
松木 賴壽	伯爵	研	
松平 宗隆	伯爵	研	
溝口 直亮	伯爵	研	
柳原 義光	伯爵	研	
山田 英夫	伯爵	研	

× 青木 信光 子爵 研

清岡 長言	子爵	研	
京極 高修	子爵	研	
近衛 秀麿	子爵	研	
米田 國臣	子爵	研	
實吉 純郎	子爵	研	
白川 資長	子爵	研	
新庄 直知	子爵	研	
曾我 祐邦	子爵	研	
高木 正得	子爵	研	
高倉 篤麿	子爵	研	
高木 是晨	子爵	研	
立花 種恭	子爵	研	
立見 豐丸	子爵	研	
谷 儀一	子爵	研	
土岐 章	子爵	研	
戸澤 正巳	子爵	研	
富小路隆直	子爵	研	
豐岡 圭賛	子爵	研	
鍋島 直繩	子爵	研	
西尾 忠方	子爵	研	
西大路吉光	子爵	研	
西園寺公堯	子爵	研	
野村 益三	子爵	研	
舟橋 清賢	子爵	研	
保科 正昭	子爵	研	
蒔田 廣城	子爵	研	
松平 正壽	子爵	研	
松平 忠壽	子爵	研	
松平 直平	子爵	研	
松平 保男	子爵	研	
松平 康春	子爵	研	
松平 乘統	子爵	研	
前田 利定	子爵	研	
三島 通陽	子爵	研	
三室戸敬光	子爵	研	
三重和	子爵	研	
大阪	子爵	研	
岡山同	子爵	研	
長野 同	子爵	研	
長野 忠次	子爵	研	
熊本	子爵	研	
和歌山	子爵	研	

米倉 昌達	子爵	研	
米津 政賢	子爵	研	
冷泉 爲理	子爵	研	

× 豐 甲 公

足立	男爵	研	
赤松 範一	男爵	研	
淺田 良迺	男爵	研	
有地藤三郎	男爵	研	
安保 清種	男爵	研	
井田 磐雄	男爵	研	
井上 清純	男爵	研	
伊江 朝助	男爵	研	
伊藤 一郎	男爵	研	
伊藤 文吉	男爵	研	
稲田 昌植	男爵	研	
飯田精太郎	男爵	研	
今枝 直規	男爵	研	
今園國貞	男爵	研	
岩倉 道俱	男爵	研	
岩村 一木	男爵	研	
小畑大太郎	男爵	研	
大井 成元	男爵	研	
大蔵 公望	男爵	研	
大寺 純藏	男爵	研	
佳一	男爵	研	
大森 貞男	男爵	研	
沖	男爵	研	
奥田 剛定	男爵	研	
加藤 成之	男爵	研	
金子 有道	男爵	研	
紀 俊秀	男爵	研	
菊池 武夫	男爵	研	
北河原公平	男爵	研	
北島 貴孝	男爵	研	
肝付 兼英	男爵	研	
黑田 長和	男爵	研	
郷 誠之助	男爵	研	
近藤 滋彌	男爵	研	
佐藤 達次郎	男爵	研	

阪谷 芳郎	男爵	研	
阪本 俊篤	男爵	研	
周布 兼道	男爵	研	
杉溪 由言	男爵	研	
關 義壽	男爵	研	
千秋 季隆	男爵	研	
千田 嘉平	男爵	研	
園田 武彥	男爵	研	
高木 喜寛	男爵	研	
高崎 弓彥	男爵	研	
長 基連	男爵	研	
辻 太郎	男爵	研	
東郷 安	男爵	研	
德川 喜翰	男爵	研	
中島久萬吉	男爵	無	
中村 謙一	男爵	研	
鍋島 直明	男爵	研	
橋元 正輝	男爵	研	
原田 熊雄	男爵	研	
東久世秀雄	男爵	研	
深尾隆太郎	男爵	研	
福原 俊丸	男爵	研	
松尾 義夫	男爵	研	
松岡 均平	男爵	研	
松田 正之	男爵	研	
松平外與曆	男爵	研	
三須 省三	男爵	研	
矢吹 精一	男爵	研	
安場 保健	男爵	研	
山根 健男	男爵	研	

× 小野塚 喜平太 學士 無
渡邊 修二 男爵 研

長岡隆一郎	勅選	研	
仁井田 益太郎	勅選	研	
西野 元	勅選	研	
根津嘉一郎	勅選	研	
野村 德七	勅選	和	
馬場 鉄一	勅選	研	
橋本圭三郎	勅選	交	
八田 嘉明	勅選	研	
原 保太郎	勅選	和	
坂西利八郎	勅選	研	
土方 久徵	勅選	和	
土方 寧	勅選	無	
平生釟三郎	勅選	無	
福永吉之助	勅選	無	
藤沼 庄平	勅選	研	
藤原銀次郎	勅選	研	
藤山 雷太	勅選	研	
二上 兵治	勅選	無	
朴 泳孝	勅選	無	

堀 啓次郎	勅選	研	
堀切善次郎	勅選	研	
堀内文二郎	勅選	研	
松井慶四郎	勅選	無	
松井 茂	勅選	和	
松浦鎮次郎	勅選	和	
松村 義一	勅選	公	
松村眞一郎	勅選	研	
松本 烝治	勅選	無	
松本 學	勅選	研	
丸山 鶴吉	勅選	同	

× 三宅 秀 勅選 同

三井清一郎	勅選	研	
水野錬太郎	勅選	交	
光永 星郎	勅選	和	
南 弘	勅選	交	
宮尾 舜治	勅選	研	
宮田 光雄	勅選	研	
義文	勅選	交	

山岡萬之助	勅選	研	
山本 達雄	勅選	研	
芳澤 謙吉	勅選	交	
和田彥次郎	勅選	交	
若尾 璋八	勅選	交	
若槻禮次郎	勅選	和	
若林 賚藏	勅選	研	
渡邊 千冬	勅選	研	
暢	勅選	無	

× 青木才次郎 茨城 交
石川 三郎 佐賀 交
絲原武太郎 島根 研
岩崎 清作 宮崎 交
宇野 勇作 青森 交
上野 喜左衛門 鹿兒島 研
上松 泰造 岐阜 研
小野 耕一 東京 無

大澤德太郎	京都	研	
大西虎之助	香川	交	
大藪 守治	福岡	研	
大和田 健三郎	茨城	同	
太田 清藏	福岡	交	
鳳岡 八左衛門	京都	研	
金子元三郎	富山	同	
金成 通	福島	研	
上郎 清助	神奈川	研	
久保市三郎	栃木	研	
久米田 新太郎	鹿兒島	研	
小坂 順造	長野	同	
小林嘉平治	三重	和	
佐々木 八十八	大阪	和	
坂野鐵次郎	岡山	同	
澁澤 金藏	群馬	交	
下出 民義	愛知	交	
白勢 春三	新潟	研	

鈴木 幸作	靜岡	研	
瀨川 雅右衛門	岩手	無	
田中德兵衛	埼玉	交	
田村 新吉	兵庫	同	
高島 順作	新潟	研	
武井覺太郎	長野	同	
辻 兵吉	秋田	研	
名取 忠愛	山梨	研	
中村園一郎	靜岡	研	
仲田傳之堅	愛媛	研	
森 和歌山	熊本	研	

× 平沼 亮三 神奈川 同
細田安兵衛 東京 研
松岡 潤吉 兵庫 研
松澤清次郎 愛知 無
松本勝太郎 廣島 和
三木 與吉郎 廣島 交
三浦 新七 埼玉 研
三橋 鐵 千葉 研
水野甚次郎 廣島 交
山上 岩二郎 大阪 交
山隈 康 熊本 研
米 三奈良 同
山本 德藏 福島 同
油井 治郎 滋賀 交
吉田 羊 鳥取 研
米原 章三

議員異動—昭和十年九月本書前年版刊行以降に於ける異動左の如し。（括弧内は月日）

【辭任】美濃部達吉（九・八）—上山滿之進（一・一四）—津村重舎（一・一六）—飛島文吉（七・三）【除名】藤田謙一（一〇・四）【勅選】山本桑太郎、平生釟三郎（一・三）—鈴木喜三郎、出淵勝次、遠藤柳作（四・六）—今井田清德、小原直、中川健藏、大橋八郎、白根竹介（九・一）【當選】谷儀一子（一・一〇）—飯田精太郎男（一・七）—增山正興子（一・一八）—奧田剛郎男（一・一四）—米田國臣子（四・八）【就職】崇仁親王（一・一）—盛厚王（一・一八）【就職】崇仁親王（一・一）—盛厚王（一・一八）【死亡】仙石政敬（九・一六）—西郷西之助侯（七・一九）—澁尾四郎（一〇・一九）—北大路實信（九・二）—井伊直方（一・一）—桑山鐵男（一・二〇）—四條隆英（一・二）—內田康哉（一・三）—山本桑太郎（一・二二）—川崎卓吉（一・二七）—水上長次郎（一・四）—渡邊千代三郎（四・一）—富谷鉎太郎（四・一）—岡崎邦輔（七・三）【失格】正彥王—博英王（四・一）

議員會派別

（各會派式及閉院式當日現在）（四十二議會までは公表なし）

議會	會派別	皇族	研究會	茶話會	成同會	正交倶樂部	無所屬會	親和會	同和會	火曜會	其他	合計
四三	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
四四	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
四五	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
四六	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
四七	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
四八	停會	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
四九	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
五〇	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
五一	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
五二	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
五三	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
五四	停會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
五五	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
五六	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
五七	停會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
五八	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
五九	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
六〇	停會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
六一	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
六二	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
六三	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
六四	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
六五	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
六六	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
六七	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
六八	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一
六九	開會院	—	四一	四一	四一	四一	—	—	—	—	四一	四一

多額納税者一覧

（昭和七年六月一日調）

昭和七年九月十日執行の多額納税議員總選擧に際し調製された互選有資格者六千五百八十五名の内、税額五千圓以上に上るもの五百九十六名（前回に比し五百三十二名減）あり、左の如し。

東京府

税額	職業	氏名	住所
一一〇、五四四	出版業	野間清治	小石川
一三、六九六	無職		
六三、八一〇	会社員	堀越角次郎	芝
三九、〇九四	貴族院議員	徳川頼貞	品川
三六、〇九九	会社員	岩崎久彌	本郷
三五、八四五	無職	阿部正直	同
三三、三四〇	賣藥商	清水榮藏	麹町
三一、五八六	無職	淺野長勳	本郷
三〇、四三二	会社員	峯島茂兵衛	麹町
二一、七九三	時計商	小林傳次郎	京橋
二一、〇六七	株式取引員	小布施新三郎	日本橋
二〇、〇四九	同	山中清兵衛	同
一九、五九六	無職	松川長雄	芝
一九、三六九	同	最賀亮輔	品川
一九、二四三	会社員	杉浦六右衛門	日本橋
一八、五七五	計器商	武鶴次郎	芝
一八、五五五	無職	小笠原長尊	牛込
一八、四四三	呉服商	村越庄左衛門	日本橋
一八、二二四	商業	蛯原萬吉	品川
一八、一二六	会社員	濱口吉右衛門	日本橋
一八、〇八三	同	土屋市兵衛	京橋
一七、二四四	洋酒食料品商	高橋門兵衛	澁谷
一七、二三六	酒問屋	鹿島清平	京橋
一七、一四三	織物商	徳川家達	澁谷
一六、九四六	会社員	升本喜兵衛	牛込
一六、七五三	無職	宮本	央
一六、六四八	無職		麹町
一六、五四四	菓子商	細田安兵衛	澁谷
一四、七〇六	株式取引員	鈴木由郎	麹町
一四、一八四	会社員	大倉喜七郎	麹町
一三、四四五	同	木村榮三郎	京橋
一三、四〇六	無職	廣瀬清兵衛	赤坂
一三、〇四〇	宮内省	山尾三郎	麻布
一二、九三一	請負業	戸田利兵衛	澁谷
一二、四四六	肥料商	村林榮助	深川
一二、一四〇	会社員	近藤利兵衛	日本橋
一一、四八六	同	根津嘉一郎	赤坂
一一、三五七	無職	松平輒壽	麹町
一一、三五五	染色業	伊藤琴三	麹町
一一、三四五	株式取引員	加賀鑑三郎	同
一一、二〇二	宮内省	相馬孟胤	淀橋
一一、一三八	藥種商	星野與兵衛	日本橋
一〇、九六四	無職	德川義親	麻布
一〇、九六〇	同	酒井忠正	小石川
一〇、四六七	藥種業	喜谷市郎右衛門	京橋
一〇、一七九	毒劇粉商	淺田甚右衛門	中野
一〇、一七六	織物商	稲村源助	日本橋
一〇、〇六三	金融業	馬越文太郎	淀橋
一〇、〇四九	会社員	小野耕一	麹町
一〇、〇四一	無職	吉田嘉助	芝
九、九〇九	株式取引員	内田茂吉	世田谷
九、六三一	有價證券賣買	原忠三郎	日本橋
九、四七七	会社員	武衛義治	品川
九、四五一	無職	西尾忠方	麹町
九、四四一	宮内省	伊東太郎	同
九、三三九	無職	安居憲一郎	牛込
九、三〇四	米穀商	山口富吉	芝
九、二六一	履物商	新間五兵衛	日本橋
九、一九四	果實商	齋藤義政	京橋
九、一五七	無職	太田惣吉	品川
九、一五七	玩具商	倉持長吉	日本橋
八、八四一	無職	鎌木忠正	荏原
八、八〇一	会社員	田中武兵衛	麹町
八、六三一	地主	松崎文次	淺草
八、五九九	貿商	山中福太郎	豐島
八、五九一	会社員	山崎武兵衛	神田
八、四四五	樽商	關口安五郎	深川
八、四四五	呉服商	外山彌助	日本橋
八、三六一	商業	荻原六三郎	品川
八、三五三	無職	澁井清	神田
八、二四四	株式取引員	武田次七	大森
八、二九三	無職	増井峯次郎	同
八、二四〇	精米商	朝倉虎治郎	澁谷
八、一〇〇	会社員	宮田郷五郎	麹町
八、一九六	郷誠之助	同	澁谷
八、一八一	同	梅岡平七	澁谷
八、一二〇	工業藥品商	高野常藏	牛込
八、〇三八	同	岡田菊治郎	本所
七、九九九	地主	渡邊敏之助	淀橋
七、九九一	銀行員	石崎丈太郎	本郷
七、九三一	会社員	日比谷平左衛門	品川
七、八四一	無職	太田貢	本郷
七、八〇二	織物商	鳥山壯吉	京橋
七、七九九	会社員	大河内正敏	下谷
七、七七七	農業	吉田四郎	平足立
七、七五三	貴族院議員	西郷從德	目黒
七、七三九	無職	外池宇平	日本橋
七、七四四	株式取引員	鈴木圭三	赤坂
七、三六八	株式取引員	賀商	新藤喜三郎	淺草	日本橋
七、三三九	無職	望月乙彦	日本橋
七、三二六	地主	青地四郎	牛込
七、一七四	出版業	小菅擴治	大森
七、〇四一	会社員	小立鉦四郎	本郷
七、〇三八	化粧品商	岩崎小彌太	麻布
六、九九九	味噌醬油商	三輪善兵衛	日本橋
六、九六九	無職	太田久七	本所
六、九四六	無職	小栗兆兵衛	王子
六、八一六	地主	冠權四郎	荒川
六、七六六	無職	小島長兵衛	日本橋
六、七六六	会社員	町田德之助	淺草
六、七六〇	無職	藥師寺久兵衛	本郷
六、六三一	米商	鈴木善四郎	神田
六、六二五	無職		
六、六二〇	株式取引員	吉川兵次郎	赤坂
六、五七四	食料品商	松本鶴五郎	京橋
六、五六九	無職	内藤頼輔	四谷
六、五五四	同	細川一之助	小石川
六、五五四	酒商	北村鐵五郎	芝
六、五四五	貿商	横倉福二郎	澁谷
六、四九九	藁千商	黒川光景	赤坂
六、四四八	麺麭商	永藤鐵太郎	下谷
六、四一〇	無職	石井德次郎	同
六、三六七	同	眞田幸治	麻布
六、三三四	農業	芹澤新平	世田谷
六、二六六	藥種商	松澤八右衛門	京橋
六、二四四	株式取引員	田林菊三郎	日本橋
六、二二〇	無職	德川達孝	芝
六、一二〇	銅鐵商	桑原七兵衛	日本橋
六、〇〇六	地家主	萩原多兵衛	本郷
五、九五〇	醫師	佐々木隆興	神田
五、九四五	淨瑠璃子商	田口善一	本郷
五、九四〇	紙問屋	薩摩治兵衛	澁谷
五、九四〇	会社員	岡部貞助	本所
五、九一〇	銅鐵商	内田幾助	同
五、九一〇	無職	宮本英治	麹町
五、八九一	同	渡邊薫	澁谷
五、八七七	洋傘商	有賀玉吉	日本橋
五、八三六	酒問屋	堀越孝次郎	京橋
五、八〇九	茶商	山本嘉兵衛	日本橋
五、七六六	貿商	田村藤兵衛	京橋
五、七五〇	飲食業	加藤清次郎	世田谷
五、七四四	無職	遠田淮	牛込
五、七二五	吳服商	本田啓次郎	日本橋
五、六六一	無職	濱田清之助	神田
五、六六一	同	牧田端	神田
五、六二一	地主	渡邊一郎	淺草
五、六二〇	無職	金田傳次郎	中野
五、五九四	会社員	小西新兵衛	日本橋
五、五五三	貿易商	野澤源次郎	麹町
五、五〇三	海産物商	渡邊東一郎	日本橋
五、四五七	無職	高木靜馬	王子
五、四五一	株式取引員	吉川兵次郎	赤坂
五、四四一	無職	内藤頼輔	小石川
五、四〇六	同	細川一之助	同
五、三五四	酒商	北村鐵五郎	芝
五、三四四	貿商	横倉福二郎	澁谷
五、三四一	株式取引員	武田次七	大森
五、三一〇	無職	増井峯次郎	同
五、二九九	精米商	朝倉虎治郎	澁谷
五、二六七	無職	宮田郷五郎	麹町
五、二四〇	麺麭商	永藤鐵太郎	下谷
五、二〇六	無職	石井德次郎	同
五、一九七	同	眞田幸治	麻布
五、一八六	農業	芹澤新平	世田谷
五、一四四	藥種商	松澤八右衛門	京橋
五、一二六	株式取引員	田林菊三郎	日本橋
五、一一六	無職	德川達孝	芝
五、一〇〇	銅鐵商	桑原七兵衛	日本橋
五、〇〇五	地家主	萩原多兵衛	本郷
四、九九九	醫師	佐々木隆興	神田
四、九六九	淨瑠璃子商	田口善一	本郷
四、九四〇	墓藥商	薩摩治兵衛	澁谷
四、八四一	紙問屋	岡部貞助	本所
四、八一一	銅鐵商	内田幾助	同
四、七七一	宮本	英治	麹町
四、七五一	同	渡邊薫	澁谷
四、七四〇	有賀玉吉		日本橋
四、七二一	酒問屋	堀越孝次郎	京橋
四、七一七	茶商	山本嘉兵衛	日本橋
四、六六一	貿商	田村藤兵衛	京橋
四、六四一	飲食業	加藤清次郎	世田谷
四、六二一	無職	遠田淮	牛込
四、五六一	吳服商	本田啓次郎	日本橋
四、五六一	無職	濱田清之助	神田
四、五六一	同	牧田端	神田
四、五六一	地主	渡邊一郎	淺草
四、五六一	無職	金田傳次郎	中野
四、五四四	会社員	小西新兵衛	日本橋
四、五三三	貿易商	野澤源次郎	麹町
四、五〇三	海産物商	渡邊東一郎	日本橋

税額	職業	氏名	住所
四、五四四	無職	家主	前川嘉三郎
四、五四五	貴族院議員	高木正得	赤坂
四、五四五	官吏	黒田長成	赤坂
四、四〇〇	醫師	名倉重雄	足立
四、三七七	保險代理業	酒井宗太郎	豐島
四、三三一	艶紙商	西羅光造	向島
四、三三九	果物商	高野吉太郎	淀橋
四、三二一	米穀取引員	平井文三	日本橋
四、二二一	油商	萩原利右衛門	本郷
四、一七四	料理業	住吉忠次郎	淺草
四、一二〇	蕎麦屋商	橋倉新五郎	下谷
四、一二九	会社員	和田木勘七	本所
四、一〇七	地家主	山岡嘉兵衛	麻布
四、〇九九	地主	山脇善五郎	本所
四、〇八六	宮内省	松平直亮	四谷
四、〇四六	地主	大塚知一	足立
四、〇四五	同	佐藤茂兵衛	荒川
四、〇三八	無職	德川圓順	澁谷
四、〇三六	金融業	益岡寅造	淺草

京都府

税額	職業	氏名	住所
四四、三七三	呉服商	矢代仁兵衛	中京區
一九、八五六	金融業	田中善八	下京區
一三、九一〇	会社員	松浦房造	同
一二、六四七	呉服商	西村總左衛門	中京區
一二、六四七	同	内貴清兵衛	同
一二、四四五	製藥業	亀田利三郎	下京區
一一、二二一	生絲商	山田茂助	上京區
九、〇九七	呉服商	池垣定三郎	下京區
八、六一五	文具商	熊谷直之	中京區
八、三六四	證券業取引員	風間利三郎	右京區
八、〇一九	呉服商	細井恒次郎	上京區
七、〇〇三	呉服商	稲垣庄三郎	中京區
六、五五一	賣藥商	久保田床左衛門	下京區
六、五四三	絹布商	石田勘兵衛	中京區
六、四五七	證券業取引員	名和助市	同
六、二六八	地家主	榎據太郎	下京區
六、二六一	株式取引員	山内宇三郎	中京區
五、八六四	家主	前川嘉三郎	上京區
五、七五六	貴族院議員	呉服商	市田文次郎	中京區
五、六七六	同	山口源兵衛	同
五、二六八	株式取引員	榊田喜三	同
五、一四四	糸商	藤原利三郎	上京區
五、〇三〇	家主	辻井利三郎	東山區
五、〇一九	衛生器具作業	石田音吉	左京區

大阪府

税額	職業	氏名	住所
四六、〇〇〇	地家主	松井牛十郎	此花區
四四、〇六六	農業	木村權右衛門	東成區
四二、八一四	藥種商	田邊五兵衛	東區
三九、一一六	地家主	吉本五郎右衛門	北區
三三、九二一	地主	一治	港區
三三、〇四〇	金融業	上田德治郎	南區
三九、〇四八	家主	木原忠兵衛	東區
二六、一九九	金貸業	田中吉太郎	南區
二三、九〇〇	僧侶用具製造業	松下孝之助	此花區
二三、三三一	家主	田中藤兵衛	港區
一九、八八一	金融業	木村作助	東區
一九、四四六	地家主	清海復三郎	此花區
一八、六四〇	会社員	伊藤萬助	東區
一八、六二一	運送業	谷川茂次郎	同
一八、五六〇	会社員	早瀬太郎三郎	同
一七、九〇四	家主	相馬伊右衛門	天王寺區
一六、四二一	金貸業	菅本幾久馬	東淀川區
一六、一八五	貸家業	大井伊助	港區
一五、七七七	同	川端牛兵衛	西成區
一五、七五三	賣藥業	有田普松	東區
一五、三四〇	骨董商	戸田彌七	同
一五、三二六	家主	櫻田宇左衛門	南區
一四、八五六	呉服商	白井忠三郎	同
一四、三二四	賣藥業	森平兵衛	同
一四、一八八	硝子製造業	德永芳次郎	東淀川區
一四、一二四	金融業	菅本三右衛門	同
一三、九〇六	家主	津和九右衛門	同
一三、七六一	会社員	中島市右衛門	港區
一三、三五七	金融業	近江源十郎	南區
一三、〇六七	地家主	渡邊新右衛門	北區
一二、八九四	菓子商	小林林之助	西區
一二、四四〇	無職	海野源藏	東淀川區
一二、〇三一	会社員	阿部彦太郎	北區
一一、五三六	麺種商	樋口松之助	東區
一一、五五六	無職	北村源助	東淀川區
一〇、八四〇	株式仲買人	岩本房吉	豐能郡
一〇、六五五	洋反物商	河崎助太郎	東區
一〇、六四九	会社員	加賀正太郎	同
一〇、六四三	製藥業	森下博	同
一〇、六三三	同	小西久兵衛	同
一〇、五五二	金物商	萬年九平	同
一〇、二三〇	地家主	大野治右衛門	此花區
一〇、二二四	化粧品製造業	中山太一	淺速區
九、九一〇	会社員	武田長兵衛	東區
九、七四五	地家主	山本平一	北區
九、六六九	洋反物商	河崎經吉	東區
九、五六五	会社員	鴻池善右衛門	同
九、三六一	荒物商	笹村竹造	西區
九、三四一	株式取引員	福田桑藏	東區
九、三三八	米穀仲買業	文箭郡次郎	北區
九、二三一	会社員	岸本兼太郎	西區
九、一九八	莫大小商	佐々木八十八	東區
九、〇一五	会社員	泉岡宗助	住吉區
八、九八五	金融業	鐵村治郎兵衛	東區
八、九三〇	地家主	古山右一	北區
八、九一〇	株式取引員	加賀慶之助	天王寺區
八、八五七	貸地貸家業	佐竹庄七	北區
八、八四九	貸家業	近江源兵衛	南區
八、七七三	同	中納久左衛門	港區
八、五六五	株式現物仲買	香川琢磨	此花區
八、三二一	羅紗商	鷹岡覺之助	東區
八、三二一	乾物商	島田市兵衛	北區
八、三二一	無職	杉田善右衛門	東成區
八、三〇一	賣藥業	伊藤長兵衛	南區
八、二四三	会社員	木村喬雄	東成區
八、二二一	同	尼崎伊三郎	北區
八、二一八	家主	曇道作右衛門	浪速區
八、二〇五	船管製造業	泉吉次郎	西區
八、一二〇	地家主	本出政治郎	北區
七、〇九六	三品取引員	川畑宙吉	東區
七、〇九六	家主	橋本八兵衛	南區
七、〇三八	同	山形鶴藏	同
七、二九九	会社員	竹島源藏	同
七、二九九	三品取引員	小島逸平	東區
七、二七七	家主	陸田金治郎	南區
七、一七九	同	加納三之助	北區
七、〇三八	同	佐々木計次郎	東區
七、〇三八	同	島安兵衛	西區
七、〇五九	地家主	大西直孝	此花區
七、〇五二	藥種商	鹽野吉兵衛	東區
七、〇三七	家主	辻阪芳之助	南區
七、〇二七	会社員	宗像英一	住吉區
七、〇一四	家主	松本與兵衛	港區
七、〇一四	会社員	八代祐太郎	東區
七、〇一三	斡旋吉業	中井櫻一	南區
七、〇一六	金融業	田中由太郎	西區
六、九六一	藥種商	伊藤千太郎	東區
六、九五〇	家主	吉村儀兵衛	東區
六、九一六	株式現物仲買	田中信三	東區
六、八六〇	株式取引員	新井正治	泉南郡
六、八三六	会社員	松本宗十郎	住吉區
六、八一六	株式取引員	新井健治	東區
六、七七六	会社員	莊保勝藏	南區
六、七六四	鼻緒商	太田宇兵衛	東區
六、七六三	家主	原彌兵衛	同
六、七四四	賣藥業	鴻池忠三郎	西淀川區
六、七四一	会社員	芦田利兵衛	東區
六、五七三	家主	貴志米吉	天王寺區
六、五四五	無職	櫻田耕吉郎	東成區
六、五四三	飲食店業	榎本正	南區
六、五三七	家主	高田久右衛門	東區
六、五〇六	米穀仲買業	村岡金一	北區
六、五〇六	株式取引員	小川平助	東區
六、四九四	興行主	吉田卯之助	西區
六、四六一	家主	高松長左衛門	東區
六、四六一	会社員	田中市藏	西區

六、四一二 会社員 村田長兵衛 東区
五、五五五 地家主 渡邊作右衛門 此花区
五、五〇六 家主 栗山善兵衛 南区
五、五〇二 同 前島右市郎 港区
五、四九九 同 永井利兵衛 西区
五、四七七 石鹸製造業 栗津久治郎 東成区
五、四六一 帽子商 伊藤米治郎 東区
五、四四八 金融業 政岡德兵衛 西区
五、四三一 株式取引員 竹内種造 東区
五、四二四 家主 大井倉生治 港区
五、三五九 同 築切勘左衛門 西区
五、三二〇 物産問屋 浦谷勇 南区
五、一〇八 会社員 濱田甚兵衛 西区
五、一九八 家主 伊藤新次郎 東区
五、一二七 会社員 山内榮次郎 北区
五、一〇六 飲食店業 蓑田嘉三 天王寺区
五、〇八五 製粉商 小寺喜之助 港区
五、〇六五 酒道具店 麻殖德次郎 西区
五、〇四四 漆商 辻村榮助 同
五、〇二九 金融業 齋藤嘉兵衛 東区
一〇、七四四 奥野重太郎 三島郡
一〇、九二三 会社員 平沼久三郎 横濱市
一二、一四七 同 原善一郎 同
一〇、一三三 商業 大谷嘉兵衛 同
一〇、七三二 地主 上郎新二 高座郡
九、八五一 会社員 原富太郎 横濱市
八、〇四六 商業 朝田權四郎 同
七、七四七 地家主 小宮隆太郎 川崎市
七、五六五 地主 平沼亮三 横濱市
七、五四四 同 犬山善助 同
七、五四四 会社員 上郎清助 同
六、七二一 貸地業 堀榮助 同
六、一一〇 地家主 石井泰助 川崎市
五、八〇二 地主 平沼義太郎 横濱市
五、一一〇 同 平沼覺次郎 同
五、〇一六 無職 平沼大三郎 同

兵庫縣

七、一〇九 船舶業 乾新兵衛 神戸市
五、三一〇 船舶運輸業 八馬象介 西宮市
五、〇八六 地家主 九鬼輝 同
五、〇五一 地主 田淵新一郎 赤穗
五、〇四九 地家主 池長孟 神戸市
三、八七七 酒造業 小西新右衛門 川邊郡
三、三四五 無職 小寺謙吉 神戸市
二、二一一 会社員 小會根喜一郎 同
一、〇四一 同 嘉納純 武庫
一七、八二六 同 澤田清兵衛 神戸市
一七、八〇四 同 末正久左衛門 同
一七、五五九 家主 生島五郎兵衛 同
一七、八六〇 賀商 中村彌兵衛 同
一三、五四一 酒造業 長部文治郎 武庫
一三、五二一 金貸業 野田三藏 西宮市
一三、八八五 取引所仲買業 松浦丹平 神戸市
一三、七六八 金貸業 麻野惠三 西宮市
一三、七六二 無職 澤田定七 神戸市
一三、六二八 木炭製造業 川崎武之助 同
一三、四三五 会社員 山邑太左衛門 武庫
一三、〇六一 地主 石丸貞太郎 神戸市
一一、一〇六 会社員 武井尹人 同
一〇、七一九 同 嘉納治郎右衛門 武庫
一〇、五一八 機械製造業 金井慶二 同
一〇、二五四 酒造業 高田三郎 神戸市
一〇、一三一 農業 石井榮十郎 武庫
一〇、六五三 花木三二郎 神戸市
八、二七一 竹材輸出商 長田大介 同
七、九二一 地主 谷口萬治郎 同
七、六〇一 取引所仲買業 姫田市松 同
六、九〇一 賀商 岡田重義 同
六、五一八 味噌製造業 福井治兵衛 西宮市
六、四七一 会社員 瀧川儀作 神戸市
六、一七一 金貸業 生島五三郎 同
六、〇三三 農業 石井兵造 加東
五、九六一 株式取引員 前田熊太郎 川邊
五、八五一 仲立業 奥山春枝 武庫
五、四八八 地主 宗國金平 神戸市
五、四八三 会社員 川西清兵衛 同
五、四一三 無職 武内廣治 同

長崎縣

九、二六六 農業 山縣猛彦 佐世保市

新潟縣

三、三四一 農業 齋藤德太郎 北蒲原
二一、三五一 同 市島德厚 同
一〇、三七七 同 田卷堅太郎 南蒲原
一七、七五五 同 伊藤文吉 中蒲原
一七、二六六 無職 二宮孝順 北蒲原
一五、一四一 農業 中野忠太郎 中蒲原
一〇、六一三 会社重役 北魚沼
一〇、四二七 農業 保坂潤治 中頸城
九、九六六 会社員 齋藤喜十郎 新潟市
九、四〇七 同 鑑富三作 同
六、八一一 農業 佐藤友右衛門 北蒲原
六、五六六 農業 山田助作 西蒲原
五、〇八一 料理業 高橋高四郎 新潟市
五、〇八一 農業 山田辰治 中頸城
五、〇八〇 同 渡邊三左衛門 岩船

埼玉縣

六、〇一 味噌醸造業 大熊武右衛門 北足立
六、五六六 織物業 平岡仙太郎 入間
五、〇八一 農業 西川武三郎 北足立
五、二九九 醬油製造業 橋本喜助 北埼玉
五、一一九 足袋製造業 永瀨長次郎 北足立
五、〇三六 農業 大島宗平 佐波

群馬縣

五、五六六 肥料商 佐波

千葉縣

七、一四七 会社員 茂木順三郎 東葛飾

茨城縣

一〇、三一一 米穀肥料商 町田角次郎 筑波
七、一六六 農業 宮本庸造 行方

栃木縣

一三、六八〇 林業 栗山耕作 宇都

奈良縣

八、一〇七 農業 池田文一郎 仙北
三四、九八〇 商業 本間金之助 秋田市
一〇、八六六 同 辻兵吉 同
九、八〇六 農業 土田萬助 平鹿
八、一四六 同 奈良磐松 南秋田
八、一一九 同 小川長右衛門 同
八、一〇四 釀造業 伊藤仁右衛門 雄勝
七、九八〇 請負業 栗原源藏 秋田市
七、四一〇 農業 太田竹次 仙北
六、〇四一 金融業 加賀谷長兵衛 秋田市
五、一三一 農業 江畑新之助 仙北
五、一一三 釀造業 平井孫兵衛 山本
五、一〇四 農業 最上義廣 平鹿
五、〇四一 同 柴田與之助 雄勝
五、〇一四 同 佐藤維一郎 仙北

福井縣

二八、八一三 会社員 右近權左衛門 南條

石川縣

一三、六二一 海運業 廣海二三郎 江沼
六、七六八 同 大家七兵衛 同
五、六三四 材二重機業 清水善次郎 金澤市
五、一〇四 農業 柴田與之助 雄勝
五、〇四一 同 佐藤維一郎 仙北

富山縣

七、九六六 会社員 佐藤助九郎 東礪波
六、九一一 請負業 加藤金次郎 中新川
五、一六一 藥種商 中田清兵衛 富山市

鳥取縣

六、三二六 会社員 名島嘉吉郎 米子市

島根縣

一五、四七八 農業 田部長右衛門 飯石
五、七八八 同 恒松於菟二 安濃
五、四〇八 同 高橋隆一 簸川
五、三七四 同 佐々田懋 那賀
五、二九三 商業 尾原佐七 松江市

岡山縣

四四、二六六 農業 野崎丹斐太郎 兒島
八、六二六 無職 大橋平右衛門 倉敷市

廣島縣

六、九三一 無職 伊原木藻平 岡山市
二一、六〇一 請負業 藤田一郎 廣島市
二一、二一四 株式取引員 鎌田憲吉 廣島市
一〇、五二七 会社員 橋本龍一 尾道市
八、五四六 削製業 安部和助 福山市
八、二四六 釀造業 保田七兵衛 廣島市
八、二四六 銀行員 澤原俊雄 呉市
八、一一四 醬油釀造業 古川久吉 廣島市
七、九二一 株式取引員 齋藤正雄 同
七、六〇一 酒造業 藤井與一右衛門 福山市
六、七四一 請負業 森田福市 廣島市
五、五六九 金融業 萬谷孫八 同
五、二〇六 会社員 松本勝太郎 呉市
五、一五一 無職 山中紀三郎 同

山口縣

八、二三五 鑛業 藤本陽作 宇部市
七、一一〇 公吏 國吉信義 同
六、〇六六 無職 毛利元昭 佐波

和歌山縣

一七、六六八 請負業 西本健次郎 和歌山市
一一、一九七 会社員 竹中源助 同
一一、三六一 木材商 中谷長藏 同
五、三六五 無職 湯川公二 同
五、三六二 肥料商 名手由兵衛 海草
五、二四五 無職 宇治田福正 和歌山市

徳島縣

一〇、八三五 商業 西野嘉右衛門 勝浦
八、一四一 農業 三木與吉郎 板野
六、一四一 商業 美馬儀一郎 徳島市
五、五〇三 同 井内太平 同

香川縣

五、九一八 農業 矢野通 越智
五、七二六 商業 菊池重久 西宇和
五、三九三 同 近藤正平 溫泉

愛媛縣

四四、二六六 農業 大橋平右衛門 倉敷市

高知縣

八、五八五 無職 臼井鹿太郎 高知市

九、八〇七 請負業 森本千吉 北葛城
五、八八六 同 奥村太平 同

三重縣

三三、〇四一 商業 御本木幸吉 志摩
一〇、八〇四 同 田中治郎左衛門 津市
八、〇八二 会社員 長谷川治郎兵衛 飯南
六、三五二 商業 濱田種三 山田郡
五、一〇一 林業 土井八郎兵衛 北牟婁
五、一〇二 工業 九鬼紋七 四日市市

愛知縣

一二、七六五 会社員 瓶信四郎 名古屋市
九、九一八 無職 岡田德右衛門 同
八、二一九 自轉車商 前田榮市 同
七、九六五 肥料商 高松定一 同
九、九九九 株式仲買業 安藤俊三 同
七、三五六 織物業 丹菊仁三郎 一宮市
七、一六七 材木商 鈴木總兵衛 名古屋市
七、〇六九 釀造業 堀田清右衛門 同
七、〇五九 綿絲商 遠山孝三 海部
六、八七四 無職 春日井丈右衛門 名古屋市
六、三一六 醫料機商 八神幸助 同
六、二六八 会社員 關戸守彥 同
六、一一四 無職 牧田茂七 同
六、〇八七 問屋業 春日井鎌太郎 一宮市
五、七七九 無職 加藤彥左衛門 名古屋市
五、六七九 運艘業 渡邊久三郎 同
五、五八〇 小間物商 森木善七 同
五、五七〇 会社員 岩田武七 同
五、五〇一 株式仲買人 武田安 同
五、四三一 雜貨商 伊藤邦太郎 同
五、四一四 会社員 角田鐵太郎 同
五、三〇五 藥種商 中北伊助 同
五、一〇五 商業 小島太左衛門 一宮市
五、一一九 料理業 横井熊太郎 名古屋市
五、〇五五 鹽飼料商 杉浦治助 知多
五、〇五五 商業 高橋文三 名古屋市

靜岡縣

一八、五四〇 商業 鈴木與平 清水市
八、三六六 同 望月大太郎 靜岡市
六、三五九 同 渡邊傳八 同
五、三六六 同 中村藤吉 濱松市
五、二一三 工業 水上房吉 靜岡市
五、〇八六 無職 山路時也 同
五、〇五一 酒造業 鈴木忠右衛門 生
一八、一五八 海苔鹽節商 外池誠一 同
九、九七四 蚊帳商 西川甚五郎 同
七、八七五 酒造業 高井作右衛門 同
七、三四五 山中兵右衛門 同
七、〇一一 同 同
七、三五八 商業 篠田祐八郎 岐阜市

岐阜縣

七、三六一 同 岐阜市

愛知縣

一〇、〇一一 会社員 伊澤平左衛門 仙臺市
一〇、九八五 釀造業 佐々木重兵衛 同
六、七四八 農業 大庭經之輔 栗原
六、一三四 無職 野田貞一 遠田
五、三五七 酒造業 森民三郎 仙臺市
五、二六六 無職 伊藤衛 遠田
五、〇五四 同 永澤安之助 志田

福島縣

岩手縣

青森縣

一一、五五五 会社員 佐々木嘉太郎 北津輕
七、六二一 農業 平山又三郎 同

山形縣

一四、五一〇 銀行業 風間幸右衛門 鶴岡市
一四、一九四 商業 渡邊吉兵衛 山形市
一三、三一三 農業 秋野光廣 西田川
一三、二六一 同 渡邊覺太郎 北村山
一一、三七七 同 佐藤茂兵衛 最上
七、八八八 商業 岸三郎兵衛 東田川
六、一〇七 農業 木村九兵衛 同

	六、三四	呉服商	西山覺次
	六、一九〇	文具商	中屋喜之助
福岡縣			
	一六、一三	運送業	石田光太郎
	九、二三六	無職	立花鑑德
	八、一四三	質商	野村久次
	七、五五一	會社員	太田清藏
	六、九六九	家主	渡邊與三郎
	五、二三九	呉服商	中牟田喜兵衛
	五、〇八八	會社員	高崎新三郎
		鑛油商	出光佐三
大分縣			
	七、〇六六	商業	久家常藏
	六、二六三	工業	藥師寺秀吉
	五、五六三	銀行員	野村市夫
佐賀縣			
	九、六三三	會社重役	古莊健次郎
	七、三三六	農業	富永猿雄
	六、九六八	無職	松井敏之
	六、一九二	農業	藤倉巽
	五、七六四	同	松岡繁樹
	五、七五〇	無職	米村學
	五、七一五	銀行職員	八代球磨
	五、三六八	農業	平山長一
	五、〇八一	雜貨商	井上安次郎
宮崎縣			
	七、九八〇	商業	松田熊一
	七、四九八	農業	岩元吉太郎
沖縄縣			
	七、六六二	酒造業	新里康昌
北海道			
	四〇、五六五	會社員	板谷宮吉
	三八、五三五	同	小樽市
	三、四〇八	銀行員	相馬哲平
	二、九一九	石館	友作
	一、九〇〇	請負業	伊藤惣太郎
		木村圓吉	札幌市
		地家主	小樽市

	二、八四〇	傭船業	齋藤甚之助
	一〇、三〇三	商業	瀧野常吉
	九、六〇六	同	梅津福次郎
	八、七一一	同	寺井四郎兵衛
	八、四三六	地主	五十嵐佐市
	五、三六六	米穀商	牧口末松

選出別議員數（各六月末）

年次	皇族	公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵	勅選	學士	多額納稅者	計
昭和五		二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
六		二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
七	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
八	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
九	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
一〇	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
一一	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
一二	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
一三	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
一四	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
一五	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
一六	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
一七	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
一八	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
一九	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
二〇	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
二一	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
二二	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
二三	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
二四	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
二五	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
二六	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
二七	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
二八	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
二九	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
三〇	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
三一	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
三二	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
三三	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
三四	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
三五	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
三六	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九
三七	一	二	八	二	一	一	一〇	六	三	三九

多額納稅者納額

府縣別（昭和七年）	直接國稅納稅額	一人納稅額 最高	一人納稅額 最低
北海道	一四、〇六〇	四、〇六六	一、〇〇一
青森	一一、七四八	一、〇五六	九八一
岩手	一二、六五七	四、八五七	六二三
宮城	一三、九一二	一、〇一一	四四〇
秋田	一三、七五〇	一、二六七	六四九
山形	二、八〇〇	一、四四一	一、〇〇一
福島	一二、三六八	二、四一〇	五八一
茨城	一〇、九一四	三、八九	八四七
栃木	一〇、七六四	一、一三六	六五七
群馬	一二、七六八	五、三六八	六、八〇三
埼玉	一六、三六一	六、八〇三	五、六八
千葉	一二、三六一	七、一四七	四、〇〇六
東京	二〇〇、九二一	一〇、五四五	一、三〇〇
神奈川	四八、〇三五	一〇、九二四	八一三
新潟	四九、五六八	一三、四一一	八、九六
富山	一二、一八八	七、九六一	六四一
石川	一三、二四五	一二、六九一	四四七
福井	一二、七七八	二、八五七	三、六二一
山梨	八、七一三	二、八五七	三、四一一
長野	一四四、三〇三	七、一三八	三、四四
岐阜	一三、九〇八	三、八七一	一、八四一
愛知	二八、一四八	一八、五四一	六、一四四
三重	一五、〇八一	一三、七九六	五、九八
滋賀	一八、一五九	二四、〇四一	一、三〇一
京都	六三、八六八	三五、三六六	三、五六
大阪	一、九九、九六一	四六、〇八一	一、一四九
兵庫	九三、三五〇	九、一〇九	四、二三六
奈良	一〇、六七、七九	一三、六二〇	一、九六一
和歌山	一二、七七、三一	一七、六六九	一、三〇一
鳥取	一二、五七、九一〇	六、三三七	一、四〇一
島根	一四、六七、七二一	一四、七三六	一、三〇一
岡山	二六、五七、九四一	一四、二五九	一、一六一
廣島	三六、五六、〇三五	一一、六〇一	七、九八
山口	一九、一五、四一	八、一三五	八八〇
福島	一〇、六一、一四三	一〇、八六六	四、三五
香川	一三、九八、八一七	四、七四五	六六一
愛媛	一三、五六、五七七	五、九一九	三、五六一
高知	九、九八、九六	八、五八五	八八一
福岡	三五、六一、五三五	一六、一一三	三、一四五
佐賀	八、三五、五一	二、七四五	一、一六一
長崎	一五、一六、五八	九、一六六	六四九
熊本	三〇、九五、五四	九、六三五	七、六八

各派役員（一一・九・五現在）

年次	直接國稅納稅額	一人納稅額 最高	一人納稅額 最低
大分	一三六、八三	七、〇六六	六、九八
宮崎	一一五、〇八五	三、七〇四	五五一
鹿兒島	二三六、七一八	七、九八一	四五七
沖縄	四六、七八九	七、五六五	四〇〇
計	一四、三一〇、七三九	一一〇、五四五	一〇〇

研究會（麹町區三年町二一）—兒玉秀雄伯、黑木三次伯、井上匡四郎子、織田信恒子、西尾忠方子、松平康春子、黑崎定三、細田安兵衛大谷尋由、松岡潤吉（以上常務委員）、松平忠諤（政務審査委員）、伊東二郎丸子（政務調査委員）

公正會（麹町區三年町昭和會館內）—辻太郎、安保清種、小畑大太郎、深尾隆太郎、淺田良逸、中村謙一、今園國貞、矢吹省三、渡邊汀（以上幹事兼交渉委員）、佐藤惣次郎、周布公道（以上會計監督）

交友倶樂部（麹町區永田町二ノ一）—橋本圭三郎、古島一雄、岡喜七郎、下出義民、久恒貞雄、山上岩二（以上幹事）、小久保喜七、竹越與三郎、川村竹治、芳澤謙吉、南弘、青木才次郎（以上交渉委員）

同和會（麹町區三年町、帝倶樂部）—仁井田益太郎、大島健一、宇佐美勝夫、倉知鐵吉、松井茂、有吉忠一、阿部房次郎、佐藤鐵太郎、小林嘉平治、幣原喜重郎（以上幹事）、岩田宙造、田所美治、永田秀次郎、野村德七、愼野文二、江口定條、赤池濃、土方久徵、佐々木八十八（以上交渉委員）

同成會（同右）—大和田健三郎、加藤政之助、武井覺太郎、次田大三郎、小坂順造、柴田善三郎（以上幹事）、伊澤多喜男、田村新吉、塚本清治、丸山鶴吉、平沼亮三、菅原通敬（以上交渉委員）

火曜會（麹町區三年町一號山會館內）—島津忠承（幹事）、細川護立、井上三郎、島津忠承、佐々木行忠、大隈信常、德川圓順（以上交渉委員）

衆議院

衆議院の組織

一定の資格を有する選擧人に依つて選出された年齡滿三十歲以上の帝國臣民たる男子を議員とし、其定數四百六十六名。本院最大の權限は豫算の先議權を有する事である。

議員の選擧

選擧權—帝國臣民たる男子、年齡二十五年以上の者。

被選擧權—帝國臣民たる男子にして、年齡三十年以上の者。

失權者—左に掲ぐる者は選擧權及被選擧權を有せず。

(一)禁治産者及び準禁治産者、(二)破産者にして復權を得ざる者、(三)貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受くる者、(四)一定の住居を有せざる者、(五)六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられたる者、(六)刑法第二編第一章第三章、第九章、第十六章乃至二十一章第二十五章、又は第三十六章乃至第三十九章に掲ぐる罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ、其執行を終り、又は執行を受くることなきに至りたる後、其刑の二倍に相當する期間を經過するに至る迄の者、但し其の期間五年より短き時は五年、(七)六年未滿の禁錮の刑に處せられ、又は前號に掲ぐる罪以外の罪を犯し、六年未滿の懲役の刑に處せられ、其の執行を終り又は執行を受くる事なきに至る迄の者。

此外華族の戶主、現役の陸海軍人（入營せざる者及歸休下士官兵を除く）、職時若くは事變に際し被召集中の者、兵籍に編入せられし學校生徒、志願に依り國民軍に編入せられし者等は選擧權及被選擧權を有せず。

選擧事務に關係ある官吏及吏員は其關係區域內に於て被選擧權を有せず。在職の宮內官、判事、檢事、朝鮮總督府判事、同檢事、臺灣總督府法院判官、同檢察官、關東法院判官、同檢察官、南洋廳判事、同檢事、陸海軍法務官、行政裁判所長官、同評定官、會計檢査官、收稅官吏及び警察官吏は被選擧權を有せず。

選擧區—中選擧區制に依り、府縣を基礎として、之を議員定數二名乃至五名の選擧區に分つ。

投票區—市町村の區域に依るを原則とし、地方長官必要と認むる時は市町村の區域を分ちて數投票區を設け、又は數町村の區域を合せて一投票區を設く。

選擧人名簿—市町村長は毎年九月十五日の現在に依り、其日迄引續き一年以上其の市町村內に住居を有する者の選擧資格を調査し、十月三十一日迄に選擧人名簿を調製す。選擧人名簿は十一月五日より十五日間縱覽に供し、十二月二十日を以て確定す。

選擧期日—總選擧は議員の任期終りたる日の翌日之を行ふを例とす。但し特別の事情ある場合に於ては議員の任期終りたる日より五日以內に之を行ふことを妨げず。議會閉會中又は議會閉會の日より二十五日以內に議員の任期終る場合に於ては、總選擧は議會閉會の日より二十六日以後三十日以內に執行す。衆議院解散を命ぜられたる場合に於ては解散の日より三十日以內に行ふ。

投票—一人一票。盲者に對する點字を文字と見做し有效とす。

【不在者投票】選擧人左記事由に依り自ら投票所に出向くこと能はざるときは、便宜當該管理者の管理する投票場前に於て投票することを得。

(一)湖川、港灣のみを航行する船舶、總噸數二十噸未滿又は積石數二百石未滿の船舶及端舟其の他櫓櫂のみを以て運轉し、又は主として櫓櫂を以て運轉する舟を除くの外、日本船舶の船員又は其の船舶に乘務するの常況に在る者船內從業中なるとき、(二)前號の船舶を除くの外、日本船舶にして總噸數五噸以上又は積石數五十石以上のものゝ船員、又は其の船舶に乘務するの常況に在る者船內從業中なるとき、(三)鐵道列車に乘務するの常況に在る鐵道係員、郵便取扱員、其の他の者鐵道列車に乘務中なるとき、(四)選擧は關係ある職務に從事する者、其の投票區域外に於て職務に從事中なるとき、(五)陸海軍軍人演習召集中又は教育召集中なるとき、(六)艦船乘員たる軍屬海上勤務中なるとき、(七)職務又は業務上引續き十日以上の滯在を例とする者、現に投票區所在の郡市区町村に於て從業中なるとき、(八)選擧人名簿調者期日後其の屬する投票區所在の郡市外に住居を移し、現に所屬投票區域外に從業中なるとき。

投票所—市役所、町村役場又は投票管理者の指定したる場所。午前七時に開き、午後六時に閉づ。

投票立會人—議員候補者は有權者中より本人の承諾を得、投票立會人一名を定め立會はしむ。立會人三人に達せざるときは、投票管理者に於て三人に達する迄の立會人を選任す。

開票區—郡市の區域に依るを原則とし、地方長官特別の必要ありと認むる時は郡市の區域を分ちて數開票區を設け、又は數郡市の區域を合せて一開票區を設く。

開票立會人—投票立會人と同一手續に依り選任さる。

無効投票—投票中(一)成規の用紙を用ひざるもの、(二)議員候補者ならざる者の氏名を記載したるもの、(三)一投票中二人以上の議員候補者の氏名を記載したるもの、(四)被選擧權なき議員候補者の氏名を記載したるもの、(五)議員候補者の氏名の外他事を記載したるもの、但し官位、職業、身分、住居又は敬稱の類を記入したるものを除く、(六)議員候補者の氏名を自書せざるもの、(七)議員候補者の何人を記載したるかを確認し難きもの、(八)衆議院議員の職に在る者の氏名を記載したるもの（再選擧又は補缺選擧の場合）

選擧立會人—投票立會人と同一方法に依り選任さる。

議員候補者—候補者は選擧期日の公布又は告示ありたる日より選擧の期日前七日迄に選擧長（各選擧區內に於ける市長、支廳長又は官吏につき之を定めらる）に屆出でざるべからず。有權者は右期日內に候補者推薦の屆出を爲すことを得。議員候補者の屆出又は推薦屆出には、候補者一人に付二千圓又はこれに相當する額面の國債證券を供託するを要す。議員候補者の得票數其の選擧區內の議員の定數を以て有效投票の總數を除して得たる數の十分の一に達せざるときは、その保證金は政府に沒收さる。

當選人—有效投票の最多數を得たる者を以て當選人とす。但し其の選擧區內の議員の定數を以て有效投票の總數を除して得たる數の四分の一以上の得票あるを要す。同數は年長者をとり、同年は選擧長抽籤して之を定む。選擧區の議員定數を越えざるときは、其選擧區にては、投票を行はずして、

屆出でたる候補者を當選人とす。一人にて數選擧區の當選を承諾するを得ず。當選の告知を受けし日より二十日以内に當選承諾の屆出を爲さゞるときは當選を辭したるものと看做さる。

【次點者當選】(一)當選人當選を辭したるとき、死亡者なるとき、又は被選擧權を失ひたるとき、若しくは選擧又は當選の效力に關し訴訟の結果更に選擧を行ふことなくして當選人を定め得るときは、法定數以上の得票ある次點者を以て補充し、(二)選擧に關する犯罪に依り當選無效となりたるときは、其の選擧期日より一年以内なる場合にありては前項同樣次點者を以て補充し、一年經過後にありては同點者にして抽籤又は年齡の順位に依り當選人となり得ざりし者あるときに限り其者を以て之を補充す。

再選擧—下記事由の一に該當する場合は、更に選擧を行ふことなくして當選人を定め得るときを除くの外、再選擧を行ふ。(一)當選人なきとき、又は當選人其の選擧に於ける議員の定數に達せざるとき、(二)當選人當選を辭したるとき、又は死亡者なるとき、(三)當選人被選擧權を失ひたるとき、(四)選擧訴訟若しくは當選訴訟の結果當選人なきに至り、又は當選人議員の定數に達せざるに至りたるとき、五當選人選擧に關する犯罪に依り刑に處せられ、其當選無效となりたるとき。

議員の任期—總選擧の期日より四箇年。但し議會開會中に任期終るも閉會迄在任す。

補缺選擧—同一選擧區に於ける缺員二人に達するを待つて、地方長官其通知を受けたる日より二十日以内に期日を定めて之を行ふ。但し其の選擧區に於て再選擧行はるゝ場合に於ては缺員二名に達せざるも再選擧と同時に補缺選擧を行ふ。議員の任期の終る前六ケ月以内に生じたる議員の缺員には補缺選擧を行はず。補缺議員は其の前任者の殘任期間在任す。

訴訟—選擧訴訟は選擧の日より、當選訴訟は告示の日より各三十日以内に大審院に出訴するを得。訟訴の提起には保證金として三百圓、又は之に相當する額面の國債證書を供託せしめらる。

選擧運動—議員候補者、選擧事務長及選擧委員(何れも有權者たるを要し、所轄警察官署の一に屆出でざるべからず)の外は選擧運動を爲すことを得ず。又選擧事務長の選任せる勞務者、又は議員候補者と同居する親族、家族及常備の使用人に非ざれば選擧運動の爲め勞務を提供することを得ず。之れ以外の者は只演說(一會場四人以内)又は推薦狀による運動(郵便を以てするものに限られ、演說會告知の場合に限り新聞雜誌の利用を許さる)のみを認めらる。選擧事務長(一人を選任)は選擧運動の全責任者たり。選擧事務所は議員候補者一人に付一箇所(離島、降雪其他交通不便の選擧區に限り三箇所まで認めらる)に限られ、選擧委員は議員候補者一人に付二十人(異動ありたる場合は通じて五十人)其他の勞務者は同一人一日に付三十人を超ゆるを得ず。選擧事務長及選擧委員は實費辨償を受くるを得。演說、推薦狀に依る運動に於ても候補者又は事務長の文書に依る承諾を得たる場合に限り同樣實費を受くるを得。運動方法として何人と雖も戶別訪問を爲し、又は連續して個々の選擧人に面接し、又は電話による運動を爲すことを得ず。

選擧公營—(一)候補者又は選擧事務長が選擧運動の爲に差出す通常郵便物は選擧人一人に付一通を限り國家に於て無料配布す。(二)候補者が公立學校、公會堂、議事堂、其他地方官の指定營造物を演說會場として使用する場合は國家の負擔を以て其施設を爲す。但し同一營造物の使用二回以上に亘る時は一定の料金を徵收する。(三)候補者の政見、經歷等を記載せる文書を地方長官が選擧公報として發行し、選擧人の凡てに郵便で配布する。

選擧の費用—立候補準備の爲めに要する費用を除くの外、選擧運動の費用は選擧事務長に非ざれば支出するを得ず。又議員候補者一人に付左の額を超ゆるを得ず。

一、選擧區內の議員の定數を以て選擧人名簿確定の日に於て之に記載せられたる者の總數を除して得たる數を三十錢に乘じて得たる額。

二、選擧の一部無效となり更に選擧を行ふ場合に於ては、選擧區內の議員の定數を以て選擧人名簿確定の日に於て關係區域の選擧人名簿に記載せられたる者の總數を除して得たる數を三十錢に乘じて得たる額。

候補者が乘用する船車馬の費用、選擧期日後に於て殘務整理の爲めに要したる費用等は、右制限外たり。選擧費用制限を超過したるときは、候補者自ら支出したる場合は勿論、事務長が支出せる場合もその當選を無效とせらる。

罰則—(イ)左の各號に揭ぐる行爲を爲したる者は三年以下の懲役、若しくは禁錮又は二千圓以下の罰金に處せらる。

一、當選を得、若しくは得しめ、又は得しめざる目的を以て選擧人、又は選擧運動者に對し金錢、物品、其の他の財產上の利益、若しくは公私の職務の供與、其の供與の申込若しくは約束を爲し、又は饗應、接待、其の申込若しくは約束を爲したるとき。

二、當選を得、若しくは得しめ、又は得しめざる目的を以て選擧人、又は選擧運動者に對し其の者、又は其の者の關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附、其の他特殊の直接利害關係を利用して誘導を爲したるとき。

三、投票を爲し若しくは爲さゞること、選擧運動を爲し若しくは止めたること、又は其周旋勸誘を爲したることの報酬と爲す目的を以て選擧人又は選擧運動者に對し第一號に揭ぐる行爲を爲したるとき。

四、第一號若しくは前號の供與、饗應接待を受け、若しくは要求し、第一號若しくは前號の申込を承諾し、又は第二號の誘導に應じ、若しくは之を促したるとき。

五、第一號乃至第三號に揭ぐる行爲を爲さしむる目的を以て選擧運動者に對し金錢物品の交付、交付の申込若しくは約束を爲し、又は選擧運動者其の交付を受け、若しくは要求し、若しくは其の申込を承諾したるとき。

六、前各號に揭ぐる行爲に關し周旋又は勸誘を爲したるとき。

(ロ)左の各號に揭ぐる行爲を爲したる者は五年以下の懲役又は禁錮に處せらる。

一、財產上の利益を圖る目的を以て議員候補者の爲め多數の選擧人又は選擧運動者に對し、前記(イ)の第一號乃至第三號、第五號又は第六號に揭ぐる行爲を爲すことを請負ひ、若しくは請負はしめ、又は其の申込を爲したるとき。

(ハ)左の各號に揭ぐる行爲を爲したる者は四年以下の懲役、若しくは禁錮、又は三千圓以下の罰金に處せらる。

一、議員候補者たること、若しくは議員候補者たらむとすることを止めたること、當選を辭したること、又は其の周旋勸誘を爲したることの報酬と爲す目的を以て議員候補者たりし者、議員候補者たらむとしたる者、又は當選人たりし者に對し前記(イ)の第一號に揭ぐる行爲を爲したるとき。

三、前二號の供與、饗應接待を受け、若しくは要求し、前二號の申込を承諾し、又は第一號の誘導に應じ、若しくは之を促したるとき。

四、前各號に揭ぐる行爲に關し周旋又は勸誘を爲したるとき。

五、選擧人、議員候補者、議員候補者たらむとする者、選擧運動者又は當選人に對し暴行、若しくは威力を加へ、又は之を拐引したるとき。

六、交通若しくは集會の便を妨げ、又は演說を妨害し、其他僞計、詐術等不正の方法を以て選擧の自由を妨害したるとき。

七、選擧人、議員候補者、議員候補者たらむとする者、選擧運動者、若しくは當選人、又は其關係ある社寺、學校、會社、組合、市町村等に對する用水、小作、債權、寄附、其の他特殊の利害關係を利用して選擧人、議員候補者、議員候補者たらむとする者、選擧運動者又は當選人を威迫したるとき。

以上(イ)(ロ)の各號及び(ハ)の一號乃至四號に當る場合に於て其の收受したる利益は沒收又は追徵さる。

(二)演說又は新聞紙、雜誌、引札、其他何等の方法を以てするに拘らず、左の各號に揭ぐる行爲を爲したる者は二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處せらる。

一、當選を得、又は得しむる目的を以て議員候補者に關し虛僞の事項を公にしたるとき。

この外選擧の自由、投票の公正、投票所及び開票所の神聖を保つ爲に種々の制裁規定を設け、又選擧干涉防止の爲め選擧事務に關係ある官公吏の不正行爲に對しては特に嚴罰を以て之に臨み、更に議員候補者の違反行爲に對しては其當選を無效とするのみならず、候補者の不注意に依り選擧事務長又は事實上選擧運動を主宰したる者、前記(イ)(ロ)の各號及び(ハ)の一號乃至四號の罪に當り處刑されたる場合にも、其の當選を無效とする連座規定の設けあり。尙ほ選擧違反に依る選擧權被選擧權の停止は、衆議院議員の選擧にも及ぼさず道府縣會及び市町村會議員の選擧にも及ぼさる。

選擧法不施行地—東京府小笠原島並に北海道樺根室支廳管內占守郡、新知郡及得撫郡には、當分の內選擧法施行されず。

兼る能はざる官職

國務大臣、內閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、各省參與官、總理大臣及び各省大臣祕書官を除く外の官吏及び待遇官吏は在職中衆議院議員を兼ぬるを得ず。北海道會議員及び府縣會議員亦之を兼ぬるを得ず。

選擧區

東京府—

第一區(五人) 麴町區、芝區、麻布區、赤坂區、四谷區、牛込區

第二區(五人) 神田區、小石川區、本郷區

第三區(四人) 下谷區、日本橋區、京橋區、淺草區

第四區(四人) 本所區、深川區

第五區(五人) 品川區、目黑區、荏原區、大森區、蒲田區、世田谷區、澁谷區、淀橋區、中野區、杉並區、大島支廳管內、八丈島支廳管內

第六區(五人) 豐島區、淀野川區、荒川區、王子區、板橋區、足立區、向島區、城東區、葛飾區、江戶川區

第七區(三人) 八王子市、西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡

京都府—

第一區(五人) 上京區、中京區、下京區、左京區、東山區

第二區(三人) 右京區、伏見區、愛宕郡、葛野郡、乙訓郡、宇治郡、久世郡、綴喜郡、相樂郡、南桑田郡、北桑田郡、船井郡

第三區(三人) 天田郡、何鹿郡、加佐郡、與謝郡、中郡、竹野郡、熊野郡

大阪府—

第一區(三人) 西區、港區、大正區

第二區(三人) 南區、浪速區、天王寺區

第三區(四人) 北區、此花區、東區

第四區(四人) 西淀川區、東淀川區、西成區、東成區、住吉區

第五區(四人) 三島郡、豐能郡、南河內郡

第六區(三人) 中河內郡、北河內郡、堺市、岸和田市、泉北郡、泉南郡

神奈川縣—

第一區(三人) 橫濱市

第二區(四人) 橫須賀市、川崎市、久良岐郡、橘樹郡、都筑郡、三浦郡、鎌倉郡

第三區(四人) 平塚市、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡、津久井郡

兵庫縣—

第一區(五人) 神戶市

第二區(四人) 尼崎市、西宮市、武庫郡、川邊郡、有馬郡、津名郡、三原郡

第三區(三人) 明石市、明石郡、美囊郡、加東郡、多可郡、加西郡、加古郡、印南郡

第四區(四人) 姬路市、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、佐用郡、宍粟郡

第五區(三人) 城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡、氷上郡、多紀郡

長崎縣—

第一區(五人) 長崎市、西彼杵郡、北高來郡、南高來郡、對馬島廳管內

第二區(四人) 佐世保市、東彼杵郡、北松浦郡、南松浦郡、壹岐郡

新潟縣—

第一區(三人) 新潟市、西蒲原郡、佐渡郡

第二區(四人) 北蒲原郡、中蒲原郡、東蒲原郡、岩船郡

第三區(五人) 長岡市、三條市、南蒲原郡、三島郡、古志郡、北魚沼郡、南魚沼郡、刈羽郡

第四區(三人) 高田市、中魚沼郡、東頸城郡、中頸城郡、西頸城郡

埼玉縣—

第一區(四人) 川越市、川口市、浦和市、北足立郡、入間郡

第二區(四人) 熊谷市、比企郡、秩父郡、兒玉郡、大里郡

第三區(三人) 北埼玉郡、南埼玉郡、北葛飾郡

群馬縣—

第一區(五人) 前橋市、桐生市、勢多郡、利根郡、佐波郡、新田郡、山田郡、邑樂郡

第二區(四人) 高崎市、群馬郡、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡、吾妻郡

千葉縣—

第一區(四人) 千葉市、市川市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡、君津郡、印旛郡、海上郡、

第二區(三人) 銚子市、東葛飾郡、中郡、足

阿蘇郡、香取郡
第三區（四人）長生郡、山武郡、夷隅郡、安房郡

茨城縣—
第一區（四人）水戸市、東茨城郡、西茨城郡、鹿島郡、行方郡、稲敷郡、北相馬郡、那珂郡、久慈郡、多賀郡
第二區（三人）筑波郡、真壁郡、猿島郡、結城郡
第三區（四人）

栃木縣—
第一區（五人）宇都宮市、河内郡、上都賀郡、塩谷郡、那須郡
第二區（四人）足利市、芳賀郡、下都賀郡、安蘇郡、足利郡

奈良縣—（五人）
第一區（五人）津市、四日市市、桑名郡、員辨郡、三重郡、鈴鹿郡、河曲郡、安濃郡、一志郡、阿山郡、名賀郡
第二區（四人）宇治山田市、松坂市、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡、北牟婁郡、南牟婁郡

愛知縣—
第一區（五人）名古屋市
第二區（三人）瀬戸市、愛知郡、東春日井郡、西春日井郡、知多郡
第三區（三人）一宮市、丹羽郡、葉栗郡、中島郡、海部郡
第四區（三人）岡崎市、碧海郡、幡豆郡、額田郡、西加茂郡、東加茂郡
第五區（三人）豐橋市、北設樂郡、南設樂郡、寶飯郡、渥美郡、八名郡

靜岡縣—
第一區（五人）靜岡市、清水市、庵原郡、安倍郡、志太郡、榛原郡、小笠郡
第二區（四人）沼津市、賀茂郡、田方郡、駿東郡、富士郡
第三區（四人）濱松市、磐田郡、周智郡、濱名郡、引佐郡

山梨縣—（五人）

滋賀縣—（五人）

岐阜縣—
第一區（三人）岐阜市、稲葉郡、山縣郡、武儀郡、郡上郡
第二區（三人）大垣市、羽島郡、海津郡、養老郡、不破郡、安八郡
第三區（三人）加茂郡、可兒郡、土岐郡、惠那郡、益田郡、大野郡、吉城郡

長野縣—
第一區（三人）長野市、更級郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡
第二區（三人）上田市、南佐久郡、北佐久郡、小縣郡、埴科郡
第三區（四人）岡谷市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡
第四區（三人）松本市、西筑摩郡、東筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡

宮城縣—
第一區（五人）仙臺市、刈田郡、柴田郡、伊具郡、亘理郡、名取郡、宮城郡、黒川郡、加美郡、志田郡、遠田郡、栗原郡、登米郡、桃生郡、牡鹿郡、本吉郡

福島縣—
第一區（三人）福島市、郡山市、信夫郡、伊達郡、安達郡、安積郡
第二區（五人）若松市、岩瀬郡、南會津郡、北會津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、東會津郡、白川郡、西白河郡、石川郡、田村郡、相馬郡
第三區（三人）石城郡、雙葉郡、相馬郡

岩手縣—
第一區（三人）盛岡市、巖手郡、紫波郡、下閉伊郡、九戸郡、二戸郡
第二區（四人）稗貫郡、和賀郡、膽澤郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡、氣仙郡、上閉伊郡

宮城縣—

秋田縣—
第一區（四人）秋田市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡、南秋田郡、河邊郡
第二區（三人）由利郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡

福井縣—（五人）

石川縣—
第一區（三人）金澤市、江沼郡、能登郡、石川郡
第二區（三人）河北郡、羽咋郡、鹿島郡、鳳至郡、珠洲郡

富山縣—
第一區（三人）富山市、上新川郡、中新川郡、下新川郡、婦負郡
第二區（三人）高岡市、射水郡、氷見郡、東礪波郡、西礪波郡

鳥取縣—（四人）

島根縣—
第一區（三人）松江市、八束郡、能義郡、仁多郡、大原郡、簸川郡、隱岐島廳管內
第二區（三人）飯石郡、安濃郡、邇摩郡、邑智郡、那賀郡、美濃郡、鹿足郡

岡山縣—
第一區（五人）岡山市、津山市、御津郡、赤磐郡、和氣郡、邑久郡、上道郡、眞庭郡、苫田郡、勝田郡、英田郡、久米郡
第二區（五人）倉敷市、兒島郡、都窪郡、淺口郡、小田郡、後月郡、吉備郡、上房郡、川上郡、阿哲郡

廣島縣—
第一區（四人）廣島市、佐伯郡、安佐郡、山縣郡、高田郡
第二區（四人）吳市、安藝郡、賀茂郡、豐田郡
第三區（五人）尾道市、福山市、御調郡、世羅郡、沼隈郡、深安郡、蘆品郡、神石郡、甲奴郡、雙三郡、比婆郡

山口縣—
第一區（四人）下關市、宇部市、萩市、厚狹郡、豐浦郡、美禰郡、大津郡、阿武郡
第二區（五人）山口市、德山市、大島郡、玖珂郡、熊毛郡、都濃郡、佐波郡、吉敷郡

和歌山縣—
第一區（三人）和歌山市、海南市、海草郡、那賀郡、伊都郡
第二區（三人）新宮市、有田郡、日高郡、西牟婁郡、東牟婁郡

德島縣—
第一區（三人）德島市、名東郡、勝浦郡、那賀郡、海部郡、名西郡
第二區（三人）板野郡、阿波郡、麻植郡、美馬郡、三好郡

香川縣—
第一區（三人）高松市、大川郡、木田郡、小豆郡、香川郡
第二區（三人）丸亀市、綾歌郡、仲多度郡、三豐郡

愛媛縣—
第一區（三人）松山市、溫泉郡、伊豫郡、上浮穴郡、喜多郡
第二區（三人）今治市、越智郡、周桑郡、新居郡、宇摩郡
第三區（三人）宇和島市、八幡濱市、西宇和郡、東宇和郡、北宇和郡、南宇和郡

高知縣—
第一區（三人）高知市、安藝郡、香美郡、長岡郡、土佐郡
第二區（三人）吾川郡、高岡郡、幡多郡

福岡縣—
第一區（四人）福岡市、糟屋郡、宗像郡、朝倉郡、筑紫郡、早良郡、絲島郡
第二區（五人）若松市、八幡市、戸畑市、直方市、飯塚市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穗郡
第三區（五人）久留米市、大牟田市、浮羽郡、三井郡、三潴郡、八女郡、山門郡、三池郡
第四區（四人）小倉市、門司市、企救郡、田川郡、京都郡、筑上郡

大分縣—
第一區（四人）大分市、大分郡、北海部郡、南海部郡、大野郡、直入郡、玖珠郡、日田郡
第二區（三人）別府市、中津市、西國東郡、東國東郡、速見郡、下毛郡、宇佐郡

佐賀縣—
第一區（三人）佐賀市、佐賀郡、神埼郡、三養基郡、小城郡
第二區（三人）唐津市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡、藤津郡

熊本縣—
第一區（五人）熊本市、飽託郡、玉名郡、鹿本郡、菊池郡、阿蘇郡
第二區（五人）宇土郡、上益城郡、下益城郡、八代郡、葦北郡、球磨郡、天草郡

宮崎縣—（五人）

鹿兒島縣—
第一區（五人）鹿兒島市、鹿兒島郡、揖宿郡、川邊郡、熊毛郡、日置郡
第二區（四人）薩摩郡、出水郡、伊佐郡、囎唹郡、肝屬郡、大島支廳管內
第三區（三人）

沖繩縣—（五人）

北海道—
第一區（四人）札幌市、小樽市、石狩支廳管內、後志支廳管內
第二區（四人）旭川市、上川支廳管內、宗谷支廳管內、留萌支廳管內
第三區（三人）函館市、檜山支廳管內、渡島支廳管內
第四區（五人）室蘭市、空知支廳管內、膽振支廳管內、浦河支廳管內
第五區（四人）釧路市、帶廣市、十勝支廳管內、釧路支廳管內、根室支廳管內、網走支廳管內

選舉區別人口

（昭和五年國勢調査）

選舉區	議員定員	廿五歳以上の男子
東京 第一	二	二六、八二〇
東京 第二	二	二〇、七二〇
東京 第三	二	二〇、九二〇
東京 第四	二	二三、七八九
東京 第五	二	二三、〇八〇
東京 第六	二	二一、〇八三
東京 第七	二	二一、八八八
京都 第一	二	二一、〇八二
京都 第二	二	二一、〇七四
京都 第三	二	二一、〇八〇
大阪 第一	二	二二、八八五
大阪 第二	二	二二、一六九
大阪 第三	二	二〇、四五九
大阪 第四	二	二〇、四五九
大阪 第五	二	一〇〇、八三二
大阪 第六	二	一〇〇、八三二
神奈川 第一	二	一七、七三一
神奈川 第二	二	一七、七三一
神奈川 第三	二	一〇七、四二一
兵庫 第一	二	一九二、七四二
兵庫 第二	二	一九二、六四五
兵庫 第三	二	九六、四〇二
兵庫 第四	二	一〇五、一〇九
兵庫 第五	二	八五、一〇八
長崎 第一	二	二六、八二〇
長崎 第二	二	一二〇、七二〇
長崎 第三	二	一〇六、三〇一
新潟 第一	二	一〇三、九二〇
新潟 第二	二	二二二、七八九
新潟 第三	二	二二〇、五〇七
新潟 第四	二	八八、八三八
埼玉 第一	二	一七一、六八四
埼玉 第二	二	一一〇、五七四
埼玉 第三	二	八〇、〇八二
群馬 第一	二	二二四、七八八
群馬 第二	二	八八、八五五
群馬 第三	二	一二三、一六九
千葉 第一	二	二二〇、四五九
千葉 第二	二	一〇八、六五四
千葉 第三	二	一〇〇、三二二
茨城 第一	二	一二〇、八三二
茨城 第二	二	一一七、五二一
茨城 第三	二	一〇七、四二一
栃木 第一	二	一九二、七四二
栃木 第二	二	一〇七、六四二
栃木 第三	二	一〇五、三四二
奈良 第一	二	一四三、六四五
奈良 第二	二	九六、四〇二
奈良 第三	二	一〇五、一〇九
和歌山 第一	二	八五、一〇八
和歌山 第二	二	一〇〇、〇九二
和歌山 第三	二	九七、七四八
鳥取 第一	二	一〇六、三〇一
鳥取 第二	二	九七、四八八
島根 第一	二	一〇〇、〇九二
島根 第二	二	九七、七四八
岡山 第一	二	一〇六、三〇一
岡山 第二	二	一〇〇、〇九二
岡山 第三	二	八八、〇〇二
廣島 第一	二	一〇三、九二〇
廣島 第二	二	一〇〇、〇九二
廣島 第三	二	八八、〇〇二
山口 第一	二	一〇〇、〇九二
山口 第二	二	一〇三、四二一
山口 第三	二	八八、〇〇二
福岡 第一	二	一二五、九二〇
福岡 第二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三	二	一〇五、一二四
福岡 第四	二	一二〇、〇九二
福岡 第五	二	一〇三、四二一
福岡 第六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第四十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第四十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第四十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第四十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第四十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第四十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第四十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第四十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第四十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第四十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第五十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第五十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第五十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第五十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第五十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第五十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第五十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第五十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第五十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第五十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第六十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第六十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第六十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第六十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第六十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第六十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第六十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第六十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第六十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第六十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第七十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第七十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第七十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第七十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第七十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第七十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第七十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第七十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第七十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第七十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第八十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第八十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第八十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第八十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第八十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第八十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第八十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第八十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第八十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第八十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第九十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第九十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第九十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第九十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第九十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第九十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第九十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第九十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第九十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第九十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百二十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百二十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百二十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百二十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百二十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百二十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百二十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百二十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百二十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百二十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百三十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百三十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百三十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百三十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百三十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百三十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百三十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百三十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百三十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百三十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百四十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百四十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百四十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百四十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百四十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百四十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百四十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百四十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百四十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百四十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百五十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百五十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百五十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百五十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百五十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百五十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百五十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百五十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百五十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百五十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百六十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百六十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百六十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百六十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百六十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百六十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百六十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百六十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百六十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百六十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百七十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百七十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百七十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百七十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百七十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百七十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百七十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百七十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百七十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百七十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百八十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百八十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百八十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百八十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百八十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百八十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百八十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百八十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百八十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百八十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百九十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百九十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百九十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百九十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百九十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百九十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百九十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百九十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百九十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第百九十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百二十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百二十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百二十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百二十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百二十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百二十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百二十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百二十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百二十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百二十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百三十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百三十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百三十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百三十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百三十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百三十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百三十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百三十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百三十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百三十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百四十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百四十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百四十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百四十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百四十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百四十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百四十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百四十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百四十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百四十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百五十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百五十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百五十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百五十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百五十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百五十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百五十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百五十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百五十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百五十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百六十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百六十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百六十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百六十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百六十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百六十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百六十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百六十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百六十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百六十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百七十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百七十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百七十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百七十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百七十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百七十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百七十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百七十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百七十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百七十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百八十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百八十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百八十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百八十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百八十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百八十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百八十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百八十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百八十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百八十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百九十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百九十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百九十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百九十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百九十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百九十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百九十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百九十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百九十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第二百九十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百二十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百二十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百二十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百二十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百二十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百二十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百二十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百二十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百二十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百二十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百三十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百三十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百三十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百三十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百三十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百三十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百三十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百三十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百三十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百三十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百四十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百四十一	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百四十二	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百四十三	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百四十四	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百四十五	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百四十六	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百四十七	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百四十八	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百四十九	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百五十	二	一〇〇、〇九二
福岡 第三百五十一	二

第九回總選擧 新選出議員一覽

（※印は次點者）

得票	氏名	所屬	職業	年齡
東京府—				
【第一區】（麴町、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込六區）				
一四三六七	河野　密	（社新）	辯護士	四〇
一二四八六	渡邊　銕藏	（民新）	著述業	三二
九一三九	原　亨重	（民新）	辯護士	四一
七七七七	立川　太郎	（政再）	辯護士	五三
七六六九	橋本　祐幸	（民新）	著述業	四七
×七三三一	本田　義成	（政前）	會社員	六六
【第二區】（神田、本郷、下谷、小石川、四區）				
一〇三三四	安部　磯雄	（社再）	著述業	七二
一四四〇八	中島彌團次	（民再）	無職	五一
一二六二一	鳩山　一郎	（政再）	無職	五四
一一六六八	駒井　重次	（民再）	計理士	四三
九六六三	長野　高一	（民新）	商業	四四
×六六六六	長濱　繁	（政新）	醫師	五四
【第三區】（日本橋、京橋、淺草三區）				
一八七一六	頼母木桂吉	（民再）	會社員	七〇
一三一四三	安藤　正純	（政再）	著述業	六一
一三一四三	田川大吉郎	（中元）	著述業	六六
一一一六六	小坂　梅吉	（民新）	會社員	六四
×九三六四	伊藤仁太郎	（政前）	著述業	七〇
【第四區】（本所、深川二區）				
一三八〇五	淺沼稻次郎	（社新）	著述業	三九
一三六一一	眞鍋　儀十	（民再）	著述業	四六
三六七〇	森　豪道	（民新）	辯護士	五〇
六六〇	太田信治郎	（民元）	木材商	六四
×五六二一	瀧澤　七郎	（政新）	鑄鐵業	五九
【第五區】（品川、目黑、荏原、大森、蒲田、世田谷、澁谷、淀橋、中野、杉並十區）				
五三七四八	大島、八丈島二支廳			
	加藤　勘十	（勞新）	著述業	四五
四三六二一	麻生　久	（社新）	辯護士	四六
三六六九四	斯波　貞吉	（民再）	著述業	六六
得票	氏名	所屬	職業	年齡
一七六九三	牧野　賤男	（政再）	辯護士	六九
一四四〇一	伊藤武七郎	（民新）	農業	六九
×三三三〇	鏑木　忠正	（民元）	無職	四九
【第六區】（豐島、澁谷、荒川、王子、板橋、足立、向島、城東、葛飾、江戸川十區）				
四八三六九	牛塚虎太郎	（社新）	辯護士	四〇
三六三四三	鈴木　文治	（社元）	著述業	三六
三六〇三一	前田　米藏	（政再）	辯護士	五五
三三〇四七	佐藤　正	（民再）	官吏	五三
三二九八八	田中　源	（政新）	農業	六一
×一九九六	中村　繼男	（國前）	無職	四九
【第七區】（八王子市、西多摩、南多摩、北多摩三郡）				
二一三一九	八並　武治	（民再）	辯護士	五六
一七一六三	津雲　國利	（政再）	會社員	四四
一三〇〇一	山口　久吉	（政新）	辯護士	四五
×一三一六九	坂本　一角	（政前）	學校長	四〇
東京都府—				
【第一區】（上京、中京、下京、左京、東山五區）				
八四四一	水谷長三郎	（社元）	辯護士	四〇
一七一八八	中村三之亟	（民再）	無職	四三
一四一二四	福田關次郎	（民再）	製藥業	五五
三一七七七	西村金三郎	（民元）	會社員	六二
一〇六六五	川橋豐治郎	（民再）	會社員	五四
×九一三一	鷲野米太郎	（政前）	會社員	五四
【第二區】	右京、伏見二區、愛宕、葛野、乙訓、宇治、久世、綴喜、相樂、南桑田、北桑田、船井十郡）			
一六九三八	川崎末五郎	（民新）	農業	四五
一四三〇八	田中　好	（政新）	會社員	五二
一三六二九	池本甚四郎	（民新）	釀造業	四七
×一三六八	中野種一郎	（政前）		
【第三區】	天田、何鹿、加佐、與謝、中、竹野、熊野七郡）			
一七一九四	津原　武	（民元）	辯護士	六九
一六一六一	村上　國吉	（民元）	農業	六一
得票	氏名	所屬	職業	年齡
一四一六二	芦田　均	（政再）	辯護士	六三
×三一六一	水島彥一郎	（政前）	酒造業	六一
大阪府—				
【第一區】（西、港、大正三區）				
三三四九	田萬　清臣	（社新）	辯護士	四五
一六四一六	枡谷　寅吉	（民再）	會社員	五九
一五九一六	一松　定吉	（民再）	辯護士	六一
×一〇六三一	板野　友造	（政前）	辯護士	六三
【第二區】（浪速、南、天王寺三區）				
一七五三七	柴安新九郎	（民元）	會社員	六四
三三〇一一	山本　芳治	（政再）	辯護士	五六
一一一〇四	木村吉太郎	（民新）	貸家業	三九
×六六四三	沼田嘉一郎	（政前）	會社員	五九
【第三區】（北、此花、東三區）				
一〇一六六	池崎　忠孝	（中新）	製布業	四六
一三九一三	内藤　正剛	（民再）	辯護士	五四
一一八四一	塚本　重藏	（社新）	會社員	四八
一〇一四一	上田　孝吉	（政再）	辯護士	五一
九七六〇	青田　勝晴	（政前）	貿易商	五三
【第四區】（西成、住吉、東成、東淀川、西淀川、旭六區）				
吉川　吉郎兵衛				
三三八〇				
二九六四四	中山　福藏	（民再）	會社員	六七
一三六三一	川村保大郎	（社新）	辯護士	五〇
三一九八〇	組合　玉	（政前）	辯護士	四三
×九八〇四	森田　政義	（政再）	辯護士	五三
【第五區】（豐能、三島、南河內、中河內、北河內五郡）				
三三八四	杉山元治郎	（社再）	齒科醫	五三
三三八一	勝田　永吉	（民再）	辯護士	四九
三三八七	田中　萬逸	（民元）	著述業	五七
一三三四	岩崎幸治郎	（政再）	辯護士	六三
一三六一	曾和　義弐	（政新）	無職	四九
×一四四六	堺、岸和田二市、泉北泉南二郡）			
第六區	松田竹子代	（民再）	無職	四九
一四四〇一〇	井阪　豐光	（昭再）	官吏	五六
三三五〇	古藤增治郎	（民新）	農業	五六
一三六四四				
得票	氏名	所屬	職業	年齡
×一〇三六六	藤井常治郎	（政新）	織物業	五六
神奈川縣—				
【第一區】（横濱市）				
三二六九	岡崎　憲	（社新）	水先案內	七七
一九四〇	戸井　嘉作	（民再）	會社員	七二
一六四五	飯田　助夫	（民新）	農業	五九
×一三一四	野方　次郎	（政前）	醫師	六一
【第二區】（横須賀、川崎二市、久良岐、橘樹、都筑、三浦、鎌倉五郡）				
三三七四	小泉又次郎	民再	無職	七一
一九三六一	片山　哲	（社元）	辯護士	五〇
一六三六	川口　義久	（政再）	大學長	五六
一三八四	野田　武夫	（民新）	無職	四一
×一四四三	鈴木喜三郎	（政前）	無職	七〇
【第三區】（平塚市、高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井六郡）				
一九六三	岡崎久次郎	（民元）	會社員	五三
一八七六	平川松太郎	（民再）	辯護士	六〇
一六六二	勘中　檜右衛門	（政元）	無職	六一
一三四〇	河野　一郎	（政再）	會社員	五九
×三三一一	鈴木　英雄	（政前）	會社員	六〇
兵庫縣—				
【第一區】（神戸市）				
三六八〇	河上丈太郎	（社元）	辯護士	四八
一六三五	濱野徹太郎	（民再）	辯護士	五二
一三六八	中井　一夫	（政再）	辯護士	四八
一三七八	野田文一郎	（民再）	辯護士	五五
三一〇一	中　亥歲男	（民再）	貿易商	六二
×七七一	金光　邦三	（民新）	辯護士	四〇
【第二區】（尼崎、西宮二市、武庫、川邊、有馬、津名、三原五郡）				
三三六〇	前田房之助	（民再）	無職	五三
一七一六	藍山　貞吉	（政再）	農業	五一
一三六三	原　淳一郎	（民再）	辯護士	四三
一三一四	立川　平	（政再）	辯護士	四八
×一四一〇	小林房之助	（民新）	著述業	四六
【第三區】	朝石市、明石、美囊、加東、多			

得票	氏名	所屬	職業	年齡
可、加西、加古、印南七郡）				
二六七四	小林　絹治	（政再）	無職	四九
一七〇〇一	柏木　清治	（民新）	農業	五六
一三一二	青木雷三郎	（政再）	辯護士	五六
×一一七〇〇	河合　義一	（社新）	農業	五五
【第四區】（姬路市、飾磨、神崎、揖保、赤穗、佐用、宍粟六郡）				
二一八一五	清瀨　一郎	（國再）	辯護士	五三
一九六四六	田中　武雄	（民再）	酒造業	四九
八三六四	古河和一郎	（政新）	計理士	五〇
一四五六	小畑虎之助	（民新）	會社員	四三
×一三〇四七	原　惣兵衛	（政前）	辯護士	四六
【第五區】（城崎、出石、養父、朝來、美方氷上、多紀七郡）				
三三三六	齋藤　隆夫	（民再）	辯護士	六七
一八五四四	若宮　貞夫	（政再）	無職	六三
一三〇三五	植村嘉三郎	（民新）	會社員	五四
×九一一九	畑七右衛門	（昭前）	農業	五四
長崎縣—				
【第一區】（長崎市、西彼杵、北高來、南高來三郡、對馬島廳）				
三三三九	西岡竹次郎	（政再）	新聞業	四一
三三一三	倉成庄八郎	（政新）	新聞業	四五
一七五三五	馬場　元治	（中新）	辯護士	三五
一四八九九	中村不二男	（民再）	新聞業	四六
一〇一九七	本田　英作	（民元）	辯護士	五一
×九八三一	向井　倭雄	（政前）	會社員	六五
【第二區】（佐世保市、東彼杵、北松浦、南松浦、壹岐四郡）				
二六一四〇	牧山　耕藏	（民再）	新聞業	五五
一七六一〇	森　驫	（昭再）	官吏	五五
一〇八四一	富田　等平	（民元）	酒造業	六六
八三六四	佐保　暠雄	（政再）	農業	四〇
×七一七八	藤原繁太郎	（中新）	通信記者	四〇
新潟縣—				
【第一區】（新潟市、西蒲原、佐渡二郡）				
一〇一七六	山本悌二郎	（政再）	無職	六七
一八八〇一	北　昷吉	（中新）	著述業	三一
一四九九九	松井　郡治	（民元）	辯護士	六六
×三一八一	田邊　熊一	（政前）	會社員	六五
【第二區】（北蒲原、中蒲原、東蒲原、岩船四郡）				
一七四七八	小柳　牧衛	（民新）	公吏	五三
一六五八〇	松木　弘	（政再）	辯護士	五六
一四四一三	佐藤　與一	（民再）	農業	五五
三一二六	高岡　大輔	（國新）	著述業	三六
×一一一五一	相澤　成治	（政新）	會社員	五五
【第三區】（長岡、三條二市、南蒲原三島、古志、北魚沼、南魚沼、刈羽六郡）				
三三五〇	大竹　貫一	（國再）	農業	七一
一九三四一	内藤久一郎	（民新）	農業	三三
八〇一五	三宅　正一	（社新）	著述業	七一
一四一四〇	山田　又司	（政再）	鑛山業	五三
一三九七三	佐藤謙之輔	（民元）	會社員	五一
×三九一一	加藤　知正	（政前）	出版業	六四
【第四區】（高田市、中魚沼、東頸城、中頸城、西頸城四郡）				
九三七一	增田　義一	（民再）	出版業	六六
七三六一	川合　直次	（民元）	農業	六三
一六八九六	武田德三郎	（政再）	農業	六五
×二一八五三	鈴木　義隆	（政前）	無職	六六
埼玉縣—				
【第一區】（川越、川口、浦和三市、北足立、入間二郡）				
二六三七一	松永　東	（民再）	辯護士	四〇
一八〇四一	宮崎　一	（政再）	辯護士	五一
一九一九三	高橋　泰雄	（政再）	辯護士	五〇
一七八三一	鈴木康太郎	（民新）	農業	四八
×一三六〇〇	石田　政藏	（昭新）	辯護士	五四
【第二區】（熊谷市、比企、秩父、兒玉、大里四郡）				
二一七〇〇	高橋　守平	（民再）	農業	四三
一八九二八	横川　重次	（政再）	農業	四三
×九〇四一	石坂　養平	（政元）	農業	五三
一七八〇七	綾川　武治	（中新）	辯護士	四六
三一二〇	土屋清三郎	（民再）	醫師	五五
一四九三三	池田　清秋	（民新）	辯護士	五八
二一三一六	小高長三郎	（政再）	通信業	四四
×七六六一	竹澤　太一	（政前）	農業	六六
【第三區】（水戸市、東茨城、西茨城、鹿島、行方、稻敷、北相馬六郡）				
二二七三	內田　信也	（昭再）	無職	七七
一九一三六	豐田　豐吉	（民再）	著述業	四七
八七八〇	中崎　俊秀	（民元）	醫師	六三
一〇六六一	宮古敬三郎	（政再）	辯護士	七一
×一〇四八三	葉梨新五郎	（政前）	會社員	三六
【第一區】（那珂、久慈、多賀三郡）				
一〇九六四	中井川　浩	（民再）	會社員	三七
一四〇一六	石井　三郎	（昭再）	著述業	五七
八〇一五	山崎　猛	（政再）	無職	五一
一三一六〇	鐵山業			五三
×八九一一	川崎巳之太郎	（政元）	著述業	六四
【第四區】（新治、筑波、眞壁、猿島、結城五郡）				
三一三〇一	風見　章	（國再）	著述業	五一
一九一六六	飯村　五郎	（昭再）	辯護士	四九
一六一一六	山本　桑吉	（民新）	辯護士	四四
一四一一六	佐藤祥之助	（政再）	會社員	四三
×三一九七	天谷丑之助	（民新）	釀造業	四九
栃木縣—				
【第一區】（宇都宮市、河內、上都賀、鹽谷、那須四郡）				
三九三一	船田　中	（政再）	教員	四三
一七八七七	高田　耘平	（民再）	農業	六四
九三六四	宮崎　公	（政再）	公吏	六三
九一三六	岡田喜久治	（民再）	會社員	四八
八六一六	坪山　德彌	（政再）	農業	四七
×八〇〇三	石山　寅吉	（社新）	製綿業	四七
【第二區】（足利市、芳賀、下都賀、安蘇、足利四郡）				
二一四〇〇	松村　光三	（政再）	會社員	五三
×九〇四一	木村　淺七	（民新）	織物業	四六
【第三區】（長生、山武、夷隅、安房四郡）				
一六一七四	岩瀨　亮	政再	會社員	五九
三三一〇	高松　長三	（民新）	會社員	五一

森下　國雄（民新）著述業　四一
×一二一三五　小平　重吉（政新）肥料商　三一

奈良縣一區

【全縣一區】
江藤源九郎（中再）無職　六八
一九八四一　松尾　四郎（民再）會社員　四四
一四〇二九　八木　逸郎（民再）會社員　七四
一四〇八一　服部　教一（民元）教員　六五
一三八三一　岩本　武助（政再）林業　五五
×一二九二〇　福井　甚三（政前）新聞業　六三

三重縣一區

【第一區】（津、四日市二市、桑名、員弁、三重、鈴鹿、河曲、安濃、一志、阿山、名賀九郡）
加藤　久米四郎（政再）無職　五三
一八一五三一　片岡　恒一（民新）米穀商　四一
一三一七四〇　川崎　克（民再）著述業　三七
一九八四一　松田　正一（民再）會社員　五三
一三一八六六　服部米次郎（政新）農業　六〇
×一三一五五　馬岡　次郎（政新）農業　三〇

【第二區】（宇治山田、松阪二市、飯南、多氣、度會、志摩、北牟婁、南牟婁六郡）
一三一五六八　尾崎　行雄（中再）著述業　六八
一七一八四七　長井　源（民新）辯護士　四三
一三一八〇四　濱田　國松（政再）辯護士　六九
一三一二一三　角　源泉（民新）辯護士　六六
×一〇一三九一　濱地　文平（政新）水產業　四八

愛知縣

【第一區】（名古屋市）
小山　松壽（民再）新聞業　六一
一八一三九九　加藤鎌五郎（政再）醫師　三四
一七一四五一　椎尾　弁匡（中元）僧侶　六一
一八一一六六　服部　崎市（民新）米穀商　三八
一五一八一〇　瀨川　嘉助（政再）會社員　三七
×一四一三三一　塚本　三（民新）無職　四八

【第二區】（瀨戸市、愛知、東春日井、西春日井、知多四郡）
一〇一四一四　丹下茂十郎（政再）農業　三七

服部　英明（民元）辯護士　五八
一七一二六〇　山田　佐一（政再）織布業　三一
×一八一一三四　安藤　孝三（中新）飛行士　三九

【第三區】（一宮市、丹羽、葉栗、中島、海部四郡）
一七一六〇一　瀧　正雄（中再）無職　五三
一七一〇八九　加藤　飆一（民再）無職　四九
一三一八六五　渡邊玉三郎（民新）織物業　五三
×一三一五一〇　内藤　守正（民新）農業　三九

【第四區】（岡崎市、碧海、幡豆、額田、西加茂、東加茂五郡）
一三一九三一　岡本實太郎（民元）辯護士　五八
一三一五六八　武富　濟（民再）辯護士　五八
一八一三一六　小林　鈴（政再）辯護士　四九
×一六一五一三　小笠原　三九郎（政前）會社員　四三

【第五區】（豐橋市、北設樂、南設樂、寶飯、渥美、八名五郡）
一七一一〇四　鈴木　正吾（國再）著述業　四七
一五一四一四　大口　喜六（政再）會社員　六〇
一四一〇一八　杉浦　武雄（中元）辯護士　四七
×八一四四〇　近藤壽市郎（政前）會社員　六〇

靜岡縣一

【第一區】（靜岡、清水二市、庵原、安倍、志太、榛原、小笠五郡）
三一一一三一　官　吏　五六
三一一〇三五　山口忠五郎（政再）農業　五五
一八一二九八　梁澤櫻太郎（政再）著述業　四三
一七一九四一　小久江　奏代治（民元）辯護士　五七
一七一一三〇　宮本雄一郎（政再）農業　六〇
×一五一九〇八　山田　順策（民新）歯科醫　五〇

【第二區】（沼津市、賀茂、田方、駿東、富士四郡）
一六一五五〇　高木桑太郎（民新）水產業　七一
一三一八八〇　春名　成章（昭再）官　吏　五四
一三〇三一　勝又　春一（政再）請負業　四五
一一一七一七　山崎　鰹二（社新）著述業　三五
×一一一四三　小泉策太郎（中元）著述業　六五

【第三區】（濱松市、磐田、周智、濱名、引佐四郡）
一七一九三五　太田　正孝（政再）著述業　五一
一七一八六三　坂下仙一郎（民新）會社員　六一
一五一八二一　倉元　要（政再）無職　六八
一三一七一〇　永田善三郎（民再）農業　五三
井上　剛一（民前）辯護士　六九

山梨縣一區

【全縣一區】
一二一〇一六　笠井　重治（中新）出版業　五一
一六一八三六　田邊　七六（政再）會社員　六八
一三一六三一　堀内　良平（民元）會社員　六七
一三一九三一　平野　力三（皇新）出版業　三九
一〇一〇一〇　今井　新造（明新）會社員　四三
×九一一四一　矢崎　曠（民新）會社員　五九

滋賀縣一區

【全縣一區】
一三一〇六六　堤　康次郎（民再）會社員　四八
一〇一六九八　青木　亮貫（民再）醫師　六三
一五一六四一　森　幸太郎（政新）農業　四八
一四一〇一〇　田中　養達國元（政新）醫師　五三
一三一三六六　服部　岩吉（政再）酒造業　五三
×一一一六二〇　清水　銀藏（政前）無職　六八

岐阜縣一

【第一區】（岐阜市、稻葉、山縣、武儀、郡上四郡）
山田　道兄（民元）通信業　七一
一二一三五五　清　寛（民再）新聞業　四〇
一四一五六七　大野　伴睦（政再）著述業　四七
一二一六六　西田　鋭吉（政前）無職　六九

【第二區】（大垣市、羽島、海津、養老、不破、安八、揖斐、本巣七郡）
一四一四六一　木村作次郎（政元）新聞業　六五
一〇一四〇一　伊藤東一郎（民新）農業　五八
九一三四四　加藤　賢司（政新）農業　五八
×九一一七　後藤　亮一（民前）僧侶　四八

【第三區】（加茂、可兒、土岐、惠那、益田、大野、吉城七郡）
二一六一八七　牧野　良三（政再）辯護士　五二

一七一七九　日比野民平（民新）農業　四五
一〇一五三一　古屋　慶隆（民再）農業　五八
×一七一六四〇　加藤　昇（政新）無職　五八

長野縣一

【第一區】（長野市、更級、上高井、下高井、上水内、下水内五郡）
一四一六六一　杉本　忠雄（民再）官　吏　五〇
一二一六六一　田中　邦治（民新）農業　五四
一七一六三一　田中　彌助（政新）會社員　五四
×一〇一五四一　山本　慎平（政前）新聞業　六一

【第二區】（上田市、南佐久、北佐久、小縣、埴科四郡）
一四一三六八　小山邦太郎（民再）製絲業　四八
一三一〇三五　小山　亮（中新）甲種船長　四三
一〇一〇〇一　春日　俊文（政元）會社員　四四
×八一七八　山邊　常重（民元）會社員　六一

【第三區】（岡谷市、諏訪、上伊那、下伊那三郡）
一九一一六六　宮澤　胤勇（民元）會社員　六一
一三一九六六　木下　信（民新）無職　五三
一三一六四六　北原門　智之助（民元）農業　六九
一一一〇四八　中原　謹司（郷新）農業　四八
×一〇一四八一　小川　平吉（政前）無職　六八

【第四區】（松本市、西筑摩、東筑摩、南安曇、北安、曇四郡）
一四一五六一　畔田　明（中元）無職　五三
一四一二四一　植原悅二郎（政再）無職　六〇
一三一八九一　百瀨　渡（民再）新聞業　六三
×七一八七　田中　耕（養新）草鞋師　四〇

富山縣一

【第一區】（仙臺市、刈田、柴田、伊具、亘理、名取、宮城、黒川、加美、志田、遠田十郡）
一五一三五五　内ヶ崎　作三郎（民再）教員　六〇
一六一三五五　守屋　榮夫（昭再）官　吏　五三
一三一四九一　菅原　傳（政再）無職　七四
一一一六六一　宮澤　清作（政再）辯護士　五九
一〇一八六六　佐々木　家藏治（政再）農業　五一

×九一六六　菊地養之輔（社新）辯護士　四八

【第二區】（石卷市、玉造、栗原、登米、桃生、牡鹿、本吉六郡）
一三一五六一　小山倉之助（民元）會社員　五三
一二一〇四一　村松　久義（民再）辯護士　三九
一三一一〇五　大石　倫治（政再）農業　六〇
×七一二四〇　内海　安吉（昭新）通信記者　四七

福島縣一

【第一區】（福島、郡山二市、信夫、伊達、安達、安積四郡）
一六一三一一　栗山　博（民元）著述業　五三
一九一四〇四　堀切善兵衛（政再）農業　五五
一七一六一〇　菅野　善右衛門（政再）農業　五三
×一六一四〇八　釘本　衛雄（民新）著述業　五七

【第二區】（若松市、岩瀨、南會津、北會津、耶麻、河沼、大沼、東白川、西白河、石川、田村十郡）
一二一三一〇　八田　宗吉（政再）農業　六三
一四一五一〇　仲西　三良（民新）農業　四七
一四一〇〇九　助川啓四郎（政再）農業　五〇
一四一三九一　濱　季松（民新）農業　六一
一三一三一〇　林　平馬（民再）著述業　五四
×一三一一六九　中野　寅吉（昭前）鑛山業　六八

【第三區】（石城、雙葉、相馬三郡）
一六一七一三　比佐　昌平（民再）著述業　五三
一三一八四六　氏家　清（民元）農業　七一
一〇一三一〇　鈴木辰三郎（政再）農業　六〇
×九一一四〇　星　一（政元）製藥業　六四

岩手縣一

【第一區】（盛岡市、岩手、紫波、下閉伊、九戸、二戸五郡）
一三一一六六　田子　一民（政再）著述業　五六
一五一〇四一　八角　三郎（政再）無職　五七
一三一九三一　菊池　長右衛門（政新）水產業　三六
×一一一六二八　高橋壽太郎（民前）無職　五八

【第二區】（稗貫、和賀、膽澤、江刺、西磐井、東磐井、氣仙、上閉伊八郡）
一〇一一八五　松川　昌藏（政新）辯護士　四五

鶴見　祐輔（民元）著述業　五三
一九一九一五　志賀和多利（政再）辯護士　六五
一四一一九一　三鬼鑑太郎（昭新）會社員　七一
×一一一五五　廣瀨　爲久（政前）會社員　六一

青森縣一

【第一區】（青森、八戸二市、東津輕、上北、下北、三戸四郡）
一七一九一一　工藤　鐵男（民再）新聞業　六三
一五一四四九　小笹原　八十美（政新）畜產業　四九
一三一五九一　藤井　達二（政新）會社員　四六
×一一一六五　山内　亮（中元）農牧業　五二

【第二區】（弘前市、西津輕、中津輕、南津輕、北津輕四郡）
一三一三〇〇　兼田　秀雄（昭再）官　吏　五七
一三一三九六　工藤十三雄（政再）新聞業　五七
六一七一三一　菊池　良一（民再）辯護士　五八
×九一三一〇　小野　謙一（中新）出版業　五二

山形縣一

【第一區】（山形、米澤二市、南村山、東村山、西村山、南置賜、東置賜、西置賜六郡）
一六一六七一　高橋熊次郎（政再）農業　五七
一二一三七一　西方　利馬（政再）農業　五四
一八一八三一　木村　武雄（中新）著述業　五三
一六一五七一　佐藤　啓（國再）農業　六九
×九一四〇一　椿　宮太郎（民新）酒造業　六七

【第二區】（鶴岡、酒田二市、北村山、最上、東田川、西田川、飽海五郡）
一六一三三一　松岡　俊三（政再）會社員　五七
一八一五五一　熊谷　直太（政再）辯護士　七一
一四一一六一　清水德太郎（民元）會社員　六一
×七一九六一　奥山　廉藏（民元）農業　六六

秋田縣一

【第一區】（秋田市、鹿角、北秋田、山本、南秋田、河邊五郡）
一六一四六一　佐藤　理吉（國前）無職　五八
一六一九五一　町田　忠治（民再）官　吏　七四
×七一四四一　僧太　儀右衛門（民元）農業　五五

【第二區】（高岡市、射水、氷見、東礪波、西礪波四郡）
松村　謙一（民再）藥種商　五四
一七一七九一　島田七郎右衛門（政再）農業　五四
一三一四〇六　土倉　宗明（政再）著述業　四九
×一一一三五一　那尾田　殿太郎（民新）會社員　四三

鳥取縣一

【全縣一區】
一九一九三一　三好榮次郎（民元）新聞業　五三
一八一七一九　山枡　儀重（民再）官　吏　四八
一六一七六一　豐田　收（昭再）無職　五五
一四一一三一　由谷　義治（國再）無職　四八
×一〇一〇三一　稻田　直道（政新）會社員　四八

島根縣一

【第一區】（松江市、八束、能義、仁多、大原、簸川五郡隱岐）
一四一九六一　原　夫次郎（民再）官　吏　六三
一三一六六一　木村　小左衛門（民再）農業　四九
一七一六一〇　櫻内　幸雄（民再）會社員　七一
×一一一六一〇　高橋圓三郎（政新）新聞業　四三

【第二區】（飯石、安濃、邇摩、邑智、那賀、美濃、鹿足七郡）
一三一八一一　升田　憲之（民新）辯護士　六三
一九一一六一　俵　孫一（民再）無職　六八
一五一四九一　島田　俊雄（政再）辯護士　六〇
×九一三一　沖島　鎌二（政前）新聞業　五三

岡山縣一

【第一區】（岡山、津山二市、御津、赤磐、和氣、邑久、上道、眞庭、苫田、勝田、英田、久米十郡）
一四一二四一　久山　知之（政再）著述業　四八
一〇一九四一　岡田　忠彥（政再）無職　五九
一八一四三一　片山　一男（民新）會社員　四五
一五一二七一　行吉　角治（政新）會社員　四七
一三一七四一　黒田　壽男（岡新）辯護士　五九
×一一一三一　灘波　清人（昭前）無職　四九

【第二區】（倉敷市、兒島、都窪、淺口、小田、後月、吉備、上房、川上、阿哲九郡）
一六一七四一　西村丹治郎（民再）無職　七一
×七一四四一　犬養　健（政再）著述業　四一

三二四四　小川鄕太郎（民再）無職　六一
八六四〇　星島　二郎（政再）辯護士　五〇
一八二〇二　小谷　節夫（政再）新聞業　五三
×七八三八　則井蕉壽雄（政前）辯護士　五六

廣島縣—

【第一區】廣島市、佐伯、安佐、山縣、高田郡）

一〇三六五　古田喜三太（民新）信組理事　四九
一九七四四　荒川　五郎（民再）教員　七三
一一四四四　名川　倪市（政再）辯護士　五四
一五四〇四　岸田　正記（昭再）商業　四三
×一四九六三　藤田　若水（民前）辯護士　六一

【第二區】呉市、安芸、賀茂、豐田三郡）

一〇一五七　望月　圭介（昭再）無職　七〇
一八三七〇　田中　貢（民再）教員　四六
一八〇四一　山道　襄一（民再）無職　五五
一七一一九　肥田　琢司（政元）組合長　四八
×一一〇四一　渡邊　伍（昭前）辯護士　五三

【第三區】（尾道、福山二市、御調、世羅、沼隈、深安、芦品、神石、甲奴、雙三、比婆九郡）

一三二一六　土屋　寛（民元）農業　五七
一九四三六　作田高太郎（民再）辯護士　五〇
一八三四九　永山　忠則（昭新）農業　四〇
一五六四三　横山金太郎（民再）公吏　六九
一四一九一　宮澤　裕（政再）會社員　五三
×一一一六七　森田　福市（政前）會社員　四七

山口縣—

【第一區】下關、宇部、萩三市、厚狹、豐浦、美祢、大津、阿武五郡）

一〇一九四二　西川　貞一（中新）新聞記者　三五
一九一七九　久原房之助（政再）鑛山業　六八
一四四三九　高良　宗七（政新）會社員　六五
一四一五六　村岡　吾一（民元）辯護士　五二
×三一五四　宵木　作雄（中新）貸家業　三九

【第二區】（山口、德山二市、大島、玖珂、熊毛、都濃、佐波、吉敷六郡）

一八〇四二　西村　茂生（政再）農業　五二
一四二三三　窪井　義道（昭再）官吏　四五
一三一六〇〇　國光　五郎（政再）農業　五七
一一一七五八　兒玉　右二（政再）著述業　六四
一一一五三八　中野　治介（政新）辯護士　五九
×八八八八　福田　悌夫（中新）農業　四三

和歌山縣—

【第一區】（和歌山、海南二市、海草、那賀、伊都三郡）

三一七三三　西田　郁平（民元）辯護士　五五
一六一四四　松山常次郎（政再）會社員　五三
一一一七三六　玉置吉之亟（政再）會社員　五一
一四一七三六　木本主一郎（政前）會社員　六二
×一三一八三二

【第二區】（新宮市、有田、日高、西牟婁、東牟婁四郡）

一七九七三　田淵　豐吉（中元）無職　五五
一四四三八五　小山　谷藏（民再）會社員　六一
七四九六　三尾　邦三（政再）美術商　四六
×六七三一　世耕　弘一（政前）教員　四四

德島縣—

【第一區】（德島市、名東、勝浦、那賀、海部、名西五郡）

一六一五八　田村　秀吉（民新）辯護士　四五
一三一〇六　紅露　昭（政再）辯護士　五〇
一〇一四一　生田　和平（政再）製絲業　六〇
×七一九一　久宮　久吉（民新）辯護士　四三

【第二區】（板野、阿波、麻植、美馬、三好五郡）

一五四四一　秋田　清（中再）無職　五六
一五一〇七　眞鍋　勝（民再）辯護士　五六
一一一五三一　高島　兵吉（民元）鑛業　七三
×八一五三四　三木　熊二（中新）醫師　五六

香川縣—

【第一區】（高松市、大川、木田、小豆、香川四郡）

一七一四八五　小西　和（民元）會社員　六四
一三一八三六　戸澤民十郎（民再）辯護士　五九
一一〇四四　宮脇　長吉（政再）會社員　五七
×九一九七七　前川　正一（中新）著述業　三九

【第二區】（丸亀市、綾歌、仲、度、三豐三郡）

二九一三〇　三土　忠造（政再）無職　六六
一〇一八六　矢野庄太郎（民再）會社員　五一
一五六一〇　山下　谷次（政再）教員　六五
×六一三一　長尾秀太郎（民新）辯護士　四四

愛媛縣—

第一區）（松山市、溫泉、伊豫、上浮穴、喜多四郡）

一九一八〇四　武知　勇記（民再）會社員　四三
一七一四四四　大本貞太郎（政再）新聞業　五三
一三一五九九　松田喜三郎（民元）製藥業　七四
一三一五六一　岡本馬太郎（政新）農業　五五
一八一三一　石井德久次（政新）酒造業　五〇
一七一七〇六　田尻　生五（政再）辯護士　五〇
×九一六七　三浦　愛二（社新）賣藥業　四三

【第二區】（久留米、大牟田二市、浮羽、三井、三潴、八女、山門、三池六郡）

一七一八〇一　山崎達之輔（昭再）官吏　七四
一四一八一一　岡　幸二郎（政前）絣卸商　六一
一三一九五五　鶴　惣市（政新）米穀商　四三
一一一七二四　沖　藏（政新）辯護士　四四
一一一三一七　野田　俊作（政再）會社員　四九
×一〇一七〇〇　增永　元也（政再）會社員　五六

【第四區】（小倉、門司二市、企救、田川、京都、築上四郡）

一五一二四　勝　正憲（民再）著述業　六八
一三一二五四　末松偕一郎（民再）辯護士　六三
八九七五　片山秀太郎（政新）辯護士　五六
八一五六一　末次虎太郎（政新）學校長　五九
×八三六一　田原　春次（社新）著述業　七〇

大分縣—

【第一區】（大分市、大分、北海部、南海部、大野、直入、玖珠、日田七郡）

一九一五六三　一宮房治郎（民元）會社員　四二
一九一〇四〇　金光　庸夫（政再）會社員　六〇
一八一八七　小野　廉（政前）公吏　六二
一六一九六一　朝倉　每人（民新）會社員　五五
×三一四四三　鹽月　學（政前）出版業　四五

【第二區（福岡市、糟屋、宗像、朝倉、筑紫、早良、糸島六郡）

二一六六六　中野　正剛（猶再）著述業　四一
一五一二五五　藤　勝榮（政新）農業　四一
一四一四九一　松本次一郎（中新）請負業　四〇
一〇一五四四　前田　幸作（中新）興業　四三
×一〇一四八一　原口初太郎（政前）無職　六一

【第三區】（若松、八幡、戸畑、直方、飯塚、五市、遠賀、鞍手、嘉穗三郡）

二四一二九　龜井貫一郎（社再）著述業　四五
一三一〇一六　田島勝太郎（民再）農業　六八
一一〇一七七　高野　喜六（民再）鑛業　五六
一一〇一七七　石井德久次（政新）酒造業　五〇
一七一七〇六　田尻　生五（政再）辯護士　五〇
×九一六七　三浦　愛二（社新）賣藥業　四三

【第四區】（久留米、大牟田二市、浮羽、三井、三潴、八女、山門、三池六郡）

一七一八〇一　山崎達之輔（昭再）官吏　七四
一四一八一一　岡　幸二郎（政前）絣卸商　六一
一三一九五五　鶴　惣市（政新）米穀商　四三
一一一七二四　沖　藏（政新）辯護士　四四
一一一三一七　野田　俊作（政再）會社員　四九
×一〇一七〇〇　增永　元也（政再）會社員　五六

【第四區】（小倉、門司二市、企救、田川、京都、築上四郡）

一五一二四　勝　正憲（民再）著述業　六八
一三一二五四　末松偕一郎（民再）辯護士　六三
八九七五　片山秀太郎（政新）辯護士　五六
八一五六一　末次虎太郎（政新）學校長　五九
×八三六一　田原　春次（社新）著述業　七〇

大分縣—

【第一區】（大分市、大分、北海部、南海部、大野、直入、玖珠、日田七郡）

一九一五六三　一宮房治郎（民元）會社員　四二
一九一〇四〇　金光　庸夫（政再）會社員　六〇
一八一八七　小野　廉（政前）公吏　六二
一六一九六一　朝倉　每人（民新）會社員　五五
×三一四四三　鹽月　學（政前）出版業　四五

【第二區（別府、中津二市、西國東、東國東、速見、下毛、宇佐五郡）

一九一八〇〇　綾部健太郎（政再）會社員　四七
一九一八六一　清瀨規矩雄（政前）會社員　五九
一四一九六七　重松　重治（民再）會社員　六七
×一一一六二一　佐藤　巖（民新）新聞記者　四九

佐賀縣—

【第一區】（佐賀市、佐賀、神埼、三養基、小城四郡）

一七一六三　池田　秀雄（民再）無職　七七
一六一六三三　中野　邦一（民新）辯護士　五三
一一一七六〇　田中　亮一（政再）農業　四七
×七一四九八　御厨　規三（政新）辯護士　五六

【第二區（唐津市、東松浦、西松浦、杵島、藤津四郡）

一七一三三一　中村　又一（民新）辯護士　四七
一九一〇六一　藤生安太郎（政再）無職　四二
一一一三三五　愛野時一郎（民新）會社員　三七
×一一一三一　一ノ瀨俊民（政新）銀行家　五二

熊本縣—

【第一區】（熊本市、飽託、玉名、鹿本、菊池、阿蘇五郡）

三三九五五　安達　謙藏（國再）無職　七三
二一一五六四　木村　正義（政再）辯護士　四七
二一四三六　松野　鶴平（政再）會社員　五四
一〇一六四一　大麻　唯男（民再）農業　四八
一九一〇一一　石坂　繁（國新）辯護士　四四
×四一四四一　宮村　又八（社新）印刷業　四九

【第二區】（宇土、上益城、下益城、八代、葦北、球磨、天草七郡）

一〇一八〇一　中野　猛雄（政再）會社員　五四
一〇一三一一　上塚　司（政再）會社員　四七
一八一八九一　三善　信房（政再）農業　五五
一六一〇〇一　藏原　敏捷（國新）無職　四九
一四一〇〇一　伊豆　富人（國再）新聞業　四九
×一四一二〇一　吉田　安（民新）辯護士　四七

宮崎縣—

【全縣一區】

沖縄縣—

【全縣一區】

一三一六四四　漢那　憲和（民元）無職　六〇
一五一四四一　伊禮　肇（國再）辯護士　四四
一一一〇三一　盛島　明長（政新）醫師　七七
一〇一八六一　仲井間宗一（民元）辯護士　四六
七一八四六　花城　永渡（政再）辯護士　五九
×七一二七　崎山　嗣朝（政前）辯護士　四九

北海道—

【第一區】（札幌、小樽二市、石狩、後志二支廳、一柳仲次郎（民元）賀易商　六九
一九一五九一　澤田　利吉（民元）農業　五六
一九一五六一　山本　厚三（民再）農業　五六
一三一八三四　岡田伊太郎（政再）雜穀商　六二
×一〇一八三一　壽原英太郎（政前）會社員　五五

【第二區】（旭川市、上川、宗谷、留萌三支廳）

一一一〇一〇　東　武（政再）農業　六六
一一一〇一〇　林　路一（昭再）農業　四七
一六一六一一　淺川　浩（民元）農業　六六
一四一一三四　坂東幸太郎（民再）農業　五六
×八一〇一三　田中喜代松（政前）木材業　六〇

【第三區】（函館市、檜山、渡島二支廳）

一一〇一一一　大島　寅吉（民再）會社員　六〇
一六一一六五　渡邊　泰邦（中元）會社員　四三
一三一四六一　登坂　良作（政再）辯護士　四六
×八一四三一　須田孝太郎（政新）會社員　四九

【第四區】（室蘭市、空知、膽振、浦河三支廳）

一七一三三　手代木隆吉（民再）辯護士　五三
一三一九五六　岡田　春夫（民元）農業　五〇
一〇一三一〇　南條　德男（政新）辯護士　四一
九一六一一　深澤　吉平（民新）農業　五三
一九一四四三　北　勝太郎（中新）農業　四八
×九一〇六一　坂谷　順助（政前）會社員　六〇

【第五區】（釧路、帶廣二市、十勝、釧路、根室、網走四支廳）

一七一五六一　南雲　正朔（民新）辯護士　三四
一六一五六五　東條　貞（政元）會社員　五三
一五一三三　三井　德寶（政再）會社員　六六
一四一二五一　尾崎　天風（政再）木材商　六一
×三一九三一　木下成太郎（政前）農業　七三

所屬欄、中民は立憲民政黨、政は立憲政友會、昭は昭和會、國は國民同盟、社は社會大衆黨、勞は勞働組合議會、皇は皇道會、明は明倫會、鄕は鄕軍同志會、岡は岡山無產派、猶は猶興會、地は地方無產派、養は養正會、中は中立の略。

議員異動

前議員の異動—昭和十年九月以降（即ち本書十一年版採錄以後、總選擧直前までの議員の異動左の如し（括弧內は月日）

〔辯職〕平島敏夫（九七）—山本条太郎（二二）

〔失格〕田中善立（二二）—鈴木吉之助（二二）

〔死亡〕石川又八（九六）—床次竹二郎（九八）—機部尙一（二）

〔黨籍變更〕渡邊伍（九一七）政友脫黨—古屋慶隆、井上剛一（九二九）國盟より民政へ—小山谷藏（一二一）國盟脫黨、後民政へ—野田文一郎（一二一六）國盟より民政へ—高橋壽太郎（一三一）國盟より民政へ—月圭介、內田信也、山崎達之輔、藏園三四郎、守谷茂夫、森肇、青木精一、逢井義道、桑田秀雄、豐田收、井坂豐光、春名成章、石井三郎、飯村五郎、瀧正雄、岸田正記、渡邊伍（以上一三一昭和會に參加）伊坂秀五郎（一三一）政友より昭和會へ—林路一（一三一）政友より昭和會へ—岸德二長田桃藏（一三一）政友より昭和會へ—中野貞吉（一三一）國盟より民政へ—熊谷五右衞門、畑七衞門（一三一）政友より昭和會へ—瀧正雄（一三一）昭和會へ—虎雄（國元）無職　四四
一四一二六六　伊東　岩男（政新）農業　四九
一〇一四四八　田尻藤四郎（政再）農業　六七
九一三六〇　佐澤　定二（民新）農業　六三
九一三三四　陣　軍吉（昭元）農業　六八
×九〇九六　二見　甚郷（昭元）無職　四九

【第一區】（鹿兒島市、鹿兒島、揖宿、川邊、熊毛、日置五郡）

一四一三三　松方幸次郎（中元）會社員　七一
一四一三六　藏園三四郎（昭再）官吏　六六
一三一〇四〇　井上知治（政再）農業　五五
八一三四四　今給黎誠吾（中新）農業　六一
八一五七七　中村嘉壽（政再）著述業　七七
×七一二六〇　小泉　純也（中新）無職　三三

【第二區】（薩摩、出水、伊佐、姶良、囎唹五郡）

一〇一六三　東郷　實（政再）農業　五六
一七一六六〇　寺田　市正（政再）農業　六一
一五一四三四　富吉　榮二（地新）農業　三六
七一四六〇　岩元榮太郎（政新）農業　五五
×六一三八　天辰　正守（政前）辯護士　五一

【第三區】（肝屬郡、大島支廳）

一八一一〇四　金井　正夫（政再）辯護士　四五
一六一七一〇　永田　良吉（政再）農業　五一
一一一七三一　小林　三郎（中新）會社員　四四
×一〇一八四三　津崎　尙武（中前）會社員　五五

【黨籍異動】左の如くで、昭和會は議員二十五名に達し、交渉團體權を獲得した。

△岐阜第一區選出藤勝榮（政）七月十二日死亡の爲め、次點者原口初太郎（政）廿七日死亡の爲め、次點者四田鈔道兄民八月當選。△福岡第一區選出山下谷次（政）六月五日死亡の爲め、次點者長尾秀太郎（民）當選。△福岡第一區選出藤勝榮（政）七月十一日死亡の爲め、次點者原口初太郎（政）

△綾歌、仲、度、三豐三郡（猶）田中養達（滋賀）、大石大（高知）、以上三名國盟脫黨、△綾川武治（埼玉中）、△給黎誠吉（鹿兒島中）、山口久吉（東京政）、金井正夫（鹿兒島政）、民政、以上昭和會入會、△小林正一郎（鹿兒島中）、民政黨入黨、△由谷義治（鳥取國）東方會入會

〔失格者〕尙ほ今回の選擧に關しては起訴されたものは算一萬七千名で違反事件に關する起訴五十名、內當選者の七十九名を算し、事務長及び主宰者の結局に於て失格を見越さるゝもの七十六名と傳へられてゐる。

毎回選擧議員、人口、有權者比率

選擧回次	選擧年月日	議員	有權者	議員一人に付人口	人口千に付有權者	議員一人に付有權者	議員一人平均得票
一	明治二三年七月一日	三〇〇	四五、八三一	一〇一、九七一	一五・一	一五二・三	
二	二五・二・一五	三〇〇	四四、〇〇一	一〇〇、九七一	一四・七	一四七・〇	
三	三一・二・一一	三〇〇	四四、〇〇一	一〇〇、九七一	一四・七	一四七・〇	
四	三五・九・一五	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
五	三六・八・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
六	三七・一・一〇	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
七	三七・三・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
八	三七・三・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
九	三七・三・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
一〇	大正二・五・一五	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
一一	四・一・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
一二	四・五・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
一三	四・一二・一五	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
一四	五・三・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
一五	五・一二・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
一六	六・一二・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
一七	昭和二・二・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
一八	三・二・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	
一九	五・二・一	三〇〇	五〇、一三一	一一二、〇四三	一五・〇	一六七・一	

最近總選擧投票者、棄權者

選擧年次	投票者	有效	無效	棄權者	有權者百中投票者	有權者百中棄權者
大正四・一・一七	二、一三一、六四六	二、一〇〇、九七一	七、五六七	二、〇二四、九五五	五二・一	四七・九
六・一・一五	二、〇〇五、九五三	一、九八七、一五五	一八、三〇〇	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
昭和三・二・一	二、〇〇八、〇五〇	二、〇〇二、〇五〇	六、〇〇〇	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
九・二・一九	二、〇〇九、八五三	二、〇〇二、〇五〇	七、八〇三	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
一〇・二・二〇	二、〇〇九、八五三	二、〇〇二、〇五〇	七、八〇三	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
一一・二・二〇	二、〇〇九、八五三	二、〇〇二、〇五〇	七、八〇三	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
一二・二・二〇	二、〇〇九、八五三	二、〇〇二、〇五〇	七、八〇三	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
一三・二・二〇	二、〇〇九、八五三	二、〇〇二、〇五〇	七、八〇三	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
一四・二・二〇	二、〇〇九、八五三	二、〇〇二、〇五〇	七、八〇三	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
一五・二・二〇	二、〇〇九、八五三	二、〇〇二、〇五〇	七、八〇三	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
一六・二・二〇	二、〇〇九、八五三	二、〇〇二、〇五〇	七、八〇三	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
一七・二・二〇	二、〇〇九、八五三	二、〇〇二、〇五〇	七、八〇三	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
一八・二・二〇	二、〇〇九、八五三	二、〇〇二、〇五〇	七、八〇三	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九
一九・二・二〇	二、〇〇九、八五三	二、〇〇二、〇五〇	七、八〇三	二、〇四四、〇四五	五〇・一	四九・九

毎回選出議員年齢

年代	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇以上
明治年代	三六	三七	四一	四五			
大正年代	四五	四六	四九	一三			
昭和年代	三四	三五	三七	一一			

最近選擧各派成績

黨派別	昭和三年 當選	昭和三年 立候補	昭和三年 得票	昭和五年 當選	昭和五年 立候補	昭和五年 得票	昭和七年 當選	昭和七年 立候補	昭和七年 得票	昭和十一年 當選	昭和十一年 立候補	昭和十一年 得票
民政黨	一二四	三三四	三三六	一二四	三三四	三三六	一二四	三三四	三三六	一二四	三三四	三三六
政友會	二九	三九	三九	二九	三九	三九	二九	三九	三九	二九	三九	三九
其他												
計	一五四	三七二	三七五	一五四	三七二	三七五	一五四	三七二	三七五	一五四	三七二	三七五

議員黨派對勢

黨派別	六四議會	六五議會	六六議會	六七議會	六八議會	六九議會
政友會	開會	開會	開會	開會	開會	開會
民政黨	閉會	閉會	閉會	閉會	解散	閉會
昭和會	二九	二九	二八	二六	二六	二七
國民同盟	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
無產黨						
第一控室						
第二控室						
第六控室						
第八控室						
第九控室						
無所屬						
缺員						
計	四六六	四六六	四六六	四六六	四六六	四六六

第一控室とは第六議會迄は無產黨のみである。第二控室とは第八議會迄は其他の院内に於ける合同世帶で、第六九議會は無產黨其他の院内に於ける合同世帶である。

毎回選出議員職業別

職業	官吏	軍人	公醫、藥劑師	國家及記者	著述	辯護士	銀行員	會社員	商業	農業	工業	鑛業	教員	無職業	其他	計
明治年代	三六	三七	四一	四五												
大正年代	四八	一一	九〇	一三												
昭和年代	三一	三五	七一	二												

道府縣別（昭和十一年）

道府縣	定員	民政黨 得票數	民政黨 當選者	政友會 得票數	政友會 當選者	其他 得票數	其他 當選者	得票總數
北海道	一〇	九五、七七〇	一〇	一九、〇一六	七	五、一〇六	三	四六、〇〇二
東京	三一	二〇、八四四	一六	二〇、七〇〇	八	二、八四五	七	一九、八八四
都	一一	二一、四三三	一八	一六、六一一	二	一、六六一	一	一九、九七一
京都	一一	一六、一四四	一一	一一、一一六	四	一、六六一	二	一六、五六五
大阪	一一	一一、四六一	一一	九、一一六	七	一、一一一	二	一一、一九七
神川	一一	一〇、五三一	一〇	一〇、七七九	三	一、一一一	二	一〇、〇〇一
兵庫	一九	一六、九〇七	一四	一四、三三七	六	二、一一一	二	一六、四四一
長崎	一一	八、八九七	七	一〇、一一一	一	一、一一一	一	一〇、〇〇一
新潟	一五	九、八九七	四	一一、一一一	一	一、一一一	一	一一、一一一
玉川	一一	一〇、五三一	一〇	一〇、七七九	三	一、一一一	二	一〇、〇〇一
群馬	一九	一一、四六一	一一	一一、一一六	四	一、一一一	二	一一、一一一
埼玉	一一	一〇、五三一	一〇	一〇、七七九	三	一、一一一	二	一〇、〇〇一
千葉	一二	一〇、五三一	一〇	一〇、七七九	三	一、一一一	二	一〇、〇〇一
茨城	一二	一〇、五三一	一〇	一〇、七七九	三	一、一一一	二	一〇、〇〇一
栃木	九	八、二二七	七	一〇、一一一	一	一、一一一	一	一〇、〇〇一
奈良	五	四、一五七	三	八、四九〇	一	一、一一一	一	一〇、〇〇一
三重	九	九、四九〇	五	一〇、八九一	二	一、一一一	二	一一、一一一
愛知	一三	一〇、八九一	七	一四、四八九	三	一、一一一	二	一六、四四一
岡山	一七	一四、四八九	七	一四、四八九	三	一、一一一	二	一六、四四一
靜岡	一三	一〇、五三一	一〇	一一、一一一	一	一、一一一	一	一〇、〇〇一
山梨	五	五、一一一	五	一一、一一一	一	一、一一一	一	一一、一一一
滋賀	五	六、一一一	六	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
岐阜	九	一〇、五三一	一〇	一〇、七七九	二	一、一一一	一	一二、一一一
長野	一三	一四、四八九	一四	一四、四八九	三	一、一一一	一	一六、四四一
宮城	一八	八、五三一	七	一〇、八九一	二	一、一一一	一	一〇、〇〇一
福島	一七	一二、五三一	一一	一四、四八九	三	一、一一一	一	一六、四四一
山形	八	七、一一一	七	一〇、八九一	二	一、一一一	一	一〇、〇〇一
秋田	七	五、一一一	五	一〇、八九一	二	一、一一一	一	一〇、〇〇一
福井	五	六、一一一	六	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
石川	六	六、一一一	六	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
富山	六	六、一一一	六	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
鳥取	四	六、一一一	六	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
島根	六	一〇、一一一	一〇	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
岡山	一〇	一〇、一一一	一〇	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
廣島	一九	一一、一一一	一一	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
山口	一〇	一〇、一一一	一〇	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
和歌山	六	六、一一一	六	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
德島	六	六、一一一	六	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
香川	六	六、一一一	六	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
愛媛	九	一〇、一一一	一〇	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
高知	六	八、一一一	八	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
福岡	八	一〇、一一一	一〇	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
分	七	一〇、一一一	一〇	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
大分	六	六、一一一	六	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
佐賀	六	六、一一一	六	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
熊本	一〇	一〇、一一一	一〇	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
宮崎	五	五、一一一	五	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
鹿児島	一三	一四、一一一	一四	一四、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
沖繩	五	四、一一一	四	一一、一一一	一	一、一一一	一	一二、一一一
計	四六六	四四六、八八六	一〇五	四一七、一九五	一七四	二四九、三六五	八七	一一、一三五、四四四

政黨

立憲民政黨（支部新櫻田町）

〔政綱〕（一）國民の總意を帝國議會に反映し天皇統治の下議會中心政治を徹底せしむべし。（二）國家の整調に由て生產を旺盛にし分配を公平にし、社會不安の禍根を芟除すべし。（三）國際正義を國交の上に貫徹し、人種平等、資源公開の原則を擴充すべし。（四）品性を陶冶し、獨創自發の個性を啓き學習の機會を均等にし、進んで教育の實際化を期すべし。（五）立法行政及び地方行政に浸潤せる時代錯誤の陋習を打破し、以て新興氣運に順應すべき改造の實現を期すべし。

〔役員（昭和十一年九月現在）〕

△總裁 町田忠治 △總務 一宮房治郎、加藤鯛一、工藤鐵男、八並武治、松村謙三、木檜三四郎、小坂順造、主任 櫻内幸雄、齋藤隆夫、松定吉 △顧問 若槻禮次郎、武富時敏、加藤政之助、小橋一太、富田幸次郎、俵孫一、太田政弘、太麻唯男、西村丹治郎、野村嘉六、荒川五郎、横山金太郎、戸井嘉作、中村啓次郎、飯塚春太郎、原通敬、川上親晴、原夫次郎、小西和、牧山耕藏、重松重治、村上紋四郎、菅原通敬、斯波貞吉、山川端夫、松村謙三、黒金泰義、松本勝太郎、田中隆三、八木逸郎、金子元三郎、木富士彌、岩切重雄、池田敬八、川崎克、吉川吉郎、兵衛、高田耘平、堤康次郎、永田大三郎、山本厚三、前田房之助、平川松太郎、井上剛一、坂東幸太郎、田中祐四郎、永田菁三郎、野田文一郎、古屋慶隆、小山谷藏、菊池良一、清水留三郎、田中万逸、武富濟、添田敬一郎、鵜澤宇衛門、平野光雄、内ケ崎作三郎、枡谷寅吉、木村小左衛勝、八並武治、田中武雄、松本忠雄、櫻井兵五郎、田永吉、田中武雄、土屋清三郎 △相談役 永井柳太郎 △常議員浩（以下略）△幹事長 大島寅吉、川崎卓吉、中村不二男、内藤正剛、清寛

最上政三△政務調査會長　山道襄一、副會長　宮澤胤勇、渡邊銕藏△黨務部長　清水德太郎、副部長　川崎末五郎、岡野龍一△遊說部部長　眞鍋儀十、副部長　福田關次郎、尾崎東美△情報部長　中井川浩、副部長　鶴見祐輔、副部長　山森利一、南雲正朔△黨資部長　小山倉之助　副部長　豐田豐吉、喜田壯一郎△議員總會長　末松偕一郎、副會長　松田正一、澤田利吉。

【近狀】民政黨では政黨の更生は黨費の關係を明確ならしめるにあるとの見地から黨費の公募及び公開を行ふことに決定　昭和十一年九月以降全國的に大運動を開始する事となつた。

立憲政友會（麴町區內山下町）—

【政綱】余等同志玆に謀りて立憲政友會を設け、忠誠以て皇室に奉じ、國家に對する臣民の分義を盡さんと欲す、其趣旨とする所の要領左の如し。（一）余等同志は憲法を恪守し、其條章に循由して統治權の施用を全からしめ、以て國家の要務を擧げ、以て各箇の權利自由を保全せんことを期す。（二）余等同志は維新中興の宏謨を遵奉し、之を翼贊して以て國運を進め、文明を扶殖することに勉むべし。（三）余等同志は行政の機能を完全にして、其公正を保たんことを望む。選叙を精にし、繁褥を省き、責守を明かにし、規律を正し、處分を敏活にして時運の進歩と相伴はしむるにとを謀るべし。（四）余等同志は外交を重んじ、友邦の誼を厚くし、文明の政以て遠人を倚安せしめ、法治國の名實を全からしむることを務むべし。（五）余等同志は中外の要務に應じ、國防を充實するを必要とし、常に國力の發達と相伴行して、國權、國利の防護を完全ならしむることを望む。（六）余等同志は教育を振作し國民の品性を陶冶し、公私各々國家に對する負擔を分つに耐ふるの靈德良能を發達せしめ、以て國礎を堅くせんことを希ふ。（七）余等同志は農商百工を奬め、航海貿易を盛んにし、交通の利便を增し、國家をして經濟上生存の基礎を鞏からしめんことを欲す。（八）余等同志は地方自治をして隣佑團結の實あらしめ其社會上及び經濟上の協同を完全ならしむること を圖るべし。（九）余等同志は國家に對する政黨の責任を重んじ、專ら公益を目的として行動し、常に專ら戒飭して宿弊を襲ふことなきを勗むべし。

【役員】（同上）—

△總裁　鈴木喜三郎△顧問　井上孝哉、岡喜七郎、大口喜六、若尾璋八、川村竹治、金光庸夫、芳澤謙吉、山本悌二郎、前田米藏、小久保喜七、東武、木下謙次郎、三土忠造、宮田光雄、島田俊夫、菅原傳△總務委員　鳩山一郎、中島知久平、堀切善兵衛、濱田國松、若宮貞夫、松野鶴平△幹事長　安藤正純△幹事宮崎一、佐藤洋之助、大石倫治、東條貞、土倉宗明、瀨川嘉助、上田孝吉、久山知之、紅露昭、井上知治、綾部健太郎、片野重脩△會計監督　宮古啓三郎△常議員會長　八田宗吉、副會長　牧野賤男林讓治、政務調査會長　砂田重政、副會長　松村光三、石坂豐一、助川啓四郎△同第一部外交部長　清瀨規矩雄、副部長　坪山德弼△同第二部內政部長倉元要一、副部長　國光五郎△同三部　國防部長宮脇長吉　副部長　永田良吉△同第四部　財政及經濟部長　武田德三郎、副部長　宮本雄一郎。

【近狀】岡田內閣以來黨勢振はず、最近の總選擧に於ては遂に第二黨に轉落し、剩へ鈴木總裁までが落選した。然るに二・二六事件と前後して更に久原氏の失脚事件などが起り、黨內には今肅黨運動がもえ上つてゐる。

國民同盟（麴町區九ノ內仲通四號館）—

【綱領】（一）立國の精神を擴充し、國際正義の再建を期す、（二）統制經濟を確立し、大衆生活の保證を期す。（三）政界の積弊を打破し、國民政治の徹底を期す。

【役員】（同上）—

△總裁　安達謙藏△顧問　大竹貫一、佐藤啓△幹事長　清瀨一郎、幹事　伊豆富人、鈴木正吾、院內總務　野中徹也△政務審査部長　中村繼男△代議士會長　伊禮肇△總務　風見章、由谷義治、伊禮肇。

【近狀】昭和十年六十八議會を前にして脫走者相踵ぎ、十一月十二日野田氏の脫走を以て遂に交渉團體の資格を失ひ、解散後の總選擧に於ても當選者十五名を得たるに過ぎなかつた。しかも其後尙ほ脫走者續出の有樣で、本黨の近狀は實に秋風落寞の感がある。

社會大衆黨（日本橋區呉服橋二ノ一　山下ビル內）—

【綱領】（一）我黨は勞働者、農民、一般勤勞大衆の生活擁護の爲めに戰ふ。（二）我黨は資本主義を打破し無產階級の解放を期す。

【役員】（同上）—

△中央執行委員長　安部磯雄△書記長兼會計　麻生久△會計監督　吉川守國、爲藤五郎、和田操、岡崎憲△常任中央執行委員（政務調査會長　片山哲、勞働委員會長）河野密、（農村委員會長　三輪壽壯、（市民委員會長）阿部茂夫、（財務委員會長）松永義雄、（組織部長）淺沼稻次郎、（總務部長兼出版部長　平野學、議會部長）河上丈太郎、（選擧部長）小山壽夫、（宣傳部長）松本淳三、（機關紙部長）渡邊泰邦四人を加へて都合八名である。

政界展望

第六十八議會前後の政局

十月九日床次遞相の急逝と、それに伴ふ後任補充に至るまでの經緯は、戲せて昭和十一年版（本欄及び通錄）にあり、玆にはそれ以後の政局に就て記述する。

新黨問題と政府の態度—床次遞相の急逝に伴ふ後任補充に就ては翌月圭介氏を政友會から引抜くことに依つて圓滿に局を結んだが、床次氏の殘した置土產に尙新黨問題があつた。而して床次遞相の急逝はこの運動に一頓挫を與へたかに觀られたが、之も翌月氏の入閣に依つて、新生面を拓けるものの如く、九月十二日には政友會の岡崎邦輔山本条太郎兩長老が翌月氏を訪問懇談する處あり、翌十三日には岡田、高橋、翌月、山崎、內田の五閣僚參集、新黨問題につき協議した結果、政府としても强力支持をおしまぬ新黨を欲するから、新黨問題に對しては積極的に支援する態度に一致した。後に記す昭和クラブは之が實を結んだものである。

美濃部博士起訴猶豫—美濃部博士司法處分問題につき檢事局は九月十四日同博士を再召喚、六時間に亙り心境を詳細聽取したが十七日に至り、愈々最後的態度決定のため小原法相は法相官邸に首腦部會議を開き、博士が文書を以て提示した貴族院議員拜辭の意志表示を中心として最後的檢討を遂げた結果、起訴猶豫とすることに司法部の方針を決定した。

美濃部問題の波瀾—しかるに十八日に至り博士は貴族院議員の辭表提出直後の心境を述べ「貴族院の秩序のため辭職するのが至當と思つたからで、學說を變すとか、著書の誤謬を認めたからではない」との聲明書を發表し、一方光行檢事總長は「今直ちに刑責を問ふは苛酷に失する。美濃部氏は謹愼の意を表しゐる點に鑑み、起訴せざることを相當なりと決定した」旨言明した。之を見た川島陸相は不明僚な情狀酌量なりと所信を表明したが、十九日には首相は陸相との會見に於て、美濃部處分の變更と再聲明には絕對反對である旨を斷言した。而して卅日の閣議では全閣僚擧つて美濃部聲明に遺憾の意を表明し、中にも大角海相は首相に對し、美濃部博士の司法處分と、處分後の博士の聲明との間に、明白な矛盾があり疑惑の念を深からしむるものありと述べた。

美濃部博士聲明を取消す—仍て博士は二十一日に至り、司法處分決定直後の聲明が世上の誤解を生んだことを深く遺憾とし、右聲明を一切取消したいと書簡の形式で司法省に申入れたので、小原法相談の形式で之を發表し、問題の段落をはかつた。

國體明徵再聲明—美濃部博士起訴猶豫の波紋は各方面に豫想外に强く、天皇機關說排擊の烽火は軍部を中心として、漸く熾烈化し、陸海兩軍部大臣は首相に善處を要望して已まない。遂に小原法相は廿五日の閣議に於て左の如き陸海軍の共同要求を提出した。

一、美濃部博士の心境に就ては二十一日法相談の形式にて公表せられたる文書にて尙相當世上に疑惑を抱く向あり、其間の事情を詳細に發表する要あるべし。

二、機關說に對する政府の所見は陸海軍大臣の所信と一致せりと考へて可なるや。

三、機關說絕滅の處置については今後引續き善處するは勿論、從來爲し來れる所を一般に公表し世の疑惑を速かに解く手段に出づるを必要と信ず。

右に對し閣議は緊張裡に同意し、關係當局間で議を練つた結果、十月一日閣議に附した上、國體明徵のため執りたる「處置概要」を正式決定發表した。次で十日陸軍首腦部は本問題に關し今後問題を殘さぬやう政府に思ひ切つた處理を要望するに一決、陸海軍當局は十三日軍部としての總意を一致表現するため協議の結果、軍部側再聲明案文を作成、之を白根書記官長に傳達した。仍て政府も遂に再聲明を決意し十五日の閣議に於て愼重協議の上、左の如き聲明を發表した。

曩に政府は國體の本義に關し所信を披瀝し、以て國民の擾ふ所を明にし、愈々其精華を發揚せんことを期したり。抑々我國に於ける統治權の主體が　天皇にましますことは我國體の本義にして、帝國臣民の絕對不動の信念なり。帝國憲法の上論竝條章の精神亦玆に存するものと拜察し謹而て我國體に擬し、統治權の主體は　天皇にましまさずして國家なりとし、天皇は國家の機關なりとなすが如き所謂天皇機關說は神聖なる我國體に戾り、其本義を愆るの甚しきものにして、嚴に之を芟除せざるべからず。政府其他百般の事項總て萬邦無比なる我國體の本義を基とし、其眞髓を顯揚するを要す。政府は右の信念に基き玆に重ねて意のある所を闡明し、以て國體觀念を愈々明徵ならしめ其實績を收むる爲全幅の力を致さんことを期す。

郷軍陸相に信賴—政府の再聲明により問題は一段落を告げた形となり、さしも强硬な在郷軍人方面も二十一日の聯合支部長會同に於て軍部大臣に信賴して善處する旨の方針を明らかにした。

軍縮全權決定—十月廿九日の定例閣議でロンドン海軍々縮會議に永野修身大將、永井松三大使の兩氏を全權として派遣するに決定、全權團は翌十一月十六日東京を出發した。

國盟解消論の經緯—國民同盟は通常議會の切迫するにつれ、黨內に紛糾の兆漸く顯著なるものあり、就中野田文一郎氏の解消論を繞る贊否の論は、同盟累卵の危機を思はしめたが、安達總裁は十一月四日、解消論排擊を聲明し、次で七日には態度を注目されてゐた中野正剛氏が、解消論には贊成だが、安達總裁に對する多年の情誼上自重する旨申合せ、總裁に右意向を傳達した。越えて廿日の代議士會席上、安達總裁は、現下の時局は益々結盟の精神を擴充强化するの必要なる所以を力說したが、廿八日に至り山道襄一氏は總裁と會見、離黨の挨拶を述べ諒解を求めた。

豫算編成の波瀾—十一年度豫算編成は十一月十一日の大藏省議を以て開始されたが、尤大軍事費の處理が難關となり、遂に事務折衝未解決の儘、廿六日を以て豫算閣議を開いた。即ち閣議に提出された大藏省原案は歲入廿二億三千八百萬圓、歲出廿二億四千三百萬圓、差引歲入不足五百萬圓となり、公債發行豫定額は六億六千六百萬圓に上つた。廿七日の第二次豫算閣議で陸海兩相は軍備充實の必要を力說し、意見不一致のまま散會、同日陸軍は『國運の進展を忘れ、國策の遂行に遲疑するが如きは斷乎同意し得ず』と非公式聲明を發し、廿九日の閣議に於て川島陸相受諾の妥協案に對しても參謀本部は强硬に反對し、遂に決定に至らず、豫算編成は危機に直面するに至つた。

仍て政府もあらゆる政治的工作をなし、三十日に至り參謀本部も漸く陸軍豫算妥協案を承認し、八百萬圓の復活要求を謀め、川島陸相より閣議に報告、妥協案を附議可決、圓滿解決して明年度豫算編成を終つた。

勅選二名補充—政府は十二月三日貴族院勅選議員の缺員に山本条太郎、平生釟三郎の兩氏を推薦補充發令した。

中野正剛氏國盟脱黨—國民同盟は安達總裁必死の結束强化工作に拘らず、對時局認識の相異は愈々深刻化し、遂に中野氏は十二月九日正式に離黨の手續を執つた。

三大將に授爵—滿洲、上海兩事件論功行賞中、本庄、荒木、大角の三大將に對し授爵奏請するに決定、廿一日首相は參内上奏御裁可を仰いだ。

昭和會生る—政友會脱黨組たる翠月遞相、内田鈑相、山崎農相は、かねてより新黨を計畫してゐたが、思はしく捗らぬので、議會召集の前日即ち廿三日に至り、遂に昭和會なるクラブを樹立、衆議院事務局に屆出た。クラブ參加者は秋田、長島、津崎三氏を除く政友脱黨組十八名である。

内大臣更迭—かねて進退を注目されてゐた牧野内大臣は遂に十二月廿六日病氣を理由として辭表を捧呈したので、其後任として前首相齋藤實子が決定就任した。

法制局長官後任—天皇機關說問題のため辭任した金森法制局長官の後任は一月十日の閣議で遞信次官大橋八郎氏に決定發令された。

六十八議會の解散と總選擧

第六十八議會召集—第六十八通常議會は十二月廿四日を以て召集され、廿六日　天皇陛下の親臨を仰いで開院式を擧行し、次いで休會に入つたが、政友會は休會明け議會を控へた一月十一日の總務會で對議會策は解散を賭して強硬方針で邁進することに意見一致し、一方岡田首相も「現在でも政友會と共に擧國一致でやつて行けると思ふが、政友會の方で、どうしても政府と一職せねばならぬと云ふ理由があれば問題は別である」と其決心を語り休會明けの議會は解散必至の情勢愈々明白となつた。

各派解散氣構へ—政友會既に政府と一戰の根本方針を決し、一月十五日の選擧委員初顔合せに於て、候補者約三百名程度を公認するに決定、更に、十九日の總務會は劈頭總括不信任案を提出することに滿場一致可決、民政黨も解散氣構へ濃厚であり、一致可國民同盟は十三日の聯合會に於て、各派に率先して「再開議會劈頭に解散すべし」との要求決議案を提出することに決するなど、各黨派いづれも、再開劈頭解散の準備をすゝめた。

第六十八議會再會—一月二十一日、議會は休會明け再開され、劈頭貴族院に於て岡田首相、廣田外相は夫々施政方針並に外交演說を行ひ、更に午後の衆議院に於て、首相外相の演說、高橋藏相の財政方針演說あり、右演說終了直後、第六十八議會は一般に豫想の如く、衆議院解散の詔勅降り、同時に貴族院は停會を命ぜられた。

解散理由書發表—政府の解散理由は『最近の政情を察するに、衆議院に於ける實情は到底圓滑なる國政の運用を期し難きものありと認め云々』といふにあり、解散と同時に右理由書を發表した。

法相簡選決意發表—廿一日衆議院解散直後小原法相は司法部の選擧取締につき政府の都合や政黨政治の利益の如きは肅正選擧の前に毫も顧慮するに當らぬと斷乎たる決意を證明した。

緊急地方長官會議—總選擧に備へる緊急地方長官會議は二十四日開催されたが、その席上、首相も內閣も議會及び選擧の本質に對する國民の認識を是正し、自覺を進むるに絶好の機會なりと訓示し、公正の態度を以て選擧肅正の實を擧ぐべきことを力說强調した。

檢察長官會同—又廿五日開かれた司法省檢察長官會同に於ても、小原法相から立憲政治擁護の百年の大計のため、政府竝に政黨政派に拘らず、法の擁護者として選擧界を汚濁する買收、官憲の干渉等の惡弊を一掃せよとの訓示があつた。

選擧肅正に大童—岡田內閣は選擧界の宿弊を一掃し、政界淨化の實を擧げんため、衆議院解散と同時に選擧肅正の全國的運動を繼續した。

首相遊說問題の波瀾—岡田首相は選擧肅正の手前政府の政策遊說は誤解を招く虞れあるものとして極めて消極的態度を持してゐたが、內田鐵相等政府與黨方面の熱望もあつたので、適當の場所と、機會あらば、遊說して間接に與黨擁護の實を擧げる方針であつた。然るにこのことが一度び世上に洩れるや、政黨一部に猛烈な非難が起つたので首相は一月二十八日の閣議で、遊說は諸般の情勢を考慮した結果、中止する旨を述べて諒解を求めた。これに對し後藤內相は首相が政府の政策闡明のため遊說することは、毫も差支へなく、これによつて選擧肅正の精神が傷けられることはないと言明したが、岡田首相は遂に遊說を斷念し、その代り、二月七日現內閣の施政方針、竝に解散の理由をレコードに吹き込み決意を披瀝した。

立候補八七八名—二月十三日を以て立候補屆出は締切られたが、候補者總數八七八、內譯政友三三六、民政二九六、國盟三三、昭和四九、社大三〇、諸派三三、中立一〇一であつた。かくて二月廿日は全國一萬四千餘箇所の投票所に於て一千一百萬の有權者が一齊に投票を行つたが、鳴物入りの肅選に拘らず棄權率は全國的に增加を示し、就中關西地方の大都市は意想外に高く、政治的無關心を暴露せるものとして注目を惹いた。即ち大阪市は〇・四一一（前回は〇・三四六）京都市は〇・四〇〇（前回は〇・三七七）と云ふ棄權防止の宣傳に反して面白からざる數字を示した。

開票の結果—第十九回總選擧開票は、廿一廿二日の兩日に亘つて一齊に行はれたが、結果は左の通りで（一）政友會の慘敗、（二）無產黨の進出、（三）同盟、昭和の凋落、（四）民政黨の勝利、（五）右翼各派愈外の不振を特色として政界に分野を劃した。

政友	一七四	同盟	一五
民政	二〇五	諸派	九
昭和	二〇	中立	二五
社大	一八	計	四六六

各派當選率—今回の總選擧に於ける各派の當選率は左の如く、慘敗の政友會がいかに候補亂立であつたかを物語つてゐる。

民政　六割九分五厘　社大　六割
政友　五割一分八厘　諸派　二割七分三厘
同盟　四割五分五厘　中立　二割四分八厘
昭和　四割一分七厘

政府現狀維持申合せ—總選擧の結果民政黨が第一黨となり、從つて內閣改造を早晩要求するのではないかと注目されたが、政府は廿五日、總選擧後最初の閣議で、特別議會終了まで內閣改造を行はず、現狀維持で進むことを申合せた。而して第六十九特別議會召集日を四月廿日、會期は三週間と決定した。

二月事件から廣田內閣成立まで

二月二十六日の兵變—二月二十六日突如として陸軍省は左の如く發表した。

本日午前五時頃一部青年將校等は左記の個所を襲擊せり

△首相官邸（岡田首相即死）△齋藤內大臣私邸（內大臣即死）△渡邊教育總監私邸（教育總監即死）△牧野前內大臣宿舍湯河原伊藤屋旅館（牧野伯爵行方不明）△鈴木侍從長官邸（侍從長重傷）△高橋大藏大臣私邸（大藏大臣負傷）△東京朝日新聞社

これら將校の蹶起せる目的はその趣意書によれば內外重大危急の際、元老、重臣、財閥、軍閥、官僚、政黨等の國體破壞の元兇を芟除し以て大義を正し、國體を擁護、開顯せんとするにあり、右に關し在京部隊に非常警備の處置を講ぜしめられたり。

內閣總辭職決定—右事變に依り後藤內相は首相臨時代理を仰せ付けられたが、後藤首相臨時代理は直に各閣僚の辭表を取纏め廿六日闕下に捧呈した。而して廿七日には高橋藏相の辭去と共に、町田商相の藏相兼任（直に辭表捧呈）發表があり、此閣帝都は戒嚴令施行され、廿九日叛亂軍の鎭定と同時に岡田首相の奇蹟的存命發表があつた。

叛亂漸く鎭定—廿九日午後三時に至り戒嚴司令部は「叛亂部隊は午後二時頃を以て其全部の歸順を終り玆に全く鎭定を見るに至れり」と發表した。

事件關係將校免官—內閣は二月二十九日事件關係將校香田大尉外十四名の免本官を發令した。

叛亂將校等收容—三月一日戒嚴司令部は叛亂將校中、野中四郎元大尉は自決し、爾餘の大部は衞戍刑務所に收容の旨發表した。

西園寺公上京—西園寺公は三月二日興津坐漁莊を出發上京、直ちに天皇陛下に拜謁仰せつけられ、時局收拾、後繼內閣首班につき御下問を拜した。公は暫時の御猶豫を乞ひ奉つて退下、別殿に於て一木、湯淺、牧野三重臣と會見、政情聽取の後、宿舍を宮內省にとり、收拾工作に取りかゝつた。

重臣會議を開かず—御下問奉答に萬全を期し、宿舍宮內省の一室に靜思を續ける西園寺公は、前回の如く各重臣の參集を求むることなく、只管沈思默考、獨自の見解の下に時局擔當者を詮衡した。

近衞文麿公に大命降下—四日に至り西公は貴族院議長近衞文麿公を招き、長時間會談せる後、參內、天皇陛下に拜謁仰せつけられ、後繼內閣の首班として近衞公を奏薦した。仍て　天皇陛下に於かせられては侍從次長を通じ近衞公を御召しになり、內閣組織の大命を下し給ふた。

近衞公大命を拜辭—內閣組織の大命を拜した同公は暫時の猶豫を乞ひ奉つて一旦御前を退下、熟慮の結果再び參內、健康思はしからず、此の難局を切拔ける自信なきを理由とし悉權拜辭の旨を奏上退下した。

大命廣田外相に降下—西園寺公は更に後繼內閣首班につき慎重熟慮を練つて奉答した結果、五日午後三時四十分、御召しに依り外務大臣廣田弘毅氏參內、組閣の大命を拜した。同氏は外相官邸を組閣本部に、直ちに組閣に着手、「閣員の銓衡は相當新らしい人を集めたい」と語つた。

內大臣、宮內大臣親任—後繼首相決定の結果、內大臣には湯淺宮相轉任し、その後任には駐英大使松平恒雄氏就任するに決定、六日夫々親任式を擧行された。

組閣第一次人選—廣田外相は大命を拜した即日、慌しく入閣顚ぶれの銓衡を進め、左の如く內定した。

總理	廣田　弘毅	內務	川崎　卓吉
大藏	馬場　鍈一	文部	永田秀次郎
外務	吉田　茂	前田　米藏	
陸軍	寺內　壽一	下村　宏	
海軍	永野　修身	書記官長	藤沼　庄平
司法（留任）	小原　直		

陸軍の反對强硬—然るに陸相として入閣交渉を受けた寺內大將は陸軍首腦部會議と協議の結果、自由主義的色彩を帶び現狀維持又は消極政策による妥協退嬰を事とする如きものであつてはならぬ」との建前から、廣田首相の第一次人選に强硬な反對を表示した。かくて廣田、寺內會見は六日、七日の兩度に亘つて行はれたが、局面轉換捗々しからず、組閣は重大危機に逢着した。

組閣方針遂に變改—廣田外相としては飽く迄組閣の使命を達成する決意の下に、八日本部に於て馬場、川崎、永田、吉田、藤沼諸氏參集、閣員再銓衡につき協議の結果、遂に組閣本部としての修正案を決定即ち組閣やり直しとなつた。寺內、永野兩大將は八日組閣本部を訪問、廣田、馬場、川崎、前田、永田氏等と四時間餘に亘つて會談、時局に對する軍部の認識を披瀝し、組閣の根本方針について意見を交換、九日更に組閣本部と軍部側との重大會談を遂げ隔意なき意見交換の結果、遂に組閣方針に關し完全に一致點に到達し、寺內大將も漸く入閣を受諾した。

廣田內閣漸く成立—かくてさしも難澁を極めた組閣も九日に至り閣員の顚觸れを決定同日午後左の如く親任式を擧行された。

內閣總理大臣兼外務大臣	廣田　弘毅		
內務大臣兼文部大臣	潮　惠之輔		
大藏大臣	馬場　鍈一	陸軍大臣	寺內　壽一
海軍大臣	永野　修身	司法大臣	林　頼三郎
農林大臣	島田　俊雄	商工大臣	川崎　卓吉
遞信大臣	頼母木桂吉	鐵道大臣	前田　米藏
拓務大臣	永田秀次郎	內閣書記官長	藤沼　庄平
法制局長官	次田　大三郎		

馬場藏相方針闡示—三月九日廣田內閣成立するや、新藏相馬場鍈一氏は直ちに聲明を發表したが、それによると、公債漸減に拘泥せず、增稅斷行の決意ある旨を表示したもので、完全に高橋財政を一擲し、各方面に少なからず衝擊を與へた。

寺內陸相肅軍を聲明—親任式直後寺內陸相も聲明を發表、肅軍の徹底と今後の陸軍が非常時局に對し持すべき覺悟を明示した。

馬場藏相再聲明—親任式直後發表した藏相聲明は、革新的財政政策として各方面への衝動が餘りに大きかつたので、翌十日藏相は再聲明を行ひ、政策は變更するも、急激な打擊は回避する意向である旨表明した。

事件關係者檢擧發表—戒嚴司令部は三月十日、二・二六事件に關聯した北一輝、西田稅中村義明、磯川哲也等百五十數名を憲兵隊及び警視廳に檢擧竝に檢束し取調中なりと發表した。

西園寺公退京—三月二日上京以來後繼內閣首班奏薦の大任を果し、只管時局の安定を待望してゐた西園寺公は、同十二日嚴戒中を退京、興津坐漁莊に入つた。

樞密院議長更迭—一木樞府議長は豫てより病氣の爲め辭意を決してゐたが、三月十三日に至り正式に辭表を提出したので、後任に平沼副議長昇格し、親任式を擧行された。

政綱聲明發表さる—政府は三月十七日政綱

政策を發表した。

今回擱らずも大命を拜し、異常の事變の後を承けて内閣を組織す。其の任や甚だ重く洵に恐懼の至りに堪へず。現下我國内外の時局は極めて多難にして其の淵源甚だ深し。政府は玆に確固たる決意を以て庶政を一新して難局の打開に當らんとす。抑も施政の基本は堂固の理想を顯揚して一君萬民擧國一體の美を濟すに存す此の故に堂固なる國體觀念を愈々明徴にするは政府の本務にして、内外諸般の方策皆此に朝宗すべきは言を俟たざる所なり。就中文教を刷新し國民精神を作興すると共に、國體と相容れざる思想を芟除し、常に國憲國法の尊嚴を保持するは特に現下の時局に處しその最も切要なるを信ず。（以下略）

叛亂部隊取調一應終了—陸軍省は三月十九日、二・二六事件叛亂軍に參加したる兵千三百六十名は各々所屬部隊に留置し軍法會議檢察官に於て取調中たりしが、一應の取調べを畢り千三百二十數名は留置を解除せられたりと發表。

特別議會召集詔書公布—三月二十日官報本紙を以て第六十九特別議會召集並に會期に關する詔書公布さる。即ち五月一日召集會期二十一日間である。

侍從武官長更迭—侍從武官長本庄大將は陸軍の長老として事件の責任を負ひ三月二十三日現役を勇退したので、後任に第七師團長宇佐美興家中將が就任した。

專任文相平生氏決定—三月二十四日廣田首相は專任文相として貴族院議員平生釟三郎氏を起用に決定、正式交渉受諾を得たので同廿五日宮中に於て文相親任式が行はれた。

商工大臣更迭—商工大臣川崎卓吉氏は風邪のため自邸に靜養中、胃潰瘍を併發、三月廿七日逝去したので、政府は民政黨小川郷太郎氏を後任に選定、翌廿八日親任式擧行された。

十一年度實行豫算—三月三十一日の大藏省頭で、四月十三日に第一回、二十日に第二回各派交渉會を開いて協議した。其結果火曜會案から一歩を進め、貴族院令に限局せず、廣範圍の改革に大體意見一致を見た。

三相會議設置—有田外相は四月二十四日閣議で外交方針の討議に關する陸海兩大臣との三相會議設置を提議し、異議なく決定、而して當日第一回會議を開き對支問題を中心に討議が行はれた。

勅選議員缺員補充—政府は四月二十六日缺員中の勅選議員に、鈴木喜三郎、出淵勝次、遠藤柳作三氏を補充するに決定發表した。

各派議會陣容整備—五月一日召集の特別議會に臨むため、民政黨は四月廿八日議員總會を開き町田總裁は現内閣を支援し、國政革新に協力する旨演說、政友會は同三十日議員總會を開き鈴木總裁は政治經濟機構の因襲に修正革新を要望、國盟も亦同日議員總會を開き安達總裁は戒嚴令下に特別議會を開くの變則狀態を指摘し、これ即ち政府の怠慢と難詰した。

第六十九特別議會

特別議會召集—廣田内閣最初の第六十九特別議會は五月一日召集された。

正副議長決定—召集當日衆議院は正副議長の選擧を行ひ議長に民政黨富田幸次郎氏、副議長に政友會岡田忠彦氏當選に決定。

開院式擧行—同四日開院式は貴族院に於て天皇陛下の親臨を仰ぎ嚴かに擧行された。

優渥なる勅語—開院式勅語に於て特に「今次東京ニ起レル事件ハ朕カ德トスル所ナリ我カ忠良ナル臣民朝野和協文武一致ヲ國運ノ進暢ニ效サムコトヲ期セヨ」との御言葉あり、政府兩院感激した。

首相施政方針演說—五月六日貴族院本會議に於て廣田首相は、聖旨を奉體し難局克服、國政一新に誓つて報効の誠を竭したいと決意を披瀝した。

外相外交方針演說—有田外相は外交問題につきソヴイエト聯邦が極東に尨大な軍備を施してゐることは東亞の平和を脅威するもので無關心たり得ないと述べた。

馬場藏相の財政演說—衆議院に於て馬場藏相は普通歲入の增加を圖り、稅制の改革を行ひ國民負擔の不均衡を是正すべき方針を明かにした。

陸相擁軍決意披瀝—寺内陸相は特に貴衆兩院に於て二・二六事件の經過を說明し、肅軍の決意を率直に披瀝した。

齋藤隆夫氏熱辯—五月七日の衆議院本會議に於て民政黨齋藤隆夫氏は庶政一新と肅軍問題を携げて熱辯を振ひ異常の感銘を與へた。

貴族院議案可決—貴族院は五月十二日の本會議に貴族院機構の改革に關する建議案を上程全院一致可決、廣田首相は之に同意の意を表明した。

津村氏舌禍で辭任—五月十四日貴族院本會議で津村重舍氏は國務大臣に對する質問中肅軍問題に言及、將校の態度を難詰した爲め、軍部は極度に憤慨、津村氏は寺内、永野兩大臣に失言を陳謝したが、翌十五日貴族院は津村氏を最初の懲罰委員會に附した。仍て津村氏は自發的に近衞議長の手許に辭表を提出した。

聖旨奉體決議案可決—衆議院は五月二十一日の本會議に聖旨奉體、庶政一新に關する決議案を上程、町田民政黨總裁提案理由を說明後之を可決した。

會期兩度延長さる—政府提出の不穩文書等取締法案、退職積立金並退職金法案、國家總動員祕密保護法案の三案審議は果然難澁を極め、他く逡巡立を希求する政府は遂に五月二十四日の院内閣議で二十五日迄一日の會期延長をなし、更に廿五日に至り、二十六日迄會期一日の再延長をなした。然し國家總動員祕密保護法案だけは遂に成立するに至らなかつた。

閉院式擧行—會期再延長を餘儀なくされた政府も、豫想以上の成績を擧げ得たと喜び五月二十七日第六十九特別議會の閉院式が行はれた。

特別議會の成績—第六十九特別議會における議事審議の結果は左の如く政府提出法律案四十六件中、審議未了となれるは總動員祕密保護法案一件のみで、その成績は豫想外に良好であつた。

區別	可決件數	審議未了件數
豫算案	七	
決算案	二	
事後承諾案	四	
政府提出法案	四五	
議員提出法案		一
建議案（貴院）	一五八	三
〃（衆院）	一	
決議案（衆院）	四	
〃（貴院）	ナシ	

特別議會後の政情

政友新役員指名—政友會の總務、幹事長は五月二十八日の議員總會に於て鈴木總裁より左の如く指名された。

總務　鳩山一郎、堀切善兵衞、若宮貞夫、中島知久平、濱田國松、松野鶴平

幹事長　安藤正純

滿洲國治外法權撤廢—六月三日の樞密院本會議は滿洲國に於ける治外法權撤廢に關する日滿條約案を可決した。

貴族問題と近衞公—六月六日藤沼書記官長は近衞貴族院議長を訪問、貴族問題に關し貴院側の空氣を打診したが、會見後近衞公は、要は政府が肚を決めてやりさへすればよいのだと語つた。

町田民政黨總裁言明—六月十日の民政黨定例懇談會席上、町田總裁は、時局に關する諸政策が民政黨の基本政策と相容れぬ場合は重大考慮を拂はねばならぬと言明した。

兩調査會設置決定—政府は六月十二日の閣議で議院制度改正、並に選擧法改正に關する兩調査會を設置するとに正式決定した。

地方長官會議—特別議會後の初地方長官會議は六月十五日首相官邸に開會、廣田首相は大いに吏僚を督勵し革新の治績を擧げよと簡明に訓示した。

既成政黨提携論—總選擧並に特別議會の經過に徵し、無產陣の發展目覺しきものある折柄、前田鐵相は六月十七日西下の車中、無產黨は益々發達し、結局既成政黨は提携して無產黨と對立することになるだらうと語つた。

義務教育延長案—平生文相は義務教育を八年制に延長する方針の下に、省に之が準備を命じ、六月二十四日、義務教育延長を中心とする學制改革案を七月の國策閣議に提出する旨を言明した。

特別會計益金繰入れ—特別會計と一般會計との調整に關し、馬場藏相は六月廿七日、特別會計益金の繰入れは不當でないと思ふと言明し、特別會計各省へ働動を與へた。

民政黨新政策決定—民政黨政務調査會は特別議會後銳意革新政策の立案に努めたが、六月廿九日に至り内政問題に關する革新政策を決定、これを政府に通達した。

情報委員會開設—情報委員會第一回總會は七月二日開かれ、廣田首相は、正しき輿論を發生し國策遂行に資せよと訓示した。

國策閣議開く—廣田内閣は其の使命とする革新政策を具現すべき國策審議の閣議を七月三日から開いた。即ち勞頭賴母木遞相は遞信省立案の三國策、電力、航空、海運に關する國策を提示說明した。

國策審議方法申合せ—國策閣議の第一日、政府は審議方法として先づ各相から提出國策の說明を一巡終つてから、互讓の精神で前後緩急輕重を討議し、然る後政府の採擇すべき案件を決定することを申合せた。

二・二六事件全貌發表—二・二六事件に關し、叛亂の動機、準備計畫、行動、鎭壓、檢擧、公判、判決等に亘り、陸軍省は七月七日早曉發表した。

國策閣議第二日—國策閣議第二日は七日開かれ、林法相から判檢事の充實、待遇是正、人事の刷新のためにする整理、法規整備の施設を含む司法國策を提示說明した。

國策閣議遲に消滅—廣田内閣が非常な意氣込みで初めた國策閣議も各省からの國策泥濘し、兩回の審議狀況から推して審議捗々しからず、この狀態を持續するに於ては、非常な混亂に陷る虞れがあるので、廣田首相は七月十日の第二次國策閣議に於て國策閣議を中止する旨を宣し、各省の提案は書面を以て首相藏相に提出するやう求めた。かくて閣議中心の當初の方針は全面的に變更され、首相、藏相に提出された國策を內閣三長官の手許に於て調整せしめることゝなつた。

事件責任者を處分—二・二六事件の責任者として待命中の香椎中將以下十二名は十日豫備役編入仰付けられた旨陸軍省は發表した。

陸軍國防計畫大綱—寺內陸相は十四日首相藏相に陸軍の國防充備計畫大綱案を提出した。それによると國防充實計畫は十二ヶ年であるが、明年度以降六ヶ年に其主力を注ぎ、前半期のみで卅億圓內外を要するものである。即ち(一)國防の充實、(二)行政機構の改革、(三)國民生活の安定、(四)對滿國策の確立の四項目から成るものである。

青年學校代用案決定—平生文相は義務教育延長案の反對論に鑑み、次善の案として青年學校代用案を七月十五日の文部省議で決定した。

戒嚴令解除布告—二・二六事件による緊急事態收拾のため帝都に布かれた戒嚴令は、情勢の推移に從ひ三回に亘つて適用內容緩和され、二・二六事件に關する講談論議の集會のみが禁止されてゐたが、政府は遂にこれをも撤廢することゝなり、七月十七日の定例閣議で正式決定、上奏御裁可を仰ぎ同日正午公布、十八日を以て事件勃發以來百四十三日に亘つて布かれた戒嚴令は全く解除された。

近衞公强力政治を待望—樞井澤別莊に避暑中の近衞貴族院議長は八月二日、記者團を引見し「强力な政治を行ふには、新興の勢力が結成され、その上に內閣が作られねば駄目だ。そのためには政黨の新たなる離合集散も必要だらう。又貴族院改革問題を解決するには妥協抽速は不可だ」と意味深長な時局談を試み注目を惹いた。

朝鮮總督更迭—廣田內閣成立當初から辭意を抱いてゐた宇垣朝鮮總督は八月四日正式辭表を提出した。仍て政府は直に豫て詮衡內定してゐた前關東軍司令官南次郎大將を奏薦、即日御裁可を仰ぎ、正式決定した。

政務總監更迭—今井田政務總監も宇垣總督と同時に辭表を提出、後任は大野絳一郎氏に決定した。

國策の本格審議—八月下旬政府は愈々國策の本格的審議に入つた。

行政官廳

内閣

内閣は國務各大臣を以て組織し、總理大臣これが首班として機務を奏宜し、旨を承けて行政各部の統一を保持する。閣議に附せらるべき事項は、(一)法律案及び豫算、決算案、(二)外國條約及び重要なる國際案件、(三)官制又は規則及法律施行に係る勅令、(四)諸省間主管權限の爭議、(五)天皇より下附され、又は帝國議會より送致される人民の請願、(六)豫算外の支出、(七)勅任官及地方長官の任命及び進退等で、各省主任の事務と雖も、高等行政に關係し事態の稍重きものは之に附議される。事の軍機軍令に依り奏上するものは、天皇の旨に依り之を内閣に下附せらるゝの件を除く外、陸軍大臣、海軍大臣より内閣總理大臣に報告せしめらる。尚ほ各省大臣の外、特旨に依り國務大臣として内閣員に列せしめられる場合もある。

内閣所屬部局—内閣には官房及び恩給、統計、印刷の三局を置き、書記官長及び各局長を置かれる。書記官長は總理大臣を佐け機密文書を管掌し、内閣の庶務を統理し、各局長は總理大臣の命を承けて局務を掌理する。この外臨時所屬として昭和十年五月東北振興事務局(東北地方の振興方策の調査及び其實行の統一保持に關する事務を掌る)が設けられた。

法制局(和田倉門内)—内閣に隷し、總理大臣の命に依り法律命令案を起草し、之が制定、廢止、改正に付意見を具申し、各省大臣より閣議に提出する法律命令案を審査し意見を具へ、又は修正を加へて内閣に上申するの任に當る。

賞勳局(和田倉門内)—内閣に隷し、勳位、勳章及年金、記章、褒章、其他賞件に關する事務を掌る。

資源局(和田倉門内)—總理大臣の管理に屬し(一)人的及物的資源の統制、運用計畫に關する事項の統轄の事務、(二)前號の計畫の設定及び遂行に必要なる調査及び施設に關する事項の統轄の事務、(三)前二號の統轄の爲に必要なる事項の執行の事務を掌る。

對滿事務局(麹町區大手町二)—總理大臣の管理に屬し、(一)關東局に關する事務、(二)各廳對滿行政事務の統一保持に關する事務、(三)涉外事項に關するものを除くの外滿洲に於ける拓殖事業の指導奬勵に關する事務(四)南滿洲鐵道株式會社及滿洲電信電話株式會社の業務の監督を掌る。

内閣調査局(和田倉門内)—總理大臣の管理に屬し、(一)重要政策に關する調査、(二)特に内閣總理大臣より命ぜられたる重要政策案の審査、(三)内閣審議會の庶務を掌る。

各省通則

各省官制通則大要左の如し。

大臣—各省大臣は主任の事務につき其責に任ずると同時に、國務大臣として天皇輔弼の責に任ずる。

政務次官—各省一人。大臣を佐け、政務に參畫し、帝國議會との交渉事項を掌理する。

參務次官—各省一人。省務を監理し、各局部の事務を監督する。

參與官—各省一人。大臣の命を承け、帝國議會との交渉事項、その他の政務に參與する。

局長—各省とも省務を分掌する爲め若干の局を設け、各局に局長一人を置く。局長は大臣の命を承け、其主務を掌理し、局中各官の事務を指揮監督する。

書記官—大臣の命を承け、機密事務を掌る。

秘書官—大臣の命を承け、大臣官房の事務を掌り、又は各局の事務を助ける。

其他の吏員—以上の外、各省に屬を置き上官の指揮を受け、庶務に從事せしめる。其他各省は必要に從ひ特別の職員を置くことができる。

勅任官職—以上の内、大臣は親任、政務次官、參與官、局長は勅任、秘書官、書記官は奏任、屬は判任である。

各省組織

外務省(麹町區霞ヶ關二丁目)—東亜、歐亜、亜米利加、通商、條約の五局に分れ、外に情報部、調査部及び文化事業部の設けあり。

内務省(麹町區外濠目町一)—神社、地方、警保、土木、衛生の五局に分れ、外局に社會局、中央職業紹介事務局及復興事務局等がある。

大藏省(麹町區大手町二丁目)—主計、主税、理財、銀行の四局に分れ、外に外國爲替管理部の設けあり、外局には營繕管財局、造幣局、專賣局及預金部がある。

陸軍省(麹町區永田町二丁目)—人事、軍務、整備、兵器、經理、醫務、法務の七局に分れ別に陸軍造兵廠、陸軍兵器本廠、陸軍航空本部、陸軍技術本部、陸軍科學研究所、其他多數の外局がある。

海軍省(麹町區霞ヶ關二丁目)—軍務、人事、教育、軍需、醫務、經理、建築、法務の八局に分れ、外局には海軍艦政本部、海軍技術研究所、海軍火藥廠、海軍航空本部、水路部等がある。

司法省(麹町區西日比谷町)—民事、刑事、行刑の三局に分る。

文部省(麹町區三年町一番地)—專門學務、普通學務、實業學務、社會教育、圖書、宗教、思想の七局に分る。

農林省(麹町區大手町二丁目)—農務、山林、水産、畜産、蠶絲、米穀の六局に分れ、臨時施設として經濟更生部の設けあり、外局には營林局がある。

商工省(京橋區木挽町十丁目)—商務、工務、鑛山、貿易、保險の五局に分れ、外に中央度量衡檢定所及地質調査所の設けあり、外局には特許局、鑛山監督局、臨時產業合理局等がある。

遞信省(麹町區大手町二丁目)—郵務、電務、工務、電氣、管船、航空、經理の七局に分れ外局には貯金局、簡易保險局、遞信局、鐵道局等がある。

鐵道省(麹町區丸ノ内一丁目)—監督、運輸、建設、工務、工作、電氣、經理の七局に分れ、外局には鐵道局、國際觀光局等がある。

拓務省(麹町區西日比谷町)—朝鮮部及び管理、殖產、拓務の三局に分る。

文官任用

官吏には親任官、勅任官、奏任官、判任官の別あり、前三者を通じて又高等文官と稱へる。高等文官は親任を除くの外九等に別たれ、一等及び二等を勅任、他を奏任と爲す。判任官は四等に別たる。親任式を以て任ぜらるゝ官及び特別の規定あるものを除くの外、其各官に任ぜらるゝには左の資格を要する。初めて高等文官に任ぜらるゝ者の官等は特別の規定あるものゝ外六等以下に制限さる。判任官には夫等の制限なし。

勅任文官—は(一)一般奏任官たるの資格を有する者にして一年以上勅任文官の職にありたる者、又は奏任文官として二年以上高等官三等の職にありたる者より任用され、(二)一般奏任文官たる資格を有せざるも、二年以上勅任文官の職にありたる者、又は奏任官として二年以上高等官三等の職にありたる者は、高等試驗委員の銓衡を經て之に任用さるゝを得、(三)陸海軍將官は各其部内の勅任文官に任用さるゝを得。

【勅任待遇】高級の奏任文官にして引續き五年以上高等官三等に在職し、功績顯著なる者は、特に勅任官の待遇を受くるを得。

奏任文官—たるを得るものは、(一)高等試驗行政科試驗に合格したるもの、(二)高等試驗外交科試驗に合格し、二年以上外交官又は領事官の職にありたるもの、(三)二年以上判事又は檢事の職にありたる者、(四)裁判所構成法に依り判事檢事、又は司法官試補たる資格を有し、二年以上陸、海軍法務官、朝鮮總督府若しくは南洋廳の判事、檢事、又は臺灣總督府法院、若しくは關東法院の判官、若しくは檢察官の職にありたるもの、以上何れかの資格を要する。二年以上奏任敎官の職にありたる者は文部部内に限り奏任官に任用さるゝを得。

【奏任待遇】判任文官にして引續き五年以上一級俸を受けて在職し、優秀なるものは特に奏任官の待遇を受くるを得。

判任文官—たるには、(一)中學校又は文部大臣に於て之と同等以上と認めたる學校を卒業したるもの、(二)高等試驗豫備試驗を受くることを得るもの、(三)專門學校令に準據し、法律學、政治學、行政學又は經濟學を敎授する學校に於て三年の課程を履修し卒業したるもの、(四)普通試驗に合格したるもの、(五)高等試驗に合格したるもの、(六)二年以上文官の職にありたるもの、(七)四年以上雇員たるもの、其何れかの資格を具ふるを要す。

特別任用—(一)内閣書記官長、法制局長官、各省政務次官、各省參與官及び祕書官等は何等資格を問はず自由任用とし、(二)内閣調査局長官、同調査官、海外貯蓄財務官、專賣局長官、内閣印刷局長、造幣局長、專賣局部長、千住製絨所長、臺灣總督府專賣局長は各其の職務に必要なる學識、技能及び經驗を有するものゝ中より、對滿事務局長は現役陸軍將官より各高等試驗委員の銓衡を經て任用、(三)内閣理事官、同恩給局事務官、同印刷局理事官、法制局理事官、内閣調査局事務官、樞密院理事官、外務理事官、外務省警視、内務理事官、土木事務官、社會局理事官、都市計畫地方委員會事務官、職業紹介事務局事務官、傷兵院事務官、國立癩療養所事務官、神宮衞士長、典神宮主事、大藏理事官、主務局事務官、專賣局副參事、營繕管財局事務官、稅務監督局事務官、司稅官、關稅官、鑛出品檢査官、海軍理事官、海軍監獄長、司法省事務官、司法理事官、裁判所書記長、供託局事務官、典獄、典獄補、文部理事官、傳染病研究所事務官、航空研究所事務官、氣象事務官、農林理事官、產業組合事務官、馬政局理事官、營林局山林事務官、營林署山林事務官、生絲檢査所理事官、商工理事官、度量衡事務官、特許局理事官、遞信省事務官、貯金局事務官、簡易保險局事務官、遞信局事務官、鐵道局副參事、拓務理事官、朝鮮總督府理事官、同土木事務官、同山林事務官、同稅務監督局副事務官、同司稅官同道營視、同遞信副事務官、同鐵道局副參事、同專賣局副事務官、同營林署山林事務官、同稅關稅官、同裁判所書記長、同典獄及典獄補、同癩療養所事務官、同濟生院主事、同林野調査委員會副事務官、同道理事官、同道立醫院事務官、同府尹、同府理事官、同郡守、同島司、臺灣總督府理事官同土木事務官、同稅務官、同典獄、同典獄補、同中央研究所事務官、同專賣局副參事、同廳長、同交通局副參事、同廳長、同地方理事官、同警視、同地方警視、關東局理事官、同警視、關東監獄典獄、同典獄補、同遞信副事務官、同專賣局理事官、同海務局理事官、樺太廳事務官、同鐵道事務官、同通信事務官、同支廳長、同警視、關東洋廳事務官、同警視、會計檢査院理事官、貴族院理事官、同守衛長、衆議院理事官、同守衛長、警視廳事務官、同警視、同消防司令、北海道廳事務官、同警視、地方事務官、地方警視は五年以上判任以上の官に在職して行政事務に從事し、判任官五級俸以上の俸給を受けたる者の中より、各高等試驗委員の銓衡を經て任用、此外(四)敎官技術官其他特別の學術技藝を要する文官は高等(普通)試驗委員の銓衡を經て任用さる。

官吏懲戒

官吏が職務上の義務に違背し、又は職務を怠るとき、職務の内外を問はず、官職上の威嚴又は信用を失ふべき行爲あるときはその情の重輕に從ひ(一)免官、(二)減俸、(三)譴責の處分を受ける。免官の處分を受けたものは爾後二箇年間再び官職に就くことができない。減俸は一箇月以上一年以下の年俸月割額、若しくは月俸三分一以下とす。

高等試驗

奏任文官、外交官、領事官、判檢事、辯護士試補等の任用資格は、特別の規程あるものゝ外は凡て高等試驗に依つて檢定される。高等試驗は豫備試驗及び本試驗の二段に分たれ、毎年一回東京に於て行はれる。豫備試驗に合格したものでなければ本試驗を受けることができない。又禁錮以上の刑に處せられた者及び破產者にして復權を得ざるものは高等試驗を受けることができない。受驗手數料本試驗一科に付十圓

豫備試驗—論文及外國語に就て行はれる。外國語は英語、佛語及び獨語の中から、其の一種を受驗者が選擇するのであるが、願に依り他の外國語を以て代へられることもある。受驗資格は(一)中學校を卒業たるある者、文部大臣に於いて普通敎育に關しこれと同等以上の學力を有すと認めたる者及び高等試驗委員に於て普通敎育に關し、中學校と同等以上と認めたる外國の學校を卒業したる者の外は、(二)文部大臣の定むる所に依り國語及漢文、歷史、地理、數學並に物理及び化學に付、中學校卒業程度に於て行ふ試驗に合格したる者でなければならぬ。尚ほ(三)高等學校高等科を卒り、若しくは大學豫科を修了したる者、又は文部大臣の定むる所に依り之と同等以上の學力を有すと認められたる者は豫備試驗を免ぜられ、(二)一たび豫備試驗に合格したる者は爾後豫備試驗を受けるに及ばない。

本試驗—行政科、外交科及び司法科の三科に分たれ、二科以上の試驗を併せ受けることができる。本試驗は筆記及び口述の二で筆記試驗に合格したものでなければ口述試驗を受けることができない。民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、破產法、其他高等試驗委員の必要と認めたる科目の筆記試驗及び口述試驗は受驗者に法文を示して行はれる。各科の筆記試驗に於ける必須課目は左の通りである。

行政科　憲法、行政法、民法、經濟學

外交科　憲法、國際公法、經濟學、外國語(英、佛、獨、支、露、西語の中一種)

司法科　憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法又は刑事訴訟法(受驗者選擇)

文官俸給

親任官を除く外、高等官は九等に分たれ、親任官及び一二等官を勅任、三等乃至九等を奏任と爲す。高等官の俸給は別段の定めあるものゝ外は左表に依つて給される。判任官は若干の例外はあるが十一級に區分され、月額四十圓より最高百四十五圓に至り、年功あるものは特に百八十圓まで給せられる。

官職	年俸
親任官—	
各省大臣	九、六〇〇圓
朝鮮總督	六、八〇〇
樞密院議長	
特命全權大使	
大審院長	
臺灣總督	六、六〇〇
檢事總長	
會計檢査院長	
行政裁判所長	
臺灣總督	六、二〇〇
樞密顧問官	五、八〇〇
勅任官—	
帝國大學總長	一級 六、二〇〇
北海道廳長官	一級 五、八〇〇
內閣書記官長	
法制局長官	
內閣調査局長官	
各省政務次官	五、八〇〇
各省技監	
內務大臣	
臺灣總督府民政長官	
朝鮮高等法院長官	
內務大臣	
警視總監	
對滿事務局總裁	六、二〇〇
朝鮮總督府政務總監	五、八〇〇
資源局長官	
社會局長官	
海外事務局長官	一級 五、一〇〇
臺灣高等法院長官	二級 五、一〇〇
東京控訴院長	
大審院檢事（四人）	
同國際勞働事務所長	
大審院部長	
特命全權大使	
參事官	
大使館參事官	
朝鮮總督府各局長	一級 五、八〇〇
臺灣總督府各局長	二級 五、一〇〇
檢察官長	三級 四、六〇〇
檢事局長	
檢事部長	
檢事長	
會計檢査院部長	
行政裁判所長	
檢査局長	
內閣書記官長	一級 五、一〇〇
樞密院書記官長	五、一〇〇
高等專賣局長	二級 五、一〇〇
高等法院部長	四、六〇〇
專賣局長	
法務官	
會計檢査院長	
朝鮮總督府專賣局長	
臺灣總督府專賣局長	三級 四、六〇〇
國立民衆藝術學校長	二級 四、六〇〇
官立大學長	
朝鮮總督府各道知事	
臺灣總督府各廳長官	
檢事局長	一級 五、一〇〇
檢事部長	二級 四、六〇〇
檢事長	三級 四、六〇〇
會計檢査院部長	
行政裁判所長	
檢査局長	
內閣書記官長	一級 五、一〇〇
樞密院書記官長	五、一〇〇
高等專賣局長	二級 四、六

官廳雜俎

（十年九月以降）

内閣五十周年記念式—十二月廿二日は内閣官制公布以來滿五十周年に相當したので、首相官邸に於て記念式典を催し、歴代物故閣僚百廿三名の慰靈祭及び部内勤續者二百七十餘名の表彰式を併せ行つた。

高等試驗令改正—二月十四日勅令第十二號—辯護士法の改正に伴ひ辯護士補資格試驗を高等試驗中に加へ、外交科試驗の選擇外國語中に西班牙語を加へたもの。

内務官吏差別撤廢運動—内務省の青年事務官等は二月事件直後、大臣、次官をさしおいて西園寺元老に治安維持に關する歎願書を提出、之と前後して省内の下級官吏は（一）下級官吏の待遇改善、（二）官私立學校の差別待遇打破の二項目をかざして首腦部に内瀬し、一般に成行を注目されたが、首腦部の鎮撫で何れも無事に收まつた。しかし此事は官吏服務規律に觸るゝものとして痛く首腦部の神經を刺戟し、潮内相をして更道刷新を呼號せしむるに至つた。

司法部革新運動—林法相は就任早々部内の刷新、改革を聲明したが、かくと見た東京地方、區裁判所の少壯判事は機乘すべしとして蹶起、人事の刷新、司法制度の改善、停年制の引下等々を目的とせる意見書を法相に提出、次いで雇員二百數十名亦相結束して待遇改善の歎願書を皆川控訴院長、其他の監督所長に提出し、何れも全國同僚によびかけて目的の貫徹に努め、林法相以下上層部は其意を諒として善處を誓つた。

内務省地方局整理—内務省では四月一日地方局内の分課規定改正を行つたが、その主點は地方債課の廢止、庶務課の新設及び事務官室制度の改善であつて、庶務課に於ては地方行財政の特別調査を行ふと共に、各種地方行政機能の調整に關する事務を擔當し、地方指導の任に當る事にしたのである。

軍部大臣現役制—政府は時局の重大性に鑑み、陸海軍大臣及び官任用を現役武官（大臣は現役大中將、次官は現役中少將）に限定する事に決定、五月十八日之に關する陸軍省及び海軍省の官制改正を公布した。尤も右官制は大正二年の改正で必ずしも現役將官に限らぬとに改められて今日に至つたのであるけれども、事實上未だ一度も非現役將官の大臣、次官任命を見た例はないので、今度の改正はいはゞ名實の一致を計つたに過ぎないともいへる。

大藏省に三課新設—大藏省では六月三日分課規程の改正を行ひ、主税局内に企畫課（税制整理、增税の調査立案等）及び特別調査課（土地賃貸價格、家屋税等の調査）の二課を新設、次いで七月一日官房内に財政經濟調査課を新設した。

遞信省に日滿電話課—遞信省では六月十三日分課規程の改正を行ひ、工務局内に日滿電話建設課を新設し日滿電話連絡に關する工事、設計、調査一切の事務を掌理することゝなつた。

紀元二千六百年祝典事務局—來るべき紀元二千六百年（昭和十五年）の祝典に關する事務及び各種奉祝記念事業に關する事項の統轄の事務を掌る爲め、内閣臨時所屬局として紀元二千六百年祝典事務局を置く事となり六月三十日其官制を公布、即日施行した。事務局長及び書記官一人、屬四人を以て組織し、局長は内閣部内の勅任官を以て兼任する建前であつて、七月一日内閣調査局の飯沼調査官が右事務局長に任命された。

遞信省にも待遇改善運動—六月末遞信省の中樞事務官連から待遇改善要求の火の手があがり、全國七遞信局の現業員が之に呼應して省内に時ならぬ旋風を捲起した。事は馬場藏相の通信特別會計の益金繰入に關する談話に發端し、右繰入反對から更に待遇改善要求となつたもので、首腦部では事態を憂慮し各遞信局に移牒して極力慰撫に努めたが、之も新時局以來少壯官吏の間にかもされた革新的氣運の現はれとして注目を惹いた。

馬政局設置—第二次馬政計畫遂行の爲め、七月四日勅令を以て新に馬政局官制が公布され、即日施行となつた。馬政局は農林大臣の管理に屬し、馬の改良增殖其他馬政に關する事務（衛生、保險及び畜産組合に關する事務を除く）及び牧野に關する事務を掌り併せて軍用適格馬の資格制定及び軍馬資源の調査に關する事務を掌るのであつて

長官（農林次官）次長（勅任）以下三十餘の專任職員を置く外、參與（關係各廳勅任官）をおいて局務に參與せしめる事になつてゐる。

陸軍省機構改革—陸軍省では時代の趨勢に鑑み、非常時陸軍の機構に一大刷新を行ふ事となり、樞密院の御諮詢を經て七月廿四日陸軍省官制改正を公布、八月一日より實施した。改正の要點は（一）軍務局を兩分して新に兵務局を設けたこと（二）各部局に分屬してゐた航空關係一切の軍事、行政事項を擧げて航空本部に移管したこと、（三）人事局を擴充して省部の人事一切を所管することに改めたこと、（四）軍事調査部を廢止し、新聞班を軍務局に移したことにあり、以上に依て改正された局課の編合は即ち左の如くである。

官房（外國武官の應接に關する事項を加ふ）

人事局
- 補任課（各部等の人事を加ふ）
- 徴募課（各部の補充を加ふ）
- 恩賞課（共濟組關係を除く）

軍務局
- 軍事課（軍事關係の政策、外國事務（儀禮）、暗號、機密を除き航空關係を加ふ）
- 軍務課（軍事關係の政策、外國事務思想對策）
- 兵務課（航空關係及動員を除き儀禮、軍機保護、防諜を加ふ）
- 防衛課（民間航空を除き衛戍勤務、戒嚴、戰時警備を加ふ）
- 馬政課（獣醫部の人事補充を除く）
- 戰備課（軍動員を除き退職士官、勞務及共濟組合を加ふ）
- 整備課（軍需動員を除き軍動員を加ふ）

兵務局
- 銃砲課（戰車、自動車を除き一般器材を加ふ）
- 機械課（航空、兵器及一般器材を除き醫械化學化學兵器、海運器材を加ふ）
- 主計課（人事補充を除く）
- 監査課（作業會計經費、民間工場の經理及價調査の監督を強化す）

經理局
- 衣糧課（既ね現制）
- 建築課（既ね現制）

衛生課（人事補充を除く）

醫務局
- 醫事課（既ね現制）
- 人事補充を除く

法務局

尚ほ右改正同時に陸軍航空本部令、陸軍技術本部令、陸軍技術將校令、陸軍經理部條例、陸軍軍醫部條例、陸軍獸醫部條例等の改正勅令が發布されたが、其内容は凡て上記（二）及（三）に見る航空本部の組織强化及人事行政一元化の現はれてゐる（九、一五、參謀四）

陸軍人事の一元化—陸軍では七月七日官報を以て參謀本部條例第三條中「參謀總長は參謀の職にある陸軍將校を統督し」を「參謀總長は參謀の職にある陸軍將校を統轄し」と改正する旨の軍令を公布、八月一日より實施する事となつたが、之は前項陸軍省官制の改正に依る陸軍人事の一元的統一を更に强化したものであつて、即ち從來參謀の職に在る陸軍將校は參謀本部たると各軍師團たるとを問はず、總て本屬的に參謀總長の人事上の統督を受け、陸軍大臣の專管的指揮は行はれなかつたのであるが、今回之を改めて參謀將校に就てもその人事は擧げて陸軍大臣に帰屬せしめ、參謀總長は教育その他に關し參謀將校を統轄することに改めたものである。尚ほ陸軍では人事の

一元化を準士官にまで徹底せしむるため、七月卅一日の閣議に「陸軍士官身分取扱ひの件」を提出左の如く決定、之に依り陸軍の人事は上大將より下一準士官に至るまで一元明朗化される事となつた。

一、本科準士官（各兵科のもの）の免官は從來陸軍大臣の權限にあつたが、之を所管長官（軍司令官、師團長、憲兵司令官）に移し、所管長官より陸軍大臣に申請して決定する。

二、各部準士官（經理部、衛生部、獸醫部、軍樂部）の進級、待命、休職、停職免官等の身分取扱權は今迄各部長官に屬してゐたが、之を一律に所管長官に移し統帥系統を追つて決定する。

商工省官制改正—商工省では商工組合中央金庫法の實施及び貿易の振興を計るため、貿易事務所設置及び職員の增員に關する商工省官制中改正の件を七月廿二日の官報で公布實施した。

外務通商局總務課新設—外務省は八月一日より通商局に總務課を新設、從來地域的に三課の分擔となつてゐた通商政策及び制度に關する事務を同課の專掌に移した。目ざす所は經濟外交の陣容强化である。

内務省私學省資格者採擢—内務省では潮内相就任以來人事行政の刷新に就て考慮中であつたが、八月十三日内相官邸に於ける首腦部會議席上、之に關し（一）局部長をして一縣二日位の豫定で人的關係を主とした府縣の行政監察を行はしむること、（二）地方廳採用の主として私學出有資格者中から銓衡の上若干名を本省に採用することの二項を決定、之に基き四月廿八日内務省に於て第一回採用試驗を行つた。而して現在地方廳採用事務官は全國で四十名の多數に上つてゐるが、今回受驗したものはその内二十三名であつた。何れにせよ地方廳採用の有資格者にかゝる新例を拓いたことは人材を登用し、行詰れる人事行政を打開する意味から少からず好感を以て見られてゐる。

博覽會監理課設置—商工省では紀元二千六百年記念萬國博覽會の準備の爲め、八月廿七日商務局に博覽會監理課を新設した。同監理課は書記官一人、事務官二人、技師一人、その他總勞十五人の世帶である。

職業紹介事務局廢止—八月廿八日勅令を以て職業紹介所官制廢止の件公布され、九月一日から施行された。

祭務官及政務官設置—内務省では神社局内に專任祭務官一人及び同祭務官補一名を置き、更に臨時職員として神官神職の敎養を掌る敎務官一專任一人、屬一人を置く事となり、八月廿八日勅令を以て其旨公布、九月一日から實施した。

調査會の整理—その後左の通り整理が行はれた。（單に廢止とあるは官制に依らざるもの）

行政裁判所及訴願法改正委員會（十二月廿六日廢止）△文政審議會（十二月廿八日官制廢止）△法制審議會（同上）△臨時產業審査會（同上）△農村負擔調査會（一月十一日廢止）△米穀對策調査會（三月五日官制廢止）△北海道拓殖計畫調査會（同上）△米穀生產費調査會（三月五日廢止）△失業對策委員會（三月卅一日官制廢止）△内閣審議會（五月五日官制廢止）△臨時ローマ字調査會（六月三十日官制廢止）△輸出生糸販賣統制調査會（同上）△交通審議會（六月三十日廢止）

新設調査會—左の如し。

【日本藥局方調査會】九月二十日舊官制を廢して新官制を公布、從來の日本藥局方改正事項の外に衞生試驗の方法に關する事項の調査審議を行ふ事となつた。調査會の組織は從來と變りはないが、新制では委員の任期を四年と定めてゐる。

【敎學刷新評議會】十月十六日官制公布、文部大臣監督の下に其諮問に應じて敎學の刷新、振興に關する重要なる事項を調査審議し、又建議する機關であつて、會長（文部大臣）及び委員六十名内外を以て組織し必要に應じて臨時委員を置き、又又委員外からも意見を徵する事となつてゐる。

【紀元二千六百年祝典評議委員會】六月三十日官制公布、總理大臣監督の下に同祝典及び各種奉祝記念事業に對する諮問事項を調査審議し又建議する機關であつて、委員長及び委員は内閣が任命する。尚ほ本委員會は廢止となつた。

【情報委員會】六月三十日官制公布、總理大臣の管理に屬し、各種情報に關する重要事務の連絡調整を掌る機關であつて、委員長（内閣書記官長）及び委員（關係各廳勅任官中より内閣之を命ず）を以て組織し、特に事務官三人、書記四人を置き、別に總理大臣の奏請に依り關係各廳高等官の中より事務官を命じ得る事となつてゐる。

【統制委員會】七月二日官制改正、委員十八人を廿五人に改め、學識經驗者を以てする委員の任期を二年とし、特別の事由ある場合は任期中の解任も差支なしとした。

【航路統制委員會】七月十日官制公布、遞信大臣の監督に屬し、航路統制規定の權限に屬する事項並に遞信大臣の諮問事項を調査審議し又建議する機關であつて、委員長（遞信大臣）及び委員十五人（關係各廳高等官及び學識經驗者）を以て組織し、必要ある場合臨時委員を置く。

【議員制度調査會】七月十四日官制公布、總理大臣の監督に屬し、其諮問に應じて議院制度に關する事項を調査審議する機關であつて、會長（總理大臣、副會長二人及び委員三十六人（各廳高等官、貴衆兩院議員及び學識經驗者）以内を以て組織し、必要の場合は臨時委員を設ける。

【選擧制度調査會】七月十四日官制公布、總理大臣の監督に屬し、其諮問に應じて衆議院議員選擧其他公の選擧の制度に關する事項を調査審議する機關であつて、會長（總理大臣）、副會長（内務、司法兩大臣）及び委員三十八人以内（各廳高等官、兩院議員、學識經驗者）を以て組織し、必要ある時は臨時委員を置く。

【退職積立金及退職手當法施行準備調査會】七月三日内務省に設置、各廳高等官、兩院議員及び學識經驗者より委員三十名を委囑。

【南洋群島官有財産評價委員會】七月廿五日官制公布、南洋拓殖株式會社令の實施に伴ふ官財評價機關であつて、會長（拓務大臣）及び委員廿人以内を以て組織し、委員は拓務大臣の奏請に依り内閣が任命する。

【辯護士審査委員會】八月十九日官制公布、司法大臣の監督に屬し、其諮問に應じて辯護士法第十三條第一項の規定に依る不服の申立を審議する機關であつて、會長司法次官）及び委員六人（司法部高等官、辯護士各三人を以て組織し、豫備委員四名を置く。

【職業紹介所委員會】八月廿八日官制公布、職業紹介所の事業の經營に關し内務大臣の諮問に應じ意見を開申し、又建議する機關であつて、會長（内務大臣）及び委員二十人以内、内務大臣奏請、内閣任命）を以て組織し、必要の場合臨時委員を置く。委員中には勞資双方から同數の代表者を加へる。

【神宮關係施設調査會】九月二日官報公布、内務大臣の監督に屬し、其諮問に應じて神宮關係施設に關する重要事項を調査審議する機關であつて、會長（内務大臣）及び委員廿五人（内務大臣奏請、内閣任命）を以て組織し、必要の場合は臨時委員をおく。

各廳首腦部一覽

（昭和十一年九月十日現在）

内閣—
総理大臣　廣田弘毅
外務大臣　有田八郎
内務大臣　潮惠之輔
大蔵大臣　馬場鍈一
陸軍大臣　陸軍大將伯爵寺内壽一
海軍大臣　海軍大將永野修身
司法大臣　林頼三郎
文部大臣　平生釟三郎
農林大臣　島田俊雄
商工大臣　小川郷太郎
遞信大臣　頼母木桂吉
鐵道大臣　前田米藏
拓務大臣　永田秀次郎
内閣書記官長　藤沼庄平
内閣恩給局長（兼）　樋貝詮三
内閣統計局長　長谷川赳夫
内閣印刷局長　土屋耕二
総務部長　上條勇
印刷部長　矢野道也（技師）
研究部長（兼）　矢野道也
抄紙部長　村井操（技師）
東北振興事務局長（兼）　松井春生
法制局長官　森山鉞三
第一部長　樋貝詮三
第二部長　中村孝次郎
賞勲局總裁　仙臺
内閣調査局長官　廣島
資源局長官　吉田茂
總務部長　下條康麿
企畫部長　植村甲午郎
對滿事務局總裁（兼）　松井春生
内閣法制局長官　寺内壽一
次長　木一男
起元二千六百年祝典事務局長（兼）　青木一男
　　飯沼一省

外務省—
政務次官　猪野毛利榮
參與官　堀内謙介
次官　松山常次郎
參與官　桑島主計
東亞局長　東郷茂徳
歐亞局長　岡本季正
亞米利加局長　松島鹿夫
通商局長　栗山茂
條約局長　岡田忠一
情報部長　天羽英二
文化事業部長　栗原彰
調査部長（外交官は「外交機關」の部に掲出す）　栗原正

内務省—
政務次官　子鍋島直繩
次官　湯淺三千男
參與官　肝付兼英
神社局長　館哲二
地方局長　大村清一
警保局長　萱場藏
土木局長　岡田文秀
技監　青山士
土木試驗所長　物部長穂
衛生局長　挾間茂
社會局長官　廣瀬久忠
勞働部長　赤松小寅
保險部長　清水玄
社會部長　山崎巖
中央職業紹介事務局長（兼）　原田俊
傷兵院長　菊池諦
武藏野學院長　佐伯武
造神宮司廳使（兼）　壹場聟
警察講習所長（兼）　多嘉王
東京衛生試驗所長（兼）　衣笠豐
大阪衛生試驗所長（兼）　町口元
榮養研究所長（技師）　佐伯短三
國立癩療養所長（栗生楽泉園長・星塚敬愛園長）　栗生楽泉園長　島愛生園長
　　（缺）
　　林古見
　　文嘉雄一輔

大藏省—
政務次官　中島彌團次
次官　川越丈雄
參與官　丹下茂十郎
東京稅務監督局長　廣瀬豐作
門司稅務監督局長　山田龍雄
大阪稅務監督局長　和田正彦
名古屋稅務監督局長　貿屋興宣
横濱稅關長　荒川昌二
神戸稅關長　關原忠三
長崎稅關長　川越丈雄
函館稅關長　江口順一
太田稅關長　大熊喜邦
稅關部長　入間野武雄
總務部長　川又公平
作業部長　廣瀬亞夫
專賣局長官　荒井誠一郎
販賣部長　花田政春
收納部長　岡雅枝
製造部長　森澤博
經理部長　野呂一雄
中央研究所長　田中新吾
工務部長　川越丈雄
營繕管財局長（兼）　江口順一
總務部長　大熊喜邦
造幣局長　入間野武雄
總務部長　川又公平
作業部長　廣瀬亞夫
專賣局長官　荒井誠一郎
販賣部長　花田政春
收納部長　岡雅枝
製造部長　森澤博
經理部長　野呂一雄
中央研究所長　田中新吾
稅關部長　中島彌團次
横濱　飯田九州雄
大阪　高橋周三
門司　井川忠雄
稅務監督局長　大阪
東京　野澤高次郎
札幌　中村孝次郎
名古屋　西村淳一郎
熊本　柳澤直衛
釀造試驗所長（兼）　山田龍雄
元帥府—
元帥　陸軍大將　戴仁親王
　　陸軍大將　守正王
　　海軍大將　博恭王

陸軍省—
大臣　中將　多田禮吉
第一部長　少將　尾藤加勢士
第二部長　少將　安達十九
憲兵司令官　中將　中島今朝吾
軍馬補充部本部長　少將　中山蕃
陸軍築城部本部長　少將　佐竹保治郎
陸軍運輸部長　中將　松田卷平
千住製絨所長　主計監　鹿野澄
陸軍糧秣本廠長　主計監　二瓶貞夫
陸軍被服本廠長　主計監　矢部潤二
陸軍衛生材料廠長　藥剤總監　田口文太
遊就館長（陸軍關係の「國防」の部參照）　少將　松田常太

參謀本部—
總長　元帥、大將　戴仁親王
次長　中將　西尾壽造
總務部長　少將　飯田貞固
第一部長　中將　桑木崇明
第二部長　少將　渡久雄
第三部長　少將　塚田攻
第四部長　少將　下村定
陸地測量部長　少將　桑原四郎
教育總監部—
總監　中將　杉山元
本部長　中將　中村孝太郎
騎兵監　中將　蓮沼蕃
砲兵監　中將　山室宗武
工兵監　中將　松井命
輜重兵監　少將　今村基成

海軍省—
政務次官　長谷川清
參與官　永田善三郎
軍務局長　豐田副武
人事局長　小林宗之助
教育局長　佳山德太郎
軍需局長　上田宗重
醫務局長　高杉新一郎
經理局長　村上春一
建築局長　主計中將　吉田直
法務局長（兼）　法務官　山田三郎
海軍機關政本部長（兼）　中將　百武源吾
總務部長　少將　澤本頼雄
第一部長　造兵少將　谷村豐太郎
第二部長　少將　砂川兼雄
第三部長　少將　平岡磯
第四部長　造船中將　山本弊之助
第五部長　少將　吉成宗雄
第六部長　少將　熊岡讓
海軍技術研究所長　少將　氏家明
理學研究部長　少將　林田恒雄
化學研究部長　大佐　甘利恒
電氣研究部長　造兵大佐　向山均
造船研究部長　造船少將　鈴木恪司
海軍火藥廠長　造兵少將　山家信次
火藥部長　少將　松岡俶躬
爆藥部長　少將　川瀬義重
研究部長　造兵少將　荒木久吉
會計部長　主計大佐　桑原憲
海軍航空本部長　中將　山本五十六
總務部長　少將　塚原二四三
教育部長　大佐　大西瀧治郎
技術部長　少將　原五郎
水路部長　少將　太田垣富三郎
（鎮守府其他「國防」の部參照）

軍令部—
總長　元帥、大將　博恭王
次長　中將　島田繁太郎
第一部長　少將　近藤信竹
第二部長　少將　高須四郎
第三部長　少將　高橋伊望
第四部長　少將　前田政一

司法省—
政務次官　高橋是清
參與官　（缺）
　　（缺）
次官　長谷川清
參與官　永田善三郎
軍務局長　豐田副武
人事局長　小林宗之助
教育局長　佳山德太郎
軍需局長　上田宗重
醫務局長　高杉新一郎
　　軍醫中將
　　（缺）
　　（缺）
　　（缺）

歴代内閣

成立時及存續期間	總理大臣	外務大臣	内務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商大臣	遞信大臣	鐵道大臣	拓務大臣
明治一八・一二・二三～二四・八・八	伊藤博文	井上馨（兼） 伊藤博文（兼） 大隈重信	山縣有朋	松方正義	大山巌	西郷従道 大山巌（兼） 西郷従道	山田顯義	森有禮	谷干城（兼） 西郷従道 山縣有朋（兼） 土方久元（兼） 黒田清隆	榎本武揚		
明治二四・一・一七～二四・一二・一	黒田清隆 三條實美（兼） 三條實美（兼）	大隈重信	山縣有朋（兼） 松方正義（兼） 山縣有朋	松方正義	大山巌	西郷従道	山田顯義	大山巌（兼） 榎本武揚 井上馨	榎本武揚（兼） 井上馨	榎本武揚		
明治二四・一二・二四～一・四・一三	山縣有朋	青木周蔵	山縣有朋（兼） 西郷従道	松方正義	大山巌	西郷従道 樺山資紀（兼）	山田顯義 大木喬任（兼）	榎本武揚 芳川顯正	岩村通俊 陸奥宗光	後藤象二郎		
明治二四・五・六～一・八・三	松方正義	榎本武揚	品川彌二郎 河野敏鎌（兼） 河野敏鎌	樺山資紀 高島鞆之助 大山巌	大山巌	樺山資紀	山田顯義 大木喬任 河野敏鎌（兼） 河野敏鎌 佐野常民	芳川顯正 大木喬任	陸奥宗光 河野敏鎌 常民	後藤象二郎		
明治二五・八・八～四・一・一〇	伊藤博文 黒田清隆（臨時代理）	榎本武揚 陸奥宗光（臨時兼） 西園寺公望（兼） 西園寺公望（兼）	井上馨 野村靖（兼） 芳川顯正（兼） 樺山資紀	渡邊國武 渡邊國武（兼） 渡邊國武	大山巌 大山巌（臨時兼） 大山巌	仁礼景範 西郷従道（兼） 西郷従道	山縣有朋 伊藤博文（臨時兼） 芳川顯正	河野敏鎌 井上毅（兼） 芳川顯正（兼） 西園寺公望	後藤象二郎 榎本武揚	黒田清隆 渡邊國武（臨時兼） 白根專一		

特許局長官	竹内可吉	遞信局長
總務部長	石井銀蜩	東京 名古屋 山田良秀
審判部長	杉山正雄	大阪 藤原保明 廣島 小松茂
意匠商標部長	野村信孝	熊本 田村謙治郎 仙臺 森島美之助
機械部長	技師 三根繁太	札幌 萩原丈夫
化學電氣部長		燈臺局長 長岡信捷
陳列館長	技師 三山喜三郎	高等海員審判所長（兼） 小野猛
東京工業試驗所長	技師 關本賢治	鐵道省―
大阪工業試驗所長	技師 小寺房治郎	政務次官 田子一民
絹業試驗所長	技師 莊司市太郎	内閣 喜安健次郎
陶磁器試驗所長	技師 大山清一郎	次官 星島二郎
工藝指導所長	技師 平野耕輔	參與官 前田穣
鑛山監督局長	技師 國井喜太郎	監督局長 新井甚二郎
東京 東榮一		運輸局長 河原直文
大阪 黑田湧五		建設局長 山田隆二
札幌 關口滿三郎		工務局長 朝倉希一
燃料研究所長	技師 伴義定	工作局長 森田重彦
花莚檢査所長	技師 蜂谷德三郎	電氣局長 工藤義男
臨時產業合理局長官		經理局長 山田隆二
第一部長	商工大臣 後藤保清	研究所長 技師
第二部長（兼）	岸信介	國際觀光局長
遞信省―		鐵道局長
政務次官	前田房之助	東京 坂口忠次
次官	富安謙次	大阪 鈴木清秀
參與官	多田滿長	門司 廣島 山田新十郎
郵務局長	伊勢谷次郎	札幌 仙臺 平山復二郎
電務局長	平澤剛	山下雅實
工務局長	梶井要	新潟 森本義夫
電氣局長	大和田悌二	拓務省―
管船局長	參與官	政務次官 稲田昌植
船舶試驗所長	小野猛	次官 林路一
航空局長	湊一磨	入江海平
經理局長	片岡直道	朝鮮部長（兼） 江海平
貯金局長	殖產局長	管理局長 萩原彦三
簡易保險局長	進藤敞一	拓務局長 北島謙次郎
電氣試驗所長	武田泰淳	會計檢査院― 高山三平
遞信官吏練習所長（兼）	猪熊貞治	院長 河野秀男
遞信博物館長（兼）	技師 密田良太郎	第一部長 河本文一
	平澤要	第二部長 岡今朝雄
	西郷知一	第三部長 井上綾太郎

行政執刑所―

長官	二上兵治	
部長	三宅德葉	
部長	遠藤源六	

各廳審議機關

（昭和十一年九月五日現在）

所管	名稱	主宰者
内閣	中央統計委員會	會長 阪谷芳郎
〃	恩給審査會	〃 法制局長官
〃	資源調査會	〃 總裁
〃	東北振興調査會	〃 總理大臣
〃	文官分限委員會	紀元二千六百年祝典評議委員會 委員長 阪谷芳郎
〃	情報委員會	委員長 書記官長
〃	議院制度調査會	〃 總理大臣
〃	選擧制度調査會	〃 外務大臣
外務	對支文化事業調査會	
〃	永代借地權委員會	
〃	神社制度調査會	會長 水野錬太郎
内務	中央衞生會議	議長 内務大臣
〃	中央衞生會	會長 警察局長官
〃	日本藥局方調査會	
〃	保健衞生調査會	〃 内務大臣
〃	阿片委員會	
〃	國立公園委員會	〃 星野錫
〃	補償審査會	〃 内務大臣
〃	都市計畫中央委員會	
〃	社會保險調査會	
〃	中央職業紹介委員會	社會局長官
〃	退職積立金法準備調査會	
〃	神宮關係施設調査會	内務大臣
〃	關稅訴願審査委員會	會長 大藏次官
〃	國有財產調査會	〃 大藏大臣
大藏	預金部資金運用委員會	
〃	中央諸官廳給與整備委員會	
〃	關稅調査委員會	
〃	特別融通審査會	
〃	外國爲替管理委員會	〃 日銀總裁
〃	外貨評價委員會	〃 大藏大臣
〃	政府資材金運用委員會	委員長 遞信大臣
陸軍	輜重士官學校教育委員會	會長 陸軍次官
〃	測量學委員會	〃 司法次官
文部	教員檢定委員會	委員長 平山信
〃	理學文書目錄委員會	〃 文部次官
〃	維新史料編纂會	總裁 金子堅太郎
〃	教學刷新評議會	會長 文部大臣
〃	教科書調査會	〃 櫻井錠二
〃	學術研究會議	〃 永田秀次郎
〃	國語審査會	〃 櫻井錠二
〃	航空評議會	〃 南弘
〃	學校衞生調査會	〃 文部次官
〃	震災豫防評議會	〃 大臣
〃	宗教制度調査會	〃 文部次官
〃	國寶保存會	〃 荒井賢太郎
〃	體育運動審査會	〃 細川護立
農林	馬政調査會	〃 文部大臣
〃	家畜再保險審査會	〃 農林大臣
〃	生糸需要增進調査會	
〃	米穀統制委員會	〃 農林次官
〃	米穀處理委員會	〃 農林大臣
商工	工藝審査委員會	委員長 商工次官
〃	工業品規格統一調査會	〃 商工大臣
〃	瓦斯事業委員會	
〃	國產振興委員會	
〃	度量衡制度調査會	
〃	勤勞者生命保險積立金運用委員會	
〃	石油業委員會	
〃	不當廉賣審査委員會	
〃	發明奬勵委員會	
〃	統制委員會	委員長 遞信大臣
遞信	電氣委員會	遞信次官
〃	船員職業紹介委員會	
〃	簡易生命保險審査會	
〃	簡易生命保險積立金運用委員會	
〃	航路統制委員會	〃 遞信大臣
鐵道	鐵道會議	議長 鐵道大臣
〃	國際觀光委員會	會長
〃	鐵道運賃審査會	〃 結城豐太郎
拓務	海外拓植委員會	〃 拓務大臣
〃	南洋官有財產評價委員會	
〃	文官高等懲戒委員會	〃 荒井賢太郎

成立時及存續期間	總理大臣	外務大臣	內務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農、商大臣	遞信大臣	鐵道大臣	拓務大臣
明治九年九月八日～明治三十年一月十五日	松方正義 黑田清隆（代理）	大隈重信 西鄕隆盛	樺山資紀	松方正義（兼）	高島鞆之助（兼）	西鄕從道	清浦奎吾	蜂須賀茂韶 濱尾新	榎本武揚 大隈重信（兼） 山田信道	野村靖		高島鞆之助（兼）（明治二十八年二月二日廢官）
明治三十年一月十六日～明治三十年一月十二日	伊藤博文	西鄕從道	芳川顯正	井上馨	桂太郎	西鄕從道	曾禰荒助	西園寺公望 外山正一	伊東巳代治 金子堅太郎	末松謙澄		
明治三十年一月十二日～明治三十年一月十八日	山縣有朋	青木周藏	西鄕從道	松方正義	桂太郎	山本權兵衛	清浦奎吾	禪山資紀	曾禰荒助	芳川顯正		
明治三十年一月十八日～明治三十年六月三日	大隈重信（兼）	大隈重信（兼）	板垣退助	松田正久	桂太郎	西鄕從道	大東義徹	尾崎行雄 犬養毅	大石正巳	林有造		
明治三十年六月三日～明治三十年七月二十六日	伊藤博文 西園寺公望（代理） 西園寺公望（兼）	加藤高明	末松謙澄	渡邊國武 西園寺公望（兼）	桂太郎 兒玉源太郎（兼）	山本權兵衛	金子堅太郎	松田正久	林有造	星亨 原敬		
明治三十年七月二十六日～明治三十年六月二日	桂太郎	曾禰荒助 兒玉源太郎（兼） 桂太郎（兼） 小村壽太郎（兼） 寺內正毅（兼） 清浦奎吾（兼）	內海忠勝 芳川顯正 桂太郎（兼） 小村壽太郎（兼） 寺內正毅（兼） 清浦奎吾（兼）	阪谷芳郎 松田正久（兼）	寺內正毅 兒玉源太郎（兼）	山本權兵衛	清浦奎吾 波多野敬直	菊池大麓 兒玉源太郎（兼） 久保田讓 桂太郎（兼）	平田東助 清浦奎吾（兼） 清浦奎吾	芳川顯正 曾禰荒助（兼） 大浦兼武（兼）		
明治三十年六月二日～明治三十年七月十四日	西園寺公望	加藤高明 西園寺公望（兼） 林董	原敬	松田正久 松田正久（兼）	寺內正毅	齋藤實	松田正久 千家尊福	西園寺公望（臨時兼） 牧野伸顯	松岡康毅（兼）	山縣伊三郎 原敬（兼） 堀田正養		
明治三十年七月十四日～明治三十年一月十六日	桂太郎	小村壽太郎 寺內正毅（兼）	平田東助	松田正久	寺內正毅	齋藤實	岡部長職	小松原英太郎	大浦兼武 小松原英太郎（臨時兼） 大浦兼武	後藤新平		
大正元年十二月二十一日～大正二年二月十一日	桂太郎	牧野伸顯 加藤高明（兼）	大浦兼武	若槻禮次郎	木越安綱	齋藤實	松田正久	長谷場純孝 牧野伸顯（兼）	仲小路廉	後藤新平		
大正二年二月十一日～大正二年十月十七日	山本權兵衛	牧野伸顯	原敬	高橋是清	木越安綱 楠瀨幸彥	齋藤實	松田正久 奧田義人（臨時兼） 奧田義人	奧田義人 大岡育造	山本達雄	元田肇		
大正二年十月十七日～大正三年四月十六日	大隈重信	加藤高明 石井菊次郎（兼）	大隈重信（兼） 一木喜德郎（兼）	若槻禮次郎 武富時敏	岡市之助 大島健一	八代六郎 加藤友三郎（兼）	尾崎行雄	一木喜德郎 高田早苗	大浦兼武 河野廣中	武富時敏 箕浦勝人（兼）		
大正三年四月十六日～大正三年九月二十五日	寺內正毅	寺內正毅（兼） 後藤新平	後藤新平 水野錬太郎	高橋是清 寺內正毅（兼）	大島健一	加藤友三郎	松室致	岡田良平	仲小路廉	田健治郎		
大正三年九月二日～大正三年十二月十一日	大隈重信（兼） 山本權兵衛（兼）	內田康哉	水野錬太郎	床次竹二郎	山梨半造	加藤友三郎	大木遠吉	中橋德五郎	山本達雄	野田卯太郎	元田肇	
大正三年十二月十一日～大正三年十二月二十六日	高橋是清 內田康哉（兼）	內田康哉	床次竹二郎	高橋是清（兼）	山梨半造	加藤友三郎	大木遠吉	中橋德五郎	山本達雄	野田卯太郎	元田肇	
大正三年十二月二十六日～大正四年七月二十四日	原敬 內田康哉（兼）	內田康哉	床次竹二郎	高橋是清	山梨半造	加藤友三郎	原敬 大木遠吉	中橋德五郎	山本達雄	野田卯太郎	元田肇	
大正三年九月二日～大正四年一月七日	山本權兵衛 內田康哉（兼）	加藤友三郎 內田康哉	後藤新平	井上準之助	田中義一	財部彥	田健治郎（兼） 平沼騏一郎	犬養毅（兼） 岡野敬次郎	田健治郎（兼） 岡野敬次郎（兼）	犬養毅	山之內一次	
大正三年一月七日～大正四年十月十五日	浦浦奎吾	松井慶四郎	水野錬太郎	勝田主計	宇垣一成	村上格一	鈴木喜三郎	江木千之	前田利定	藤村義朗	小松謙次郎	

成立時及存續期間	總理大臣	外務大臣	內務大臣	大藏大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農、商大臣	遞信大臣	鐵道大臣	拓務大臣
大正四年十月十五日～大正五年一月七日	寺內正毅	後藤新平	水野錬太郎	勝田主計	宇垣一成	村上格一	鈴木喜三郎	江木千之	前田利定	藤村義朗	小松謙次郎	
大正五年一月十一日～大正五年十一月十一日	大隈重信 寺內正毅（兼）	寺內正毅（兼） 後藤新平	後藤新平 水野錬太郎	勝田主計	宇垣一成	村上格一	鈴木喜三郎	江木千之	前田利定	藤村義朗	小松謙次郎	
大正五年十一月十一日～大正五年十一月十一日	寺內正毅	後藤新平	水野錬太郎	勝田主計	宇垣一成	村上格一	鈴木喜三郎	江木千之	前田利定	藤村義朗	小松謙次郎	
大正五年十一月十一日～大正六年十月九日	寺內正毅	後藤新平	水野錬太郎	勝田主計	宇垣一成	村上格一	鈴木喜三郎	江木千之	前田利定	藤村義朗	小松謙次郎	
大正六年十月九日～大正七年一月十四日	寺內正毅	後藤新平	水野錬太郎	勝田主計	宇垣一成	村上格一	鈴木喜三郎	江木千之	前田利定	藤村義朗	小松謙次郎	

成立時及存續期間	總理大臣	外務大臣	内務大臣	大蔵大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	農商大臣	遞信大臣	鐵道大臣	拓務大臣
大三・一・六・二 × 一・一・一〇	加藤高明	幣原喜重郎	若槻禮次郎	濱口雄幸	宇垣一成	財部彪	横田千之助 小川平吉	岡田良平	高橋是清 野田卯太郎	犬養毅 安達謙蔵	仙石貫	
大一四・八・二 × 一・一・二六	加藤高明 臨時若槻禮次郎	幣原喜重郎	若槻禮次郎	濱口雄幸	宇垣一成	財部彪	江木翼	岡田良平	高橋是清 片岡直温	安達謙蔵	仙石貫	
大一四・一・二〇 × 一・三・八	若槻禮次郎	幣原喜重郎	若槻禮次郎 臨安達謙蔵 昭和二・三・一四 濱口雄幸	濱口雄幸 早速整爾 片岡直温	宇垣一成	財部彪	江木翼	岡田良平	高橋是清 藤澤幾之輔	安達謙蔵	仙石貫 井上匡四郎	
昭二・四・一〇 × 二・二・二三	田中義一	幣原喜重郎	鈴木喜三郎 中田義一 昭和三・五・一五 犬養毅	高橋是清	白川義則	岡田啓介	原嘉道	三土忠造 水野錬太郎 勝田主計	鳩山一郎 中橋德五郎	望月圭介 久原房之助	小川平吉	田中義一
昭六・四・一四 × 〇・八・〇	若槻禮次郎	幣原喜重郎	安達謙蔵	井上準之助	南次郎	安保清種	渡邊千冬	田中隆三	鳩山一郎 農町田忠治 商櫻内幸雄	小泉又次郎	江木翼 原脩次郎	若槻禮次郎
昭六・一二・一三 × 〇・五・二五	犬養毅 高橋是清	犬養毅 芳澤謙吉	中橋德五郎 犬養毅 鈴木喜三郎	高橋是清	荒木貞夫	大角岑生	鈴木喜三郎 川村竹治	鳩山一郎	農山本悌二郎 商前田米蔵	三土忠造	床次竹二郎	秦豐助
昭七・五・二六 × 一・一・一三	齋藤實	齋藤實 内田康哉 廣田弘毅	山本達雄	高橋是清	荒木貞夫 林銑十郎	岡田啓介 大角岑生	小山松吉	鳩山一郎 齋藤實	農後藤文夫 商中島久萬吉 商松本烝治	南弘	三土忠造	永井柳太郎
昭九・七・八 × 一・六・二	岡田啓介 代臨後藤文夫	廣田弘毅	潮惠之輔	馬場鉄一	寺内壽一	永野修身	林頼三郎	潮惠之輔 平生釟三郎	農島田俊雄 商川崎卓吉 商小川郷太郎	賴母木桂吉	前田米蔵	永田秀次郎

文官雇傭人員俸給

（昭和九年末、但し文部省は三月一日、内務省、警視廳、北海道廳及府縣は昭和八年末、各廳共傭託を含まず）

官廳	勅任 人員	勅任 年俸	奏任 人員	奏任 年俸	判任 人員	判任 年俸	計 人員	計 年俸	雇 人員	雇 年俸	傭 人員	傭 年俸
内閣	三	七、一〇〇円	六	一、七〇〇円	三	三、六〇〇円	一二	一二、四〇〇円				
内務省	一三	一四、四〇〇	四一	八、三〇〇	六五	一、三〇、〇〇〇	一二〇	一、五六、〇〇〇	一八	二、一七〇	一	一、〇〇〇
外務省	一四	一、三二、九〇〇	一九	二、五九〇	一二	二、四〇〇	一四六	一、七〇、〇〇〇	一二	一、四〇〇	一	一、〇〇〇
大蔵省	一三	一四、四〇〇	六六	一、三二〇	一四〇	二、八〇〇	二一九	二、五六、〇〇〇	一二	一、四〇〇	一	一、〇〇〇
陸軍省	一三	一四、四〇〇	六六	一、三二〇	一四〇	二、八〇〇	二一九	二、五六、〇〇〇	一二	一、四〇〇	一	一、〇〇〇
海軍省	一三	一四、四〇〇	六六	一、三二〇	一四〇	二、八〇〇	二一九	二、五六、〇〇〇	一二	一、四〇〇	一	一、〇〇〇
司法省	一八	一六、二〇〇	一四〇	二、八〇〇	二一〇	二、一〇〇	三七八	二、四〇〇、〇〇〇	一四	一、四〇〇		
文部省	一八	一六、二〇〇	一四〇	二、八〇〇	二一〇	二、一〇〇	三七八	二、四〇〇、〇〇〇	一四	一、四〇〇		
農商務省	二九	二五、五〇〇	二四〇	四、八〇〇	三六〇	二、一〇〇	六〇九	三、一〇〇、〇〇〇	一四	一、四〇〇		
遞信省	二九	二五、五〇〇	二四〇	四、八〇〇	三六〇	二、一〇〇	六〇九	三、一〇〇、〇〇〇	一四	一、四〇〇		
鐵道省	二九	二五、五〇〇	二四〇	四、八〇〇	三六〇	二、一〇〇	六〇九	三、一〇〇、〇〇〇	一四	一、四〇〇		
拓務省	一三	一四、四〇〇	六六	一、三二〇	一四〇	二、八〇〇	二一九	二、五六、〇〇〇	一二	一、四〇〇		
会計検査院	一三	一四、四〇〇	六六	一、三二〇	一四〇	二、八〇〇	二一九	二、五六、〇〇〇	一二	一、四〇〇		
行政裁判所	一三	一四、四〇〇	六六	一、三二〇	一四〇	二、八〇〇	二一九	二、五六、〇〇〇	一二	一、四〇〇		
貴族院事務局	一	一、四〇〇	二	二、八〇〇	六	一、二〇〇	九	五、四〇〇				
衆議院事務局	一	一、四〇〇	二	二、八〇〇	六	一、二〇〇	九	五、四〇〇				
朝鮮総督府	二五	二二、〇〇〇	二四〇	四、八〇〇	三六〇	二、一〇〇	六〇九	三、一〇〇、〇〇〇	一四	一、四〇〇		
臺灣総督府	二五	二二、〇〇〇	二四〇	四、八〇〇	三六〇	二、一〇〇	六〇九	三、一〇〇、〇〇〇	一四	一、四〇〇		
北海道廳	一	一、二〇〇	二	二、四〇〇	一四	一、二〇〇	三七	一、〇〇〇、〇〇〇				
警視廳	一	一、二〇〇	二	二、四〇〇	一四	一、二〇〇	三七	一、〇〇〇、〇〇〇				
南洋太廳	一	一、二〇〇	二	二、四〇〇	一四	一、二〇〇	三七	一、〇〇〇、〇〇〇				
樺太廳	一	一、二〇〇	二	二、四〇〇	一四	一、二〇〇	三七	一、〇〇〇、〇〇〇				
關東局	一	一、二〇〇	二	二、四〇〇	一四	一、二〇〇	三七	一、〇〇〇、〇〇〇				
計	一七	一八、一〇〇	一四〇	二八、〇〇〇	一一二〇	一一、二〇〇	二七八	一、〇〇〇、〇〇〇	一四	一、四〇〇		

本表は本官に依り國庫支給の俸給（加俸を含む）を受くる者を掲ぐ。本官なき待遇官は同相當官（判任待遇は雇）に合載す。武官にして文官專任としての俸給を受くる者をも掲ぐ。累年の雇員給料年額には陸軍省の分を含まず。

恩給受領人員金額

（文武官合算）

年次	恩給 人員	恩給 金額	扶助料 人員	扶助料 金額
昭和七	二四八、六〇三	二六、七〇六	二三、〇四一	二七、四六三
八	二四八、三六二	二二、三五八	二六、三五六	二九、一四一
九	二四九、一〇七	二〇、四二三	二九、一四一	三〇、九八〇

文官恩給種別

（昭和九年末、金額千圓單位）

種別	恩給 文官 人員	恩給 文官 金額	恩給 教育職員 人員	恩給 教育職員 金額	恩給 其他（警視廳職員） 人員	恩給 其他（警視廳職員） 金額	恩給 計 人員	恩給 計 金額	扶助料 文官 人員	扶助料 文官 金額	扶助料 教育職員 人員	扶助料 教育職員 金額	扶助料 其他（警視廳職員） 人員	扶助料 其他（警視廳職員） 金額	扶助料 計 人員	扶助料 計 金額
高等官	一六、三四四	三〇、六六四	一四、九六八	三一、〇〇一	一、一四一	一、九九一	三二、〇一八	三三、〇〇一	一、一七一	一、九〇一	一、一四一	一、九九一			二、三一二	三、八九二
判任官	一七、九六八	二〇、六六四	一四、九六八	一一、〇〇一	一、一四一	一、九九一	三二、〇一八	三三、〇〇一	一、一七一	一、九〇一	一、一四一	一、九九一			二、三一二	三、八九二
計	三四、二一二	五一、三三〇	二九、一八六	四二、〇〇二	二、二八二	三、八九二	六四、六八〇	九七、二二四	二、三四二	三、八〇二	二、二八二	三、八九二			四、五六四	七、六九四

在外公館及官吏

昭和五

	公使館	大使館	領事館	公使館及領事館	官吏
	一二四	六	七	一三六	八
	一二四	六	七	一三六	九
	一、三六八	一四四	三〇	一、五四二	三〇九
	一、三六八	一四四	三〇	一、五四二	三〇九

沿革

海軍—我邦が近代式海軍の建設に手を染めたのは安政四五年の交、德川幕府が和蘭及び英國から軍艦を買入れて洋式海防に乘出したのが初まりで、嘉永六年浦賀に米艦の現はれた頃にはまだ海軍の椄子だもなかつた。維新後、明治政府は幕府及び諸藩より其所有艦船を收納して玆に初めて統一ある海軍建設に着手し、爾來鋭意艦船の充實に努めた結果、日清戰役より日露戰役を經て著しき發展を遂げ、日露戰後には早くも世界五大海軍國の列に進んだ。かくて大正年代には更に世界大戰を經て戰艦八隻、巡洋艦六隻を基本とする八六艦隊を目論見、尙ほ進んで八八艦隊計畫の議會通過を見るに至つた。然るに大正十二年華盛頓會議成立し、續いて昭和五年倫敦條約が成立したので、帝國は右兩條約に從ひ既定計畫を一擲して軍備縮小に努める事となつたが、偶々昭和六年滿洲事變を契機として四圍の情勢は全く一變したので、帝國は此新情勢に對應する必要上、昭和九年華府條約の廢棄を通告、更めて自主的國防に向つて邁進する事となつた。

陸軍—明治四年四月、鹿兒島、高知、山口の三藩より數大隊の兵を徵集して親兵とし別に東京、大阪、熊本、仙臺の四鎭臺を置いたのが我が陸軍の初りで、明治六年一月更に名古屋、廣島の二鎭臺を增設し、明治十七年、從來の親兵、六鎭臺を近衞、第一乃至第六師團に改稱し、東京に二箇師團、仙臺、名古屋、大阪、廣島、熊本に各一箇師團を置いた。明治二十七八年戰役後、更に六箇師團の增設に著手し、旭川、弘前、金澤、姬路、善通寺、小倉に各一箇師團を置き、明治三十七八年戰役後再び六箇師團の增設に著手し、高田、宇都宮、豐橋、京都、岡山、久留米に各一箇師團を置き、大正四年又朝鮮に二箇師團を增設し、都合二十一箇師團、この常備兵力二十九萬人となつた。然るに歐洲大戰後、大正十一年及び同十四年の二回に亙つて軍縮を實施し、この間高田(第十三)、豐橋(第十五)、岡山(第十七)、久留米(第十八)の四師團司令部を廢止し、小倉の第十二師團司令部を久留米に移す等に依り兵力約六萬人を減じたが、最近又列强軍備の進運、且は日滿議定の成立等に對應して更めて軍の充實を必要とするに至り、目下鋭意軍制裝備の改善に努めつゝある。

兵役

滿十七歲より滿四十歲に至る帝國の男子(今の處は內地人及び樺太人に限らる)は總て兵役に服する義務を有し、滿二十歲に達して徵兵檢査に合格したものは左の年限に從ひ兵役に服せしめられる(志願に由つては滿十五歲より現役に服するを得)。六年の懲役又は禁錮以上の刑に處せられた者は兵役に服することが出來ない。

服役—區分左の通りである。

常備兵役	現役	陸軍二年 海軍三年
	豫備役	陸軍五年 海軍四年
後備兵役		陸軍十年 海軍五年
補充兵役	第一補充兵役	陸軍十二年四箇月 海軍一年
	第二補充兵役	陸軍十二年四箇月、但し海軍の第一補充兵役を終りたるものは十一年四箇月
國民兵役	第一國民兵役	後備兵役を終りたる者及び既教育補充兵にして補充兵役を終りたる者
	第二國民兵役	(前記以外の年齡十七年より四十年迄の者)

【在營期間伸縮】現役兵中(一)輜重兵、特務兵は概ね二月、看護兵及び磨工兵は一年六月、補助看護兵は三月の在營を以て除隊され、(二)青年學校の課程、又はこと同等以上の課程修了者は步兵科(戰車兵を除く)に在つては六月、其他の陸海軍兵(輜重兵特務兵、看護兵、磨工兵、補助看護兵を除く)に在つては六十日以內在營期間を短縮される。

【現役免除】在營中本人に依るに非ざれば家族が生活を爲すこと能はざるに至る時は現役を免除される。

【短期現役兵】年齡二十五年までに師範學校を卒業したもの(小學校教員の職に就くの資格を失つたものを除く)の現役は五月(但し師範學校の教練を修了しないものは七月)とし、之を短期現役兵と稱する。短期現役兵は陸軍にありては步兵科、海軍にありては兵科に屬し、現役を終つた後直に第一國民兵役に編入される。

武官實役停年

武官の進級は一定の實役停年を超えた者につき順次級を逐うて進級せしめる。その進級に必要な各官の實役停年左の如し。但し戰時事變にあつては各官の實役停年半減され、特別部隊に服する場合また加算に依て其停年を短縮される。

海軍—少將三年、大中少佐各二年、大尉四年、中尉一年六月、特務中尉三年、少尉一年、特務少尉二年、一等下士官二年四月、二三等下士官各一年四月。

陸軍—中將四年、少將及同相當官三年、大中少佐及同相當官各二年、大尉及同相當官四年、中尉及同相當官二年、少尉及同相當官一年。

武官現役定限年齡

海軍—六十五歲　大將(元帥を除く)△六十二歲　中將、中將相當官△六十歲　少將相當官△五十八歲　少將△五十六歲　大佐相當官△五十四歲　大佐、機關大佐△五十二歲　中佐相當官、特務大尉△五十歲　中佐、機關中佐、特務中、少尉△四十九歲　少佐相當官△四十八歲　准士官△四十七歲　少佐、機關少佐、大尉相當官△四十五歲　大尉、機關大尉△四十二歲　中、少尉、機關中、少尉△四十歲　中、少尉、機關中、少尉相當官

特務士官より任用された佐官(各科大佐を除く)は特務大尉の例に依り、下士官にあつては四十歲とす。

陸軍—六十五歲　大將(元帥を除く)△六十二歲　中將、中將相當官△六十歲　少將相當官△五十八歲　少將△五十六歲　大佐相當官△五十五歲　大佐△五十四歲　中佐相當官△五十三歲　中佐△五十二歲　少佐、大尉相當官△四十八歲　大尉△四十七歲　中、少尉、中、少尉相當官△四十五歲　中、少尉、騎付以外の下士官

下士官にありては(一)步、騎、砲、工、航空及び輜重兵科の騎付下士官(砲、工、諸工長を除く)は四十歲、(二)其他の下士官は四十五歲。

武官俸給

左表に依り支給され、航空勤務者は航空加俸を給せらる。尙ほ准士官以上待命中は俸給十分八、休職中は同十分六、停職中は同十分三を給せられる。(下士官俸給は月額)

階等		年額	階等		年額
大將		六、六〇〇圓	准士官	陸軍	九、六〇〇圓
中將		五、八〇〇		海軍	九、〇〇〇
少將	同相當官	五、〇〇〇	下士官	陸軍	二、二〇〇
大佐	同相當官	四、一〇〇		海軍	二、〇〇〇
中佐	同相當官	三、二〇〇	陸軍下士官	一等	一、四四〇
少佐	同相當官	二、三〇〇		二等	一、二六〇
大尉	同相當官	一、九〇〇	海軍下士官	一等	一、二〇〇
	同相當官	一、八〇〇		二等	九〇〇
中尉	同相當官	一、七〇〇	曹長	同相當官	一等	元、〇〇〇圓
	同相當官	一、六〇〇			二等	二四〇、〇〇〇
少尉	同相當官	一、五〇〇			三等	二〇〇、〇〇〇
特務大尉		一、七〇〇	軍曹	同相當官	一等	三、六〇〇
特務中尉		一、六〇〇			二等	三、〇〇〇
特務少尉		一、五〇〇			三等	二、四〇〇
准士官		一、四〇〇	伍長	同相當官	一等	一〇〇
一等下士官		一、三〇〇			二等	九〇〇
二等下士官		一、二〇〇	一等下士官		五、〇〇〇
三等下士官		一、一〇〇	二等下士官		四、九〇〇
一等兵		一、〇〇〇	三等下士官		四、一〇〇
二等兵		九〇〇	一等兵		三、七〇〇
三等兵		八〇〇	二等兵		三、三〇〇
一等兵		七〇〇	三等兵		二、九〇〇

戰時には別に戰時手當を給せらる

軍人恩給

普通恩給—一定年限に達して退職した軍人及び準軍人に賜はる一般的恩給で、其在職年限及び年金額は階等に依て左の如く區別される。

一、准士官以上に在ては在職十三年以上十四年未滿に對し退職前の俸給年額の百五十分の五十に相當する金額、以上一年を增す毎に其一年に對し退職前の俸給年額の百五十分の一に相當する金額を加へた金額。

二、下士官以下に在つては在職十二年以上十三年未滿に對し退職前の俸給年額百五十分の五十に相當する金額、以上一年を增す毎に其一年に對し下士官に在つては七圓、兵に在つては六圓を加へたる金額。

增加恩給—公務の爲め傷病を受けて不具廢疾となり、失格原因なくして退職したものに普通恩給に加へて賜はる年金で、其次第は文官と共通。(文官恩給參照)

傷痍年金—公務の爲め傷病を受け、不具廢疾に至らざるも一定の限度に達し、失格原因なくして之が爲め一年內に退職し、又は下士官以下軍人にして退職後一年內に之が爲め一種以上の兵役を免ぜられた者に賜はる年金で之も文官と共通である。(同上)

傷痍賜金—下士官以下の軍人、公務の爲め傷痍を受け、又は疾病に罹り、傷病年金を受ける程度に至らざるも、之が爲め退職し又は退職後一年內に之が爲め一種以上の兵役を免ぜられた者に一時金として給せられる。其額は傷疾の原因及び程度に依て異るが、その最高最低額は左の通りである。

傷病原因	下士官	兵
戰鬪又は之に準ずる公務	一二〇圓—九〇〇圓	一八〇—九〇〇圓
公務	三二〇—七二〇	三〇〇—七二〇

一時恩給—准士官以上の軍人、在職三年以上十三年未滿、又は下士官在職二年以上十二年未滿にして退職した者(但し下士官以上としての在職一年未滿なる時は此限りにあらず)に給されるもので、其額は退職前の俸給月額に相當する金額に在職年數を乘じた額である。

扶助料—文官の例に依る。

一時扶助料—准士官以上の軍人在職三年以十三年未滿、下士官同三年以上十二年未滿にして在職中死亡した時其遺族に給せられるもので、その額は一時恩給の額を適用される。

特別賜金

航空勤務者、潛水艦勤務者、化學兵器研究勤務者、國境、蕃地、其他鐵附屬地警備勤務者等の死亡、傷痍に對しては、夫々特別規定に依る一時賜金、保護賜金を給せられる。

死亡賜金

現役の武官死亡する時は、其遺族に左記定額の死亡賜金を給せられる。(各相當官を含む)

階等		金額	階等		金額
將		二、二〇〇圓	少尉		四三四
少將		一、九二四	特務少尉		八八〇
大佐		一、六六〇	見習士官		三八八
中佐		一、三四四	准士官		三八八
少佐		一、一二五	曹長		二八五
		九六五	一等下士官		二八五
大尉		八六六	二等下士官		二八五
中尉		七六〇	三等下士官		二八五
少尉		六七〇			

軍費趨勢

年度	海軍 金額	海軍 比例	陸軍 金額	陸軍 比例
	千圓	%	千圓	%
明治三六	△八、一〇〇	一、七	一四、七二一	一七、四〇
三七	△二、〇〇〇	一、八	一五、一四三	三一、三三
三八	△三六、二一七	一四、四七	四六、八八四	四八、八〇
三九	△六、八三六	三、三三	六七、八六六	六〇、八〇
大正元	△六、〇八〇	二、六四	一〇四、一二五	一七、六四
昭和元	△三、三〇七	一、〇三	一〇五、〇三〇	一七、〇〇
六	三、三一八	一、〇三	一〇七、四八八	一七、〇〇
七	三三、八〇九	一六、〇四	三七、三五七、五五五	一八、一二
八	四〇、八七五	一八、一八	四六、六二、六四四	二〇、五一
九	四八、三五三	二三、三四	四六、五〇、八八六	二一、一九
一〇	三五、九七、六三	二四、一四	四九、九六、九六	二二、四七
一一	五〇、八五一	二三、八七	五〇、八、三一六	二一、九九

△印は日清役前後、▲は日露役前後を示す。比例は歲出總額に對する百分比、昭和九年度迄は決算、十年度は豫算、十一年度は實行豫算。

武官人員俸給(九年末)

階等	陸軍 人員	陸軍 年俸	海軍 人員	海軍 年俸
		千圓		千圓
將官、相當官	二三一	一、二三五	一四八	一、八〇〇
佐官、相當官	四、六六一	一五、〇六九	二、三〇五	二、九〇九
尉官、相當官及特務士官	一〇、〇六四	一三、一〇九	三、九六六	五、八四四
候補生	—	—	三四八	三三三
准士官	一四、九〇五	一二、四〇一	一、八三一	二、一一〇
計	一四、九〇五	一二、四〇一	一、八三一	一、〇八二
昭和八年	一四、八六七	一六、五九九	八、五一五	一六、〇八二
▲七年	一三、九〇一	一二、一九八	八、一八四	一四、八六四

九年末陸軍准士官は事變の爲調査を試く。

軍人恩給受領人員金額(金額單位千圓)

種別	陸軍 恩給 扶助料 人員	陸軍 恩給 扶助料 金額	海軍 恩給 扶助料 人員	海軍 恩給 扶助料 金額	合計 人員	合計 金額
昭和七	一一、四四〇	一〇、三三一	八	九	一〇、九、三三一	九、三三一
	四九、四九	四九、三三一	一、三三一	一、三三一	四九、四九	四九、三三一
	一五、八八	一五、八八	一、一六一	一、一六一	一五、八八	一五、八八
	七一、九三六	七一、九三六	一、一六一	一、一六一	七一、九三六	七一、九三六
	七一、八九九	七一、八九九	一、一六一	一、一六一	七一、八九九	七一、八九九
	七一、八〇〇	七一、八〇〇	一、一六一	一、一六一	七一、八〇〇	七一、八〇〇
	七一、三五九	七一、三五九	一、一六一	一、一六一	七一、三五九	七一、三五九
	二七、八〇四	二七、八〇四	四、〇四九	四、〇四九	二七、八〇四	二七、八〇四
	九六、四八五	九六、四八五	三、八八五	三、八八五	九六、四八五	九六、四八五

國軍近情（十年九月以降）

民間飛行指導將校派遣—陸軍では民間飛行學校又は團體の飛行機操縱術指導の爲め、其申請に應じ現役將校を派遣する事となり九月十二日勅令を以て「飛行機操縱術指導の爲め學校等に陸軍現役將校以下派遣の件」を公布、即日施行した。

軍艦「足柄」の椿事—九月十四日朝軍艦「足柄」に於て射撃訓練中砲塔に火災を生じ、砲塞長以下四十一名の重輕傷者を出し、内九名は遂に死亡、死者に對しては十九日海軍葬を以て厚く葬つた。

兵役法施行規則改正—陸軍省では九月十九日省令を以て同規則中改正を行つたが、其内容は(一)現役志願兵の兵籍編入屆出期日を一般徴兵適齢屆出時期と同じく前年十一月中に改めたこと、(二)朝鮮及び臺灣軍の入營期を一期制に改め前者を十二月十日、後者を一月十日と爲したこと、(三)關東軍に屬する部隊（師團、旅順重砲兵大隊を除く）の入營期を三月一日に改めたこと、(四)輜重兵特務兵中近衛外七師團の入營期を六期制に改めたこと、(五)在外青年學校の創設に伴ひ之に内地青年學校と同樣の特典を賦與したこと等々である。

滿軍大演習中の慘事—九月廿六日午後本州東方海面に於て演習中の第四艦隊は折柄の猛颱風で、最大風速三十五米秒の荒天を冒して悲壯な活躍を續けてゐたが、驅逐艦「初雪」「夕霧」は遂に激浪の爲め船體に大損害を蒙り「睦月」「菊月」亦若干の損傷を受けた。之が爲可惜五十七將士の生命を亡ふに至つた。遺骸は海軍葬を以て鄭重に葬られた。

聯合艦隊帝都訪問—十月四日帝國の艦艇百二十餘隻が東京灣に廻航、時ならぬ大繪卷を展開した。本州東方洋上四ケ月に亘る猛演習を續けつゝあつた高橋司令長官の率ゆる聯合艦隊第一、第二艦隊及び第四艦隊の精鋭が一擧に押寄せたのであつて、五日六日と四萬の乘員が半舷上陸を行ひ、二百餘の軍樂隊と百有三十の艦載機が空陸相呼應して花々しい都入を爲し、一同宮城及び靖國神社參拜の後四方に散じ、この二日間帝都は全く海軍デーと化した。東京市では此等將士の爲に二日間に亘つて日比谷に歡迎會を催し其勞を犒つた。

永田事件で山田大佐自刄—永田中將遭難事件當時の陸務課長であつた山田長三郎大佐は當時現場に居合せた手前深く責任を感じてゐたが、十月五日朝遂に自宅に於て自刄した。

陸軍に捧げられた百萬圓—大阪市の富豪中野太右衛門家では十月廿八日第四師團司令部を經て金五十萬圓を陸軍に獻金、次いで十一月廿七日北九州關門六師團防協會並に日本製鐵會社及び其從業員から各二十四萬八百圓、計四十八萬一千六百圓の國防獻金を陸軍省へ申出た。其他にも大小の國防獻金は依然雖を接して殺到してゐるが、右は其中での兩大關格である。

東郷元帥の「陣中日記」—東郷元帥が日露役當時の戰況を手記した陣中日記が都下一商賈の手に秘藏されてあることを發見した海軍省では貴重な資料として極力其讓渡方を懇請したが、所有者は金輪際手離さぬと頑張り通したので、海軍では止むなく借受けて其全部を複寫し東郷家及び幹部將官連に頒布した。十一月初旬のことである。

加藤海軍大將勇退—東郷元帥亡き後の海軍の元老として重きを爲してゐた加藤寛治大將は十一月二日滿六十五歳の定年に達したので、同一日附を以て後備役に編入仰付られた。

兩軍港の椿事—十二月十八日呉軍港勤務中の潜水艦伊號五十六、同五十七の内火艇が激浪の爲め沈沒、伊號五十六艦長都築少佐以下數名の犠牲者を出した。之より先十一月十四日佐世保軍港でも航空母艦「赤城」（横須賀所屬）の機關爆發、三機關兵絶命の椿事があつた。

海軍補充計畫工程—我が海軍ではワシントン、ロンドン兩條約の缺陷を補ふため第一次補充計畫、昭和八年緊急計畫、第二次補充計畫と相次いで補助艦及び制限外艦艇の建造計畫を樹立し、着々工事を進めつゝあつたが、各艦の工程は豫定時日又はそれ以前に完了し、十年末現在に於て左表の如き素晴らしい進捗率を示した。即ち右三計畫の合計は九十隻二二一、〇九六噸であるが、この内既に竣工せるものは二十八隻五六、一三四噸で、此外建造中のものは進水濟十七隻、起工濟未進水二十三隻で、十年末に於て未起工なるものは第二次補充計畫に屬する二十二隻に過ぎない。然も十一年中にその過半數が起工される見込みである。之を米海軍が計畫せるゲリンソン百二隻建艦案の遂行が遲々として意の如くならざるに比する時は我が海軍の建艦工程の躍進を誇るに足るべく、更にロンド軍縮會議決裂の結果萬一昭和十二年度より建艦競爭が惹起されるとしても、我が建艦設備は九十隻の既定計畫の殆ど大部分を消化して應ずることが出來る狀態となつてをり、ヴインソン案が計畫通り進行しても、一九四〇年に至らねば完了せず、米國の建艦設備が當分既定計畫遂行に追ひねばならぬのと對比し國防安全感の前途に力強い確信の材料を與へるに至つた。

（一）第一次補充計畫

艦種	一隻當り噸數	計畫隻數	工進隻數	水起濟	工未起
潜水艦	1,400	三六	三	三	—
1,500	九	五	五	一	—
敷設艦	四,000	一	—	—	—
敷設艇	四,000	三	三	—	—
水雷艇	五,七〇	四	四	—	—
掃海艇	四,八〇	六	四	二	—
（二）昭和八年緊急計畫					
潜水母艦	10,000	一	—	—	—
驅潜艦	三,〇〇	二	二	—	—
（三）第二次補充計畫					
航空母艦	10,000	二	—	—	—
乙級巡洋艦	八,五〇〇	二	二	—	—
驅逐艦	一,三〇八	一一	—	六	八
潜水艦	一,九〇〇	四	—	三	—
	一,四〇〇	二	—	—	—
給油艦	三,〇〇〇	二	—	—	—
水上機母艦	10,000	三	—	—	三
驅潜艇	五,五〇	一六	—	四	八
水雷艇	一,七〇	四	—	—	—
	一,〇〇〇	一	—	—	—
工作艦	10,000	一	—	—	—
計		三一	〇六	九〇	一七
				三二	三

献金で建つ「海軍館」—海軍では關東大震災に失つた海軍參考館の再建に就て考慮中であつたが、偶々三井、三菱、住友の三家及び三谷テイ子等から同一趣旨に基く合計百七萬三千圓の献金があつたので、明治神宮表參道、東郷神社隣接地（二千三百坪）に「海軍館」を建設する事となり、一月早々工事に着手した。鐵筋コンクリート三階建の堂々たる建物で、十二年春開館の豫定。

中隊長が内閣攻撃演說—軍部に國體明徴の火の手が揚り、軍人の政治干與が問題となつてゐる折も折、一月十日の入營日に赤坂歩兵第一聯隊の一中隊長（山口大尉）が見送り父兄への挨拶中左の如き突込んだ意見を述べ、更に之を謄寫版刷にして配つたといふので、臨場の憲兵から此場の狀況が上司に報告されたと當時の新聞は傳へたが、この中隊長は後二・二六事件に關連して處分を受けた。

國體明徴に關して何等誠意なき現内閣や皇軍を國民の怨府たらしめようとする高橋藏相の如き、私は憎みても余りあるのであります。しかるにこれ等内閣の權威は未だ地に墜ちず、相當の根强さを持つてをりますために、雜誌その他にこれ等を謳歌するやうな記事が載り、或は皆樣や子弟の中にもかゝる御考への方がありはしないかと心配してをります、云々。（謄寫版刷りに依る）

滿軍事故續出—一月に入つて又二ツの事故が起つた。十四日霞ケ浦沖合に於ける同隊水上班所屬汽艇の沈沒、廿四日佐世保工廠第六船渠に於ける驅逐艦「弾生」の重油タンク爆發がそれで、前者は乘組中の七海兵を失ひ、後者は從業中の職工六名死亡、外に二名の負傷者を出した。

十一年度海軍大演習—二月廿四日陸軍省より十一年度陸軍特別大演習に就て日次の發表があつたが、其次第は十月一日軍隊集合、二日演習準備、三日より五日まで演習實施、六日觀兵式で、演習施行地は北海道地方である。

滿洲派遣部隊交代—陸軍では二月二十日上奏御裁可を經て左の通り發令した。

一、岩越、兒玉兩部隊を滿洲より歸還せしめられ、之が交代として堀、香月兩部隊を派遣せしめらるゝ件（堀將軍と更替された）

二、支那駐屯軍司令官隷下部隊中第一師團より派遣せしめられたる部隊を歸還せしめられ、之が交代として第五師團より一部隊を編成派遣せしめらるゝ件

第三十一回陸軍記念日—二・二六事件の後を承けた三月十日の第三十一回陸軍記念日は全陸軍共單に精神的な祝賀を行つたのみで、形式的な催しは一切取止めにした。

陸軍大尉定限年齡延長—陸軍大尉の現役定限年齡は四十八歳であるが、今第三條の規定に依り當分の内四十九歳に延長の旨三月十六日省令で發表された。

滿洲事變犠牲十七萬突破—三月十八日陸軍省發表に依ると、滿洲事變犠牲者は左表の如く昭和十年までの累計十七萬一千三百九十八人、内戰病歿者四千二百名に達してゐるが、十年中の犠牲者が過去四年の何れよりも遥に多いのが特に注目される。

年次	傷病者	死者	計
昭和六年	二,六二〇	二,六二一	二,八二一
〃 七年	三〇,〇二九	一,六九八	三一,七二八
〃 八年	四一,〇一六	一,一三三	四二,一四九
〃 九年	三九,四五三	四一九	三九,八七二
〃 十年	四二,〇六〇	六九八	四二,七五八
累計	一六七,一八八	一七,三九六	一八四,五八四

航空特別志願士官採用—陸軍では新に空中勤務將校の特別志願士官制度を設け、三月廿六日官報を以て採用規定を告示した。他の兵科では既に昭和八年以來特別志願士官制度を實施してゐるが、其成績良好なるに鑑み、航空兵科にも之を擴張するに至つたものである。

滿軍三大將引退—山本英輔、小林躋造、中村良三の三海軍大將は三月三十日付豫備役編入となつた。

海軍航空隊充實—海軍では四月一日木更津（千葉）及び鹿屋（鹿兒島）二航空隊の開隊式を行つたが、之より先、大湊（青森）及び舞鶴（京都）二航空隊の開隊を見、之で計畫航空基地六ケ所の内四ケ所の完成を見た譯であつて、殘る二ケ所（神奈川縣金澤、朝鮮鎭海）も秋口までには開隊の運びであり、かくて十二年四月一日には豫定通り三十九隊（第一次補充計畫十四隊、第二次補充計畫八隊）之に從前の十七隊を加へた總兵力を完成し、我が海軍航空史上一エポックを劃する事となつた。

海軍二大將親任—四月一日高橋聯合艦隊司令長官並に藤田呉鎭守府司令長官に對し、現職の儘海軍大將親任の御沙汰あらせられた。

支那駐屯軍强化—陸軍では支那駐屯軍の重要性に鑑み、同司令官を他の軍司令官及び師團長と同じく親補職に昇格する事となり四月廿八日軍令を以て其旨公布五月一日より實施したが、更に五月の同駐屯軍交代を機として若干の兵力增加を實施し、尙ほ之を機として軍の給與に就ても關東軍の給與規定を適用、將校は俸給の六割、准士官以下兵は七割の增給を受ける事となつた。

陸軍七大將豫備役編入—二・二六事件に關聯して四、五月にかけて陸軍七大將の勇退が行はれた。即ち林、眞崎、阿部、荒木、川島、南、本庄の七大將で、何れも豫備役編入となつた。

陸大章「天保錢」廢止—陸軍大學の卒業將校はその徽章として所謂「天保錢」を佩用する事となつてゐたが、部内永らくの廢止論が勝を制して五月一日陸軍大學校令の一部改正に依り、右「天保錢」は廢止となつた。因に過去五十年間にこの「天保錢」を附與された者は一千九百九十七名に上つてゐる。

軍人の政治干與限界—二・二六事件からして軍人の政治干與が一層切實な問題となり、第六十九議會でも屢々論議の種に供されたが、之に對し寺内陸相は「政治に關し上書、建白、請願を爲し、或は文書を以て意見を公にする等は現役軍人に禁止せられたる政治干與なり」と明白に其見解を披瀝し、且つ「軍人の政治干與は陸軍大臣を通じてのみ許さるべきである」との態度を持し、師團長會議に於ても其旨訓示する所あつたが、更に衆議院での一議員の其後の質問に對して陸相は「廣義國防の見地からとに關連する諸政策を研究して陸軍大臣を輔佐することは差支なしと考へる」と答へてその限界を明かにした。

十一年度海軍大演習—五月六日海軍省發表「十一年度の海軍特別大演習は八月初旬より十月下旬に至る約三ケ月間に亘り、本邦附近の海面に於て大元帥陛下御統裁の下に行はれる。參加部隊は第一、第二艦隊及び臨時編制の第四艦隊に横須賀、呉、佐世保の各鎭守府、舞鶴、鎭海の兩要港部も加はり、參加艦艇約百五十隻、尙ほ特別觀艦式は十月廿九日阪神沖に於て擧行」の豫定。

戒嚴令下の海軍記念日—五月廿七日第三十一回海軍記念日は、帝都は戒嚴令下にある處から例年の如き催しを避け、海軍省から記念のパンフレットを配り、水交社で戰歿者の慰靈祭を行つた位のことで、地方に於ても一切派手な催しを遠慮した。

陸軍編成改正—陸軍では時局に鑑み全國の砲兵、輜重兵、工兵各獨立大隊、氣球隊等を全部聯隊に擴大する事となり、五月三十日軍令を以て其旨公布、同時に左記當局談を發表した。

本日上奏御裁可を仰いだ軍令關係の事項は第六十九議會に於て成立した豫算を以て實施に着手すべき編成の改正と、これが實施要領とを主とせられたものである。今次の編成改正は昭和十一年度以降繼續的に實施されるもので、軍隊の内容を整へる爲め全般に人馬及び裝備を增加し、所要の改變を行ひ、砲兵、工兵及輜重兵等の獨立大隊及び氣球隊の名稱は全部聯隊と稱することゝなつた。航空關係に於ては昨年度既定の緊急充備を繼續する外、氣球隊を航空兵科より砲兵科の中に入れることに改正された。官衙としてはその編成を能率的にし、

努めて人員を減少する方針を以て必要の改正を加へられた。學校については人的要素の充實を圖るため各學校とも職員以下を增加し、內容を整へ、學生を增加するなど必要なる措置を講ずることゝなつた。

銃後々援に卅萬圓寄附—服部時計店社長服部玄三氏は五月三十日潮內相を官邸に訪問遺外陸海軍軍人援護事業基金として、金三十萬圓の寄附を申出で、內相は喜んで之を受納、その使途に就ては內務省へ一任されてゐるので陸海軍當局と協議決定の筈。

五・一五陸軍側被告釋放—五・一五事件に連坐、豐多摩刑務所に收容中であつた陸軍側被告中島忠秋等十名は六月一日滿期釋放となつた。彼等は一律に禁錮四年、未決拘留百五十日通算の判決を受けて下獄したのであるが、曩に皇太子殿下御降誕に因る恩赦に浴し、在獄二年八月にして釋放となつたのである。

海軍二戰隊新編成—海軍では非常時局に對處し國防の完璧を期するため、新に第三戰隊及び第三航空戰隊を編成、六月一日司令官以下靡傍を任命した。即ち第三戰隊は從來の第一艦隊第一戰隊の主力艦群を二分して長門、扶桑を第一戰隊に殘し、殘る榛名、霧島の二隻を以て編成せるもので、實戰訓練上の必要により斯くの如く編成替を見たものであるが、平時主力艦群を以てする戰隊を二隊置いたのは今回が初めてである。尚ほ第三航空戰隊は軍艦神威及び第二十八驅逐隊（夕風、朝風）を以て編成、艦隊航空軍の訓練上萬全を期せんことを目的としたものである。

皇人後援會四十周年式典—帝國軍人後援會は六月三日創立四十周年を迎へて帝國劇場に總裁閑院宮殿下、台臨を仰ぎ盛大なる記念式を擧行した。尚ほ之を機として畏くも天皇陛下より同會に對し御內帑金下賜の御沙汰があつた。

事變行賞の禁留彫像—陸軍並に關係當局では滿洲事變の論功行賞を可成廣範圍に及ぼす意向の下に、前例を破つてブロンズの氏神像、銀製の盾、鞍入の帶留など數種の新製品を調製しつゝあつたが、六月中旬その手初めとして滿鐵關係者でこの光榮に浴する人達した。滿鐵關係者でこの光榮に浴する人は男女一萬數千に上ると。

壯丁體格益々低下—昭和十年度の壯丁檢査成績は別記表示の如くであるが、壯丁の體格低下が愈々眼立つて來たのは寒心の至りである。即ち徵兵檢査の不合格者たる丙丁種該當壯丁は大正十一年から十五年迄は平人につき二百五十人內外であつたものが、昭和二年から七年に至る間には三百五十人に增し、更に昭和十年には四百人に激增し、此のまゝで行けば國民の大半は數十年ならずして皆丙丁種の劣弱者にならうといふ、極めて寒心すべき趨勢にあることが明白となつたので、當局では更めて之が對策に乘出す事となり、六月下旬之が資料を一般に發表した。

海軍諸官制改正—海軍省では時局對應の一策として海軍諸官制の一部改正を行ふ事となり、六月廿六日海軍省官制、海軍艦政本部令、海軍航空本部令、海軍工廠令、海軍軍需部令、要港部令、旅順要港部令等の改正令を公布、七月一日より施行したが、其概要は（一）海軍省軍需局の所掌中兵器に關する事項を軍務局に移したこと、（二）艦政本部及び航空本部の所掌に兵器の準備、保管、供給に關する事項を加へたこと、（三）舞鶴要港部司令官を親補職としたこと。

四、新に舞鶴工廠を設置し、尚ほ横須賀工廠航空實驗部、同電池實驗部、吳工廠造船實驗部、同製鋼實驗部、舞鶴要港部建築部旅順要港部工作部等の新設等々である。

相澤中佐死刑執行—元陸軍中佐相澤三郎の永田中將殺害事件はかねて第一師團軍法會議に於て裁判長佐藤正三郎少將の手で審理中、二・二六事件で同少將は待命となり從つて右裁判長も免ぜられるに至つたので、後任裁判長內藤正一少將の下に審理を更新し、四月二十三日以來五回に亘つて公判を開廷、安寧秩序並に軍機上の利益を害する虞ありとして公開を止めて審理を進め、五月七日死刑の判決言渡があつたが、中佐は翌八日陸軍高等軍法會議に上告したので、事件は陸軍高等軍法會議の手に移り審理の結果六月三十日上告棄却の言渡あり、玆に相澤の死刑は確定し、次いで七月三日其刑を執行された。尚ほ陸軍省の發表に依ると、中佐の犯罪は全く同志の妄說及び怪文書に乘ぜられたもので、被害者側には何等中佐の疑つた如き後ろぐらい事實はなく、而して中佐の犯行は中佐單獨の行爲であつて、他に教唆、其他の從犯關係者は全然認められないとあつた。

內鮮に亘る大防空實習—陸軍では九月下旬より十月上旬に亘り、梨本宮殿下御統監の下に北九州及び南鮮地方にかけて大規模の防空演習を行ふ事となり、七月四日陸軍省より其旨發表したが、この演習は國民防空の訓練を目的として施行されるものである。

陸軍翌前の清掃事件—二・二六事件以來肅軍の徹底に精進してゐる陸軍部內に端なくも空前の瀆職事件あること發覺、四月十八日突如陸軍造兵廠長官植村東彥中將を東京憲兵隊に檢擧、新聞記事を差止め關係者を追及中であつたが、七月六日夜この事件に關し陸軍省から左の如く發表された。

一、豫て陸軍兵器關係軍需品調達に關し瀆職の嫌疑者ありたるを以て四月中旬より東京憲兵隊に於て搜査處分の上軍法會議に送致目下豫審中なり。

二、右瀆職嫌疑者は陸軍造兵廠陸軍技師西山文雄及前造兵廠長官植村東彥にして、西山文雄は同廠に勤務中同廠用達商人より數千圓を收受し、又陸軍中將植村東彥は軍需品製造關係者より二萬數千圓を收受したる疑ひありとして送致せるものなり。尚本事件は二・二六事件とは何等の關係なきものなり。

陸軍第二次國防計畫—寺內陸相は七月十四日の閣議に昭和十二年度以降實施すべき第二次國防計畫の大綱及び國防充實、並振すべき行政機構の改革、國民生活の安定、對滿政策の確立等、當面の重要國策に關する陸軍省の見解を書面を以て提出したが、それに掲げられた國防充實計畫の大綱は次の如くである。即ち「現下の國際情勢に鑑み帝國國防の安全を期するため所要兵備の改善擴張を行ふ。これが實現のためには國家財政の現狀將來と調和せしめる必要があるとし、新國防充實計畫は概ね十二ケ年計畫とし、その主力を前半期において實行する。これがため前半期に三十億圓內外の經費を要する見込みであるが、來年度において餘り增加しない見込みである。尚兵備改善の重點は航空の擴充と軍裝備の改善とである。」

海軍新建艦計畫—永野海相は七月十七日の閣議に當り大要下の如き海軍の國策文書を廣田首相に手交した。即ち「主力艦の代艦建造は既存條約が存續したとしても當然來年一月一日から開始し得ることになつてゐるのみならず、本年末をもつて無條約狀態に入ることゝなり、英米に於ては既に主力艦の建艦計畫を始めとして老大なる新規の海軍兵力充實の豫算を計上してゐる。此國際情勢に鑑み帝國海軍としても主力艦の代艦建造を始め、航空兵力充實の爲め新なる補充計畫　第三次補充計畫」を樹立するの必要に迫られてゐる。しかし乍ら帝國海軍としては補助艦艇の第二次補充計畫は來年度が最終年度で、これに一億八千萬圓が振り向けられてゐる事情もあり、國家財政を考慮して新規計畫も最小限度に止めた。蓋し帝國海軍としては敢て英、米、露等の建艦政策に追隨することの必要も認めず、建艦競爭を爲すこともなく、飽くまでも不脅威不侵略の根本方針に立脚して新規計畫を遂行せ　とするものである。以上の如く海相の文書には補充計畫の內容並に之に要する經費には一切觸れてゐないが、其後海軍から大藏省に提出された概算に依ると、新建艦は主力艦以下殆ど全艦種に亘り合計二十萬噸前後に及び、所要經費は五年繼續總額十億圓に上つて居る。

高射砲聯隊擴充事—七月十七日午前四時半頃濱松高射砲第一聯隊が渥美半島方面へ演習に行く途中、愛知縣渥美郡杉山村地內で、高射砲を積んだトラック一臺が道路脇へ顚覆、兵十五名が死傷した。

兵役法施行規則改正—七月十八日官報を以て兵役法施行規則中の改正令（陸軍省令）が公布され、八月一日より實施されたが、主な改正點は下の二點である。即ち（一）現役兵補充のため內地以外（朝鮮、臺灣、滿洲、支那）の部隊への入營者も集會地において體格檢査を受けることが出來る、（二）支那駐屯軍及び朝鮮軍の直轄部隊は直接入營とする。

十一年度三都防空演習—陸軍の指導に依る十一年度の東京、横濱、川崎三市防空演習は七月廿日から五日間に亘つて施行されたが、今次の演習は防護團員の訓練よりも重きを一般市民の防空、防毒知識徹底において行はれ、假裝敵機には所澤、飛行第五、同第七聯隊所屬の軍用機二十餘並に民間機約十機が參加した。

陸海軍の事件奉告祭—七月廿二日陸海軍の共同主催を以て二・二六事件奉告祭並に國家隆昌祈願祭を靖國神社々頭において嚴かに執行、陸軍側梅津次官、海軍側豐田軍務局長以下在京各部隊代表二百餘名の整列中に寺內陸相、香椎前戒嚴司令官以下陸海軍各將星が參拜した。

陸軍肅軍工作一段落—二月事件以來陸軍の人事異動は三月の定期異動に引續き三月下旬には事件關係の責任者、直接關係部隊長の處分に伴ふ陸軍としては未曾有の首腦部人事の異動が行はれたが、八月の定期異動を以て陸軍の肅軍工作は一段落を告ぐる事となつた。而して八月の定期異動は肅軍の徹底を三大使命の一として就任した寺內陸相最初の大異動であるだけに、部內外から異常な關心をかけられてゐたが、その跡を見ると、軍の肅正と團結の强化並に士氣の振作とに努力した陸相の苦心は十分に看取され、其間事件の責任上左遷されてゐた杉山、古莊、今井三中將の返り咲きも至當の人物活用なら、下級者に對する拔擢、特に所謂無天組の優遇、其他幾多の新例を開いた點など一般に好感を以て迎へられた。

陸軍兩大將引退—陸軍技術本部長岸本綾夫中將は八月一日の定期異動に際し陸軍大將に進級、同時に待命となり、教育總監西義一大將は豫備役編入となつた。

航空兵團司令部新設—陸軍では近代戰に於ける空軍の重要性に鑑み新に航空兵團司令部を設置する事となり、七月廿四日附軍令を以て右司令部令を公布、八月一日から實施した。即ち本令の發令により從來各師團に配屬せられてゐた飛行團、飛行聯隊等を悉く師團長指揮下より離脫せしめ、新設の航空兵團長（軍司令官は師團長格）の指揮下に一元的に隸屬せしむることゝしたものである。これは陸軍として改正し得る最大限度の空軍强化策であり、その意味で最も注目すべき大改革である。尚ほ本令の實施と共に左記諸條例　改正が行はれたが、何れも本令の實施に伴ふ字句の整理に外ならぬ。

師團司令部條例△朝鮮軍司令部條例△臺灣軍司令部條例△防衛司令部令

陸軍諸學校令改正—陸軍では軍の近代的裝備に伴ふ教育訓練の完全を期する爲め、七月廿四日附軍令を以て陸軍職車學校令を制定、之と前後して左記各學校令の改正を行ひ何れも八月一日から實施した。

△職車學校　從來步兵學校の中にあつた職車隊を分離し、千葉縣習志野に職車學校を新設した△步兵學校　右職車隊分離の外教導大隊を聯隊に昇格せしめ、材料廠及び軍犬養成所を明文化した△騎兵學校　新に通信隊及び速射砲隊を創設した△野戰重砲兵學校　甲乙學生の外新に丙丁並に特殊學生を設けた△重砲兵學校　火砲の性能改善に應じ教育制度の內容を充實した△工兵學校　通信機關の進步發達に伴ひ教育制度に改善を加へた△軍醫學校　新に幹事制を設け、且つ研究部を設置した△工科學校　教育部長を廢して幹事制とし、材料廠を新設した外、採用人員を增加し內容の充實を圖つた。

陸軍補充令改正—七月廿八日勅令を以て陸軍補充令の改正が行はれたが、之は別記陸軍諸機構の改正に伴ふ所要字句の改正、整理に外ならぬ。

豫後備憲兵士官採用—陸軍では時局に對應して軍事警察の改善擴充を圖る必要上、憲兵科に對しても豫後備役將校の志願制度を實施する事となり、八月六日省令を以て右規定の改正令を公布即日施行した。即ち年齡四十五歲未滿の豫後備中少尉は志願に依て憲兵科士官たるを得、再服役の場合は四十九歲まで服務し得ることに定めたものである。因に八月廿日陸達に依り憲兵練習所學生の修業期間は當分の內甲、丙種九月以內、乙種十一月以內と改正短縮された。

滿洲戰跡記念碑建立—曩に關東軍を中心に設立された忠靈顯彰會では、滿洲事變を永遠に記念するため戰跡記念碑を戰跡各地に建立することゝなり、八月初旬右建築設計圖案を一般から懸賞募集した。

海軍志願兵令改正—海軍志願兵の徵募は採用の年の十二月一日において年齡十五年以上、二十一年未滿の者について行はれ、各兵種別年齡については志願兵令中にそれぞれ定められてゐるが、海軍では八月十一日勅令及び同十二日省令を以て關係規定の改正を行つた結果、各兵種別採用年齡は左の如く更改された。

一、水兵（掌電信兵志願者を除く）　練習生志願者を除く）機關兵、看護兵及主計兵は十七年以上二十一年未滿

二、掌電信兵たること志願する水兵及偵察練習生たること志願する艦空兵は十五年以上十九年未滿

三、練習生たること志願する艦空兵は十五年以上十八年未滿

四、軍樂兵は十六年以上廿年未滿

陸大入學資格規定改正—陸軍では八月十四日附軍令を以て陸軍大學校令の一部改正を公布した。右は學生の入學資格を改めたものであつて、即ち從來陸大の受驗資格は「中少尉にして二年以上隊附に服したる者」となつて居り、このため出征等の事由により比較的早く大尉に進級したものは、それだけ早く受驗資格を失ふといふ矛盾があつたので、今後は階級による受驗資格を撤廢、「少尉任官後滿八年迄の尉官」と一律に一定の年限を以て規定、大尉でも受驗出來ることにしたものである。

要塞司令部改廢—陸軍で要塞司令部を廢止し、同十五日に朝鮮羅津要塞司令部を新設した。

海軍

艦艇數（各年末）

年次	軍艦 隻數	軍艦 噸數	驅逐艦 隻數	驅逐艦 噸數	潛水艦 隻數	潛水艦 噸數	特務艦 隻數	特務艦 噸數
明治五	八	一四、〇〇〇	—	—	—	—	—	—
二六	三一	六、一八〇	—	—	—	—	—	—
三三	三九	三四、六六〇	一三	三、三四〇	—	—	—	—
三六	三七	三二、一七〇	一八	六、三三〇	—	—	—	—
四〇	四七	四八、九六六	三五	一〇、二七〇	—	—	—	—
大正五	六四	六四、七三八	六八	一〇、三三〇	—	—	—	—
一〇	七五	八四、三三八	一〇五	一〇、七七〇	—	—	—	—
一三	八六	九六、八一一	一〇一	一〇、八九五	—	—	—	—
昭和三	六四	七六、〇四〇	一〇一	一〇、八九五	六	五、〇〇〇	一九	二六、九六六
一六	六六	七六、〇四〇	一〇一	一〇、八九五	六	五、〇〇〇	一九	二六、九六六
一八	六六	七一、二四五	九七	一二、八三一	一五	二、三五〇	二九	二六、九六七

本表には水雷艇及掃海艇を含まず。

艦艇一覽表（昭和十一年八月末現在）

艦名	排水量（瓩）	速力	備砲	發射管	起工年月	竣工年月	製造所
戰艦							
金剛	二七、三五〇	三〇・〇	四	四	明四四・一	大三・八	英國ヴィッカース社
霧島	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
榛名	〃	〃	〃	〃	四四・三	四・四	三菱長崎
扶桑	三三、三五〇	二三・〇	二	二	四・二	大二・二	神戸川崎
山城	〃	〃	〃	〃	〃	六・三	〃
伊勢	二九、九六〇	二三・〇	二	四	四・五	六・三	〃
日向	〃	〃	〃	〃	〃	七・四	三菱長崎
長門	三二、七〇〇	二六・〇	六	六	九・二	一〇・一〇	呉
陸奥	〃	〃	〃	〃	〃	〃	横須賀
練習戰艦（昭和七・一二改裝）							
比叡	一八、五〇〇	一八・〇	一四	一四	明四四・一二	大三・八	横須賀
一等巡洋艦							
加古	七、一〇〇	三五・〇	一四	一四	大一一・一一	大一五・七	神戸川崎
古鷹	〃	〃	〃	〃	一一・三	一五・三	三菱長崎
衣笠	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
青葉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
妙高	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
那智	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
足柄	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
高雄	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
愛宕	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
摩耶	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鳥海	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
足柄	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
高雄	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
愛宕	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
摩耶	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鳥海	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二等巡洋艦							
平戸	四、八〇〇	二六・〇	三	三	明四三・八	大六・一	神戸川崎
矢矧	〃	〃	〃	〃	四五・七	大六・五	三菱長崎
天龍	三、三〇〇	三一・〇	一四	一四	大六・六	大八・二	横須賀
龍田	〃	〃	〃	〃	大六・七	大八・三	佐世保
球磨	三、一〇〇	三五・〇	八	八	大六・九	大八・一	〃
北上	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大井	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
木曾	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
長良	五、一七〇	二六・〇	三	三	明四三・八	大六・一	神戸川崎
名取	〃	〃	〃	〃	四五・七	大六・五	三菱長崎
五十鈴	〃	〃	〃	〃	大六・六	大八・二	横須賀
由良	〃	〃	〃	〃	大六・七	大八・三	佐世保
鬼怒	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
阿武隈	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
球磨	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
多摩	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
最上	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
鈴谷	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
熊野	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
筑摩	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
航空母艦							
鳳翔	七、四〇〇	二六・〇	三	三	大三・一	昭二・九	神戸川崎
加賀	三二、八〇〇	三一・〇	一四	一四	大三・一二	昭三・一	三菱長崎
龍驤	七、〇〇〇	二六・〇	一四	一四	大一二・一〇	昭四・四	〃
鳳翔	七、〇〇〇	二六・〇	一四	一四	大一二・一〇	昭四・四	〃
加賀	三二、八〇〇	三一・〇	一四	一四	大一二・一〇	昭四・四	〃

艦名	排水量（瓦噸）	速力	備砲	發射管	起工年月	竣工年月	製造所
朝霧	一、二〇〇	三四・〇節	一二糎二	九門	大九・一二	昭三・一一	佐世保
夕霧	一、二〇〇	三四・〇	一二糎二	九門	大九・一二	昭三・一一	佐世保
天霧	一、二〇〇	三四・〇	一二糎二	九門	大九・一二	昭三・一一	佐世保
夾竹桃	一、二〇〇	三四・〇	一二糎二	九門	大九・一二	昭三・一一	佐世保
曙	一、二〇〇	三四・〇	一二糎二	九門	大九・一二	昭三・一一	佐世保
潮	一、二〇〇	三四・〇	一二糎二	九門	大九・一二	昭三・一一	佐世保
連	一、二〇〇	三四・〇	一二糎二	九門	大九・一二	昭三・一一	佐世保
曙	一、二〇〇	三四・〇	一二糎二	九門	大九・一二	昭三・一一	佐世保
霧	一、二〇〇	三四・〇	一二糎二	九門	大九・一二	昭三・一一	佐世保
電	一、三〇八	三六・〇	一二糎七	九門	大一一・一二	昭四・一一	佐世保
雷							
響							
春日							
初霜							
若葉							
子							
初							
有明							
夕暮							
白露							
時雨							
村雨							
夕立							
春雨							
五月雨							
海風							
山風							
江風							
涼風							
朝潮							
大潮							
満潮							
荒潮							
朝雲							
夏雲							
二等驅逐艦							
桃	一、七五〇	三一・五	一二糎四	六門	大一一・一二	昭七・一一	佐世保
檜							
柳							
樫							
櫻							
楢							
柿							
竹							
梨							
栗							
檜							
樫							
菊							
朝	一、二〇〇	三四・〇	一二糎二	九門	大一一・一二	昭七・一一	佐世保
夕	一、二〇〇	三四・〇	一二糎二	九門	大一一・一二	昭七・一一	佐世保
天	一、二〇〇	三四・〇	一二糎二	九門	大一一・一二	昭七・一一	佐世保
霧

陸軍

衛戍地

陸軍軍隊の永久一地に駐屯するを衛戍といひ、當該軍隊に於て其地の警備及び陸軍の秩序、軍紀の監視竝に陸軍に屬する建築物等の保護に任ずる。其聯大隊衛戍地左の通り。

（×印は衛戍地名と異る所在地を示す）

聯隊	大衛戍地	所屬師團
歩兵聯隊		
近衛第一	東京	近衛
同第二	同	同
同第三	同	同
同第四	同	同
第一	水戸	第一
第二	同	同
第三	東京	同
第四	仙臺	同
第五	×青森	同
第六	名古屋	同
第七	金澤	第九
第八	大阪	同
第九	京都及大津	第十四
第十	廣島	第十五
第十一	岡山	第十六
第十二	×善通寺	第十一
第十三	熊本	第十二
第十四	小倉	第十六
第十五	高崎	第十四
第十六（第三十六聯隊）	×村田新發名松	第二
第十八	秋田	第八
第十九	×歌野	第三
第二十	福知山	第九
第二十一	松江	第十五
第二十二	×澁川右見	第十六
第二十三	鄙五十町	第十一
第二十四	福岡	第十二
第二十五	久留米	第十四
第二十六	佐賀	第十一
第二十七	長崎	第十
第二十八	熊本	第十三
第二十九	大分	第十六
第三十	宮崎	第十四
第三十一	鹿兒島	第十二
第三十二	名古屋	第十三
第三十三	豐橋	第十二
第三十四	高田	第十四
第三十五	若松	第十八
第三十六	高田	第十七
第三十七	同	同
第三十八	同	同
第三十九	同	同
第三十六	旭川	第七
第三十七	札幌	同
第三十八	×月寒	同
第三十九	函館	同
第三十	弘前	第八
第三十一	×水澤	第十一
第三十二	山形	同
第三十三	×津本	同
第三十四	靜岡	同
第三十五	富山	第九
第三十六	×鄙立	同
第三十七	大阪	第四
第三十八	奈良	第十六
第三十九	姬路	第十
第四十	×島安倍	同
第四十一	福山	第五
第四十二	德島	同
第四十三	高知	第十一
第四十四	×名島	同
第四十五	倉敷	第六
第四十六	高崎	第十二
第四十七	鹿兒島	第十六
第四十八	×伊集院	同
第四十九	大分	第十二
第五十	留米	第十六
第五十一	米子	第十一
第五十二	松江	同
第五十三	×鄙川	第十四
第五十四	佐賀	第十一
第五十五	倉本	第十四
第五十六	宇都宮	第十一
第五十七	岡崎	第十
第五十八	和歌山	第十四
騎兵聯隊		
近衛	東京	近衛
同	同	同
第一	仙臺	第二
第二	同	同
第三	名古屋	同
第四	豐橋	同
第五	廣島	同
第六	熊本	第六
第七	久留米	第十二
第八（第八十三大隊）	×大柳川	同
戰車聯隊		
第一	×久留米	第十二
第二	×高崎	同
第三	×習志野	同
第四	東京	近衛
第五	仙臺	同
第六	名古屋	同
第七	×大守山	同
第八	廣島	同
第九	熊本	第六
第十	久留米	第十二
第十一	宇都宮	第十
第十二	姬路	同
第十三	弘前	第八
第十四	旭川	第七
第十五	熊本	第六
第十六	久留米	第十二
第十七	龍山	第十
第十八	南部	同
第十九	羅南	第十一
第二十	同	同
近衛	東京	近衛
野砲兵聯隊		
第一	仙臺	同
第二	名古屋	同
第三	豐橋	同
第四	廣島	第五
第五	熊本	第六
第六	久留米	第十二
第七	宇都宮	第十
第八	姬路	同
第九	弘前	第八
第十	旭川	第七
第十一	善通寺	第十一
第十二	龍山	第十
第十三	羅南	同
第十四	同	同
第十五	同	同
第十六	同	同
第十七	同	同
第十八	羅南	同
第十九	山	第二十
第二十	南	同
第二十一	同	同
第二十二	同	同
第二十三	同	同
第二十四	同	同
第二十五	同	同
第二十六	同	同
第二十七	同	同
第二十八	同	同
第二十九	同	同
第三十	同	同
第三十一	同	同
第三十二	同	同
第三十三	同	同
第三十四	同	同
第三十五	同	同
第三十六	同	同
第三十七	同	同
第三十八	同	同
第三十九	同	同
第四十	同	同
第四十一	同	同
第四十二	同	同
第四十三	同	同
第四十四	同	同
第四十五	同	同
第四十六	同	同
第四十七	同	同
第四十八	同	同
第四十九	同	同
第五十	同	同
第五十一	同	同
第五十二	同	同
第五十三	同	同
第五十四	同	同
第五十五	同	同
第五十六	同	同
第五十七	同	同
第五十八	同	同
第五十九	同	同
第六十	同	同
第六十一	同	同
第六十二	同	同
第六十三	同	同
第六十四	同	同
第六十五	同	同
第六十六	同	同
第六十七	同	同
第六十八	同	同
第六十九	同	同
第七十	同	同
第七十一	同	同
第七十二	同	同
第七十三	同	同
第七十四	同	同
第七十五	同	同
第七十六	同	同
第七十七	同	同
第七十八	同	同
第七十九	同	同
第八十	同	同
第八十一	同	同
第八十二	同	同
第八十三	同	同
第八十四	同	同
第八十五	同	同
第八十六	同	同
第八十七	同	同
第八十八	同	同
第八十九	同	同
第九十	同	同
第九十一	同	同
第九十二	同	同
第九十三	同	同
第九十四	同	同
第九十五	同	同
第九十六	同	同
第九十七	同	同
第九十八	同	同
第九十九	同	同
第百	同	同
第百一	同	同
第百二	同	同
第百三	同	同
第百四	同	同
第百五	同	同
第百六	同	同
第百七	同	同
第百八	同	同
第百九	同	同
第百十	同	同
第百十一	同	同
第百十二	同	同
第百十三	同	同
第百十四	同	同
第百十五	同	同
第百十六	同	同
第百十七	同	同
第百十八	同	同
第百十九	同	同
第二百	同	同
第二百一	同	同
第二百二	同	同
第二百三	同	同
第二百四	同	同
第二百五	同	同
第二百六	同	同
第二百七	同	同
第二百八	同	同
第二百九	同	同
第三百	同	同
第三百一	同	同
第三百二	同	同
第三百三	同	同
第三百四	同	同
第三百五	同	同
第三百六	同	同
第三百七	同	同
第三百八	同	同
第三百九	同	同
第四百	同	同
第四百一	同	同
第四百二	同	同
第四百三	同	同
第四百四	同	同
第四百五	同	同
第四百六	同	同
第四百七	同	同
第四百八	同	同
第四百九	同	同
第五百	同	同
第五百一	同	同
第五百二	同	同
第五百三	同	同
第五百四	同	同
第五百五	同	同
第五百六	同	同
第五百七	同	同
第五百八	同	同
第五百九	同	同
第六百	同	同
第六百一	同	同
第六百二	同	同
第六百三	同	同
第六百四	同	同
第六百五	同	同
第六百六	同	同
第六百七	同	同
第六百八	同	同
第六百九	同	同
第七百	同	同
第七百一	同	同
第七百二	同	同
第七百三	同	同
第七百四	同	同
第七百五	同	同
第七百六	同	同
第七百七	同	同
第七百八	同	同
第七百九	同	同
第八百	同	同
第八百一	同	同
第八百二	同	同
第八百三	同	同
第八百四	同	同
第八百五	同	同
第八百六	同	同
第八百七	同	同
第八百八	同	同
第八百九	同	同
第九百	同	同
第九百一	同	同
第九百二	同	同
第九百三	同	同
第九百四	同	同
第九百五	同	同
第九百六	同	同
第九百七	同	同
第九百八	同	同
第九百九	同	同
第十百	同	同
第十百一	同	同
第十百二	同	同
第十百三	同	同
第十百四	同	同
第十百五	同	同
第十百六	同	同
第十百七	同	同
第十百八	同	同
第十百九	同	同
第二十百	同	同
第二十百一	同	同
第二十百二	同	同
第二十百三	同	同
第二十百四	同	同
第二十百五	同	同
第二十百六	同	同
第二十百七	同	同
第二十百八	同	同
第二十百九	同	同
第三十百	同	同
第三十百一	同	同
第三十百二	同	同
第三十百三	同	同
第三十百四	同	同
第三十百五	同	同
第三十百六	同	同
第三十百七	同	同
第三十百八	同	同
第三十百九	同	同
第四十百	同	同
第四十百一	同	同
第四十百二	同	同
第四十百三	同	同
第四十百四	同	同
第四十百五	同	同
第四十百六	同	同
第四十百七	同	同
第四十百八	同	同
第四十百九	同	同
第五十百	同	同
第五十百一	同	同
第五十百二	同	同
第五十百三	同	同
第五十百四	同	同
第五十百五	同	同
第五十百六	同	同
第五十百七	同	同
第五十百八	同	同
第五十百九	同	同
第六十百	同	同
第六十百一	同	同
第六十百二	同	同
第六十百三	同	同
第六十百四	同	同
第六十百五	同	同
第六十百六	同	同
第六十百七	同	同
第六十百八	同	同
第六十百九	同	同
第七十百	同	同
第七十百一	同	同
第七十百二	同	同
第七十百三	同	同
第七十百四	同	同
第七十百五	同	同
第七十百六	同	同
第七十百七	同	同
第七十百八	同	同
第七十百九	同	同
第八十百	同	同
第八十百一	同	同
第八十百二	同	同
第八十百三	同	同
第八十百四	同	同
第八十百五	同	同
第八十百六	同	同
第八十百七	同	同
第八十百八	同	同
第八十百九	同	同
第九十百	同	同
第九十百一	同	同
第九十百二	同	同
第九十百三	同	同
第九十百四	同	同
第九十百五	同	同
第九十百六	同	同
第九十百七	同	同
第九十百八	同	同
第九十

東京警備司令部

司令官は陸軍大將又は中將之に親補され、天皇に直隸し、帝都及び其附近の警備に任じ、且つ東京衛戍司令官の職務を行ふ。

防衛司令部

司令官は陸軍大將又は中將之に親補され、天皇に隸屬して要地の防空計畫に任じ、西部司令官はこの外要塞系の防禦計畫を擔任する。司令部所在地左の通り。（×印は未開始）

東京司令部所在地 ―司令部所在地 中部 ×大阪 ―西部 ×小倉

航空兵團司令部

航空兵團長は陸軍大將又は中將を以て親補され、天皇に直隸し、部下飛行部隊を統率し其練成に付責に任ずる。司令部は東京市麹町區隼町一丁目におかる。

飛行團司令部―飛行團長は部下各隊教育の進歩を圖り、軍紀、風紀、內務、經理、衛生及び動員計畫を統監する。現在飛行團司令部左の通り。

第一飛行團長 中將 香月清司 ―第一飛行團司令部 師團 ―師團司令部 少將 儀峨徵二

第二飛行團長 少將 黑谷正忠 ―第二飛行團司令部 同 ―同司令部 中將 德川好敏

第三飛行團長 少將 湯淺榮次郎 ―第三飛行團司令部 同 ―同司令部 少將 安井藤治

第四飛行團長 少將 秦雅尙 ―第四飛行團司令部 同 ―同司令部 中將 岩越恒一

第一野戰重砲兵旅團長 少將 小林淺三郎（小松原淺太郎） ―第一野戰重砲兵旅團司令部 東京衛戍司令官 ―東京衛戍司令官 少將 安井藤治

第一飛行團長 少將 坂西平八 ―第一飛行團司令官 少將 江橋英次郎

師團司令部

師團長は陸軍中將之に親補せられ、天皇に直隸し部下軍隊を統率し、軍事に係る諸件を總轄し、其主管に係る各部團隊の動員計畫を掌る。近衛師團長には此外宮闕守衛の任がある。各師團司令部所在地左の通り。

	司令部所在地	
第一	東京	熊本
第二	仙臺	弘前
第三	名古屋	旭川
第四	大阪	姫路
第五	廣島	善通寺
第六	久留米	福岡
第七	札幌	帯廣
第八	仙臺	盛岡
第九	金澤	高岡
第十	姫路	津田沼
第十一	廣島	善通寺
第十二	熊本	福岡
近衛	東京	東京
同第二	東京	東京

旅團司令部

旅團長は少將之に補せられ、部下軍隊を統率し、各隊の教育進歩の齊一を圖り、軍紀、風紀、內務、經理、衛生及び動員計畫を統監する。各旅團司令部所在地左の通り。

歩兵―

旅團	所在地	所屬師團
第一	高田	第十二
第二	津田沼	第一
第三	小倉	第十二
第四	福岡	第十二
第五	熊本	第十三
第六	善通寺	第十四
第七	姫路	第十四
第八	廣島	第五
第九	金澤	第九
第十	大阪	第四
第十一	姫路	第十四
第十二	福岡	第十二
第十三	熊本	第十三
第十四	善通寺	第十四
第十五	廣島	第五
第十六	久留米	第十二
第十七	札幌	第七
第十八	帯廣	第七
第十九	盛岡	第八
第二十	高岡	第九
第二十一	金澤	第九
第二十二	高田	第十
第二十三	福知山	第十六
第二十四	姫路	第十四
第二十五	岡山	第五
第二十六	鳥取	第十六
第二十七	松江	第十四
第二十八	浜田	第十四
第二十九	山口	第十六
第三十	萩	第十六
第三十一	高知	第十四
第三十二	丸亀	第十四
第三十三	松山	第十六
第三十四	徳島	第十四
第三十五	久留米	第三
第三十六	熊本	第三
第三十七	鹿兒島	第三
第三十八	都城	第三
第三十九	福岡	第三
第四十	佐賀	第三
第四十一	長崎	第十四
第四十二	大村	第十四
第四十三	熊本	第三
近衛第一	東京	近衛
同第二	東京	近衛
第一騎兵	東京	近衛
第二騎兵	千葉	第一
第三騎兵	宇都宮	第一
第四騎兵	高崎	第三
第五騎兵	甲府	第三
第六騎兵	福井	第八
第七騎兵	秋田	第八
第八騎兵	盛岡	第九
第九騎兵	米沢	第二
第十騎兵	高田	第十
第十一騎兵	岐阜	第十
第十二騎兵	鳥取	第十六
第十三騎兵	熊本	第三
第十四騎兵	都城	第三
第十五騎兵	福岡	第三
第十六騎兵	佐賀	第三
第十七騎兵	長崎	第十四
第十八騎兵	大村	第十四
第十九騎兵	熊本	第三
第二十騎兵	鹿兒島	第三
第二十一騎兵	都城	第三
第二十二騎兵	福岡	第三
第二十三騎兵	佐賀	第三
第二十四騎兵	長崎	第十四
第二十五騎兵	大村	第十四
第二十六騎兵	熊本	第三
第二十七騎兵	都城	第三
第二十八騎兵	福岡	第三
第二十九騎兵	佐賀	第三
第三十騎兵	長崎	第十四
第三十一騎兵	大村	第十四
第三十二騎兵	熊本	第三
第三十三騎兵	都城	第三
第三十四騎兵	福岡	第三
第三十五騎兵	佐賀	第三
第三十六騎兵	長崎	第十四
第三十七騎兵	大村	第十四
第三十八騎兵	熊本	第三
第三十九騎兵	都城	第三
第四十騎兵	福岡	第三
第四十一騎兵	佐賀	第三
第四十二騎兵	長崎	第十四
第四十三騎兵	大村	第十四
第四十四騎兵	熊本	第三
第四十五騎兵	都城	第三
第四十六騎兵	福岡	第三
第四十七騎兵	佐賀	第三
第四十八騎兵	長崎	第十四
第四十九騎兵	大村	第十四
第五十騎兵	熊本	第三
第五十一騎兵	都城	第三
第五十二騎兵	福岡	第三
第五十三騎兵	佐賀	第三
第五十四騎兵	長崎	第十四
第五十五騎兵	大村	第十四
第五十六騎兵	熊本	第三
第五十七騎兵	都城	第三
第五十八騎兵	福岡	第三
第五十九騎兵	佐賀	第三
第六十騎兵	長崎	第十四
第六十一騎兵	大村	第十四
第六十二騎兵	熊本	第三
第六十三騎兵	都城	第三
第六十四騎兵	福岡	第三
第六十五騎兵	佐賀	第三
第六十六騎兵	長崎	第十四
第六十七騎兵	大村	第十四
第六十八騎兵	熊本	第三
第六十九騎兵	都城	第三
第七十騎兵	福岡	第三
第七十一騎兵	佐賀	第三
第七十二騎兵	長崎	第十四
第七十三騎兵	大村	第十四
第七十四騎兵	熊本	第三
第七十五騎兵	都城	第三
第七十六騎兵	福岡	第三
第七十七騎兵	佐賀	第三
第七十八騎兵	長崎	第十四
第七十九騎兵	大村	第十四
第八十騎兵	熊本	第三
第八十一騎兵	都城	第三
第八十二騎兵	福岡	第三
第八十三騎兵	佐賀	第三
第八十四騎兵	長崎	第十四
第八十五騎兵	大村	第十四
第八十六騎兵	熊本	第三
第八十七騎兵	都城	第三
第八十八騎兵	福岡	第三
第八十九騎兵	佐賀	第三
第九十騎兵	長崎	第十四
第九十一騎兵	大村	第十四
第九十二騎兵	熊本	第三
第九十三騎兵	都城	第三
第九十四騎兵	福岡	第三
第九十五騎兵	佐賀	第三
第九十六騎兵	長崎	第十四
第九十七騎兵	大村	第十四
第九十八騎兵	熊本	第三
第九十九騎兵	都城	第三
第百騎兵	福岡	第三
第百一騎兵	佐賀	第三
第百二騎兵	長崎	第十四
第百三騎兵	大村	第十四
第百四騎兵	熊本	第三
第百五騎兵	都城	第三
第百六騎兵	福岡	第三
第百七騎兵	佐賀	第三
第百八騎兵	長崎	第十四
第百九騎兵	大村	第十四
第百十騎兵	熊本	第三
第百十一騎兵	都城	第三
第百十二騎兵	福岡	第三
第百十三騎兵	佐賀	第三
第百十四騎兵	長崎	第十四
第百十五騎兵	大村	第十四
第百十六騎兵	熊本	第三
第百十七騎兵	都城	第三
第百十八騎兵	福岡	第三
第百十九騎兵	佐賀	第三
第百二十騎兵	長崎	第十四
第百二十一騎兵	大村	第十四
第百二十二騎兵	熊本	第三
第百二十三騎兵	都城	第三
第百二十四騎兵	福岡	第三
第百二十五騎兵	佐賀	第三
第百二十六騎兵	長崎	第十四
第百二十七騎兵	大村	第十四
第百二十八騎兵	熊本	第三
第百二十九騎兵	都城	第三
第百三十騎兵	福岡	第三
第百三十一騎兵	佐賀	第三
第百三十二騎兵	長崎	第十四
第百三十三騎兵	大村	第十四
第百三十四騎兵	熊本	第三
第百三十五騎兵	都城	第三
第百三十六騎兵	福岡	第三
第百三十七騎兵	佐賀	第三
第百三十八騎兵	長崎	第十四
第百三十九騎兵	大村	第十四
第百四十騎兵	熊本	第三
第百四十一騎兵	都城	第三
第百四十二騎兵	福岡	第三
第百四十三騎兵	佐賀	第三
第百四十四騎兵	長崎	第十四
第百四十五騎兵	大村	第十四
第百四十六騎兵	熊本	第三
第百四十七騎兵	都城	第三
第百四十八騎兵	福岡	第三
第百四十九騎兵	佐賀	第三
第百五十騎兵	長崎	第十四
第百五十一騎兵	大村	第十四
第百五十二騎兵	熊本	第三
第百五十三騎兵	都城	第三
第百五十四騎兵	福岡	第三
第百五十五騎兵	佐賀	第三
第百五十六騎兵	長崎	第十四
第百五十七騎兵	大村	第十四
第百五十八騎兵	熊本	第三
第百五十九騎兵	都城	第三
第百六十騎兵	福岡	第三
第百六十一騎兵	佐賀	第三
第百六十二騎兵	長崎	第十四
第百六十三騎兵	大村	第十四
第百六十四騎兵	熊本	第三
第百六十五騎兵	都城	第三
第百六十六騎兵	福岡	第三
第百六十七騎兵	佐賀	第三
第百六十八騎兵	長崎	第十四
第百六十九騎兵	大村	第十四
第百七十騎兵	熊本	第三
第百七十一騎兵	都城	第三
第百七十二騎兵	福岡	第三
第百七十三騎兵	佐賀	第三
第百七十四騎兵	長崎	第十四
第百七十五騎兵	大村	第十四
第百七十六騎兵	熊本	第三
第百七十七騎兵	都城	第三
第百七十八騎兵	福岡	第三
第百七十九騎兵	佐賀	第三
第百八十騎兵	長崎	第十四
第百八十一騎兵	大村	第十四
第百八十二騎兵	熊本	第三
第百八十三騎兵	都城	第三
第百八十四騎兵	福岡	第三
第百八十五騎兵	佐賀	第三
第百八十六騎兵	長崎	第十四
第百八十七騎兵	大村	第十四
第百八十八騎兵	熊本	第三
第百八十九騎兵	都城	第三
第百九十騎兵	福岡	第三
第百九十一騎兵	佐賀	第三
第百九十二騎兵	長崎	第十四
第百九十三騎兵	大村	第十四
第百九十四騎兵	熊本	第三
第百九十五騎兵	都城	第三
第百九十六騎兵	福岡	第三
第百九十七騎兵	佐賀	第三
第百九十八騎兵	長崎	第十四
第百九十九騎兵	大村	第十四
第二百騎兵	熊本	第三
第二百一騎兵	都城	第三
第二百二騎兵	福岡	第三
第二百三騎兵	佐賀	第三
第二百四騎兵	長崎	第十四
第二百五騎兵	大村	第十四
第二百六騎兵	熊本	第三
第二百七騎兵	都城	第三
第二百八騎兵	福岡	第三
第二百九騎兵	佐賀	第三
第二百十騎兵	長崎	第十四
第二百十一騎兵	大村	第十四
第二百十二騎兵	熊本	第三
第二百十三騎兵	都城	第三
第二百十四騎兵	福岡	第三
第二百十五騎兵	佐賀	第三
第二百十六騎兵	長崎	第十四
第二百十七騎兵	大村	第十四
第二百十八騎兵	熊本	第三
第二百十九騎兵	都城	第三
第二百二十騎兵	福岡	第三
第二百二十一騎兵	佐賀	第三
第二百二十二騎兵	長崎	第十四
第二百二十三騎兵	大村	第十四
第二百二十四騎兵	熊本	第三
第二百二十五騎兵	都城	第三
第二百二十六騎兵	福岡	第三
第二百二十七騎兵	佐賀	第三
第二百二十八騎兵	長崎	第十四
第二百二十九騎兵	大村	第十四
第二百三十騎兵	熊本	第三
第二百三十一騎兵	都城	第三
第二百三十二騎兵	福岡	第三
第二百三十三騎兵	佐賀	第三
第二百三十四騎兵	長崎	第十四
第二百三十五騎兵	大村	第十四
第二百三十六騎兵	熊本	第三
第二百三十七騎兵	都城	第三
第二百三十八騎兵	福岡	第三
第二百三十九騎兵	佐賀	第三
第二百四十騎兵	長崎	第十四
第二百四十一騎兵	大村	第十四
第二百四十二騎兵	熊本	第三
第二百四十三騎兵	都城	第三
第二百四十四騎兵	福岡	第三
第二百四十五騎兵	佐賀	第三
第二百四十六騎兵	長崎	第十四
第二百四十七騎兵	大村	第十四
第二百四十八騎兵	熊本	第三
第二百四十九騎兵	都城	第三
第二百五十騎兵	福岡	第三
第二百五十一騎兵	佐賀	第三
第二百五十二騎兵	長崎	第十四
第二百五十三騎兵	大村	第十四
第二百五十四騎兵	熊本	第三
第二百五十五騎兵	都城	第三
第二百五十六騎兵	福岡	第三
第二百五十七騎兵	佐賀	第三
第二百五十八騎兵	長崎	第十四
第二百五十九騎兵	大村	第十四
第二百六十騎兵	熊本	第三
第二百六十一騎兵	都城	第三
第二百六十二騎兵	福岡	第三
第二百六十三騎兵	佐賀	第三
第二百六十四騎兵	長崎	第十四
第二百六十五騎兵	大村	第十四
第二百六十六騎兵	熊本	第三
第二百六十七騎兵	都城	第三
第二百六十八騎兵	福岡	第三
第二百六十九騎兵	佐賀	第三
第二百七十騎兵	長崎	第十四
第二百七十一騎兵	大村	第十四
第二百七十二騎兵	熊本	第三
第二百七十三騎兵	都城	第三
第二百七十四騎兵	福岡	第三
第二百七十五騎兵	佐賀	第三
第二百七十六騎兵	長崎	第十四
第二百七十七騎兵	大村	第十四
第二百七十八騎兵	熊本	第三
第二百七十九騎兵	都城	第三
第二百八十騎兵	福岡	第三
第二百八十一騎兵	佐賀	第三
第二百八十二騎兵	長崎	第十四
第二百八十三騎兵	大村	第十四
第二百八十四騎兵	熊本	第三
第二百八十五騎兵	都城	第三
第二百八十六騎兵	福岡	第三
第二百八十七騎兵	佐賀	第三
第二百八十八騎兵	長崎	第十四
第二百八十九騎兵	大村	第十四
第二百九十騎兵	熊本	第三
第二百九十一騎兵	都城	第三
第二百九十二騎兵	福岡	第三
第二百九十三騎兵	佐賀	第三
第二百九十四騎兵	長崎	第十四
第二百九十五騎兵	大村	第十四
第二百九十六騎兵	熊本	第三
第二百九十七騎兵	都城	第三
第二百九十八騎兵	福岡	第三
第二百九十九騎兵	佐賀	第三
第三百騎兵	長崎	第十四
第三百一騎兵	大村	第十四
第三百二騎兵	熊本	第三
第三百三騎兵	都城	第三
第三百四騎兵	福岡	第三
第三百五騎兵	佐賀	第三
第三百六騎兵	長崎	第十四
第三百七騎兵	大村	第十四
第三百八騎兵	熊本	第三
第三百九騎兵	都城	第三
第三百十騎兵	福岡	第三
第三百十一騎兵	佐賀	第三
第三百十二騎兵	長崎	第十四
第三百十三騎兵	大村	第十四
第三百十四騎兵	熊本	第三
第三百十五騎兵	都城	第三
第三百十六騎兵	福岡	第三
第三百十七騎兵	佐賀	第三
第三百十八騎兵	長崎	第十四
第三百十九騎兵	大村	第十四
第三百二十騎兵	熊本	第三
第三百二十一騎兵	都城	第三
第三百二十二騎兵	福岡	第三
第三百二十三騎兵	佐賀	第三
第三百二十四騎兵	長崎	第十四
第三百二十五騎兵	大村	第十四
第三百二十六騎兵	熊本	第三
第三百二十七騎兵	都城	第三
第三百二十八騎兵	福岡	第三
第三百二十九騎兵	佐賀	第三
第三百三十騎兵	長崎	第十四
第三百三十一騎兵	大村	第十四
第三百三十二騎兵	熊本	第三
第三百三十三騎兵	都城	第三
第三百三十四騎兵	福岡	第三
第三百三十五騎兵	佐賀	第三
第三百三十六騎兵	長崎	第十四
第三百三十七騎兵	大村	第十四
第三百三十八騎兵	熊本	第三
第三百三十九騎兵	都城	第三
第三百四十騎兵	福岡	第三
第三百四十一騎兵	佐賀	第三
第三百四十二騎兵	長崎	第十四
第三百四十三騎兵	大村	第十四
第三百四十四騎兵	熊本	第三
第三百四十五騎兵	都城	第三
第三百四十六騎兵	福岡	第三
第三百四十七騎兵	佐賀	第三
第三百四十八騎兵	長崎	第十四
第三百四十九騎兵	大村	第十四
第三百五十騎兵	熊本	第三
第三百五十一騎兵	都城	第三
第三百五十二騎兵	福岡	第三
第三百五十三騎兵	佐賀	第三
第三百五十四騎兵	長崎	第十四
第三百五十五騎兵	大村	第十四
第三百五十六騎兵	熊本	第三
第三百五十七騎兵	都城	第三
第三百五十八騎兵	福岡	第三
第三百五十九騎兵	佐賀	第三
第三百六十騎兵	長崎	第十四
第三百六十一騎兵	大村	第十四
第三百六十二騎兵	熊本	第三
第三百六十三騎兵	都城	第三
第三百六十四騎兵	福岡	第三
第三百六十五騎兵	佐賀	第三
第三百六十六騎兵	長崎	第十四
第三百六十七騎兵	大村	第十四
第三百六十八騎兵	熊本	第三
第三百六十九騎兵	都城	第三
第三百七十騎兵	福岡	第三
第三百七十一騎兵	佐賀	第三
第三百七十二騎兵	長崎	第十四
第三百七十三騎兵	大村	第十四
第三百七十四騎兵	熊本	第三
第三百七十五騎兵	都城	第三
第三百七十六騎兵	福岡	第三
第三百七十七騎兵	佐賀	第三
第三百七十八騎兵	長崎	第十四
第三百七十九騎兵	大村	第十四
第三百八十騎兵	熊本	第三
第三百八十一騎兵	都城	第三
第三百八十二騎兵	福岡	第三
第三百八十三騎兵	佐賀	第三
第三百八十四騎兵	長崎	第十四
第三百八十五騎兵	大村	第十四
第三百八十六騎兵	熊本	第三
第三百八十七騎兵	都城	第三
第三百八十八騎兵	福岡	第三
第三百八十九騎兵	佐賀	第三
第三百九十騎兵	長崎	第十四
第三百九十一騎兵	大村	第十四
第三百九十二騎兵	熊本	第三
第三百九十三騎兵	都城	第三
第三百九十四騎兵	福岡	第三
第三百九十五騎兵	佐賀	第三
第三百九十六騎兵	長崎	第十四
第三百九十七騎兵	大村	第十四
第三百九十八騎兵	熊本	第三
第三百九十九騎兵	都城	第三
第四百騎兵	福岡	第三
第四百一騎兵	佐賀	第三
第四百二騎兵	長崎	第十四
第四百三騎兵	大村	第十四
第四百四騎兵	熊本	第三
第四百五騎兵	都城	第三
第四百六騎兵	福岡	第三
第四百七騎兵	佐賀	第三
第四百八騎兵	長崎	第十四
第四百九騎兵	大村	第十四
第四百十騎兵	熊本	第三
第四百十一騎兵	都城	第三
第四百十二騎兵	福岡	第三
第四百十三騎兵	佐賀	第三
第四百十四騎兵	長崎	第十四
第四百十五騎兵	大村	第十四
第四百十六騎兵	熊本	第三
第四百十七騎兵	都城	第三
第四百十八騎兵	福岡	第三
第四百十九騎兵	佐賀	第三
第四百二十騎兵	長崎	第十四
第四百二十一騎兵	大村	第十四
第四百二十二騎兵	熊本	第三
第四百二十三騎兵	都城	第三
第四百二十四騎兵	福岡	第三
第四百二十五騎兵	佐賀	第三
第四百二十六騎兵	長崎	第十四
第四百二十七騎兵	大村	第十四
第四百二十八騎兵	熊本	第三
第四百二十九騎兵	都城	第三
第四百三十騎兵	福岡	第三
第四百三十一騎兵	佐賀	第三
第四百三十二騎兵	長崎	第十四
第四百三十三騎兵	大村	第十四
第四百三十四騎兵	熊本	第三
第四百三十五騎兵	都城	第三
第四百三十六騎兵	福岡	第三
第四百三十七騎兵	佐賀	第三
第四百三十八騎兵	長崎	第十四
第四百三十九騎兵	大村	第十四
第四百四十騎兵	熊本	第三
第四百四十一騎兵	都城	第三
第四百四十二騎兵	福岡	第三
第四百四十三騎兵	佐賀	第三
第四百四十四騎兵	長崎	第十四
第四百四十五騎兵	大村	第十四
第四百四十六騎兵	熊本	第三
第四百四十七騎兵	都城	第三
第四百四十八騎兵	福岡	第三
第四百四十九騎兵	佐賀	第三
第四百五十騎兵	長崎	第十四
第四百五十一騎兵	大村	第十四
第四百五十二騎兵	熊本	第三
第四百五十三騎兵	都城	第三
第四百五十四騎兵	福岡	第三
第四百五十五騎兵	佐賀	第三
第四百五十六騎兵	長崎	第十四
第四百五十七騎兵	大村	第十四
第四百五十八騎兵	熊本	第三
第四百五十九騎兵	都城	第三
第四百六十騎兵	福岡	第三
第四百六十一騎兵	佐賀	第三
第四百六十二騎兵	長崎	第十四
第四百六十三騎兵	大村	第十四
第四百六十四騎兵	熊本	第三
第四百六十五騎兵	都城	第三
第四百六十六騎兵	福岡	第三
第四百六十七騎兵	佐賀	第三
第四百六十八騎兵	長崎	第十四
第四百六十九騎兵	大村	第十四
第四百七十騎兵	熊本	第三
第四百七十一騎兵	都城	第三
第四百七十二騎兵	福岡	第三
第四百七十三騎兵	佐賀	第三
第四百七十四騎兵	長崎	第十四
第四百七十五騎兵	大村	第十四
第四百七十六騎兵	熊本	第三
第四百七十七騎兵	都城	第三
第四百七十八騎兵	福岡	第三
第四百七十九騎兵	佐賀	第三
第四百八十騎兵	長崎	第十四
第四百八十一騎兵	大村	第十四
第四百八十二騎兵	熊本	第三
第四百八十三騎兵	都城	第三
第四百八十四騎兵	福岡	第三
第四百八十五騎兵	佐賀	第三
第四百八十六騎兵	長崎	第十四
第四百八十七騎兵	大村	第十四
第四百八十八騎兵	熊本	第三
第四百八十九騎兵	都城	第三
第四百九十騎兵	福岡	第三
第四百九十一騎兵	佐賀	第三
第四百九十二騎兵	長崎	第十四
第四百九十三騎兵	大村	第十四
第四百九十四騎兵	熊本	第三
第四百九十五騎兵	都城	第三
第四百九十六騎兵	福岡	第三
第四百九十七騎兵	佐賀	第三
第四百九十八騎兵	長崎	第十四
第四百九十九騎兵	大村	第十四
第五百騎兵	熊本	第三
第五百一騎兵	都城	第三
第五百二騎兵	福岡	第三
第五百三騎兵	佐賀	第三
第五百四騎兵	長崎	第十四
第五百五騎兵	大村	第十四
第五百六騎兵	熊本	第三
第五百七騎兵	都城	第三
第五百八騎兵	福岡	第三
第五百九騎兵	佐賀	第三
第五百十騎兵	長崎	第十四
第五百十一騎兵	大村	第十四
第五百十二騎兵	熊本	第三
第五百十三騎兵	都城	第三
第五百十四騎兵	福岡	第三
第五百十五騎兵	佐賀	第三
第五百十六騎兵	長崎	第十四
第五百十七騎兵	大村	第十四
第五百十八騎兵	熊本	第三
第五百十九騎兵	都城	第三
第五百二十騎兵	福岡	第三
第五百二十一騎兵	佐賀	第三
第五百二十二騎兵	長崎	第十四
第五百二十三騎兵	大村	第十四
第五百二十四騎兵	熊本	第三
第五百二十五騎兵	都城	第三
第五百二十六騎兵	福岡	第三
第五百二十七騎兵	佐賀	第三
第五百二十八騎兵	長崎	第十四
第五百二十九騎兵	大村	第十四
第五百三十騎兵	熊本	第三
第五百三十一騎兵	都城	第三
第五百三十二騎兵	福岡	第三
第五百三十三騎兵	佐賀	第三
第五百三十四騎兵	長崎	第十四
第五百三十五騎兵	大村	第十四
第五百三十六騎兵	熊本	第三
第五百三十七騎兵	都城	第三
第五百三十八騎兵	福岡	第三
第五百三十九騎兵	佐賀	第三
第五百四十騎兵	長崎	第十四
第五百四十一騎兵	大村	第十四
第五百四十二騎兵	熊本	第三
第五百四十三騎兵	都城	第三
第五百四十四騎兵	福岡	第三
第五百四十五騎兵	佐賀	第三
第五百四十六騎兵	長崎	第十四
第五百四十七騎兵	大村	第十四
第五百四十八騎兵	熊本	第三
第五百四十九騎兵

現役志願兵

種	昭和八	九	一〇
歩兵	一三・九	八一・五九	九〇・三五
戰車兵	一三・二	一二・七一	一三・八
騎兵	一一・三五	一一・七二	一二・八六
野山砲兵	八・三一	六・九五	六・二一
野戰砲兵	九・六	八・八五	四・八四
騎砲兵	三〇・八	二・九五	二・九五
重砲兵	一・一	一・一〇	一・三
高射砲兵	一・四	一・三八	一・三六
工兵	一・五五	一・五五	一・六五
鐵道兵	一・五五	一・五八	一・五五
飛行兵	一・四	一・三一	一・三一
電信兵	六・一三	六・五二	七・六六
氣球兵	三	一・七	二・四
輜重兵	五・八	五・九	五・三
看護兵	七・三	六・六	五・四
磨工兵	一	一	二
計	一三・五六五	一二・七九四	一三・九六六

歷代大將

任官年月	氏名	任官年月	氏名
明六・五	×西郷隆盛	明三・一・六	兒玉源太郎
一〇・一〇	熾仁親王	三・一・六	乃木希典
三・一・六	×山縣有朋	三・一・六	×貞愛親王
三・一・六	×彰仁親王	三・一・一	×小川又次
二四・五・五	×大山巖	三八・一〇	×川村景明
二六・三	×野津道貫	三八・一〇	大島義昌
二六・二	能久親王	三九・五・五	大島久直
三・一・九	佐久間左馬太	三九・五・五	大迫尚敏
三・一・九	川上操六	三九・五・五	立身尚文
三・一・九	桂太郎	三九・二・一	×寺内正毅
三六・二・一	黑木爲楨	四一・八・八	井上光
三六・二・一	奥保鞏	四一・八・八	大久保春野
三七・三・三	山口素臣	四三・八・八	土屋光春
三七・六・六	岡澤精	四四・九・九	鮫島重雄
三七・六・六	×長谷川好道	四四・二・一	上田有澤
三七・六・六	西寛二郎	大元・八・八	淺田信興

任官年月	氏名	任官年月	氏名
大元・二・一	×載仁親王	三・九・一	福島安正
四・一・一	安東貞美	四・一・一	中村覺
四・一・一	×上原勇作	四・二・一	一戸兵衛
四・八・八	内山小二郎	四・八・八	大迫尚道
四・八・八	神尾光臣	五・六・六	井口省吾
五・二・二	鈴木孝雄	五・二・二	大谷喜久藏
五・二・二	秋山好古	五・二・二	松川敏胤
七・七・七	仁田原重行	七・七・七	本郷房太郎
七・七・七	明石元二郎	七・七・七	柴五郎
八・八・八	島川文八郎	八・二・二	宇都宮太郎
八・二・二	大井成元	八・二・二	由比光衛
九・八・八	立花小一郎	九・二・三	大庭二郎
一〇・四・四	河合操	一〇・六・六	田中義一
一〇・三・三	福田雅太郎	一〇・三・三	山梨半造
一一・五・五	尾野實信	一一・八・八	町田經宇
一二・八・八	×邦彥王	一二・八・八	×守正王
一二・八・八	菊池慎之助		

×印は後元帥となれるもの。

特別大演習

明治二十三年、明治天皇御統監の下に名古屋地方で行はれた大演習は近衛、第三、第四の三個師團に海軍の一部が參加し可なり大規模のものであつたが、現制度の特別大演習は明治二十四年に定められ、翌二十五年宇都宮地方で行はれたものを第一回とし、昭和十年度の大演習はその第三十三回目に該當する。

年次	地域	參謀總長（幕僚長）	軍司令官	參加師團
明治二六	宇都宮方面	熾仁親王（甲佐久間左馬太 乙山地元治）	近衛及第二、二	
〃	大阪方面	川上操六（乙奥保鞏）	第三、四、九、十	
〃	仙臺方面	乙西寛二郎	第一、八	
〃	臺山方面	大山巖	甲立見尚文	
〃	熊本方面	大山巖	甲井上光 乙大久保春野	第六、十二
〃	姫路方面	大山巖	甲黑木爲楨 乙山口素臣	第一、十
〃	結城方面	乙貞愛親王	甲川村景明	近衛、第一、三、十五
〃	奈良方面	乙貞愛親王	甲乃木希典	第四、六、十二、十六
〃	宇都宮方面	乙貞愛親王	甲西寛二郎	第二、七、八、十三
〃	岡山方面	乙貞愛親王	甲西寛二郎	第六、十、十七
〃	久留米方面	乙川村景明	甲長谷川好道	第六、十三、十六
大正元	川越方面	乙大島久直	甲大島義昌	近衛、第一、十三
〃	名古屋方面	乙川村景明	甲戴仁親王	第二、九、十三、十六
〃	近畿方面	乙淺田信興	甲長谷川好道	第四、十、十七
〃	大阪方面	乙大島義昌	甲長谷川好道	第三、十、十七
〃	福井方面	乙原田敬一	甲荒蒔義勝	第九、十一
〃	關東方面	乙荒木貞夫	甲阿部信行	第一、三、近衛、十一
〃	平地方面	乙戴仁親王	甲林銑十郎	第六、十、十五
〃	地方面	乙戴仁親王	甲大迫尚道	第一、六、十二、十六
〃	福岡方面	乙井口省吾	甲大谷喜久藏	第六、十二、十六
〃	上原勇作方面	乙秋川好吉	甲大谷喜久藏	第三、四、十、十七
〃	關東平地	乙秋川好吉	甲大谷喜久藏	第三、四、十、十七
〃	木附近	乙戴仁親王	甲松川敏胤	第一、三、十、八、十三、十四、十五
〃	上原勇作方面	乙秋川好吉	甲柴五郎	第四、十、十七
〃	上原勇作方面	乙松川敏胤	甲本郷房太郎	第六、十三
〃	上原勇作平	乙守正王	甲大井成元	近衛、第一、三、十四
〃	上原勇作野	乙守正王	甲向西兵庫	第五、十一
〃	西部地方	乙山田陸槌	甲向西兵庫	第九、十三
〃	上原勇作方面	乙町田經宇	甲田中義一	第九、十三
〃	加越方面	河合操	甲菊池慎之助	
〃	仙臺方面	河合操	甲菊池慎之助	乙邦彥王 第二、七、八
昭和元	佐賀平地	鈴木莊六	甲福田彥助	第六、十二
〃	中京方面	鈴木莊六	甲宇垣一成	第一、三、四
〃	盛岡方面	鈴木莊六	甲鈴木孝雄	第二、八
〃	水戸近畿	鈴木莊六	甲白川義則	近衛、第一、十四
〃	岡山近畿	金谷範三	甲井上隆太郎	第一、十
〃	熊本近畿	金谷範三	甲渡邊錠太郎	第六、十二
〃	大阪奈良平地	戴仁親王	甲南次郎	第四、五、十六
〃	福井近畿	戴仁親王	甲荒蒔義勝	第九、十一
〃	關東地方	戴仁親王	甲阿部信行	第一、三、近衛、十一
〃	南九州地方	戴仁親王	甲林銑十郎	第六、十、十五

帝國の外交方策

滿洲事變と之に引續く國際聯盟脱退以來殆んど獨存的狀態に陷つた帝國の國際的立場は、其後蘇國の反日宣傳並に、我が華府條約廢止通告、通商的飛躍等によつて、一層世界各國との心理的對立を深め、茲に所謂非常時外交の出現を見るに至つた。この時に當り廣田外相が旺盛熾烈なる國民的自立意識の勃興を背景とし、非常時外交の指導方針を帝國が東亞に於いて安定勢力たらんとする決意と協和善隣外交に求め、努めて列强の理解增進に資し、局面好轉に寄與せるは本書前年版にも記した處であるが、外相は第六十八議會に於て左の如く我が外交の歸趨を說明した。

一、對滿政策—滿洲國に有する我が治外法權は漸進的に撤廢し、且之に應じて滿鐵付屬地行政權をも漸次調整して滿洲國の獨立發展に寄與し、併せて經濟的には有無相通じ、共存共榮を期せんとす。

一、對支政策—日支關係の根本的調整は之を、兩國は進んで親善提携の實を示すべく積極的に協力すること。滿支關係正常化は支那の滿洲國承認と滿支友好和協に俟つこと、及支那を赤化の危險より免れしむること、の三方針に求める。

一、對露政策—邊境植民地たる東部シベリアに集中せる過大な蘇軍の撤收を求める。

一、軍縮會議—軍縮條約の有無に拘らず不脅威不侵略の精神を尊重し、何等軍備競爭誘發の意思なく且又世界平和のため軍縮事業に協力せんとす。

一、通商擁護—國際通商自由の恢復により不必要なる貿易制限措置の撤廢門戸開放に努め、國際政局安定に資せんとす。

有田外交の登場—而して二・二六事件後登場した有田外相は緊迫せる時局と帝國の立場に鑑み、追隨外交を戒め、所謂自主的外交を以て對處する事となり、五月の第六十九議會に於いて先づ

東亞の安定を確保し、依つて以て世界平和に貢獻すると共に、國際正義の確立に依り、人類の福祉を增進するは、帝國の國是であります。而して我國民の生存を確保し、其の發展を期すると同時に、諸國民相互の融和を計り、特に日滿兩國の特殊不可分關係を基調として、東亞の安定力たるの實を擧げますることは、右國是を遂行する外交の指導精神であると信ずるのであります。

と冒頭し、廣田外交を敷衍して概要左の如く述べた。

一、對露政策—蘇聯邦當局の東亞に於ける帝國の地位に對する認識不足及疑心暗鬼に猛省を求むると共に、滿蘇國境全線明瞭の有效適切なる措置を講じ、且國境紛爭平和的處理機構を設定する。

一、對支政策—對支三原則を基礎とする。

一、對英政策—日英親善の傳統と世界平和に對する兩國の責任とに鑑み、兩國特殊の必要に對し熟慮利害を調整せんとす。

一、對米政策—日米相互の立場及使命を尊重し、太平洋の平和確保に協力する。

一、通商擁護—民族の共存共榮と世界平和に寄與する爲め友好的方法を以て經濟的武裝の撤廢、又は緩和方に極力努むべきも、列國の態度如何では帝國も必要なる措置を執つて之に對應する。

一、文化外交—文化の紹介が國際間の理解親善の增進に緊要なる鑑み、日本文化の宣傳普及に努め、併せて世界の文化を進め、人類福祐增進に貢獻せんとす。

外交一元化—斯くて自主積極外交の遂行により我外交國策遂行上に一新紀元を劃することゝなつたが、有田外相は之が爲め二重外交の弊を淸算して國防と外交の歸一を計るべく三相會議の新設を意圖し、四月廿四日の閣議に之を提議し、正式決定を見たので原則として毎週金曜日閣議後之を行ふ事となつた。

帝國外交の一轉機—國際聯盟脱退後、歐洲との政治的協力を斷ち、東亞政策の遂行に邁進した我が外交は、國際聯盟の對伊經濟制裁協力方要請（十月二十二日）に對しても、伊エ紛爭に對する日本の公正なる立場を維持する爲め之を默殺し、歐洲政局不干涉主義を執つたが、國際政局の推移は何日までもかうした我が態度を許してはおかないやうになつた。即ち伊エ紛爭を機として歐米有力者間には公然植民地再分割論が唱道され、又無力化せる國際聯盟改造說も論議されるに至つたが、歐米强國は動もすれば弱國の犧牲によつて之を糊塗せんとするのであつて、斯の如きは國際平和の將來に重大影響を及ぼすのみならず東亞の平和に對しても默過すべからざるものがあり、更にロシアの聯盟加入、相互援助條約等による對日外交包圍政策の進展に從ひ、自然東亞政策遂行の上からも歐洲と全く離れた外交を行ふことを得ない情勢となつた。茲に於て有田外相も大轟後歐洲まで進出した我が外交的地位を確保すべき決意を固め、我が自主的立場を留保し得る限り歐洲諸國に協力する事となり、その顯れとしてモントルー條約に參加し、愈々我が聯盟脱退後の對歐外交に一轉機を劃することゝなつた。

倫敦會議脱退

一九三五年倫敦海軍豫備會議交渉が、各國主張對峙の儘閉會となつてより絕望視されてゐた本會議は英國政府が建艦計畫樹立の必要上會議開催を決意し、茲に再開交渉が關係國間に開始された事は前年版所報の如くであるが、其後三六年九月十五日倫敦に英佛海軍會商を開き、次で英伊會談を行ひ、兩國の態度を打診したる英國政府は、帝國政府に對しても九月廿八日藤井駐英代理大使を通じ、米、佛、伊三國は自主的建艦宣言案を基礎に軍縮本會議を開催し短期協定締結に異議なし、貴國は如何と照會して來たので、我が海軍、外務兩當局は協議の結果、十月十五日左の如き回答を發送した。

不合理なる現行比率主義を基礎とする自主的建艦宣言案を留保してあくまで帝國の公正妥當なる根本方針によつて新協定の成立に努力されたい。帝國政府は軍縮と國際平和招來の爲めに虛心坦懷、眞摯なる努力を效さんとするものである。

英政府四國を招請—斯くて關係國の意嚮を一通り承知した英國政府は十月廿四日はじめて正式招請狀を發した。內容左の通り。

一、英國政府はワシントン、ロンドン兩條約所定の軍縮豫備會商の諸成果に就き今日迄充分の檢討を加へて來た。

一、茲に於て英國政府はロンドン條約第二十三條の規定に基づく會議及び大日本帝國の廢棄通告に依り必要を生じたるワシ

シントン條約第二十三條所定の會議を來る十二月二日よりロンドンに於て催すべきことを至當と信じ、之に參加せられんことを要請する次第である。英國政府は同會議に於て新たなる軍縮協定の締結に至らんことを衷心より希望する。

一、日本政府は可及的速かに同會議への參加を回答されんことを希望する。

一、會議の代表に就ては成るべく關係國の組織が同一スケールにあり而もロンドン駐劄の機關たることを希望する。代表又は海軍專門家は最初より本國政府を充分に代表し得べき者なることを希望する。

即ち招請狀は帝國の意嚮に鑑み建艦宣言に觸れなかつたので帝國政府は欣然參加を應諾し、同廿九日その回答を發すると共に十一月四日帝國全權委員に海軍大將永野修身（首席）、特命全權大使永井松三兩氏を任命し、且つ會議對處の根本方針を左の如く決定した。

一、帝國政府は世界の恒久的平和保持と國民負擔の輕減を圖ると共に、軍縮の三大原則中最重要視さるべき各國々防安全感の確保を招來するため新軍縮協定には既往の不合理なる軍縮條約の基礎をなす差等比率主義を撤廢し、各國海軍軍備は平等たるべしとの原則を採用せんことを提唱する。

一、帝國政府は右の方針を具體化するために、各國共通の最大保有量を設定し、各國は之を限度とする範圍に於て、別に定めらるべき艦型別限並びに艦種別制限に從ひ、國情に適合し、且つ國民負擔の輕減を圖り得べき艦種を自由に建造し得べき新軍縮方式を採用せんことを提唱する。

一、帝國政府は右方式に從ひ、徹底的軍縮を圖るため、艦種を進攻的艦種と防禦的艦種に二分し共通最大保有量内に進攻的艦種たる主力艦、航空母艦、甲級巡洋艦に就き徹底的縮減を加へたる艦型別限並びに艦種別保有量を設定し、防禦的艦種と認めらるべき乙級巡洋艦、驅逐艦、潜水艦は相互に保有量の融通を許し、更に之が實現を容易にせんが爲め、現在劣勢海軍國の國防安全感を脅威しつゝある高度軍備國の先決的縮減を要請する。

一、ロンドンに於て開催される軍縮會議不成立の場合ワシントン、ロンドン兩海軍軍縮條約又は之に基く何等かの暫定案が一九三七年以後に持續せられることに斷乎反對する。

本會議開く—一九三五年倫敦海軍會議は十二月九日日、英、米、佛、伊五箇國並に英帝國自治領代表百二十九名出席の下に英國外務省ロカルノの間に於て開會された。主なる代表委員は左の如くである。

△日本　全權永野大將、永井大使、事務總長藤井代理大使、首席委員岩下少將。

△英國　全權モンセル海相、全權代理スタンホープ外務次官、顧問チャツトフイールド軍令部長、クレーギー外務參事官。

△米國　全權デヴイス首席、フイリツプス國務次官、スタンドレー作戰部長。

△佛國　全權デユランヴイル軍令部長、アンリ・ロベール中將、ジユール・ビニ中將、全權補ギユセツペ・ピスチユア少將、レオナルド・ウイテツチ參事官。

會議は議長にホーア外相、副議長にモンセル海相を選任し、連日午後約二時間非公開會合を行ひ、共同コムミユニケを發表することゝなり、即日一般討議に入り、各國全權は交々立つて演說を試みたが、之によつて各國主張の骨子は左の如く明瞭となつた。

英國—適當の修正を加へて華府倫敦兩條約存續、潜水艦の廢止、不可能なれば右濫用防止の協定、一切の大型艦船及び備砲の型縮小。

米國—華府倫敦兩條約拋棄に反對、現有勢力二割縮減、右不可能の場合華府倫敦兩條約を新情勢に應じ適宜修正す。

佛國—艦型並に備砲口徑の大縮小、量的制限反對、潜水艦使用制限案を支持。

伊國—短期間の漸進的協定希望、動きの取れぬ協定の長期持續は困難。

日本—保有量の共通限度を定め、攻撃的兵力を縮減、各國間に不脅威不侵略の事態を確立す。

就中英米は日本案に對し「國防の脆弱性」「防禦の均衡」「安全の平等」等種々の要素が兵力量の必要度を決定するが故に國によつて兵力量に差等を生ずるのは當然であると反對し、永野全權は兵力量の劣勢こそ國防上の弱點そのものだと痛烈に之を反駁したが、そのまゝでは局面の打開が到底不可能となつたので、遂に日本提案の審議を一先づ保留して、次に英國の建艦計畫自主的宣言案を上程した。同案は一定期間中に各國が建造すべき建艦計畫を自主的に宣言する形式のものであるが、宣言に先立つて各國は計畫内容を協議し、且現有勢力を基礎とすることは我が軍縮方針と根本的に對立するものであるから、永野全權は英國案の不備と缺陷を完膚なき迄抉剔し、遂に之を全く粉碎して年末休暇に入つた。

建艦通報案—一月六日再開の會議には局面打開の爲め英案修正の形式で英、佛、伊三國から各建艦通報案が提案されたが、その方針は依然舊套を墨守するものであつたから當然日本側の排撃する所となつた。而も英、米、伊、佛四國は三國案を基とし協定を纒めんとしたので日本側は五國會議の圓滿終止を念として慎重考究の末「軍備競爭自制の五國宣言」その他の協定を提議したが、英國は同十五日一議に及ばず、之を拒否し、遂に即日日本の脱退を見るに至つた。

脱退通告正文—本全權委員は海軍軍備の廣汎なる制限及び縮小に關する帝國の提案に具現せられたる根本原則が一般の支持を得る能はざること本日の第一委員會の會議において充分明瞭となれるを以て、帝國全權においては帝國全權が本會議における討議に引續き參加するも最早效果なしとの結論に到達したることを茲に閣下に通告するの光榮を有す。然りと雖も帝國全權はその提案が效果ある軍縮の達成に最適したる提案たることを今猶確信するものにして、他國全權に依り提出せられたる量的制限の案は帝國全權の繰返し述べたる諸理由に依り之を承認する能はざることを陳述するを遺憾とす。本全權委員は帝國全權においては閣下が會議の主宰に付示されたる懇切なる態度を多とするものなることを此の機會において閣下に對し確言せんと欲すると同時に本會議に參加せられたる一切の全權の全幅的協力に對し帝國全權部に代りその深甚なる謝意を表せんと欲するものなり。

一九三六年一月十五日

帝國全權　永野　修身

新倫敦條約不參加—日本脱退後英米佛伊四國は日本側オブザーヴアーを交へて會議を續行し、英國提案の建艦通報案及質的制限案の審議を續け、三月廿五日に至り漸く新協定が成立したが、伊國は最後に迄調印を拒絶したる爲め、一九三六年倫敦海軍條約（世界一斑參照）は英米佛三國條約となつた。而して四月三日には英國政府を通じ帝國政府に對し同條約參加方を要請し來つたが、帝國政府は同條約が建艦通報を基礎とせるものにして且つ、量を制限することなく質のみを制限する結果兵力の相對關係は量的のみに依存する事となり最も忌避すべき量的競爭を激成する虞れ甚大なるのみならず、帝國海軍が量的無制限狀態に於て國防の安固を期せんとせば最も國情に適應せる效果的軍備を整備することが爲めには質的に完全なる自由を保存せねばならぬとの理由の下に同條約不參加と決定、六月二十八日正式に其旨英國政府に通告した。

英國の階梯條項要求—英國政府は獨逸海軍の復興、地中海の情勢等に鑑み、驅逐艦超過噸數四萬噸の保有並に甲級巡洋艦四隻を乙級巡洋艦に流用せん事を希望し、五月十六日同條約調印國政府にその旨通告して來たので、帝國政府は同二十六日、「英國の要求は異議なきも、同時に他の締約國の廢棄義務をも中止し同樣增勢を許すべし」と回答した。之に對し英國側は折返し驅逐艦增勢の代償として日本は何を求むるやと照會し來り、帝國政府は六月十二日再び回答を發して「日本は潜水艦及び驅逐艦に關する倫敦條約の噸數制限から解放されることを要求する」と行動の自由を留保したが、米國政府は新規外交協定が上院の贊成を必要とするに鑑みエスカレーター條項適用を希望したので、英國政府は結局一九三〇年倫敦海軍條約第三篇第二十一條エスカレーター條項を援用する事に決定し、其旨日、米兩國に通告し來つた。之に對し帝國政府に我方は如き主張を以て九月二日英國政府及び潜水艦超過噸數一萬二千噸及び驅逐艦超過噸數一萬五千六百噸、合計二萬六千六百噸を保有すべき旨通告した。

一、英國のエ條項適用により我方の取得すべき相當艦種は驅逐艦は保有し得る相當の條約超過量なく、從つて潜水艦を取得し得と信ず。

一、而も我國が保有せんとする潜水艦は主として老齢艦であるから英、米に脅威を與へない。

一、英國がホーキンス級甲巡保有が條約違反ならずとの見解を取るが、右は倫敦條約第十九條解釋に關する日、英、米三國間の交換公文により巡洋艦は甲巡、乙巡に明白に區別されてゐるから英國の主張する如く同一艦種としてホ級の乙級流用は條約違反である。

南洋委任統治問題

帝國政府は國際聯盟脱退以來、南洋委任統治地歸屬問題を以て日本牽制の具とし、誣言を弄するものに對しては其都度之を論破し來つたが、一九三四年統治年報に對する委員會の不遜なる質問に就いては、一九三五年度南洋委任統治領年次報告書に於て、群島の築港道路の開拓は一に委任統治民族の經濟利便生活向上を眼目とするものであることを明白にして質問の一部動因と思惟される南洋群島軍備化の臆說に對し徹底的反駁を加へた。然るに九月十八日の國際聯盟總會第六回政治委員會に於てランゲ諸國代表は日本の南洋港灣施設を非難し、更に聯盟を脱退した國家が委任統治地域との通商に關し、聯盟國と均等の待遇を享受し得るや否やと調査方を提議し、同廿一日同報告を採擇した。帝國政府は直ちに前言を繰返して非難の不當を力說し、且委任統治地域に對する非聯盟國の關係は夫々當該受任國と當該非聯盟國との自由協定によつて決定し聯盟の干渉すべき筋合ではなく、殊に特定國に差別待遇をなすことは國際間の通商上の圓滑なる關係を顧ゝ勸奬する旨を強調之を反駁した。然るに十月廿八日開會の國際聯盟常設委任統治委員會は委任統治領に於ける日本國待遇に付き、依然聯盟規約第二十二條第五項末段の反對解釋に基き日本は「通商貿易上均等の機會」を享受出來ぬとの見解を固執してゐたので、同日日本委員伊藤公使は前記帝國政府の見解を闡明し、之を以て聯盟の原則違反なる旨徹底的反駁を加へた結果、翌廿九日の委員會は何等意見を附せず日本政府報告書審議を終了、理事會へ廻附した。之に對し一月廿二日の聯盟理事會は、日本政府の聯盟國としての資格は終了したが、日本政府が依然として聯盟規約に遵ひ聯盟の委託により委任統治に當るべき義務ありと思惟して居ることは極めて妥當である」として委員會報告書を採擇し、且委任統治領に於ける通商均等權の問題に關し日本代表伊藤公使の陳述を記錄に留めた。尚通商問題に就ては、英國ボールドウイン首相は十二月十二日下院議員の質問に對し文書によつて左の如く言明し、頗る注目を惹いた。

一九一一年の日英通商條約に包含されてゐる諸權利は依然存續するも日本は今や聯盟非加盟國たる以上委任統治諸領に於ける商業上の平等待遇權は喪失したものと認める。

海峽條約改訂と日本

トルコ政府は別項（世界一斑解說）所報の如く歐洲不安の昂進にダーダネルス海峽再武裝を決意し四月十三日、帝國政府に對しダーダネルス海峽條約の改訂を求め、併せて之が商議開始の希望を通告し來つたので、帝國政府はその要求の妥當性を確認し、且つ商議開催に就ては國際聯盟主催の不合理を避け、ローザンヌ條約國間の交渉に委ねらるべき事を條件にその要望に應ずる事となり、四月廿五日ゲレデ駐日大使を通じ其旨回答する所があつた。斯くて帝國政府は六月二十二日より瑞西モントルー市に開催されたローザンヌ條約改訂會議に佐藤駐佛大使、堀田駐瑞西公使を帝國代表として參加せしめたが、會議參加國は全部聯盟加盟國なるため勢ひ討議は聯盟本位となり歐洲諸勢力の對抗に終始し、條約の實質形式兩方面に於て我が方の主張を容認せざる最惡の狀態に直面した。茲に於て帝國政府は左の如く我が方針を明示し

一、帝國政府は國際聯盟脱退に際し今後聯盟と政治的協力をせざる方針を明にした、仍てダーダネルス海峽條約に關し戰時トルコ政府が國際聯盟の決議に基き海峽の自由航行を制限する形式をとることは帝國政府の反對する所である。帝國政府は聯盟と別個に同等の權限を以て新海峽條約締結に參加せんとす。

二、黑海沿岸海軍國と非沿岸海軍國とは黑海に於て平等の海軍力を把持し得ると。

三、潜水艦の海峽通過は拒否す。

條約不參加を賭して非聯盟國としての特殊な立場を闡明した所、七月十七日に至り漸く各國代表も日本の立場を諒承し「重要な讓步」と稱して、(一)ロシヤ黑海艦隊の海峽通航を制限し、(二)土政府は軍艦の海峽通過毎に即時締約國に直接通報の義務を負ふ事とし日本がロシア艦隊の動靜につき情報接受の途を開き、(三)日本練習艦隊の海峽通過入航に關しては同時通過總噸數が一萬五千噸を超過する場合にも特に許容する特別議定書を條約正文に添付する事に同意したので、帝國政府は更に非聯盟國たる帝國の地位を擁護する當保證明に就き締約國間に全面的承認を得て同二十日のシロン古城に於ける新條約案の調印式に臨んだ。

日支關係

我が新對支政策—帝國政府は十年五、六月の交の北支事件及察哈爾事件を以て北支問題が一段落を告げ、之を契機として支那政局に相當の變化を生じたるに鑑み、我が對支政策に變革の必要を認め、外務、陸海軍大臣の各關係省間に更めて新對支政策の基本的大綱につき研究を遂げたる結果、概要左の如き成案を得て九月廿七日閣議散會後、廣田、川島、大角三相は岡田首相と協議、その承認を得た。

(一)日支關係の根本的調整に當つては東亜に於ける日滿支三國間の政治上、經濟上に於ける積極的提携を實現すべきことを眼目とし具體的工作を進むること(二)滿洲國と接壤關係にある北支に於いては積極的經濟提携の實現を急ぐと共に、政治上に於いても日滿支三國共同して赤化防衛に努め以て北支の特殊的地位を確立すること(三)中支並に南支に於いては一切の排日、抗日行爲を清算せしめ日支積極的提携の實を擧ぐること(四)北支のみならず支那全局の和平と秩序を擾亂すべき策謀に對して支那内部より來るものと外部より來るものとを問はず、日本は東亜の安定勢力たるべき國民的確信に基き支那と共同して之が排除に努め東亜永遠の和平確立に邁進すること。

而して右根本方針は夫々守島課長(外務)岡村參謀本部第二課長(陸軍)本田軍令部第六課長(海軍)が携行渡支の上現地責任者に傳達したが、中心を爲す陸軍側では岡村少將が十月十三日大連に在滿支武官會議を召集し、之を逐一報告して諒解を求め、翌十四日には更に右基本要綱に基き細別に亘り具體的實行方針を協議、且つ未解決狀態にある北支懸案諸問題の解決方針を併せ審議し大連會議を終了した。斯くて中央、現地兩機關の完全なる意見一致を見たのである。

支那側の對策—支那側に於ては之より先、日支難局打開に腐心しつゝあつた汪兆銘行政院長は對日軟弱の故を以て歐米派、西南派等の攻擊に遭ひ身邊に危險を感じて辭意固きものがあり、蔣介石氏の支持慰留によつて翻意復職したが、北支自治運動の進展につれ反汪抗日が再びぶり返した。我が廣田外相はこの形勢を觀望しつゝ曩の對支方策に基き十月上旬、蔣駐日大使を通じ國民政府に我が要望を申入れた。之に對し國民政府は

(一)全支に亘り排日、排日貨運動を徹底的に取締り且つ積極的に日支兩國經濟提携の實現を期し誠意を以て所期の成果を擧げるに努力す(二)北支並に内蒙赤化の脅威に對しては日支兩國共同防衛の提案に同意し最善の協力を期す(三)北支特殊情勢を承認し日滿支三國間の全面的提携を計る。但し支那の主權を侵害せざる事を條件とす。

と相當誠意を示したが、その基調は依然滿洲國承認拒否を固執するものであり、其後突發せる汪院長遭難、拔き打的幣制改革實施等より支那側の態度に漸く疑惑を生じ、折柄蔣介石氏が十月十七日北平軍事分會に對して與へた密電に於て「余は常に露國大使と意見交換を遂げつゝあり、その内容は嚴秘に附するが、平津及河北省は放棄するものに非ず、日露兩國間の關係を挑發しその間に處して日支兩國の諸問題の緩和を圖る政策に他ならず」と訓令せることが暴露するや、帝國政府も更めて對支三原則強行を考慮せざるを得ざるに至つたが、この形勢を見た支那側は十一月十八日突如丁駐日代理大使を通じ廣田蔣日支親善提携大綱に基き親善交渉を開始すべき事を提唱し來つた。帝國政府は之に對し(一)蔣介石氏が我が三原則を全幅的に受諾する旨を表明したのを機會に日支兩國間の諸懸案を一擧解決するやう邁進する(二)華北問題に就ては三原則の趣旨に基き帝國政府從來の主張を堅持し飽く迄目的の貫徹を期する旨回答した。之より先支那側では五全大會に於て決定せる

(一)主權を害せぬ限度に於て支那は如何なる國とも政治的提携を爲す(二)互惠平等の原則の下に如何なる國とも經濟提携を爲す(三)凡ゆる手段を講じて平和を獲得す(四)萬策盡き果てた最後の時必要と認めれば國家を犧牲にする(五)以上の外交原則に基き支那の外交々渉は國民政府に全權を付與す。

との外交方針に基いて對日方策を左の如く決定し、張群外交部長をして有吉大使に日支提携を申入れしむる所があつた。又孔祥熙財政部長も我が出先當局と聯絡をとり交渉を進めた。

一、北支對策—即刻北平軍事分會を撤廢してその後時期を見て北支將領を統率し得る大人物—日本側とも打合せの上—を可及的速かに北支に派遣しこれに政治經濟外交各般に亘る廣汎なる權限を付與し實質的自治を完成す。

一、對日方策—一中全會を待つて政府機構の改革、陣容の刷新を行ふが、その眼目は日支提携に置く。

一、對日特使派遣—日本との提携を積極的に促進するため特使を派遣し、日本朝野と折衝せしむ。

一、日本の三原則對策—有吉大使に對し蔣介石氏より至急再會見を申込み、日本側提案の三原則に關する見を申込み、日本側はこれが實行を約すること、之と同時に從來の日支間の諸懸案は一氣呵成に解決すべく準備を整へること。

斯くて十二月十九日有吉大使は南京中央軍官學校官舍に蔣介石氏と會見、次で張群外交部長とも會談したが、南京政府新首腦部は(一)三大原則に對しては努めて回避的態度をとり(二)北支の財政、經濟、交通等重大事項に關する權限は總て中央に留保し北支政權には自由意思の行動を許さず(三)日支關係は惡化するまゝに放置せんとする、汪時代とは打つて變つて冷然たる態度を示し、帝國政府はこの日支關係の逆轉に再び對支强硬策を考慮せざるを得ぬ事情に當面したが、南京政府は早くも之を察知して十二月二十七日丁駐日參事官を通じて日支親善策商議に南京會議を開催すべき事を提議し、我が强硬策緩和の打診を行つた。而も六十七議會に於て廣田外相が支那は三原則に贊意を表したと演說するや、國民政府外交部は一月廿二日周章醱明を發して「三原則承認の覺えなし」と强辯し手の裏を翻すが如き不誠意を示した。日本側は之を重視し直に眞意を打診した所右醱明は内政上の政策に出たに過ぎぬ事が判明したが、支那側はその反響に鑑み、廿五日再び繹明的醱明を發表して原則不承認を修正の上、三原則の具體案提出を要望し來つた。然し乍ら支那側の首鼠兩端を持する態度は毫も改善せられず、この點について三月二十日より上海帝國總領事官邸に開かれた

【在支總領事會議】は蔣介石政權が漸次地方に擴大强化され、新生活運動、剿匪計畫、軍事的施設及び産業交通施設など着々その效果を示したる結果、對日方針は勿論對内外政策の强化が行はれ、就中排日運動は蔣介石氏の政策を反映し、前總領事會議當時よりも一層深刻化せることを確認した。而も三月二十二日には露蒙相互援助條約が締結され、其後更に日本を共同の目標とする

露支密約締結が傳へられ、國民政府はその多年否認し來つた聯蘇容共政策を現實に實施し、支那共產軍並に露國共產勢力を防壁として日本勢力の進出を阻止せんとし、その交換條件として東洋平和の癌たる外蒙古の赤化並に外蒙古に於ける露國の政治軍事經濟一切の既得權勢を承認せんとする事が明瞭となつたので、帝國政府は國民政府に對し嚴重抗議する所があつた。

尖銳化する對日意識—其後支那内部に於ては西南派の巨頭胡漢民氏の急逝を契機として國民政府が西南併合を實現せんとするや、西南派は自己保全の道を抗日に求め、二中全會(七月)に於ても代表肅佛成氏等をして「目前抗日救亡最低限度の方策」を提出せしめ中央抗日を强要して對抗し、全支の排日氣勢に油を注いだが、國民政府に於ては張群外交部長之に「日支責任當局は東洋平和のため速かに正當の方法によつて相共に兩國の國交に有利な調整を圖るべきである」と應酬し、蔣介石氏亦「中央の外交に對する最低限度は領土主權の完整にあり、もし何れの國にしても我國の領土主權を侵せば容認することは出來ないことは明白である。例へば若し滿洲國承認を脅迫されその領土主權を侵害さるゝ場合は即ち吾等の認び得ざる時、犧牲の時である。五全大會以後半年は誰しも和平絶望の時に達したと信じ得ぬであらう、反對に一縷の望みが生じてゐる」と對日外交の限度を宣明して之を葬り去つた。而して西南派に對しては實力により陳濟棠氏を廣東より追放して之を去勢し、民國統一の第一歩を印したが、一方に於ては中央政權强化の餘勢を驅つて獨支密約、米支協定を成立せしめ國防の强化を計つて民衆の抗日運動に應へつゝ依然たる以夷制夷政策を强行し、漸日支兩國の緩衝地帶北支に對する切崩し運動に赴かんとの態勢を露骨化するに至つた。然も七月下旬廬山に開かれた國防會議に於ては「軍事的には日本を假裝敵とし、外交的には英、米、獨等との親交關係增進による日本牽制を主眼として國防强化に邁進すべし」とする强硬論が行われ、此間の消息を裏書きしたので支那側は日本を刺戟せんことを恐れ、八月一日許駐日大使に訓電して「今後の對日方針は西南問題解決後も不變」なる旨帝國政府に傳達し、諒解を求め來つた。

動搖する北支問題—汪兆銘院長の北支問題解決策に不滿を有する國民黨部、歐米派等は私に北支藍衣社支部を唐山に設け暗躍策動を開始し北支は再び動搖するに至つた。特に非戰區内の治安擾亂甚しく大小匪賊團の横行に加へて八月四日の灤州事件を切掛に同十三日には灤河下航中の我觀察團千葉大尉以下一行二十名が保衛團の不法射擊を蒙り、越えて十五日夜には北寧線列車が山海關秦皇島間で兵匪百數十名の計畫的襲擊に遭ひ、乘客職員に死者五名(内朝鮮人三名)負傷者數十名を出す等のことがあつた。北寧線襲擊事件については川越天津總領事は廿八日股同北寧鐵路局長に正式抗議の文書を手交し、陳謝、犯人の逮捕處罰、損害賠償、將來の保障等を要求、なほ河北省主席商震氏に對しても同樣の抗議を發した。

【灤州事件】は戰區特殊事件で免された陶尚銘が藍衣社員を使嗾して唐山駐屯温井大隊長に危害を加へ問題を惹起せんとし、隨行の我が北村補助憲兵と保安警察第三總隊長劉佐周兩者を射擊、即死せしめた事件であつて、之に對し日本側は北平軍政當局並に南京政府に夫々北支協定違反の事實を指摘して嚴重抗議すると共に八月五日逮捕された犯人に就き眞相究明に努めたる結果同事件は北平爆炸團の所爲にして全貌は左の如く明となつた。

一、北支爆炸團は團長を王緝福とし漢口のC・C團に屬し各種のテロ行動に任じ、特に北支においては北平軍事分會の指導をうけてゐる。

一、灤州事件關係の爆炸團員は十一名で、七月二十九日灤州に來り錦昌棧、德順店の二旅舍に分宿八月四日朝温井少佐一行の灤州驛到着を機として日本軍人及び親日滿分子の暗殺及び治安の擾亂を企圖し劉外二名は小賣商人に假裝、拳銃にて二發を發射手榴彈を投じたもので、手榴彈は支那軍の製造になるものである。

尙證據物件の中には天津特別市黨部祕密工作部が九月十日南京黨部宛本事件につき指令を仰いだ電信もあり、灤州事件陰謀の背後が明瞭となつた。即ち南京政府は北支事變以來國民黨部、藍衣社及憲兵第三團の撤收等頻々と北支協定の履行を宣傳し、日支親善を唱へ乍ら陰に黨部藍衣社等各種祕密結社の擴充をはかり實質に於ては北支事變以前に比し更に惡辣な反日滿工作を逞しくしてゐた。依つて我が出先官憲は十月廿九日北支軍當局並に南京政府に對し即時有效適切なる措置を講ずるやう嚴重警告を發した處支那側も事態の重大なるに鑑み極力日本側との紛議を避ける爲め、我が要求を容れて十一月一日左の如く

(一)北平軍事分會を事實上取消す(二)冀東、北平市長辭職(三)灤洲事件に就ては謝罪並に賠償に應じ且つ將來の保障を誓約する(四)北支那各機關の役員からC・C團員、藍衣社員を掃蕩する(五)有力藍衣社員を逮捕する(六)非戰區灤榆、薊密兩地域を以て特別區を組織する。特別區の長官は行政院直屬とす。

回答し來つたが、右は單に空虛な意思表示に止り、實際的糊正工作は極めて緩慢な爲め、我が憲兵隊は梅津何應欽協定に基き斷乎糺察權を行使して排日の本據を突いた。之に對し南京政府は同九日我が官憲の支那人逮捕に就き抗議し來つたが、結局同十日商震河北省政府主席は灤州事件最高責任者として我が多田軍司令官に正式に陳謝し、事件の解決をなした。

北支自治運動と日本—滿洲國出現以來南京勢力の退却によつて自治運動の溫床と化した北支に遂に澎湃たる自治運動の勃興したことは別項(列國「中華民國」參照)記述の如くであるが、十月二十二日停戰區内に香河縣事件起るや狼狽せる國民政府は之を以て日本側の策動に基くものと臆斷し、商震河北省主席をして土匪討伐に藉口して武力彈壓を行はしめんとした。商震軍の實力行使は固より我が北支駐屯軍の容認し得ざる所であるが、自治運動に隱るゝ赤化共產分子の策動も亦默過し得ざる處であり、旁々我が軍當局は嚴戒の態度を執つて動かず爲に兩派は行動の自由を束縛せられ結局商主席の租稅輕減約言によつて妥協、事件の圓滿解決を見た。この經驗により商主席は北支明朗化は日本の協力援助に俟つことを認識し、先づ非戰區内の行政、治安、經濟の改善につき日本人顧問の招聘を決意し、我が軍當局に諒解を求めて來たので、日本側も欣然之に協力して十二名の顧問が非戰區に入る事となつた。斯くて一旦は終熄するかに見られた北支自治運動は十一月中旬再び烽火を擧げ北支聯省自治が喧傳せらるるや國民政府は百方手を盡して之が軟化に努むると共に有吉大使に對しては同廿日日本側と北支との經濟提携其他工作に中央が一切容喙せざる事を條件に北支獨立宣言中止方を泣付いて來た。之に對し帝國政府はその筋運ひの申出にも拘らず、對支內政不干涉の建前より一應蔣氏の提言を承認し、南京政府に對しては北支の事態に即した措

置を期待して靜觀してゐたが、冀東防共委員會の成立を契機として南京の牽制策は急展開し、平津の貨車南送により北支の交通機關を空虛にせんとした。北支當局は之を以て平和攪亂と見我軍の實力阻止を要請したので、北支駐屯軍は豐台に一部隊を派し之を擁護した。これに對し十一月廿九日南京政府は日本に對し北支自治運動が日本軍人の干渉によるとなし且つ豐台に於ける列車抑留の即時解除を要請し來つた。而も北支に於ては共產黨、藍衣社等の活動猛烈となり何應欽の北上と前後して北支要人連に脅迫狀を送り、平津一帶の人心の不安極度に達したので、日本側は國民政府の認識不足を指摘して其善處方を要望した結果、曲りなりにも冀察政務委員會の成立を見るに至つた。

支那駐屯軍强化—我が陸軍中央部では北支が反滿抗日分子の策動によつて不斷に治安攪亂行がはれてゐる事情に鑑み、支那駐屯軍を强化して不祥事勃發を未然に防止する事となり。五月下旬現地增駐を完了したが、國民政府は國內に於ける反日氣運に鑑み、六月一日强硬に增兵に抗議し來ると共に手段を盡して反對を表明した。有田外相は之に對し北支の不安去らず增兵も亦止むなしと抗議を一蹴した。

北支密輸問題—冀東政府は成立以來民福增進の見地から國民政府の高率關稅を一率四分一に減じた結果北支輸入貿易は冀東經由に振替るもの多く、爲に國民政府の北支關稅收入は激減を來し、大打擊を被むるに至つたので、同政府は之等を凡て密輸と認め五月二十二日密輸入懲罰條令を公布施行して

（一）密輸者にして武器を携行し官憲抵抗これを殺傷せるもの（二）公然と團體を組織し武裝して官憲に抵抗或は官憲を威嚇せる首謀者（三）外國人或は叛徒と結托して密輸を計るもの（四）密輸入のため祕密團體を組織せるもの（五）密輸稅額五千元以上のもの。

は全部これを死刑に處し更にこれに類似の行爲或は未遂のものも嚴罰に處すると共に密輸取締に對する干涉中止を要求し來つた。斯の如きは固より帝國政府の關知せざる所であるから之を一蹴し去つたが、支那側は飽くまで密輸を主張し、支那沿岸貿易に從事する邦船に監視を加へ、六月廿日に榮丸、茂益丸を發砲威嚇して之を抑留した。然も抑留に當つて國旗侮辱事件及ダム彈を使用して邦人船員を負傷せしむる等の不法行爲があつたので我が出先當局は天津海關並に南京政府に對し嚴重抗議を提出し此種不祥事の根絕を期することゝなつた。

排日の再燃—北支情勢の轉換は國民政府をして再び民心を日本に向はしむるの好機を得せしめ、斯くて全支に亘る抗日檄行を招來し、邦人は固より親日派要人の身邊に危險加はり、この傾向は北支自治運動の勃發と共に學生運動を呼び一段と深刻惡性化した。主なる事件を摘記すれば左の通り

【武漢排日問題】武漢警備旅營內に於ける排日ポスター事件（十月）は支那側が帝國政府の要求を全面的に承認し、張湖北省主席の陳謝により解決した。

【知日派の難】行政院長汪兆銘氏が狙撃され前外交部次長唐有壬氏が暗殺された（列國中華民國の項參照）

【爆彈事件】十二月十七日正午頃天津日本租界宮嶋街多田駐屯軍司令官々邸附近で突如怪爆彈炸裂、支那人一名重傷を負つた。次いで廿六日正午頃上海陸戰隊本部近隣の喜洋館前でミルク罐裝塡の爆彈破裂支那人二名が負傷した。

【宋軍不法事件】一月三日太沽駐屯宋哲元軍の一部兵士が日本國旗に暴行を働き、その現場調査に向つた片岡警察部長の太沽上陸を阻止し、又同五日北平朝陽門に於て自動車通行中の我が將校下士の一團が宋軍衞兵の小銃射擊を受けた事件に就ては我が駐屯軍より宋冀察政務委員會長に嚴重抗議した結果支那側は一月九日日本側の要求を全面的に受容して解決した。

【軍用列車爆破事件】五月廿九日午後八時十分支那駐屯軍奏替步兵部隊搭乘の軍用列車が雷ロシヤ租界北方地區（天津東驛を距る四粁）に達せる際突如軌道に裝置ありし爆藥炸裂し、貨車一輛破損、軍馬二頭損傷あり、我駐屯軍當局は直ちに支那當局に立會を求め現地調査を行ひ證據物件多數を拾容した。

【學生排日運動】北支自治運動に對する學生の反對運動は排日運動に一轉し、英米系ミツションスクールたる北平の燕京大學、香港華中大學、博物學書院等が中心となつて十二月以來北平、天津、上海、南京、廣東等各地に行はれ、「打倒日本帝國主義」、「對日經濟斷交」等が盛んに呼號された。同運動は英米兩黑幕が黨部を動かしつゝありとも云はれ、國民政府は傍觀の態で事態は何等改善されない。殊に廣東では運動過激を極め、一月十三日には保安隊と衝突し死者四名、重輕傷者五十名を出した。上海でも三月廿五日復旦大學寄宿舍に於ける反日學生檢擧に於て學生團は實彈を用ひて應戰、警官隊と大衝突を起し、双方に死傷者を出し、又天津では四月二十三日學生聯合會が第三インター指導の下に世界學生聯合會に呼應して中等以上の男女十二校を同盟休校、抗日街頭デモを行つて公安局と抗爭した。

【學生不法監禁事件】北平駐屯日本軍步兵第一聯隊副官河野又四郎大尉は六月廿六日宋哲元軍兵士の暴行事件につき實狀調査の爲め將校三、憲兵一、通譯一名を伴ひ豐台駐屯軍營長に會見を申込みたところ、營長は河野大尉のみを營內に入れ、爾餘將兵に對しては武裝兵士を以て實力脅迫し、更に河野大尉を監禁した事件は幸ひ我が旅團司令部に通報された爲め、河野大尉以下一同は無事歸還を許されたが、今井北平駐在武官は右は明かに公務を帶びたる日本軍將兵の行動を阻害し且つ之を不法監禁したもので日本軍に對する重大侮辱行爲であると、同二十九日日支共同調査を求め、その結果に基き同三十日支那側に對し（一）責任者の處罰（二）當該軍隊の豐台撤退（四）將來の保障等四ケ條の要求を提示し嚴重交涉した結果、宋哲元氏も我が要求を容れ七月二日之が正式回答を爲して一先づ解決した。

【西南の排日】西南軍閥が南京政府に對する抗爭の口實として呼號した抗日は日時の推移と共に深刻化し廣西では百十三團體が抗日救國聯盟を組織し抗日失地回復、對日屈辱條約廢棄宣言等を行ひ、又廣東では黨部並に各團體連名を以て中國々民革命抗日軍の名の下に反日熱を煽り、帝國政府は六月十七日之に嚴重抗議を提出した處廣東當局は「抗日は國民の總意にして取締不可能なる」旨回答し、邦人の不安を一層刺戟した。其後反蔣運動が中央の實力壓迫によつて蹉跌し廣東首腦の沒落、中央勢力の廣東侵出を見るに及び排日も平靜に向つたが九月三日又も北海に邦人慘殺事件が突發した。

中山事件—日本陸戰隊中山秀雄一等水兵が十一月九日夜上海北四川路家樂安路に於て拳銃で狙撃、即死せしめられた事件に就て

は、我が陸戰隊は直に支那側及工部局の注意を喚起し、石射總領事亦十一日吳市長に犯人至急逮捕治安維持を嚴重要求したが、爾來租界內に於ける邦人婦女子兒童に對する惡戲暴行頻發し、十二日には抗日團が共同租界南京路の邦商日比洋行を襲撃、救國抗日會「署名の激越なるビラを撒布し、又「中國民族救防社」の名で「日本人强盜（陸戰隊水兵）を銃殺したのは最初の對日警告に過ぎず、打倒日本帝國主義の爲我々は最後の血の一滴まで努力せんとす」との檄文を日支各方面に郵送して威嚇を爲し不安募るばかりであつた。而して之等諸事件に對する我が抗議に對する上海市當局の回答は、孰れもその效果を期待するに足りないので、陸戰隊は十三日夜から上海邦人居留地一帶に自衞手段を講じ、且つ松村書記官をして同日國民政府外交部に對し

（一）國民政府は迅速且つ有效なる方法を以て之が眞相究明に努め禍根一掃の手段を執られたい（二）國民政府は速かに排日流言取締りと豫防方法を講じ日本人の生命財產保護、排日貨取締の實を擧げられ度し（三）支那側が排日取締の實を擧げざるに於ては我方に於て有效なる手段を取るやも知れざることを留保す。

と嚴重要求を發し、その善處を要望せしめた。斯くて事件は漸く重大化せしたので工部局は一千元の懸賞を以て犯人逮捕促進を期したが、其後有耶無耶の裡に葬り去られんとする形勢があつたので、日本側官憲は必死の努力により祕密結社同義協會々長楊文道、葉海生、周謝榮を逮捕し支那側裁判に附したが、八月四日工部局警察に逮捕された抗日除奸團の一味より同人等は更に汪兆銘狙撃事件に關係があり、又葉海生は上海事變當時十九路軍別動隊として日本軍攪亂決死隊を組織し暗躍した事實が發覺したといはれる。

萱生事件—中山兵曹事件が右の如く未解決な處へ七月十日夜又も上海狄思威路楊家渡散步中の三菱商事海產部員萱生鐵作氏がピストルで射殺された。折柄上海市中は排日風潮が俄かに惡化しつゝあつたので、日本側は事態を重大視し、翌十一日上海市長に嚴重警告を發し、至急犯人搜査逮捕及び日本人保護の手配方を要求すると共に我が海軍特別陸戰隊當局は警備の萬全を期する爲め邦人の居住地域に陸戰隊派出所を增設し巡邏隊の巡邏回數を增加して在留邦人の保護に努めた。而して支那側は我が要求に對し誠意を以て努力する旨回答し來り、外交部亦我が出先官憲を歷訪して遺憾の意を表示し、善後處置の萬全を期する旨を述べたので暫くその誠意を靜觀する事となつた。

成都事件—滿洲事變後閉館中の在四川省成都總領事館は支那邊境事情の重大性に鑑み十一年八月中旬再開に決するや、國民政府は手段を盡して之に反對し、岩井總領事代理一行の赴任を八月十七日以來重慶に於て阻止せる爲め、帝國政府は之に嚴重抗議中なるにも拘らず岩井氏に隨行せる邦人視察團四名が一足先き成都に入るや、同地抗日團は同二十四日大川旅館に之を襲ひ、大每特派員渡邊洗三郎、上海每日特派員深川經二兩氏を慘殺し殘る二名にも重傷を負はせた事件が突發した。支那側は當初之を共產黨の所爲に歸し地方問題として解決せんとし、同二十六日犯人二名を銃殺し陳謝の意を表すると共に同二十九日更に隣隣令を宣布して排日取締を命ずる等日本側の態度緩和に努めたが、我が現地調査要求に對して支那の侵害と稱して之を拒絕する等不誠意極まるものがあつたから、帝國政府は邦人迫害事件が悉く國民政府並に黨部の民憾であると英國政府に通達した。これに對し、排日を根絕する要ありと國民政府に抜本的處置を要求することゝなつた。

日支經濟提携問題—危機に瀕する中國經濟界の蘇生策としての日支經濟提携は、兩國關係に禍されて妨げられてゐたが、支那側は遂に鹽業銀行總經理吳鼎昌氏以下卅三名の訪日中華經濟視察團を組織し十月七日來朝した。同十日東京に於ける歡迎懇談會に於て意見交換の結果、日本實業界代表との間に日華兩國經濟提携の常設機關設置の申合せ成立し、爾來双方平行して常設機關組織の實現を急いだ結果、十一年一月廿七日東京及上海に於て夫々創立總會を開催し、茲に日華兩國の實業界は愈々一切の政治的紛糾を他所に經濟提携の王道を邁進することゝなつた。協會名稱及役員左の如し。

△日華貿易協會—會長兒玉謙次（正金銀行頭取、日華實業協會々長）、副會長飯尾一二（在華紡同業協會々長、同興紡副社長）、常務理事兒玉謙次、飯尾一二、河野久太郎（大倉組）、戴克諾（中國銀行神戸支店長）、高柳松一郎（紡績聯合會）、高島誠一（日本經濟聯盟會）、沖谷恭一（日華實業會）、顧問鄕誠之助。

△中日貿易協會—會長馬作民（金城銀行總經理）副會長徐新方（浙江興業銀行總經理）。

尙兒玉會長は中日貿易協會副會長を、又周會長は日華貿易協會副會長を夫々相互に兼任する事となつた。

支那幣制改革と日本—支那の幣制改革實施に當り傳へられた英國の一千萬磅借款說に對しては帝國政府は兩者の實際關係は兎に角、斯の如きは支那に對する帝國政府の立場を困惑ならしむるものであり、特に東亞に於ける日支關係に鑑み、何等諒解なく出拔に斯かる重要問題を決行したことは遺憾であると英國政府に通達した。これに對しクライヴ駐日英國大使は十一月六日本國政府の訓令に基き眞相を明にし、單獨借款を全然否認して左の如く諒解を求めた。

（一）英國政府の處置は過般來日本側と協議しつゝある事態より一歩も進んでゐない（二）改革案の一部がリースロス案と符合してゐるが、支那の決定にリ氏が參畫した事實はない（三）唯爲替安定策は何人も歡迎する所であるから英國銀行も改革案に出來るだけの援助を與へた譯である（四）英國政府は對支財政援助その他の方針決定には日英協調の建前でやりたいとの態度を依然持續し今後も變らぬ。

次いで、十月卅一日カドガン駐支大使及レースロス特使より有吉駐支大使を通じて日本の協力を求めた一千萬磅對支共同借款につき帝國政府の回答を求むる所があつた。而して其後十一月十五日カドガン大使、レ特使は重ねて有吉大使に回答を迫つたので、同大使は帝政府の意向に基き、日本の立場を明にする共に原則的方針として支那の國際管理化を防止し、又內訌助長を防ぎ、その自力更生を期待する見地から對支共同援助案に同意し得ずとの見解を傳へた。國民政府は日本の反對方針に介意する所なく英國銀行筋のモラル・サツポートによつて十月早々突如幣制改革を斷行し、同時に北支那現銀の南送に着手し、北支の窮乏不安を激化せしめ日本牽制に資せんとしたので、我が支那駐屯軍司令部は同十三日聲明を發して、「北支民衆の利益安寧を犧牲とし一部資本家を利し南方黨部關係者若干名の利益を圖るため銀南送を强行し或はこれが强行を助成する策動等に對しては吾人は大なる關心をもつてこれを監視するであらう」と東洋和平の立場から銀南送に絕對反對を表明した。

佐々木事件—五月廿七日眞夜中北平朝鮮人

バー數ケ所で二人連英國兵士が大西榮氏及朝鮮人一名を襲撃負傷せしめ、又朝鮮人男女數名を毆打暴行し、更に哈達門大街で滿洲國軍政部職員佐々木喜作及雜賀壽雄を襲ひ、佐々木を殺害した。之等事件は現場遺留品によつて同一英國兵士の所爲と認定されたので、我が出先官憲は直に英國大使に佐々木事件の眞相を報告して犯人逮捕と眞相調査方を要求すると共に我が要求一切の權利を留保する旨通達したが、其後邦人側の檢證によつて指摘された犯人に對する英國側の裁判は頗る曖昧を極め、七月三日大西氏に對する傷害事件のみを認めて、佐々木事件は不起訴の判決を下した。

日滿案件

國防分擔金—康德元年度以來日滿兩國の肉親不可分關係の表現として滿洲國政府が豫算に計上し來つた滿洲國々防費分擔金は三年度も一千九百五十萬元と決定した。

治外法權第一次撤廢—帝國政府は滿洲國の健全なる發達を促進し且つ日滿間の特殊不可分的關係を永遠に鞏固ならしめんが爲に疾に滿洲國治外法權の撤廢につき考慮を重ねて居つたが、十年八月九日閣議決定の在滿治外法權の撤廢及び南滿洲鐵道附屬地行政權の調整乃至移讓に關する大綱方針の公表以來、右根本方針に基いて具體的方策を攻究し、一方滿洲國側に於ても銳意諸制度の改善に努めて來た結果、先づ課稅權並に產業行政權の委讓を實現する事となり外務省は栗山條約局を現地に派遣し、滿洲國政府當局と交渉せしめ、滿洲國治外法權一部撤廢に關する條約並に同附屬協定、日滿兩全權間諒解事項について双方の意見一致を見たので、六月十日新京に於て植田駐滿大使は、張外交部大臣との間に同條約の正式調印を行ひ同時に帝國政府はその意義に就き當局談を發表して兩國民同權に立ち融合發展を確保すべき旨を中外に闡明した。而して同條約は七月一日より實施されたが、在滿日本人に及ぼす急激なる變動を緩和する爲め課稅については十五年一月一日より滿洲國の稅率をその儘適用する過渡的課稅を設定し、且つ滿鐵附屬地に於ては行政警察權の移讓に至る迄は滿洲國の課稅を實施せず、同樣の課稅を日本側で行ふことゝなつた。條約文及附屬書等左の如し。

滿洲國に於ける日本國民の居住及滿洲國の課稅等に關する日本國滿洲國間條約—大日本帝國政府は昭和七年九月十五日調印の日本國滿洲國間議定書の趣旨に據り滿洲國の健全なる發達を促進し且日滿兩國間に現存する緊密不可分の關係を永遠に鞏固ならしむる爲現に日本國が滿洲國に於て有する治外法權を漸進的に撤廢し且南滿洲鐵道付屬地行政權を調整乃至移讓することに決したるに因り滿洲帝國政府は右日本國政府の決定を多とすると共に之に對應して日滿兩國臣民の滿洲國領域內に於ける融合發展を確保增進するの必要なるを認めたる因り兩國政府は日本國が滿洲國に於て有する治外法權及南滿洲鐵道付屬地行政權に關し先づ日本國臣民の居住及各種權利々益の享有竝に滿洲國の課稅、產業等に關する法令の適用に付左の通り協定せり。

第一條　日本國臣民は滿洲國の領域內に於て自由に居住往來し農業、商工業その他公私各種の業務及職務に從事することを得べく且土地に關する一切の權利を享有すべし

日本國臣民は滿洲國の領域內に於て一切の權利の享有及利益の享受に關し滿洲國民に比し不利益なる待遇を受くることなかるべし

第二條　日本國臣民は滿洲國の領域內に於て本條約付屬協定の定むる所に從ひ同國の課稅、產業等に關する行政法令に服すべし南滿洲鐵道付屬地に在りては日本國政府は前項の滿洲國法令が本條約付屬協定の定むる所に從ひ屬地的に施行せらることを承認す

本條の適用に關し日本國臣民は如何なる場合に於ても滿洲國臣民に比し不利益なる待遇を受くることなかるべし

第三條　前二條の規定は之を法人に適用し得る限り日本國法人に適用するものとす

第四條　本條約の規定は日滿兩國間の特別の約定に基く特定の日本國の臣民又は法人の權利、特權、特典及免除に影響を及ぼさざるものとす

第五條　本條約は昭和十一年七月一日即ち康德三年七月一日より實施せらるべし

第六條　本條約の正文は日本文及漢文とし日本文本文と漢文本文との間に解釋を異にするときは日本文本文に依り之を決す

右證據として下名は各本國政府より正當の委付を受け本條約に署名調印せり

昭和十一年六月十日即ち康德三年六月十日新京に於て本書二通を作成す

滿洲帝國駐劄全權大使　植田謙吉
滿洲帝國外交部大臣　張燕卿

【付屬協定】日滿洲國に於ける日本國臣民の居住及滿洲國の課稅等に關する日本國滿洲國間條約に署名するに當り兩國全權委員は左の通り協定せり

第一條　滿洲國政府は從來日本國臣民の有する商租權を其の內容に應じ土地所有權其の他の土地に關する權利に變更する爲速に必要の措置を執るべし

第二條　條約第二條の規定に依り日本國臣民の服すべき滿洲國の課稅、產業等に關する行政法令の範圍及其の適用の態樣は豫め滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國外交部大臣との間に協議決定せらるべし

前項の規定に依り日本國臣民の服すべき滿洲國法令に付滿洲國政府に於て重要なる變更を加へんとするときは日本國臣民が滿洲國の裁判管轄權に服するに至る迄豫め滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使の承認を經べし

本條第一項の規定に依り條約實施後直に協議決定せらるべき滿洲國法令は概ね地稅、契稅、營業稅、法人營業稅、出產糧石稅、木稅、鑛業稅、鑛業登錄稅、酒稅、捲菸稅、統稅、商業登記稅、特許登錄稅、意匠登錄稅及地方稅に關する課稅法令竝に工業所有權、度量衡、計畫、鑛業、市場、畜產、金融及專賣に關する行政法令に限らるべし

滿洲國政府は前項に掲ぐる諸稅中營業稅及法人營業稅並に地方稅中房捐及戶別捐を日本國臣民に課するに當りては條約實施後當分の內獨逸滿洲帝國大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國外交部大臣との間に協議決定せらるる所に從ひ輕減稅率を適用すべく地方稅中營業稅付加捐は右輕減稅率に依る稅額を基準とすべし但し條約實施後直に適用すべき輕減稅率は營業稅、戶別捐及個人に賦課する房捐に付ては原稅率の四分の一たるべく法人營業稅及法人に賦課する房捐に付ては原稅率の三分の一たるべし

第三條　條約第二條の規定に依り日本國臣民の服すべき滿洲國法令の日本國臣民に對する適用及執行にして司法手續に依るべきものは日本國臣民が滿洲國の裁判管轄權に服するに至る迄日本國領事官に於て之を行ふものとす

前項の場合に於ては日本國領事官は領事裁判の一般準則に從ひ滿洲國當該法令を適用すべし。但し右法令に掲ぐる刑の中有期徒刑とあるは懲役又は禁錮、拘役とあるは懲役若は禁錮又は拘留、罰金とあるは罰金又は科料、過怠金とあるは過料と看做して之に適用すべし本條の規定に依つ罰金、科料、過料又は沒收の言渡ありたる場合に於て其の罰金、科料、過料又は沒收物は滿洲國政府に歸屬すべし

第四條　日本國政府は別に滿洲國政府と協定する所に從ひ遲くとも昭和十二年十二月卅一日即ち康德四年十二月卅一日迄に滿洲國領域內に於ける行政警察を撤廢又は移讓すべく右撤廢又は移讓に至る迄は條約第二條の滿洲國法令中課稅に關するもの及特に南滿洲鐵道付屬地に於ける行政警察と關係あるものは同付屬地に施行せられざるべし右の特に南滿洲鐵道付屬地に於ける行政警察と關係ある法令の範圍は豫め滿洲駐劄大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國外交部大臣との間に協議決定せらるべし

滿洲國政府は前項の規定に鑑み其の警察制度を整備すべく且關係日本側の施設及職員の引繼に付必要なる準備を爲すべし日本國政府は南滿洲鐵道付屬地に於ける行政警察の移讓に至る迄同付屬地內外に於ける日本國臣民の課稅上の負擔均衡を確保する爲條約實施の日より滿洲國が日本國臣民に課する國稅と成るべく同樣の課稅を同付屬地に於て實施すべし

滿洲國政府は日滿兩國政府が別に協定する所に從ひ南滿洲鐵道付屬地に於ける南滿洲鐵道株式會社の土木、教育、衞生等に關する施設の處理を經たる後に非ざれば同付屬地に於て地方稅を課せざるべし

第五條　條約第二條の規定に依り滿洲國法令が南滿洲鐵道付屬地に施行せらるゝときは同時に滿洲國政府は豫め滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國外交部大臣との間に協議決定せらるゝ所に從ひ關係日本側の施設及職員を右施行當時の狀態に於て引繼ぐべし

第六條　條約第二條の規定に依り日本國臣民の服すべき滿洲國法令に關する滿洲國當該官憲の行政處分に對し日本國臣民に於て不服あるときは滿洲國政府は之が改正に付適當なる措置を講ずべし

第七條　本協定の條項に從ひ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國外交部大臣との間に協議決定せられたる事項及滿洲國政府が同大使の承認を經たる事項は夫々日滿兩國の官報に公示せらるべし

第八條　本協定は條約と同時に實施せらるべし

【諒解事項】

滿洲國に於ける日本國臣民の居住及滿洲國の課稅等に關する日本國滿洲國間條約及付屬協定に關する日滿兩國全權委員間了解事項

第一、條約第一條に付

未開放蒙地に於て日本國臣民が土地に關する權利を取得する場合には滿洲國當該官憲の許可を取要するものとす

第二、條約第二條に付

一、滿洲國政府は滿洲國領域內に於て現に日本人居留民團體が日本國臣民の教育事業を經營し居るの事情に鑑み滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國外交部大臣との間に協議決定せらるゝ所に從ひ日本國臣民の教育事業に要する費用を每年分擔すべし

二、滿洲國政府は現行租稅制度を更に整備すべし

三、滿洲國政府は條約第二條の規定に依り日本國臣民の服すべき滿洲國法令の適用に當り日本國臣民が日本國法令又は慣行に依り現に享受する權利又は利益の保護に付必要なる措置を講ずべし

第三、付屬協定第四條に付

南滿洲鐵道付屬地內に於て生產せられ同付屬地外に於て消費せらるる物品及同付屬地外に於て生產せられ同付屬地內に於て消費せらるる物品に對する消費稅の賦課徵收に關しては日滿兩國當該官憲間に於て協議決定すべし

【附表】

滿洲國に於ける日本國臣民の居住及滿洲國の課稅等に關する條約に基き日本國臣民に適用すべき滿洲國法令及日本國臣民に對する輕減稅率

第一、昭和十一年七月一日即ち康德三年七月一月から日本國臣民又は日本國法人の服することゝなる滿洲國法令は大體左の通りである。

一、課稅に關するもの—地稅に關する法令、契稅に關する法令、營業稅に關する法令、出產糧石稅に關する法令、木稅に關する法令、鑛業稅に關する法令、酒稅に關する法令、捲菸稅に關する法令、統稅に關する法令、商業登記稅に關する法令、特許登錄稅に關する法令、意匠登錄稅に關する法令、地方稅に關する法令

二、產業等に關するもの—工業所有權に關する法令（例へば商標、特許、意匠に關する法令の如きもの）、度量衡に關する法令、計畫に關する法令、鑛業に關する法令、市場に關する法令（例へば中央卸賣市場、家畜交易市場に關する法令の如きもの）畜產に關する法令（例へば養馬に關するもの）金融に關する法令（例へば貨幣、銀行、彩票、產金買上、爲替管理に關する法令の如きもの）專賣に關する法令（例へば石油專賣、阿片專賣に關する法令の如きもの）

第二、第一の滿洲國法令中課稅に關するもの及び特に滿鐵付屬地における行政警察と關係あるもの（例へば度量衡、計畫、賽馬、金融、專賣に關する法令の如きもの）は行政警察の移讓に至る迄滿鐵付屬地に施行せられない。

第三、營業稅は當分の內日本國臣民に對しては法定稅率の四分の一の稅率を適用する

第四、法人營業稅は當分の內日本國法人に對しては法定稅率の三分の一の稅率を適用する

第五、地方稅中個人營業稅附加捐及法人營業稅附加捐は夫々輕減せられたる本稅額を基準とする

第六、地方稅中戶別捐は當分の內日本國臣民又は日本國法人に對しては法定稅率の四分の一の稅率を適用する

第七、地方稅中房捐は當分の中日本國臣民に對しては法定稅率の四分の一、日本國法人に對しては法定稅率の三分の一の稅率を適用する。

日滿郵便條約—日滿兩國不可分關係の强化擴充を目的として日滿兩國に於ける郵便關係を改善せんとする日滿郵便條約締結交涉は十二月下旬圓滿成立を見、この記念すべき日滿最初の條約は同廿六日南駐滿大使と張滿洲國外相との間に調印を了した。條約全文及議定書左の如し。

大日本帝國政府及滿洲帝國政府は日滿兩國間に於ける郵便關係を改善する爲左の如く協定せり

第一條　締約國は郵便物、郵便爲替及郵便振替の交換を行ひ且相手國より委託せら

る丶内國郵便物の遞送を爲す

第二條　締約國は自國が業務の連絡を有する第三國より發し又は之に宛つる郵便物の繼越を爲す、締約國は相手國と自國が業務の連絡を有する第三國との間に於ける郵便爲替の媒介を爲す

第三條　本條約に於て郵便物とは通常郵便物及小包郵便物を、郵便爲替とは通常爲替、電信爲替及小爲替を、郵便振替とは通常振替及電信振替を謂ふ

第四條　郵便物の寸尺及重量竝に郵便爲替及郵便振替の金額の制限、郵便物郵便爲替及郵便振替の特殊取扱の種類其他本條約の施行に關する事項は締約國郵政廳間の業務協定を以て之を定む

第五條　郵便爲替及郵便振替の金額は日本通貨圓及錢を以て之を表示す

滿洲國郵政廳は郵便爲替及郵便振替の自國通貨に依る受拂に付適用すべき兩國通貨の換算割合を定む

第六條　郵便物、郵便爲替及郵便振替に關する料金は之を徴收する締約國郵政廳各自國の內國制度に於ける類似の取扱に對する料金を超過せざる範圍內に於て之を定む但し內國制度に類似の取扱なきものに對する料金及相手國郵政廳の收得分を含む料金は業務協定を以て之を定む

第七條　郵便物、郵便爲替及郵便振替に關する料金は業務協定に別段の定ある場合を除くの外郵便切手其の他料金を表示すべき證票を以て之を徴收す

第八條　締約國郵政廳は業務協定に別段の定ある場合を除くの外其徴收したる料金を全部收得す

第九條　締約國郵政廳の事務に付郵政廳の發受する郵便物、郵便爲替及郵便振替は業務協定の定むる場合に限り之を無料とす

第十條　特殊取扱と爲さざる通常郵便物に關しては兩締約國郵政廳の協議を以て其の實施期日を定む

締約國は六月前に相手國に對して爲す通告に依り本條約を廢棄することを得

本條約は兩締約國間の郵便業務に關する從來の諸取極に代るべきものとす

【署名議定書】本日附の日本國滿洲國間郵便業務に關する條約に署名するに當り兩國代表者は暫行的措置として左の如く協定せり

一、南滿洲鐵道附屬地帶日滿兩國郵便施設に關しては現狀を維持すべく必要ある場合に於ける其の改善に付ては從來の慣行に依り之を行ふべきものとす。

二、日本國の南滿洲鐵道附屬地帶郵便業務と滿洲國の郵便業務との間の關係は前記條約と同一條件に依るものとす

三、南滿洲鐵道附屬地帶日本國郵便業務より發し又は之に宛つる郵便物に對する滿洲國通關の手續に關しては現狀を維持すべく必要ある場合に於ける其の改善に付ては關東廳信官署遞信局と滿洲國財政部との間に協定を爲すことを得

日滿工業保護協定—滿洲國では工業所有權に關して門戸開放、機會均等主義を標榜し特に日本との間には日滿不可分關係より兩國工業所有權を相互に保護する爲め工業所有權相互保護協定締結につき交渉中であつたが、双方の意見一致し、五月廿九日新京に於て概協定は正式調印を了した。協定全文左の如し。

大日本帝國政府及び滿洲帝國政府は工業所有權の相互保護を確保せんがため左の如く協定せり

第一條　締盟國の一方の臣民は法定の手續を履行するときは他方の領域內において發明特許、實用新案、意匠及び商標に付內國の臣民と同一の保護を受くべし

第二條　締盟國の一方において發明特許の出願または實用新案、意匠若くは商標の登錄出願を合式になしたる者またはその承繼人は他方において出願をなすにつき優先權を享有すべし

前項の優先期間は發明特許、實用新案及び意匠にありては十二月、商標にありては六月とす

第三條　締盟國の一方は他方において發明特許、實用新案及び意匠に關し手數料特許料または登錄料を徴せらるることなきものとす

第四條　本協定は滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使と滿洲帝國外交部大臣との間に協議をもつて定むる日よりこれを實施す

鮮滿銀行協定—滿洲國通貨統制の進捗につれ懸案となつてゐた朝鮮銀行と滿洲國中央銀行との業務協定は十二月四日最終的解決を見、同六日正式調印を了して、同月下旬より實施された。同協定は國幣の價値維持朝鮮銀行券の漸次的撤退を趣旨とするもので、概要左の如し

(一)鮮銀は滿洲國通貨の統一を全幅的に援助し日滿爲替のパー維持に協力すること、(二)滿洲國內に於ける鮮銀の預金竝貸付は原則として國幣建とすること、(三)鮮銀の特產貸付は全部國幣を以て行ふ、(四)鮮銀提出の鮮銀券に對しては中銀は等價を以て國幣と無制限に交換し且つ中銀は鮮銀の返還する國幣に對しては之と引換に等價を以て金圓を交附すること、(五)中銀の保持する鮮銀券は全部鮮銀に預金して滿洲國幣の發行準備に加へること、(六)鮮銀は滿洲國爲替管理法の實施に關して援助をなすこと、(七)日滿兩國間の送金は鮮銀を通じて行ふ、(八)本協定は一箇年とす。

日露交渉

日本の大陸進出をその東漸政策の重大障碍とするソヴエト聯邦政府は滿洲事變以來營營として極東軍備の充實に努めて來たが、最近滿洲國包圍の體系を整ふるに及んで漸くその鋭鋒を現はし、滿露、滿蒙國境に於ける挑發行爲日を逐ふて多きを加ふる一方浦鹽港內に潛水艦數十隻を增勢して日本海上交通を脅威しつゝ日露間に山積する漁業、石油其他經濟問題にも頻々故障を申入れてその解決の遷延策を闘る等安逸を許さざるものがある。

赤化宣傳工作問題—國際共產黨第七回大會(自十年七月廿五日至八月廿日)に於ける露骨な赤化宣傳決議に對しては米、英、伊、羅馬尼等諸國よりロシヤ政府に警告を發したが、同大會が「共產黨は萬國の無產勞働階級との提携を獲得すべし」と決議し、且つ「最近ファツシズムの勃興により勞働者階級の戰線統一は非常に緊要である。勞働者は社會民主黨その他如何なる團體に屬するにせよ、共同戰線に引込み場合によつては黨員を反ファツショ的聯立政府に參加せしむるをも妨げぬ。又職業組合運動を統一しファツショ團體に加入して內部から之を切崩し或ひは婦人團體の結合を圖り植民地殖に支那に反帝國主義の戰線を普及せしめねばならぬ」となし、在留日本人共產黨員たる岡野(本名野坂參貳)、田中(山本懸藏)、ロシヤ帝部西川、マヌエルスキー等をして日本は支那の諸省を占領し對露工作を進め、世界分割の第一歩を踏み出し、更に黃色人種の救世主を以て自ら任じながら支那朝鮮の同胞を攻略してロシヤに對する侵略の第一歩を進めた。

と放送せしめ、尙米國を通じて對日赤化工作に活潑に暗躍してゐる確證もあがつたので、帝國政府は九月二日ロシヤ外務人民委員に對し左の如く嚴重抗議した。

一、コミンテルン第七回大會に於て日本代表が日本赤化工作に關する所見を述べ、又大會決議に關聯し不穩な個所が存したにも拘らず、ロシア政府が何等取締を講ぜず、却つて新聞紙上に公表したのは帝國政府の深く遺憾とする所である。

一、事實上ロシヤ政府と密接な關聯を持つコミンテルンが、日本國內に於ける共產主義運動を指導、赤化指令を出す如きは日露兩國間の基本條約第五條赤化宣傳禁止條項に明白に違反する。ロシヤ政府の猛省を促さゝるを得ない。

然るにストモニヤコフ外務人民委員部次長は卽座に之を拒否し、同時に滿洲國領土內に於ける白系露人の反露工作に關し大田大使の注意を喚起する等不誠意極まる態度を示した。

行悩む漁業交渉—日露漁業條約は十一年五月廿七日滿期となるので我が外務當局は既に十年六月より同條約改訂交渉に着手したが、ソ聯當局は日滿紛爭に藉口し、或はボーツマス條約を無視して露水業者にロシヤ國內法無條件遵守を强要する等非協調的態度を執り、我が方の要求たる廣田カラハン協定による安定漁區挿入、ルーブル不當引上の二根本問題を初め魚族蕃殖保護、コーペラチーブ漁業問題等一切として解決の見込み立たず、依つて帝國政府は十一年四月早々出來得る限り速かに公正妥當なる新協定の成立を希望し、從來の我改訂原案に若干の修正を加へ左の如き新案を露國政府に提出した。

(一)漁區安定問題　廣田カラハン協定による安定漁區竝びに之に包含されざる爾餘の我現有勞力漁區の全體に對し十二ケ年の長期安定を認むること。(二)新漁區取得方法の問題　露國が前項漁區安定問題に對する要求を容れるに於ては我國としては一歩を讓つて露國側の現行競賣制存續の主張を認めるに吝かでない。但し競賣の實施は之を公正に實行すること。(三)換算率竝に借區料調整問題　從來通り圓建としルーブルの換算は現在の三十二錢五厘より相當額低めた新換算をなし基本の借區料は過去數年の漁獲高と借區料とを比較して合理的調整案を講ずること。

斯く我方は新漁區の競賣制に關しては多大の讓歩を爲して圓滿解決を期待したが、露國側は四月廿六日第廿七回の酒匂カズロフスキー會談で、我要求たる安定漁區十二ケ年延長に對し僅か五ケ年の延長を認めるに過ぎず、ルーブル換算率は三十二錢五厘据置、國有漁區增加要求撤回といふ態度を示し、依然交渉行惱みの體であつた。然るに五月廿八日を控へて改訂交渉の解決を急がざる時は暫定協定を締結されたしと露の反省を促した結果、露國側も之を諒とし、五月二十七日モスコーに於て日露漁業條約の效力延長に關する暫定協定が締結され、同條約及附屬文書は、昭和十一年十二月三十一日迄效力を存續することゝなつた。

露領漁區競賣平穩—例年紛爭を惹起する露領漁區競賣は日露漁業條約改訂交渉遲滯の折から不當壓迫を憂慮されたが、ソ聯側の協調的態度によつて二月廿八日ウラヂオ極東漁業廳で無事執行された。結果は入札漁區三十八ケ所(我國側の更新漁區目魯十四ケ所、個人二ケ所ロシア側十二ケ所、新漁區十一ケ所)のうち我國側は日魯更新漁區十四ケ所新漁區四ケ所計十八ケ所、個人更新二ケ所落札したに對しロシヤ側は更新漁區十二ケ所新漁區六ケ所計十八ケ所落札した。然るに露國側は其後日露漁業條約改訂交渉の行惱みに鑑み、夏季現場に於ける紛爭頻發を豫想して早くも驅逐艦をカムチヤツカ沿岸に派遣して示威を行つたので、日本側も四月廿四日北洋漁業に關する官民協議會を開き露領漁業、公海漁業相提携して積極的に我が權益確保に邁進する事となり、我が驅逐艦竝に農林省監視船も北洋方面に派遣されたが、露國側は之を以てソ聯主權の侵害であるとし我が監視船の寄航を拒絕した。加之我が出漁船には濃霧故障等の不可抗力を斟酌せず領海附近航行の邦船抑留を敢行し、六月廿六日濱善丸、第一海國丸、琴平丸、二十九日茜丸、三十日泰龍丸、七月二十九日第十三海國丸等がその犧牲となり、日本側も物的證據を申請して應訴したが、何れも却下され罰金を課せらるる事となつた。

浦潮國際運輸閉鎖—ウラジオに於ける露國政府の我商權壓迫は既に昭和八年以來の事實で、帝國政府の抗議にも拘らず、愈々嚴重を加へ、我が勢力は殆ど退却の餘儀なきに至つたが、十一年一月十日にはウラジオに於ける我が海陸運送の總代理を爲すウラジオ國際運輸に對して閉鎖を命じ來ると共に同社三村、吉田兩駐在員の卽刻退去方を嚴命して來た。之に對し親會社たる大連の國際運輸會社は營業は現地に於ける壓迫の現狀に鑑み遂に斷念することゝなつたが、我が外務當局はこの不當壓迫に對しては飽くまで嚴重抗議を繼續することゝなつた。

北樺太石油利權交渉—露領北樺太石油利權交渉のうち十一年末を以て契約期限滿了となるべき北オハ地方の試掘延長の件に關しては我北樺太石油會社に於て五ケ年延長を目的にソヴエト政府當局と交渉を重ねたが、

ロシヤ側は之に應ぜず、行懸みの態であつたが、結局(一)行政命令によつて昭和十一年十二月試掘契約期限滿了後更に二ケ年試掘延長を承認し、(二)昭和十三年末迄に試掘完了に至らざる場合必要に應じて我延長交渉に應じ得る用意ありと讓歩して交渉は一段落となつた。右は會社側の試掘五ケ年計畫案が昭和十三年着工を以て打切るものである爲め實質的に我主張を容認したものと云へるが、本邦側は更に試掘五ケ年延長の契約正式更改に邁進する事となつた。

國境問題の紛糾

滿洲國成立以來滿露國境に起れる國境紛爭は三百件を起え、之に對し帝國は日滿共同防衛の立場より國境警備の責任を分擔し少なからぬ犠牲を拂ひつゝあるが、露軍の不法行爲は近來愈々頻發の傾向があり、殊に十一年一月から五月中旬までの國境事件を前年同期に比すれば左の如き著増を示してゐる。

	東部國境	北部國境	西部國境	滿蒙國境	計
十年度	二六	三	三	三	三五
十一年度	三五	二七	四	一六	八二

而して之が原因はカガノヴイツチの視察以來極東露西亞の軍備が急速度に増強され、日滿軍に比し優勢を自負するに至つた所にあるとせられてゐる。尚その主なる事件を略記すれば左の如くである。

東部國境—

【一〇・六事件】露國側は北鐵讓渡に拘らず綏芬河以外國境に至る鐵道路線の移管を拒み紛糾を見てゐるが、十月六日綏芬河北方約廿粁の國境附近の滿領内を巡察中の滿洲國軍監視兵は突如ソ聯軍巡察兵の不法射撃に遭遇し、若干の死傷者を出し、續いて同八日にも同所で同樣の事件があつたので滿洲國軍は同十二日我が憲兵隊と共に現地調査に赴きたる所又もや赤軍騎兵の不法射撃を蒙り六名の死傷者を出した。

【楊木林事件】十二月廿八日楊木林千東方國境線に於て武裝乘馬のロシヤ兵六名不法越境し滿洲國内に侵入し、採毒中(現地は高地が稜線を爲し國境明瞭な地點)の滿人廿六名、馬四六頭を拉致した。【一・一二事件】饒河縣下にロシヤ人ワシリーの操縱せる飛行機不時着陸、匪賊を集め機關銃四臺、彈藥二千發を與へ銃の操作を教へガソリンを放つて飛行機を燒却行方をくらます。

【一・一四事件】一月十四日琿春、十五日同江縣にロシヤ飛行機の越境、着陸、偵察。

【金廠溝事件】一月廿九日滿洲國軍密山國境監視隊の一部はロシヤ側の煽動に乘つて兵變を起し、砲兵中尉渡邊正二及び日系軍官權藤秀雄、木本武夫三氏を殺害し、放火掠奪を行つて露領内に逃入したので、日滿聯合討伐隊は國境を封鎖して治安維持に任じ、一方滿洲國外交部はロシヤ當局に犯人引渡しを要求したが言を左右にして應ぜざるのみか却つて三十日及び二月一日の兩日ロシヤ兵指揮の下に再度越境進行し來り、日滿軍は之と交戰彼我多數の死傷者を出し、三十日の戰鬪では兵匪遺棄死體中にロシヤ正規兵あり又ロシヤ軍防毒面も遺棄してあつた。而もロシヤ側は三十日、日本側の不法越境攻撃、並に右事實につき日本側の責任者處罰、損害賠償及び將來の保障等に關する一切の權利を留保する旨嚴重抗議し來つた。

【長嶺子事件】三月廿五日午前八時頃延吉駐屯梅原部隊所屬吉田中尉一行九名は琿春縣長嶺子附近の國境線を視察中突然露國境保安隊(ゲー・ペー・ウー)より狙撃され、吉田中尉、福島少尉及小倉軍曹は負傷し、義田一等軍醫及吉田一等兵の二名は負傷後拉致されたので、我方は琿春枝隊及滿軍國境監視隊より救援に赴いたが、ソ側は更に優勢なる兵力を以て越境攻撃して來たので更に數名の負傷者を出した。帝國政府は翌日露國攻府に嚴重抗議、不安一掃を要求したが、露國側は右は日本將兵の不法越境に對する防衛的措置に過ぎずとし、逆襲的に責任者嚴重處罰、損害賠償要求の權利留保、事件の事實調査の三要求を提出し來つた。一方現地に於てもソ聯側は不法行爲の暴露を恐れ我が將兵二名の戰死體引渡要求を峻拒し、却つて我が交渉使に不法射撃を加へ或は兵力を集結して示威を行ふ等事態は頗る憂慮すべき狀態にあつたが、四月二日に至り漸く死體引渡に同意し、之を實行したので、善後處理については之を外交々渉に移し松下浦潮總領事をしてソ聯側に對し飽くまでも不法射撃の責任を追求せしむる事となつた。

【綏芬河事件】四月九日午後零時十分綏芬河東方高地滿洲國領内で日本軍將校一名、兵四名が演習中ロシヤ軍のゲー・ペー・ウー十四名が突如不法越境襲撃し來り、我軍も之に應戰撃退したが、この戰鬪で川口中尉、松島伍長勤務上等兵及内村一等兵は戰死し、死體を露國側に拉致された。本件に對し帝國政府は十日スラウツキー駐哈露國總領事を通じて露軍の暴擧を難詰し、同十四日大田大使をして露政府に嚴談せしめた。又滿洲國外交部も同樣滿洲國侵犯につき抗議する所があり、その結果ロシヤ政府も同十七日漸く三死體の引渡を了つた。

【越境飛行】四月二日午前十時密山穆林子上空にロシヤ軍用機一臺不法越境して半截河驛方面を偵察したが、翌三日には午前十時半黑河の西北方シヤリンチンの對岸からロシヤ九三式重爆機一臺越境、滿洲國領奥深く飛來し各所を偵察してポヤルコワ方面へ飛去る。同日午後三時頃にはロシヤ偵察機一臺東部國境綏芬河市上空に現れ低空飛行して三十分間に亘り附近各所を偵察して、グロデコーヴォ南方へ飛翔し去つた。

【虎林事件】四月下旬虎林南方約二粁のウスリー河中洲に於ける滿人拉致事件に次いで、同十一日我が巡察部隊約廿名は同所に於てロシヤ兵四、五十名より射撃を受け之と交戰、撃退した。

【六・二六事件】六月二十六日綏芬河北衛兵所を距る五十メートル付近の地點において公用外出中の日本軍將校四名は何者かのため狙撃され内二名は胸部に貫通銃創を受けて即死を遂げた。

【七・四事件】密山縣第三區當壁鎮居住の滿人劉福思は七月四日帆船にて乘客十三名及び貨物(價格八百三十圓)を滿載して龍王廟を通過中河船にて不法越境せるソ聯兵五名のため帆船諸共ソ聯領に拉致されたことが判明した。

北部國境—(黑河中心)

【一月廿七日】愛琿上流四粁の地點に於て黑龍江氷上調査中の南濱中尉、江面少尉は三名のロシヤ兵より不法射撃を受く【三月十六日】長發屯より卞倫山に向け行進中の森本中尉以下四名通譯はグロデコフスキー附近トーチカより八名のゲー・ペー・ウーによつて狙撃され、外に滿人の拉致されし事件頻發。

西部國境—(滿洲里方面)

【三月廿六日】三河地方アルグン河中滿領島嶼にロシヤ兵侵入、薪炭採りの滿人を拉致これが調査に赴ける國境監視小隊に對し迫撃砲を以て射撃、太田少尉外一名負傷

【六月廿八日】滿洲里駐屯部隊の巡察兵下士以下四名は六月滿洲里東北方七百六十八高地付近においてソヴエト聯邦騎兵約二個小隊に包圍され逮捕された。

滿蒙國境—

【十二月十四日】飛行機一機、十五、十六兩日に亘り興安北省新巴爾虎右翼旗ヘルムト上空を侵犯、滿洲國側の警備狀況偵察【十二月十九日】オラホドカ侵入の外蒙兵約七十滿洲國々境監視隊と衝突撃退さる【一月四日】新巴爾虎右翼旗ハルハイト上空に外蒙機越境偵察【一月十七日】外蒙ヘルムト分駐所を襲撃、滿洲國監視隊警長以下十七名を拉致逃走【一月十四日】飛行機一機越境、十六、十七兩日には二機同樣外蒙軍用機が新巴爾虎右翼旗シヤラチン分駐所上空を越境【一月十九日】新巴爾虎右翼旗ボルンデルスに外蒙兵來襲【一月廿四日】オランホトツクに外蒙兵來襲、次で巴爾虎右翼旗ボルンデルスにも來襲、共に日滿軍に撃退さる【一月廿四日】オランホトツクに外蒙兵越境し日滿軍と交戰撃退さる。日滿軍の損害日本兵戰死一、負傷二、日系警長戰死一、蒙古兵戰死一【一月十七、廿四日】ヘルムト附近調査の日滿軍は越境せる外蒙兵の襲撃を受けこれと交戰後撃退、蒙古兵戰死二【一月廿六日】新巴爾虎右翼旗オランホトツク監視所に外蒙兵來襲、同所を占領【二月四日】外蒙兵二百名オランホトツク方面に侵領【二月五日】オランホトツク監視哨襲撃【二月八日】ヘルムト附近偵察の我將校を襲ふ、兵力三百【二月十二日】露人將校指揮の外蒙兵二百餘は野砲二門、重機關銃等の新兵器多數を携行して不法越境、オラホドカを占據し、國境防衛の日滿兩國軍を攻撃、更に輕爆撃機二機を以て滿領内十粁の地點に侵入爆撃を敢行せしめ、【二月十五日】には裝甲自動車四臺を有する約一千名の外蒙兵がボイル湖の北端アツスル廟(國境線より二十餘粁の滿洲國領内)西方より我が部隊を襲撃し來り、ボイル湖一帶を占據した【三月廿九日】日滿軍國境監視隊はアツスル廟西南方約八十粁のタウラン西方約二十粁の地點(明瞭なる滿洲國領)に於て外蒙飛行機二機より突然爆撃を受け、戰死兵一名、負傷四名を出したので翌日、日滿當事者は外蒙政府にその不法行爲を嚴重抗議し三十一日には現地偵察に部隊を派遣した所又も前記地點で外蒙飛行機十二機と遭遇、次いで有力なる裝甲戰車部隊と遭遇之を迎撃して孰れも撃退したが、敵の兵力は輕爆機十二機、裝甲自動車十三臺、騎兵約三百騎、自動車砲兵約一中隊で、之に對し射喉敵機三、損傷戰鬪不能五、又敵の裝甲車は鹵獲二、破壞二、故障四、我損害は戰死平本中尉及兵二。

國境紛爭處理問題—右の如く極東平和の脅威となりつゝある國境紛爭は遠く二百年以來の露支兩國紛爭の種であつて、その原因は國境現地では十七粁の遠きを隔てゝ小界標點在し、界標透視不可能な爲め國境に關する見解相違を生むに至つた。而も露國側は獨自に見解で國境巡察の日滿監視隊を領土侵犯者と看做し襲撃を加へ、之に對して我が方が損害賠償、責任者處罰、將來の保障及國境明徴等を要求すれば、ソ聯側は反對抗議、或は日滿軍の侵略捏造宣傳を弄して事件を有利に展開せんとし、却つて彼我對立の狀勢を刺戟するばかりであつた。然るに露國側は十年八月十七日ユレネフ駐日露大使をして廣田外相に「國境に於ける事件及紛爭の調査及解決手續に關する日本帝國竝に滿洲帝國及ソヴエト社會主義共和國聯邦政府間の條約試案」を提示し來つた。同案は大體(イ)滿露國境を十一の管轄區域に分ち、(ロ)露側及び日滿兩國共同して各一名宛の國境事務代表者を任命し(ハ)條約所定の十七種の事件及び紛爭につき解決を圖り(ニ)解決つかぬに於ては通常外交機關に引繼ぐことに關し日滿露三國間に條約を締結せんとするものであつた。日滿側は大體本案を以て基礎案とする旨異なき意嚮であつたが、國境劃定を以て紛爭解決の先決要件とする建前から、偶々一〇・六事件に關する我が抗議に對し、露國側が十月十四日現地調査混合委員會を提議し來つたのを機會に、同廿五日姑息的工作を排して一舉に國境確定委員會を設定すべき事を露國政府に提唱した。然るに金廠溝事件起るやロシヤ極東軍司令部は二月三日異例の公式の爲公平な委員會が組織される場合には右委員會に協力し、國境事件につき現地処解決に應ずる」旨を明にし、國境劃定については考慮する所がないので、日滿兩軍部は同五日極東軍の獨斷を排し、滿露國境の歴史的檢證を行ひ現地實情に即して國境劃定を行ふに非ずんば紛爭解決は不可能であるとして之を反駁し、大田大使又二月十四日ス次長に對し、金廠溝事件に關する帝國の立場を闡明すると共に國境紛爭處理の前提要件として國境線確立の必要を指摘し、日滿露混合委員會の設置を提議した。玆に於てロシア側も第三國の加入を求めて遂に受諾を表明したが、帝國政府は第三國加入は調査を紛糾せしむとなし同廿一日ス次長に反省を求めた處、ロシヤ側も之を諒とし、第三國參加要求を撤回したが、委員數は露國側と日滿側と同數なるべきことを要求した。固より滿洲國は獨立國として日滿露三國は同數委員を出すべき所露國側の讓歩に鑑みその要求を容れ玆に委員會設置の見透はついたが、同日の會談でス次長は從來明答を避けつゝあつた露蒙兩國關係についてもロシヤ側の立場を明らかにし滿蒙國境に於ける紛爭の一般的調整案として金廠溝事件に關すると同樣混合委員會設置の希望を表明するに至つた。

日滿露三國委員會成る—玆に於て大田大使は三月十六日如左具體方針を提議した。

(一)露滿兩國の混合委員會を任命し興凱湖より圖們江に至る國境線を劃定す(二)同混合委員會は現存條約を基礎とする現國境線の狀況を調査し新境界標を建設し鐵條網又は溝渠をもつて、又森林地帶では林道を伐りひらき國境界を明確にする(三)ロシヤ政府が國境劃定の提議に同意する場合日本政府は直ちにロシヤ政府の提案した常設混合委員會の設立に同意する。同混合委員會は露滿國境に於ける紛爭の調査に任ずるものとす。

之に對し露國側は同種委員會を滿蒙國境にも設置する用意如何を反問し、之を以て日本案受諾の要件とした。依つて日本側は同十九日外務省に陸海軍兩當局と三省聯合協議會を開き、根本方針打合せの結果、我主張は飽く迄貫徹し、滿蒙國境問題は滿露の夫と異り滿洲國成立前は支那國内の行政區劃に過ぎず、後者の如き條約其他の根據なきを以て解決法亦自ら異るとし、滿蒙直接交渉に委ぬべきことゝなつた。以上の方針に基き帝國政府は國境劃定を先決條件とした從來の我主張を緩和して、紛爭處理、國境査定の兩委員會を同時に開催といふ所まで譲歩し、且實際問題としては國境全線即時着手は不可能なので先づ東部國境、興凱湖以南の國境に就て査定を開始するとし、滿洲國に於ても日本側と歩調を揃へ折衝に着手したが、ロシヤ側は之に對して遂に譲歩二十七日ユレネフ大使をして東部國境に限定して交渉應諾の旨回答し來つた。

露蒙密約暴露—前記露滿國境線の劃定竝に國境紛爭處理委員會設置案に關する交渉に於て露國は滿蒙國境に異常なる關心を示し

滿蒙兩國のみの交渉に委ぬべき事に不滿を述べたので大田大使は三月卅一日ス次長を訪問して「日本政府は露蒙兩國關係が如何なるものかを承知せず、從つて國境劃定を滿蒙國境に擴張しロシヤ政府と折衝するとは困難である」と露國が外蒙のために干與する根據如何を追及した所、ス次長は遂に左の如く言明し露蒙密約の存在を暴露した。

ロシヤ政府は二月廿一日に通達した通り第三國が外蒙共和國を攻擊する場合には同國援助の義務を負ふ、即ち一九二一年以來共同防衛相互援助を公約したが三月十三日ウランバトールで兩國政府は相互援助議定書に調印し右の義務を正式文書を以て確認した。

逆境を行く通商外交

日本商品の世界市場に於ける近年の進出振りは驚異的のとせられてゐるが、驚異は驚て嫉視と變じ、折柄世界經濟界を風靡する國家主義的通商政策の採用と相俟つて、今や日本商品は到る處排擊の的となり、その影響は我が貿易實勢にも反映して侮るべからざるものがある。從つて帝國政府は之に對し經濟使節を送つて親善に努むると共に(一)日本側が極端なる輸入超過の場合は邦品に對する關稅引下げ、購入增加、三角貿易調整等を要求し或は通商擁護法を活用して貿易調整に資し、(二)反對に日本側が極端な輸出超過の場合は輸出統制並に輸入統制の實施により相互の貿易調整を圖り、或は三角貿易による調整方法を採用する方針の下に極力札束の激化を防ぐことゝなつた。而も不當防遏並行に對しては飽く迄戰ふべく昭和九年四月通商獨裁法を公布して、既に同法の對加發動を見た譯であるが國際通商戰の情勢は聊かも改善の跡を見ないので同法はその有效期間滿了に先も更に三年間延長された。

日加貿易復活—加奈陀政府の日本商品不當壓迫に對し帝國政府は遂に通商擁護法を發動して之に報ひ、忽ち加奈陀業者に打擊を與へ日加關係打開を意圖するに至らしめ、斯くて十月十四日の加奈陀總選擧には日本商品彈壓の可否が中心となつて決戰が行はれ、其結果關稅障壁の打破、日加貿易復活を主張する自由黨は國民總意の壓倒的支持を得て保守黨を破り、キング自由黨首がベネット政府に代り政權を獲得するや、キング首相は組閣早々我が加藤駐加公使に對して通商關係調整交渉の開始方を要望し來つたので、日本側は(一)爲替補償稅（圓貨の低落率を課稅標準とするもの）の撤廢又は緩和(二)カナダ產業保護關稅の一部緩和を要望して折衝に入つた。これに對して加奈陀側は(一)爲替補償稅の撤廢は原則的に不可能であるが、課稅標準算出の圓爲替の基準の改善を行ふ。(二)三十五商品に及ぶ產業保護關稅のうち特に必要なるもの（主として農產品關係）を除き順次撤廢するとの建前で誠意を示し十二月廿日オツタワに於て日加通商新協定が正式調印を見、一月一日より實施となつて半年振りで日加通商は平常化した。新協定の要旨は左の如く、其の結果稅額は從來の三分の一から十分の一程度に輕減され邦品全般として好影響を受けることゝなつた。

一、カナダ國內で生產されない無競爭の日本商品に對しカナダ政府は爲替補償稅を適用しない。

一、カナダ政府は國產保護の立場よりカナダ國內に多量に生產される商品にして日本輸入商品が之れと競爭的地位にあるものに限り爲替補償稅を賦課し得る（例へば生果、蔬菜、ゴム靴の如き商品）

一、爲替補償稅の賦課標準は過去五ケ年間の兩國爲替平均相場を以てし、右平均相場と現在爲替相場との差額を補償稅とする。

一、日カ兩國政府は本協定實施と同時に相互に通商擁護法及び三分の一附加稅を廢止する。

日濠會商決裂—九年五月訪日親善使節レーサム濠洲外相の來朝により氣運熟した日濠通商條約締結交渉は十年二月濠洲に於て正式開始の運びとなり、濠洲側提出の求償主義に基く條約案を中心に、我方よりは關稅協定爲替補償稅及輸入の禁止並制限に關する問題其他一般通商事項を含む條約案文を提出して折衝を進め、略協定成立の域に達したが、濠洲側は二月二十日突如日本品の低廉を理由に綿布及人絹布に對する高率從量稅の賦課を仄めかし、次いで三月十日には高率從量稅賦課を緩和する代りに濠洲向け本邦綿布及人絹布を年夫々五千萬平方碼及二千五百萬平方碼に自制すべき事を求めて來た。濠洲側が斯く從來の態度を一變したのは英本國ランカシアの遣濠貿易使節の活躍によるといはれるが、日本側は之に對し、數量制限は日濠貿易が三對一と我方に著しく不利な現狀から見て應諾し難きも價格統制は考慮すべしと誠意を披瀝したにも拘らず、濠洲側は數量制限を固執し、之に應ぜざる時は高率關稅を以て輸入量を制限すべしと主張し、五月二十二日突如關稅改正案を議會に上程して翌日より之を實施し、外に綿布人絹布を含む八十六品目に輸入許可制を併用した。新關稅は綿布に就ては纖價十割乃至十四割、人絹布に就ては大體十割乃至四十割に相當する禁止的課稅であつたから、帝國政府は六月三日正式に濠洲の反省を促し、對日通商妨害の撤回と平等の立場に於ける交渉を求めたが、濠洲政府は『英濠關係は濠洲にとつて最も重要であり、又國內產業保護の爲にも濠洲市場に於て綿布、人絹織物の日本獨占が許されざる事情にある。』と稱し毫も反省する所なく、帝國政府も已むを得ず六月二十五日を期して報復的に

【對濠通商擁護法發動】を敢行した。日本側の意外に强硬なるに期待を裏切られた濠洲政府は七月八日「今次日濠紛議は日本織物値段の連續的引下に依り濠洲が關稅引上の餘儀なきに至れる結果發生したものである」と辯疏して、輸入日本商品の三割八分を占める品目に對し特別輸入許可制を實施して事實上本邦品の輸入禁止を以て應酬したが、濠洲特產市場の蒙る打擊は之を如何とも爲し得ず、同九日早くも特許制度擴大停止の姑息的條件で擁護法停止を要求し、日濠商議開催を提案し來つた。之に對し帝國政府は同二十日「現在の基礎に於て新通商條約締結交渉を再開する用意ある」旨回答した結果濠洲政府は日濠通商交渉再開に決定、ライオンズ首相は二十三日右交渉を直に開始する旨發表した。

日埃會商決裂—埃及政府は英國の差し金に依り、片貿易の調節及び埃及產業の保護を口實に十年七月十八日埃通商暫定取極協定の廢棄を通告し來り、次いで九月廿日には日本製の綿又は人絹製品及び五割以上綿又は人絹を含む織物に對し、從價四割の爲替補償稅を追徵し、綿製品關稅は八割乃至十割、人絹製品はそれ以上の禁止的高率を課した。帝國政府は之を以て最惠國條款違反として嚴重抗議し、日埃貿易調節の爲め會商を開く事となり、代表に笠間呈雄公使を任命し、十月二十二日よりアレキサンドリア埃及財務省に會商を開始した。然るに埃及側は初から爲替補償附加稅の實施を主張し、日本側は之に反對して早くも行惱み

となり、其後日本側は名目的には爲替補償稅を棄てゝ實質的に關稅引上となる妥協的代案を示唆したが、一般的關稅引上は各國の通商關係に惡影響を及ぼすとて容るゝ所とならず、十一月末第四回の本會議を開いた儘、埃及獨立運動による同國內の騷亂に引續き政局不安の爲め全く會議進行不能となつた。而して其後公式非公式に折衝を續けたるも埃及側は毫も讓らず、四月十四日に至つて一試案を示し、特別稅撤廢の條件として日本綿布の輸出を埃及棉輸入と同額に自制すべき事を要求し來つたが右は日本側として到底考慮の餘地がないので四月末一旦我が代表部を解散し、笠間代表は六月十日ポートサイドを引揚げた。

第二次日印聯備會商—昭和九年日印會商の結果締結された日印通商條約は十二年三月末を以て滿了となるので、兩國は第二次日印會商を開いて其後の通商統制を協定することゝなり、その豫備會商が七月二十日よりシムラの印度政廳に於て開會せられた。我代表團はカルカツタ駐劄總領事米澤菊二氏、印度側は商務長官サー・ムハマド・ザフルーラ・カン並に商務次官アレクサンダー・スチユワート兩氏を夫々代表とし折衝を進めてゐるが、印度側は農民方面では日本の印棉買付減による打擊緩和の爲め現行日印通商條約を自己の有利に改正せん事を希望してゐるが、一方綿織物業者は日本商品の輸入割當量を更に縮減せん事を要望し、印度政廳亦會商開始に先だち綿布、綿絲、捺染、人絹、交織品につき英特惠擴大を發表して對日示威を行つており前途は樂觀を許さざるものがある。

日蘭海運協定成立—日蘭海運會商が用語問題によつて開始早々決裂して以來ジヤワ航路は日蘭兩船會社の對立を續けてゐたが、兩國政府當事者の斡旋によつて再び開催せらるゝ事となり十年十一月二十八日神戸に於てジヤワ・チヤイナ神戸支店長ファン・ドベン氏と南洋郵船專務寺井氏の私的會商により日蘭海運豫備會商の幕が切つて落された。交渉は依然緩慢であつたが、經過は比較的順調に進捗し、六月八日バタヴイヤに於て諒解全く成立し、即日日蘭海運協定の調印を了し、難關と目されたプール・ポイントに於ては本邦船側の積取は往航六四・二五、復航六〇と決定、七月一日より實施し、期限は昭和十四年六月迄となつた。斯くて日蘭間の諒解進行を機とし決裂中の日蘭會商をも軌道に復することとなつた。

日土更改協定成立—十年末を以て期限滿了した日土米價協定更改に關しては十一年三月漸く更改協定成立し、十一年一月一日に遡及して實施された。內容は左の如く、關稅率は前年に比し二割方引下げとなつた。(一)協定期間は十一年中で一千萬圓を限度とす(二)取引條件は從來通り FOB（船渡し）取引とする(三)綿布輸入制限量は三百五十萬疋據置き。

日本シリア貿易協定成立—日本とシリアとの通商關係調整についてはシリアが複關稅制度を採用して聯盟國及び特別協定ある國に對しては最低稅率を、非聯盟國に對しては最低の二倍に相當する最高稅率を實施してゐるので日本は聯盟脫退により當然最高稅率を適用されることになる爲聯盟國並の待遇をシリアに確保せしめる必要があり、對アフリカ近東輸出組合はシリアの受任國たるフランス政府の諒解を得てシリア政府と貿易調整に關する交渉を進めたる結果七月末左の如き內容を以て諒解が成立した。

(一)對アフリカ近東輸出組合はシリア向輸出に對し三分の輸料は日本のシリア特產物（棉花、羊毛など）の輸入に對する損失の補塡に充當する、(二)日本がシリア向輸出を統制するに對しシリア政府も右組合の査照を有せざる日本品の輸入を阻止するやう協力することを約する、(三)右豫約の成立によりシリア政府は日本品に對し從來通り最低稅率を賦課する。

遣濠經濟使節—前年平生釟三郎氏をブラジルに派遣した政府は、南洋經濟發展と對南方諸國親善增進のためシヤム、蘭領印度方面に親善使節を派遣することゝなり、官民協議の結果左記顚觸を以て一行を組織し三月十五日門司出帆、約一ケ月に亘り使命を果して、四月二十九日バンコツク發歸途についた。

團長安川雄之助△副團長淺野良三△使節永島雄治(三井物產)、元良信太郎（三菱重工業）、友田久雄(富士紡)、城戸崎廣三（澤糖）△顧問山口武(日遞協會)、岩田喜雄（スマトラ興業）

伯國經濟使節團來朝—ブラジル國政府は我伯親善經濟使節に對する答禮として訪日經濟使節團を派遣し、兩國親善を强調する事となり、團長サルガード・フイーリヨ博士（下院議員、前勞働商工大臣）以下一行廿五名は七月二十四日大阪商船ヴエノスアイレス丸で本國出帆九月十九日橫濱に到着した。

受難の海外邦人

最近に於ける躍進日本の驚異は優秀なる我が移民に對する各國の恐怖心理を驅りたて在外邦人を白眼視するもの漸く多く我が移民事業は重大障碍に直面するに至つた。勿論加奈陀下院がキング首相の正論をとつてマシニス議員の東洋移民排斥案を否決（二月二十七日）し、又多年邦人に門戸を閉し、家屋借入すら困難を極めた南阿聯邦に於ても聯邦議會が我が要求を容れて法律改正により邦人の居住並營業を許可（六月十五日）するに至り、或はパラグアイ政府が新に毎年百家族の日本人移民を試驗的に許可（六月五日）せるが如き事例もあつたが、概してその前途は杞憂に滿ちてゐる。

ペルー排日—從來日本人を歡迎してゐたペルー政府は六月二十六日突如大統領令を以て各國移民を一律に一萬六千人に制限し、且つ外人の營業に關しては營業許可數の八割はペルー人、二割を外人に限定し、且之を有效に實施する爲七月十二日更に爾後外國人の歸化を一切禁止する旨同じく大統領令を以て公布した。同法制定の原因は國內に於ける民族主義の勃興、政府の人氣取政策及アメリカ迎合政策等にありと云はれるが事實は在留外人中日本人二萬二千、支那人七千、伊太利人六千にして、同法の拘束を受くるものは日本人のみで、同法令の施行により在留邦人が蒙る損害二千萬圓以上、且日本人移民は入國絕對禁止の厄に遭ふ事となつた。然もペルー政府は六月廿九日橫濱駐劄領事に對し日本人移民査證中止を訓令し、明に排日的意圖を藏するものであつたから帝國政府は我移民の死活問題として嚴重抗議其反省を求めた結果、八月上旬に至り交渉解決まで、ペルー政府は一時、移民制限公布を延期する事となつた。

ブラジル排日—國內政爭の壓力と日本の南米發展を嫉視する國の策動によつて排日移民法案を憲法に規定したブラジル政府は忽ち勢力不足に惱むに至つたが飽くまで既定方針を固持し不足は補助金制度による歐洲移民の誘入に待つとし、十一月中旬から日本移民に對し入國印紙稅徵收を開始し其後も依然勞力不足を認めながらも、六月には聯邦議會に(一)歐洲移民の特權を認めて日本移民を差別的に扱ふ州移民地學校

教育につき十二歳以下の兒童に對してはブラジル語以外による教育を禁ずる(三)移民集團を防止する目的で定められた國內勞働者の混合居住規定を强化し、ブラジル人不足の場合はスペイン人又はポルトガル人勞働者をして雜居せしむ等の規定を含む排日差別的移民法案を提出した。而して聯邦上院は以上の移民制限に滿足せず、更に邦人の土地利權奪取を企圖し、アマゾナス州政廳がアマゾン川上流の沃野開拓の見地から我が遺伯親善使節來訪の折り日本人土地會社に賦與した二百四十一萬エーカーの土地利權に對し、新憲法は外人に對し一定限度以上の土地利權を賦與する場合は特に上院の承認を必要とする旨規定し且つ外人移民の集中を禁止してゐる」との見地から上院憲法委員會に於て六月二十日無效の判定を下し、同院權限調整委員會も亦七月二十一日賦與地域過大に過ぎ、利權契約に鐵道道路鑛山その他を含めたのは憲法違反であると利權無效を決議し、更に上院國防安全委員會も之を支持したる結果八月二十四日の上院本會議は十八對十二を以て土地利權無效を宣告した。

新條約

日加郵便爲替條約—帝國遞信大臣が昭和十年八月十四日東京に於いてカナダ郵政大臣が一九三五年十二月二十日オツタワに於いて署名した日本國及カナダ間郵便爲替交換に關する條約は二月十日公布された。

國際衞生條約—大正十五年六月二十一日パリーに於て署名調印せる標記條約に對し帝國政府は公衆衞生國際事務局に對する條約所定の通告及情報送付をシンガポール東洋局の仲介により、又コレラ保菌者に對する必要な措置をとり得る權能を留保して十年十二月二十一日公布した。

日本リベリヤ暫定協定—日本とリベリア國との通商航海は從來無條約の狀態にあつたので折衝の結果通商航海條約締結までの暫定的措置として三月十二日原則として通商、關稅、航海及旅行に關し最惠國待遇を與ふべき旨の取極が成立した。

常設國際司法裁判所規定改正議定書—昭和九年瑞西ジユネーヴに於て署名せられたる常設國際司法裁判所の一部組織及機能改善に關する議定書は四月七日條約第二號を以て公布された。

猥褻刊行物條約—大正十二年九月十三日瑞西國ジユネーヴに於て議定署名したる「猥褻刊行物の流布取引の禁止の爲の國際條約」に對しては帝國法令が拘束せられざる旨の宣言を附して參加する事となり五月十五日條約第三號を以て公布された。

雜件

パラグアイ新政府承認—帝國政府は三月十六日附を以て南米パラグアイ國フランコ革命新政府を承認した。

ニカラグア新政府承認—帝國政府は六月廿四日井澤メキシコ代理公使に訓令してニカラグア新政府を承認した。

米國副大統領來朝—比律賓獨立祝賀式に參列する米國副大統領ジョン・N・ガーナー氏夫妻をはじめ下院議長J・W・バーンズ氏外十七名の下院議員の一行は十月二十八日横濱に寄港し、副大統領及下院議長は翌二十九日天皇陛下に謁見仰付けられ我が皇室に敬意を表し奉り、同日夕刻比律賓に向つたが、之より先同月十四日にはシンガポール陸相も同樣使命で訪比途次横濱に寄港、皇室に敬意を表し奉り、又廣田外相を訪問、日米親善の握手を交した。

日米平和通電—廣田首相が三月二十五日首相官邸に於て東京外國新聞通信記者團と會見し我が對外政策その他非常時日本の政策一般に關する所信を表明したことは歐米各國言論界に良好なる影響を與へたが、就中米國學界、言論界並に實業界の代表二十七名は四月十四日連名で廣田首相に電報を寄せ、「閣下が國際平和の確保を期する旨聲明された事實に感謝し玆に平和のメツセーヂを閣下に呈する」と國際平和維持に關し日本政府の協力を要請する處があつた。この友情に接した廣田首相は有田外相と協議の上、同十七日廣田首相の名を以て代表コロムビア大學新聞科學長アツカーマン博士に對し、全米の總意を盛れるこのメツセーヂに應へ、平和と兩國親善を愛好する我が政府の意向を傳達する旨の返電を發した。

國際文化振興會の活動—日本文化普及による國際親善を目指して活動中の文化振興會は十一年度事業として、(一)英國倫敦大學に日本文化講師派遣、(二)日濠大學交換教授、(三)比律賓大學と東京帝大の教授交換、(四)洪牙利ブダペスト博物館の東洋部長タカチ博士の招聘(五)日本研究に從事中の在留七外人への補助、(六)外國大學日本講座最優秀學生に賞牌授與(七)來朝學者と我學者との意見交換會の開設、(八)佛領印度支那學生見學團の聯旋其他資料の作成刊行等を決定した。尙十年十月十五日以來開設中の外人向日本文化研究講座を繼續する外七月十三日來朝の米國一流美術研究家を網羅せる東洋美術文化研究團一行に對し日本美術講座を開き、又巴里トロカデロ民族博物館の日本部新設にも資料蒐集につき盡力する事となつた。

遣羅軍艦入札—遣羅國政府は一九三二年の革命以來海軍建設の大方針を定め、爾來士官下士官數十名を海軍實地練習の爲め日本に派遣し、或は海軍々令局長一行の視察團を組織して來朝する等好意を示したので我が方も同國海軍建設を援助する事となり十年春第一期計畫十九隻の國際的入札には犧牲的に十二隻を落札し建造中の由。その金額は略々二千三百萬圓程度で、艦種內譯は潛水艦四隻(三菱造船所)、砲艦二隻(川崎造船所)、運送船一隻(函館船渠會社)、沿岸警備船三隻(石川島造船所)及練習艦二隻(浦賀船渠會社)である。

日伊文化交歡—日伊親善と學術交換を目的とした第一回交換教授のローマ大學セゲエリ博士は勳二等瑞寶章を下賜せられ大成功を收めたが、第二回は伊太利中亞極東會長ジユゼツペ・ブツチーニ博士と我が姉崎正治博士が當ることゝなつた。尙ローマ大學政治學部では十一年春より日本語講座を正科として創設し、マグニト博士が專任教授に就任した。

洋行する櫻—大和心のシムボルとして海外から懇望される櫻は年々增加するが(一)英國の古都デボンシヤー縣エキセター市のエキセター大學では英國大學中稀に見る大植物園を持つてゐる關係上、植物學研究の見地から日本櫻の移植を希望して來たので、外務省の斡旋により十一年春二百本の苗木が寄贈された。(二)星製藥社長星一氏の好意で北米シンシナチ市のオハイオ河堤に櫻苗木五千本が寄贈されることゝなつた。同氏はその外桑港及その附近とハワイ全土に在留日本人の手になる公園を多數拵へて日米親善に貢獻する事となり之が實行に着手した。

石の親善使節—米國々立公園は日米親善の表象として十一月米國の富士レニヤ山頂の石を我國の霊峰富士に送つて來たので、內務省國立公園協會ではその答禮として晚秋の富士山頂に石を求め、駒ケ岳噴氣孔の礦

權玄武岩を山櫻の木箱に收め四月三十日駐日米國大使を通じレニヤ山に贈つた。

日米老勇士交驩—帝國在郷軍人會は十年秋竹下大將、二宮中將招待の答禮として、米國老兵會々長ジアン・ザント氏に招請狀を發した所、老兵會は欣然受諾、四月廿四日來朝、在郷軍人はじめ各方面の戰待に感激を滿喫して五月十六日歸國したが、この交歡により日米郷軍代表は三年毎に交換し兩國の友情を永久につなぐ事になつた。

轉の洋行—十一年夏世界宗教會議に日本代表の一人として參加した禪の近代的研究家、大谷大學教授、西本願寺の鈴木大拙師は歐洲諸大學の希望で會議後英、佛、伊、西の諸大學を約半年間巡講する事となつた。

大日本外交文書公刊—明治維新を中心にした門外不出の外交史が、國民の外交知識涵養の目的で外務省の手で、「大日本外交文書」として編纂されてゐるが、その第一卷、慶應三年の大政奉還から明治元年に至る分が六月二十日日本國際協會から發行された。

尼港事件救濟金交付—大正九年「ニコライエフスク」及び「オーツク」事變による被害に對する救濟金は救恤審査會の審定に基き七月十一日外務當局の決裁を得て漸く交付せらるゝ事となつた。被救濟件數七百八件、救濟金總額百四十八萬二千四百三十六圓、內生命被害三百十八件三十九萬二千七百十五圓、財產被害三百九十件百八萬九千七百二十一圓である。

年俸三千弗でアイウエオ—北米加州大學では學生の日本語研究熱を滿す爲め日本語教授の派遣方を外務省文化事業部に申込んで來たので、神田YMCA內日語文化學校の松宮一也氏が推薦され七月廿九日渡米した。期間は十二年五月まで、每週六時間年俸三千弗で、「アイウエオ」の手ほどきから日本文化の教授もすることゝなつた。

露船要塞地帶侵犯—ソヴエト汽船スーチヤン號及ドヴナス號は青森灣に於て擧動不審の爲三月廿五日青森に抑留、縣特高課、青森憲兵隊、大湊要港部等の手で取調の結果、押收寫眞十數葉は明かに要塞地帶附近を撮影しありしを以て要塞地帶侵犯並に船舶法違反(未開入港)により處斷する事となつた。

日蘭標準時統一—滿洲國では交通關係機關の唱道と新京中央氣象臺の斡旋により、十二年一月一日から日本と同樣東經百卅五度標準時を採用し、日滿間の時差一時間を消すことゝなつた。

支那領事問諜事件—中國人孫秉干は昭和六年以來在清津帝國ロシヤ領事館廳舍を借受け在清津中國領事館と僞稱し、その地理的價値を利用して北鮮に於ける諜報中心機關として我國の軍事上の重要機密事項に關し調査、關係方面に諜報しつゝありし事が發覺七月十六日その一味と共に檢擧された。

王正廷氏來朝—滿洲事變當時の國民政府元外交部長王正廷氏は日本側の對支政策の眞意を打診し、日支關係緩和に資する爲めと稱し、個人の資格を以て十一月三十日來朝、廣田外相はじめ朝野各方面の意向を聽取して歸國したが、王氏來朝の目的は來訪途次の船中に於て同船の米國副大統領ガーナー氏一行の米國議員と銀問題、新借款につき懇談するにあつたとも言はれる。然し何等收獲はなかつた。

來朝名士視察團一望—(十年九月—十一年八月)

月日	氏名	身分	目的
九・五	ワーレン・メーソン	元メキシコ大統領	研究
九・二二	A・L・ロドリゲツツ將軍		旅行
九・二三	プラ・サラサス	前運羅藏相	視察
〃	ダベ・ビルー	エチオピヤ特使	視察
九・二五	レオン・オイ・フオース	米國木材王	視察
〃	トーラ・サラス・バルカ	前運羅經濟相	視察
九・一九	濠洲女學生視察團		親善
九・二三	マーフイン少將	米アジア艦隊司令長官	視察
九・二七	北平市考察團	吳承湜氏以下十五名	視察
〃	孫共昌	滿洲國財部大臣	打合
一〇・一	ロイ・ハワード	米新聞王	視察
一〇・六	ジョージ・ダーン	米陸軍長官	視察
一〇・一四	ジヤン・ピエール・エステヤア	佛アジア艦隊司令長官	交驩
一〇・一九	エル・アール・アギナル・ドー	比島商業會議所會頭	商議
〃	オー・シー・ネーヤー	蘭領經濟使節	商議
二・三	H・ビクター・ネーヤー博士		旅途
二・四	カール・W・アツカーマン博士	米コロンビア大學新聞部長	旅途
二・七	李廷安博士	上海市衞生局長	旅途
二・一〇	王正廷	元南京政府外交部長	視察
〃	ガーナー	米副大統領	視察
二・一	シスター・メリー・マー	羅府日系孤兒の母	旅途
二・六	ホアンン・デ・ブルボン殿下	前スペイン皇太子	觀光
二・一四	ルアン・デ・マヌタン博士	米社會事業家救災の恩人	觀光
二・一五	ダニエル・A・ポーリン博士		視察
〃	ハーバート・テイラー・ハリス	唐人お吉のハリスの養孫	觀光
二・一五	營口商工視察團	一行三十二名	視察
〃	G・W・バーカー	米風景畫家	觀光
二・一	M・サンガー夫人	產兒制限論者	旅行
〃	デ・バイエ・ラツール伯	白國際オリンピツク委員會委員長	視察
二・一九	ポーリー・ジヤーリー	米生糸王	視察
〃	ジエームス・ウエデル	米理化學者國際ガソリン發明者	視察
二・二〇	アドルフ・ブルシン博士	比島モロ種族王	觀光
二・二二	ダト・オムラ	和蘭親日家	觀光
二・二三	ファン・ワルレー	駐日支那大使	視察
二・二六	許世英	新任前駐支英國大使	新任
二・二七	カドガン	英國外務次官	旅行
二・二八	ファン・ピユウレン	蘭印土木長官	視察
二・二四	ルーマニア公使	紐育自然科學博物館長	新任
〃	ストライセスコ	倫敦	旅行
二・二四	ロード・チャツプマン・アンドリユース博士	倫敦	視察
〃	F・J・ストラツトン博士	倫敦	視察
四・二四	ロイズ博士	印度コダイカナル觀測所長	日食觀測
〃	張新吾	初代駐日商務官	新任觀光
四・一〇	ブルーベル・ハンター女史	英作家	觀光
四・一七	ジヤン・コクトオ	佛作家	觀光
四・二六	G・H・エツジエル	米ボストン博物館長	研究
四・二三	フランク・マーフイ	比島米高等辯務官	旅途
六・二	リース・ロス	英特使	視察
六・七	李紹庚	滿、交通相	視察
六・二	アルベール・カメレール	佛、駐日大使	新任
六・二	モンラジヤポン・ムムロ	遣羅皇族	研究
七・二	ウツド・デスクール	前濠商務長官	視察
七・二	C・A・F・ホーカー	佛西貢高校教授	視察
八・一	ベルナール・ロージエ		

在外公館の新設變更—(十年九月以降左の如し)

【マサトラン領事館閉鎖】墨西哥マサトラン所在帝國領事館は十年十一月十一日閉鎖。

【サン・サヴアドル領事館】サルヴアドル國サン・サルヴアドルに新設、十年十一月十一日開館した。

【緞谷領事館昇格】遣羅國盤谷の帝國領事館を十年十一月二十五日總領事館に昇格した。

【海龍分館閉鎖】在滿洲國奉天總領事館海龍分館は十二月三十一日限り閉鎖した。

【エヂプト公使館】首府アレキサンドリアに新設、十一年一月一日開館した。

【アレキサンドリア總領事館改稱】エジプト國所在標記總領事館は十一年一月一日領事館に改められた。

【エチオピヤ公使館】首府アヂス・アベバに新設、十一年一月一日開館した。

【黑河分館】滿洲國黑河省黑河に齊々哈爾領事館分館を設置し十一年一月一日開館した。

【山城鎭分館】滿洲國奉天省山城鎭に奉天總領事館分館を新設し、十一年一月一日開館した。

【農安分館閉鎖】滿洲國吉林省所在標記分館は十一年一月九日閉鎖された。

【白城子分館】滿洲國龍江省白城子に齊々哈爾領事館分館を新設し、十一年一月十日開館した。

【扶餘分館】滿洲國吉林省扶餘に新京總領事館分館を新設し、十一年一月十日開館した。

【成都總領事館再開】滿洲事變後一時閉館となつてゐた支那四川省成都總領事館は八月中旬再開に決定した。

日本と主要國間の條約締結年月

對手國	條約名稱	調印年月日	批准書交換年月日
アメリカ合衆國	〔通商航海條約〕△〔著作權保護に關する協約〕・ヤップ島條約	明治四四・二・二一 〃 三八・一一・一〇 大正 一一・七・二一	明治四四・四・四 〃 三九・五・一〇 大正 一一・七・三一
アフガスタン	修好條約	昭和 三・四・二	昭和 六・六・一七
アルゼンチン	修好通商航海條約・	明治 三一・二・三	明治 三四・九・一八
アルバニア	修好通商條約△	昭和 五・六・一〇	昭和 六・六・一一
英吉利	〔通商航海條約〕△〔通商航海條約〕に對する補足條約△	明治四四・四・三 〃 一四・七・三〇	明治四四・五・五 昭和 三・七・一七
伊太利	通商航海條約△	大正 一一・一一・二五	大正 二・六・七
墺地利	通商航海條約△	〃 元・一一・一一	〃 一一・一〇・一
和蘭	〔通商航海條約〕・〔司法的解決仲裁々判及調停條約	昭和 五・八・六 明治四五・七・六	昭和 一〇・八・一三
希臘	修好通商航海條約△	昭和 八・四・一九	明治 三四・九・一一
哥倫比亞	修好通商航海條約・	明治 三・六・一	〃 四・一・一〇
羅	通商航海條約△	〃 四・五・二五	〃 一一・一・一〇
瑞西	〔居住通商條約・司法的解決條約△	大正 一・三・一〇	大正 一・三・一一
瑞典	〔通商航海條約△〔特別相互關稅條約・	明治四四・六・一一 大正 一二・三・一六 明治四四・五・一九 〃 四四・五・一九	明治四四・五・二五 大正 一二・一・一〇 明治四四・七・一一
西班牙	〔修好交通條約△〔特別通商條約△	〃 四四・五・二五 〃 三・三・三六	大正 四・七・一〇 明治 三四・三・三〇
ソヴエート露西亞	〔日露基本條約〕・〔漁業條約〕・〔小包郵便物交換に關する約定	大正 一四・一・二〇 昭和 三・三・二六 大正 一一・一一・二三	大正 一四・二・二六公布 昭和 三・三・二六公布 〃 七・三・二三
ダンチツヒ自由市	日本波蘭間通商航海條約の效力をダンチツヒ自由市に擴張する交換公文	〃 二・四・一一	明治 三九・一〇・一〇
中華民國	〔通商航海條約〕・〔追加通商航海條約〕・〔關稅協定〕・〔郵便物交換に關する約定	明治 三九・七・二一 昭和 三・七・一一 大正 一一・一二・八	昭和 三・七・一一 〃 四・五・六 大正 一一・一・一〇公示
チエツコ・スロバキヤ	通商條約・	〃 一四・一〇・三〇	〃 一五・一〇・一〇
智利	〔修好通商航海條約・〔追加條款	明治 三〇・九・二五 〃 三一・一〇・一六	明治 三九・九・二四 〃 三九・九・二四
丁抹	〔通商航海條約△〔特別相互關稅條約・	〃 四五・一・一一 〃 四五・二・二二	〃 四五・一・六 〃 四五・五・六
土耳古	通商航海條約△	昭和 九・三・一〇	昭和 九・三・一〇
獨逸	通商條約△	〃 三・四・二	〃 三・四・二

對手國	條約名稱	調印年月日	批准書交換年月日
諸國	〔通商航海條約△〔特別相互關稅條約・	明治四四・六・五 〃 四四・六・六	明治四四・七・五 〃 四四・七・五
パラグアイ	通商條約・	大正 八・一一・一七	大正 一〇・八・二五
フィンランド	通商航海條約・	〃 一三・六・七	〃 一五・一〇・二三
佛蘭西	日佛協約	明治四〇・六・一〇	明治四〇・九・一〇
	日本印度支那通商協定	昭和 七・五・三	昭和 七・八・一七
	通商航海條約△佛領印度支那に關する宣言書△	明治四四・八・九 〃 四四・八・一九	明治四四・八・二六 〃 四四・八・一九
伯剌西爾	修好通商條約△	〃 二〇・一一・五	〃 二〇・一一・五
白耳義	通商航海條約△	大正 一・六・二七	大正 一・六・二七
秘露	修好通商條約△	〃 一三・九・一〇	〃 一三・九・一〇
墨西哥	通商條約△	〃 一三・四・三	〃 一三・四・三
波斯	通商航海條約	〃 一一・一・二七	〃 一一・一・二七
ポルトガル	通商航海條約・	明治四五・七・六	明治四五・八・二三
伊太利	通商航海條約△	大正 一一・一一・二五	大正 一一・一一・二五
墺地利	通商航海條約△	昭和 五・八・六	昭和 六・二・二三
滿洲國	〔滿洲に關する條約〕・〔日清間及東部內蒙古に關する條約〕・〔南滿洲鐵道株式會社に關する條約〕・〔日滿經濟共同委員會設置に關する協定〕・〔日滿義定書〕・〔治外法權一部撤廢に關する條約	明治四五・七・六 昭和 八・四・一九 明治 三・六・一 〃 四・五・二五 大正 一・三・一〇 明治四四・六・一一 大正 一四・一・一〇 明治四四・五・一九 〃 四四・五・一九 明治四四・七・一一 大正 一四・一・一〇 昭和 三・三・二六 大正 一四・一・一〇 昭和 七・三・二三	大正 一一・一〇・八 昭和 八・八・一三 明治 三・九・一一 〃 四・一・一〇 〃 一一・一・一〇 〃 一一・一・一〇 〃 一一

【第二】赤道以北太平洋舊獨逸領諸島委任統治條項

第一條　日本國皇帝陛下（以下受任國と稱す）に委任を付與したる諸島は太平洋中赤道以北に位する舊獨逸領諸島の全部を含む

第二條　受任國は本委任統治條項に依る地域に對し日本帝國の構成部分として施政及立法の全權を有すべく且情況に應じ必要なる地方的變更をへて右地域に日本帝國の法規を適用することを得、受任國は本委任統治條項に依る地域の住民の物質的及精神的幸福並に社會的進歩を極力增進すべし

第三條　受任國は奴隷賣買を禁止すること並に須要なる公共的工事及役務の爲にする場合を除くの外强制勞働を許容せざることを督視すべし。右例外の場合に於ても相當の報償を支拂ふことを要す

受任國は又一九一九年九月十日署名の武器取引の取締に關する條約又は之を修正する條約に規定する所と同樣なる原則に準據し武器彈藥の取引を取締ることを督視すべし

土著民に火酒及酒精飲料を供給することを禁止すべし

第四條　土著民の軍事教育は地域内警察及本地域の地方的防衛の爲にする場合を除くの外之を禁止すべし又本地域内に陸海軍根據地又は築城を建設することを得ず

第五條　公の秩序又は善良の風俗の維持に關する地方的法規に反せざる限り受任國は本地域内に於て良心の自由並に各種禮拜の自由執行を確保し又聯盟國の國民たる一切の宣教師が其の職務を行ふ爲本地域内に到り、旅行又は居住することを許すべし

第六條　受任國は國際聯盟理事會を滿足せしむべき年報を同理事會に提出すべし。該年報中には本地域に關する詳細なる情報を記載し且第二條乃至第五條に依り負擔したる義務を實行する爲に執りたる諸般の措置を表示すべし

第七條　本委任統治條項の規定を變更するには國際聯盟理事會の同意を要す。受任國は本委任統治條項の規定の解釋又は適用に關し受任國と他の聯盟國との間に紛爭を生じたる場合に於て其の紛爭が交渉に依り解決することを能はざるときは之を國際聯盟規約第十四條に規定する常設國際司法裁判所に付託すべきことに同意す

本宣言は國際聯盟の記錄に之を寄託すべく國際聯盟事務總長は本書の認證謄本を獨逸國との平和條約の署名國に送付すべし

【第三】帝國政府宣言

帝國政府は國際聯盟の根本精神上將又聯盟規約の解釋上通商及貿易上の機會均等の保障に關する一項を〇式委任統治條項中に挿入すべしとの帝國政府從來の主張が正當なることの確信を有す。然れども和衷共同の精神より且本問題を未解決の儘に存置せしむるを欲せざるに依り帝國政府は現在の形式に於て委任統治條項を制定するに同意することに決したり。尤も右の決定は委任統治區域に於て帝國臣民が差別的且不利益なる待遇を受くることを帝國政府に於て容認したるものと看做すを得ず又帝國政府は帝國臣民が從來是等の地域に於て享有したる權利及利益の充分に尊重せらるべしとの主張を右決定に依りて拋棄したるものに非ず

四國條約—（大正十二年八月十七日）

亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西國及日本國が一般の平和を確保し且太平洋方面に於ける其の島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する其の權利を維持するの目的を以て締結したるもの。

第一條　締約國は互に太平洋方面に於ける其の島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する其の權利を尊重すべきことを約す

締約國の何れかの間に太平洋問題に起因し且前記の權利に關する爭議を生じ外交手段によりて滿足なる解決を得ること能はず且其の間不幸に現存する圓滿なる協調に影響を及ぼすの虞ある場合に於ては右締約國は共同會議の爲他の締約國を招請し當該事件全部を考量調整の目的を以て其の議に付すべし

第二條　前記の權利が別國の侵略的行爲に依り脅威せらるゝに於ては締約國は右特殊事態の急に應ずる爲共同に又は各別に執るべき最有效なる措置に關し了解を遂げむが爲充分に且隔意なく互に交渉すべし

第三條　本條約は實施の時より十年間效力を有し、且右期間滿了後は十二月前の豫告を以て之を終了せしむる各締約國の權利の留保の下に引續き其の效力を有す

第四條　本條約は締約國の憲法上の手續に從ひ成るべく速に批准せらるべく且華盛頓に於て行はるべき批准書寄託の時より實施せらるべし一九一一年七月十三日倫敦に於て締結せられたる大不列顚國及日本國間の協約は之と同時に終了するものとす。合衆國政府は批准書寄託の調書の認證謄本を各署名國に送付すべし

【追加】前記條約に使用せられたる「島嶼たる屬地及島嶼たる領地」なる語は之を日本國に適用するに付ては單に樺太（即ち薩哈嗹島の南部）臺灣及澎湖列島並日本國の委任統治の下に在る諸島のみを包含するものとす。本協定は前記條約に追加として之と同一の效力を有す

九國條約—（大正十四年八月六日）

亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國は極東に於ける事態の安定を期し支那の權利利益を擁護し且機會均等の基礎の上に支那と他の列國との間の交通を增進せむとするの政策を採用することを希望し、右の目的を以て支那に關する九國條約を締結す

第一條　支那國以外の締約國は左の通約定す

（一）支那の主權、獨立並其の領土的及行政的保全を尊重すること。（二）支那が自ら有力且安固なる政府を確立維持する爲最完全にして且最障礙なき機會を之に供與すること。（三）支那の領土を通じて一切の國民の商業及工業に對する機會均等主義を有效に樹立維持する爲各盡力すること。（四）友好國の臣民又は人民の權利を減殺すべき特別の權利又は特權を求むる爲支那に於ける情勢を利用すること、及右友好國の安寧に害ある行動を是認することを差控ふること

第二條　締約國は第一條に記載する原則に違背し又は之を害すべき如何なる條約、協定、取極又は了解をも相互の間に又は各別に若は協同して他の一國又は數國との間に締結せざることを約定す

第三條　一切の國民の商業及工業に對し支那に於ける門戸開放又は機會均等の主義を一層有效に適用するの目的を以て支那國以外の締約國は左を要求せざるべく又各自國民の左を要求することを支持せざるべきことを約定す

（イ）支那の何れかの特定地域に於て商業上又は經濟上の發展に關し自己の利益の爲一般的優越權利を設定するに至ることあるべき取極。（ロ）支那に於て適法なる商業若は工業を營むの權利又は公共企業

を其の種類の如何を問はず支那國政府若は地方官憲と共同經營するの權利を他國國民より奪ふが如き獨占權又は優先權或は其の範圍、期間又は地理的限界の關係上機會均等主義の實際的適用を無效に歸せしむるものと認めらるゝが如き獨占權又は優先權

本條の前記規定は特定の商業上、工業上若は金融業上の企業の經營又は發明及研究の奬勵に必要なるべき財產又は權利の取得を禁ずるものと解釋すべからざるものとす。支那國は本條約の當事國たると否とを問はず一切の外國の政府及國民よりの經濟上の權利及特權に關する出願を處理するに付本條の前記規定に記載する主義に遵由すべきことを約す

第四條　締約國は各自國民相互間の協定にして支那領土の特定地方に於て勢力範圍を創設せむとし又は相互間の獨占的機會を享有することを定めむとするものを支持せざることを約定す

第五條　支那國は支那に於ける全鐵道を通じ如何なる種類の不公平なる差別をも行ひ又は許容せざることを約定す殊に旅客の國籍、其の出發國若は到達國、貨物の原產地若は所有者、其の積出國若は仕向國又は前記の旅客若は貨物が支那鐵道に依り輸送せらるゝ前若は後に於て之を運搬する船舶其の他の輸送機關の國籍若は所有者の如何に依り料金又は便宜に付直接間接に何等の差別を設けざるべし

支那國以外の締約國は前記鐵道中自國又は自國民が特許條件、特殊協定其の他に基き管理を爲し得る地位に在るものに關し前項と同趣旨の義務を負擔すべし

第六條　支那國以外の締約國は支那國の參加せざる戰爭に於て支那國の中立國としての權利を完全に尊重することを約定し支那國は中立國たる場合に中立の義務を遵守することを聲明す

第七條　締約國は其の何れかの一國が本條約の規定の適用問題を包含し且右適用問題の討議を爲すを望まんと認むる事態發生したるときは何時にても關係締約國間に充分に且隔意なき交渉を爲すべきことを約定す

第八條　本條約に署名せざる諸國にして署名國の承認したる政府を有し且支那國と條約關係を有するものは本條約に加入すべきことを招請せらるべし、本條約に加入する合衆國政府は非署名國に必要なる通牒を發し且其の受領したる回答を締約國に通告すべし聞の加入は合衆國政府が其の通告を受領したる時より效力を生ずべし

第九條　本條約は締約國に依り各自の憲法上の手續に從ひ批准せらるべく且批准書寄託は成るべく速に華盛頓に於て之を行ふべし。合衆國政府は批准書寄託の調書の認證謄本を他の締約國に送付すべし

日蒙議定書—（昭和七年九月十五日）

日本國は滿洲國が其住民の意思に基きて自由に成立し獨立の一國家を成すに至りたる事實を確認したるに因り滿洲國は中華民國の有する國際的義務を滿洲國に適用し得べき限り之を尊重すべきことを宣言せる因り日本國政府及滿洲國政府は日滿兩國間の善隣の關係を永遠に鞏固にし、互に其の領土權を尊重し、東洋の平和を確保せんが爲左の如く協定せり

一、滿洲國は將來日滿兩國間に別段の約定を締結せざる限り滿洲國領域内に於て日本國又は日本國民が從來の日支間の條約、協定其他の取極及公私の契約に依り有する一切の權利利益を確認尊重すべし

二、日本國及滿洲國は締結國の一方の領土及治安に對する一切の脅威は同時に締約國の他方の安寧及存立に對する脅威たるの事實を確認し、兩國共同して國家の防衛に當るべきことを約す、之が爲所要の日本軍は滿洲國内に駐屯するものとす

本議定書は日本文及漢文各二通を作成す、日本文本文及漢文本文との間に解釋を異にするときは日本文に據るものとす。

外交官、領事官

（十一年九月十日現在、親勅任官）

特命全權大使—吉田茂、佐藤尚武（獨逸）、英吉利（佛蘭西）、土耳其（獨逸）、米國（ブラジル）、澤田節蔵（獨逸）、伊太利（白耳義）、來栖三郎（獨逸）、白耳義（伊太利）、重光葵（ソ聯邦）

特命全權公使—堀田正昭（瑞西）、矢野眞（瑞西）、笠間昊雄（葡萄牙）、武富敬造（和蘭）、白鳥敏夫（瑞典兼諸威）、伊藤述史（獨逸）、谷正之（ラトヴィア）、波蘭（チエコスロバキア）、奥利榮（洪牙利）、羅馬尼亞兼ユーゴースラビア）、藤田榮介（ブルガリア）、來栖三郎（ルクセンブルグ兼アルバニア）、岡本武三（希臘）、石射猪太郎（イラン）、遠藤柳作（羅馬）

大使館參事官—富井周（葡萄牙）、三谷隆信（佛蘭西）、松宮順（伊太利）、井上庚二郎（獨逸）、佐久間信（白耳義）、酒匂秀一（ソ聯邦）、吉澤清次郎（米國）、天城篤治（英吉利）、内山岩太郎（英吉利）

大使館商務參事官—松山晋二郎（伊太利）

總領事—倫敦　澤田廉三、紐育　堀内干城、天津　桑港　村井倉松、上海　浦潮　若杉要、シドニー　鹽崎觀三、杉下矜次郎

大使館

在英國 Embassy of Japan, 37, Portman Square, London, W. I. England.

在佛國 Ambassade du Japon, 24, rue Greuze, Paris, (16e), France.

在白耳義（象ルクセンブルグ）Ambassade du Japon, 1, Boulevard Général Jacques Ixelles, Bruxelles, Belgique.

在獨逸 Japanische Botschaft, Berlin W. 62, Abornstr, 1, Deutschland.

在伊太利 Ambasciata del Giappone, Viale Regina Margherita, 260, Rome, Italie.

在ソヴィエット聯邦 Ambassade du Japon, Malaya Nikitskaya 13, Moscou, U. R. S. S.

在米國 Embassy of Japan, 2514 Massachusette Avenue, N. W. Washington, D. C., U. S. A.

在伯剌西爾 Embaixada do Japão, 75 Rua dos Voluntarios da Patria, Rio de Janeiro, Brésil.

在土耳古 Ambassade du Japon, Ayas Pacha 77, Péra, Stamboul, Turquie.

在アンゴラ出張所 Ambassade du Japon, Yeni Chehir 30 Boulevard Tchankaya, Ankara, Turquie.

在滿洲國 滿洲國吉林省新京新市街

〔在支那〕中華民國河北省北平市東交民巷街

〔在上海大使館事務所〕中華民國上海公共租界黃浦路二五號A

公使館—

在加奈陀 Legation of Japan, Victoria Bldg., 140 Wellington St., Ottawa, Ontario, Canada.

在瑞典（兼諾威）丁抹芬蘭）Légation du Japon, 25 Standvägen, Stockholm, Suède.

在芬蘭出張所 Légation du Japon, 11, B. Parkgatan, Helsingfors, Finlande.

在波蘭 Légation du Japon, Ulica Bronislawa Pierochiego 10, Warsovie, Pologne.

在チエツコスロヴアキア Légation du Japon, Palace"Fenix," č 60–62, Václavaské,Náměstí,Praha-11,Tchécoslovaquie

在羅馬尼亞（象ユーゴースラヴイヤ） Légation du Japon, Strada Gogu Cantacuzino 33, Bucuresti, Roumanie.

在墺國 Japanische Gesandtschaft, Wien III, Kölblgasse 1, Ostreich.

在希臘 Légation du Japon, 23, Avenue de la Reine Sophie, Athènes, Grèce.

在イラン Légation du Japon, Avenue Pahlavie, Téhéran, Iran.

在ラトヴイヤ Japanische Gesandtschaft, Jura Alunana ielā 2, dz 2, Riga, Latvija.

在瑞西 Lègation du Japon, 95 Thunstrasse, Berne, Suisse.

在和蘭 Légation du Japon, 1 Guliana van Stolberglaan, Den Haag, Pays-Bas.

在西班牙 Légation del Japón, Calle de Alcalá 87, Madrid, Espana.

在暹羅 Legation of Japan, 545, Raja Prarob Road, Makasan, Bangkok, Siam.

在墨西哥 Legación del Japón, Avenida de Los Insurgentes, 190, Colonia, Roma, Mexico, D. F.,Mexique.

在聖國終汀（象ベネスエイウルタアイ） Legacion del Japón, Calle Reconquista 336. Buenos Aires, La Argentina.

在智利（象ボリリヴイア） Legación del Japón, Avenida Pedro de Valdivia 522, Santiago, Chili.

在秘露 Legación del Japón, Avenida Arequipa 610, Lima, Peru.

在古巴 Legation of Japan, Avenida de Bèlgica entre Avenida de los Aliädos y Victria, Altura de Almendares, Habana, Cuba.

在葡國 Légatien du Japon, Praça do Rio de Janeiro 14, Lisbôa, Portugal.

在コロンビア Legation of Japan, Edificio de Banco de la Republica, Bogotá, Colombia.

在アフガニスタン Legation of Japan, Kábul, Afghànistan.

在埃及 Légatin du Japon, No. 6 Rue Hadika Garden, Le Cairo, Egypte.

在エチオピア Légation du Japon, Palais du Prince Makonnen, Route dentoto, Addis-Abéba, Ethiopie. (Boîte Postale No. 139)

總領事館

在倫敦總領事館 Consulate-General of Japan, 15 St., Helen's Place, Bishopsgate, London, E. C. 2, England.

在漢堡總領事館 Japanische Generalkonsulat, Hamburg 1, Alsterdamm 39, (Europahaus) Deutschland.

在瑞伯總領事館 Consulat-Général du Japan, 39, Quai, W. Wilson, Genève, Suisse.

在浦鹽斯德總領事館 Japonskoe Generalone Konsultsvo, 24 Pekinskaya Ulitsa, Vladivostock, U. R. S. S.

在哈爾賓總領事館 Japonskoe Generalnoe Konsultvo, 3 Ulitsa Imeni Dzerzinskavo, Alexandrovsk-Sakhalinskn, Sakhalin, U. R. S. S.

在オハク分館 Branch Office of Consulet-General of Japan, Oha Sakhalin, U. R. S. S.

在吉林總領事館 吉林市二十道街

在ハバロフスク總領事館 Japonskoe Generalnoe Konsulstvo, 54,Komsomolskaya Ulitsa, Habarovsk, U. R. S. S.

在城子溝出張所 滿洲國吉林省城子溝

在敦化分館 滿洲國吉林省敦化

在延吉分館 滿洲國間島省延吉

在龍井分館 滿洲國間島省龍井

在琿春分館 滿洲國間島省琿春縣

在頭道溝分館 滿洲國間島省頭道溝

在局子街分館 滿洲國間島省局子街

在百草溝分館 滿洲國間島省百草溝

在海蘭分館 滿洲國間島省海蘭

在開山屯分館 滿洲國間島省開山屯

在大東溝分館 滿洲國間島省大東溝

在奉天 滿洲國奉天省

在撫順 滿洲國奉天省撫順

在新民 滿洲國奉天省新民

在錦州 滿洲國奉天省錦州

在營口 滿洲國奉天省營口

在鳳凰城 滿洲國奉天省鳳凰城

在安東 滿洲國奉天省安東

在通化 滿洲國奉天省通化

在奉天 滿洲國奉天省奉天

在撫順 滿洲國奉天省撫順

在新民 滿洲國奉天省新民

在錦州 滿洲國奉天省錦州

在營口 滿洲國奉天省營口

在鳳凰城 滿洲國奉天省鳳凰城

在安東 滿洲國奉天省安東

在通化 滿洲國奉天省通化

列國大公使館、大公使

（昭和十一年九月十日現在×印不在）

國名	氏名	資格	名資格	大公使館所在地
獨逸國×	（ドクトル・ハーバート・フォン・ディルクゼン	特命全權大使	麴町區永田町一ノ一四	
白耳義國	（アル・ベール・ド・バッソンピエール	同	右	麴町區下二番町三三
伯剌西爾合衆國	ペトロ・レオン・ヴエローゾ	同	右	赤坂區表町三ノ二
米國	ジョセフ・クラーク・グルー	同	右	赤坂區榎坂町一
佛國	アルベール・カムレール	同	右	麻布區富士見町三三
英國	（サー・ロバート・ヘンリー	同	右	麴町區五番町一
伊國	クライヴ	同	右	芝區三田一ノ二八
ソヴイエト社會主義共和國聯邦	ジアキント・アウリチ	同	右	麻布區狸穴町一
土耳古國	コンスタンティン・ユレネフ	同	右	麻布區新龍土町一一
滿洲國	ヒユスレヴ・ゲレデ	同	右	麻布區櫻田町五〇
中華民國	謝介石	同	右	麻布區飯倉町六ノ一四
アフガニスタン	許世英	特命全權公使	澁谷區青葉町七	
亞爾然丁國	ハビブラー・カン・タルジー	臨時代理公使	麴町區內山下町一ノ一	帝國ホテル
智利國	エドウアルド・ラセド	特命全權公使	芝區白金臺町一ノ七	
丁抹國	（マルチン・フイゲロア・アンギルドルフ・ベルトウーシユリーヌ	同	右	麴町區丸ノ內仲通八
西班牙國	（缺）	同	右	麻布區市兵衛町一ノ二
芬蘭國	フーゴー・ヴアルヴアンネ	同	右	麻布區簞笥町六二
墨西哥國	（ヘネラル・フランシスコ・ホータ・アギラール	同	右	麴町區永田町二ノ二一
諾威國	フイン・コーレン	同	右	赤坂區青山高樹町一七
和蘭國	（ゼネラル・イェー・セー・パブスト	臨時代理公使	右	芝區榮町一
秘露國	（カロルス・オルギン・イ・デ・ラヴアリエ	特命全權公使	芝區三田綱町九	
波蘭國	ミツシエル・モシチツキー	同	右	麴町區三年町一
葡萄牙國	（ドクトル・トーマス・リベイロ・デ・メロ	同	右	走坂區臺町二
羅馬尼國	プラ・ミトラカム・ラクサ	同	右	麻布區材木町六三
瑞典國	ジエー・イー・フルトマン	同	右	麴町區下二番町一
瑞西國	ヴアルター・ツルンヘール	特命全權公使	麻布區麻布龍土町一一	
チエツコ・スロヴアキア國	（フランティシエツク・ハヴリチエツク	同	右	麻布區簞笥町六七
	（ジヨルジュ・ジェー・ストイセスコ		右	麻布區材木町五五

國名	氏名	資格	名資格	大公使館所在地
加奈陀國	（オノラブル・ハーバート・マーラー	特命全權公使	走坂區表町三丁目一六	
イラン國	（ミルザ・バゲール・ハーン・アジミ	同	右	麻布區材木町五五
キユーバ國	（アメリコ・クルス・イ・フェルナンデス	臨時代理公使	麴町區內幸町一ノ三大阪ビル新館	
ウルグアイ國×	（エドウアルド・ダニエル・デ・	同	右	麴町區內幸町一丁目三大阪ビル內
コロンビア國	アルテアガ	公使館事務代理		麴町區丸ノ內二ノ二〇日本郵船ビル二階

列國領事館所在地

（昭和十一年九月十日現在）

國名	存置地	國名	存置地
獨逸國	横濱・神戸	巴奈馬國	横濱
亞爾然丁國	大連・大阪	秘露國	横濱
埃地國	横濱・神戸	葡萄牙國	神戸
白耳義國	東京	蘇維埃社會主義共和國聯邦	東京・神戸
ボリヴイア	大連・横濱	瑞典國	大阪・神戸
伯剌西爾國	神戸	瑞西國	函館・京都
智利國	大阪	希臘國	名古屋
丁抹國	神戸	伊太利國	長崎
玖馬國	横濱	墨西哥國	小樽
哥倫比亞國	長崎	諾威國	横濱
中華民國	釜山	和蘭國	神戸
西班牙國	新義州	英吉利國	横濱
北米合衆國	神戸	土耳古國	神戸
芬蘭國	神戸	ウルグアイ國	大阪
佛蘭西國	横濱	羅馬尼國	東京
英吉利國	横濱	埃及國	神戸
希臘國	神戸	ユーゴースラヴイア國	大阪
伊太利國	横濱	ハイチ國	神戸
墨西哥國	長崎		
諾威國	横濱		
和蘭國	神戸		
	下關		
	長崎		
	淡水		
	名古屋		
	北京		
	横濱		
	京城		
	大連		

・印は總領事館なり。

財政

財政一斑

昭和十一年度不成立豫算—昭和十一年度豫算は、一旦岡田內閣の下に編成せられ、昭和十一年初頭に開會せられた第六十八帝國議會に提出せられたが、同議會が解散せられた爲めに、同豫算は、不成立となつた。玆に於て新年度に入ると共に、憲法の條規に依り前年度豫算が施行せられ、之に基づいて、實行豫算が編成せられたものである。右の如くして不成立となつた昭和十一年度豫算は、高橋藏相の手に依つて編成せられたものので、所謂高橋財政を示現したものであつて、その大體の編成方針は左の如し。

一、歳入の自然增收見込額を目安として公債の發行豫定額を前年度豫算計上額より減少せしむることに努めたり。

二、一般及特別會計相互間の調整を圖れり。

三、兵備改善に關し緊切の經費を計上せり。

四、滿洲事件費は、主として滿洲に於ける現狀に鑑み本年度所要額を計上せり。

五、窮乏町村の財政援助の爲め地方財政調整交付金二千萬圓を計上せり。

六、經濟更生計畫の樹立せられ自力更生の熱意ある農村に付特別の助成を爲すに要する經費を計上せり。

七、以上の外治水事業、滿洲事件行賞の追加、馬政第二次計畫、液體燃料政策、中小商工業金融機關、民間航空の助長竝東北振興金に關する經費を計上せり。

八、第一豫備金、第二豫備金及滿洲事件第一豫備金の額を相當增減せり。

右の內第一の點は、所謂公債漸減主義と稱せられ、高橋財政の樞軸をなすものであるが、之は後述の如く、廣田內閣の馬場藏相に依つて、修正せられることゝなつたものである。右方針の下に編成せられた昭和十一年度不成立豫算の金額左の如し。

歳入		千圓
經常部		一、四五二、一、四三
臨時部		八、二六、二六八
內普通歳入		一四五、九七三
公債		六八〇、三一四
計		二、二六八、一三〇
歳出		
經常部		一、三五七、一〇〇
臨時部		九二〇、九二九
計		二、二六八、一三〇

昭和十一年度實行豫算—昭和十一年度實行豫算は、前年度豫算に基づけるものであるから、自然昭和十一年度豫算に新規計上せられた前述(五)の窮乏町村の財政援助の爲め、新に計上することゝなつた地方財政調整交付金二千萬圓、(六)の農村經濟更生助成の爲めに要する經費、災害復舊費その他緊急を要する經費が計上せられないことになつたので、之等緊急經費三億六千二百萬圓を特別議會に追加豫算として要求、その協贊を經た結果、昭和十一年度の實行豫算額は左の如く歳入二十三億五百五十七萬四千圓、歳出二十三億一千百五十一萬七千圓となつた。

歳入		千圓
經常部		一、四五二、〇五九
臨時部		八五五、五一五
內普通歳入		一五一、六七八
公債		九〇三、八三七
計		二、三〇五、五七四

歳出		千圓
所管別		
經常部		
皇室費		四、五〇〇
外務省		一七、二六三
內務省		五七、九七五
大藏省		四六二、九四〇八
陸軍省		一九〇、九〇八
海軍省		三三六、〇五二
司法省		三六、六七二
文部省		一二、三五八
農林省		三四、一二七
商工省		五、六九三
遞信省		一八二、五一三
拓務省		二、一九二
計		一、三六一、二九〇
臨時部		
一般會計	震災善後公債	九五〇、〇〇〇
	道路公債	一七三、九〇二
	滿洲事件公債	五二、一、九三四
	歳入補塡公債	七〇三、八三七
計		三八、〇〇〇
特別會計	帝國鐵道	一四、〇〇〇
	通信事業	三三、八〇〇
	朝鮮督府	四四、八〇〇
計		七七、八〇〇
合計		一、四三七、六七〇

昭和十一年度の公債財源—昭和十一年度實行豫算に於ける一般會計並に特別會計の公債に財源を仰げるもの左の如し。

千圓	臨時部	合計
一般會計		
道路公債	一七三、九〇二	一七三、九〇二
滿洲事件公債	五二、一、九三四	五二、一、九三四
歳入補塡公債	七〇三、八三七	七〇三、八三七
計	九五〇、〇三七	九五〇、〇三七
特別會計		
帝國鐵道	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
通信事業	三三、八〇〇	三三、八〇〇
朝鮮督府	四四、八〇〇	四四、八〇〇
計	七七、八〇〇	七七、八〇〇
合計	一、〇二八、八三七	一、〇二八、八三七

馬場藏相の登場—二・二六事件の後を承けて成立した廣田內閣に、何人が藏相の椅子に就任するやは、政府の財政々策、金融政策が我國民經濟に影響する所大なる今日の狀勢に於て國民の注目した所であつたが、藏相の椅子には、日本勸業銀行總裁にして、兼ねて貴族院議員として研究會の有力者たる馬場鍈一氏が、就任することゝなつた。同氏は就任早々聲明を發して、高橋財政の修正を標榜したが、その言辭が二・二六事件の興奮醒めやらない財界にとつて、いたく衝動を與へ、株式市場などは、之が爲めに暴落を見たりしたので、新藏相は、直ちに修正的の聲明などして、聊か鼎の輕重を問はゝ形があつたが、その後二・二六事件の興奮も醒め、その施設する所必ずしも過激ならざるのみならず、低金利政策の如き直接間接に財界に好刺戟を與へたので、馬場財政も漸次聲價を恢復して來たが、何しろ前任者高橋翁程の人格的信頼が國民に缺けた上に、內閣の本體も弱體で、時々財界から見て行過ぎた言動をなすので、一抹の不安は常に新藏相の身邊に附纏ふのを免れなかつた。

高橋財政の修正—馬場藏相の政策中、前任者たる高橋藏相との政策の相違の重なる點は、

(一)低金利政策の强化　高橋藏相は、齋藤內閣の晩年より岡田內閣に亘つて、金利安定政策を採り、今日の金利の基準たる國債の條件を四分利中心の釘付政策を採つてゐたに對し、馬場藏相は、三分五利債基準とし、之に順應して各種金利の低下を企圖した。

(二)公債漸減方針の撤廢　前述の如く、高橋藏相は、豫算編成に當り、公債漸減方針を一つの重要指針となしてゐたが、馬場藏相は必ずしも公債漸減主義に囚はゝ必要なしとし場合に依つてはその增額をも認め、先づ今日の國情に於て十億圓程度までは、惡性インフレの懸念なく消化可能と認めて、その程度まで公債增發を容認する方針の如し。

(三)增稅の實行　經常費は經常收入を以

て賄ふと云ふ建前より、豫算の膨脹殊に經常費の膨脹に順應する爲め、國民經濟に甚しい打撃を與へない限り、增稅を實行する方針を示し、高橋藏相が、稅源涵養の必要上當分增稅を包含してゐた政策と相違した政策を採ることゝなつた。

(四)稅制整理方針　右增稅に關聯して馬場藏相は、中央地方を通じて、稅制整理を實行する方針を立てたが、本稿締切までには、その具體的方策は決定しなかつた。只特別議會に於ける議員の質問に對する答辯に於て、左の如き抽象的方針を明かにした。

一、增稅を含む稅制整理は、昭和十二年より實行す。

二、增稅並に稅制整理は、所得稅を中心とし、特に法人所得と個人所得の關係に於ては、法人所得に重課し、動產と不動產の關係に於ては動產に重きを置く。

三、財產稅に就いては十分考究し可否を決する。

四、社會大衆の生活に不安を來すが如き課稅は極力避ける。

五、租稅以外の增收手段を講究する。

六、地方稅制整理には、國稅委讓案を採らず、地方稅を中央に統制し、大規模の交付金制に依つて再分配する。

(五)地方稅中央移管　地方稅の中央統制には、地方官、地方議會並に民間に反對論があり、馬場藏相は、その後讓步して家屋稅の移管にのみ止める方針に變更した如くであるが、家屋稅の移管にも、尙反對論が强く、果して如何に成行くや本稿締切までには、その豫想困難なるものがあつた。

× × ×

財政關係新法律—特別議會の協贊を經て公布された財政關係の新法律は左の如くである。

【國稅徵收法中改正】五月二十二日法律第二號—國稅徵收に對する市町村への交付金は從來一律の標準率に依つて支給されて居たが、之が爲め實際に於ては大都市に厚く、町村に酷な結果を見せてゐるので、右支給標準を勅令に讓つて配分の調整を圖ることにしたものである。

【一般會計公債發行限度擴張】五月廿五日法律第三號—十一年度一般會計の財源に充つる爲め、新に五億千三百萬圓限度の新規公債(借入金を含む)の發行を認めたもの。

【特別會計資金繰入】五月二十五日法律第四號—十一年度一般會計歲出の財源に充つる爲め、通信事業及び帝國鐵道の特別會計に屬する資金を繰替使用し、且つ關東局、朝鮮、臺灣、樺太、南洋各特別會計より一般會計への繰入金を爲し得る途を開いたもの。

【滿洲事件費公債限度擴張】五月廿五日法律第五號—同事件費の公債及び借入金限度八億二千六十萬圓を九億九千四百五十萬圓に增加したもの。

【滿洲事變交付公債發行法】五月廿五日法律第六號—一時賜金としての交付公債發行限度五千萬圓を五千八百四十萬に增加。

【對支文化事業費擴張】五月廿六日法律第十三號—當分の間同特別會計の歲出額に對し百萬圓の制限外超過を認めたもの。

【鐵道買收公債發行法】五月廿六日法律第十八號—岩手輕便鐵道外三鐵道買收に要する公債發行法を規定したるもの。

【私鐵補償公債發行法】五月廿六日法律第十九號—江當軌道株式會社の企業廢止に對する補償公債の發行を規定したるもの。

【朝鮮事業公債法中改正】五月廿七日法律第二十號—同法公債限度六億千五百八十萬圓を六億九千六百二十萬圓に擴大したもの。

【土地貸賃價格改訂法】地租法の規定に依り昭和十三年度に於て土地貸賃價格(地租の課稅標準となる)の改訂を行ふことゝなつてゐるので、之に具へる手續を規定したもので、尙ほ改訂賃貸價格に依る各土地の地租額が從前の地租額の四倍を超える時は、其四倍を超える金額に相當する地租は昭和十五年分まで免除することにしてある。

【關稅定率法中改正】六月一日法律第三十八號—アルミ、帶鐵、藥品、礦油等の關稅引上げを行つたものである。即ち礦油は每キロリットル六・〇五から一三・二五パーセントに、アスピリン以下四種藥品は從價三割五分、帶鐵從價二割五分、アルミが每百斤につき一七・七〇、其他綿、箔、屑、故板等從價二割五分程度の引上げがなされた。之と共に昭和七年法律第四號中改正、大正十三年法律第二十四號中改正が公布されたが、共に右關稅改正に伴ふ法文の整理に外ならない。

決算に現れた財界好轉相—昭和六年以降の我が財界は一路上昇を辿り、一般に好調を持續して來たことは周知の事實であるが、これを租稅、印紙收入、專賣局益金等に付き、豫算額と決算額とを比較して見るに、次の如く七年度の租稅が豫算額に比し決算額に於て減少せるを除き、何れも相當の增加を示して居り、財界好轉の事實を如實に實證してゐる。(單位千圓、△印減)

種別	七年度 豫算	七年度 決算	七年度 增△	八年度 豫算	八年度 決算	八年度 增△	九年度 豫算	九年度 決算	九年度 增△
租稅	七〇八、〇〇六	七〇五、〇五四	△二、九五二	七二五、二六三	七二七、九二〇	六三、六〇七	七四五、三二八	七四四、三三三	△一、〇一五
印紙收入	六六、〇二二	六六、〇二二	〇	六六、三二七	六六、四三二	〇、一〇五	六六、三二七	六六、四三二	〇、一〇五
專賣益金	一七三、八四八	一七三、三二七	一、四七九	一八八、一五五	一八八、一五五	〇	一八八、一五五	一八八、一五五	〇
豫算增	五七、〇六八	五七、九四九	〇、八八一	四四、〇九九	四四、〇九九	〇	四四、〇九九	四四、〇九九	〇

七年度　八年度　九年度

五分利國庫債券借替完了—政府は昭和十一年五月一日以降九月十五日まで前後五回に亘り、五分利國庫債券二十一億三千六百萬圓全部の三分五厘債借替を完了した。而して其間利廻は第一次借替の複利三分七厘、單利三分七厘四毛から第五次複利三分六厘七毛、單利三分七厘まで引下げられ、每期豫期以上の成績を以て借替を終り、次回(十二年四月以降)からは愈々五分利公債借替着手の豫定である。

預金部利下實施—大藏省では四月一日預金部普通預金の利下げを實施し、次いで七月一日同定期預金の利下を實施し、之に依り前者は舊利率一分より七厘五毛に(但し現金の預金を預金部のみに限られたる資金に屬する預金は舊率一分五厘より一分に)、後者は舊率三分より二分五厘に(但書に依る限定預金の分は舊率三分五厘より三分に)引下げとなつたが、一方貸付に就ても既往、新規を通じて內地分最高三分八厘、外地分同四分を標準として大幅利下げを決定、五月一日より實施した。

明治大正財政史公刊—大藏省では昭和二年省內に財政史編纂係を設置、今日迄二十數萬圓の日費と十年の日子を費して調査を進めてゐたが、漸く脫稿の運びとなつたので、「明治大正財政史」と銘打つて十一年度以降四ケ年繼續事業として公刊する事となつた。全二十卷、二萬頁の大册である。

米穀會計の單字化—政府が特別議會に示した米穀調節特別會計の昭和十一年二月末現在に依ると、其損失總額は二億五千九百萬圓となつて居り、之を八年十一月一日現在の損失金二億二千萬圓に比すれば約四千萬圓の損失增に過ぎず、八年の大量作に一千萬石餘の買上げを餘儀なくされたことから思へば案外損失增が少いやうに見えるが、之は九年、十年と引續く凶作が却てこの特別會計には僥倖となつて買上當時よりも石當り約五圓高の好値で五百萬石の政府所有米を賣拔けたのに原因するのであつて、昭和十米穀年度に於て初めてこの特別會計が赤字なしで運營された點が注目される。

歲入歲出

一般會計—歲入

會計年度	經常部	臨時部	計	一人當
	千圓	千圓	千圓	圓
明治一〇	四九、九六七	二、三六〇	五二、三二七	一、三七
二〇	七六、七五五	一、一三五	七七、八九〇	一、八〇
二七	八八、七四八	八、一六一	九六、一二〇	二、二五
二八	一〇四、四五五	三、一八八	一〇七、六四三	二、四〇
二九	一〇四、九〇四	八、一一五	一一二、〇一九	二、三五
三〇	一二四、三三三	一〇、一六七	一三四、五〇〇	二、六一
三七	二九九、一四二	二六、三二五	三二六、四六七	三、七七
三八	三九八、三〇〇	三六、九五五	四三五、二五六	四、一九
三九	四四四、八九八	四五、五五〇	四八九、四四八	四、五七
四〇	四九二、三八七	四四、七九七	五三六、六八四	五、〇七
大正元	五六二、〇八五	一三、三〇七	五七五、三九二	五、二四
一〇	一、二八三、八一二	一三、三五一	一、二九六、一六三	一一、一〇
元	一、四五三、四一〇	七八一、八九一	二、〇五六、二六一	一六、一〇
昭和元	一、四八四、七八〇	六〇三、九五一	二、〇八七、七三一	一七、一〇
二	一、五五一、〇一三	五七七、九七六	二、一二八、九八九	一八、一〇
三	一、四八〇、〇一三	三〇〇、六七八	二、一八〇、六九一	一八、一〇
四	一、四八一、一四三	三四五、五三一	二、一八六、四四五	一八、一〇
五	一、四三一、〇五九	一、一四一、九一三	二、三七二、〇五九	一九、一〇
六	一、三一〇、九一〇	一、一八一、〇八〇	二、四九一、一五九	二〇、一〇
七	一、三八七、〇三六	七三八、二三六	二、一二〇、三三五	二一、一〇
八	一、三八一、一四一	九四〇、三四〇	二、二八一、五九九	二二、一〇
九	一、三四二、九三〇	一、〇四六、一四六	二、三八八、〇四五	二三、一〇
一〇	一、三三五、五八七	八八七、四四一	二、二二六、〇二六	二一、一〇
一一	一、四五〇、〇五九	八五七、五五二	二、三〇七、六一一	二二、一〇

一般會計—歲入超過

會計年度	歲入	歲出	歲入超過
	千圓	千圓	千圓
大正元	八七八、六五八	七〇二、九六〇	一七四、六九八
昭和元	三、〇四七、九〇八	二、四四一、二九五	五九六、六一三
二	三、四四四七、七六三	二、八三三、三三三	五九六、四三〇
三	三、五二一、〇二四	二、八四四、三五九	六九六、一二三
四	三、七二四、二二四	三、〇六三、四五六	六六〇、七五六
五	三、五四九、五八二	三、〇三三、一〇八	四九七、四七四
昭和九年度迄は決算(それには九年度以降特別會計に移された通信事業に屬する歲入出が含まれてゐる)十年度は豫算、十一年度は實行豫算(第六十九議會協贊の追加豫算を含む)。			

特別會計—歲入

會計年度	一般會計繰入	特別會計繰入	內差引	內控除額	計
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
明治一〇	二、三三三、七六六	九、五九九、二四三	二、三三三、七六六	九、五九九、二四三	七、七五五、六六二
二〇	二、二二二、七七六	一〇、八三四、八三〇	二、二二二、七七六	一〇、八三四、八三〇	八、六一八、九九四
二七	二、二二五、四二三	一〇、八三四、八三〇	二、二二五、四二三	一〇、八三四、八三〇	八、六一八、九九四
二八	八、六一九、九一六	二、八二九、六四二	八、六一九、九一六	二、八二九、六四二	一〇、七九〇、三七四
二九	二、二一三、一一九	二、八二九、六四二	二、二一三、一一九	二、八二九、六四二	一〇、七九〇、三七四
三〇	四、〇一一、一一九	二、八二九、六四二	四、〇一一、一一九	二、八二九、六四二	一〇、七九〇、三七四
三七	六、九八四	一、一、九	六、九八四	一、一、九	七、八四〇、九七〇
三八	一、一、九	一〇、九、五	一、一、九	一〇、九、五	一一、九、四
三九	三、八、八	一〇、八、九	三、八、八	一〇、八、九	一一、九、四
四〇	四、一、八	一〇、八、九	四、一、八	一〇、八、九	一一、九、四
大正元	一、三、八	一〇、八、九	一、三、八	一〇、八、九	一一、九、四
一〇	一、一、四	一〇、九、四	一、一、四	一〇、九、四	一一、九、四
元	一、一、七	一〇、九、四	一、一、七	一〇、九、四	一一、九、四
昭和元	一、一、七	一〇、九、四	一、一、七	一〇、九、四	一一、九、四
二	一、一、八	一〇、九、四	一、一、八	一〇、九、四	一一、九、四
三	一、一、八	一〇、九、四	一、一、八	一〇、九、四	一一、九、四
四	一、一、八	一〇、九、四	一、一、八	一〇、九、四	一一、九、四
五	一、一、八	一〇、九、四	一、一、八	一〇、九、四	一一、九、四
六	一、一、八	一〇、九、四	一、一、八	一〇、九、四	一一、九、四
七	一、一、八	一〇、九、四	一、一、八	一〇、九、四	一一、九、四
八	一、一、八	一〇、九、四	一、一、八	一〇、九、四	一一、九、四
九	一、一、八	一〇、九、四	一、一、八	一〇、九、四	一一、九、四
一〇	一、一、八	一〇、九、四	一、一、八	一〇、九、四	一一、九、四
一一	一、一、八	一〇、九、四	一、一、八	一〇、九、四	一一、九、四

一般會計豫算費目

昭和八年

費目	金額	割合
	千圓	
皇室費	四、五〇〇	〇、〇〇三
內閣費	四六二、三一一	〇、二一七
枢密院費	八五〇、三二一	〇、三九九
行政費	四九二、三八七	〇、二一〇
陸軍費	四四六、六四八	〇、二〇八
海軍費	四〇三、三五九	〇、一八九
國債費	三六〇、〇七八	〇、一六九
恩給及年金補助費	一六三、七四三	〇、〇七七
國庫豫備金	三五五、七〇七	〇、一六七
合計	二、一二九、三三九	一、〇〇〇

一般會計豫算費目

昭和九年

費目	金額	割合
	千圓	
皇室費	四、五〇〇	〇、〇〇二
內閣費	四六二、〇〇五	〇、二一〇
枢密院費	八五〇、四四八	〇、三八七
行政費	四九二、一九五	〇、二二四
陸軍費	四四六、六四八	〇、二〇二
海軍費	四〇三、三五九	〇、一八三
國債費	三六〇、〇七八	〇、一六四
恩給及年金補助費	一六三、七四三	〇、〇七四
國庫豫備金	三五五、七〇七	〇、一六一
合計	二、二〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇

一般會計豫算費目

昭和十年

費目	金額	割合
	千圓	
皇室費	四、五〇〇	〇、〇〇二
內閣費	四六二、〇〇五	〇、二一〇
枢密院費	八五〇、四四八	〇、三八七
行政費	四九二、一九五	〇、二二四
陸軍費	四四六、六四八	〇、二〇二
海軍費	四〇三、三五九	〇、一八三
國債費	三六〇、〇七八	〇、一六四
恩給及年金補助費	一六三、七四三	〇、〇七四
國庫豫備金	三五五、七〇七	〇、一六一
合計	二、二〇〇、〇〇〇

款項別	昭和一〇年度	昭和九年度
一時賜金	一三、〇六五	一四、〇〇五
家族扶助料	六、九五五	四、八一一
其他	二九、一三六	二九、八七〇
計	三一四	三八〇
	四七、六八〇	四八、〇三七
事務費		
應用品費	五六五	四八三
圖書及印刷費	四、六〇九	一六、一三八
筆墨及文具費	二、八三四	三、二四五
消耗品費	一、八九八	一、八九一
通信及運搬費	四三、六八三	四三、三六四
材料費	一三、七四〇	一〇、〇四五
雑費	六、七一五	七、〇九一
借地借家料	二三、六〇三	一一、三五六
渡切費	八一九	二、四六六
新營及修繕費	二三、四五一	七九〇
其他	一一、八五	四四、五〇四
計	一三、六〇〇	五五
接待費	六九六	一四〇、四一四
機密費	一二、七一〇	七五八
	一三、四〇六	一三、二一三
計		
軍需費		
軍隊輸送費	一〇、七六七	一三、三七五
演習費	九、七三三	一六、〇〇五
造兵及造艦費	二九二、一三七	三〇四、〇一〇
兵器費	一九、二四七	三〇三、八六四
需品費	六、七一四	一〇、二一七
衣糧、秣(馬匹)費	五四、一九四	六四、一五六
患者費	一、五五三	一、四四七
豫防消毒費	四一七	六一三
醫療費	一、一四六	一、一五六
軍事救護費	一、六三九	一、八五
計	五五九、六二八	六二七、一三一
土木產業費		
土木產業費	三、五七七	三、四〇三
改修及設備費	二五、九七七	二三、四九一

款項別	昭和一〇年度	昭和九年度
改良費	三、一三三	三、一三三
土地買收費	四、六八七	九、二六五
建築費	三五、五四八	二九、四三九
器具機械費	三〇、二九九	六、二六九
開墾、事業費	七、六四七	一八、七八八
工事費	二、六一八	二四、三〇二
港灣費	二、九三三	一、七三五
諸費	一〇、八九八	九、三一八
山林諸費	一七、三九七	一六、〇〇五
調査及研究費	五、六五八	三、〇八二
馬匹及動物費	四六九	一〇、〇四九
計	一九九、八〇五	一四八、一三九
補助費		
補助費	一一三、五四二	一〇三、七八六
奬勵費	三三、三〇五	四〇、三二一
交付金	一一、九三〇	一〇、〇三三
助成金其他	三一、一四三	六、三〇六
利子補給	一、一八一	四、五七一
地方改善施設費	一、〇〇〇	六、〇
警察費連帶支辨費	三一、四三〇	三一、六三五
小學校教員俸給分擔金	八五、一〇〇	八五、一〇〇
計	二九〇、八二五	二七一、六一五
其他		
國債整理基金繰入金及利子	一七八、八六二	三八九、三三八
貨幣交換差損金	四、二一〇	三、五九〇
國庫豫備金	二四、〇〇〇	一九、〇〇〇
其他諸費	七五、八六五	七五、九三五
計	四八二、七二三	四八七、七四四
總計	二、一二二、一三五	二、一九三、四一四

一般會計歳入出

歳入の部

【經常部】

款項別	昭和一〇年度	昭和九年度
租稅		
營業收益稅	九七、七一三	九五、八五八
資本利子稅	五〇、五四〇	六、一八〇
相續稅	一四、九〇四	一五、八四九
鑛業稅	三、六〇二	三、二六〇
酒稅	二三、三六二	四、三七〇
清涼飲料稅	三、三五七	一〇、四三〇
砂糖消費稅	七、〇〇九	三、七一〇
織物消費稅	三三、四六八	八七、一九五
取引所稅	一、九、九五六	四三、七五四
關稅	一五、〇一二	一四、八四二
噸稅	二、八三三	一五、〇一二
印紙收入	八二、一〇五	二、八三三
官業收入	二七六、四一〇	七九、六一〇
官有財產收入	四一、〇四五	二九二、四〇四
森林收入	一九五、七一一	四四、四〇七
專賣局益金	二、〇八五	三〇、一八九
印刷局益金	五	二、九一七
千住製絨所益金	一、一二〇	五
海軍工廠資金益金	三三〇	一、一二〇
海軍燃料廠益金	五五五	三三
官有物貸下料	二六、五五〇	五五九
配當金收入	八、八〇九	二、五五〇
刑務所收入	七、〇〇〇	九、八五一
通信事業特別會計納付金	三三、三六四	八、〇〇〇
日本銀行納付金	三八、六二四	一〇、七六〇
雜收入		四八、三三二
免許及手數料	五六六	五六七
懲罰及沒收金	一、九一八	二、一九六
辨償及違約金	四二一	四三四
稅關雜收入	一、二一二	一、四七一
恩給法納金	二、七一〇	三、一六
恩給法分擔金	一、五七二	一、九一三
特別會計恩給賞擔金	一〇、九三三	三五、〇一二
功年學校自費生納金	八八	九一
小笠原島地方收入	一	〇、九
利子收入	一四三	一四〇
競馬會納付金	五、二〇	六、五八〇

款項別	昭和一〇年度	昭和九年度
雜收入		
教育改善及臨村振興基金特別會計より繰入	六、三三一	六、八四八
經常部計	一、三三五、五八七	一、四五〇、〇五九
【臨時部】		
官有物拂下代	一〇、六〇〇	一六、六八三
地所拂下代	三三	三三九
物品拂下代	四、一八一	五、六九六
家畜拂下代	三七	一、六三
政府買入生糸拂下代	六、一八〇	一〇、三八五
雜收入	三、〇七五	一六、五五〇
受託造修收入	七四五	五、九四三
受託調査收入	一〇九	一一五
返納	七五五	一、一六四
臨鵜獸皮分配金	六二	五九
震災手形善後處理法貸付金償還金	二、三〇二	九五二
復興事業清算金 立替返還金	六六	五五
震災貸付償還金	二、四四一	二、三一七
國債償還資金繰納金	一〇	一〇
臨時鐵道國庫證券收入	一、五三〇	一、五三〇
南滿洲鐵道株式會社納付金	一、四八一	一、四七五
東洋拓殖株式會社納付金	九三	五八二
日本製鐵株式會社納付金	一、一六三	一、一三四
對支文化事業特別會計資金繰入	一、〇〇〇	一、〇〇〇
國際聯盟事務局費清算金返還金	—	—
軍事費獻納金	三三七	
寄附金	一〇	一〇
公共團體工事費納付金	一〇〇	一〇〇
港灣修築費納付金	五、二六二	七、四〇七
公共團體工事費分擔金	五、二六二	七、四〇七
治水事業費分擔金	八、九九六	一〇、六四〇
港灣設備費分擔金	五、四九〇	六、四一六
道路改良費分擔金	六七〇	八九五
臨村其他應急土木事業費分擔金	一、三一七	三、三二九
	八一〇	—
	三三	三三

款項別	昭和一〇年度	昭和九年度
下賜金	一三	一一
寄附金	一八	三
特別會計より繰入	一〇、一二四	二一、九九七
會計より繰入	五、三二九	七、七一
專賣局特別會計より繰入	五二四	三三七
造幣局特別會計より繰入	一三一	一、〇〇〇
資金部より繰入	一〇〇	一五〇
大藏省預金部特別會計より繰入	五〇	二〇〇
印刷局特別會計より繰入	六四	六五
千住製絨所特別會計より繰入	五〇	五〇
學校及無試驗特別會計資金部より繰入	一〇〇	二、四二九
通信事業特別會計より繰入	二、四一九	一、一二七
簡易生命保險特別會計より繰入	一、一四七	一、一四七
體育保險特別會計より繰入	—	—
保險會社納付金	三、五三一	三、三一〇
輸出補償收入	七九六	七九六
滿洲事件公債及繰替借入金	九、八七一	二四、二〇〇
滿洲國國防費分擔金受入	三〇、三九六	四二、〇八七
臨時利得稅	—	一、七、八〇〇
特別會計より一般財源受入	—	三、四〇〇
關東局特別會計より受入	—	一、七〇〇
遞信事業特別會計より受入	—	七、〇〇〇
帝國鐵道特別會計より受入	—	一、八〇〇
朝鮮總督府特別會計より受入	—	一、四八〇
臺灣總督府特別會計より受入	—	四五〇
關東廳特別會計より受入	—	一、八〇〇
南洋廳特別會計より受入	—	一、〇〇〇
公債金	七七一、八五一	七、〇〇六
震災善後公債及繰替借入金	七、四五四	九、九二〇
道路公債及繰替借入金	五、五七五	一七六、七二五
滿洲事件公債及繰替借入金	一八〇、七二五	五二、八九七
臨時費公債及繰替借入金	五八七、八八七	一七、〇〇〇
前年度剰餘金繰入	七、〇〇〇	—

款項別	昭和一〇年度	昭和九年度
臨時部計	八九九、八二六	八五五、三一五
歳入總計	二、二三五、四二三	二、三〇五、五七四

歳出の部

【經常部】

款項別	昭和一〇年度	昭和九年度
皇室費	四、五〇〇	四、五〇〇
外務省所管		
外務本省	一七、八八〇	一七、三八〇
在外公館	三、二四四	三、三八九
在外居留邦人保護取締費	一二、三五六	一二、五三一
諸支出金	一、二三〇	一、二三〇
內務省所管		
神社費及國幣社例祭幣帛料	二三〇	二三〇
內務本省	七二一	七二一
社會局	八五四	八五四
國際勞働機關帶國事務所	四一八	四一八
國立少年教護院	一四三	一四三
傷兵院	四六	四六
職業紹介事務局	一二四	一二四
警察講習所	一八七	一八七
衞生試驗所	一、〇四八	一、〇四八
榮養研究所	二三	二三
國立癩療養所	六〇	六〇
醫師藥劑師試驗費	三八〇	三八〇
地方廳	四七三	四七三
微兵費	二九	二九
軍事救護費	一〇、四三〇	一〇、四三〇
警察費連帶支辨金	一、六一八	一、六一八
補助費	三、三六八	三、三六八
健康保險國庫負擔金	六、七二四	六、七二四
諸支出金	二一五	二一五
大藏省所管	四六〇、四〇六	四六〇、四〇六
大藏本省	七〇、〇六	七〇、〇六
內閣	九、九六〇	九、九六〇
樞密院	一、三六五	一、三六五
貴族院	一七七	一七七
衆議院	一、四六六	一、四六六
	一、六七七	一、六七七

款項別	昭和一〇年度	昭和九年度
會計檢査院	四九、八七	四七、一四八
行政裁判所	一〇七	一〇七
營繕管財局	九三	九三
稅關	四、六六四	四、六六四
內國稅徵收費	一八、三一〇	一八、三一〇
諸拂戾及補塡金	一一、七二〇	一一、七二〇
國債整理基金繰入	三六、五五六	三六、五五六
大藏省預金部特別會計交付金	二、三〇〇	二、三〇〇
諸支出金	四二七	四二七
國庫豫備金	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇
加額	—	—
陸軍省所管		
陸軍本省	一七九、八〇四	一七九、八〇四
軍事費	六一三	六一三
靖國神社寄付金	一七、一一七	一七、一一七
諸支出金	一、〇〇二	一、〇〇二
海軍省所管	二三五、九一八	二三五、九一八
海軍本省	四六六	四六六
軍事費	二二四、一一九	二二四、一一九
諸支出金	一、一二四	一、一二四
司法省所管	三五、九三五	三五、九三五
司法本省	五三三	五三三
法務費	一九、〇八七	一九、〇八七
刑務費	一六、一三三	一六、一三三
諸支出金	六一	六一
文部省所管	一三〇、四八六	一三〇、四八六
文部本省	二、四〇〇	二、四〇〇
氣象臺	七四〇	七四〇
緯度觀測所	四五〇	四五〇
普通教育費	九〇、四八五	九〇、四八五
實業教育費	六六八	六六八
社會教育費	二、九六六	二、九六六
思想指導施設費	二六〇	二六〇
盲啞教育費	一、二二三	一、二二三
	一三〇	一三〇

款項別	昭和一〇年度	昭和九年度
大學及學校經費諸支出金	三一、三三一	三一、五七一
諸支出金	四	四
農林省所管	三一、二四一	三一、二二一
農林本省	一、五二八	一、四三九
馬政局	—	九七
森林費	二一、四七五	二一、七三一
試驗場及調査所費	一、五九七	一、六六六
生絲檢査所	一、六六六	一、六六六
種馬所及種馬牧場	一、九一八	二、〇九五
水產講習所	四五五	四五五
補助費	二、四〇一	二、七一七
諸支出金	二〇九	二二七
加額	—	一三
商工省所管		
商工本省	五、八八八	五、九五一
特許局	一、五九七	一、六五一
鑛山監督局	八〇六	八二八
試驗所及研究所費	五四六	五四一
指導所及檢査所費	一、四四三	一、四五一
補助費	九〇九	一〇三五
諸支出金	一六四	一六六
	二二	二二
遞信省所管	—	—
遞信本省	一、九六一、八九七	一、八一一、三五九
遞信費	一、〇五六	一、一三〇
電氣試驗所	四一一	五〇四
燈臺局	一、一〇七	一、一三一
年金及恩給費	一、三〇三	一、三七三
諸支出金	四五	六六
拓務省所管	一、七九三	二、一九二
拓務本省	七一五	七二八
諸支出金	一、四五九	一、四五九
經常部計	一、三一〇、三〇二	一、三六一、二九〇
【臨時部】		
外務省所管	三、八四九	一四、六一七

款項別	昭和一〇年度	昭和九年度
臨時部計	四九、八五五	四五、一五五
歳入總計	一、三四五、四二三	一、四〇五、五七四

款項別	昭和一〇年度	一一年度
營繕費	三五一	一一四二
在外公館移轉費	二三	二五
在外公館創立費	一〇三	六五
補助費	五六七	七八〇
在外國居留民臨時保護費	一、四四八	一、四五一
國際聯盟各種委員會諸費	二二五	一九七
移民保護指導費	四三〇	六二
通商振興施設費	一一〇	二一
國際文化事業費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
滿洲事件費	三、六六六	三、六七九
臨時外交施設費	一、五二〇	一、四三〇
海外在留民臨時調査費	三五	—
尼港「オコーツク」及支那事件被害者救濟費	五一〇	一、五〇五
滿洲國皇帝陛下御來訪諸費	二七	—
常設日滿經濟共同委員會諸費	—	三〇
海外臨時調査費	—	一四
日「ソ」漁業條約改訂會議諸費	—	八
在勤俸其他臨時增給	二、九一五	二、五四〇
內務省所管	二三、八五九	二五一、〇三八
補助費	一〇、二九九	一三、八〇一
治水事業費	一六、二六六	一九、五二〇
港灣改良費	七、六九一	九、四七一
道路改良費	五、三三四	一三、三二九
農村其他國營土木事業費	一四、四四八	一、一〇〇
中小河川改良助成費	四、四四三	四、四五八
地方港灣改良助成費	一、五四一	一、三二六
土木事業調査諸費	五九	五一
都市計畫調査費	三八	三八
國府縣道改良郡市計畫事業助成費	三〇〇	三〇〇
北海道拓殖費	三三、四六〇	三五、九九五
營繕費	三五	三一〇
造神宮使廳	九	三九
神宮關係施設調査費	九	九
臨時神社費	八四九	一、〇一三
神職養成及神社調査費	一一	一一

款項別	昭和一〇年度	一一年度
神社制度調査費	一、三六二	一、五八〇
警察特別施設費	〇・六	二六〇
選擧肅正諸費	一〇二四	二七
議員總選擧諸費	一、三六〇	一、三六一
傳染病豫防費	四二三	八四
衛生事業調査及奬勵諸費	八四	一、〇〇〇
國立公園費	一、八〇〇	四〇一
醫療救護費	四〇〇	一七五
沖繩縣振興事業費	九六	三三
寢兒島縣大島郡振興事業費	三三	—
小笠原島及伊豆七島水產經營費	七	一〇七
神津島砂防工事費	一〇七	一三
開墾監督費	一三	一八
地方制度及財政調査費	一八	—
雪害對策調査費	一〇	二〇七
北海道拓殖計畫調査及奬勵諸費	二〇八	七一
鄕倉奬勵費	七一	一、二四五
地方改善費	五五五	—
工場鑛業衛生調査及奬勵費	三三	—
失業對策委員會費	一四	二
住宅事務處辦費	二、四四四	二、六四四
失業應急施設費	六八〇	五〇
國民更生運動奬勵費	五〇	二一六
臨時外國行諸費	二九九	四六
復興事業殘務取扱費	五一	七〇〇
復興事業費補助	八〇〇	一〇五
震災復舊諸費	一七五	四〇
災復舊諸費	四〇	六〇
三陸地方海嘯災害豫防施設助成費	六一	一一四
罹災地市街地建築物法施行費	七〇	三七八
豆相地方震災復興諸費	一二九	五七
在勤俸其他臨時增給	六四	五七
地方財政及稅制調査費	—	三〇

款項別	昭和一〇年度	一一年度
災害費	一、三六二	一、五八〇
滿洲國皇帝陛下御來訪諸費	三六九	—
神職教養費	—	二六〇
屠毛町村財政救助諸費	—	二七
協和事業費	—	一、三六〇
東北地方出稼者保護奬勵費	—	八四
今治港修築費納付金還付額豫算に伴ふ費行過	—	一、〇〇〇
大藏省所管	—	四〇一
營繕費	三八、六五五	一七五
調査費	一一、一九五	三三
特別會計經費補充金	七四〇	—
內閣圖書保存費	一、九四七	一四
國有財產整理費	八	一五四
四分利付支那債券元利補償	四八	二〇
會計檢査院臨時諸費	三、八四六	二〇、〇五〇
震災復舊及新營費	五九	四八
緯護士臨時試驗費	一、二九七	三五
內閣官報局各種整理費	六	—
明治大正財政史編纂諸費	一一	一四
臨時外國行諸費	二〇	一五四
日本興業銀行其他造船資金貸付補給	一八五	一八
賠償事務取扱費	一四八	七八
公債端金	〇・五	五四
資源統制運用計畫應急諸費	一七一	四九
在勤手當其他臨時增給	四九	二四
臨時財政經濟調査費	二六	二〇
外國爲替管理費	一〇四	六七
稅關臨時取締費	六七	七八
滿洲事件行賞諸費	三六	四八二
臨時異動地整理費	一一	—
綿織物輸出取締費	二一	一〇
臨時利得稅徵集費	六八二	七四五
滿洲國皇帝陛下御來訪諸費	四八	—

款項別	昭和一〇年度	一一年度
東北振興事務費	一、六五四	三五
災害費	三三	九
愚給臨時取扱諸費	—	二四
議院廳舍移轉諸費	—	一〇〇
議院建築竣功式諸費	—	三一
北海道稚內拔港補助	—	五〇
東北振興特殊會社設立準備諸費	—	—
紀元二千六百年祝典事務局費	—	三三
國庫豫備金	五、〇〇〇	—
陸軍省所管	三二、四〇八	三二、四〇八
營繕費	一、〇〇二	一、二六二
國防充備費	二六、一九七	八〇、六八九
土地建造物整理費	一、一三	二、二八三
測量費	三一	三三五
震災復舊費	一、八七九	一、八七九
演習場射擊場及架橋場其他整備費	一、七四二	一、四七九
土地建物利用費	六八	六八
研究費	三三	—
地圖製造費	三四三	三九二
支那駐屯部隊費	三五五	三三一
一時賜金	三五〇	三五〇
軍用自動車奬勵費	一九四	一四
在鄕軍人會補助費	七四七	六一
軍馬傳染性貧血防遏費	三〇〇	三〇〇
滿洲事件費	三六	三六
航空部隊其他改編費	一八三、二七三	一八三、二七三
靖國神社臨時祭祭官村金	一八、一七七	一八、〇六九
在勤俸其他臨時增給	五、〇六五	五、〇六五
滿洲事件行賞諸費	四五	四五
在外武官用備品制度調査費	二、〇八八	二、〇八八
災害費	三	三
毒蟲驅除費	二、〇六四	四五〇
陸軍軍醫學校診療用器具機械增備費	—	三〇
海軍省所管	二二、八六六	二二、〇七九

款項別	昭和一〇年度	一一年度
營繕費	一一四二	一一四二
艦艇製造費	一五六、七六八	一五六、七六八
水陸整備費	二一、六七七	三九、〇九四
航空隊設備費	二九、九一四	二九、七〇六
艦船整備費	五九、九二九	六六、二八二
軍需品整備費	三三、九五三	一五、二三一
營繕費	七八九	七〇四
受託造修費	七四五	五、九四三
拂下圖誌製造費	七三	七五
研究費	一、九五一	一、七四一
一時賜金	一三四	一六七
國際水路局費分擔金	六	五
震災復舊費	一、四九九	一、三八六
艦艇派遣費	一〇〇	一〇〇
滿洲事件費	九、六二一	九、四六一
大演習費	六、〇〇〇	六、〇〇〇
軍需品管理費	一七一	一七一
在勤俸其他臨時增給	九五三	七八八
滿洲事件行賞諸費	—	五八五
教育用兵器整備費	四〇〇	四〇〇
傷病年金資格調査費	五	五
圖書整備費	九	九
衛館火災救護品復舊費	一〇〇	一〇〇
災害費	—	一五五
滿洲國皇帝陛下御來訪諸費	一〇〇	—
追加豫算に伴ふ費行過加額	三六四	—
司法省所管	二、七二〇	—
法律調査費	三八	三八
營繕費	七六六	七六六
震災復舊諸費	四三	四三
震災臨時事務費	四七	四六
思想犯罪防遏特別施設費	三五二	三四
金鐵債務調停臨時事務取扱費	七八八	七八八
臨時刑務費	三三六	三三六
災害費	二一八	二一八
司法制度調査會諸費	一〇	六九
議員總選擧檢察費	一八三	—

款項別	昭和一〇年度	一一年度
法律審議會諸費	—	—
司法警察刷新費	一八、三三九	二三四
營繕費	三四四	三〇八
文部省所管	一、五二八	一、〇一四
維新史料編纂費	六八	七五
高等諸學校創設及擴張費	—	—
臨時教員養成費	八	八
氣象技術員養成費	二	二〇
臨時調査費	二四〇	二四〇
臨時講習施設費	二三五	二三五
臨時外國行諸費	三三	四一
補助費	一、二六九	一、二六九
震災復舊諸費	二、二二二	二、二二二
大學及學校經費臨時支出金	二、四三一	二、四三一
社會教育施設費	一九〇	一六〇
國寶臨時保存費	一三八	一三八
史蹟臨時施設費	二七	二七
重要美術品其他調査及取締費	一九	一九
普通教育臨時施設費	九、八二八	六六〇
青年教育臨時施設費	三〇〇	三〇〇
思想指導臨時施設費	四七	四七
氣象觀測施設充實費	三〇〇	三〇〇
災害費	一七四	一七四
災害地方國寶臨時保存費	二九九	二九九
災害地方史蹟名勝天然紀念物臨時保存費	三六四	三七三
市町村立小學校災害建築費借入金元利補給	二九	—
在外研究員學資其他臨時增給	二三四	二四六
東北地方氣象觀測施設費	五〇三	四九九
帝室制度史編纂費	一九四	六三
教學刷新諸費	—	一〇
第十二回國際オリムピック大會招致諸費	—	二四五
追加豫算に伴ふ費行過加額	—	一〇〇
農林省所管	六二、三三二	六二、三〇九
產業奬勵費	一九、六〇一	二四、七四六

款項別	昭和一〇年度	一一年度
農村振興費	三、二九四	三、七四四
調査及研究費	八五九	一、一〇四
營繕費	一、二四六	九一〇
治水事業費	九九一	一、〇〇九
公有林野官行造林費	二、〇〇〇	二、五〇一
民有林野其他造林促進費	二、〇四九	二、二〇一
腦脚獸保護費	九八八	九八二
臨時漁業整備費	一八〇	一八〇
沿岸漁場整理費	七	七
海外漁業取締費	三五	三四
日ソ漁業條約改正準備費	七七	七七
青島牛及獸肉檢査費	五〇	五〇
獵區管理費	四〇	四〇
家畜傳染病及害蟲豫防費	三七	三七
農村經濟更生施設費	一八	三三
用排水主要工事費	六一	一八
災害地產業其他復舊助成費	二、五三七	五、三〇
災害其他施設費	八四	八四
興動成費	二、三二〇	二、三二〇
在勤手當其他臨時增給	一四、四一四	一四、四一四
米穀自治管理補助費	三三三	三三三
東北地方國有林所在縣交付金	七七	七七
追加豫算に伴ふ費行過加額	八四六	八四六
產業奬勵費	—	—
商工省所管	七、九七六	七、九七六
工藝振興費	三、三〇一	三、〇九二
貿易振興費	一、七三五	一、七三五
貿易統制費	一、四三二	一、四三二
液體燃料自給促進費	八八	八八
中小商業統制指導促進費	一、九二一	一、三三一
調査及試驗費	八七	八八
	二九五	四三四

款項別	昭和一〇年度	一一年度
營繕費	一三二	一三二
臨時整理費	二六六	二六六
改正度量衡法施行費	四〇	四〇
特許局審査處分費	一〇	八
沖繩縣振興事業費	三〇五	三〇八
鹿兒島縣大島郡產業振興助成費	八	一三
臨時產業合理局費	一五	一六
暫顧事業評價審査委員會費	三〇	一九九
製鐵所殘務費	七	七
臨時外國行諸費	五	—
中小商業經濟更生施設費	八	八
名古屋汎太平洋和博覽會開催助成費	一六三	一六三
巴里國際博覽會委員費	一〇〇	一〇〇
商工組合中央金庫設立準備費	二五〇	二五〇
臨時出資金	—	九六
紀元二千六百年記念萬國博覽會開催指導費	—	二〇〇〇
遞信省所管	一八	二八
補助及奬勵費	一三、〇六六	一三、〇六六
航路信號建設及改修費	一三、〇五七	一三、四三五
營繕費	三〇八	三〇八
造船鐵材調査費	三一	三五
電氣試驗所臨時研究費	三七	三六
船舶改善施設費	三三	三三
臨時給船檢査其他諸費	四七	四七
航空路施設費	三二	三二
器具機械設備費	三五五	三〇〇
臨時外國行諸費	一六九	一六九
在勤手當其他臨時增給	八	一
災害費	一四	一四
震災復舊及新營費	二一	二一
東北地方農村工業配電設備助成費	一四	一四
農村電氣利用改善費	七九	七九
船舶調査其他諸費	—	一三
航空路設置費	—	二四
航空機檢査施設費	—	一六七

一般會計所屬繼續費

款項別	昭和一〇	昭和十一年度	十二年度	十三年度	十四年度以降
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
航空思想普及費	—	一、六六三	一、二四七	一〇七	—
拓務省所管		一四九	一七、二四七	一、六六三	一、六六三
移住教養所費	四、九六四	二、三四三	一、三五	一〇七	—
滿洲移植民費	四八四	一、三五	一〇〇	一〇〇	—
補助費	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	—
特別會計經費補充金	一二、八三六	一二、九八	一〇	—	—
在勤俸其他臨時增給	九	九			
加算額		四三三			
臨時部計	九〇五、一一一	九五〇、三三七			
歲出總計	二、三一五、四三三	二、三一一、五一七			

特別會計歲入出

（昭和十一年度實行豫算）

費目	歲入	歲出
	千圓	千圓
外務省所管		
對支文化事業	九、四八五	三、六六八
內務省所管		
健康保險	三〇、三六	三〇、三六
勞働者災害扶助責任保險	二、八三一	二、八三一
大藏省所管		
造幣局	一四、三三〇	七、九三一
同資金部	一四、二二九	一、八、三〇
印刷局	二、一一七	八、一〇
專賣局	三八、一四九一	一八、一、一八三
大藏省預金部	一七、二一七	二六、一六一
教育基金	二、三〇五、二七五	—
國債整理基金	七七、四五七	二、三〇五、二七五
公債	七七、四五七	七七、四五七
國有財產整理資金	七、七七	七、七七
教育改善及農村振興基金	六、七〇六	六、七〇六
關東局	二八、七八九	二八、七八九
陸軍省所管		

費目	歲入	歲出
	千圓	千圓
陸軍造兵廠	九九、二〇八	九九、二〇八
千住製絨所	六、一〇〇	六、〇五五
海軍省所管		
海軍工廠資金	八六、二四五	八五、四四二
海軍火藥廠	七、六五九	七、六五九
海軍燃料廠	二五、五三九	二五、三六
文部省所管		
帝國大學同資金部	二九、四八三	二九、四八三
官立大學同資金部	一、六一九	四、六一九
	一三、〇三〇	一三、〇三〇
學校及圖書館同資金部	五三	九八四
	一七、四三五	一七、四三五
	二一七	一、一二四
農林省所管		
米穀需給調節家畜再保險	二三四、九八〇	二三四、九八〇
	五三〇	五三〇
遞信省所管		
通信事業資本勘定同用品勘定	五三、九七一	六〇、六五七
	四七、二〇四	四七、二〇四
同業務勘定	三、九、四九八	二、九三
簡易生命保險同勘定	二七七、一七六	一四八、五五六
郵便年金	一八、八六七	六、八九二
鐵道省所管		
帝國鐵道資本勘定同用品勘定	一四八、八〇八	一六三、六三一
	二〇九、六八〇	二〇九、六八〇
同收益勘定	七七八、九九五	六六九、六六七
拓務省所管		
朝鮮總督府	三、九、〇〇三	三、九、〇〇三
朝鮮鐵道用品資金	三、二三八	三、二三八
朝鮮簡易生命保險資金	九、五三三	五、一八八
臺灣總督府	一三、五、五六六	一三、五、五六六
臺灣官廳鐵道用品資金	七、五〇〇	七、五〇〇
樺太廳	三、三三三	三、三三三
南洋廳	七、三八八	七、三八八
總計	六、八九七、七八〇	六、三八〇、一一九

費目	總額	昭和十年度迄支出額	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度以降
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
內務省所管						
治水事業費	六八、〇八四	五一、四四七	一八、八二〇	一九、五三五	一〇八、三六六	
神戶港修築費	四〇、八六	三九、〇〇六	一、〇〇〇	八一〇	—	—
橫濱港修築費	二五、七三一	二一、三九七	八四四	四一〇	二、八三〇	—
小名濱港修築費	三、九二五	三、一三二	三五〇	三一一	—	—
土崎港修築費	二、九三三	二、四六九	一四四	一六五	—	—
宮古港修築費	二、四一〇	二、二三五	三五	—	—	—
浦戶港修築費	二、七六六	二、二六六	三一〇	三一〇	三三三	—
七尾港修築費	二、九九二	一、九三八	二七〇	二六五	二八九	—
尾道港修築費	四、〇六一	二、八四八	二三〇	二三〇	一六八	—
博多港修築費	四、〇四四	三、三七〇	四七四四	—	—	—
舞鶴港修築費	一、九七九	一、三七〇	三〇〇	三一九	—	—
青森港修築費	一、三〇〇	一、九五〇	三〇〇	三〇〇	一、一四〇	—
大分港修築費	一、九五〇	一、〇五〇	三〇〇	三一〇	一三〇	—
細島港修築債	二、四五〇	二、四五〇	三四〇	三四〇	—	—
三角港修築費	二、七〇〇	二、七〇〇	三四〇	三四〇	二〇〇	—
宇野港修築費	八〇〇	五五〇	一四〇	一四〇	—	—
若松港修築費	一、六五〇	八五八	一五八	一五八	三一七	—
酒田港修築費	三、九〇〇	二、九〇〇	三〇〇	三〇〇	一、一〇〇	—
廣島港修築費	二、一四〇	一、一四〇	二〇〇	二〇〇	四〇〇	—
和歌山港修築費	一、〇四〇	一、〇四〇	八〇	八〇	八〇	—
名瀨港修築費	四七、五三一	四〇、五六八	二、五九八	一、五九七	一、九九〇	—
北海道土地改良費	七五、五三五	四四、四六二	六、一八〇	六、三三七	一五、〇六五	—
北海道治水費	九三、四三三	七〇、七三三	三、五九四	三、七六八	二、七一九	—
北海道港灣費	一四四	一四四	五五	—	—	—
吉備津彥神社火災復舊費	一、九〇	八四〇	一四〇	一四〇	一四〇	—
熱田神宮外二社社殿修築並境內整理費	一、七五〇	五〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	—
宮國幣社鳥水害復舊費	四、二三九	四、二三九	一〇五	一〇五	一八	—
相模川外四箇川流域砂防費	三四〇	一四〇	八〇	—	—	—
三島神社外二社復舊費	一三三	一三三	四一	四一	—	—
志波彥神社外殿修築並境內整理費	一一三	一一三	四一	四一	—	—
櫻原神宮社殿修築並境內整理費	八〇〇	五〇〇	一四〇	一四〇	二〇〇	—
八幡戶根岡港修築並航路改良費	二、九五〇	—	二、四〇〇	二、四〇〇	四、七五〇	—

費目	總額	昭和十年度迄支出額	十一年度	十二年度	十三年度	十四年度以降
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
土地建造物整理費	四九、〇〇九	四三、三八四	二、三八六	九三七	—	—
測量費	六、五八八	六、二六三	三二五	—	—	—
各部隊線維造物其他復舊費	四二、四四四	三五、五三六	五九八	五八一	五、五五〇	—
練軍造兵廠建造物其他復舊費	三七、四四一	二七、八八八	七一四	七一四	七、二七九	—
防禦營造物復舊費	四四、二四四	四三、〇六六	七六六	七九六	一、二二七	—
演習場射擊場及架橋場其他復舊費	一八、八五四	六、九六九	一、四六一	三、〇六六	四、〇九六	—
兵備改善費	九一、〇八五	二五、九六七	二七、八四四	二七、八四〇	二四、四二七	—
航空部隊其他改關費	六六、四六〇	二四、四二六	二一、八二〇	二〇、二六六	六、九四七	—
計	一、六三一、一六六	一、四〇一、三三九	二六、八三六九	二五、九三六	一〇九、五六一	三三六、九二七
海軍省所管						
補助艦艇製造費	一、三五二、八四四	一、〇七八、五四三	一八一、四一〇	一三三、六六二	—	—
水陸整備費	三三六、七四四	三八一、〇三四	一、〇〇〇	四三、六六九	—	—
航空隊設備費	一四五、八二四	二五、〇〇六	三〇、八一七	三〇、三一〇	—	—
艦船改裝費	二一一、四〇一	一八五、一八五	六一、五一〇	四、一〇六	—	—
艦船特定修理費	一四、五〇五	一一、九一五	二、五四〇	—	—	—
帶水艦二次電池換裝費	五、六三	四、八〇六	八一六	—	—	—
兵器充實費	二九、七三九	二五、九六六	三、七一一	五六	—	—
航空隊搭載者養成所新設費	五五七	四八一	—	—	—	—
艦體機關及兵器研究費	八、四五九	二、九五九	五、四〇〇	—	—	—
官衙學校其他建造物復舊費	三〇、八七九	三〇、六四二	三三六	—	二〇〇	—
軍需品其他復舊費	五〇、四五一	三、八五五	一、一五〇	一、〇〇〇	二、四四五	—
計	二、三四五、二九八	一、七六二、四一六	二八三、八二〇	一、〇〇〇	二、四四五	—
司法省所管						
市谷刑務所移築費	一、〇一八	一、〇一八	—	—	—	—
沒見町刑務支所新營費	七九	—	三九一	三九	—	—
名古屋刑務所拘置監新營費	二九九	—	一四〇	一四九	—	—
計	一、〇一八	一、〇一八	四六〇	一八八	—	—
文部省所管						
東京帝國大學其他復舊及新營費	七二、六〇〇	五八、五一八	二、三三一	一、三一七	九、一四〇	—
氣象觀測施設充備費	一、七七	三〇	三〇〇	三〇〇	—	—
國際博覽會其他保存費	九六	五一	四五	—	—	—